

千葉商大論叢

第54巻 第2号

2017年3月

論 説

- 日本財政の持続可能性に対する信認の構造
—財政構造の健全化、財政健全化制度、財政健全化目標を中心として—
..... 齊 藤 壽 彦 (1)
- 水田三毛作農業経営の成立と持続的展開 (I)
—兵庫県南あわじ市の事例— 田 野 宏 (29)
- 物語による経営倫理教育 中 村 秋 生 (49)
- 時間概念の空間的表象と消費者評価 朴 宰 佑 (77)
- 社会交変換論 V
—問主体性行為ゾーン— 長谷川 博 (93)
- 女性従業員の人的資源管理戦略と活用政策 奥 寺 葵 (111)
- 証券詐欺成立の根拠 小 杉 亮 一朗 (127)
- 韓国の法人税法における「実質的管理場所の判断基準」に関する検討
..... 趙 珍 姫 (143)
- 製品の視覚的な重さと購買の重要性判断 外 川 拓 佑 (163)
- 朴 幸 薫 (179)
- コミュニティ・エンゲージメント概念の再検討 宮 澤 崇 (201)
- インタラク션을重視した環境マネジメント・コントロールの展開 安 藤 崇 (201)
- 欧州銀行同盟における単一預金保険制度の実現可能性
—EU改正預金保険指令にみる— 大 塚 茂 晃 (213)
- 社会的課題解決のためのセクター間協働
—境界連結者個人からはじまる組織間関係の発展プロセス— 齊 藤 紀 子 (229)
- 憲法教育 穂 山 守 夫 (247)
- 『オープンイノベーションにおけるデザインシンキングの意義』 佐 藤 千 里 (259)
- わが国の固定資産税制度に関する研究 白 木 智 昭 (275)
- 我が国のコーポレート・ガバナンスの転換点と
リスクマネジメントならびに英国型ガバナンス改革の功罪 藤 川 信 夫 (289)
- 陈潭秋关于中共党内斗争思想探析
(陈潭秋の中国共产党党内闘争思想について) 劉 艶 (311)

研究ノート

- 近代日本のプライダル報道
—明治期の『読売新聞』より— 今 井 重 男 (319)
- 四国八十八カ所巡礼に見る地域文化と地域経済 鈴 木 孝 男 (335)
- 財源としての高齢者医療？
—「増田レポート」の問題点— 田 村 充 代 (355)

その他

- 平成 28 年学外研究活動報告 (361)

千葉商科大学国府台学会

(通巻179号)

執筆者紹介

齊藤 壽彦	金融論	大学院政策研究科	名誉教授
今井 重男	ブライダル産業	サービス創造学部	教授
鈴木 孝男	経済学	人間社会学部	教授
田野 宏	経済地理学	商経学部	教授
中村 秋生	経営学	サービス創造学部	教授
朴 宰佑	マーケティング、 消費者行動論	商経学部	教授
長谷川 博	マーケティング	商経学部	教授
奥寺 葵	経営学	商経学部	准教授
小杉 亮一朗	金融商品取引法	商経学部	准教授
田村 充代	政治学	政策情報学部	准教授
趙 珍 姫	租税法、国際租税法	会計ファイナンス 研究科	准教授
外川 拓	マーケティング、 消費者行動論	商経学部	准教授
宮澤 薫	マーケティング、 消費者行動論	サービス創造学部	准教授
安藤 崇	会計学	商経学部	専任講師
大塚 茂 晃	金融論	商経学部	専任講師
齊藤 紀子	ソーシャルビジネス論、 ボランティア論	人間社会学部	専任講師
藤川 信夫	国際取引法	商学研究科	客員教授
穂山 守夫	憲法	商経学部	非常勤講師
佐藤 千里	経営学、イノベーション学	商経学部	非常勤講師
白木 智昭	地方財政論	経済研究所	客員研究員
劉 艶	中国現代史	武漢紡績大学	准教授

〔論 説〕

日本財政の持続可能性に対する信認の構造

——財政構造の健全化, 財政健全化制度, 財政健全化目標を中心として——

齊 藤 壽 彦

目 次

はじめに——国債の信用の基礎としての財政の持続可能性に対する信認——
第1章 財政歳出入構造の健全化
第2章 財政健全化制度による財政規律の維持
第3章 財政健全化目標設定による国家債務返済意思表明
むすび

はじめに——国債の信用の基礎としての財政の持続可能性に対する信認——

1 信用と財政信認に関する概念規定

個々の人々の心理関係を意味する期待としての信頼 (trust) に基づいて, 信認と信用とが成立する。この「信頼」は, 経済社会関係において信じて認めるという関係が成立する場合には「信認」(confidence) となる。この信認という概念を, 財産の所有者 (委託者) が他の人 (受託者) に財産の管理・処分を委託をする場合に限定して用いる場合には「信託」(trust) と呼ばれる (財産の名義は受託者に移転)。信託を除いた信託類似の法律関係は「信認関係」と呼ばれる (委託者・受託者間の fiduciary relationship)。

信認は, 個々の経済主体が特定の取り決めを行ったわけではないが, 社会の多くの人々が信じて認めるという認識が成立する場合には「社会的信認」ということができる。これには確実性に対する多くの人々の信認と希望が実現することに対する多くの人々の期待としての信認がある。この社会的信認は金融市場や金融政策, 財政などの分野において成立する。財政に対する社会的信認 (財政信認) には財政の持続可能性に対する信認と人々の要求が満たされることへの期待としての信認とがある (個々人にとっては財政に対する信頼) とがある。「社会的信認」は, 貨幣のようにすべての人々が信じて認めるというものになれば「一般的信認」(一般的受容性) となる⁽¹⁾。国民すべてが貨幣を受け入れることを認めること (一般的受容性) は「一般的信認」(general credibility), 貨幣を鑄造する国家の貨幣高権に対する国民一般の信認は「国家信認」(state credibility, マルクスのいう「国家信用」) といえよう⁽²⁾。

経済概念としての「信用」(credit) は, 将来における貨幣の支払約束を「信頼」した取引

(1) 齊藤壽彦 [2003] 27 - 40 ページ, 齊藤壽彦 [2014] 25 - 29, 47 - 51, 99 - 103, 112 - 118, 261 - 275 ページ, 等を参照されたい。

(2) 齊藤壽彦 [2014] 261 - 264 ページ等を参照。

である。この意味での信用は、狭義の「支払能力」(solvency)及び短期性支払い能力としての「流動性」(liquidity)(現金、預金、または大きな損失なく即座に現金化できる短期債券などの短期性資産)保有という「信用力」(credit capability)に大きく依存している(支払不能はinsolvency)。またこれは、担保などによって裏づけられた「安心としての信頼」や、「支払意思」、誠実に支払約束を果たそうとする「相手への思いやりから生じる信頼」によっても規定されている。

信用には私的信用と公信用とがある。「国債」(national debt, government loan)は、「公信用」(public credit)の一形態である。国家が関わる公信用には、国家の受信(中央銀行からの借入、国債発行、国家の預金受入れ)と国家の与信(財政融資や国家への国家機関の資金預託)とがある。国債は国家の受信に属する。国債は国家が将来における貨幣の支払いを約束したものであって、特に、国家が譲渡可能な債務証券(government bond)を発行することによって、資金を調達するものである。この支払財源の中心は将来の税金収入である。投資家はこの支払約束を信用して国債(government bond)に投資する。

国債の「信用」は、社会的信認の1形態である「財政信認」(financial confidence)に基づいている。この財政信認は、社会の多くの人々または企業、団体が財政を信じて認めるということである。その核心は財政が維持可能であるということを社会が信じて認めるということ、すなわち、財政の維持可能性、持続可能性(sustainability of public finance)を信認するということである。また、「財政信認」には国民生活の向上を図ることを納税者が国家財政に期待する(信頼する)という信認(confidence)の意味もある。

財政の維持可能性、持続可能性とは、現存する政府債務の長期的な償還可能性である⁽³⁾。これは、現時点では財政が破綻していない状態であって、「(数十年後という)遠い将来における政府負債のGDP比率が現時点と同水準に終息するかどうか」という基準に照らして判断される。すなわち、現実的な増税によって将来の政府負債GDP比率を一定の水準(通常は現時点での水準)に収束させることができると判断される場合に財政が持続可能ということになる⁽⁴⁾。財政の維持可能性、持続可能性に関する研究によれば、財政が維持可能であるためには、国債残高の対GDP比が増加した場合に、政府が基礎的財政収支を改善させる行動をとっていなければならないとされる。基礎的財政収支が均衡した状態では、政府債務が存在していても、名目成長率が公債の利子率よりも高ければ、財政は持続可能であるとされる。

インフレによる国債の財産価値の実質的低下、債務の実質的棒引きによる財政維持は、形式的には財政維持が可能であるとしても、これは事実上の財政破綻とみなしうる。

2 財政の持続可能性に対する信認を支える要素

財政の維持可能性に対する信認は、国家の経済的信用力(支払能力や流動性保有)に大きく依存している。国家の支払能力は基本的に徴税能力と歳出状況に規定される。国家の財政構造が財政の持続可能性に対する信認の基礎となる。

健全な財政とは税金を主財源として歳出を賄い、債務に依存しない財政であるといえる。赤字財政が生じた場合、歳出削減、増税等を行うことによって、財政収支の均衡を図る

(3) 大矢俊雄編 [2015] 59ページ。

(4) 白川浩道 [2010] 37ページ。土居丈朗 [2006] 4ページ。鎮目雅人 [2009] 153 - 155ページ。

ことが財政健全化である。政府債務の対GDP比率の引下げも財政の健全化といえる。財政の健全化は財政の持続可能性に対する信認、国家の信用力強化につながる。

国債の「信用」、財政の持続可能性に対する信認を確保するためには、国債の支払いを確実にするための制度の整備、すなわち、財政健全化に寄与する財政規律に関する制度や国債償還制度の整備も重要である。

この制度・仕組みとしては、第1に、財政ルール確立をあげることができる⁽⁵⁾。第2に、国債を確実に償還するための制度として、減債基金の積立てや国債整理基金特別会計の設置などがある。

国債の信認確保が財政制度改革等に依存するところが大きいことはイギリスの歴史的経験から明らかである⁽⁶⁾。

国債の「信用」、 「財政の持続可能性に対する信認」には、国家の「返済の意志」が大きく

(5) 内閣府政策統括官室（経済財政分析担当）[2010] 172、175 - 179ページ。

① 英米では、財政健全化のための法的枠組づくりがなされている。イギリスでは、法律ではないが、閣議決定され、議会で承認された「財政安定化規律」（中期財政運営に関する原則等基本的な枠組み規定）が1998年に定められている。アメリカには、裁量的経費について、「1990年包括予算調整法」（Omnibus Budget Reconciliation Act of 1990）の一部としての「1990年予算執行法」（Budget Enforcement Act of 1990）に基づいて、毎年の歳出予算法で裁量的経費の支出に上限を設ける「キャップ制」が導入されており、また、義務的経費について、新たに歳出像・歳入減を伴う政策を実施する場合に、別の歳出削減・増取措置を義務付ける「ペイ・アズ・ユー・ゴー原則」が導入されており、これに反する場合は、大統領令による歳出の一律削減が適用される（内閣府政策統括官室（経済財政分析担当）[2010] 175 - 176等）。これらの財政規律はその後にも継続したが、2002年度末にキャップ制とペイ・アズ・ユー・ゴー原則は期限切れとなった。だが2010年のペイ・アズ・ユー・ゴー法（PAYGO法）と2011年の予算管理法（BCA）によってこれらの制度が復活した（渡瀬義男 [2016] 39 - 40ページ、鈴木克洋 [2016] 14ページ）。EU加盟国においてはマーストリヒト条約に基づき財政赤字や債務残高のGDP比に上限が設定され、財政健全化に大きな効果を発揮した。財政赤字（フロー）はGDP比率で3%、債務残高（ストック）はGDP比率で60%をこえないようとする数値目標が設定されている。ニュージーランドでは1994年の財政責任法が、オーストラリアでは1998年の予算公正憲章法が、中長期的な財政戦略、予算編成の基本方針等、財政運営全般に関する基本的な枠組みを規定している（内閣府政策統括官室（経済財政分析担当）[2010] 175 - 176ページ。下井直毅 [2011] 4、81、86、92ページ。田中秀明 [2011] 154ページ）。

② アメリカやEUなどでは、財政健全化のための目標（財政再建に向けた工程やペースを示すもの）が設定されている（内閣府政策統括官室（経済財政分析担当）[2010] 176 - 177ページ）。

③ 予算単年度主義の欠点を補うために、中期財政フレームの策定も行われている（同上、177 - 178ページ）。

④ 財政健全化のための制度・仕組みとしては、予算編成プロセスの改革（支出総額へのシーリング設定等）が諸外国で実施されている（同上、178 - 179ページ）。

(6) イギリスでは1600年代後半の名誉革命の結果、債務契約を重んじる基礎が築かれ、国債が信認を得られ、必要な戦費を調達することができた（Reinhart & Rogoff [2009] p.65。ラインハート & ロゴフ [2011] 117 - 118ページ）。1803年から1815年のナポレオン戦争を経て、英国政府の債務残高は、国内総生産に対して1821年に260%にも達したが、これだけでは債務危機は発生しなかった。イギリスはほぼ100年かけて債務を減らした。この間、イギリス国債の金利は、1815年から1914年までの1世紀にわたって低くかつ安定していた。この背景には次のような事情があった。1815年から1865年ごろまでの50年間は債務残高が7.4億～7.9億ポンド程度で安定していた（財政収支均衡策が採用され、債務の増大は回避された）。イギリス国債の信用は、議会による予算統制で裏打ちされていた。1821年にイングランド銀行券の金兌換が再開され、インフレが抑制された。1866年からグラッドストーン蔵相が債務残高を削減する政策を採用した。1875年にはノースコート蔵相が本格的に国債を償還することを目的として減債基金を創設した。1888年にゴッシェン蔵相が国債の低利借り換えを実施したのである（富田俊基 [2006] 160 - 174ページ。北村行伸 [2010a]。翁邦雄 [2017] 226 - 227ページ）。

かかっている。企業や個人が倒産、破産、破綻した場合には、債権回収の方策が認められている。だが国家の破綻の場合には、債権者がそれを執行する力は相当に制限されている。国がデフォルトを起こす主な原因は、「返済能力」(ability to pay)ではなく「返済の意志」(willingness to pay)

であるということが指摘されている⁽⁷⁾。

財政健全化目標、財政健全化計画を公表することは国債に依存した国家が返済意志を有していることを公に示すものとなる。これは財政の持続性に対する信認確保に寄与するものとなる。

3 本論文の課題

日本の政府債務残高は世界最悪の部類に属するが、国債の相場の暴落という事態は生じていない。だが「今回は違う」、「今の日本は違う」と慢心すれば、いずれ大きな失敗を冒すことになる。公的債務危機、財政破綻危機、財政信認危機はいつでも起こりうることであり、という歴史の教訓を日本も学ぶ必要がある⁽⁸⁾。日本国債が暴落すれば日本は極めて深刻な打撃を受ける。その暴落は回避されなければならない。

日本国債が暴落するかどうかは、日本財政の持続可能性に対する信認の維持可能性によって大きく規定されている。この信認が喪失していけば国債消化が困難となる。日本の国債が将来暴落しないようにするためには財政の持続性に対する信認の維持方を検討する必要がある。

私はすでに日本国債との関連で財政信認の問題を検討している⁽⁹⁾。本稿では特に戦後の日本財政において、どのような財政の持続可能性に対する信認の維持方策が採用されてきたかということ立ち入って考察する。これについて、財政構造の健全化、財政健全化制度、財政健全化への意思表示という3つの点を検討する。財政に関する研究は多いが、財政の持続可能性に対する信認という観点から総合的に論じたものは少ないといえよう。

「財政信認」に関しては、「財政の持続可能性に対する信認」に関わる税制や社会保障の詳細な内容、経済成長と財政健全化の両立、財政健全化に対する国民や市場の理解の確保、国債市場における国債消化構造、金融抑圧(政府債務の利払い抑制)、日本銀行の金融政策、さらには「納税者の国家に対する期待としての信認」などについても検討しなければならないが、これらについては紙面の都合上別稿に譲りたい。

(7) ラインハート & ロゴフは、1970～2008年に中所得国のデフォルト時における対外債務残高の対GDP比率60%未満でデフォルトの半分以上が起きている事実を指摘し、返済能力よりも返済意志の方が重要であると主張している。債務国には長期にわたって債務を返済する意志が十分であると貸し手が確信していたら、債務国は流動性不足に陥る可能性はないと述べている(Reinhart & Rogoff [2009] p.24, 52, 54. ラインハート & ロゴフ [2011] 63, 99, 101 - 102ページ)。井上久志 [1985] は、「金融機関の国際貸付に関わるカントリーリスクの評価は、結局、債務国の対外返済の能力(capability)と意志(willingness)とを吟味・評価することにはかならない」と述べている(192ページ)。

(8) ラインハート & ロゴフは、公的債務危機はいつか来た道であり、どこの国でもいつの時代でも起こりうることであり、「今回は違う」(This Time is Different)と考えることを戒めている。信認の喪失による危機、債務危機が予測困難な理由として信認(confidence)の移ろいやすさをあげている(Reinhart & Rogoff [2009] pp.xxxix - xliv, 15, 290-292. ラインハート & ロゴフ著、村井章子訳、19 - 26, 47 - 48, 412 - 414ページ)。

(9) 齊藤壽彦 [2013] 44 - 59ページ。

第1章 財政歳出入構造の健全化

第1節 財政歳出入構造の状況

財政の持続性に対する信認は基本的には財政構造に規定されている。その状況を示す量的指標としてプライマリーバランスや政府債務残高(ストック)の対GDP比率があげられる。その信認維持策を考察する前提として、日本におけるこの状況を見てみよう。

プライマリーバランス(基礎的財政収支、すなわち国債発行収入などの債務性資金を除いた財政収入と国債元利払いなどの債務性資金支払いを除いた財政支出との収支)は財政のフロー面を示す指標である。国ベースのプライマリーバランスは1993年度(平成5年度)以降赤字となっている。2016年度予算においては、一般会計歳入総額96兆7218億円のうち、租税および印紙収入その他収入は62兆2898億円(歳入総額の64.4%)、公債金34兆4320億円(35.6%)となっている。一方、一般会計歳出総額96兆7218億円のうち、基礎的財政収支対象経費は73兆1097億円(歳出総額の75.6%)、国債費は23兆6121億円(歳出総額の14.2%)となっている。したがって、同年度予算において、プライマリーバランスは10兆8199億円の赤字となっている⁽¹⁰⁾。

2009年度には、国ベースのプライマリーバランス赤字の対名目GDP比率は8.0%に達していたが、その後プライマリーバランスは改善され、2014年度にはその赤字の対名目GDP比は4.4%となっている。2016年1月の内閣府の試算によれば、「経済再生ケース」の場合(日本経済再生に向けた経済財政政策の効果が着実に発現した姿)、その比率は3.4%となっている。プライマリーバランスが赤字であるという状況は変わっていない⁽¹¹⁾。第1図などに見られるように、国・地方合算のプライマリーバランスは、2016年度には、「経済再生ケース」、「ベースラインケース」(経済が足元の潜在成長率並みで将来にわたって推移する姿)とも15.9兆円の赤字(その対名目GDP比は3.1%)と推計され、国・地方合算の国・地方合算のプライマリーバランスの赤字構造は2024年度になっても解消しないと見込まれている⁽¹²⁾。

政府債務残高(ストック)の対GDP比率は、1990年代後半に財政の健全化を着実に進めた先進国と比較して、1998年以降急速に悪化した。1997年に100%を超えたその比率は、1998年には113%に高まり、2002年には150%を超え、さらに2011年には200%を突破し、2016年には233%に達するにいたっている。近年、先進国でその比率が200%を超える国は先進国で日本以外には存在せず、その比率は2000年代には先進国の中で最悪となっているのである。第2図から明らかなように、その比率は国債相場が暴落したギリシャよりもはるかに高い水準となっている⁽¹³⁾。

現在、我が国の債務残高は歴史的にも国際的にも、ほとんど例を見ない水準となっており、しかも、急速な高齢化の進展の下で、政府の「債務残高累増の趨勢は未だに止まる展望が見えない」⁽¹⁴⁾。

(10) 財務省[2016a]1-2ページ。

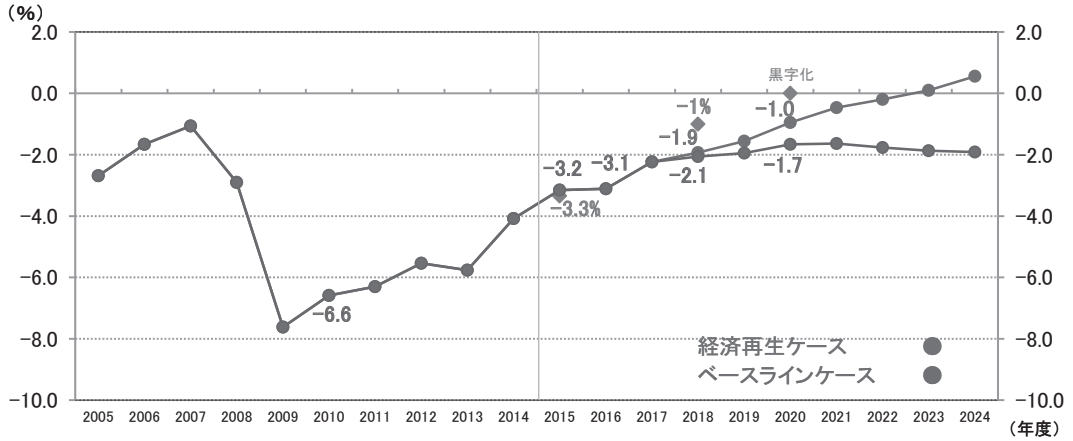
(11) 財務省理財局[2016]169ページ。

(12) 内閣府「中長期の経済財政に関する試算」2016年7月26日、経済財政諮問会議提出資料。

(13) 財務省[2016a]8ページ、財務省[2016b]9ページ等。

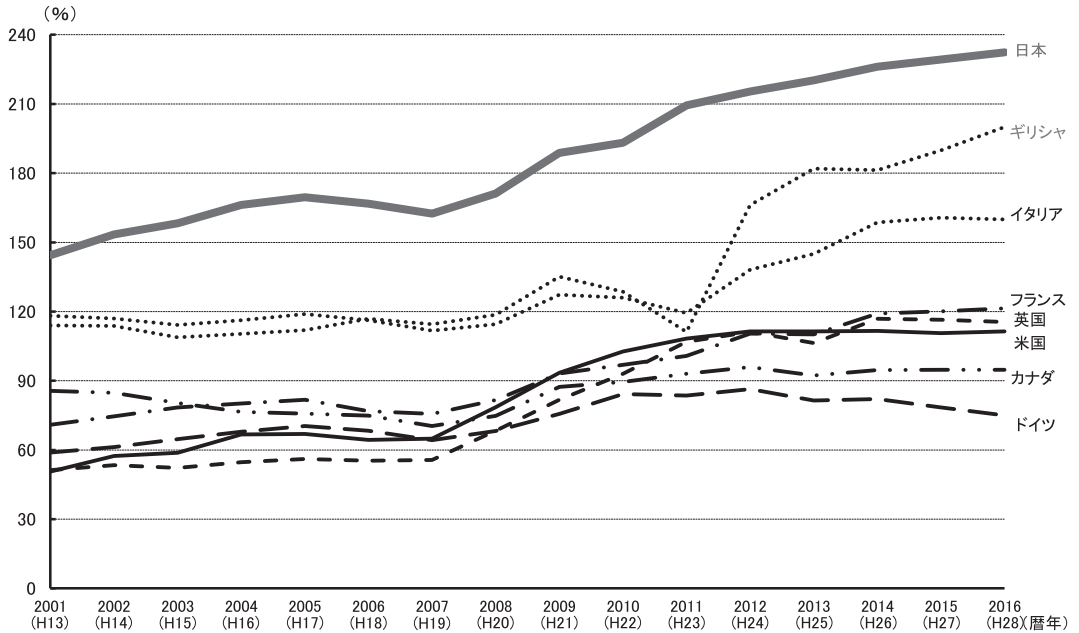
(14) 財政制度等審議会「平成28年度予算の編成等に関する建議」(2015年11月24日)等を参照。

第1図 国・地方の基礎的財政収支（プライマリーバランス）の対GDP比



(出所) 内閣府「中長期の経済財政に関する試算」2016年7月26日, 経済財政諮問会議提出資料, 5ページ。

第2図 国・地方政府の債務残高の国際比較 (対GDP比)



(出所) 財務省『日本の財政関係資料』2016年4月, 8ページ。

日本の財政構造はこのようにきわめて厳しいものとなっているのである。

日本の財政の赤字構造の内訳は以下のようなものとなっている。

歳入面では, 2016年度予算における歳入のうち, 税収は約58兆円を見込んでいる(所得税が18.6%, 法人税が12.6%, 消費税が17.8%, その他の税が9.6%, 計58.6%)。印紙収入は歳入の1.1%を占めるに過ぎなかった。税収では歳出を賄えず, 歳入の35.6%は公債金(建

設国債・特例国債)に依存していた。

国債累増の主要因は、景気の悪化や減税による税収の落ち込みであった。地方財政の悪化に伴う財源不足の補填(地方交付税交付金等)もその1要因となっている⁽¹⁵⁾。

歳出面では、1990年代は公共事業関係費の増加が国債残高の増加の主要因であったが、近年では一般会計歳出の膨張の最大の要因は少子高齢化に伴う社会保障関係費の膨張であった。

政策的経費の中では、社会保障関係費が最大のウエイトを占め、地方交付税交付金等歳出がそれに次いでいる。国債の元利払いに充てられる費用(国債費)も年々増加している。一方、その他の政策的な経費(公共事業、教育、防衛等)の割合が年々縮小している。2016年度予算においては、社会保障が31兆9738億円(33.1%)、地方交付税交付金等が15兆2811億円(15.8%)、公共事業5兆9737億円(6.2%)となっている。社会保障関係費と国債費と地方交付税交付金等で歳出全体の7割以上を占めている⁽¹⁶⁾。

第2節 財政歳出入構造とその健全化の歩み

国債の信用維持のためには財政の健全化を図り、財政を維持可能なものとする(国家の支払い能力を確保する)必要がある。財政危機、財政破綻に陥った諸外国の事例(新興国の事例である1998年のロシア危機、1999年～2002年頃のアルゼンチン危機、先進国の事例である1976年のイギリスIMF危機、1991年～1994年頃のスウェーデン危機、1992年～1993年頃のイタリア危機、2009年以降の欧州債務危機を見れば、歳出の膨張に対する歯止めの欠如や必要な改革の先送りなどを背景に、財政赤字の拡大や政府債務残高の累積が進んでいる場合が多い⁽¹⁷⁾。

国債の信用維持、財政の持続可能性に対する信認の維持のためには財政再建、財政健全化が必要となる。「増税と歳出削減」への取組を着実に進展させなければならない⁽¹⁸⁾。

戦後我が国における財政歳出入構造とその健全化の歩みを振り返ってみよう。

1 長期国債への依存再開と「財政硬直化」対策

我が国では1965年不況を背景として1965年度に歳入補填のために長期国債発行が再開された。1966年度以降は建設国債が発行されている。

このような状況のもと、1960年代後半に大蔵官僚によって「財政硬直化」論が主張されるようになった。これは財政が果たしているサービスには、治安、防衛、外交など国の基本的な機能であり国民のすべてにかつ等量に及ぶサービスと、特定者の受益となるサービスとがあり、後者については「応益原則により、これを負担してもらうのが最も合理的」であるとしてこの分野に対する政府歳出を抑制しようとするものであった⁽¹⁹⁾。1968年度予算編

(15) 財務省[2016a]9ページ。1990年度末から2016年度末にかけて、公債残高は約664兆円増加している。このうち税収等の減少要因は約138兆円、歳出の増加要因は約378兆円を占めている。税収減(約197兆円)、社会保障関係費(約251兆円)だけで公債残高増加額の7割程度を占めている(9ページ)。

(16) 財務省[2016a]1ページ。

(17) 太田哲生[2011]38-51ページ。

(18) 各歳出分野における取組についての財政制度等審議会の考え方については、財政制度等審議会[2014]等を参照されたい。

(19) 安藤実[1996]37-38ページ。

成にあたっては「財政硬直化」打開のキャンペーンが打ち出され、財政への安易な依存ムードの排除が試みられた。

だが1968年以来、営々と続けられていった大蔵省の財政硬直化対策は、1971年8月のニクソンショック後、円高に対する恐怖感からの景気浮揚対策としての1972年度超大型予算編成によって挫折した⁽²⁰⁾。

2 大量の赤字国債への依存と大平内閣、鈴木善幸内閣、中曽根内閣の赤字国債脱却方針

我が国経済は1974年に高度経済成長期から安定成長期に移行し、歳入不足が顕在化した。財政が経済を支えることも求められた。かくして1975年度補正予算において10年ぶりに歳入不足補填のための特例公債の発行が再開された。赤字国債が継続的かつ大量に発行されるようになっていった。

このような状況のもとで、1975年度後半に政府は「赤字国債依存体質からの脱却」を財政健全化の目標とするようになった。1978年に首相に就任した大平正芳が述べているように、当初は1984年度がその目標年次とされていた⁽²¹⁾。

大平首相は消費税導入に全力を注いだ。だがこれは各方面から極めて強い反対を受け、同首相は1979年9月に断念した。

1979年12月21日、政府・与党は「財政再建に関する決議」を可決し、財政再建は、一般消費税によらず、まず行政改革による経費の節減、歳出の節減の合理化、税負担公平の確保、既存税制の見直し等から抜本的に推進することとした⁽²²⁾。1980年代に我が国では財政再建へ向けての歩みが開始された。1980年を「財政再建元年」とし、1984年度の特例公債脱却を目標とする財政改革が始まった。1980年7月に鈴木善幸内閣が成立し、1981年度予算(当初予算)では公債発行額の減額が行われた「増税なき財政再建」という財政理念が1981年に成立した第2次臨時行政調査会によって掲げられた。こうして新自由主義的な行政改革が進められることとなった。1982年に成立した中曽根内閣などによって増税の回避と社会保障費の抑制が進められた⁽²³⁾。

その後も租税率をなるべく抑え、財政再建時に必要な負担が生じる場合、社会保障の負担でカバーする方針が継続している⁽²⁴⁾。

(20) 窪田修 [2016] 372ページ。米澤潤一 [2013] 36-38ページ、同 [2016] 114 - 127ページ。

(21) 前山秀夫 [2014] 52ページ。中島将隆 [2016] 50ページ。大平蔵相は、いったん財政が膨張するとこれを縮減することが困難であることをよく承知していたが、経済が縮小均衡に陥ることを恐れてあえて赤字国債の発行に踏み切った。同蔵相は、1976年9月号の『ファイナンス』の中で、赤字国債の発行は1979年までには全部やめてしまいたいと述べていた(大平正芳回想録刊行会編 [1982] 384ページ)。特例国債発行再開が大平蔵相の苦衷の選択であったことについては米澤潤一 [2016] 16 - 17ページを参照されたい。

(22) 宋 宇 [2016] 26ページ。

(23) 窪田修編 [2016] 373 - 374ページ、安藤実 [1996] 103 - 110ページ。1981 ~ 93年の臨時行革では、国鉄・電電等三公社の民営化、歳出削減を意図した実体政策の見直しなどが実施された(増島俊之 [2001] 113ページ)。

(24) 日本においては、大平内閣の一般消費税導入の失敗以降、「増税なき財政再建」や「徹底的な行政改革」への支持が強かった。橋本内閣の負担増を含めた財政再建路線の経済不況を経て、増税(特に消費税率見直し)への警戒が強くなった(小池拓自 [2011] 41ページ)。生活困窮が放置された日本では、生存と尊厳を守るための財政に対する信頼、信認が乏しく、国民の租税負担への抵抗感が非常に強かった(佐藤茂・古市将人 [2014] 等を参照)。日本の租税負担率は1970年代中葉から1989年まで増加していくものの、その後の景気後退に伴う減収および数回の減税政策により減少し、結果として1970年から2010年までに対GDP比でわずか2.6ポイント

景気の低迷による税収減などの影響により、赤字国債脱却目標達成が困難となり、1983年に、1990年度を新たな目標達成年次とすることに改訂された。

バブル経済による大幅な税収増によって、1980年代後半には赤字国債の発行額は減少していき、1990年度になってようやく赤字国債依存から脱却できた。(ただし1990度には湾岸臨時特別公債の発行がある)。

3 橋本内閣による財政構造改革の推進

1991年にバブル経済が崩壊して日本経済は低成長期に移行した。1990年代には税収は減少し、公共事業関係費が増加した。1994年度以降、国ベースのプライマリーバランスは赤字となり、日本財政は再び赤字国債に依存するようになった。

1997年度以降、橋本内閣のもとで、財政構造改革による財政健全化の取組みが開始された⁽²⁵⁾。1980年代にはイギリスにおけるサッチャー政権、アメリカのレーガン政権の成立により、世界的に新自由主義的な政策が大きな政治的影響力を持つようになった。この自由主義は福祉国家体制を批判し、個々人の企業活動の自由を主張するものであった。この時期はグローバル資本主義が形成された時期でもあった。1990年代にはグローバリゼーションの本格化の下で新自由主義的政策が世界的に展開されることとなった⁽²⁶⁾。日本も例外ではなかった。日本の新自由主義政策は橋本政権発足後本格化した。橋本内閣は、フリー・フェア、グローバルをスローガンとする日本版金融ビッグバンを展開した。

また、橋本内閣は、1997年度を財政構造改革元年と位置付け、聖域を設けることなく、徹底した歳出の洗出しに取り組んだ。「財政構造改革法」も制定した。同改革法では、国と地方の財政赤字を対GDP比で3%以下にすることや各歳出項目の量的縮減目標が掲げられていた⁽²⁷⁾。

橋本首相の六大改革は、新自由主義の考えに基づいて、福祉国家機能を縮小し、1980年代半ば以降の英米のようなグローバル、金融型にするための改革の体系であった。社会保障は、国や地方自治体の公的責任から私的努力の支援へと薄められた⁽²⁸⁾。

4 財政構造改革の挫折と無制限的国債発行時代への移行

財政構造改革への取り組みにもかかわらず、プライマリーバランスの赤字の改善は大きくは進まなかった。1997年秋以降は金融システム不安や景気の悪化のために財政構造改革

ントしか増加していない。

社会保障負担率は1970年から2010年にかけて12.1ポイントも上昇している(宋 宇[2016]29ページ)。戦後日本では社会保障制度が発展を遂げていった。すなわち、1961年に「国民皆保険・皆年金」が実現し、高度成長を背景に拡充を続け、1973年には「福祉元年」を迎え、老人医療費の無料化などが導入された。だが経済の安定成長への移行、「増税なき財政再建」、将来の高齢社会への到来に対応するために、1970年代後半から1980年代にかけて、全面的な社会保障制度の見直しが行われた(厚生労働省編『厚生労働白書』2011年版、32-33ページ)。

日本では1989年(竹下内閣期)に消費税が導入されていたが、ネットでは減税が進められていったのであり、財政赤字削減策は歳出削減に依存する方策が採用されていた(宋 宇[2016]28ページ)。

(25) 窪田修編 [2016] 377ページ。

(26) 菊池信輝 [2016] 141-142ページ。

(27) 窪田修編 [2016] 377ページ。前山秀夫 [2014] 52ページ。

(28) 菊池信輝 [2016] 152 - 154ページ。

は挫折した。

1998年7月に成立した小淵政権は積極的な政策を採用した。1998年12月には財政構造改革法は凍結された。景気回復への取組みが重視されることとなった。同年度以降、国債の無制限的な発行が行われるようになった。財務省理財局 [2016] によれば、国ベースのプライマリーバランスの赤字の対GDP比率は1999年度には5.4%に達するに至った(169ページ)。

2000年4月に成立した森喜朗内閣の下でも財政再建は進展しなかった。

5 小泉内閣による財政構造改革の取組みの本格化

社会保障関係費の増大などを背景として、財政赤字は2000年代には深刻化な状況となった。だが無制限的国債発行下において財政健全化が放置されたわけではなかった。

2001年に発足した小泉内閣は、新自由主義の考え方に依拠しながら、財政構造改革をはじめとした諸般にわたる構造改革に本格的に取り組み(「聖域なき構造改革」)、「聖域なき歳出削減」を目標に掲げた。同内閣は財政再建に本格的に取り組んだ。

国・地方のプライマリーバランスの黒字化を目標とした財政健全化目標は、小泉内閣時代の2002年1月に、財政の中期展望(「構造改革と経済財政の中期展望」)を初めて策定した際、「2010年代初頭にはプライマリーバランスを黒字化する」と規定したことに始まる⁽²⁹⁾。2006年7月に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」では、歳出削減と歳入改革の一体改革の考え方が示された。国・地方を合わせたプライマリーバランスを2011年度には確実に黒字化する目標が掲げられた⁽³⁰⁾。

同政権の政策は、実質的な増税を行うことなく財政収支の均衡を図ろうとするものであり、このような形態で財政再建を図ろうとするものであった。同内閣では目立った増税措置が取られていない。1980年代と同様に一般会計歳出の縮減が進められた。社会保障費は毎年度増加しているが、その増加には毎年度、歳出の抑制がかかっていた。高齢化の進行などの要因によって毎年度自然増を示す社会保障関係費において、裁量的な歳出削減が実施されたのである。社会保険料の引上げが一貫して行われた。国際的に見て日本の国民負担率は相対的に低かったが、その構成としては、社会保険料の割合が他国と比較して非常に速いペースで増加していった。公共事業費の削減も行われたが、その財政再建に対する貢献は大きなものではなかった。社会保障関係費と公共事業費の削減は1980年代には一時的な措置にとどまっていたが、小泉内閣期には実質的に歳出抑制と削減を達成するものとなっていた⁽³¹⁾。

2002年度から歳出抑制の取組みが始まり、毎年度2200億円の抑制目標が立てられ、その金額が、医療、介護、年金、雇用、生活保護という各分野に割り当てられていくこととなった。1980年代の歳出削減措置はいわゆる繰り延べ措置によるものであって、国民に実質的に影響のないものであったが、小泉内閣期の歳出削減は、そのしわ寄せがサービスの縮小や負担増加の形で、事業者や国民にいくこととなった⁽³²⁾。

また、地方財政計画における国庫支出金の縮小や地方交付税の裁量的な削減が行われ

(29) 前山秀夫 [2014] 52ページ。

(30) 窪田修編 [2016] 378ページ。

(31) 宋 宇 [2016] 31, 59, 66 - 80ページ。

(32) 宋 宇 [2016] 63 - 71ページ。

た。地方交付税が財政収支の改善要因となるのは2005年度からであるが、これは2000年代の一貫した地方交付税の減少の結果である。地方交付税の総額の削減は、とくに小規模町村を中心に大きな財政上の負担を地方団体に押し付けるものとなった⁽³³⁾。

このような形で2004年度以降、我が国のプライマリーバランスはいったん改善方向に向かうこととなったのである。

だが小泉政権の末期になると、改革の果実よりも新自由主義の弊害が明らかとなってきた。地方経済の衰退や非正規雇用の増加に伴う賃金格差、社会保障の削減に伴う社会の不安定化という構造改革の矛盾が顕在化していった。新自由主義への国民の合意が失われていく傾向が生じてきた⁽³⁴⁾。

6 構造改革政策の修正

新自由主義的な構造改革路線はその後の自由民主党政権に継承されていった。だが、その方策は部分修正されることとなった。小泉内閣の後を継いで2006年9月に発足した第1次安倍内閣は、「成長なくして財政再建なし」との理念を打ち出した。2007年9月に成立した福田内閣は経済成長戦略の具体化を進めた。もっとも、日本の状況では、財政再建に関して経済成長に多くを期待することは難しかった⁽³⁵⁾。

2008年9月にはリーマン・ショックが発生した。同月に成立した麻生内閣は、景気対策の必要に迫られた。同年から2009年にかけて、日本の財政収支は急激に悪化した。

麻生内閣時代の「経済財政改革の基本方針2009」（2009年6月）では、プライマリーバランスを2011年度までに黒字化することは困難であるとみなし、「今後10年以内に国・地方のプライマリー・バランス黒字化の確実な達成を目指す」とした。プライマリーバランス黒字化の目標年次は先送りされたのであった。

7 民主党の財政構造政策

2009年9月は民主党政権が成立した。同政権の下でもプライマリーバランスの赤字は深刻な問題となっていた。国ベースのプライマリーバランスの赤字の対GDP比率は2009年度には8.0%に達していた。

同政権は2010年6月に、「財政運営戦略」を制定してフロー（収支）とストック（残高）の両面にわたる財政健全化目標を定めるとともに、3か年を対象とした中期財政フレームの枠組みを導入した⁽³⁶⁾。

民主党は1980年代以降削減されてきた福祉国家政策を逆転させることを公約に政権を獲得したのであった。同党は非自由主義政策の採用を期待されていた。だが同党の公約実現は困難を極めた。民主党政権には福祉国家志向と新自由主義志向の二面的性格があった。

当初鳩山内閣が持っていた前者の性格は、その後継の菅内閣の下でその性格を弱めた。菅内閣に代わって成立した野田内閣はついに新自由主義的改革となる消費税増税を決定した。社会保障費の財源として所得税や法人税の増税ではなく、税収が安定的で高い財源調

(33) 宋 宇 [2016] 83 - 98 ページ。

(34) 菊池信輝 [2016] 187 - 188 ページ。

(35) 小池拓自 [2011] 42 ページ。

(36) 前山秀夫 [2014] 53 ページ。

達力があるが逆進性の性格を持つ大衆課税となる消費税に求め、これによって財政再建を図ろうとしたのである。1988年に消費税法が成立し、1989年4月に同法が施行され(税率3%)、消費税は1997年に税率が3%から5%に引き上げられていたが、2012年8月に社会保障・税一体改革法が成立し、消費税率の上げが決定された。かくして「社会保障・税一体改革」が実施されることとなったのである。野田内閣は2013年10月1日の閣議決定で消費税率を2014年4月に8%に引き上げることを確認した⁽³⁷⁾。

だが消費税率引上げ方策は国民の支持を失い、民主党政権は瓦解した。

8 第2次安倍内閣の財政構造政策

2012年12月に自民党が復権し、第2次安倍内閣が成立した。この時期にもやはり国家の歳入不足は深刻で、国ベースのプライマリーバランスの赤字の対GDP比率は2010年度以降若干改善していたとはいえ、それは2013年度には6.3%に達していた。

同内閣は2013年6月に「経済財政運営と改革の基本方針」を策定して、国・地方のプライマリーバランスを「2015年度までに2010年度に比べ赤字の対GDP比の半減、2020年度までに黒字化、その後の債務残高の対GDP比の安定的な引下げを目指す」とする財政健全化目標を決定した⁽³⁸⁾。

第2次安倍内閣は、2014年4月に消費税を8%に引き上げることを実施した。だがすでに野田内閣が決定していた10%への消費税率再引上げは2019年10月へ先送りした。「経済再生なくして財政健全化なし」との基本理念の下で政策が実行されていった。第2次安倍内閣はアベノミクスというデフレ脱却、経済成長促進のための経済政策(「三本の矢」からなる)を採用した。これには日本銀行による「大胆な金融緩和」や政府による「機動的な財政政策」という方策が含まれていた。「民間投資を喚起する成長戦略」という方策には規制緩和という新自由主義的な考え方が盛り込まれていたが、賃金格差が深刻な情勢のもとで同内閣が財界に賃上げを要請するというも行った。アベノミクスの第2ステージ(新アベノミクス)では、「希望を生み出す強い強い経済」、「夢を紡ぐ子育て支援」、「安心につながる社会保障」という方策が掲げられた。また同内閣は2015年9月に集団的自衛権を行使できるようにする安全保障関連法を成立させた。このような意味では同内閣が純粹の新自由主義的政策を採用したとは言えない⁽³⁹⁾。

第2次安倍内閣は成長戦略を重視していた。だが経済成長の助長は容易ではなく、成長戦略により財政の健全化を達成することは困難であった。

同内閣は8%への消費税引上げを実施するとともに、医療費の公的負担を抑制するための医療制度改革を提起した。このような点では同内閣は新自由主義的な社会保障抑制策を採用していたといえる⁽⁴⁰⁾。財政健全化のための歳入面の改革においては、1990

(37) 二宮厚美・福祉国家構想研究会編 [2013] 5-6ページ。民主党は2011年12月29日に消費税増税案(2014年4月に8%、2015年10月に10%とする)を決定した(『日本経済新聞』電子版、2011年12月30日付)。「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」(2012年8月)により消費税法の一部が改正され、消費税率は2014年4月1日に8%、2015年10月1日に10%とするという2段階で引き上げられることとなった。

(38) 前山秀夫 [2014] 53ページ。

(39) 菊池信輝 [2016] 201, 203-204, 207-209ページ。

(40) 岡崎祐司・中村暁・横山壽一・福祉国家構想研究会編 [2015] 等を参照。

年代以降本格化した経済のグローバル化の下で、資金や資本の海外流出を抑制する必要に迫られて、高額所得者への所得課税を引き上げることや金融所得の総合課税への編入を行うことが回避され、法人税の引下策が採用された⁽⁴¹⁾。法人税における租税特別措置法の見直しなどにより不平等税制を改めて課税ベースを拡大する方策は採用されなかった⁽⁴²⁾。所得の再分配機能、税負担の公平の原則に基づき、負担能力に応じた課税を重視して、所得税の累進課税の強化を図るという政策ではなく、消費税を所得税や法人税とならぶ基幹税とする方策が進められたのであった⁽⁴³⁾。

社会保障分野においては、医療、介護、年金の負担増が押し進められた。財務省のホームページによれば、2016年11月27日の「平成28年度予算編成の基本方針」（同年11月27日、閣議決定）において、2016年度予算編成過程において、「改革工程表」に沿って、社会保障改革を着実に実行することが決定された。経済財政諮問会議は2015年12月24日に「経済・財政再生計画工程表」を決定した。この中には医療保険における、外来上限や高齢者の負担上限額の在り方など、高額療養費制度の見直しの検討、後期高齢者の窓口負担の段階的な引上げ、介護保険における利用者負担の在り方についての検討（利用料金の引上げの検討）などが含まれている⁽⁴⁴⁾。

歳出においては、出生率の低下により若年者人口が減少する少子化が同時に進行する少子高齢化社会となっている。これを背景として、社会保障給費（年金、医療、介護等）が大きく増加してきた。社会保障に係る費用は2012年度には109.5兆円であったが、2025年度には148.9兆円に達すると予想されている。OECD諸国と比較すると、日本の社会保障支出は中程度である一方、国民負担率は低水準である。そこで政府は消費税を引き上げる一方で、社会保障関係費の伸びを、高齢化による増加分と消費税率引き上げと合わせ行う充実等に相当する水準におさめることを目指している。これに関連して、医療・介護保険制度の改革の一環として、社会保障の充実を図る一方で、医療制度改革が進められ、保険給付の対象となる療養の範囲の適正化（高額療養費の見直し、医療提供施設相互間の機能の分担や外来・入院に関する給付の見直し等）や介護給付の重点化・効率化（一定以上の所得を有する者の利用者負担の見直し等）などを検討した⁽⁴⁵⁾。社会保障分野の給付の削減の検討が進められたのである。厚生労働省は2017年1月27日に、消費者物価指数の低下に伴い、2017年度の公的年金の支給額を0.1%引き下げるとを公表した（『朝日新聞』2017年1月28日付）。

社会保障以外の歳出分野をみてみよう。国は地方よりも財政状態が厳しい状況にある。2016年度予算においては、地方税取等の増加を反映して、2009年以来措置されてきた地方交付税の別枠加算が廃止され、地方交付税交付金等は減額された（15.5兆円→15.3兆円）。

(41) 森信茂樹 [2015] 7, 63—69ページ。

(42) 森信茂樹 [2015] 73—83ページ。

(43) 神野直彦 [2013] では所得税の累進性を高めるとともに消費税を基幹税とするという方策が提起されている（239—245ページ）。

(44) 2017年4月からは国民年金保険料の引上げ、75歳以上の医療保険料における特例軽減の縮小、8月からは70歳以上の医療費負担金の上限引上げ、介護費の負担上限引上げ、介護保険料の収入に応じた「総報酬割」の導入による大企業社員と公務員の負担増、9月からは厚生年金の保険料引上げ、10月からは65歳以上の入院患者の居住費の引上げが計画されている（『しんぶん 赤 旗』2017年1月8日付）。

(45) 財務省 [2016a] 14—22, 34ページ。

公共事業関係費については、我が国の社会資本の整備水準が上昇する一方で、更なる重点化、効率化が必要であるとされている⁽⁴⁶⁾。

政府は上述のような歳入・歳出構造の見直しにより「財政の健全化」に努め、財政の持続性に対する社会的信認の維持を図ったのである。国ベースのプライマリーバランスの赤字の対GDP比率は改善の方向に向かった。だがそれは顕著なものではなかったのであった。

第2章 財政健全化制度による財政規律の維持

第1節 国債発行制限制度

財政の持続性に対する信認は、財政状態、国債の返済能力だけでなく、財政の健全性、維持可能性を可能にする制度的枠組みの存在によっても規定される。

主要先進国では法的措置などによる財政規律が存在している。日本では、国債発行に関してはアメリカで見られるような法的最高発行額制限は設けられていない⁽⁴⁷⁾。その代り、赤字国債の発行に関しては特例公債法の制定を義務づけており、これにより国債の無制限発行を抑制していた。これが国債の信用、財政の信認確保の1方策としての役割を果たしていた。

1947年に制定された「財政法」では、第4条において、健全財政主義および建設公債発行の原則が規定された。国の歳出は原則として租税等をもって賄うべしとする非募債主義、財政収支均衡主義が採用された。戦前の国債の借換えや政府短期証券の発行や建設国債の発行などは認められていたが、原則として非募債主義の立場に立ち、新規の長期の赤字国債の発行は行われなくなった。第4条但し書において、公共事業等の財源となる場合に限って公債を発行することが認められていたが、この「建設国債」については、予算総則のなかで建設国債の発行対象となる予算の項目を列挙することで起債制限を設けていた⁽⁴⁸⁾。

1966年1月に特例公債法が公布、施行された。これに基づき、1965年度補正予算において、1966年1～3月に歳入補填国債(赤字国債、特例国債、現金償還が原則)の発行が再開された。だが、特例国債は1966～1974年度には発行されることはなかった。長期国債は、1966年度以降は、財政法第4条で認められていた建設国債の形態で発行されるようになった。

1975年度補正予算以降、赤字国債発行が再開され、以後赤字国債発行が継続することとなった。この赤字国債の再開を決定するとともに財政膨張に危機感を抱いた太平洋蔵相は、赤字国債発行の膨張を抑制するため、特例公債法で赤字国債の現金償還ルールを明記し、かつ同法を単年度法とした。赤字国債の発行は各年度の特例法の制定を条件としていた⁽⁴⁹⁾。これが赤字国債発行の歯止め措置としての役割を果たしていた。

1975年度補正予算以降、赤字国債発行が再開され、以後赤字国債発行が継続し、国債が大量に発行されるようになった。もっとも、1983年度から1989年度に至るまで建設国債および4条債の発行は減額されていき、1990年度から1993年度にかけて特例債の発行は停止された(ただし1990年度には湾岸臨時特例公債が発行されている)。

(46) 財務省 [2016a] 23 - 24, 46 ページ。

(47) アメリカの国債残高の上限制度およびその問題点については渡瀬義男 [2016] 40 - 43 ページを参照されたい。

(48) 川野辺裕幸・中村まづる編 [2013] 11 ページ。

(49) 中島将隆 [2016] 50 ページ。

だが1994年度に特例債の発行が再開された。これが国債の無制限的発行の道を切り開いたのであった。赤字国債の発行が各年度の特例法の制定を条件としていたとはいえ、これは実際には国債の無制限的発行を抑止するものとはならなかったのであった。1998年度以降、国債が無制限的に発行される時代になったのである。

2012年11月に成立した2012年度特例公債法案は2015年度までの特例措置として、各年度、国会での法的審議を経ずに赤字国債を発行できることとなった。特例公債法の単年度法の原則が崩壊し、赤字国債はより容易に発行できることとなった⁽⁵⁰⁾。さらに2016年3月に改正特例公債法が成立し、これに基づき同年度以降は5年間(2020年度まで)、年度ごとの立法措置、国会の審議なしに赤字国債が発行できることとなったのである。このような措置は1998年度以降の国債の無制限的発行を追認するものであったといえよう。

今日の日本国債の発行制度は、事実上、立憲的な制約を受けることなく、必要なだけ赤字国債を発行できる制度に転化しているのである⁽⁵¹⁾。

国債については発行限度規定はなかったとはいえ、現金償還ルール(借換償還ルール)と特例公債法の単年度法という安易な国債発行に対する歯止め措置があった。だが、1984年度の特例公債法から現金償還の原則と借換禁止規定は削除された。1985年に満期を迎える赤字国債は、建設国債と同様、60年償還ルールによって借り換えられることとなった。これについては後述する。

財政法第5条は日本銀行の公債発行引受を禁止している。これは第2次世界大戦前に軍事資金調達のために大量の国債が発行され、かつ日銀の直接引受がインフレーションをもたらしたことに反省に基づくものである。現在まで続く国債の市中消化原則は国債発行の歯止め措置としての役割を果たすものであった。

だが現状においては日本銀行の市中銀行からの国債の大量買入れという金融政策が事実上の国債引き受け、財政ファイナンスとしての役割をも果たすようになっている。

諸外国では財政健全化責任法が制定されている⁽⁵²⁾。

日本でも、一般政府財政収支を指標とするルールとして、1997年に財政構造改革法が制定された。法律をもって財政規律を定めておくことは政治的なコミットメントを明確な形で確保することとなった⁽⁵³⁾。

だが、同法は、わずか1年で効力が停止された⁽⁵⁴⁾。

その後、2009年9月の政権交代後の鳩山内閣の下で、財政健全化に関する法律の検討が表明された。だがこれは中斷された。野党となった自由民主党からは「財政健全化責任法案」が議員提案の形で提案された。同法案は財政健全化目標を掲げ、新規施策に対して安定的財源確保を求める「ペイ・アズ・ユー・ゴー原則」(歳入増なくして歳出像なし)の厳

(50) 中島将隆 [2016] 48 ページ。

(51) 中島将隆 [2016] 45 ページ。

(52) ニュージーランドでは健全財政を維持する仕組みとして「財政法」が制定されており、同法は「責任ある財政運営の原則」を明示するとともに、財政運営の原則が守られるように政府に複数の報告書の作成を義務付けている。オーストラリアでは健全財政を維持する仕組みとして「予算公正憲章法」が制定されており、健全財政原則を明記するとともに、同法に基づく各種報告書の作成を義務付けている(稲毛文恵 [2015] 109 - 111 ページ)。

(53) 杉本和行 [2011] 66 ページ。

(54) 田中秀明 [2011] 62-64 ページ。

格な適用を規定していた。だが同法案は、2010年通常国会の会期末で廃案となった⁽⁵⁵⁾。

自民党は2012年の衆議院選挙公約で財政健全化責任法の早期成立を明記し、第2次安倍内閣が成立すると、安倍首相は国会で首相として初めて国会で財政再建の法整備、立法化に言及した⁽⁵⁶⁾。2016年2月9日には民主・維新両党は「国及び地方公共団体の責任ある財政運営の確保を図るための財政の健全化の推進に関する法律案」(通称・財政健全化推進法案)を共同で衆議院に提出した。同法案の主な内容は、①財政健全化基本方針を定める、②国・地方の財政健全化目標を法定化する、③財政運営戦略(10年)、中期フレーム(3年)に基づく予算編成を定める、④歳出・歳入構造改革のための態勢を強化する、⑤2050年度(長期・超長期)を見通した検討条項等を付則に設ける、というものであった⁽⁵⁷⁾。

このように財政健全化目標を掲げ、財政の持続性維持のための財政運営の基本方針を規定する法律を制定することは重要な検討課題となっている⁽⁵⁸⁾。だが、これを制定するとすれば、財政構造改革法の失敗が示しているように、経済の急変にも対応できるような法律の構造をとる必要がある⁽⁵⁹⁾。また、財政の持続性維持維持のための制度整備は国民にとって痛みを伴う可能性が高く、それが社会保障などに関して国民生活に大きな犠牲を強いるものとならないよう、その制度整備には慎重な配慮が必要である⁽⁶⁰⁾。

近年では、予算制度改革に関して、日本においても財政規律付の仕組みとしてアメリカのように議会内に非党派の専門的な組織である独立財政機関を設置し、これによる財政の予算見通し、評価・監視を行うべきであるということが提案されている。これについては日本の体制に適合した独自の財政規律の枠組みを設計、構築することが重要であるということが指摘されている⁽⁶¹⁾。

日本においてはかつては財政規律を維持するための制度が存在していた。それは財政の持続可能性に対する信認確保の方策としての意義を有するものであった。だがその制度は、日本の政治経済状況のもとでは債務累積を抑制する歯止めとしては十分な機能を果たすことにはならなくなってきたのである。

第2節 国債の償還、買入消却制度

日本国債の償還時における支払いが確実に行われるように制度整備が図られており、こ

(55) 杉本和行 [2011] 78 ページ。

(56) 『産経ニュース』2013年3月5日。

(57) 同法案については民主党のホームページを参照されたい。

(58) 財政運営の枠組みを法律で決め、立法府の意思にまで高めておくか、政府レベルの意思決定様式である閣議決定どまりにしておくかは、政治判断の問題である。後世代に負担の先送りをしないようにするためには法律で枠組みを縛っていくことが適切であると考えられるが、閣議レベルの意思決定にとどめておく方が毎年毎年の予算編成をめぐる事情に柔軟に対応いくうえで適切であるとも考えられる(杉本和行 [2011] 73 ページ)。

(59) 杉本和行 [2011] 66, 79 ページ。

(60) アメリカでは現在の支出額がこれ以上拡張しないようにするために2010年のペイゴー法と2011年予算管理法(BCA)によって最量の支出に支出上限額(BCA キャップ、支出上限)を設定しているが、その裁量的支出は連邦予算の3分の1しかなく、将来的に増大することが予想されている医療費などの義務的支出(連邦支出の3分の2のシェア)を抑制するものとはなっていない(鈴木克洋 [2016] 14, 19 ページ)。

(61) 田中秀明 [2015] 7-15 ページ。鈴木克洋 [2016] 11-14, 20-21 ページ。アメリカの予算制度については渡瀬義男 [2016] 19 ページ等も参照されたい。

れによって、国債に対する信用が支えられている。

一般会計および特別会計で発行されるすべての国債の償還は、国債整理基金を通じて行われる。国債の償還財源はすべて国債整理基金に受け入れられ、蓄積され、支出される⁽⁶²⁾。我が国では1906年に「国債整理基金特別会計法」が制定され、2007年に同法が「特別会計に関する法律」に統合され、これらに基づいて国債整理基金特別会計が設置されている。

財政法のもとで、建設国債については借換発行が当初から認められており、この場合でも60年で償還し終えることとされていた(60年償還ルール)。

特例国債については、当初借換えが禁止されていた。現金償還ルールが当該年度の特例公債法で明記されていた⁽⁶³⁾。

1985年度以降には特例国債についても借換えが認められるようになり、特例国債についても60年償還ルールが適用されるようになった。この時点から、国債発行の立憲的制約は空文化することとなった⁽⁶⁴⁾。赤字国債の償還は、発行後10年以内の納税者の負担から、遠い将来の納税者の負担に転嫁されることとなったのである。

なお、償還期限前に国が国債を買入れて国家の債務を消滅させる買入消却も行われていることも付言しておく⁽⁶⁵⁾。

既発国債から永久国債への借換えが18世紀半ばからイギリスで行われ、また近年世界的にも行われている。だがこれによる国債償還問題の解決は日本では困難であろう⁽⁶⁶⁾。

国債償還制度が国債や財政の持続性の信認維持に寄与していることは確かである。だが田中信孝[2014]が指摘しているように、国債償還制度には財源の裏付けに乏しいという問題点があった(22 - 25ページ)。国債償還制度は遠い将来への納税者への税負担の転嫁によって支えられていることが看過されるべきではない。また、国債償還制度の維持のためには、インフレ政策の採用を別とすれば、財政の健全化、財政規律の確立が必要となることも指摘しておかなければならない。

(62) 財務省理財局[2016] 71ページ。建設国債および特例国債の償還財源は、原則として一般会計からの繰入れによるものである(財務省理財局[2016] 71, 74ページ)。

(63) 中島将隆[2016] 46ページ。

(64) 財務省理財局[2016] 72 - 73ページ。中島将隆[2016] 47 - 48ページ。1984年度償還を迎えるものから同ルールに基づき借換えを行うことが可能となっていたが、同年度償還分については全額現金償還されたため、それについては60年償還ルールは適用されなかった。赤字国債への「60年償還ルール」の適用は国債残高膨張の大きな要因となった(河村小百合[2017] 97, 119 - 120ページ)。

(65) 財務省理財局[2016] 80 - 82ページ。

(66) 2010年10月頃の北村行伸氏のシミュレーションによれば、20年国債の利回りが2.4%程度であった当時、永久国債を入札発行した場合の井利子率は最低でも2.5%から3%程度となると考えられ、普通国債を60年償還ルールで借り換えた場合の国債費の方が安くなり、既発国債の永久国債への借換は国債費の節約効果がないとみなされていた(北村行伸[2010b])。超低利化の現在では、永久国債を発行することができれば将来にわたる利払い負担を少なくすることができるかもしれないが、日本銀行の国債買入を別とすれば、将来におけるインフレ下での元本や利子の実質価値の低落を恐れる投資家の需要を期待できない。財政再建に取組む姿勢の後退と市場に受け取られて既償債が低落する可能性もある。したがって、日本では永久債の発行は困難であるといえよう(神尾篤志「世界で増加する永久債の発行」2015年5月12日, 大和総研ホームページ, コラム)。

第3節 予算編成プロセス——シーリングと大蔵省・財務省査定——

日本で財政規律として大きな役割を果たしたのは、概算要求基準（いわゆる「シーリング」）である。この設定によって、各省庁はその範囲内で予算要求を行う。このシーリングは、1961年度予算で開始された⁽⁶⁷⁾。

シーリングとは、各省庁が概算要求を提出する際に各歳出項目に適用される金額のことである。これは財務省（かつては大蔵省）が国の予算編成に先立って各省庁に示す上限のことである。これは歳出の無制限な増大を抑制するという役割を果たしている。ただし、これが適用されるのは一般会計の当初予算だけである。補正予算はシーリングの抜け穴となっている。

シーリングは、かつては一律増減という方法（「総額締めつけ方式」）をとっていた。「個別審査主義」ではないというこのシーリングには歳出構造を大きく変えることができないという限界があった⁽⁶⁸⁾。

2010年度予算編成でシーリングは鳩山由紀夫内閣によっていったん撤廃された。だが予算要求額が増大するという弊害が出たために、菅直人内閣が2011年度予算編成で復活した。

現在のシーリングでは、歳出の種類や内容に応じてウエイトをつけ、政策内容を明らかにしようとしている。もっともこの方式では歳出削減がよりむずかしくなるという問題がある⁽⁶⁹⁾。

概算要求が行われてから財務省（以前は大蔵省）による査定が行われて、政府原案が決定される。財務大臣は支出大臣とは異なって特定の利益団体の要求に制約されることが少ないので財政節度を守る立場に立ちやすい。富田俊基氏は、支出大臣がそれぞれの背後にある個別便益を代弁して歳出の拡大を図ろうとするから、大蔵大臣が将来世代からの受託者として抑止力を持たなければ、日本では大蔵大臣の権限強化が必要であると主張されている⁽⁷⁰⁾。財政規律の確立の観点に立てば、予算編成プロセス改革案としてこのような方策が考えられる。

だが、国民が主権者であるとされている日本国憲法のもとでは財政の主権が国民（納税者）にあることが忘れられてはならないであろう⁽⁷¹⁾。民主主義のもとでは、国民から選ばれた国会議員やその中から選ばれた支出大臣を通じて民意が財政に影響を及ぼすことが避けられない。

(67) 下井直毅 [2011] 82 - 93 ページ。田中秀明 [2011] 66 - 67 ページ。

(68) 井出英策 [2012] 181 - 182, 244 ページ。

(69) 湯本雅士 [2015] 27 ページ。

(70) ドイツやイギリスでは大蔵大臣、財務大臣が予算編成において大きな権限を有している。日本の予算原案の作成はドイツやイギリスと同様に、大蔵大臣、財務大臣が所管している。しかし、日本では大蔵大臣、財務大臣に他の支出大臣よりも高い地位が制度的に保障されているわけではない。政府原案の作成において大蔵大臣、財務大臣の権限が強い国では政府債務が少ないという傾向がある。富田俊基氏は、支出大臣がそれぞれの背後にある個別便益を代弁して歳出の拡大を図ろうとするから、大蔵大臣が将来世代からの受託者として抑止力を持たなければ、日本では大蔵大臣の権限強化が必要であると主張されたのである（富田俊基 [1999] 258 - 267 ページ）。

(71) 合田寛 [2011] 173 ページ。

第3章 財政健全化目標設定による国家債務返済意志表明

第1節 財政健全化意志の表明

財政の持続可能性に対する信認は、国債の返済能力や、財政の健全性、持続性可能性を可能にする制度的枠組だけでなく、国債の返済についての主権国家の返済の意志にも依存している。財政健全化がいかに困難であろうとも、いかに時間がかかろうとも、それを達成しようとする強い姿勢を政府が示すことが国債の信用・信認維持、財政の持続性に対する信認の維持のために重要である。財政危機から脱却するためには政治のリーダーシップが重要である⁽⁷²⁾。

返済意志を明らかにするためには、慎重な経済見通しに基づく中長期的な財政規律のあり方を含めた「財政運営戦略」を策定することが必要となる⁽⁷³⁾。

金融市場からみると、「際限ない財政赤字拡大、公的債務残高の累増に対する不安」が最大のリスクである⁽⁷⁴⁾。市場から財政健全化に向けた政府の取組みについて信認を得るためには、政府の中長期的な財政健全化へのコミットメント（公約）が重要である⁽⁷⁵⁾。

国債発行額の抑制は、財政健全化目標を確実に達成するとともに、「財政健全化への積極的な姿勢を市場に向けて発信し、市場の信認を確保する観点から」行われたのである⁽⁷⁶⁾。これが国債支払意思の表明を通ずる財政信認の持続性維持に寄与することとなったのである。

日本においてはすでにさまざまな中長期的な財政健全化計画が立てられている。これについて述べてみよう。

第2節 財政健全化目標、財政健全化計画の策定

1 特例公債からの脱却を目標とする財政収支試算（1976年）等

1976年には大平蔵相の「速やかに特例公債に依存しない健全な財政に復帰することが必要」という考えの下、大蔵省は予算審議の参考資料として1976～1980年を対象とした「財政収支試算」を公表した。この試算においては、1980年度までに特例公債から脱却することが見込まれていた。以後5か年度にわたって財政収支試算が示されたが、特例公債脱却の見通しは徐々に遠ざかっていった⁽⁷⁷⁾。

その後、「財政収支試算」にかわり、1981年1月に「財政の中期展望」（1980年度～1984年度）が国会に提出された。だが、84年度までに特例公債から脱却するという目標は達成されなかった。

(72) 太田哲生 [2011] 56 ページ。

(73) 内閣官房国家戦略室 [2009]。齊藤壽彦 [2013] 52 ページ。

(74) 内閣官房国家戦略室「財政に対する市場の信認確保に関する検討会、第3回検討会（2009年11月13日）における高田創氏提出資料：「財政に対する市場の信認確保の課題『国債版マニフェスト』と『市場への愛』」。

(75) 富田俊基氏は、「財政健全化に向けたクレディブルなコミットメントが必要」である、と述べている（同上検討会、第2回検討会（2009年11月6日）における富田俊基氏提出資料：「財政健全化に向けたクレディブルなコミットメントが必要」）。青木浩介氏は、重要なのは中長期的な財政スタンスの健全化と課税能力の強化に関するコミットメント（公約）を示し、それを民間投資家に理解させることである、と述べている（青木浩介「財政、『信』の確保瀬戸際に」『日本経済新聞』2012年1月5日付）。

(76) 「中期財政フレーム（平成25年度～平成27年度）」2012年8月閣議決定。

(77) 崎山建樹 [2013] 84 ページ等。

2 財政収支改善を目標とする財政構造改革法(1997年)

1991～1993年には特例公債は発行されなかったが、1994年度以降、再び特例公債が発行されるようになった。そこで1996年12月に「財政再建目標について」が閣議決定され、2005年度までに、国・地方の財政赤字の対GDP比を3%以下とすること、また、国の一般会計について、国債費を除く歳出を租税等の範囲内とするとともに、2005年度までに特例公債依存から脱却することなどの目標が設定された⁽⁷⁸⁾。

1997年11月には「財政構造改革の推進に関する特別措置法」(財政構造改革法)が成立した。同法は、2003年度までに①国・地方の財政赤字対GDP比3%以内とすること、②国の一般会計を特例公債から脱却させる(特例公債発行をゼロとする)ことを目標としていた。また同法は、分野ごとに歳出の上限を設けていた(「キャップ制」)。財政運営の方針は閣議運営の決定で行えば十分であるという考え方もあったが、国の財政運営方針の基本は法律にして国会の意思を明確にしておくという選択がとられたわけであるが、これは我が国において初めてのことであった⁽⁷⁹⁾。

だが、その後景気が後退し、1998年4月以降、財政運営は構造改革から景気刺激策へと軸足が変化し、1998年7月に誕生した小淵政権のもとで積極的な景気刺激政策が採用され、同法は事実上凍結され、ついに1998年12月には同法の執行を停止する法律が成立した。かくして財政収支目標は達成されなくなったのである⁽⁸⁰⁾。

3 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針」(「骨太の方針」, 閣議決定)等における財政健全化目標(2001年～2009年)

財政赤字削減に向けて、1980年代には赤字公債の脱却という財政再建目標が設定され、1997年には財政構造改革法が成立し、財政赤字の削減目標が設定され、2000年代には、基礎収支の黒字化が我が国政府の財政再建の目標となった⁽⁸¹⁾。

2001年1月には大蔵省が握っていた予算編成の主導権を内閣に移すために(同月に内閣府が設置)経済財政諮問会議が設置された(大蔵省は財務省となる)。経済財政に関する基本方針(「骨太の方針」)が閣議決定されることとなり、4月に発足した小泉内閣は、2001年6月に同諮問会議の答申を受けて「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」を閣議決定した。「骨太の方針」と呼ばれた経済財政に関する基本方針(閣議決定)の中で、基礎的財政収支(プライマリーバランス)の黒字化が目指された。

2002年1月には「構造改革と経済財政の中期展望」が閣議決定された。この中で、2010年代初頭にプライマリーバランスを黒字化するといった見込みが示された。「中期展望」は2003年から2006年にかけて、各年改定された。

2002年6月には「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」が「経済財政運営と構造改革に関する基本方針」と名称変更されて、これが閣議決定された。財政健全化方針は法律という形ではなく閣議決定という形をとり、この決定は毎年継続し、この中でプライマリーバランスの黒字化が目指された。

(78) 崎山建樹 [2013] 86 ページ。

(79) 杉本和行 [2011] 65 ページ。

(80) 井掘利宏 [2011] 60 ページ。崎山建樹 [2013] 86 ページ。

(81) 井掘利宏 [2011] 70 ページ。

2006年7月に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（「基本方針2006」）で決められた財政の中期的枠組みにおいては、国・地方のプライマリーバランス黒字化の目標が2011年度とされた。「経済財政運営と構造改革に関する基本方針」は2007年度以降は「経済財政改革の基本方針」と名称変更された。

だが、財政健全化の達成は困難であった。リーマン・ショック（2008年9月）後の2009年1月に麻生内閣が閣議決定した「経済財政の中長期方針と10年展望について」において、我が国の財政収支は急激に悪化しており、2011年度（平成23年度）までに国・地方の基礎的財政収支を黒字化させるとの目標の達成は困難になりつつある、その達成を見通すことは困難であると記された。政府は、景気回復を最優先として、この下で財政健全化を目指すこととしたのである⁽⁸²⁾。

2009年6月に閣議決定された「経済財政改革の基本方針2009」では、プライマリーバランス黒字化の目標は10年後まで先送りされた。

このように、骨太の方針等において財政健全化目標の公示、財政赤字削減の意思表示がなされたとはいえ、そのための目標は拘束力のない努力目標にすぎなかった⁽⁸³⁾。削減従来の財政再建目標のほとんどは失敗の繰り返しであったのである⁽⁸⁴⁾。財政健全化意思の表明はその実行を伴うものではなく、それによる信認維持方策には限界があったのである。

「経済財政改革の基本方針」（骨太の方針）は、民主党政権下の2010～2012年度には中断された。

4 「財政運営戦略」と「中期財政フレーム」の策定（2010年～2012年）

2009年9月に民主党への政権交代が行われた。鳩山由紀夫民主党政権下の内閣官房国家戦略室は、2009年12月2日に、「財政に対する市場の信認確保に関する検討会」の論点を整理した。

2010年6月には同党の菅直人内閣が成立したが、同月には2020年度までを見据えた「財政運営戦略」を同内閣が閣議決定した。財政健全化に向けたこの基本方針の中で、国・地方のプライマリーバランスについて、遅くとも2015年度までにその赤字の対GDP比を2010年度の水準から半減し、遅くとも2020年度までに黒字化することが目標とされた⁽⁸⁵⁾。

2010年6月には、「財政運営戦略」を前提として、3年間の予算編成の枠組を決めた「中期財政フレーム」（2011年度～2013年度）も閣議決定された。この中期財政フレームは、財政運営戦略に沿って実際の予算編成をコントロールする仕組であり、①2011年度の新規国債発行額を2010年度予算の水準（約44兆円）以下に抑える、②税制を抜本的に改革する、③今後3年間の歳出は2010年度予算の規模（約71兆円）以下に抑制する、という取組を行おうとするものであった。

中期財政フレームは1年後の2011年8月に改訂された。東日本大震災の復興予算が71兆円枠から切り離された⁽⁸⁶⁾。民主党政権下で2012年にも中期財政フレームが策定された。

(82) 下井直毅 [2011] 83ページ。

(83) 井掘利宏 [2011] 70ページ。「財政再建」目標は政府の裁量に委ねられており、法的拘束力がなかった（田中信孝 [2014] 9, 13ページ）。

(84) 崎山建樹 [2013] 87 - 88ページ。

(85) 齊藤壽彦 [2013] 51 - 52ページ。崎山建樹 [2013] 87 - 88ページ。

(86) 「中期財政フレーム（平成24年度～平成26年度）」2011年8月、閣議決定。

政府は2013年度の新規公債発行額は2012年度当初予算の水準（約44兆円）を上回らないようにするとともに、それ以降の新規公債発行額についても、財政健全化目標の達成へ向けて着実に縮減させることを目指すこととした⁽⁸⁷⁾。

このように民主党政権下では「財政運営戦略」や「中期財政フレーム」の策定において公的債務支払いの意思表示がなされたのであった。

5 「経済財政運営と改革の基本方針」（「骨太の方針」，閣議決定）における財政健全化目標（2013年～）

経済財政改革の基本方針（「骨太の方針」）は自民党の第2次安倍内閣のもとで再び策定されることとなった。名称は「経済財政運営と改革の基本方針」と変更された。「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」が2013年6月に閣議決定され、この第3章で「経済再生と財政健全化の両立」が打ち出され、この中で財政健全化への取組方針が示され、国・地方のプライマリーバランスについて、2015年度までに2010年度に比べ、赤字の対GDP比の半減、2020年度までに黒字化、その後の債務残高の対GDP比の安定的な引き下げを目指すこととされた。

2015年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2015」は、副題に示されているように「経済再生なくして財政健全化なし」という基本哲学のもと、安倍内閣が取り組むべき経済財政運営の方針を示したものであった。経済再生が財政健全化を促し、財政健全化の進展が経済再生の一段の進展に寄与するという好循環を目指すこととされた。「経済・財政一体改革」を推進することにより、経済再生を進めるとともに、2020年度の財政健全化目標を堅持し、2020年度プライマリーバランス黒字化を実現していくこととした。

2016年6月には「経済財政運営と改革の基本方針2016」が閣議決定されている。これは副題にあるように600兆円経済への道筋を示したものである。名目GDPを600兆円に引き上げるというスローガンが示された。これとともに、2020年度（平成32年度）の財政健全化目標（国・地方を合わせた基礎的財政収支について、2020年度までに黒字化、その後の債務残高対GDP比率の安定的な引下げを目指すこと）の達成の実現が目指された。

上述のような中長期財政健全化計画という財政規律の存在が、財政構造の健全化、財政制度を通ずる財政の持続性に対する信認の維持とともに、国家の返済意志を明示することによる財政持続性信認の維持に寄与したといえることができる。

とはいえ、財政再建計画が増税や歳出削減を主要内容とするものであれば、これが国民からの批判を受けることとなり、その実施が困難となる。実際に我が国の財政再建計画は失敗の繰り返しであった。政府の経済・財政再生計画に対しては、経済成長率の見通しについて、中長期的に、実質GDP成長率2%程度、名目GDP成長率3%程度を上回る成長率の実現を目指すとされているが、そのような高い成長率の見通しは楽観的にすぎないかとう疑問が呈せられている⁽⁸⁸⁾。2020年度までに財政黒字化を達成するという目標にしても、内閣府の試算によれば2020年度に達成できないことが示されている。国・地方の基礎的財政収支（対GDP）は、2020年度において、経済再生ケースでも1.0%程度の赤字（基礎的財政収支は5.5兆円程度の赤字）、ベースラインケースでは1.7%程度の赤字が残ると見込ま

(87) 「中期財政フレーム（平成25年度～平成27年度）」2012年8月，閣議決定。

(88) 前田泰伸 [2016] 51 ページ。

れている⁽⁸⁹⁾。

だからといって、このコミットメント(公約)を放棄することは財政の持続性への信認を低下させることとなるから、財政健全化目標を掲げることは避けることができない課題である。2014年5月6日に公表されたOECDエコノミックアウトルックでは、「公的債務総残高がGDP比で230%を超える中では、依然として、2020年度までのPB黒字化目標を達成するための詳細かつ信認における財政健全化計画が、日本の財政に対する信認を維持するための最優先事項であることに変わりはない」ということが指摘されている⁽⁹⁰⁾。

経済成長が期待できるのであれば、国民の犠牲を少なくして財政健全化を実現できるという考えもある。この可能性は否定できない。

だが少子高齢化の進展と経済成長の伸び悩みに呻吟している日本において、日本の財政問題が経済成長のみで解決できるわけではない⁽⁹¹⁾。

このように自民党復権下において政府の骨太の方針においてプライマリーバランス黒字化のコミットメントがなされた。だが、財政健全化計画が実効性を持つようになり、財政健全化の意思表示が財政持続性に対する信認の維持のために大きな効果を発揮するようになるためには財政歳出入構造の健全化、このための実効性のある増税・歳出削減計画の策定がなされなければならなかった。またこれは国民の理解が得られるものでなければならず、この実現容易ではなかったのである⁽⁹²⁾。

むすび

本論文においては、日本国債の現状をふまえて、特に国債の信用を維持する方策として財政の持続性に対する信認を維持することの重要性に注目した。これを財政歳出入構造とその健全化、財政健全化制度による財政規律の維持、財政健全化目標設定による国家債務返済意思表明の3側面から分析した。日本国債の大量発行にも関わらずそれが、暴落しなかったのは、日本国内で低利でそれが発行され、国内の金融市場でそれが消化されただけでなく、財政の分野における持続性維持方策が図られたからであった。これが国債の大量発行にもかかわらずその信用を維持させた大きな要因となっていたのである。

財政構造の健全化は歳出抑制に重点が置かれ、増税回避的性格が強かった。財政構造の健全化方策には時期的変化があり、それはしばしば挫折した。それは1990年代以降には新自由主義的傾向や経済のグローバル化が反映されるようになっている。税制において消費税への依存が図られるようになったのはこの影響を受けたものといえる。

財政規律維持維持制度は国債発行制限制度、債務償還、買入消却制度、シーリングなどの形態において存在していた。だがそれには不十分性が見られ、かつ国債発行抑制制度の骨抜きが進行したことも明らかとなった。

(89) 内閣府「中長期の経済財政に関する試算」2016年7月26日、経済財政諮問会議提出資料、5ページ。

(90) 財政制度等審議会[2014]12ページ。

(91) BNPパリバ証券の河野龍太郎経済調査部長は、高い経済成長を前提とする財政再建計画は失敗の典型ケースであり、高い経済成長の達成は容易ではなく、また好景気は永久には続かない、ということを指摘している(河野龍太郎[2015])。

(92) 下井直毅[2011]93-94ページ。

財政健全化目標、財政健全化計画の策定により財政健全化意思が表明された。だがその目標達成が困難な状況になると、政府は目標の変更や目標年次の遷延などを繰り返してきた⁽⁹³⁾。

上述の財政の持続性維持方策は財政の国債への過度の依存を脱却させるものとはならなかった。少子高齢化が進展している状況の下で財政債務が膨大な規模に達し、財政の持続性への懸念が深刻なものとなっており、財政の持続性維持に対する信認維持という課題は日本の解決すべき最重要課題のひとつとなっているのである。

財政の持続可能性に対する信認に関しては、財政構造の健全化に関わる税制や社会保障費などの歳出の内容についての立ち入った考察が必要となる⁽⁹⁴⁾。財政の健全化を進めるにあたってはこれと経済発展とを両立させるといことがしばしば重要な課題となっていた。税制や社会保障にかかわる財政の健全化は、これに対する財政当局の説明責任の遂行、財政の透明性の強化、国民の財政健全化に対する認識の向上などを通じての国民や市場の理解の確保なしには進展させるのが困難である。税制や社会保障の充実などに対する国民の期待のあり方も財政の健全化政策に大きな影響を及ぼす。国債の発行は国債への投資を行おうとする投資家の存在を条件としており、国内金融機関の国債消化力に限界が生じれば、財政の維持可能性や国債の信用に悪影響が生ずる。金融抑圧により利子負担の軽減により財政改善を図るとい方策もあるが、この可能性には疑問がある。日本銀行のインフレーション政策によって財政維持を図るとい方策もあるが、これは形式的に財政を支える一方で、財政状態の悪化が社会に認識される結果を招き、国債リスクプレミアムの上昇・国債価格の低落を招来する実質的財政信認の低下となるおそれもある。こうした問題の検討は今後の課題としたい。

参考文献

- 安藤実 [1996] 『日本財政の研究』 青木書店。
- 井手英策 [2012] 『財政赤字の淵源——寛容な社会の条件を考える』 有斐閣。
- 稲毛文恵 [2015] 「ニュージーランド及びオーストラリア連邦における財政再建の取組——海外事情調査報告」 参議院事務局企画調整室『立法と調査第』 第361号, 2月。
- 井上久志 [1985] 『カントリーリスクの研究』 東洋経済新報社。
- 井掘利宏 [2011] 「財政再建の進め方, 考え方——シーリング設定と財政赤字課税——」 公益財団法人 総合研究開発機構 [2011] 第3章。
- 太田哲生 [2011] 「失敗の歴史に何を学ぶのか——財政危機/破綻の主要事例と日本への教訓」 公益財団法人 総合研究開発機構 [2011] 第2章。
- 大平正芳回想録刊行会編 [1982] 『大平正芳回想録——伝記編』 同刊行会。
- 大矢俊雄編 [2015] 『図説 日本の財政 (平成27年度版)』 東洋経済新報社。
- 岡崎祐司・中村暁・横山壽一・福祉国家構想研究会編 [2015] 『安倍医療改革と皆保険体制の解体』 大月書店。
- 翁邦雄 [2017] 『金利と経済』 ダイヤモンド社。

(93) 田中信孝 [2014] 13ページ。

(94) 本論文は税制や社会保障が今後どうあるべきかということを明らかにしようとしたものではない。最近では森信茂樹編 [2017] などがこの問題を取扱っているが、これらの検討は今後の課題としたい。

川野辺裕幸・中村まづる編 [2013] 勁草書房。

河村小百合 [2017] 「国家の財政運営と債務償還の在り方」『JRI レビュー』第41号, 2月。

菊池信輝 [2016] 『日本型新自由とはなにか——占領期からアベノミクスまで——』岩波書店。

北村行伸 [2010a] 「国債管理の歴史と教訓 7 低利借り換え」『日本経済新聞』10月13日付。

北村行伸 [2010b] 「国債管理の歴史と教訓 8 今後の方策は」『日本経済新聞』10月14日付。

窪田修編 [2016] 『図説 日本の財政 (平成28年度版)』東洋経済新報社,

小池拓自 [2011] 「財政再建のアプローチを巡って——歳出削減・歳入拡大・経済成長——」『レファレンス』第61巻第3号, 3月。

公益財団法人 総合研究開発機構 [2011] 『財政再建の道筋——震災を越えて次世代に健全な財政を引継ぐために——』NIRA 財政再建研究会報告書。

合田寛 [2011] 『格差社会と大増税——税の本質と負担のあり方を考える』学習の友社。

河野龍太郎 [2015] 「成長頼みの財政再建計画は『失敗の典型』だ」(上), (下), *DIAMOND online*, 7月31日。

財政制度等審議会 [2014] 『財政健全化に向けた基本的考え方』5月30日。

齊藤壽彦 [2003] 「貨幣、金融政策と社会的信認」『政経研究』11月, 27 - 40ページ。

齊藤壽彦 [2013] 「近年における日本国債発行——信用と財政信認の視点から——」政治経済研究所『政経研究』第100号, 6月。

齊藤壽彦 [2014] 『信頼・信認・信用の構造——金融核心論——』第3版第5刷, 泉文堂。

財務省 [2016a] 『日本の財政関係資料』財務省, 4月。

財務省 [2016b] 『日本の財政関係資料』財務省, 10月。

財務省理財局 [2016] 『債務管理レポート2016 国の債務管理と公的債務の現状』財務省理財局。

嶮山建樹 [2013] 「財政再建に向けた取組の変遷」参議院事務局企画調整室編『立法と調査』No.341, 6月。

佐藤茂・古市将人 [2014] 『租税抵抗の財政学——信頼と合意に基づく社会へ』岩波書店。

鎮目雅人 [2009] 『世界恐慌と経済政策』日本経済新聞出版社。

下井直毅 [2011] 「財政再建を成功させるための財政規律のあり方——諸外国の事例と日本への含意——」公益財団法人 総合研究開発機構 [2011] 第4章。

白川浩道 [2010] 「財政の維持可能性とマネタイゼーション」『CUC Policy Studies Review』第27号, 10月。

神野直彦 [2013] 『税金 常識のウソ』文藝春秋。

杉本和行 [2011] 「財政と法的規律——財政規律の確保に関する法的枠組みと財政運営——」『フィナンシャル・レビュー』第103号, 1月。

鈴木克洋 [2016] 「財政規律に有効な手段は何か～米国の予算編成過程における制度インフラからの示唆～」『経済のプリズム』No.150, 6月。

宋 宇 [2016] 『小泉政権期における財政再建策の分析』横浜国立大学大学院国際社会科学研究所博士論文, 3月。

田中信孝 [2014] 「検証・日本の財政—財政赤字の構造分析—」成城大学経済研究所『経済研究所年報』第27号。

- 田中秀明 [2011] 『財政規律と予算制度改革 なぜ日本は財政再建に失敗しているか』日本評論社。
- 田中秀明 [2015] 「独立財政機関を巡る諸外国の動向と日本の課題」『ECO-FORUM』第31巻第1号, 11月。
- 土居丈朗 [2006] 「政府債務の持続可能性を担保する今後の財政運営のあり方に関するシミュレーション分析」『RIETI Discussion Paper Series』06-J-032, 4月。
- 富田俊基 [1999] 『国債累増のつけを誰が払うのか』東洋経済新報社。
- 富田俊基 [2006] 『国債の歴史』東洋経済新報社, 157 ページ。
- 内閣官房国家戦略室 [2009] 「『財政に対する市場の信認確保に関する検討会』論点整理～持続的な経済社会を実現するための財政健全化に向けて～<5原則&アクション>」12月2日。
- 内閣府政策統括官室(経済財政分析担当) [2010] 「財政再建の成功と失敗：過去の教訓と未来への展望」『世界経済の潮流』2010年Ⅱ<2010年下半期世界経済報告>11月。
- 中島将隆 [2016] 「消費増税の先送りと改正特例公債法の成立」『証券レポート』第1696号, 6月。
- 二宮厚美・福祉国家構想研究会編 [2013] 『福祉国家型の財政への転換——危機を打開する真の道筋』大月書店。
- 前田泰伸 [2016] 「我が国財政再建に向けた課題」衆議院事務局企画調整局編『立法と調査』No.375, 3月。
- 前山秀夫 [2014] 「財政金融をめぐる政策課題——財政健全化, 消費税・法人税, 日銀金融政策を中心として——」参議院事務局企画調整室編『立法と調査』348号, 1月。
- 増島俊之 [2001] 「20世紀後半50年間の行政改革の動向と21世紀における展望」『公共政策研究』第1巻。
- 森信茂樹 [2015] 『税で日本はよみがえる——成長力を高める改革——』日本経済新聞出版社。
- 森信茂樹編 [2017] 『税と社会保障でニッポンをどう再生するか』日本実業出版社。
- 湯本雅士 [2015] 『日本の財政はどうなっているのか』岩波書店。
- 米澤潤一 [2013] 『国債膨張の戦後史 1947 - 2013 現場からの証言』金融財政事業研究会。
- 米澤潤一 [2016] 『日本財政を斯る——国債マイナス金利に惑わされるな』蒼天社出版。
- ラインハート, カーメン・M & ロゴフ, ケネス・S (村井章子訳) [2011] 『国家は破綻する 金融危機の800年』日経BP社。
- 渡瀬義男 [2016] 「アメリカの予算制度と財政規律」『経済のプリズム』第149号, 5月。
- Reinhart, Carmen M. & Rogoff, Kenneth S. [2009] *This Time Is Different: Eight Centuries of Financial Folly*, Princeton University Press. (カーメン・M・ラインハート & ケネス・S・ロゴフ(村井章子訳) [2011])。

(2017.2.1 受稿, 2017.3.3 受理)

〔抄 録〕

本論文においては、日本国債の現状をふまえて、特に国債の信用を維持する方策として財政の持続性に対する信認を維持することの重要性に注目した。これを財政歳出入構造の健全化、財政規律維持制度、財政健全化への意思表示の3側面から分析した。日本国債の大量発行にも関わらずそれが暴落しなかったのは、日本国内で低利でそれが発行され国内の金融市場でそれが消化されただけでなく、財政の分野における持続性維持方策が図られたからであった。これが国債の大量発行にもかかわらずその信用を維持させた大きな要因となっていたのである。

財政構造の健全化は歳出抑制に重点が置かれ、増税回避的性格が強かった。財政構造の健全化方策には時期的変化があり、それはしばしば挫折した。それは1990年代以降には新自由主義的傾向や経済のグローバル化が反映されるようになっている。税制において消費税への依存が図られるようになったのはこの影響を受けたものといえる。財政健全化は国債発行抑制制度や国債債務償還・国債買入消却制度、シーリングにおける財政規律維持によっても図られた。だがそれには不十分性が見られ、かつ国債発行抑制制度の骨抜きが進行していった。財政健全化目標、財政健全化計画の策定により財政健全化意思が表明された。だがそれは国債への過度の依存を脱却させるものとはならなかった。

財政の持続性に対する信認が維持されていったとはいえ、その基礎は脆弱である。少子高齢化の下で社会保障費が増大し、財政危機が深刻なものとなっている状況の下で、その信認維持という課題はますます重要となっているのである。

水田三毛作農業経営の成立と持続的展開（Ⅰ）

——兵庫県南あわじ市の事例——

田 野 宏

Ⅰ はじめに

日本の農地は国土の約75%が山地・丘陵で占められるため、狭小な堆積平野（沖積平野と洪積台地）に集中している。そのため、安定大陸を中心に立地するヨーロッパや新大陸と比較して零細経営の農家が多く、単位面積当たりの収益性を高めるための集約的な農業が歴史時代を通じて展開されてきた。これらの農業は、1年間に同じ土地（耕地）を複数回利用して、異なる作物を作付することが多く、一定面積に多くの資本と労働力を投下する営農形態が取られてきている。

第二次世界大戦後、とりわけ1960年代以降、日本経済の高度成長期から1980年代のバブル経済期にかけて大都市圏の拡大が進行した時代には、地代水準の上昇にともなう近郊農業の一層の集約化が専業農家を中心に図られた。また、大都市からやや離れた中郊の水田農村にあっては、土地持ち兼業化による水稲単作経営が一般化する中で、従来の表作の水稲や裏作の麦に加えて、より収益性の高い園芸作物が水稲の裏作に導入される地域が認められる⁽¹⁾。これはもともと水田であった農地に、稲の収穫後の圃場に市場向け園芸作物を導入することで収益性の向上を図ろうとする農業であり、兵庫県の淡路島や佐賀県の白石平野をはじめとする、いわゆる西南日本のタマネギ生産地域がその代表的事例である。

タマネギ生産に関しては、第二次世界大戦以前において大阪府和泉地方を中心に「泉州玉葱」が全国的に知られていたが、同戦後期以降の都市化によりその規模は大幅に減少し、その外縁の淡路島三原平野へと産地の立地移動が認められた。また、食生活の洋風化に伴ってその作物の需要増が見込まれる中で春播き秋収穫の北海道産の産地⁽²⁾が形成されるとともに、本州以南における水田裏作（秋播き春収穫）による産地が産地間協調の出荷体制を形作るようになってきている。

近年では農業の六次産業化、企業的経営の導入等、新しい農業形態が注目されており、筆者もまた、今日の弱体化した農業の振興には収益性と生産性の向上への取り組みが必要

- (1) 第二次世界大戦前、日本の水稲生産地域では、小作農民の地代支払い後に生じる食糧不足を補う形で、その裏作に麦を栽培する習慣が存在した。第二次世界大戦後、機械化と兼業化の進行により麦作は姿を消し、日本の水田の多くは水稲単作化が進行した。しかし、西南日本の沖積平野に立地する農村では、暖地であることを利用して、裏作の麦に代わる商品作物として野菜が導入される等、輸送園芸産地を形成する地域があらわれた。
- (2) 北海道のタマネギ産地の研究に関しては、田野宏（1989）：「北海道北見盆地におけるタマネギ生産地域の成立と展開」日本大学文理学部自然科学研究所「研究紀要（地理学）」24号 pp41-52、田野宏（1992、1993a・b、1994）：「北海道における輸送園芸産地の立地と展開—タマネギ生産地域の事例—」Ⅰ～Ⅳ、千葉商大紀要、30巻-3号、pp.25-43、30巻-4号、pp. 47-73、31巻-3号 pp. 29-66、31巻4号 pp. 47-81を参照されたい。

であると考えている。

しかしその一方で、経営規模が小さく、複数の農地を何筆にも分けて保有する多くの零細農家が集村形態を形成する傾向にある日本では、土地の流動化には今後も多くの時間を要することを考慮しなければならないだろう。そして零細とはいえ、これらの農家群が地域の中核的担い手集団として、食料産地における生産の一翼を担ってきたことはまぎれもない事実である。農業の主産地形成を正しく把握する確かな視点として、新しい方向性を追求することは大切であるが、その一方で、伝統的かつ優れた農業が継続されてきた要因を探り、将来に向けた持続的発展の方向性を確立させることも重要であると考えられる。このことは両者ともに日本の気候環境、地形、風土に見合った条件がその背後に存在しており、農業が自然環境に立脚したものであるからに他ならないからである。

本稿はこうした視点に立脚したうえで、具体的な調査研究地域として、露地野菜を中心に伝統的な日本の水田農業と組み合わせた三毛作体系のみられる兵庫県南あわじ市を取り上げた。当該地域では、明治時代から始められた水田における米と麦による水田二毛作農業が、第二次世界大戦後には露地野菜を地域の基幹作物とする水田三毛作農業へと発展をみている。この農業が注目されるのは、農業所得において基幹作物となる園芸作物の連作障害を防ぐために、副次的作物である稲作を地力衰退を防ぐクリーニングクロープとして位置づけることで、地域農業の持続的発展が図られてきたことである。本研究は、作付のローテーションを地域農業の持続的発展に位置付けた当該地域の農業に注目するとともに、循環型農業の典型ともされる水田三毛作農業の歴史的発展過程と今後の展望について考察することを目的としている。

ところで、本研究対象地域の水田三毛作農業を論じた研究は、地理学の分野では、山本(1977)⁽³⁾がその成立と規定要因について地域の水利土地条件から説明している。また、松井(1973)⁽⁴⁾は、タマネギ生産と出荷機構とのかかわりを農協、商人出荷を通じて分析している。一方、農学の分野では坂本・高山(1983)⁽⁵⁾が経済・行政、生産技術の異なる構成原理を持つ地域複合体の形成を通じて、有畜三毛作農業の展開内容について論じている。

その後の研究として、筆者(1991)⁽⁶⁾は、全国的なタマネギの生産過剰と乳価低迷がもたらしたことが有畜水田三毛作農業にどのような影響を与えたのかを個別経営の実態把握を通じて論じている。本稿で取り上げた研究はこうした筆者の研究成果(「淡路島三原平野における三毛作農業の展開と特色 日本大学文理学部自然科学研究所研究紀要26号・1991年」)を骨子としながら、その後の四半世紀における当該地域の動向を個別農家の経営実態を継続把握、比較調査したものである。本稿(Ⅰ)は主に当該地域の三毛作農業が成立と展開をみるまでの発展過程と成立要因について、次稿(Ⅱ)では、三毛作農業が完成期をみた1980年代および再編成期に入る21世紀初頭の2000年～2010年頃までの作付体系とその変容について個別経営の実態分析を通して論ずることにしたい。

(3) 山本文栄(1977):「三原平野における玉葱栽培の地域的性格」愛知教育大学地理学報告, 46号 pp.49-56

(4) 松井喜久江(1973):「三原平野における玉葱栽培と出荷の特色」愛知教育大学地理学報告, 41号 49-54

(5) 坂本慶一・高山敏弘(1983):『地域農業の革新—淡路島における地域複合体の形成』明文書房 271ページ

(6) 田野宏(1991):「淡路島三原平野における三毛作農業の展開と特色」日本大学文理学部自然科学研究所「研究紀要(地理学)」26号 pp.15-30

Ⅱ 農法（農業の仕方）からみた水田三毛作農業

Ⅱ-1 単一耕作・二期作と二毛作について

農作物の耕作形態は、地域の気候条件、地形・土壌条件によって異なるが、最も単純な作付け形態は、モノカルチャーと呼ばれる単一耕作である。これは同一耕地に一種類の農作物のみを生産地域において栽培するものであり、日本の東北、北陸地方等にみられる水稲単作地帯や、熱帯地方のプランテーション農業等がこれにあたる。水田農業地域では気候条件が春秋ともに温暖な場合、1年間に同じ作物（稲）を同一耕地で2回行うことがあり、二期作と呼ばれている。この耕作方法は中華人民共和国華南、台湾、インドネシア（ジャワ島）等で見られ、かつては日本でも高知県の二期作は地理の教科書に掲載されるほど広く知られていた。生産の行われる国家や地域の米穀需要の高さや、気候条件がそろうことで現われる耕作形態であり、同一耕地に同一作物を3回作付する三期作農業も存在する。

これに対して、同一耕地に1年間に2種類の農作物を栽培することを二毛作農業と呼ばれている。気候が温暖な地域の場合、春から秋にかけて熱帯性作物の稲が栽培され、その稲が収穫された後、比較的冷涼温暖な環境のもとで秋から翌年の春にかけて麦類を中心とした作物が生産されることが多い。中華人民共和国の華中地域はその代表地域であるが、過去の日本においても水田における米麦二毛作体系は農民の自給食糧として、大麦・裸麦の確保と連動していた。特に第二次世界大戦以前の日本では、水田地域での生産米の多くは地主層への地代として供出され、耕作農民（小作農）は裏作の麦を主食とするか、主食でないまでも米飯に何割かの麦を加える消費形態がみられたのである。

ところで補助説明となるが、水稲生産における灌漑用水は、稲の生育に必要な養分を運び、土壌の劣化を防止することができる。このため畑に比べると水田は連作障害による被害が少なくてすむ傾向がある。畑作物の生産は、水稲生産ほどの用水量が求められないが、その反面、地力の消耗が生じるために、同一耕地に異なる農作物を循環的に一定の順序を決めて作付する輪作農法が行われている。これは、穀物、根菜類、牧羊等を合わせたヨーロッパの農牧業に見られ、日本では北海道の十勝地方をはじめとする大規模畑作農業⁽⁷⁾がこれにあたるといえよう。

Ⅱ-2 水田三毛作農業とは

前項では農業の耕作の仕方（農法）について、水稲作と畑作農業の違いを踏まえて二期作と二毛作農業の説明を行った。本項で取り上げる水田三毛作農業とは、地目は水田にあって水稲作を基本としながら、その後作に2種類の異なる作物（穀物や野菜）を作付させるものをいう。大辞林（第二版）の辞書の言葉を借りて換言するならば、年間を通じて同じ農地に3種類の農作物を順次栽培することである。

水田三毛作農業はもとをただせば、水田二毛作農業を発展させたものといえることができる。そもそも水田二毛作農業の始まりは、日本では一般に平安時代から鎌倉時代とされているが、水稲生産の裏作に麦を導入させることで水田を有効かつ生産力を高める場として利用されてきた。

(7) 田野宏（2010）：「大規模畑作経営の持続的展開と地域産業集積の可能性—北海道帯広市の環境保全型農業を事例として—」千葉商大論叢47-2, pp.47-67

尼崎市立地域研究史料館の尼崎市史年表⁽⁸⁾によると、1420年、宋希璟の『老松堂日本行録』に米、麦、蕎麦による水田三毛作農業が摂津尼崎（現在の兵庫県尼崎市）付近で行われていたことが記されている。蕎麦は生育期間が短く、比較的痩せた土地でも耕作は可能である。播種後70～80日で収穫が可能で、米、麦連作後の疲弊した土地においても肥料を多投せずに済む蕎麦は三作目に適した作物であったのかもしれない。水田における多毛作で大切なことは、米の収穫後、直ちに排水して水田を畑に転換する技術が求められる。瀬戸内式気候で晴天日数が多いこと、溜池灌漑が進んでいたこと等の農業環境をとりまく自然条件が、米と麦を中心に、他作物も組み入れた先進的な農業地域を形成していたことをこの記録は想像させてくれるものである。このような三毛作農業は、その基幹作物は作付順位通り、あくまでも「米」であり、後作の麦、蕎麦は後の近世、近代期までは副次的なものとして位置づけられていた。このことは、前述したように主穀農業としての米作りが小作料、年貢としての中心的位置に置かれる中で、麦他の作物は耕作農民にとっての自給的食糧とされてきたからである。

しかし、第二次世界大戦後、農地改革が実施され、自作農民が昭和戦後期における主役となったことで、この傾向は次第に失われていった。特に1960年代以降、日本経済の高度成長期に入ると、水稻収穫後の秋、冬の期間、農業外での賃金労働機会が得られるようになり、裏作麦の作付は大幅に減少していった。この時代を機として我が国の米麦二毛作は土地持ち兼業化の進行によって零細な水稻単作経営へと変化していったのである。

このような変化の時代の中にあって、新しい商品作物を水稻の後作に据えることで露地野菜の輸送園芸産地を作り出していったのが、兵庫県淡路島三原平野における水田三毛作農業である。次章以降では、第二次世界大戦後、特に1960年代以降に産地の完成期をみた水田三毛作農業の成立と発展過程を詳述することにしたい。

Ⅲ 淡路島三原平野における三毛作農業の成立と発展

Ⅲ-1 淡路島三原平野の位置と農業環境

瀬戸内海東端に位置する淡路島は島々の中でも面積、居住人口ともに最大規模を有し、本州と四国との連絡はフェリーをはじめとする船舶輸送が長く続いていた。しかし、1981年の大鳴門橋、1998年の明石海峡大橋の架橋開通によって、本州と四国を結ぶ陸上交通の通過地点の中間の位置に立地することになった（図1）。このことは、淡路島の農産物がそれまで「中郊園芸産地」的存在であったものが、陸上輸送が可能になり、京阪神市場に対して「近郊園芸産地」的性格をも併せて持ち始めたともいえるだろう。

淡路島南部に位置する旧三原町は、島内で最も広い平野面積を有し、古くから島の穀倉地帯を形成してきた。第二次世界大戦後は水稻とタマネギ、そして酪農を組み合わせた有畜二毛作農業が確立し、生産性の高い農業が行われてきた。特に1960年代後半からは水稻後作のタマネギに加えて、ハクサイやキャベツを加えた水田三毛作を行う農家が現れ始め、水稻を補助作物としながら、後作の露地野菜を2作行う高度集約的な農業地帯が成立を見るようになる。

(8) 尼崎市立地域研究史料館 web版 [http://www.archives.city.amagasaki, hyogo, jp/chronicles/visual/](http://www.archives.city.amagasaki.hyogo.jp/chronicles/visual/) 2017年1月20日現在

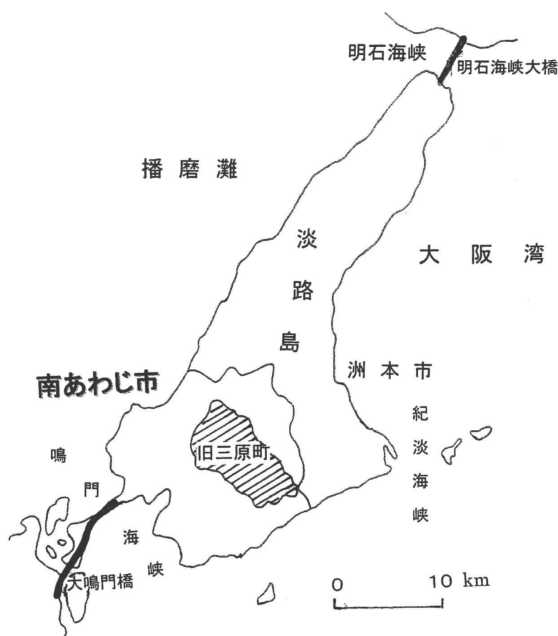


図1 淡路島三原平野の地域概況と研究対象地域

なかでも、三原平野の中央部に位置する旧三原郡三原町は三毛作農業の核心地域として発展してきた。2005年（平成17）に、旧三原町は隣接する旧三原郡緑町、西淡町、南淡町と合併し南あわじ市が誕生した。旧三原町および南あわじ市の農家の特性をみると、総農家戸数は3,731戸で、その内訳は専業農家が1,083戸（29.0%）、第一種兼業農家が819戸（22.0%）第二種兼業農家が1,829戸（49.0%）であり、全国水準と比較してみても農業を主とする農家の割合が相対的に高い水準を示す。⁽⁹⁾ また、2010年における経営耕地規模別農家数では2,580戸（68.5%）の農家が1ha未満の土地所有形態を示し、1～2ha規模が28.3%で、2ha以上を所有する農家は極めて少ないことがわかる。零細経営による専業・第一種兼業農家中心の農業が行われていることが読み取れる（表1・表2）。ところで2010年の農林業センサスによると、全農家のうち1,824戸（48%）が100～500万円の低水準にとどまっている。しかしその一方で875戸（23.2%）の農家が500万円以上の販売実績を示している。高齢化による年金収入に頼りながら500万円以下の販売実績にとどまる傾向がみられる中で、専業農家を中心に農産物の販売に特化する地域であることが理解できるのである。旧三原町（以下、南あわじ市と呼称）の農業は、1戸当たり1ha未満の零細な水田を各農家が有効活用し、表作に水稻、裏作にタマネギ、ハクサイ、キャベツ等を組み合わせた水田多毛作体系を確立させながら、これに畜産を加えた多角的複合経営への取り組みが行われてき

(9) 農家の分類は1995年農林業センサスより導入された主業、準主業、副業の分類法が新しいものである。しかし、本研究は1980年代から2005年までの25年間の三毛作農業の変容をとらえようとしたものである。主業農家の概念は、農家所得の50%が農業所得と位置づけられており、1995年以前の第一種兼業農家とはほぼ同じ意味であり、農家所得すなわち農業所得とされる専業農家率が20%以上を占める当該地域の分析を行うには従来の分類を用いる方が現実に近いものと判断した。

表1 南あわじ市および旧三原町の専業・兼業別農家数(2010年当時)

単位：戸(%)

	総農家戸数	専業農家	第一種兼業農家	第二種兼業農家
南あわじ市	3,731 (100)	1,083 (29.0)	819 (22.0)	1,829 (49.0)
旧三原町	1,878 (100)	551 (29.3)	473 (21.2)	854 (45.5)

出所：農林業センサスによる

表2 南あわじ市および旧三原町の経営階層別農家戸数(2010年当時)

単位：戸(%)

	～0.3ha	0.3～0.5ha	0.5～1.0ha	1.0～1.5ha	1.5～2.0ha	2.0～3.0ha	3.0～ha	総戸数
南あわじ市	53 (1.4)	596 (16.0)	1904 (51.0)	832 (22.3)	233 (6.3)	93 (2.5)	2.0 (0.5)	3,731 (100)
旧三原町	6 (0.3)	259 (13.8)	998 (53.1)	443 (23.6)	118 (6.2)	48 (2.6)	0.6 (0.3)	1,878 (100)

出所：農林業センサスによる

た。⁽¹⁰⁾

南あわじ市における農業粗生産額に占める野菜部門の割合が高いのは、自然条件から述べるならば、秋～翌年春にかけての冬季における温暖湿潤な気候条件が野菜生産に適していることである。また、三原川の扇状地性土壌が適度な排水力を保有するため、水稻収穫後の畑作への転換が低湿地性の水田に比べて容易であることが大きな要因となっている。人文的要因をいくつか掲げるならば、京阪神地方と至近距離にあって明石海峡の架橋が消費地とのアクセスをより至便なものにしており、他産地に比べて輸送コスト削減にもつながっている。これらの他に、社会経済的要因として、第二次世界大戦後の食生活の洋風化にともなう洋野菜需要の伸びやこれにあわせた地域内の精力的な取り組み、そして産地化を推進させた当該地域の歴史的背景等々が掲げられる。これら産地形成要因を総合的に把握分析し、成立と展開を明らかにすることが農業地理学にあたえられた課題である。以下の章ではこれらの詳細について解説していきたい。

Ⅲ—2 水田三毛作農業の成立過程

Ⅲ—2—1 米麦二毛作体系からの脱却

当該地域の農業は、明治期から昭和戦前期にかけて、表作の米と裏作の麦を中心とする米麦二毛作農業が行われていた。もともと水田裏作の麦作は前章でも述べた通り、小作農における地主への米の地代収益を補完する重要な作物であった。その後大正期に入り、麦価格の低迷が続く中で、第一次世界大戦後には米価の暴落が起こり、農村不況は深刻な事態を招くことになった。⁽¹¹⁾この頃、賀集村地主の田中万米氏は、裏作の裸麦に代わる収益性の高い“泉州玉葱”に注目し、不況からの隘路打開を図ろうとした。この当時、大阪南部の和泉地方は、「泉州玉葱」の名で京阪神地方はもとより、全国的に知られるほどの園芸産

(10) 農林水産省近畿農政局(1985)：「兵庫県三原町における三毛作農業の実態と課題」地域農政動向調査 22ページ

(11) 並松信久(1983)：「野菜作の展開と産地形成」坂本慶一・高山敏弘編著『地域農業の革新—淡路島における地域複合体の形成—』pp.102-121 明文書房 271ページ

地が形成されていた。この泉州地方のタマネギの種子が田中万米氏や当時の青年組織（農事研究会）によって試験的に導入され、多くの精農家の手を経て作付けが開始されていった。種子の試作導入は1920年代であったが、兵庫県統計書によると、1925年には当初約50町歩程のタマネギ作付面積がわずか3年後には130～140町歩まで拡大することになっていった。こうした生産面積の増反にあわせて、その販路拡大は当初のうちは、地元の地主層を中心とする産地商人によって行われた。しかし、その後1930年代に入ると、当時、賀集、阿万、北阿万の3村が統合されて「淡路玉葱出荷組合」が設立し、営農推進のための農会による組織化が図られることになった。当時の農会は、営農指導事業や農業政策の活動等、第二次世界大戦後に農業協同組合へと引き継がれていく。商人と農会は共に出荷の競争、ライバル関係を生み出したが、先進地の「泉州玉葱」と並んで「淡路玉葱」が京阪神地方を代表する銘柄産地を築き上げる重要な役割を果たしたのである。

第二次世界大戦以前の時代において、国民の食生活の大半は、米飯を主食とする伝統的な食糧消費が認められた。このため、洋風料理をはじめとする多岐にわたる調理法が今日のように一般消費者に普及しなかったためにその消費も限られたものであった。しかし、それでも伝統的な裏作麦の生産に比べれば相対的に高い値段で取引されたため、第二次世界大戦前の1941年（昭和16）には約1,000haの作付水準にまで拡大していった。

Ⅲ—2—2 米+タマネギによる水田二毛作農業の確立

第二次世界大戦の戦時下における青果物出荷統制が、終戦によって終了、解除されるとともに、1949年（昭和24）には農林省（当時）より、当該地域は特配肥料の配給を受けることのできる「野菜産地」に指定された。これによってタマネギの作付面積は1955年（昭和30）以降には2,000haを超え、特産地としての地位を確立していくようになる。

こうしたタマネギ生産拡大の牽引的役割を果たしたものは、地域農業発展の担い手となる農協の営農指導員、普及員、精農家をはじめとする人的資源の存在であり、彼らの献身的なまでの地域農業への貢献であった。これらの動き、活動については後半の章で述べるが、第二次世界大戦後の10～15年間においては、農協、商人の共同組合である「三原郡玉葱検査連合会（後に淡路玉葱協会）」の力に負うところが大きく、出荷検査、販売情報活動、生産改良活動に多大な力を発揮したとされている。⁽¹²⁾

全国的に見てタマネギの需要は第二次世界大戦後、とりわけ日本経済の高度成長にともなう日本人の食生活の洋風化（カレー・シチュー・ハンバーグ等の他、肉料理との相性の良さ）にともなって大きく拡大し、好市況に支えられて、生産農家は収益を増加させていった。第二次世界大戦前から1960年代半ばまで主産地を形成してきた大阪府は、経済成長にともなう郊外農村の都市化とともに作付面積の大幅な縮小が進み、その生産は周辺外縁地域への立地移動となってあらわれることになった。淡路島産のタマネギがまさにそれであり、1965年には野菜生産出荷安定法による産地指定を受けるとともに、1966年には生産面積が3,450haのピークに達し、大阪府を抜いて全国一の主産地を形成するに至った。その後、1968年には北海道（北見、岩見沢、富良野、札幌近郊の諸産地）が春播き秋冬出荷の産地として全国一位を占めるようになる。⁽¹³⁾しかしこの間、淡路産のタマネギは、地元商人

(12) 前掲11) 参照

(13) 前掲2) 参照

や農協等によって、生産管理販売網の拡大と充実、種苗開発等生産基盤の強化が図られたことで、全国屈指の主産地の座を安定的に保ち続けるのである。

1950～1960年代における水田二毛作（裏作がタマネギ）の時代、タマネギの収穫は水稻を作付する前の5～6月に行われた。生産の集中する三原平野では、収穫されたタマネギは圃場の脇に設置された「たまねぎ小屋」で「吊り玉」にして乾燥させてから、時期をみて商人や農協に販売されていた。商人への出荷は農協の委託販売と異なり、生産者からの直接買い取りによる販売である。特に1970年代以降は「たまねぎ小屋」からの直接買い取りや青田買いの他、等級別にコンテナ詰めしたものを買い取る方法が普及した。淡路産タマネギの冷蔵庫収容能力は当時約75,000トンとされ、そのうちの約80%が商人系の冷蔵庫に収容されてきた。松井（1973）によれば、淡路産タマネギの出荷販売は、栽培が開始された時代から商人の取り扱いが多かったのである。冷蔵タマネギは、淡路産タマネギの市場販売期間を少しでも伸ばすことが目的でもあった。そして冷蔵タマネギの出荷時期（秋～初冬）は北海道産タマネギの出荷が始まる時期でもあり、両産地の出荷量は市場価格に影響をあたえるほどの意味を持っていた。そして両者は、国の野菜価格安定事業推進による集出荷体制の確立と相まって、農協の取り扱いによる共選共販体制が1970～1980年代に著しく進展した。三原郡農協では、1960～1970年代には年間取扱量（約40,000トン）を支所単位で、小型選果機を用いて選別していた。その後1980年代に入ると、広域営農団地構想のもとで選別施設が統合されることになり、日量120トン、6,000ケースを処理できる大型選別施設が導入され、農協組織の集荷選別能力はさらに飛躍的に拡大した。

Ⅲ—2—3 三毛作農業導入の契機と三原川扇状地の地形・水利条件

三原平野は、三原川が山地から出たところで土砂を堆積させた扇状地が大半を占めている（図2・図3参照）。正確には標高40m付近より高位の土地は、河川から直角に遠ざかるにつれて段丘地形と化し更新世の洪積台地（隆起扇状地）に移行する。扇状地の土地条件は表層部に砂壤土が多く分布し比較的排水力に富むために、水稻の収穫後には畑作地に作付される野菜を導入することは容易であった。このため、標高10～30mの沖積扇状地、ならびに標高40m位高に分布する洪積台地（隆起扇状地）において、戦前期から広くタマネギ作が行われるようになったのである。

ところが、三原川扇状地は標高10m付近で扇端部へ移行しこれより下流は氾濫原・三州性低湿地へと変化する。これらの低湿地の農地では扇状地の地形と異なり、畑作地としての土地利用は難しく、水稻単作のみの農業が行われてきた。換言するならば、三原平野の水田裏作は土地条件的にみると、扇状地における排水力に富んだ砂壤土質の農地を中心に展開されているということになる。

さて、この標高10m付近の扇端部付近に立地する榎列（えなみ）地区（図2・図3参照、等高線もあわせて参照のこと）が三毛作農業の嚆矢となった集落群である。ここでは扇状地の伏流水が扇端湧水として地表面に滲出するため、水稻収穫後も半湿田状態が続き、タマネギの導入が困難な地区となっていた。水稻+タマネギの二毛作体系が進行する三原町において榎列地区のみが遅れをとる形の中で、その隘路打開の途を開いたのが地元における農業改良普及所の普及員達であった。地区内の土地条件が水はけの悪い半湿田であることに目をつけた普及員達は、比較的湿った土地でも生育が可能なハクサイに注目し、1961



図2 三毛作農業が展開されている三原川扇状地
 (平成 17 年国土地理院発行 1 : 25,000 「広田」 図幅に筆者加筆)

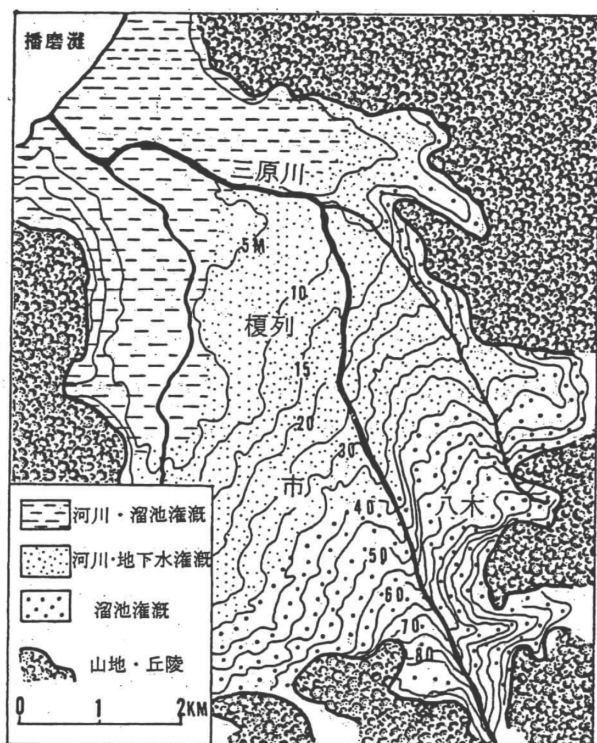


図3 三原川扇状地の等高線と農業水利環境

(現地調査による。等高線は1:25,000 図国土地理院より筆者編集)

年にその試験作付に成功した。当時は、扇状地の農地を中心に生産された三原町内のタマネギは、通常は夏季に出荷される。しかし、一部は秋季以降にも冷蔵庫貯蔵（鮮度保持）されて出荷の延伸が行われ、春播き秋収穫の北海道産と競合しあっていた。そこで榎列地区の秋季定植冬季収穫型のハクサイを、冷蔵タマネギ出荷後の空になった冷蔵庫に保管し、3～4月期の端境期に販売したところ、市場において高値で取引されることになった。このような理由から、扇端部の榎列地区では水稻+ハクサイによる水田二毛作体系が確立したのである。

扇状地扇端からさらに下流の氾濫原に移行する地形の変換点付近では、旧河道に沿って帯状の砂質微高地（砂堆、自然堤防）が認められる。こうしたところの水田では比較的土壤が乾燥しているためタマネギの作付けは可能であり、一部の農地ではタマネギ作による二毛作を取ることも可能であった。しかし、微高地間の半湿田では上述したようにハクサイが水稻の後作として選ばれることとなった

ところでこうしたハクサイの収穫が終わった2月の圃場に、タマネギ栽培に意欲を持つ榎並地区の精農家がタマネギの余り苗を試験的に植え付けたところ、その苗が無事に生育し結球させる結果を得ることができた。このことを契機として、兵庫県農業試験場（現淡路農業技術センター）と農業改良普及所が苗のさらなる技術開発を進めた結果、2月に定

植し5～6月には収穫が可能なタマネギの短期栽培技術の確立を見るに至ったのである。

三原平野の三毛作農業開始のきっかけは、地域の基幹作物であるタマネギが、水稻収穫後の土地条件に見合わず、やむなく他の作物を代替させて二毛作体系を作りながら、なおもタマネギ作にこだわり続けた地域の精農家と関係機関の技術支援の賜物であったといえよう。条件が劣る地域であるがゆえに、一層のイノベーション力が働いたものであり、このことが広く地域内で三毛作が伝播していくことになったのである。

このような条件不利地で生まれた三毛作技術体系を確立させて、三原町全体が露地野菜の集約的な産地として発展していくには、さらに多くの克服すべき課題が存在していた。いかに作付期間（立毛期間）が短い品種が導入されても、三つの作物を1年間で収穫するわけであるから、作物間の収穫と作付の期間を調整することが必要であった。特に水稻は湛水による土壤の湿潤状態が続くため、少しでも早くに収穫し次の作物の作付に対して土壤の乾田化、畑地化を進めることが必要であった。具体的に述べるならば、水稻収穫後、ハクサイの定植が重ならないようにするためには、水稻の収穫期を10月から9月に前進させることが求められた。それには、水稻の田植えの時期を従来の6月から5月に前倒しさせることが大切な条件となった。

ところが、この田植えの時期を5月に進めることの出来ない地区が存在した。それは扇頂部（標高45m以上の土地）に立地する「八木・寺内」地区である（図2・図3）。この地区の土地は浸食期に入った隆起扇状地からなり、三原川の現河床から10～20m以上の比高をもつ洪積台地であると考えられる。そしてその農業用水は、扇頂部付近の河川水、地下水等を堰き止めて造られた溜池から供給されている。この溜池の農業用水に依存する八木・寺内地区の多くの農家は、いわゆる「水利慣行」⁽¹⁴⁾によって用水の割り当てが6月下旬に固定されていた。このため、三毛作農業を可能にする早生米品種の導入によって5月の田植えを行うことは不可能であり、従来からの中生稲とタマネギの二毛作体系に踏みとどまらざるを得なかったのである。

一方これに対して、扇中央部（市地区）では、農業用水の多くは河川灌漑に依存していた。すでに述べた扇端部（榎列地区）の農業用水は河川灌漑に加えて扇端湧水を利用することが可能である。また扇端部に位置することから、比較的地下水位が地表付近の高い位置にあるため、安価な費用（個人資本）で電気揚水を行うことが可能であり、扇中央部・扇端部地域ともに早生米の導入が可能であった。5月田植え開始による早生米品種の導入で、秋にハクサイ、翌年冬～春にタマネギの三毛作地農業は扇状地扇端から生み出され、扇中央部へと拡大したのである。あらためて図2、および図3において各地区の扇状地における位置ならびに立地条件を示す地形環境を等高線図等から参照されたい。

Ⅲ-2-4 三毛作農業の原動力となった「三原営農方式」とは

1950～60年代における水稻+タマネギによる水田二毛作体系の拡大は、当該地域に「淡路産タマネギ」としての産地のブランド化を促し、地域農業の発展に大きく寄与することになった。この時代は、1961年（昭和36）に農業基本法が制定され、国に指定された多くの

(14) 溜池の農業用水を受益地区に均等に分配するもので、用水の分配は水稻中生種の代掻き時（田植え時期は6月20日頃）に行われる。このため、受益地区はこの時期に田植えを行わざるを得ないため、水稻早生米導入により、裏作野菜を10月に行うことは困難であった。

農業産地は農業構造改善事業による基盤整備が実施され、生産物の専門化、すなわち選択的拡大が主産地内の農家に求められていた。

一方、当該地域では、こうした動き、すなわちタマネギ専門の主産地化のみにとどまるだけではなく、さらに複数の作物を導入し、複合経営化を進めることでより一層の適地適作による園芸作物の生産団地化を図ろうとする動きが活発化し始める。この動きには、前項(Ⅲ-2-3)で述べた三原川扇状地扇端部における榎列地区の三毛作農業の原形となった栽培形式の確立が、この構想に大きな影響を与えたものと考えられる。三毛作農業拡大、推進の中核的役割を果たした複数の先覚者が産地化に及ぼした力は大きかった。彼らは三原郡内における6農協(当時)の傑出した営農指導員や普及員達であった。当時その中のリーダー的存在として活躍した古東英男氏⁽¹⁵⁾は、「サラリーマンと同様、毎月安定した収入のある農業」が得られることを目標に、「三原営農方式」と呼ばれる地域農業の推進のために邁進したと述べている。ここで、古東氏をはじめとする地域の先覚者達が唱えた「三原営農方式」とは何であったのかふれておこう。

第一に、これまで水稲+タマネギの二毛作農業を堅持することである。そして余力がある農家は、ハクサイ、レタス、キャベツ等の野菜を2月までに収穫し、その後作に4月~6月収穫の野菜を作付しようというものである。

第二に、二毛作、三毛作農業を支えるためには、安定した所得を得ることが求められた。そこで当時、地域農家の50%を占めた第二種兼業農家の所有耕地を、規模拡大指向農家(専業・第一種兼業農家)が借り受ける農業が推進された。貸し手農家(零細な第二種兼業農家)は冬季の間は恒常的勤務に就業するため、野菜作りは行わない。また、夏季の水稲作に関しても出来るだけ労働力を省きたいところである。そこでまず、借り手農家(専業・第一種兼業農家)は、貸し手農家の水稲作の作業を代替し、稲を収穫して全量を貸し手に渡すことにする。しかしその際に発生する稲藁は借り手農家の家畜に飼料として与え、野菜作りの堆肥を得られる仕組みを作った。また、水稲収穫後の秋季から翌年の春季にかけて、本来は不耕作地であった貸し手農家の水田を、借り手農家が自らの農地と同様に野菜作りの作業に充てることで、野菜生産の規模拡大を図ることができるようにしたのである。さらに野菜収穫後、翌年の田植えのシーズンになると、借り手農家は水田に灌漑用水を入れて農地を貸し手農家に返却した。また、借り手農家は貸し手農家に対して稲の苗や田植えの機械を貸し出すことで、貸し手農家の農業労働の負担軽減を図ることに協力した。このような貸し手農家と借り手農家の関係を、地元三原郡内では「手間替え農業」と呼ばれ、貸借関係を通じた農地の流動化が進んだのである。

さらに第三の方式が、野菜作に必要な土づくりの努力であった。当該地域がタマネギの主産地化を進めるに際し、その品質の高さを保つ重要な役割を果たしたものが、畜産との複合経営が結びついたことであった。三原平野では、従来からの耕種農業に加えて乳牛を飼養する農家が過半を占めていた。1戸当たり平均飼養頭数は2~6頭と少なかったが、1頭当たりの高い収乳量をあげる小規模酪農経営が一般的に行われてきた。もともとタマネギは相場の変動が大きく、価格低下時に収益の減少分を酪農が補完する役割を果たしてい

(15) 古東英男(1989):『淡路のかけはし—三原営農方式—』自費出版 358ページ、古東英男(2009):『日本農業の再生—複合営農で食料自給率50%を目指す—』農林統計協会 105ページ参照。また、「三原営農方式」の詳細については、1989年7月三原郡農協(現JAあわじ島)で筆者が古東英男氏からの聞き取りによる。

た。一方、タマネギ栽培に際しては、酪農によって得られた堆肥が圃場に振り向けられることにより、個別経営内での有機質肥料の自給体制が作りだされたのである。このことは地力増進に加えて、高収量かつコスト低減の生産体制が実現される中で、市場での評価の高い「淡路島産玉葱」のブランド化に結び付く要因となっていた。

このようにして「三原営農方式」は、三毛作技術体系の確立、手間替え農業の確立による規模拡大指向農家の農地拡大、畜産との組み合わせによる地力増進の三つを柱にして産地規模の拡大と農家所得の増加が図られていった。

ところで「三原営農方式」が導入されつつあった1965年当時の三原郡内における主要農作物の生産状況を、農林業センサスからその概況を把握してみると、タマネギ作付；約1,800ha、ハクサイ・レタスともに作付約500ha、キャベツ作付；約200ha、水稲作付；約2,500haであった。また、これに加えて畜産を加えると、乳牛；約18,000頭、繁殖牛；約2,000頭で大規模な総合的農業産地が形成されていた。タマネギ生産には旧来から、商人組織の出荷が多くみられたが、1965年（昭和40）に三原郡内の13カ所の農協が吸収合併されて、三原郡農協（現JAあわじ島）が大型農業協同組合として発足すると、その集出荷規模の拡大、営農指導体制の強化等が体系的、効率的に図られ、地域農業の推進を担う極めて大きな組織が生まれることになった。地域内の農協組合員の農家は、農協から営農指導を受け、営農資金を借り入れるとともに、これに加えて農業改良普及所の指導員、作日別生産者部会員等からも間接的支援を受けながら営農発展に邁進していった。「三原営農方式」は従来からの商人組織も含め、大型産地としての農協職員や農業改良普及所普及員らによる献身的な農民への普及指導のもとに、産地の基盤づくりが強化されていった。

また、産地形成の原動力の背景には地元の農家のみではなく、機械を扱う在野の地元技術者の献身的協力も存在した。三毛作農業の基幹作物となるタマネギをはじめ、その補完作物であるキャベツ、ハクサイは重量野菜である。収穫時の運搬作業に関しては重労働を迫られるものとしてこれへの解決が求められていた。こうした問題を解決したのが地域内の機械技術者達であり、彼らが問題解決のための農機具の開発に尽力し、三毛作農業の発展と野菜特産地化に大きな力を発揮したのである。例えば、1960年（昭和35）に開発された「農耕用小型牽引特殊作業用自動車」（以下、農民車と呼称）⁽¹⁶⁾は、重い野菜を圃場から運び出すために作られたものである。特に雨天時の収穫作業において、農地がぬかるみ、農道が冠水した場合には、普通自動車ではエンジントラブルをおこしやすい。発明開発された農民車は、地上60cmの位置にディーゼルエンジンが設置されており、農道と圃場の間に少々の段差があっても走行運搬が可能となるものであった。

また、1968年（昭和43）に開発された「圃場内での収穫運搬車」（以下、四輪車と呼称）⁽¹⁷⁾は、トンネルレタスを中心とする収穫作業に大きな力を発揮した。前述の農民車と異なり、自動車ではないが、自転車の車輪4個を四方に固定して、その上に収穫した野菜を積ませた軽量運搬車である。四輪の荷物台が野菜の生育した畝を大きくまたがり、覆いかぶせるように置かれると、畝の両脇の低いところに四輪を接地移動させながら、収穫野菜を荷物

(16) 1961年（昭和36）に三原郡（当時）西淡町松帆の前田鉄工場で前田薫氏が開発。後に他の鉄工場でも生産され始めた。この車両は島内のみの限定条件付きで、兵庫県警、陸運事務所の許可が与えられた。最盛時には5,500台以上普及している。

(17) 前掲15) 参照

台に載せて作業が進められる。四輪のタイヤが軽量であるため、作業に大きな力を必要としないため広く普及している。単純な運搬車に見えるが、(1) 野菜定植、(2) レタス、キャベツ、ハクサイの収穫、(3) トンネル掛けの資材(ビニール、竹等)運搬等、畝をまたぐ作業には絶大な効果を発揮している。人力で簡易に操作でき、畝をまたぐ荷台には約100kgの重量まで載せられるため、女性一人での農作業を可能にしている。購入単価も5万円以下であることから、21世紀に入った今日でも生産地域に広く普及利用されている。

今日、サービス産業中心の日本社会の中で、生産性が低いとされながら農業が存続してこられた地域には、このような「三原営農方式」や地元出荷組織、周辺領域における人々のマンパワーがあったものと考えられる。

Ⅲ—3 三毛作農業確立期(1980年代)における作付体系と収益性

旧三原町では、「三原営農方式」によって形づくられた水田三毛作体系によって、タマネギを基幹作物に据えつつ、レタス、キャベツ、ハクサイ等が補助作物として1980年代にはいずれも県平均レベルを超える収量があげられるようになった(表3)。本項ではそれらの作物の収益性について当時の状況を把握してみよう(表4)。

水稲は、南淡路地方の経営規模が零細なことから、米の生産調整政策(1987年当時、水田農業確立対策)の中で転作を進める一方で、経営規模の拡大が町および農協はじめとして推進されていた。しかし、当該地域の農業は水田裏作による野菜作りが農家経営の中心である。水稲に関しては、野菜作りによる連作障害防止のためのクリーニングクロープ的役割を水稲作に求める向きが強いといえる。秋から春にかけて、二作連続して栽培した野菜作り後の農地を湛水状態にすることで、病害菌を洗い流してくれる水田の存在は生産の持続に欠かせないものであった。あくまでも稲作物の収益に期待するものではなく、野菜作りをサポートする土づくりの一環として作付が行われていた。それでも、10a当たりの収益は高く、全国的にみても平均的(約7万円/10a)な収益があげられているといっていよう。

水田裏作の筆頭作物であるタマネギは、秋季定植と2月定植の2種類がある。秋季定植は10月に定植、翌年5月に収穫された水田二毛作の作付け形態である。タマネギは6~7月に収穫後、圃場の脇に設置された風通しのよい小屋(タマネギ小屋)に吊り下げられて、乾燥貯蔵のもとで8~9月にその多くが出荷される。一部は初冬の時期まで冷凍貯蔵のうえ、出荷に至るものもある。全国的に見て、長期の保存に耐えるための品種(もみじ、ターボ、さつき等)を作付しており、7月の平均kg単価は80円程度のものが、12月には120円程度まで上昇する時代もあった。特に、春播き秋収穫の北海道の産地が形成される以前には、こうした冷蔵タマネギは品薄、価格高騰期の産物として多く作付・出荷されたのである。

これに対して、ハクサイ(のちにキャベツも含まれる)の後作として登場した新品種の2月植えタマネギ(1980年代はホームー)は、6月中旬に収穫された後、8月まで吊り貯蔵された後、7~8月の市場価格で出荷されている。水田三毛作農業が確立した当初の1970~1980年代の品種は、水田二毛作田で作付けされたものが多く、秋植えタマネギと比べると収量も少なく、収益においても10a当り10万円近く低かった。しかしそれでも水稲の2倍ほどの収益性を示していた。

これら、2月定植のタマネギの前に作られていた野菜がハクサイであり、その後1990~2000年代以降、レタスやタマネギが増加していった。特にレタスの作付増加が著しい。こ

表3 旧三原町の農産物概要 (1984年当時)

	作付面積 (ha)	収穫量 (t)	10a 当り収量 (kg) ※	
水 稲	1,170	35,320	455	430
タマネギ	1,000	52,000	5,200	4,981
ハクサイ	387	20,898	5,400	4,478
レ タ ス	243	5,666	2,332	2,059
キャベツ	185	7,581	4,098	3,758

※10a 当り収量の右欄は兵庫県平均

出所：三原町30周年記念町勢要覧による

表4 水稻・野菜の10a 当り収益性 (1986年当時)

	水 稲	タマネギ (10月)	タマネギ (2月)	ハクサイ	レタス	キャベツ
粗収益 (円)	185,150	575,000	393,000	592,800	835,200	483,500
経営費 (円)	115,409	343,481	262,211	385,975	391,531	245,144
所得 (円)	69,741	231,519	130,789	206,825	483,661	238,356
所得率 (%) ※	37.7	40.3	33.3	34.9	57.9	49.3
家族労働時間	357	205	196	130	336	151
時間当り所得 (円)	1,954	1,129	667	1,591	1,439	1,579

※所得率 = 経営費 / 粗収益 · 100

出所：兵庫県 (1987) 地域農業経営指導ハンドブックによる

れについては、2000年代以降における水田三毛作農業の特色として、次稿(Ⅱ)で詳述する。いずれにしても、これらの野菜は、端境期出荷の高値をねらう12～3月収穫を作業体系に入れたものであった。粗収入においては50万円/10aを超えており、所得に関しても水田二毛作の時代におけるタマネギの収益(約23万円/10a)に匹敵するか、それをはるかに上回るものである。ハクサイは、2月に収穫するが、さきに述べたように、農協や商人取り扱いの冷蔵庫に約1か月間冷蔵保存しながら、端境期の3月に出荷する。収益性の高いレタスは、予冷施設が必要であることから、資材費がかさむ傾向にある。それでも、秋植え春収穫の二毛作田のタマネギに比べると、その2倍(約48万円/10a)の収益を上げていることがわかる。家族労働にめぐまれるならば、タマネギ作以上に労働力を投下することで、より一層の収益があげられる注目度の高い作物として存在感を高めつつあった。

Ⅳ 20世紀後半における三原平野の水田三毛作農業の存在形態—まとめにかえて—

本稿(Ⅰ)は、中世に期限をもつわが国の水田三毛作農業が、現代農業の中でどの様に形を変えた存在形態をもって行われているのかを、兵庫県淡路島三原平野の事例をもとにその実態と規定要因を明らかにしようとした。

本章では、三原川扇状地に立地する自然条件を背景とした農作物の作付条件の相違や、地域の社会経済的条件を考慮に入れたうえで、20世紀後半における水田三毛作農業の成立と発展形態を通して形成されてきた地域構造を図4に示した。以下に、本図をもとにして

その内容を述べることで本稿（Ⅰ）のまとめとしたい。

淡路島最大の平野面積を有する三原平野は、諭鶴羽山地に端を発した三原川が形成した扇状地を中心に、古い時代から同島の穀倉地帯を形成してきた。明治、大正、昭和戦前期は、水田の裏作に麦が作付され、小作農による地主層への地代収益を補完する形での米麦二毛作農業が行われていた。特に、第一次世界大戦後に米価の暴落による農村不況が発生する中で、家族労働内での野菜作りはみられたものの、それはあくまで自給の範囲内にとどまるものであり、麦を中心とする複合経営農家が多くを占めていた。

こうした農村不況の打開に、地主層の尽力で大阪南部の泉州タマネギが試作的に導入された。このタマネギが1920年代には地域内の農家に導入され始め、米と麦に加えた商品作物として位置づけられるようになっていった。タマネギの導入には、上述した地元の地主層を中心とする産地商人、そして「淡路玉葱出荷組合」の設立を進めた農会（当時）等がその後も積極的に普及にかかわることで、米と麦を補完する形での小商品化された複合経営形態が展開されていた。

第二次世界大戦の勃発により、作物統制期が戦時中に到来するが、戦争の終了とともにその統制は解除される。そして1950年代には麦にかわって水稲収穫の後作としてタマネギが作付されるようになった。

当初、タマネギの導入に際しては、三原川扇状地扇端部の湧水がみられる榎列地区では、半湿田が多く、その作付は困難であった。このため、半湿田でも作付・栽培が可能なハクサイが地区の二作目の野菜として選ばれ、導入されていった。数年が経過し、タマネギの作付期間が短い品種が同地区の農家と農業試験場の努力で開発されると、従来の中生米を早生米に切り替えて稲の収穫期を早め、後作のハクサイ（数年後レタス中心に変わる）の作付と収穫を終えてから、2月にタマネギの栽培を行うことが可能となった。かつて条件不利とされた三原川扇状地扇端部（榎列地区）では、三毛作体系が可能となり、旧三原郡のみならず淡路島内で最も露地野菜生産の集約化が進んだ地区として、園芸産地の形成を牽引する重要な役割を果たしていった。付け加えて説明するが、扇状地の扇端は地下水位が高く、湧水がみられ、早生米の灌漑用水を自由にいつでも取水することができたからである。

これに対して、扇状地の扇頂部、扇央部の乾田地帯では、水稲の後作にタマネギを導入することは早くから可能であった。しかし稲作のための灌漑用水は地下水位が低いために、上流部の溜池に依存するほかなかった。これらの溜池灌漑は、地域特有の水利慣行（配水を地域平等に行うための順番決め）が存在した。6月中旬～下旬に配水を割り当てられた地域は早期（5月）の田植えによる稲の前進栽培で、後作に2種類の野菜を導入することが不可能であった。こうしたことが、同時期に配水が割り当てられる扇状地扇頂部（八木・寺内地区）において水稲＋タマネギによる水田二毛作体系の固定化につながったのである。

水田二毛作であれ水田三毛作であれ、「三原営農方式」の組織をあげた取り組みは、当該地域を、商品生産に特化した複合経営による野菜の主産地化に大きく前進させることになった。扇状地扇端部の榎列地区、扇状地扇頂部の八木・寺内地区は自然条件の違いが作付体系の相違をもたらしたものの、両地区ともに各農家は乳牛を飼養していた。このため、自家で生産される稲藁を飼料にした乳牛の堆肥が野菜作りに良好な有機肥料を提供した。この有機肥料の自給体制が、タマネギをはじめとする野菜の品質を高める大きな力となり、有畜二毛作・三毛作農業が「三原営農方式」の重要な柱となっていった。

自給自足的複合経営

第1次世界大戦
農村不況

米麦二毛作体系（家畜飼養）

小商品生産的複合経営

米麦二毛作体系+タマネギの導入

第2次世界大戦 作物統制

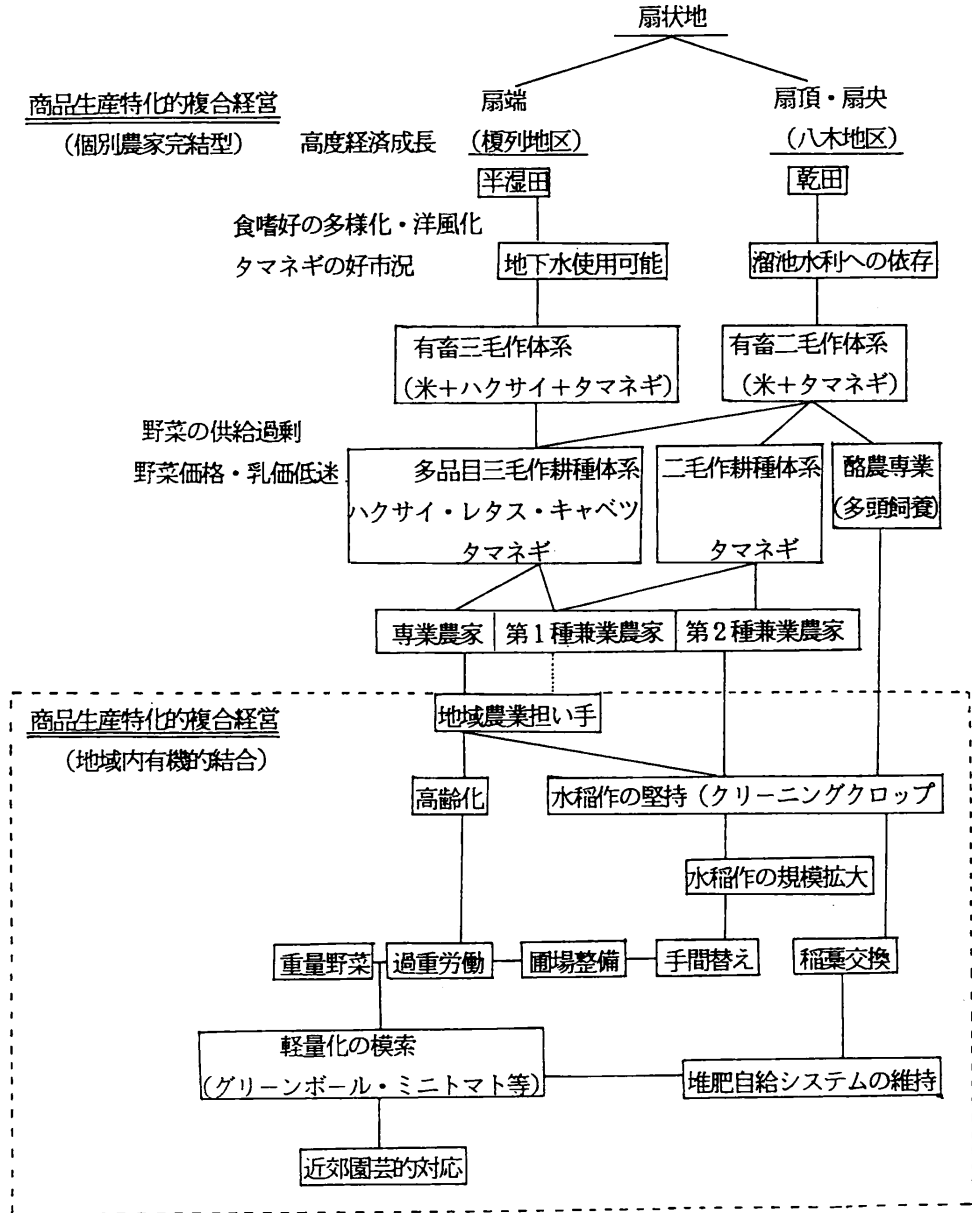


図4 三原平野における三毛作農業の存在形態と地域構造 (1940年代~1990年代)

ところが、1970年代後半になると、こうした有畜二毛作・三毛作体系の維持が困難になり始める。第二次世界大戦後に伸び続けた我が国の乳牛生産は、需給調整段階期を迎えたのである。これによってもたらされた乳価の低迷は、乳牛飼養農家に対してコスト削減のための効率性を求められることになった。この結果、酪農経営は多頭飼育による専門経営が必要になり、従来の水稲・野菜生産と少数頭飼養の組み合わせによる農家は酪農からの撤退を余儀なくされることになった。具体的な数値は次稿(Ⅱ)で詳述するが、水田三毛作の核心地区である榎列地区では、1975年に240戸の水田三毛作兼酪農家が存在していたが、1985年には両者を兼ねる農家は98戸に減少する。このことは個別経営内における堆肥の自給体制の崩壊を意味するものであった。また、1960年代から1970年代の日本は農業基本法の制定による畜産、果樹、園芸等の新しい成長力のある農産物を地域の条件に応じて伸ばす「選択的拡大」方針が打ち出されており、全国的に市場向け農産物の主産地化が進行した時代であった。本稿で扱う三原川扇状地のタマネギをはじめとする園芸作物も、そうした農業政策の一環として位置づけられたものであった。その結果として、当初のうちは需要に合わせた生産物の生産拡大により販売価格は上昇したものの、全国各地の主産地化と消費需要の頭打ちは主産地の生産過剰を生み出し、1970年代後半は好市況期を過ぎて価格安定もしくは低迷期に入ったのである。当然、生産農家にもその影響があらわれ、販売量の頭打ちがみられるようになる。タマネギを例にとるならば、春播き秋収穫の北海道、秋播き春収穫の兵庫県、佐賀県、愛知県、静岡県等の道県が主産地化を成功させる中で、相互に産地間競争を行う状態を作り出していった。

この結果、三原川扇状地の野菜生産は、扇端部の榎列地区を中心として、タマネギを最重要の基幹作物に据える一方で、レタス、キャベツ、ハクサイ等、複数の作物を導入することで、単一作物依存に対するリスク分散を図ろうとする、いわば「多品目三毛作耕種農業」が生まれることになった。ここでの生産者は、農業経営の専門家を目指す専業・第一種兼業農家で占められ、地域農業発展の牽引的役割を果たしていくことになった。これに対して溜池灌漑に農業用水を依存する扇頂部の八木・寺内地区では、水稲とタマネギを中心とする水田二毛作体系を維持しながら、残った労働力をその面積を拡大させる専業・第一種兼業農家と、農業外の就業に向かう第二種兼業農家に分かれていった。

もともと、「三原営農方式」を支えた有畜二毛作、三毛作体系は、高品質、高収量の野菜生産を保証する重要な生産体系であった。しかし、前述したように、酪農部門の多頭化による専門化と野菜生産農家の酪農部門からの撤退は、個別経営内における堆肥の自給システムの崩壊を招くことになった。その結果、農地は化学肥料依存による地力減退、経営コスト増等の問題を生じさせた。また、タマネギやハクサイ等の生産物は重量野菜であることから、高齢化が進行した農家にとって過重労働負担としてのしかかった。こうした諸問題を抱える中で、複数作物の野菜の主産地を継続させていくためには、地域農業の担い手となる専業・第一種兼業農家と、高齢者農家や第二種兼業農家との間における、農業労働負担の「手間替え」による農地流動が求められた。加えて、酪農家と野菜専業農家間との稲藁交換を通じた地域内での有機的結合が図られていった。図4の点線枠内で示した商品生産特化的複合経営がそれにあたる。そしてそれらの地域農業の担い手は、三原川扇状地扇端に立地する榎列地区を中心とした専業・第一種兼業農家であることに変わりはない。し

かし、堆肥の供給システムを維持するためには、耕種（水稻・野菜生産）農家と、酪農専業農家が協働・連携し合うことが求められた。酪農家は、飼養中の餌代のコストを削減して耕種農家からの稲収穫後における稲藁の供給を受ける。耕種農家は酪農家の乳牛の餌とした稲藁が含まれた堆肥を受け取り、野菜の圃場に有機肥料として施肥する。こうした両者の交換システムは、市役所（三原町役場、後の南あわじ市）とJAあわじ島との両者の仲介と補助金の支給によって本格化していった。⁽¹⁸⁾ もとより、地域農業の中心的作目は野菜である。しかし、この野菜作りを持続可能にさせるために、収益の低い水稻が地力維持の役割を果たしていることを忘れてはならない。代掻きや田植え時において田への農業用水の導入は、土壤に養分を与えるだけではなく、消毒効果を発揮させることになる。その結果、後作に行われる基幹作物（野菜生産）の連作障害を防ぐことになるのである。この様に、水稻を農地のクリーニングクロープとして位置づけながら、稲藁交換による地域内での堆肥供給システムを堅持出来たことが、野菜作りのための環境保全型農業の持続的発展につながってきたのである。

また、地域内の担い手農家と零細（第二種）兼業農家との「手間替え」を進行させたことは、野菜の主産地としての地位を堅持し続けることに成功したといえるだろう。しかし、その一方で、半年間を通して手間のかかる野菜生産に従事することの過重労働による肉体疲労が生産者に重くのしかかっていった。特に取り扱う生産物が重量野菜であることが多く、腰痛をはじめとする健康障害の発生が問題となっている。当該農村の多くの水田は、耕地整理が行われておらず、不整形な農地が広がり、10aレベルの水田を数か所に分かれた分散型の土地所有形態を示している。圃場整備期間中の所得保証が得られないことが、一部の水田を除いて、作業効率の低い不整形な圃場を残存させる結果となっている。また、重量野菜に特化した生産形態であるが、今後はより軽量な野菜として、レタスの増反が考えられる。その他にも、グリーンボール、ミニトマト等の栽培を開始する農家もあり、こうした動向にも注目すべきであろう。図4の点線枠内の地域関連図は、明石海峡大橋架橋以前の1980～1990年代半ばの状況を示したものである。1998年の明石海峡大橋架橋後は、京阪神地方との陸上輸送による交通アクセスが中心になり、これまでの集団的輸送園芸産地としてだけでなく、集団的かつ近郊の園芸産地としての役割を有することになるかもしれない。

以上、本稿（Ⅰ）では、水田三毛作農業が成立するまでの導入期段階から産地確立期に至るまでの経緯と発展形態を、地域内外の社会経済的条件を踏まえて論じてきた。しかし、1980年代に成立した「三原営農方式」に基づく水田三毛作農業は、その後の20年間における社会・経済的条件の変化によって、さらなる変化がもたらされてきている。次稿（Ⅱ）では、産地確立期の1980年代後半と、産地成熟期の2000年代半ばの水田三毛作農業の特色をミクロな視点から個別経営中心の営農実態把分析を行うことで、集約的園芸産地の存在形態を浮き彫りにすることにしたい。

(201612.25 受稿, 2017.1.30 受理)

(18) 稲藁交換のための補助金については、野菜生産農家は堆肥1トンの購入に際して農協と市からあわせて1,050円、畜産農家に対しては堆肥供給した場合、農協と市から1トン当たり250円の助成金が支給された（2006年8月JAあわじ島資料をもとに、営農部長、盛野元氏からの聞き取りによる）。

〔抄 録〕

中世に起源をもつ日本の水田三毛作農業は、現代農業においても生産形態を変えながら高度な集約的農業として引き継がれている。本稿は、兵庫県南あわじ市の三原平野に展開される事例をもとに、その成立と変容を明らかにしたものである。当該地域は、論鶴羽山地に端を発する三原川扇状地を中心に、古くから島内最大の穀倉地帯が形成されてきた。明治～昭和戦前期は、水稻の裏作に麦が作付けされる米麦二毛作が一般的であったが、農村不況打開のため、より高収益の得られるタマネギが大阪泉州を参考に導入され、第二次世界大戦後は北海道に次ぐ産地を形成し、米＋タマネギの水田二毛作体系が確立した。その生産は酪農から得られる堆肥を有機肥料にした土づくり、担い手となる専業農家と零細兼業農家との手間替えによる農地流動を進めた「三原営農方式」と呼ばれる地域営農が基本となっていた。この地域の営農形態は、地域内の自然条件の差異、優れた人的資源の存在等により、水稻＋タマネギ＋レタス・キャベツ・ハクサイ等の組み合わせによる水田三毛作農業へと発展することになった。高度経済成長期以降の食生活の洋風化、京阪神市場を中心とする、冬季野菜の高値販売、好市況等の社会経済的条件に加えて、水稻をクリーニングクロープに組み入れて、野菜の連作障害を防ぐ循環型農業として市場向け野菜を中心とした現代の水田三毛作農業の形態は20世紀後半に最盛期を迎えたといえる。

物語による経営倫理教育

中 村 秋 生

目 次

1. 緒言—前からの繋がりと研究の意図—
2. 物語の特性—storyとnarrative—
3. 徳育教育における物語の効用
 - 3.1 認知的側面
 - 3.2 感情的側面
 - 3.3 行動的側面
4. 残された問題と今後の研究予定—結言にかえて—

1. 緒 言—前からの繋がりと研究の意図—

われわれは、大学における経営倫理教育の意義をめぐって、かつて以下のように述べたことがある(中村, 2010:85-86)。

私は、約19年間の会社生活において、残念ながら、業者との癒着、カラ出張、下請けメーカーへの不正返品、公金横領、自社製品の横流し、差別等様々な反道徳的な行為をみてきた。それらの行為は、幸いにも社会的大事件には至らなかったが、行為者が懲戒解雇となったことは幾例もあった。それらの行為を行った彼らには様々な理由があった。会社のため、部下のため、上司の命令に従った、昔からそうしていたはずだ等々。しかし、彼らは、全くの悪人でもないし、忌むべき犯罪者でもなかった。いや、そればかりか、普段の顔は良き夫、妻、親、子供、市民であったに違いない。それでも事件は起こったのである。「無数の例が示しているように、良識ある善意の人々が自分の倫理基準に反するような自分でも是認しないような行動をする可能性はいくらでもある」(Pain,2003:153-154=2004:244)、「企業の悪行の殆どは、意識的に反倫理的行為を犯そうとしたわけではない人々によってなされている」といった指摘は(Nash,1990:11=1992:15)、私のこうした経験を裏付けるものであると言ってよい。われわれは、組織において曖昧で、不完全な情報しかなく、多様な観点が交錯し、責任が合い矛盾しあうといったビジネスの場面に遭遇する場合も少なくない(Andrews,1991:40)。そこでは、「善悪を識別することができない、道徳的責任に対する強い感覚が欠ける、あるいは強力な財政上の利害からの誘惑やプレッシャーがもたらされる」といった状況におかれるために、善意の人であっても反道徳的行動をしてしまう危険性が高まるのである(Zucheng,2006:80)。

反道徳的行為は許せるものではないが、組織において誰もが一線を踏み越える可能性があることを思うと、安全地帯に身を置いて、反道徳的行為を行った者たちを声高に非難する気にはなれない。たった一度でも、反道徳的行為の発覚により処罰された場合、その修復は不可能に近い。発覚されなく

でも、良心の呵責にひどく苛まれる場合もある。時には、本人の人格的破綻や家族の悲劇は計り知れないほど深刻なものとなり、彼らが一生重い罪を背負うことになる場合もあろう。より複雑な状況下において意思決定に迫られる管理者であれば、そのような危険に晒される可能性は急増する。

やがて管理者になる学生が、大学において自己の尊厳を守るために経営倫理を学ぶことは組織にとっても意味があると言える。組織における反道徳的決定の主体は個人であるという立場をとれば、健全で適切な個人の意思決定は結局は組織をも守ることになると考えられるからである。

上述したように、自身の企業組織における強烈な原体験が動機となって⁽¹⁾、われわれは従前より組織における道徳的問題を主たるテーマとして研究努力を続けてきた。そうした一連の研究において、まずわれわれは、実体験した組織における道徳的問題を内包するケースの開発から始め(中村,2004a, 同, 2004b), 続いて善良なる人々が組織において一線を踏み越えてしまう原因を様々な組織影響力に求め、その原因の解明を試みた(同, 2007)。次にわれわれは、その研究成果を踏まえ、組織における道徳的行動を実現するための手段として、特に経営倫理教育に焦点をあて、その目的、内容、方法について詳論し、その有効な方法として物語の使用に言及した(同, 2010, 同, 2014)。

さらにわれわれは、前回の研究において、物語による効用の理論的根拠を求めべく、物語自体についての考察を一旦留保し、何が道徳的行動を動機づけるのかというそもそも論に立ち戻り、道徳的機能化の問題と関係の深い心理学の諸理論に基づいて、道徳的行動の動機づけ要因を一応であるが明らかにした(同, 2016)。こうした予備的考察を踏まえ、今回の研究は、物語自体についての考察、すなわち経営倫理教育の方法としての物語の特性とその機能・効用を明らかにするものである。

2. 物語の特性—story と narrative —

われわれは、かねてより経営倫理教育の中心的テーマは、道徳的判断に焦点をあてる認知教育から、道徳的動機や道徳的性格に力点を置く行動教育としての徳育教育に向わなければならないと主張してきた(同, 2014:42-46)。徳の習得を目指す徳育教育の方法は、アリストテレスが述べるがごとく徳の反復的实践が必要であるが(アリストテレス, 2002:1103a16), 大学等の教育の場において、そうした直接的経験による学習の機会を設けることは至難であると思われる。それ故、われわれは、直接的ではない、観察学習(代理学習)に着目する必要がある。

観察学習の対象となるモデルには、直接的モデルと代理的モデルとがある。前者に基づく学習は実在する有徳な人との直接的な接触をつうじてなされるが、後者においては道徳的範例が含まれる様々な媒体、例えば、物語、小説、伝記、映画、TVドラマ等が用いられている。中でも、物語は、古代西洋社会における道徳教育の主たる方法であったとされ(MacIntyre, 1981:121=148), Vitzは、「数百年、実に数千年の間、物語は、西洋文化の伝統における教育にとって中心的なものであった。・・・実際、こうした物語の使用は、西洋においてだけでなく、人々が自身の道徳的、文化的伝統を子供たちに伝えてきたあらゆる

(1) こうした体験は、最盛期従業員約1万人企業の人事部における約19年間の職務活動に基づくものである。

るところで見出される。物語の使用は、道德教育の数少ない普遍的な側面の一つである。そのような合意から、物語が相当の教育的有用性を有していると結論づけるのは合理的であると言えよう」と述べている (Vitz, 1990:717)。であるとすれば、道德教育、すなわち徳育教育における物語による教育的有用性とはいかなるものであり、何故それが有用だとされるのだろうか。本研究は、こうした問いに応答するものである。ではまず、物語とはいかなるものであろうか。

物語に対応する英語には、story と narrative とがあり、斎藤は、両者がどう違うのかという疑問がしばしば話題にされ、日本語に訳すとどちらとも通常「物語」と訳されることから、story を「物語」、narrative を「物語り」と訳し分けたことがあると言う (斎藤, 2003:22)。また、やまだは、両者は互換的に使われるが、区別する研究者もいるとし、例として野家の用語法を挙げている (やまだ, 2000:17)。野家も斎藤同様、story に「物語」、narrative に「物語り」という語句をあて (野家, 2005:300)、両者の概念上の違いを次のように述べている (同, 2010:4) ⁽²⁾。

“ものがたり”には二つの側面がある。「物語」とは、一般的に「語られたもの」(that which is narrated, a story) という意味で理解されている。例えば、『桃太郎』や『源氏物語』などのように、作品として語られ、完結した言語的構築物としての「物語」がそれである。こちらの方は、「テキスト」と呼ばれるものであり、名詞的な文学理論上の物語概念であると言えよう。・・・それに対して、もう一つ「物語り」には「語る行為または実践」(the act or practice of narrating) という意味がある。単に「語り」といった方がはっきりするかもしれないが、あまりにも漠然としているので、私は「物語り」として「り」を入れた表記を用いている。こちらはむしろ「物語り行為」と呼ぶべきかもしれない。語るという行為に注目することから、動詞的あるいは言語行為としての物語り概念である。

やまだは、野家の区別は一般的とは言えないとし (やまだ, 2000:17)、両者の表記上の区別はせずに物語またはストーリーという語句を用いて、野家の「物語り」と同様、名詞的・静態的な実体概念ではなく、動詞的・動態的な機能概念としての概念規定を行う (野家, 2005:300)。やまだは、「物語を完結するもの、意図的に制作されたものとしてではなく、人生がそうであるように、たえざる生成・変化のプロセスとしてとらえたい」と述べ (やまだ, 2000:1)、物語 (ストーリー) を「2つ以上の出来事をむすびつけて筋立てる行為」と定義する (同上:1, 3, 10)。ライフストーリー研究を志向するやまだの視点に立てば (同上:2-4)、こうした定義は至極妥当であろう。

一方、斎藤は、“ものがたり”について語るにあたり、「物語り」という語を表記するが、日本語表記よりも narrative のカタカナ文字、ナラティブをあてている。しかし、最も一般的に定義するならばと断りを入れてはいるが、それを「あるできことについての記述を、何らかの意味のある連関によりつなぎ合わせたもの」と規定し (斎藤, 2003:15)、野家のい

(2) しかしながら、野家と斎藤の両者についての用語法は異なっている。斎藤は、ストーリーが通常物語りの内容そのものを指すのに対し、ナラティブは物語りの構造を意味する語として両者を区別する。また、後者は個々のストーリーと同義とされる場合が多いが、複数のストーリーの共通構造を表現するメタ・ストーリーという意味でも使われるとしている。彼は、両者の違いについて分かりやすい例示をあげて詳細に説明しているので、参照されたい (斎藤, 2003:22-26)。

う「物語」として捉えている。さらに、斎藤もやまだと同様に、storyとnarrativeは互換的な言葉であり、「全く同じ意味として用いられることが多い」と述べている(同上:22)。storyとnarrativeの違いについてこのようにみていくと、どうやら、両者の区別をめぐってそうナーバスになる必要はないように思えてくる。

われわれの関心は、大学等のクラスにおける代理的モデルを用いての徳育教育にある。代理的モデルの提示には何らかの媒体物が必要とされるから、徳育教育はそれらを教材として用いることになる。したがって、その場合の“ものがたり”は、語られたもの、すなわち完結した言語的構築物である野家のいうところの「物語」があてはまる。それ故、「われわれの目的に鑑みれば」というプラグマティックな考え方になるが、ここでは、物語の定義として「あるできことについての記述を、何らかの意味のある連関によりつなぎ合わせたもの」を採択することが妥当であろう。よって、われわれは、原語のstory, narrativeともに、訳語として「物語」を使用することにする。

物語を「語る行為」あるいは「語られたもの」として定義しようと、両者を構成する主要素は共通である。それは、「(複数の)出来事」を「むすびつける」「つなぎあわせる」という語句に含意される「筋(plot)」という概念である。筋とは何か。河合は、平易な例示を用いて、次のように分りやすく説明している(河合, 1993:8-9)。

・・・たとえば、「六歳の子どもが死にました。そしてその後五日たって母親が死にました」と言うのと、ただ子どもが死んだ、五日後に母親が死んだ、という事実が並んでいるだけです。ところが「六歳の子どもが死にました。そして五日後、悲しみのあまり母親が死にました」と言ったら、つながってくる。それが筋だということです。だから、事実と事実のあいだをつなぐものが出てきて、“ああ、心配のあまりなんだな”ともっていくのがプロットというものだと考えるのです。

前者では、単に時間経過としての二つの出来事が示されているだけであるが、後者においては、それが「原因—結果」という因果関係的な意味づけがなされている(斎藤, 2003:15)。このように、筋は、時間の流れのなかで、個々の出来事を結び付けることによって組織化し、何らかの意味をもたらす働きをするものである(やまだ, 2000:10-11)。

また、Stewartも物語をHauerwas等の言説に依拠して(Hauerwas & Burrell, 1989:177), 「何らかの核心へと進展する出来事や苦勞についての筋の通った記述」と定義し(Stewart, 1997:174), その定義のなかに筋を含めている。さらに続けてその要点を「物語における諸々の出来事を作り出したり、それらの出来事に遭遇したりする諸々の登場人物から生じるわれわれが筋と呼ぶところのつながりのある展開や進展である」と説明している(Ditto)。加えるにVitzは、「人々やその背景、また彼らの行動や意図についての詳細は皆、物語にとって基本的なものである」と述べている(Vitz, 1990:710)。これらの言説から、われわれは、筋に加えてその筋をもたらす登場人物も物語の構成要素として不可欠であることがわかる(Shaffer, 1987:16)。これは、ある意味で当然だと言える。何故なら、代理的モデルを提示する媒体物としての役割を物語は有するが、徳育教育に必要とされる代理的モデルは、物語に含まれる登場人物や彼らが織りなす言動に他ならないからである。

以上のことから、われわれは、様々な伝達媒体の内、何をもって物語とするのかの判断に際し、便宜上、それらの内容に筋とそれに関わる登場人物が含まれているか否かと言う

ことを基本的な基準にしようと思う。このような緩やかな基準を用いることにより、多様な形態、形式を有する様々な媒体と物語との用語法や概念上の違いをめぐって、袋小路に追い込まれる危険を回避し得るのではないかと思えるからである。したがって、上記の基準を満たすと思われるものであれば、紛らわしさを避けるために、すでに言及した story と narrative はもとより、novel (小説) や literature (文学)、あるいは biography (伝記) なども表記の違いはあるものの、特段の場合を除いて区別をせずに全て物語として取り扱うことにする⁽³⁾。

また、それらの伝達方法は、静態的な記述形式だけではなく、映画、TV、演劇等、ビジュアルな動画形式もあり得る。つまり、例えば物語は、書物としても伝えられるが、映画化して伝えることも可能である。Vitz は、「最近における主ないくつかの心理学による貢献に基づいて、私は、物語という教材が効果的な道德教育の基本的な構成要素であると主張する。これは、口頭の、書かれた、あるいは映画による叙述を含むものである。学校においては、映画やビデオによるものが目下勢力を増しているが、文学や書かれた物語が最も一般的である」と述べている (Vitz, 1990:709)。

3. 徳育教育における物語の効用

物語は、登場人物たちの言動やそれらが織りなす筋によって構成されている。良好な物語は、必然的に道德的問いをもたらし場合があると言われるように (Downie, 1991:96)、それらには、しばしば極端に異なる信念、願望、行動を有する様々な登場人物が描かれ (Shepard, Goldsby & Gerde, 1997:44)、彼らの相互作用による「道德的ジレンマ、倫理的諸問題、競合し合う諸善と競合し合う諸悪の緊張、さらには正しいことを行うための彼らの奮闘についての生々しい記述で満たされている」(Ellenwood & Ryan, 1991:67)。結末に向けて、展開し、進展していく筋に接しながら、学生たちは物語の登場人物たちに照らして、ジレンマ、緊張、困惑、決意に触れ合い、登場人物という他者の経験を自分のことのように感じ、実際の苦勞をせずに、他者の経験から学ぶことができるとされる (*Ibid.*:62)。では実際に物語を通じて、学生たちは何を学ぶことができるのであろうか。

われわれは先の研究において、徳育教育の目的を「有徳な人になるための徳を習得させることである」とし、これには「有徳な人になる」という徳育教育の志向(狭義の目的)と「徳を学ぶ」という徳育教育の提供すべき内容(前者に対する手段目的)が見て取れるとした。さらに徳を学ぶにあたり、徳育教育が提供すべき内容を大別して、徳についての知識や理論、徳習得の願望・意志を高める学習経験、徳に即した行動実践の機会や場の三つが必要であることを明らかにした(中村, 2014:48-50)。以下、物語の効用と徳育教育の関係を考察

(3) このように物語を概念規定した場合、ケースを物語の範疇に含めるかどうかという問題が浮上してくる。ケースには様々なタイプがあるから、筋や登場人物を含むものも含まないものもあり、ケース一般として捉えることにはいささか躊躇を感じる。また、われわれが物語として取り扱うとした物語、小説、文学、伝記の類は別段教材として書かれたものではないが、ケースは予め経営(倫理)教育の教材として使用することを意図して開発されたものであり、前者とは自ずと性格が異なるものである。それ故、ここでは取り敢えずケースには触れずに論を進めることにするが、ケースが特に経営倫理の認知教育において普及していることから、次の研究において物語との対比において詳論したいと思う。その問題については、本稿の最終章においても若干言及しているので、参照されたい。

するにあたり、それらを順に徳育教育の認知的側面、感情的側面、行動的側面として捉え、各側面に対応させて個々に論述していくことにする。

3.1 認知的側面

徳育教育の第一歩として、教師は学生たちに何が美徳であり、何が悪徳であるかを教え、同時に徳の性質や重要性を理解させる必要がある(同上:49)。つまり、人間の認知的側面への対応である。Ryan等は、認知的側面の一つとして、「ある価値を『認知する』ということは、ある状況においてその価値が要求するのはどんな行動かということの認識をも意味している」と述べ(Ryan & Lickona, 1987:20)、続けてその具体例として以下のような問いを投げかけている。「『愛』というのは、自身の弟や妹の扱い方という観点からは何を意味しているのでしょうか？『顧慮』というのは、何ものかが他者の評判を傷つけるような情報を言いふらしている場合、あなたにどうしろと命じるものでしょうか？『役立つ』というのは、あなたのクラスに自身の事情についてよくわからず、友人の全くいない新しい子どもがいる場合、何を意味しているのでしょうか？」(Ditto)。

その際、物語は、一般的で抽象的な徳の概念を、範例を用いて具体的でビジュアルに示すことができる。そうした特性をもつ物語をKilpatrickは、見えるものを伝える主たる方法の一つであると言う(Kilpatrick, 1992b:135)。彼は、徳と見えるものには関係があり、見ることは道德生活にとって重要であるという認識をもつ。何故ならば、「生活における道德的諸事実の多くが観察によって認められるからである」(Ibid.:133)。物語に含まれる範例は、善い行動をしたり、善い行動をしようとしたり、あるいは悪い行動をしたりする人々の諸例を学生たちに示し、徳を言わば見える化する働きをする(Ibid.:141)。

Vitzもこうした物語の機能について、同様の見解を次のように述べている(Vitz, 1990:716)。「物語は、われわれの道德的生活についてのおしゃべりをやめさせ、代わりにそれを指し示す。・・・物語において、文字通り(映画におけるように)、あるいは少なくとも、想像力をとおして、道德的行動は見るのであり得るのである」と。先ほどのRyan等のような問いに対し、例えば、教師が物語の範例における登場人物による立派な行動を指し示して、学生たちに「これが公正だ」と言えば、公正についての一般的な陳述を繰り返すよりも、よほど彼らの理解度、納得度を高めることができるであろう(Watson, 2003:96-97)。このような物語の効用は、人間の認知的側面に対応すると思われるが、次にわれわれは、徳育教育の感情的側面についての検討を進める。

3.2 感情的側面

MacIntyreは、徳を「特定の仕方で行為するだけではなく、特定の仕方を感じる性向でもある」と言う(MacIntyre, 1981:149 = 1993:183)。つまり、徳は単に何をするかだけではなく、その行動に際し何を好み何を嫌うのかということにも関わるものである(アームソン, 2004:47-48)。Ryan等は、「われわれは、善いことを愛好するだろうか？」と問いかけたうえで(Ryan & Lickona, 1987:24)、「心情は、知性と同様に訓練される。だから、有徳な人は善悪を識別するだけではなく、その一方を愛好し、他方を忌み嫌うようになる」というKilpatrickの指摘を引き合いに出す(Kilpatrick, 1983: 112)。であるとすれば、徳育教育においては、善悪の識別だけではなく、学生たちに善を愛し、悪を忌み嫌うことを学ばせ

なければならないと言えよう。Watsonは、「善なるものに引き付けられ、悪なるものが不快だとわかることによって、われわれは自身が道徳的に行動することを可能にするのである」と述べている (Watson, 2003:102)。この意味で、MacIntyreは、徳育教育を一つの「感情教育」だとし (MacIntyre, 1981:149 = 1993:183)、Kilpatrickは、「感情に訴える教育」だとする (Kilpatrick, 1992a:174)。

感情に訴える徳育教育において、物語の活用は有効であるとされる。Kilpatrickは、その理由として、「物語は、公式的な教育には備わっていない感情を引き出す力を有しているからだ」と述べている (*Idem*)。感情に訴えると言っても、教師などの第三者が外から学生たちに、「この行動を好きになり、この行動は嫌いになれ」と直截的に導くものではない。物語自体が感情を引き出す力を有しているとされるから (*Idem*, Watson, 2003:103)、学生たちは物語に接することによって自ずと何らかの好悪の感情を抱くことになる。人間の感情的側面に対するこうした物語の効用は、物語に含まれる登場人物の織りなす範例によるものである。

それらは、しばしば読み手である学生たちをはらはらどきどきさせるほど真に迫っており、登場人物という他人の経験を自らが経験しているように感じさせる (Ellenwood & Ryan, 1991:62)。Solomonは、「物語における諸々の状況や登場人物が全く創作されたものであったとしても、読書の中に経験された感情は単なる代理的なものではなく、実在しないものでもない」と述べ (Solomon, 1991:206)、物語による読み手の代理的感情のリアリティを指摘している。例えば物語における登場人物による暴力や不正といった悪徳に対する読み手の気持ち、仮に不快と感じたのであれば、それはそれらに対する自身の心からの気持ちであり、それらについての単なる理解や内省ではない (*Ibid.*:199)。悪徳ではなく美德の場合であれば、逆によい感情を読み手に抱かせることになると言ってよい。

Watsonは、文字どおり範例の模範的な側面に着目する。彼によれば、称賛に値し、感動させるような範例は、学生たちから正の感情を引き出す働きをする。そうした範例は、彼らの善に対する愛着を生み出し、彼らに範例の主体である登場人物 (モデル) を真似たいと思わせ、今よりもっと善い人々になろうとする気を起させると言う (Watson, 2003:101-103)。つまり、範例は有徳な人になりたいという欲求、善くなろうとする願望を引き起こすのである。Kilpatrickも、物語は、「行為する際の徳の諸範例を提供」し (Kilpatrick, 1992b:28)、「善くなろうとする願望を引き起こす」と述べている (*Ibid.*:27)。こうした物語の効用は、「有徳な人は、『善い』ということについての理解と『善く』なろうとする願望の双方を有する」という Thorne の言説 (Thorne, 1998:299)、あるいは「『正しい』行動をする傾向は、『正しいこと』とはどのようなものかということについての明確な理解と『正しこと』をしようとする強い願望から生じる」という Watson の言説に従えば (Watson, 2003:96)、先に述べた認知的側面を補って、徳育教育の有効性を高める働きをするものと思われる。

以上のように、有効な範例は、学生たちに善や美德に対する願望を引き出す働きをすると言えるが、それらはそうした願望を喚起するとともに、彼らに感情移入という反応をもたらし、彼らの共感性を引き出す働きもすると言われる (Coles, 1990:201, Downie, 1991:96)。Neilsenは、この感情移入ということによって、Colesは倫理的物語が他者の気持ちに関与できるように助けることを意味していると言う (Neilsen, 1998:584)。それは、「も

し物語の登場人物であれば、私はどのように感じるであろうか」ということを想像させる働きをする (Solomon, 1991:199)。そのような想像作用は、学生たちを物語の諸問題に直面する登場人物 (モデル) と自己同一視させることになる (Marini, 1992:113)。

そうした想像的同一化の程度は、自身とかけ離れた英雄的モデルよりも、学生たち自身の性格の中に容易に認められる人間のもろさ、欠点、弱さを有したモデルの方が強まると言える (Poulton, 2009: 96)。こうしたモデルとの想像的同一化による代理的経験は、共感的苦痛、罪責感といった代理的感情を学生たちに引き起こすことになる。Solomon は、感情教育にとって想像的同一化による代理的経験の重要性を認めており (Solomon, 1991:199)、また Ryan は、「他者の苦痛を感じ、人の身になってみるができる能力は、性格や道徳的成熟の発達にとって不可欠である」と述べている (Ryan, 1987:368)。

ところで、われわれが目指す有徳な人とは、端的に述べれば、「安定的、恒久的に道徳的行動がとれる人」であり、「徳が当人の第二の本性となるぐらい内面に備わっている人」のことである (中村, 2014: 48, 46)。その有徳な人の具体例は、学生たちが真似たいとする物語の範例の主体であるモデルによって体现されていると言えよう。徳は、倫理的な行動を好む恒久的な性向であり、安定的な道徳的性向であると言われる (Mele, 2005:101, Whetstone, 1998:187)。しかしながら、徳は認知されているだけでは機能し難いから、内面化される必要がある。それでは、感情的側面における物語の効用は、道徳的行動の源泉となる徳の内面化 (習得) にいかにか寄与するのであろうか。われわれは、感情的側面における物語の効用を (1) 美徳に対する願望の喚起、(2) 想像的同一化による共感性の喚起の二つに大別した。以下、順に論述する。

(1) 美徳に対する願望の喚起

われわれは、すでに物語の有する魅力的な範例は、学生たちに善や美徳に対する願望を喚起させる働きをするということを明らかにした。さらには、そうした願望が、有徳な人あるいは有徳な行動の要件であるとする論者の言説も確認した。しかしながら、物語によって徳への願望が喚起されたからといって、願望対象の徳が即座に道徳的行動をもたらすほどに有機能化し、当人に内面化されるわけではない。左程話は単純なものではなからう。以下、前回の研究において詳論した Blasi の道徳的同一性モデルに基づいて (中村, 2016:10-14)、願望と徳の内面化の関係を簡単に説明することにする。

Blasi は、何が道徳的行動を動機づけるのかという問いを含む道徳的機能化の問題を追求するにあたり、責任をとる判断、道徳的同一性、自我一貫性という主要な三つの構成要素からなる自我モデルを提起した (Blasi, 1983)。これらの要素は相互に関連しているが、Blasi 自身も述べているように、道徳的同一性が中核的な役割を果たしていることから (Blasi, 1993:99)、ここでのわれわれの論述は、道徳的同一性に限定する。

道徳的同一性のキー概念となる同一性を Blasi は、「本質的あるいは中核的な自我と呼ばれ得るもの、つまり、どの個人も自身を根本的に違ったものだとみることをしないような一連の諸側面、極めて中核的であるから自身がそれらを失うことなど想像もできないようなもの、喪失が考えられると取り返しがつかないと感じるものである」と定義する (Blasi, 1984:131)。自我の中核を占める要素は、人によって経済性や創造性など様々であるから、道徳性を含まない同一性を有する人々も想定し得る (*Ibid.*:132)。つまり、人によって、道

徳的であること、道徳的に行動することが、自己の同一性の肝要な要素であるかもしれないし、またそうではないこともあり得るということである (Blasi, 1983:200-201)。道徳的同一性を「道徳的諸価値が人の同一性にとって中心となり、重要である程度」として概念化すれば (Hardy, 2006:208), ある人の同一性が思いやりや正義といった道徳的諸徳を中心に構成されているなら、その人はより強い道徳的同一性を有しているということになる (*Idem*)。

Blasiは、「道徳的同一性から自身の行動を自身の理想と一致させようとする心理的欲求が派生」し (Blasi, 1993:99), 「道徳的同一性は道徳的行動に直接的に関係し、実際にその基になる道徳的諸動機の一つを提供する」と言う (Blasi, 1884:132)。Damon等は、道徳的同一性と道徳的行動の関係をもっと強調し、「自我における道徳性の中心性が、道徳的判断と道徳的行動の一致における唯一最も強力な決定要因かもしれないことを信じる理論的、経験的双方の証拠が存在する」とまで述べている (Damon & Hart, 1992: 455)。こうした見解は、道徳的同一性と道徳的認知や判断の有機能化、つまり道徳的動機や行動喚起の可能性との関係を示唆するものである。それは何故か。その理由として、「自身が一貫性を保とうとする自我の中核すなわち同一性が道徳性である場合、その道徳的同一性を損なうことは自我の本質的な部分の喪失とみなされ、また責任をとる判断に従った行動をしないことは⁽⁴⁾、自身の道徳的同一性に対する重大な不整合であり、中核的自我の分裂として知覚されるであろう。これらのいずれも、自身にとって取り返しのつかないことだと感じるであろうから、そうした深刻な事態を回避するために、道徳的判断と一致した行動が動機づけられる」のではないかということが考えられる (中村, 2016:12-13)。

同一性の中心を成す道徳性の内容が正直、誠実、思いやり、慈悲といった道徳的徳だとすれば (Pincoffs, 1986:90-91), 「徳が当人の第二の本性となるぐらい内面に備わっている」有徳な人とは、Blasiに倣えば、強い道徳的同一性を有する人ということになる。つまり徳の内面化とは、徳が同一性の中心になるということの意味するものである。しからば、徳はいかにして内面化されるのであろうか。

徳が内面化した道徳的同一性の形成に至るまでには、すでに考察したように、確かに人はその徳が美徳であることを認識し、その美徳への願望を抱くことがまず必要であろう。そして、ここまでは物語自体の働きによって可能であるとしてきた。しかしながら、物語によって喚起された善や美徳に対する学生たちの願望は、無意識的で衝動的な願望すなわち一次的願望 (欲求の願望) に過ぎない場合が多い。そこで、教師等の効果的な介入により、学生たちにその偶発的な願望を評価させ、それを欲するか否かといった省察を促し、意識的な願望、すなわち二次的願望 (意志的願望)、ひいては道徳的意志 (善い意志) へと昇華させることが望まれる (中村, 2016:13)。Vitzは、物語を通じての代理的経験を、教師などによって導かれる道徳的省察なしに放置すべきではないと述べている (Vitz, 1990:718)。では、教師はいかなる介入をすべきなのか。

学生たちに自身の一次的願望を省察させるには、以下のような方法が想定される。Sekerka等は、一次的願望を省察する際、人は、「私はそうした願望をもつべき類の人間であろうか？ 私が感じるその願望は自身がなるべき、あるいはなりたいと思うような人間と

(4) Blasiの言う責任を伴う判断とは、道徳的判断をする主体がその判断に基づいて道徳的行動を厳格に義務として成すべきかを決めることに関わる判断のことである (Blasi,1984:129)。

一致しているであろうか？この願望に基づいて行為することは自分の繁栄につながるの
であろうか？」というような自問自答をとまうと言う (SeKerka & Bagozzi, 2007:142)。
例えば、教師はまず各自にこのような自問自答を促し、次に「私」を「われわれ」に代えて、
学生たちに各自の感じる一次的願望について話し合わせることによって、一次的願望を意
識させ、評価させ、二次的願望へと導く手助けをするべきである。また、物語を用いての経
営倫理教育においてKnapp等が提唱する以下のような問いに基づくクラス討論は (Knapp,
Louwers & Weber, 1998:272)、願望の対象となる登場人物の言動とその結果やその人物
の個人的特性(徳)との関係を意識させ、明確化させる働きがあると言える。

- ・ 当該状況における倫理的含意は何か？
- ・ それぞれの登場人物に対してどんな問題、プレッシャー、リスクが存在するか？
- ・ それぞれの登場人物は、どのようにこの状況を解決しようとするのであろうか？
- ・ 登場人物たちのどんな個人的特性が、この解決に影響を及ぼすのであろうか？

こうすることによって、学生各自が当初に感じる一次的願望の特性である無意識性や衝
動性が緩和され、自ずと省察が促進されると思われる。

一次的願望を昇華させた道徳的意志とは、Blasiによれば、「道徳的に善であるものに対
する諸願望を中心に構造化された意志」であり (Blasi, 2005:95)、道徳的善に向かうことを
望み、それに貢献する意志を意味している (*Ibid.*:78)。以上のような物語による学習ある
いは自身の有する道徳的意志に基づく道徳的行動の実践経験とそれによる学習を繰り返
すうちに、自身の自我感覚と合致する道徳的意志は、自己の同一性に組み込まれ、道徳的
同一性が構築されていく、つまり徳が内面化されるものと思われる (中村, 2016:14, Blasi,
2005:82,95)。

(2) 想像的同一化による共感性の喚起

われわれは、先般、物語における登場人物(モデル)との想像的同一化による代理的経
験によって、共感的苦痛、罪責感といった代理的感情が学生たちに喚起されると述べた。
Hoffmanは、この共感的苦痛と罪責感が向社会的な道徳的行動の動因であるとし、「共感
—特に共感的苦痛—と罪責感が道徳的動機として機能する。すなわち、それらが道徳的
行動を引き起こす性向であるという相当数の経験的証拠もある」と述べている (Hoffman,
1984:284-285)。しからば、先の物語の効用は、読み手である学生たちの道徳的行動の現出
に寄与するということになろう。しかしながら、その場合の道徳的行動の現出は、偶発的
で、単発的なものに過ぎないかもしれない。したがって、われわれの目指す有徳な人を想
定するならば、安定的、恒久的な道徳的行動の現出と物語との関係について検討を加える
必要があろう。以下、われわれの先の研究において詳論したHoffmanの理論を基に (中村,
2016:6-10)、若干の追加説明を試みる。

Hoffmanは、われわれ人間を「気高くも、共感的苦痛に誘導された援助マシーンであ
る」と捉え、共感的苦痛が向社会的な道徳的行動の動機として機能するのは、人が苦痛
を抱く相手を気の毒に思い、相手の苦痛を和らげようとするからだとする (ホフマン,
2001:40,98)。また、彼は、罪責感を「自分自身に対する軽蔑といった苦痛を伴う感情」と定

義し、通常それには「差し迫った・張りつめた・後悔の感覚」が伴うものだという(同上:126)。われわれは、苦しんでいる相手に対して何もしなかったり、相手に苦痛をもたらすような違背行為をしたりした場合、しばしば罪責感を抱くことになる。さらに人は、一定の認知能力を有するから、事後的に罪責感を感じるだけでなく、自身の行為による相手への影響を想像し、相手への無為や違背行為を意図する際も、罪責感—予期的罪責感—を感じる(同上:180)。したがって、罪責感は自身にとって極めて不快な感情であるから、われわれは、過去に罪責感を経験した時と同様の状況に遭遇した場合、罪責感から逃れようとして、相手を助けたり、違背行為を避けたり、その基になる利己的動機を控えたりといった向社会的な道徳的行動が動機づけられると思われる(中村, 2016:9)。

以上のような共感的苦痛と罪責感が向社会的な道徳的行動の動因だとする Hoffman の主張にしたがえば、徳育教育に、無為や違背行為をしようと思った際に、偶発的ではなく、安定的に当人の共感的苦痛を喚起させたり、あるいは当人の感じている共感的苦痛を罪責感に変えたりするような動機メカニズムを人に内在化させるような仕組みを入れ込むことは有効であろう。

われわれは、苦痛を感じている犠牲者に遭遇した場合、通常、その相手に共感的苦痛を抱くことになる(ホフマン, 2001:37)。その場合、犠牲者は傍観者である自身の前にいることが前提とされる。また、遭遇したその犠牲者の苦痛の原因が自身にあると自覚する場合、自身のせいで相手に苦痛を与えたという自己非難の感覚を伴って、その共感的苦痛は罪責感に変わっていくものと思われる(Hoffman, 1984: 288)。ところが、われわれ人間は、「ある出来事を心に思い浮かべることができるし、自分を別の立場に置いて考えることができる。心に描いたことについてある感情を喚起する力もある」から(ホフマン, 2001:9)、犠牲者が自身の前にいない、あるいは違背者が自身でなくても、さらにはそれらが実在しない場合であっても、つまり物語の登場人物である架空の犠牲者や違背者のことを想像するだけでも、共感的苦痛や罪責感の喚起は可能であると考えられる。例えば、われわれは、それらの感情喚起に関して物語における以下のような状況パターンが想定し得る。

- ・ 読者は、物語の登場人物 A (犠牲者) の苦痛を想像することによって共感的苦痛を感じる。
- ・ 読者は、物語の登場人物 A (犠牲者) に対して共感的苦痛を抱いている登場人物 B (傍観者) に対する想像的同一化により、登場人物 B と同様の共感的苦痛を感じる。
- ・ 読者は、物語の登場人物 A (犠牲者) に対して罪責感を抱いている登場人物 C (無為者または違背者) に対する想像的同一化により、登場人物 C と同様の罪責感を感じる。
- ・ 読者は、物語において登場人物 A (犠牲者) に対して無為または違背行為をした登場人物 C (無為者または違背者) の罪責感が描かれていない場合、自身のエピソード記憶から想像して登場人物 C の罪責感を感じる。

読者である学生たちは、物語における上記のようなパターンを通じて、共感的苦痛や罪責感といった感情が喚起されると言ってよいであろう。確かに、ここまでは物語自体の働きによって可能であろうが、徳育教育が有効であるためには、教師は次の二つの問題に留意して、学生たちを指導することが求められる。まず、こうした感情喚起やその程度は、読者

である学生たちの感受性や認知能力によってバラツキがあることが想定される。それ故教師は、一定の感情喚起がより確実に生じるように彼らに働きかけなければならない。次に、折角感情が喚起され、すなわち共感的苦痛や罪責感が経験されても、それらはすぐに忘れ去られ、教室外においての効力は失われてしまうかもしれない。したがって教師は、感情が薄まって消えてなくならないように、認知的情報を付加したり、暗黙的な感情を言語化させて認知的情報に変換させたりするような働きかけが必要とされる。私見であるが、これらの問題に対応するには、恐らく教師による以下のような指導が有効であるように思える。

教師は、一定の感情を確実に喚起させるために、登場人物たちの言動に注目するよう促し、彼らが発信している苦痛、共感的苦痛、罪責感を学生たちに気づかせ、それらを想像し、感得するように働きかけなければならない。また、喚起された感情が長期的に記憶され、さらには教室外(物語外)における彼ら自身の道徳的状况においての再現可能性を高めるために、教師はさらなる指導努力をしなければならない。教師は、学生たちに想像し得る登場人物たちの気持ち、共感的苦痛と違背行為(犠牲者と違背者)との因果関係、自身が過去に抱いたことのある共感的苦痛や罪責感に纏わるエピソードなどについて問い、応えさせ、それらの応答をめぐっての話し合いを導き、各自が感じたこと、思ったこと、学んだことを確認させることは有意味であろう。

ややもすると偶発的で一過性の感情喚起をこのように言語化することによって、喚起された感情が認知的情報として長期記憶に貯蔵されて生き延びれば(ホフマン, 2001:239-240)、その感情の教室の場を離れての再現可能性は高まるものと思われる。また、学生たちの長期記憶には、大学等のクラスにおいて教師から明示的に教授される「思いやり」という普遍的な道徳的原理(Pincoffsによれば道徳的徳; Pincoffs, 1986:90-91)も含まれているはずである⁽⁵⁾。したがって、以上のような徳育教育が有効的になされれば、彼らの記憶には、感情的要素と認知的要素が結び付いた、Hoffmanが言うところのホットな認知が貯蔵されることになる。彼は、共感と原理が結び付くと、どちらか一方の場合よりも、向社会的な道徳的行動の現出可能性が高まると考えている(ホフマン, 2001:265)。

Hoffmanの言う道徳的原理を道徳的徳と同義であるとすれば、以上におけるわれわれの考察は次のように言えるかもしれない。われわれは、苦痛を感じている人に遭遇した場合、思いやりの徳は援助行動をとるよう、当人に命令するかもしれない。しかし、単なる知識として修得された程度では、その徳は不活発な状態に置かれていると考えられる。徳を活性化させ、有機能化させるには、徳を行動へと導く動機づけの働きが必要である。Hoffmanは、それを共感的苦痛や罪責感といった共感的感情だとし、次のように述べている(ホフマン, 2001:264, 266)⁽⁶⁾。「・・・『クールな』お説教的な場面(小言・お話)で身につけられた抽象的な道徳的原理は、動機としての力を欠いている・・・。共感が道徳的原理を助けるのは、この原理を向社会的なホットな認知—共感的感情を伴った認知的イメージに変え、その結果として動機づけの力を与えることをとおしてである」。つまり、「思いやりの

(5) Hoffmanは、思いやりを普遍的な道徳的原理の一つとして捉え、次のように述べている(ホフマン, 2001:249)。「思いやりの原理は、それ以外の道徳的原理と同様に、個々の行為を意味するものではない。それは抽象的な考えであって、道徳的な至上命令、基本的な価値、哲学的な思想である。それは、ぼくらがいつも他人のことを考えなくてはならないことをいっている。」

(6) なお、われわれは以下の引用文における「原理」という語を「徳」に置き換えて捉えている。

原理が共感的感情に結びついた場合には、それは記憶に蓄えられ、共感的な感情を体験する際に、動かされるようになっているのである」。

このように、Hoffmanにおいては、徳が有機能化するには、共感的感情と結びついた徳が記憶に貯蔵されることが必要だとする。この場合、その徳は外的な力によって稼働するものではなく、個人の内部に存在し、内的な動機システムの一つになっていると考えられる。つまりその徳は、道徳的行動の源泉となるまさに内面化された徳であると言えよう。

人は一定の認知能力を有するが故に、相手への無為や違背行為を意図する際に予期的な罪責感を感じるとされるが、思いやりの徳が自身に内面化されていると、その徳をもとにした自己イメージを侵害した場合にも罪責感が感じられるとし、Hoffmanは、「共感をもとにした罪責感だけよりも、この2つが結びつくことで、強力な向社会的動機が作られる。何か悪いことをやろうとして、それには他人を傷つけたり・不正であったりすることが必要な場合には、そして相手を傷つけたり・不正な行為をしたりすることについての共感をもとにした予期的な罪責感だけでは、その誘惑に逆らうのが十分でない場合には、自分の道徳的な自己イメージの侵害についての心配が、それをやめさせる力になるであろう」と述べている（ホフマン、2001:289）。自身に思いやりの徳が内面化されているという心的状況は、先のBlasiに倣えば、自身の同一性の中心を思いやりの徳が占めているということだと言えよう。その場合、Hoffmanの考えと同様に、その道徳的同一性を損なうことへの心配が、それに反する行動をやめさせる力になると考えられる。

3.3 行動的側面

Blasiに従うにせよ、Hoffmanに従うにせよ、徳が内面化しさえすれば、常に道徳的行動の喚起は約束されると言えるのであろうか。われわれによる今までの考察から、内面化された道徳的徳が道徳的行動を動機づける働きをすること、かなり確かなことであるように思える。つまり、人間の感情的側面に作用する物語を用いての徳育教育が有効になされれば、Restモデルの3番目の構成要素である道徳的動機が有機能化する可能性はかなり高まるであろう。その可能性が高ければ高いほど、それは当人が道徳的状況に置かれた際、より安定的に、より恒久的に道徳的価値を他の諸価値より重視し、道徳的判断によって選択された理想的な道徳的行動案に従った行動をすることを促すようになると言える（Narvaez & Rest,1995:386, Rest,1986:2,13, Rest,1994:24, Rest,1999:101）。しかし、物語による徳育教育が以上のように感情的側面に有効的に作用したとしても、われわれが目指す組織における安定的、恒久的な道徳的行動の実現には、なお検討すべき問題が残る。

人は道徳的動機が働いてしかるべき道徳的行動をしようと決意しても、「自身または家族等自身の近い関係者に対する大きな危害や損害のリスクあるいは恐れを感じることに、実際の行動を控えてしまうかもしれない。それ故、道徳的行動の実現のためには、道徳的動機だけでは十分とは言えず、さらに、障害や予期せぬ困難に立ち向かい、労苦や挫折を乗り越え、動揺や誘惑に抵抗する道徳的性格、すなわち、自我の強さ、忍耐力、気骨、不屈の精神、信念の強さ、勇気が必要とされる」。この道徳的性格は、Restモデルにおける4番目の構成要素にあたる（中村,2010:86-89, Narvaez & Rest, 1995: 396, Rest,1986:15, Rest,1994:24）。しからば、Restモデルの第3要素から第4要素へと至らせる、すなわち道徳的動機を有機能化し、道徳的行動を実現させることに、物語による徳育教育はどのように

関わり、どれ程有効なのであろうか。これこそが、われわれが長らく追い求めてきた主題に対する究極の問いである。

上述の道徳的性格に含まれる忍耐力、不屈あるいは勇気などは、道具的な性質をもつものであり、道徳的には中立的なものである。それらは必ずしも道徳的目的のためだけではなく、プラグマティックな、あるいは反道徳的な目的のためにも用いることが可能である。Restは、それらは善にも悪にも用いられ、マラソン、登山はたまた銀行強盗や集団殺戮にも必要だとさえ述べている (Rest,1983:569, Narvaez & Rest,1995:396)。しかしながら、われわれの研究にとって、道徳的性格は道徳的動機によって導かれる道徳的徳、道徳的に善いことを実現するためにこそ意味がある。ここでは、そのような働きをする道徳的性格に含まれる諸特性の代表として勇気に焦点をあてることにする。そうする理由は、次のとおりである。

まず、その勇気は、道徳的であるための勇気 (Kidder,2005:10)、崇高な善や価値ある目的を成し遂げるための勇気 (Rate,Clarke,Lindsay & Sternberg,2007:95) を意味しており、それは道徳的勇気として概念化され、多くの研究者等によって論議されている (例えば、Come & Vega eds.,2011, Kidder,2005, Miller,2005)。次に、忍耐力や不屈等は勇気の属性であるとも言え (Gini,2011:4, Peterson & Seligman,2004:36)、Restの言う道徳的性格を道徳的勇気と同様な概念として見ている論者もいる (Sims,2002:25)。最後に、道徳的性格の諸特性を一つに絞ることは、考察すべき変数の最少化につながる。以下、われわれは、道徳的性格と道徳的勇気という語を互換的に用いることにする。

以上のことから、徳育教育の行動的側面として検討すべき対象は、道徳的勇気ということになる。しからば、道徳的勇気とはいかなる概念なのか。徳育教育において、その道徳的勇気と物語はどのように関わるのか。以下最終的に、物語の効用と道徳的勇気の関係性を明らかにすることが求められるが、残念ながら目下のところ、いきなりその問題にアクセスできるほどの論理構成上の準備が整っていない。そのため、必要とされる諸概念やそれら同士の関係などについての重要な予備的考察を付加する必要があるとわれわれは認識する。よって、ここでは、以下のような項目にしたがって順に論述することにする。(1) 道徳的勇気、(2) 道徳的勇気習得と自己効力との関係、(3) 道徳的勇気習得と物語の効用との関係—ホットな勇気とクールな勇気—

(1) 道徳的勇気

道徳的勇気は、道徳的原理によって動かされる。勇気が諸徳を支持し、中核となる諸原理を維持するために発揮される時、われわれは道徳的勇気という言葉を使う傾向がある (Kidder,2005:10)。それは、他者が目をそらすか何もしないことを選択する場合において、自身の価値に固執するために示される勇気のことである (Miller, 2005:2)。以上の言説は、道徳的勇気を正直、公正や思いやりといった道徳的徳と同列にあるものではなく、それらの背景において作動し、それらを守り、機能させる働きをするものとして見ている (Kidder,2005:10,69-71, May,1976:4, Miller,2005:2125)。Pincoffsは、道徳的勇気を道徳的徳とは区別して、道具的徳と称する (Pincoffs,1986:84)。道徳的勇気という徳の定義をめぐっては、それを価値、性向、意志といった概念として捉える場合もあるが、以下に示すように多くの論者は、道徳的勇気を能力概念とし捉えている。勇気の道具的、手段的側面に着目す

れば、道徳的勇気を「あることができるか、できないか」で評価される能力だとすることは妥当であるように思える。

- ・ 倫理を実行に移すために、恐れをしのいでリスクに耐える能力 (Gini,2011:4)。
- ・ 自身の過ちを認め、悪事を告白し、害を及ぼすようなことには服従せず、不正を非難し、さらには反道徳や無分別な命令を拒むために、不名誉や屈辱の恐れに打ち勝つ能力 (Miller,2002:254)。
- ・ 自身に対する脅威があるにもかかわらず、他者にとって善いことを行うべきとする内的な諸原理を用いる能力 (Sekerka & Bagozzi,2007:135)。
- ・ 利用可能な力量を超える知覚された脅威にともなう恐れがわかるにもかかわらず、意義のある (高潔な、善い、あるいは有用な) 理由のために行為する能力 (Woodard,2004:174)。

以上のような能力を有すれば、道徳的徳 (原理) を守るために諸困難に耐えて屈することなく、自身の意思決定に基づいて道徳的行動を最後までやり抜くことを可能にするであろう (Gini,2011:4, Miller,2005:13-14)。したがって、組織において安定的、恒久的に道徳的行動をし得る、われわれが求める有徳な人とは、道徳的徳が内面化され、それらの徳を守る道徳的勇気を身に付けた人だと言える。

(2) 道徳的勇気習得と自己効力との関係

Kidder は、道徳的勇気習得の方法の一つとして、「われわれは勇気あることを行うことによって、勇気ある人になる」というアリストテレスの言葉を引き合いに出し、学習者による勇気の実践と持続を重視する (Kidder,2005:243)。また、Miller は、「道徳的勇気を育成するには、道徳的勇気は習慣化され、実践されなければならない。道徳的勇気は、それを実践することによってのみ適切に獲得されるに違いないものの一つである」と述べている (Miller,2005:26)。道徳的勇気の習得には、確かに学習者による直接的な経験学習が有効であろうが、すでに述べたようにそうした学習の機会を大学等の教育の場に設けることは至難であると言える (中村,2014:51)。よって、次善の策として代理学習 (モデリング) が有効とされ (Goud,2005:112)、われわれはその方法として物語による学習に注目する。実際、先の Kidder や Miller も道徳的勇気の習得の方法として、直接的学習の他に物語による学習の必要性を説いている (Kidder,2005:234,237, Miller,2005:24-26)。

とはいえ、道徳的勇気の習得は、道徳的徳の習得よりもその難易度は格段に高いことが想定される。Armstrong 等や Christensen 等は、徳育教育の効力の及ぶ範囲は、道徳的動機 (道徳的徳) までであり、道徳的性格 (道徳的勇気) までには及ばないという見解を示している (Armstrong, Ketz & Owsen,2003:10, Christensen, Barnes & Ress,2007:83)。しかし、本当にそうなのであろうか。

前節においてすでに検討したように、物語の主たる効用は、物語の登場人物 (モデル) による範例によってもたらされる。特に、称賛に値し、感動させるような範例は、善や美徳に対する願望を引き出し、学生たちにモデルを真似たいと思わせる働きをするとされる。こうした範例のなかには、道徳的徳 (原理) を守るために、悪しき誘惑に負けず、危害や損害の

恐れをものともせず、諸困難に立ち向かい、辛苦に耐えてしかるべき道徳的行動を最後までやり抜くというモデルの道徳的勇気にわれわれの関心を引き付けるものもあるであろう。

だが、しかしである。願望や憧れだけで、自身や自身の近い者たちに大きな、時には取り返しのつかないほどの影響を及ぼす恐れに対応し得る道徳的勇気の習得に繋がるとは思えない。道徳的勇気を能力概念であるとするれば、それを習得するとは、しかるべき状況においてそれを発揮するこがとできるということである。したがって、そのためには立派なモデルへの願望や憧れとともに、自分自身もしかるべき状況においてモデルのように道徳的勇気を発揮し得るはずだという心理的裏付け、すなわち自己効力を高めていくことが必要だと言えよう。そこでまずは、われわれの直近の研究において検討したBanduraの理論を手がかりにして(中村,2016:15-20)、自己効力と道徳的勇気との関係についての考察から始めることにする。

Banduraは、「日常生活において、人はだれでも自分自身に関するさまざまな知識を持つようになるのであるが、その中でも特に重要なことは、ほかならぬ自分自身がやりたいと思っていることの可能性に関する知識、すなわち、自分にはこのようなことがここまではできるのだという考えを持つようになることである」と述べ(バンデュラ, 1985:102),「このような一人一人の人間が持つ考えや判断や評価の働き」を自己効力と呼ぶ(同上:103)。したがって、われわれは、自身の行動可能性やその根拠になる能力に対する確信が強ければ、その人は強い自己効力感を抱いているとかその人の自己効力は高いというような言い方をすることになる。林や東條等は、それぞれ端的に自己効力を「『自分がある行動をすることができる(能力がある)』という信念もしくは強い気持ち」(林, 2014:9),「ある結果を生み出すために必要な行動をどの程度うまく行うことができるかという個人の確信」(東條・坂野,2001:425)のことでありと言いつわっている。われわれも自己効力をそのような概念として用いることにする。

Banduraによれば、自身の自己効力に対する知覚あるいは判断は、どんな難題を引き受けるのか、その際どれくらい多くの努力を払うのか、さらには、諸々の障害や困難に直面した場合にどれくらい長く耐え得るのかを規定するとされる(Bandura, 1982:123, Bandura, 1989:730)。その場合、強い自己効力感を抱く人は、自らの能力を確信していることにより、以下のような行動傾向が見られると言う。

- ・ 難題に打ち勝つためにより大きな努力をする(Bandura, 1982:123)。
- ・ 当該状況による諸要求に対する自身の注意と努力を展開し、諸抵抗によってもっと努力するように駆り立てられる(*Ditto*)。
- ・ 行動への肯定的な指針を提供する成功シナリオを予見し、潜在的諸問題に対する有効な解決策を認知的に列挙する(Bandura, 1989:729)。
- ・ 自身のために設定する諸目標はより高くなり、それらの諸目標に対するコミットメントはより強固なものになる(*Ibid.*:730)。
- ・ 自身が求めることに失敗した場合に自身の諸努力を強め、成功するまで貫く(Bandura, 1991:258)

以上のことから、強い自己効力は問題解決に寄与するような行動を強力に動機づける働

きをすることがわかる。Banduraは、「人間はだれでも、力強い“自己効力”を持てば、何でもできるのだ」とさえ述べている(バンデューラ,1985:105)。自己効力自体は、道徳的に中立な道具的なものであるから様々な自己効力が想定されるが、われわれにとっては、自己効力の及ぶ対象である「何でも」を道徳的なものに限定する必要がある。そのように道徳的問題に向かう自己効力をここでは道徳的自己効力と呼ぶことにする。

であるとすれば、困難な状況においても自身の道徳的徳を守り、しかるべき道徳的行動を実行するという道徳的勇気を発揮するには、道徳的勇気という能力に対する自身の揺るぎない信念や確信、つまり強い道徳的自己効力が必要だと言える。逆に言えば、自身の抱く道徳的自己効力感が強ければ強い程、道徳的勇気が発揮され、しかるべき道徳的行動の実現可能性が高まると言えよう。したがって、道徳的勇気を習得させるには、それに対する願望や憧れを学生たちに抱かせるとともに、彼らの自己効力を高めることが徳育教育上の課題になってくる。

Banduraは、自己効力の判断の基になる主要な四つの情報源、すなわち①遂行行動の達成(自分で直接やって、直接体験してみること)、②代理的経験(他人の成功や失敗の様子を観察することによって、代理性の経験を持つこと)、③言語的説得(自分にはやればできる能力があるのだ、ということ、他人からことばで説得されたり、その他のいろいろなやり方で、社会的な影響を受けること)、④生理的状态:情動的喚起(自分自身の有能さや、長所や、欠点などを判断していくためのよりどころとなるような、生理的変化の体験(つまり生理的症狀)を自覚すること)を巧みに組み合わせることによって、自己効力を高めていくことができると述べている(Bandura,1977:195-199,バンデューラ,1985:106-107)。

このようなBanduraの主張に従うならば、学生たちの自己効力を高めるには、徳育教育において、これら四つの情報源全てに彼らが接する機会を設けることが有効であると思われる。とはいえ、われわれの関心は物語にあることから、その中の二つ目、すなわち代理的経験に力点を置き、それを中心に論を進めていくことにする。代理的経験による影響力は、直接的体験よりも弱いかもしれないが、自身の自己効力に対する判断の多くはこの代理的経験によるものであり(*Ibid.*:197, 同上:91)、相応の影響力があると考えらるべきであろう(Goud,2005:112)。彼は、「モデリングの影響は、自分自身の能力を判断することに対して、社会的な基準以上のものを与えている。人々は、自分たちが熱望するような能力をもつ熟練したモデルを探すものである。行動や思考の表出を通して、有能なモデルは、知識を伝え、環境からの要求を管理するための効果的な技術や方略を観察者に教える。よりよい方法を身につけることは自己効力を上昇させる。何度も進路を阻む障害物に忍耐強く対処しているモデルが示す、何事にもひるまない姿勢は、モデルによって示された技術以上のものを、観察者に与えることができる」と述べている(バンデューラ,1997:4)。また代理的経験には、直接的モデルだけではなく、物語などの代理的モデル、彼が言うところの象徴モデリングも含まれ、彼はその効用も十分に認めている(バンデューラ,2012:43-44)。

(3) 道徳的勇気習得と物語の効用との関係—ホットな勇気とクールな勇気—

われわれは、前項での考察をとおして道徳的勇気を習得するには、自己効力を高めることが必要だとわかった。次にわれわれが考察すべきことは、自己効力の向上と物語の効用との関係である。両者の関係を検討することによって、道徳的勇気の習得と物語の効用と

の関係についての接近を図りたい。こうした試みは、先に述べたように道徳的性格（道徳的勇氣）の教育は無理だとする Armstrong 等や Christensen 等の見解に対する反論にもなり得るのではないかと思われる。ひいては、われわれが長らく追求めてきた主題、「組織における道徳的行動実現のための経営倫理教育」の方法として、物語による教育が有効であることの合理的な解につながるものである。よって、ここでの論述は、われわれの今回の研究にとっての一応の結論であると言ってよい。

代理的モデルとなる物語の登場人物は、われわれの日常には存在しないようなスーパーヒーローの場合もあり、われわれはしばしばそうしたヒーローの活躍に胸をときめかすことになる。しかし、物語に描かれている道徳的勇氣発揮の例においては、われわれといくらも変わらない普通の人（モデル）によるものも少なくはない。むしろそうした場合の方が、われわれの称賛や感動の気持ちは大きなものになるのではなかろうか。さらには、そのモデルが人口統計学上自身といくらも違わないとすれば (Moberg,2000:679)、物語のなかのあの彼や彼女ができたのだから、自分にもできるのではないかと思う、一定の自己効力感をわれわれは抱くようになると考えられる。

ところで、Moberg は、「勇氣は、現下の主として感情的な直観的なプロセスと熟慮による理性的なプロセスといった二つの認知的プロセスの一つにおいて現れるという一般的な合意が存在する」と述べ、前者をホットな勇氣、後者をクールな勇氣と呼ぶ (Moberg,2011:190)。ホットな勇氣は、衝動的、自動的なプロセスから生じるものである (*Ditto*)。それは、危険や脅威にもかかわらず当該者が行為する際の迅速で、無意識的なプロセスによって駆り立てられ、当該個人を勇氣ある行動へと躊躇なく追いやることになる (*Ibid*:195)。一方、クールな勇氣は、より意図的で、熟慮をともなうプロセスの結果生じるとされる (*Ibid*:190)。それは、「人が直面する状況についてなされる一連の意識的で知的な予測の後に生じる」ものである (*Ibid*:195)。Moberg は、そうしたプロセスの進行には論理的なプロセスがともなっており、それによる情報が勇氣の発揮やその方法に関する意思決定に影響を与えると述べている (*Ditto*)。

ホットな勇氣のように、道徳的勇氣が衝動や直観によって反応的に生じるものだとすると、その習得には習慣となるくらいの度重なる道徳的勇氣発揮の直接的な経験が不可欠であると思われる。よしんば、物語のモデルによる代理的経験を通じて道徳的効力感を抱いたとしても、その学生たちが教室外の現実的状况において、ホットな勇氣を適宜発揮し得るようになるという想定に至る道筋が、今のところ残念ながらわれわれには見えてこない。それ故、そうした勇氣を大学等のクラス教育によって学生たちに習得させることは、まさに Armstrong 等や Christensen 等が述べるがごとく、不可能であると言わざるを得ない。その一方で、クールな勇氣であれば、物語の力を借りて、それはあながち不可能とはいき切れないかもしれない。われわれは以下のように考える。

クールな勇氣は、論理的で分析的な意思決定の所産である。この場合、行為者は、予測されるリスクを回避または低減させ、道徳的勇氣が成功理に発揮されるよう、一連の意識的で計算をともなうプロセスを注意深く進めていくことになる。Moberg も自身の論文において言及する Reardon は (*Ibid*:195,203)、そうした成功の可能性をより高める方法を「勇氣の計算 (courage calculation) と呼び、それは6つの個別的なプロセス—目標を設定すること、自身による目標の重要性を確認すること、自身の有利になるようパワーバランス

を覆すこと、利益とリスクを比較考量すること、行動に適した時を選ぶこと、コンティンジェンシー計画を開発すること一から成っているとして、それぞれについて詳述している (Reardon,2007:60-64)。さらに、Reardonは、勇気をそうしたプロセスをとおして習得される技術であると捉え (*Ibid.*:60)、自身の論文のタイトルも「技術としての勇気 (Courage as a skill)」としている (*Ibid.*:58)。ホットな勇気のプロセスのように衝動的、自動的なものであれば教育しようがないが、クールな勇気であれば、そのプロセスは上記のように明示化され、個々のプロセス進行の巧拙は技術的観点からチェックし得るから、教育可能性の難易度は前者よりもかなり低下するものと思われる。よって、われわれはクールな勇気に着目する。その場合、教師は、物語のモデルをつうじて、クールな勇気の発揮プロセスを範例として学生たちに学ばせることになる。

教師は、学生たちを道徳的勇気発揮の称賛に値する結果事例だけではなく、その勇気発揮に至るまでのプロセスに注目するよう導くべきである。モデルは、そのプロセスにおいて何をどのようにやったのか。物語におけるクールな勇気のプロセスが上述した勇気の計算のプロセスとは異なる場合があるにしても、そのプロセスを分析すれば、モデルによる何らかの具体的な思考、行動を見出すことができるから、学生たちは個々のプロセスごとに、自身の自己効力感と対峙することになる。このプロセスにおいてモデルが行なったことを自分もできるだろうか。彼や彼女ができたのだから自分にもできるであろうと思える判断材料がそこには描かれている。個々のプロセスにおけるモデルの行動の多くに対して、自身が一定の自己効力感を抱くことができたのであれば、そのプロセスのゴールである道徳的勇気発揮に対する自己効力感も自覚し得るはずである。

勇気の計算は、Reardonに倣えば、道徳的勇気発揮に際し、自身やその関係者に降りかかる恐れのあるリスクを回避、低減させるための技術である。技術であれば、それがうまくできるか否かの自己効力に関する予期的判断は、論理的プロセスをもたないホットな勇気に比べ、はるかに合理的になされるであろう。また、そうした可能予期だけではなく、技術遂行による結果予期についてもより正確に得ることができると言える。このように可能予期、結果予期ともにその精度が高まるのであれば、学生たちが教室の外において、その技術を試してみようとする動機を向上せしめ、その結果としてクールな道徳的発揮の直接的な成功体験を得る機会は増すものと思われる。

当初は些細な問題への対応に過ぎないかもしれないが、成功体験が積み重なれば自己効力も高まり、それにともない自身が対象とする物語におけるモデルのレベルや難易度もより高まることになるであろうし、また直接体験においてもより困難な問題に挑戦するようになると思われる (Bandura, 1989:730)。さらに、教室において適宜、教師の指導によって学生各自が道徳的勇気の成功・失敗の体験談、その理由分析、その際の生理的状态 (情動的喚起) について質疑応答をし合うこと。あるいは、気弱になりかけている者に対して教師ないしは学生同士によって言語的説得を行うことはいずれも有意義であろう。以上のように、代理的経験と直接体験のスパイラル、直接体験・代理的経験・言語的説得・生理的状态 (情動的喚起) という四つの情報源全てへの接触をつうじて、学生たちの道徳的勇気習得の可能性は高まると言えよう。

以上の考察から、われわれは、クールな勇気であればという条件つきではあるが、物語による徳育教育をつうじて、学生たちに道徳的勇気を習得させることが可能であること

の合理的な理由を明らかにした。ホット、クールどちらのプロセスによるものであろうと、困難な状況において道徳的勇気が発揮され、しかるべき道徳的行動が実行されたのなら、それはそれで望ましい結果であることには違いがないのではないかとも思える。Mobergは、「勇気が衝動であろうと技術であろうと、真の勇気は人々を感動させないことはめったにない」と言う(Moberg,2011:203)。であるとすれば、われわれによる上記の結論とそれに至る論議は、徳育教育の効力の及ぶ範囲は道徳的動機(道徳的徳)までであり、道徳的性格(道徳的勇気)までには及ばないとするArmstrong等やChristensen等の見解に対して、相応の反論になり得るものと言えよう。

4. 残された問題と今後の研究予定—結言にかえて—

われわれは、本研究での考察を通じて、徳育教育の方法としての物語による教育は、道徳的行動を動機づける道徳的徳の内面化を促し、困難な状況においてもしかるべき道徳的行動の実現可能性を高める道徳的勇気の習得をもたらす働きをすることを明らかにした。すなわち物語による徳育教育は、道徳的徳が内面化され、それらの徳を守る道徳的勇気を身に付けた有徳な人の育成に寄与し得るものと思われる。よって、われわれは、経営倫理教育が行動教育を志向し、物語による徳育教育を効果的に行うならば、それは、究極の目的である「組織における道徳的行動の実現」に有効であると結論する。

以前の研究において、われわれは経営倫理教育の有効性について以下のように述べたことがある(中村,2014:48-49)。

徳育教育の目的とは、端的に述べれば、有徳な人になるための徳を習得させることにあると言えよう。これを先のRossouwによる認知教育の目的についての説明のように解釈すれば、「有徳な人になる」という徳育教育の志向(狭義の目的)と「徳を学ぶ」という徳育教育の提供すべき内容(前者に対する手段目的)が見て取れる。有徳な人になるとは、安定的、恒久的に道徳的行動がとれるようになるということである。そして、このような行動の変容が生じるためには、その前提として、(美)徳が内面化(習得)され、道徳的動機や道徳的性格の有機能化(発達)といった個人の内的な正の変化が不可欠である。とはいえ、それらは徳育教育によって可能なのであろうか。徳育教育は、それらに対してどの程度貢献し得るのであろうか。こうした問いは、徳育教育に限らず、「倫理は教えられるか」に代表されるより包括的な(経営)倫理教育についての問いに関わる何度も繰り返される論議に帰着するものであると言える(Adams, Harris & Carley, 1998 : 1325-1326, Bishop, 1992 : 294, Driscall & Van Esch, 2004 : 28, Hooker, 2004 : 73-74, McWilliams & Nahavandi, 2006 : 422-423, Sims, 2002 : 9)。しかしながら、ここにおいてその論議にわれわれは加わることはしない。そうした論議の発端が(経営)倫理教育の効果に対する批判からきているだけに、その教育は「学生たちの道徳の発達には全く効力がない」(Derek, 1976 : 30)、「学生たちの態度や行動における永続的な変化を引き起こすものではない」(McWilliams & Nahavandi, 2006 : 422)といった否定的な見解が根強いものの、われわれは、(経営)倫理教育、ひいては徳育教育による正の効果を前提として論を進めることにする。

目下のところ、われわれは、そうした前提を是とするための実証的な根拠も理論的な根拠も提示することはできない・・・。

今回の研究が十分だと言うつもりはないが、それでもそこでの一連の考察は、経営倫理教育による正の効果をもととする理論的な根拠の提示になり得るものであるとわれわれは信じている。われわれは、「組織における道徳的行動の実現」を目指して長らく研究を進めてきたが、今回の研究をもって一応の合理的な解を得られたと考えている。したがって、これにて一連の研究を閉じるべきかもしれないが、われわれはなおも幾つかの問題が残されていることを認識しており、それらの問題をめぐって今しばらくは研究を閉じることができない。

われわれが目下認識する問題とは、以下の四つである。

- ① 大学等の経営倫理教育のクラスにおいて、いかなる物語を用いればよいのか。どんな理由で、何を基準にして物語を選択すればよいのか。
- ② 物語による徳育教育を行うことのできる教師の要件は何か、いかにしてそうした教師を見つけ、あるいは育成するのか。
- ③ ケース・メソッドの教材としてのケースは、われわれが定義した物語の概念に含まれるのか。両者の特性上の違いは何か。経営倫理教育（徳育教育）の教材として、どちらが有効か。あるいはどういう場合に有効か。その理由は何か。さらには、より有効な教材を目指して両者を融合することは可能なのか。
- ④ われわれは、Rossouwによる経営倫理教育の目的による分類、認知能力、行動能力、管理能力という基本的な立場に従って（Rossouw,2002:411-412）、今まで前二つに焦点を当てた認知教育、行動教育について論述してきたが、三番目の管理能力に焦点を当てた管理教育には全く言及していない。しからば、管理教育の目的、内容、方法とはいかなるものか。

最後に、今後のわれわれの研究予定を述べておきたい。①と②の課題は極めて重要なテーマであることは認識しているが、これらを論述展開するつもりはない。①であればKilpatrickの研究（Kilpatrick,1992b:268-315）、②においてはRyanの研究（Ryan,1987:360-378）等にその手がかりを見出すことは可能であるかもしれない。しかしながら、すでにわれわれの一連の研究が経営学から乖離し始めているのではないかという指摘も受けている。われわれは経営学研究に携わっているという信念はあるものの、さすがに①や②のテーマをこれから追い求めていくとなると、ますます経営学から遠ざかってしまうことが危惧される。よって①と②についての研究は、今のところ留保することにしたい。

③のテーマに関して言えば、従前よりわれわれはケース・メソッドについての研究を進めてきた（例えば、坂井・吉田・中村,1996:117-137, 中村,1997:45-59, 同,2000, 同,2004c, 同,2005）。しかしながらそれらの研究は、経営倫理教育に焦点をあてたものというよりは、経営教育一般を念頭においたものであった。とはいえ、欧米の経営倫理教育、なかでも認知教育においては、ケースを用いた教育は普及しており、有効であるとされている（同,2010:90-92）。そこで、今までのわれわれのケース研究から得られた知見や問題意識を基に、様々な論者の意見を取り込みながら、徳育教育においてケースを用いることの功罪を物語との対比において検討してみることは、相応の意義があるように思える。そこでの議論は、教材としての物語の選択、長編の物語を用いることの制約、そうした物語による

教育の難易度についての問題、物語の効用を体現し得る有効なケースの選択、さらにはそうしたケースの開発の可能性などを視野に入れたものになるであろう。今後の『千葉商大論叢』への寄稿を目指したいと思う。

④のテーマについては、次のように考えている。われわれは、前回の研究の冒頭において、今までの研究を引き合いに出し、以下のように述べた(中村,2016:1)。

われわれは、「組織における道徳的問題は、曖昧、複雑、敵対的な状況においても組織の構成員の道徳的行動が常態となれば解決に近づく」と望み、経営倫理教育の究極の目的を、「組織における道徳的行動の実現」とした(中村,2010:86)。さらに、「そうした行動が安定的で、恒久的であることが望まれる。これは、理想に近いものであるが、それに少しでも近づくために経営倫理教育はなされるべきであり、個人の道徳的意思決定や行動に正の影響を及ぼすことが期待される」と述べた(中村,2014:43)。

このような主張からもわかるように、学生たちが将来管理者になる可能性があるにしても、われわれの意図する対象は、組織の構成員一般であり、特段管理者に焦点を当てたものではなかった。組織における道徳的行動を実現するために、個人を有徳な人へと導いていくことは有効的で本質的な方法であると言える。当然この個人の中には管理者も含まれるが、組織における彼らの役割は一般構成員たちとは異なる。彼らは自らが有徳な人として自身を制御し道徳的行動の現出に努めるだけでなく、自らが率いる組織における集合的な道徳的行動を統御し、さらには組織自体に反道徳的行動を忌難し、道徳的行動が生じやすい組織環境を形成、維持していくこと等が求められるであろう。そこには、言わば道徳的リーダーシップが問われることになる。しからば、そうした役割を担う管理者を育成するために、われわれは、すでに論じてきた認知教育、行動教育に加えて管理教育の目的、内容、方法をめぐって論議していくことは、興味深い重要なテーマであるように思える。よって、われわれは、前述の③についての研究の後に、④のテーマに取り組む予定である。

われわれは、上記④のテーマについての研究発表をもって、長きにわたる「道徳的行動を実現するための経営倫理教育」についての研究を終結するつもりである。読者諸氏におかれては、今しばらくわれわれのつたない研究にお付き合い願えれば幸いである。

引用・参考文献

英語文献

- Adams, J.S., Harris, C. and Carley, S.S. (1998) "Challenges in Teaching Business Ethics: Using Role Set Analysis of Early Career Dilemmas", *Journal of Business Ethics*, 13.
- Andrews, K.R. (1991) "Ethics in Practice" in Harvard Business Review, *The Ethics at Work*, Harvard University Press.
- Armstrong, M.B., Ketz, J.E. and Owsen, D. (2003) "Ethics education in Accounting: moving toward ethical motivation and ethical behavior" *Journal of Accounting Education*, 21 (1).
- Bandura, A. (1977) "Self-efficacy: Toward a unifying theory of behavioral change", *Psychological Review*, Vol.84, No.2.
- Bandura, A. (1982) "Self-efficacy mechanism in human agency", *American Psychologist*,

Vol.37, No.2.

- Bandura, A. (1989) "Regulation of cognitive processes through perceived self-efficacy", *Developmental Psychology*, Vol.25, No.5.
- Bandura, A. (1991) "Social cognitive theory of self-regulation" in J.C.Naylor et al. eds., *Organizational Behavior and Human Decision Processes* 50. Academic Press.
- Bishop, T.R. (1992) "Integrating Business Ethics into An Undergraduate Curriculum", *Journal of Business Ethics*, 11.
- Blasi, A. (1983) "Moral cognition and moral action: A theoretical perspective", *Developmental Review* 3.
- Blasi, A. (1984) "Moral identity: Its role in moral functioning", in W.H.Kurtines, J.L.Gewirtz eds., *Morality, Moral behavior, and Moral development*, John Wiley & Sons.
- Blasi, A. (1993) "The Development of Identity: Some Implications for Moral Functioning", in G. G. Noam, T. E. Wren eds., *The Moral Self*, The MIT Press.
- Blasi, A. (2005) "Moral character: A psychological approach", in D.K. Lapsley, F.C.Power (Eds.) , *Character psychology and character education*. University of Notre Dame Press.
- Christensen,D., Barnes,J. and Rees,D. (2007) "Developing Resolve to Have Moral Courage: A Field Comparison of Teaching Methods", *Journal of Business Ethics Education*,4.
- Coles, R. (1990) *Harvard Diary: Reflection on the sacred and the secular*, Crossroad.
- Comer, D.R.and Vega, G.eds. (2011) *Moral Courage in Organizations: Doing the Right Thing at Work*, M.E.Sharpe.
- Damon, W., Hart, D. (1992) "Self-Understanding and Its Role in Social and Moral Development", in M.H.Bornstein, M.E.Lamb eds., *Development Psychology: an advanced textbook* 3thed., Lawrence Erlbaum.
- Derek, C.B. (1976) " Can ethics be taught? ", *Change Magazine*, October.
- Downie, R.S. (1991) "Literature and medicine", *Journal of medical ethics*.17.
- Driscoll,C., Van Esch,L. (2004) "Ethics in Business Education: Core or Accessory?",*The Workplace Review*, September.
- Ellenwood, S. and Ryan K. (1991) "Literature and morality: An experimental curriculum", in W.M.Kurtines, J.L.Gewirtz eds., *Handbook of Moral Behavior Development Application*, Lawrence Erlbaum.
- Gini, Al. (2011) "A Short Primer on Moral Courage", in D.R.Comer, G.Vega eds., *Moral Courage in Organizations: Doing the Right Thing at Work*, M.E.Sharpe.
- Goud, N.H. (2005) " Courage: Its Nature and Development", *The Journal of Humanistic Counseling*; Spring, Vol.44.
- Hardy, S. A. (2006) "Identity, reasoning, and emotion : An empirical comparison of three sources of moral motivation"*Motiv Emot.* 30.
- Hauerwas,S.M., Burrell,D. (1989) "From system to story: an alternative pattern for rationality in ethics", S.M.Hauerwas, L.G.Jones eds., *Why Narrative?*, Eerdmans.

- Hoffman, M.L. (1984) "Empathy, Its Limitations, and Its Role in a Comprehensive Moral Theory", in J.Gewirtz , W.Kurtines eds., *Morality, moral development, and moral behavior*, Wiley.
- Hooker, J. (2004) "The Case against Business Ethics Education: A Study in Bad Arguments" *Journal of Business Ethics*, 1 (1) .
- Kidder,R.M. (2005) *Moral Courage*, Harper.
- Kilpatrick, W. K. (1983) *Psychological seduction: The failure of modern psychology*, Thomas Nelson.
- Kilpatrick, W. K. (1992a) "Moral character: Story-telling and virtue", in R. T. Knowles, G. F. McLean eds., *Philosophical Foundations for Moral education and Character development: An Integrated Theory of Moral Development*, The Council for Research in Values and Philosophy.
- Kilpatrick, W. K. (1992b) *Why Johnny can't tell right from wrong*, Simon & Schuster.
- Knapp, M.C., Louwers, T. J. and Weber, C.K. (1998) "Celebrating Accounting Heroes: An Alternative Approach to Teaching Ethics", *Advances in Accounting Education*, Vol.1.
- MacIntyre, A. (1981) *After Virtue: a study in moral theory*, University of Notre Dame Press. (篠崎 榮訳 (1993) 『美徳なき時代』みすず書房。)
- Marini, F. (1992) "Literature and public administration ethics", *American Review of Public Administration*, Vol.22, No.2.
- May, R. (1976) *The courage to create*, Bantam Books.
- McWilliams, V., Nahavandi, A. (2006) "Using Live Cases to Teach Ethics", *Journal of Business Ethics*, 67.
- Mele,D. (2005) "Ethical Education in Accounting: Integrating Rules, Values, and Virtues ", *Journal of Business Ethics*, 57.
- Miller, R. (2005) *Moral Courage: Definition and Development*, Ethics Resource Center, March.
- Miller, W.I. (2002) *The Mystery of Courage*, Harvard University Press.
- Moberg, D.J. (2000) "Role Models and Moral Exemplars: How do employees acquire virtues by observing others?", *Business Ethics Quarterly*, Vol.10 No.3.
- Moberg, D.J. (2011) "The Organizational Context of Moral Courage: Creating Environments That Account for Dual-Processing Models of Courageous Behavior". in D.R.Comer,G.Vega eds., *Moral Courage in Organizations: Doing the Right Thing at Work*, M.E.Sharpe.
- Narvaez, D. and Rest, J.R. (1995) "The Four Components of Acting Morally",in W.M.Kurtines, J.L.Gewirtz eds., *Moral Development: An Introduction*, Allyn and Bacon.
- Nash,L.L. (1990) *Good Intentions Aside: A Manager's Guide to Resolving Ethical Problems*, Harvard Business School Press. (小林俊治・山口善昭訳 (1992) 『アメリカの企業倫理—企業行動基準の再構築—』日本生産本部。)

- Nielsen, R.P. (1998) “ Can ethical character be stimulated and enabled? An action-learning approach to teaching and learning organization ethics ”, *Business Ethics Quarterly*, Volume 8, Issue 3.
- Paine,L.S. (2003) *Value Shift*, The McGraw-Hill. (鈴木主税・塩原通緒訳 (2004) 『バリューシフト 企業倫理の新時代』毎日新聞社。)
- Peterson,C., Seligman,M.E.P. (2004) *Character Strengths and Virtues : A Handbook and Classification*, Oxford University Press.
- Pincoffs, E.L. (1986) *Quandaries and Virtues: Against Reductivism in Ethics*, University Press of Kansas.
- Poulton, M.S. (2009) “Undergraduate Business Ethics Pedagogy: Writing Constructed Narratives”, *Journal of Business Ethics Education* 6.
- Rate, C.R., Clarke, J.A., Lindsay, D.R. & Sternberg, R.J. (2007) “ Implicit Theories of courage”, *The Journal of Positive Psychology*, April, 2 (2) .
- Reardon. K. (2007) “Courage as a skill”, *Harvard Business Review* 85 (1) .
- Rest,J.R. (1983) “Morality”,in P.H.Mussen, J.H.Flavell, and E.M.Markman eds., *Handbook of Child Psychology: Cognitive Development*, Vol.3, John Wiley & Sons.
- Rest,J.R. (1986) *Moral Development: Advances in Research and Theory*, Praeger.
- Rest,J.R. (1994) “Background: Theory and Research”,in J.R.Rest, D.Narvaez eds., *Moral Development in the Professions: Psychology and Applied Ethics*, Lawrence Erlbaum Associates.
- Rest. J.R. (1999) “New issues, new theory, new findings”in J.R Rest, D. Narvaez, M.J. Bebeau and S.J. Thoma, *Postconventional Moral Thinking: A Neo-Kohlbergian Approach*, Lawrence Erlbaum Associates.
- Rossoun,G.J. (2002) “Three Approaches to Teaching Business Ethics”,*Teaching Business Ethics*,6.
- Ryan, K. (1987) “The moral education of teachers,”in K.Ryan, G.F.McLean eds.,*Character development in Schools and beyond*, Praeger.
- Ryan, K. , Lickona, T. (1987) “Character development: The challenge and the model”, in K.Ryan, G.F.McLean eds.,*Character development in Schools and beyond*, Praeger.
- Sekerka, L.E., Bagozzi, R.P. (2007) “ Moral courage in the workplace: moving to and from the desire and decision to act”, *Business Ethics: A European Review*, Vol.16, No.2. April.
- Shaffer, T. L. (1987) *Faith and the Professions*, Brigham Young University.
- Shepard, J. M., Goldsby, M. G. and Gerde, V. W. (1997) “Teaching business ethics through literature”, *Teaching Business Ethics* 1.
- Sims,R.R. (2002) *Teaching Business Ethics for Effective Learning*, Quorum Books.
- Solomon, R.C. (1991) “Business Ethics, Literacy, and the Education of the Emotions”, in R.E.Freeman ed., *Business Ethics: The State of the Art.*, Oxford University Press.
- Stewart, I. (1997) “Teaching Accounting Ethics: The Power of Narrative”, *Accounting Education*, 2 (2) .

- Thorne,L. (1998) “The Role of Virtue in Auditors’ Ethical Decision Making: An Integration of Cognitive-Developmental and Virtue-Ethics Perspectives,”*Research on Accounting Ethics*,4.
- Vitz, P. C. (1990) “ The use of stories in moral development: New psychological reasons for an old education method”, *American Psychologist*, Vol.45,No.6.
- Watson, C.E. (2003) “Using Stories to Teach Business Ethics: Developing Character through Examples of Admirable Actions”, *Teaching Business Ethics*, 7.
- Whetstone,J.T. (1998) “Teaching Ethics to Managers: Contemporary Problems and a Traditional Solutions”,in C.Cowton, R.Crisp eds., *Business Ethics*, Oxford University Press.
- Woodard,C.R. (2004) “ Hardiness and the Concept of Courage”, *Consulting Psychology Journal: Practice and Research*, Vol.56., No.3.
- Zucheng,Z. (2006) “Forum: What I Try to Achieve by Teaching Business Ethics”, *Journal of Business Ethics Education*, 3

日本語文献

- アームソン (2004) 『アリストテレス倫理学入門』(雨宮 健訳) 岩波書店。
- アリストテレス (2002) 『ニコマコス倫理学』(朴 一功訳) 京都大学学術出版会。
- アルバート・バンデュエラ (1985) 「自己効力 (セルフ・エフィカシーの探求)」(重久 剛訳) 祐宗省三・原野広太郎・柏木恵子・春木 豊編『社会的学習理論の新展開』金子書房。
- アルバート・バンデュエラ (1997) 『激動社会の中の自己効力』(本明 寛・野口京子監訳) 金子書房。
- アルバート・バンデュエラ (2012) 『社会的学習論—人間理解と教育の基礎—(オンデマンド版)』(原野広太郎監訳) 金子書房。
- 河合隼雄 (1993) 『物語と人間の科学』岩波書店。
- 斎藤清二・岸本寛史 (2003) 『ナラティブ・ベイスト：メディンソンの実践』金剛出版。
- 坂井正廣・吉田優治・中村秋生 (1996) 「経営実践の教育と経営理論の教育—教材としての『東京航空株式会社』をめぐる—」『青山経営論集』第31巻・第1号。
- 東條光彦・坂野雄二 (2001) 「セルフ・エフィカシー尺度」上里一郎監修『心理アセスメントハンドブック 第2版』西村書店。
- 中村秋生 (1997) 「問題分析と解決の視点：創造するマネジャーの要件1」ケース・メソッド研究会 (坂井正廣・吉田優治監修) 『創造するマネジャー—ケース・メソッド学習法—』白桃書房。
- 中村秋生 (2000) 「社会的技能の育成—レスリスバーガーのケース・メソッドによる教育訓練を中心として—」『青森中央学院大学研究紀要』第2号。
- 中村秋生 (2004a) 「株式会社スカイハイ：人事課長の困惑」吉田優治・中村秋生『管理する』白桃書房。
- 中村秋生 (2004b) 「株式会社悠久屋：部長の出張旅費」吉田優治・中村秋生『管理する』白桃書房。
- 中村秋生 (2004c) 「経営技能の育成とケース・メソッド」『共栄大学研究論集』第3号。

- 中村秋生 (2005) 「経営教育のための教材研究—ケース開発の方法を中心として—」『共栄大学研究論集』第4号。
- 中村秋生 (2007) 「組織における道徳的罫」日本経営教育学会『経営教育研究10—経営教育の新機軸—』学文社。
- 中村秋生 (2010) 「組織における道徳的行動の実現—経営倫理教育の目的・内容を中心として—」『千葉商大論叢』第47巻・第2号。
- 中村秋生 (2014) 「組織における道徳的行動実現のための経営倫理教育—認知教育から行動教育としての徳育教育へ—」『千葉商大論叢』第51巻・第2号。
- 中村秋生 (2016) 「道徳的行動を動機づける心理的要因—経営倫理教育の有効な方法解明のための予備的考察—」『千葉商大論叢』第53巻・第2号。
- 野家啓一 (2005) 『物語の哲学』岩波書店。
- 野家啓一 (2010) 「物語り論 (ナラトロジー) の射程」青森公立大学経営思想研究懇話会 (村田晴夫・吉原正彦編) 『経営思想研究への討究—学問の新しい形—』文眞堂。
- 林 伸二 (2014) 『人と組織を変える自己効力』同文館出版。
- マーチン・ホフマン (2001) 『共感と道徳性の発達心理学』(菊池章夫, 二宮克美訳) 川島書店。
- やまだようこ (2000) 「人生を物語ることの意味—ライフストーリーの心理学—」やまだようこ編『人生を物語る—生成のライフストーリー—』ミネルヴァ書房。

(2016.12.12受稿, 2017.1.12受理)

[抄 録]

われわれは、長らく組織における個人の道徳的行動の実現を目指して、経営倫理教育に関する研究を発表してきた。その途中経過として、われわれは経営倫理教育は従前より普及している認知教育から行動教育としての徳育教育へと向かうべきであるという主張をし、その理論的根拠を明らかにした(中村,2014)。そうした徳育教育の方法として、古来より物語による教育が有効であるとされてきたことは、周知の事実である。しからば、何故、物語による教育が有効とされるのであろうか。

本研究は、物語の特性とともに、前回の研究において考察した道徳的機能化の問題との関係の深い心理学者、Blasi, Hoffman, Banduraの理論を手掛かりに(同,2016)、徳育教育と物語の効用の関係を明らかにするものである。

キーワード：代理的モデル, 有徳な人, 徳の内面化, 道徳的同一性, 共感的苦痛, 罪責感, ホットな認知, 道徳的勇気, 自己効力, ホットな勇気, クールな勇気, 勇気の計算

目 次

1. 緒言—前からの繋がりと研究の意図—
2. 物語の特性—story と narrative—
3. 徳育教育における物語の効用
 - 3.1 認知的側面
 - 3.2 感情的側面
 - 3.3 行動的側面
4. 残された問題と今後の研究予定—結言にかえて—

時間概念の空間的表象と消費者評価

朴 幸 佑

1. はじめに

時間を見ることも、触ることもできない抽象概念であるが、私たちはこうした時間をどのように理解しているのでしょうか。身体性認知理論によると、人は把握が困難な抽象概念を具体的な感覚経験を通じて理解しているという (e.g. Lakoff and Johnson 1980)。人は時間概念を「空間」というより具体的な感覚経験に比喩的に結びつけている。たとえば、“過去を振り返る”や“未来は目の前にある”といったように、私たちは前後の空間的な比喩で過去と未来の時間を語る人が多い。また、人は過去と未来を左と右に対応づけており、その方式は書字方向に依存しているという (e.g. Fuhrman and Boroditsky 2010)。

こうした時間概念の空間的表象は消費者評価にどのように関わりうるのでしょうか。Chae and Hoegg (2013) は、アンティーク条件とモダン条件の2条件で、印刷広告におけるテーブルランプの水平的配置がランプの評価に与える影響を検討し、アンティーク条件ではランプが左に配置されたほうが、モダン条件ではランプが右に配置されたほうが、その反対に比べ製品評価が高いことを確認している。

筆者が知る限り、時間概念の空間的表象をマーケティング文脈で検討している研究は、欧米の消費者を対象としたChae and Hoegg (2013) の研究が唯一であり、日本の消費者でも同様の効果がみられるかは未だ考察されていない。そこで本稿では、日本人を対象に時間概念と空間的配置の関連性、またこの関連性が製品評価に与える影響を検討する。

2. 先行研究の整理と研究仮説

2-1. 製品の空間的配置と消費者評価

パッケージデザインやマーケティング・コミュニケーションに関する研究では、製品の空間的配置が、製品属性に関する知覚の形成 (e.g., Deng and Khan 2009; van Rompay, de Vries, Bontekoe, and Tanja-Ijckstra 2012) や情報処理の促進 (Janiszewski 1988; Rettie and Brewer 2000) を通じて消費者評価に有意な影響を与えることが確認されてきた。

まず、製品の空間的配置と製品属性の知覚形成に関する先行研究を概観すると、Deng and Khan (2009) では、パッケージにおける製品画像の配置が製品の重量感の知覚に与える影響を分析している。その結果、パッケージの製品画像から推測される製品の重量感は、製品画像が左上に配置されているとき最も軽く、右下に配置されているとき最も重く感じる。また、それゆえに、重量感という属性が製品評価にポジティブな影響を与える製品 (濃厚感のあるチョコレートクッキーなど) では、左上配置よりも右下配置の画像条件で製

品評価が有意に高まることが示された。Pracejus, Olsen, and O'Guinn (2006) は、印刷広告における余白スペースが製品の高級感や信頼性の評価に与える影響を実務家および消費者に関するサーベイ調査から検討した。その結果、多くの広告クリエイターは、製品広告における余白が製品の高級感や信頼性の知覚を高めることに効果があると考えていること、また、消費者実験を通じて、消費者の製品に対する高級感や信頼性の評価は、広告における余白スペースに比例して高まることを明らかにしている。

また、たとえば、「上下関係」という表現からも理解できるように、上と下という空間はパワー概念の知覚をもたらし、上は「支配」、下は「従属」という意味概念に関連づけられる (Schubert 2005)。こうした垂直的空間配置によるパワー概念の知覚は、製品の高級感評価に影響を与えることがいくつかの研究で確認されている。Valenzuela, Paghubir, and Mitakakis (2013) は、シェルフスペースにおける製品の垂直的な配置が消費者評価に与える影響を検討し、消費者は製品が置かれた棚の垂直的位置とその棚に陳列された製品の高級感を関連づけていることを明らかにしている。Valenzuelaらによれば、消費者は、廉価品は下段、大衆的な普及品は中段、高級品は上段の棚に置かれているという信念をもっているという。こうした高級感の知覚は、製品画像の撮影アングルやレイアウトによっても異なってくる (van Rompay et al. 2012)。van Rompayらは、撮影アングルが異なる2つの製品画像を用いた消費者実験から、下向きのアングル (高い位置から製品を見下ろす構図) よりも、上向きアングル (低い位置から製品を見上げる構図) で撮影された製品に対する高級感の評価が高いことを確認している。また、同研究では、広告における製品のレイアウト (化粧品のマスカラー) は、横置きの場合よりも縦置きの場合に、高級感知覚がより高まることが示されている。

次に、情報処理の流暢性の観点から製品の空間配置効果を検討した先行研究としては、Rettie and Brewer (2000) と Janiszewski (1988) が挙げられる。Rettie and Brewer (2000) は、脳の半球優位性仮説 (右脳は視空間的情報の処理に、左脳は言語情報の処理に優れていることを主張) に依拠し、食品パッケージにおける製品画像と文字情報の配置が製品情報の再生に与える影響を検討した。その結果、製品画像はパッケージの右側よりも、左側に配置されているほうが画像に含まれる製品情報 (たとえば、クッキーの枚数など) の再生率が高い一方、それとは反対に、文字情報の場合は、パッケージの左側よりも右側に配置されているほうが、文字情報が示す製品情報 (たとえば、ブランドネーム) の再生率が高いことを確認している。Rettie と Brewer は、こうした分析結果を、脳の半球優位性に適した製品情報の提示によって円滑な情報処理が促進されたことに起因するものと考えている。

Rettie と Brewer の研究と同様に、Janiszewski (1988) も脳の半球優位性仮説に依拠した画像の配置効果を検討しているが、同研究ではこうした配置効果が前意識過程 (preconscious process) でも見られることが示されている。Janiszewski は、2つの条件で、被験者に新聞で特定の記事を探して読んでもらう課題を遂行させた。特定の記事の左側もしくは右側には広告画像が配置されており、被験者が記事を読み終えた後、広告画像を提示し、広告に対する評価を求めた。その結果、記事を読む際に広告画像に気づかなかった場合でも、広告に対する評価は、画像が記事の左側に配置されたほうが、右側に配置された条件よりも高いことを明らかにした。

以上で考察したように、製品の空間的配置に関する先行研究では、製品の配置が重量感や高級感といった特定の属性に対する知覚をもたらすことや製品に関する情報処理の促進を通じて消費者評価に影響を与えることが確認されてきた。

2-2. 過去・未来の時間概念の空間的表象

身体化認知理論によると、人が思考する抽象概念は、具体的な感覚経験と比喩的に結び付いており、人々はこうした具体的な感覚経験を通じて抽象的な概念を理解しているという (Lakoff and Johnson 1980; Landau, Meier, and Keefer 2010)。

時間を見ることも、触ることもできない抽象概念であるが、人はこうした時間を「空間」というより具体的な経験に結びつけて理解している。たとえば、「過去を振り返る」や「未来は目の前にある」といったように、私たちは前後の空間的な比喩で時間概念を語ることが多い。こうした「前方=未来」、「後方=過去」という対応づけは、人が主に前方に移動することで時間の経過を経験することに由来すると考えられている (Núñez and Sweetser 2006)。人は、過去と未来という時間概念を前方と後方のみならず、「左」と「右」という空間概念と対応づけており、その方式は書字方向に依存していることが、心理学や認知言語学の分野で報告されている (e.g., Fuhrman and Boroditsky 2010; Santiago, Lupiáñez, Pérez, and Funes 2007; Tversky, Kugelmass, and Winsater 1991)。

Tversky et al. (1991) は、子供たちを対象に、食事の時間的順序(朝食, 昼食, 夕食)を空間に配置させる実験を行っている。実験では、教師が昼食と表記されたステッカーを紙の中央に貼った後、残りの朝食と夕食のステッカーを子供に貼るように求めた。その結果、左横書き文化圏に属するアメリカの子供たちは、朝食のステッカーを昼食の左側に、夕食のそれを昼食の右側に貼る一方、アラビア語を使う右横書き文化圏の子供たちは、アメリカの子供たちとは反対の位置に、朝食と夕食のステッカーを貼ることが確認された。こうした書字方向と時間概念の空間的表象の関連性は、意味概念の活性化に関する反応速度の実験でも確認されている。Santiago et al. (2007) は、左横書きの文化圏に属するスペイン人の被験者を対象に、モニター上に呈示される単語が過去関連(たとえば、過去, 昨日など)か未来関連(たとえば、未来, 明日など)かをキーボードのキー押し(左手は*f*, 右手は*j*)によって判定させる実験を行った。その結果、過去については、関連単語が画面の右側に呈示された場合よりも左側に呈示された場合の反応速度が速い反面、未来については、関連単語が画面の左側に呈示された場合よりも右側に呈示された場合の反応速度が速いことが示された。Ouellet, Santiago, Israeli, and Gabay (2010) では、スペイン人(左横書き文化圏)とイスラエル人(ヘブライ語, 右横書き文化圏)を対象に、画面の位置ではなく、聴覚刺激(左右の耳に過去もしくは未来関連の単語を提示)を用いて Santiago et al. (2007) と同様のキー押しによる判定実験を行った。その結果、スペイン人は、左耳から過去概念の単語を聴いた場合が、また、右側から未来概念を聴いた場合が、その反対よりも反応速度が速い一方、イスラエル人はスペイン人とは逆のパターンが見られることを確認している。これらの結果は、書字システムの方角によって人々が認識する時間概念の空間的表象が異なること、また、左横書き文化圏では、過去概念は左側に、未来概念は右側に対応づけられることを支持している。

それでは、こうした時間概念の空間的表象は消費者行動とどのようにかかわりうるか。

筆者が知る限り、現時点において消費者行動の観点からこの関連性を検討した研究はChae and Hoegg (2013) が唯一である。この研究では、英語を母国語とする消費者を対象に、テーブルランプの印刷広告という文脈で、広告におけるランプの水平的配置がランプの評価に与える影響を検討している。研究の実験では、被験者が新居に引っ越すことになり、アンティークもしくはモダンなテーブルランプの購入が必要となる状況を想像してもらった。その後、ランプが左もしくは右のいずれかに配置されている広告画像を被験者に提示し、ランプについての評価を求めた。その結果、アンティーク条件におけるランプの評価は、左配置のほうが右配置よりも高い一方、モダン条件における評価は、左配置よりも右配置のほうが評価が高いことが確認された。また、時間概念に適合する製品の配置は、製品に関する情報処理の流畅性を高めることで製品評価に正の影響を与えることを明らかにしている。この研究結果からは、時間概念を含む製品のプロモーションにおいて、時間概念に適した製品の空間的配置によって消費者の製品評価を高められることが示唆される。

以上で考察したように、左右の空間と過去・未来の対応関係やこうした対応関係のマーケティングへの応用可能性は欧米の消費者を対象に確認されてきたものの、日本の消費者に対して同様の関係性がみられるかは未だ考察されていない。そこで本稿では、日本人を対象に時間概念の空間的表象が製品評価に与える影響を検証する。

左横書きのみの欧米の書字システムに比べると、日本語の書字システムは、右縦書きと左横書きが併用されているためより複雑であるが、現在は、日本語の大半の読み書きが左から右の横方向になっている。また、佐藤 (2014) は過去と未来に関連する単語の判定課題から、日本でも左が過去を、右が未来を表象していることを確認している。佐藤 (2014) の実験1では、Santiago et al. (2007) の研究を参考に、過去と未来に関連する単語の判定課題を被験者に行わせた。この課題では画面に過去もしくは未来の関連語がランダムに表示され過去関連の単語 (過去, 以前, 昨日, 前回, 昨年) が表示された場合は、できるだけ速く左人差し指でfキーを、未来関連の単語 (未来, 以後, 明日, 次回, 来年) が表示された場合は、できるだけ速く右人差し指でjキーを押すことが被験者に求められた。キーの反応速度を分析したところ、過去関連の単語に対する反応は、右手よりも左手が速く、未来に関連する単語への反応は、左手よりも右手が速いことが確認された。以上で考察した日本語における左横書きシステムの定着と佐藤 (2014) の実験結果を踏まえて、次の仮説1を設定した。

仮説1：日本の消費者も、左側の空間は過去の時間概念と、右側の空間は未来の時間概念と適合すると考える。

時間概念の空間的表象について、日本の消費者も欧米の消費者と同じ認識を持っているとしたら、日本でもChae and Hoegg (2013) と同様に、時間概念を含む製品の配置が当該時間の空間的表象に適しているほど、製品評価は高まるはずである。そこで、以下の仮説2を設けた。

仮説2：時間概念を含む製品の左右の配置が当該時間概念の空間的表象に適しているほど、製品評価は高まる。

2-3. 製品の空間的配置が製品評価に与える影響の個人差

前述したように、日本語の書字システムは縦書きと横書きを併用するが、これらの書字システムに対する選好は年齢層によって異なりうる。トッパン・フォームズ(2016)では、縦書きの文字情報を記載したグラフィックデザインを見たときの被験者の脳機能と視線を計測した。その結果、高齢層(7名:45歳~67歳)では、縦書きの文字情報を見たときに脳の前頭葉が活性化し、その情報への注視度が高い一方、若年・中年層(5名:22歳~44歳)では、縦書きの文字情報に対する前頭葉の活性化は見られず、文字情報に対する注視度も低いことを確認している。このように若年・中年層において縦書きの文字情報に対する注視や情報処理が不十分なのは、高齢層に比べるとこれらの年齢層では、縦書きの書字システムを使用する頻度が少ない反面、横書きの書字システムを主として使用してきたことがその原因のひとつとして考えられる。また、こうした横書きの習慣は、高齢層よりも若年・中年層でより強固であり、それゆえに、時間概念の左右空間への対応づけも若年・中年層でより明確であることが予想される。そこで以下の仮説3を設定した。

仮説3: 時間概念を含む製品の左右の配置が製品評価に与える影響は、高齢層よりも若年層の消費者のほうが大きい。

私たちは自分の過去や未来について考えることがしばしばあるが、どれぐらい頻繁にまた深く自分の過去や未来について考えるかには個人差がある。また、こうした時間概念に対する思考の個人差は、人々の日々の意思決定や判断、行動に影響を与える(Carstensen, Isaacowitz, and Charles 1999; Zimbardo and Boyd 1999)。Zimbardo and Boyd (1999)によれば、人々が有する時間指向には、過去否定(past-negative: 過去を否定的で嫌悪的に捉える)、現在享楽(present-hedonic: 自分の行動が未来に及ぼす影響についてはあまり考えず現在を楽しむ)、未来(future: 未来の目標や報酬に向けて行動を調整しようとする)、過去肯定(past-positive: 過去について温和でセンチメンタルな態度を抱く)、現在宿命(present-fatalistic: 自分の未来は既に決まっていると考え、運命に身をまかせようとする)の5つがある。

過去や未来に対する時間指向が高い人は、過去や未来について日頃よく考えるため、時間指向が低い人に比べると、それらの時間概念についてより体系的かつ強固なスキーマを保持しているかも知れない。そうであるならば、過去や未来に対する時間指向が高い人は、低い人に比べ、過去や未来に関する情報に接触すると、それらの関連概念もより容易に活性化されることが考えられる。こうした考察から以下の仮説4を設定した。

仮説4: 時間概念を含む製品の左右の配置が製品評価に与える影響は、製品に関連する時間指向が低い人よりも高い人のほうが大きい。

3. 実験1

3-1. 実験1a：時間概念の空間的表象に関する強制選択課題

目的と手順

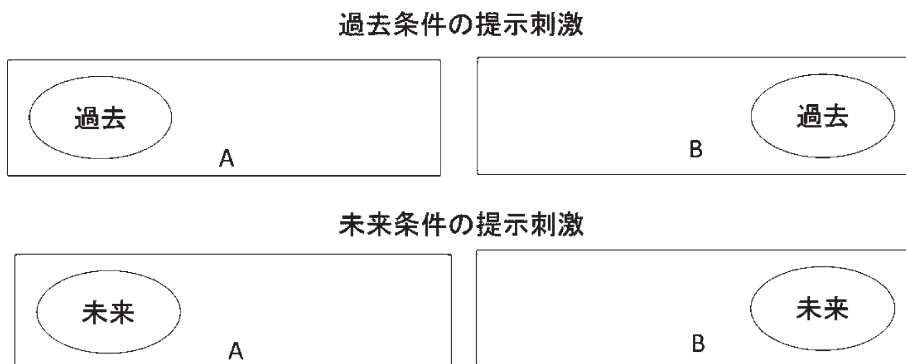
実験1aの目的は、日本人の消費者を対象に、時間概念と空間との関連性を強制選択課題によって検証することであった。実験はオンラインで実施し、被験者は20歳以上の成人150名であった。被験者は過去もしくは未来の条件のいずれかに割り当てられ、これらの時間概念と左右の空間の関連性に関する強制選択課題を遂行してもらった。具体的には、図表1のように、過去条件と未来条件について、左と右の空間に「過去」と「未来」の時間概念を配置した画像を被験者に提示し、選択肢AとBのどちらが時間概念の表現により相応しいかを回答してもらった。

分析と結果

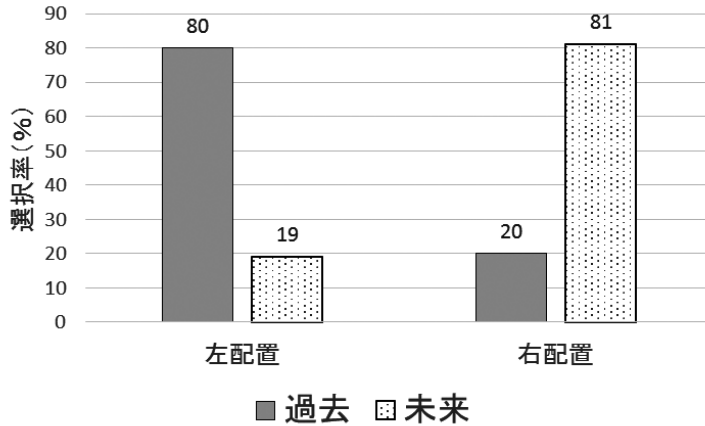
時間概念と左右の空間配置の関連性を検証するため、過去条件 ($n = 76$) と未来条件 ($n = 73$) のそれぞれについて検定比率を0.5とする2項検定を行った。その結果をまとめたのが図表2である。まず、過去条件の検定結果を見ると、被験者の80% ($n = 61$) が左側に過去概念が配置された選択肢Aを選択した一方、右側に過去概念が配置された選択肢Bを選択した被験者は20% ($n = 15$) に留まり、左右の選択比率について有意差が認められた ($p < .001$)。次に、未来条件の検定結果を見ると、未来概念が左に配置された選択肢Aを選択した被験者は全体の19% ($n = 14$) に留まる一方、右側に未来概念が配置された選択肢Bを選択した被験者は81% ($n = 59$) となっており、未来条件についても左右の選択比率に有意差が見られた ($p < .001$)。

以上の強制選択課題に関する分析結果からは、日本の消費者も欧米の消費者と同様に、左空間を過去概念と右空間を未来概念と対応づけていることが見出された。したがって、仮説1 (日本の消費者も、左側の空間は過去の時間概念と、右側の空間は未来の時間概念と適合すると考える) は採択された。

図表1 実験1aにおける提示刺激



図表2 時間概念に対する左右の空間配置の強制選択率



3-2 実験1b：時間概念の空間的表象に関する適合性評価

目的と手順

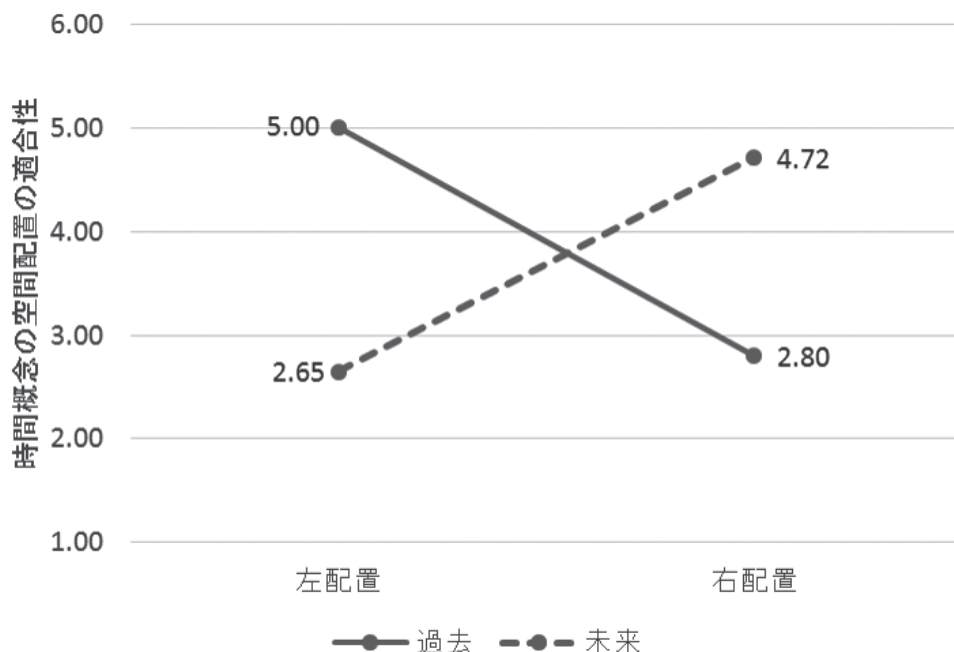
実験1bの目的は、過去および未来の時間概念と左右の空間の関連性を強制選択ではなく、間隔尺度による測定で検討することであった。実験方法と実験刺激は実験1と同様であり、被験者は20歳以上の成人367名であった。被験者は、過去と未来の時間条件と左と右の空間配置条件の組み合わせからなる4つの条件（過去・左配置、過去・右配置、未来・左配置、未来・右配置）のいずれかに割り当てられ、提示された時間概念に対して、それが配置された空間がどれくらい相応しいかを1項目のリッカート式7点尺度（1：「まったく適していない」～7：「おおいに適している」）で評価してもらった。

分析と結果

4つの条件のデータを用いて、時間概念（過去と未来）と空間配置（左と右）を独立変数、時間概念と空間配置の適合性を従属変数とする2要因の分散分析を実施した。その結果、まず主効果については、5%の有意水準において、時間概念 ($F(1, 381) = .287, p = .592$) および空間配置 ($F(1, 381) = 3.008, p = .084$) の有意な影響は見られなかった。一方、2つの要因の交互作用は有意であった ($F(1, 381) = 290.541, p < .001$)。そこで単純主効果の分析をしたところ、左配置は、未来よりも過去との適合性が有意に高く ($M_{過去} = 5.00, SD_{過去} = 1.190$ vs. $M_{未来} = 2.65, SD_{未来} = .999; F(1, 381) = 180.917, p < .001$)、右配置については、過去よりも未来との適合性が有意に高いことが確認された ($M_{過去} = 2.80, SD_{過去} = 1.247$ vs. $M_{未来} = 4.72, SD_{未来} = 1.454; F(1, 381) = 114.317, p < .001$)。

被験者に2つの選択肢を同時に提示し、そのうち1つを強制的に選択してもらった実験1aとは異なり、実験1bでは、被験者に1つの刺激のみを提示し、被験者間で時間概念の空間配置の適合性をリッカート式7点尺度によって評価してもらった。実験1aに比べるとより厳密な条件で2つの変数の関連性を測定した実験1bでも、実験1aと同様の結果が確認

図表3 時間概念の空間配置の適合に関する分散分析の結果



されたことから、仮説1は再び支持された。

4. 実験2：製品の配置がレトロ製品の評価に与える影響の検証

目的と手順

実験2の目的は、仮説2(時間概念を含む製品の左右の配置が当該時間概念の空間的表象に適しているほど、製品評価は高まる)、仮説3(時間概念を含む製品の左右の配置が製品評価に与える影響は、高齢層よりも若年層の消費者のほうが大きい)、および仮説4(時間概念を含む製品の左右の配置が製品評価に与える影響は、製品に関連する時間指向が低い人よりも高い人のほうが大きい)を検証することであった。

左右の空間配置と関連する時間概念には過去と未来の2つがあるが、本実験では、時間概念と製品の関連性の明白性の観点から過去に注目し、過去に関連する製品としてブリキ製のロボット玩具を選定した。レトロ製品は過去に関連しているため、製品に対する評価は製品が左に配置されている場合が、右に配置されている場合よりも高いことを予想した。

実験はオンラインで実施し、被験者は20歳以上の成人99名であった。実験では、「これは1960年代のゼンマイで動くロボット玩具です」という説明とともに、ブリキ製のロボットの画像を用いて作成した架空の広告を被験者に提示した。図表4に示すように、広告刺激にはロボットの画像をそれぞれ左と右に配置した2つのパターンを用意した。

被験者はいずれかの条件にランダムに割り当てられ、広告を見てもらったあと、1項目のリッカート式7点尺度で製品の良さ(この玩具についてどう思いますか、1:「とても悪い」

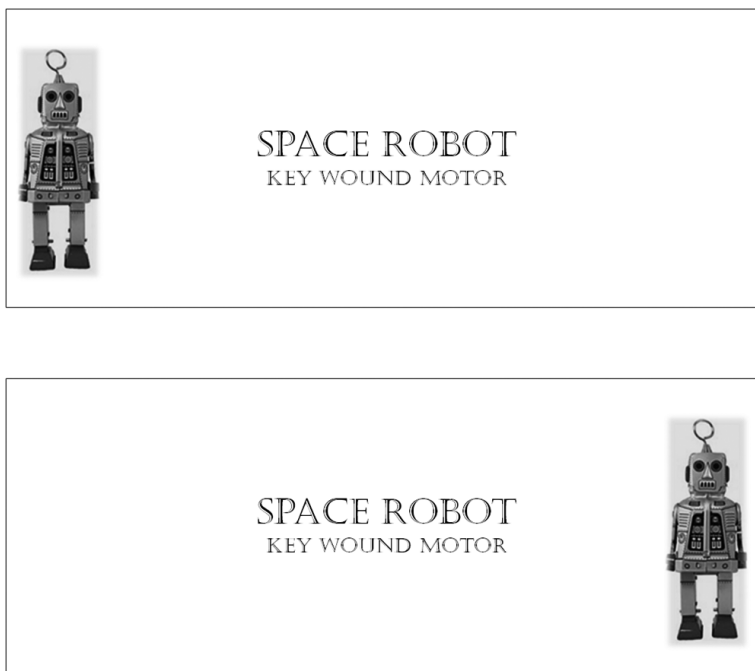
～7:「とても良い」)を評価してもらった。これに続き、被験者が過去をどれくらい肯定的に捉えるかは、Zimbardo and Boyd (1999) が開発した時間指向尺度のうち過去肯定尺度の5項目を和訳して(「過去を振り返るのは楽しい」,「過去の記憶については、全般的に悪いものよりも、良いものが多い」,「古き良き時代に関するストーリーに興味がある」,「良き時代の幸せな記憶を思い出すことがある」,「私の子供の頃について郷愁(ノスタルジー)を感じる」)それぞれリッカート式7点尺度(1:「まったく当てはまらない」～7:「おおいに当てはまる」)で測定した。

分析と結果

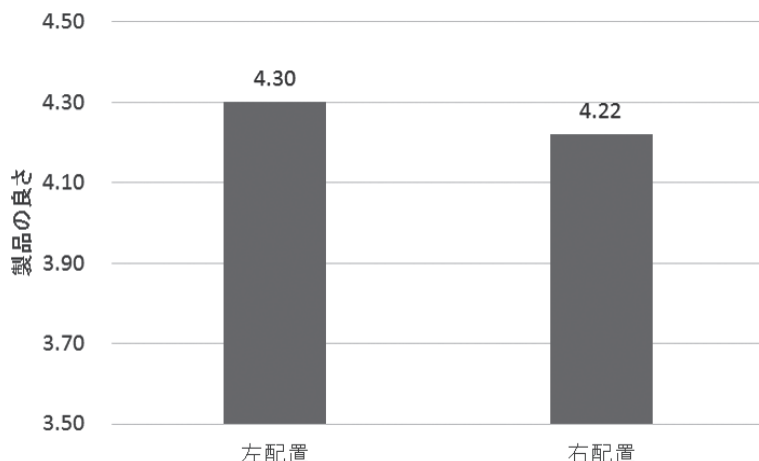
まず、分析を行うための準備作業として、年齢に関する中央値折半法で、被験者を若年群 ($M_{\text{若年群}} = 34.42, SD_{\text{若年群}} = 4.612$) と高年群に群分けした ($M_{\text{高年群}} = 51.29, SD_{\text{高年群}} = 6.618$)。また、測定した過去肯定尺度の5項目のスコアを合成し ($\alpha = .81$)、中央値折半法によって、被験者を高過去肯定群 ($M_{\text{高過去肯定群}} = 5.04, SD_{\text{高過去肯定群}} = 0.531$) と低過去肯定群 ($M_{\text{低過去肯定群}} = 3.40, SD_{\text{低過去肯定群}} = 0.729$) に群分けした。

次に、仮説2(時間概念を含む製品の左右の配置が当該時間概念の空間的表象に適しているほど、製品評価は高まる)を検証するために、レトロ製品の空間配置(左と右)を独立変数、製品の良さを従属変数とする分散分析を実施した。その結果、予想とは異なり、製品評価に対する製品の空間配置の有意な影響は見られなかった ($M_{\text{左配置}} = 4.30, SD_{\text{左配置}} = 1.298$ vs. $M_{\text{右配置}} = 4.22, SD_{\text{右配置}} = 0.985; F(1, 97) = 0.106, p = .745$)。したがって、仮説2は棄却

図表4 実験2における実験刺激(上が左配置, 下が右配置)



図表5 製品の配置と製品評価

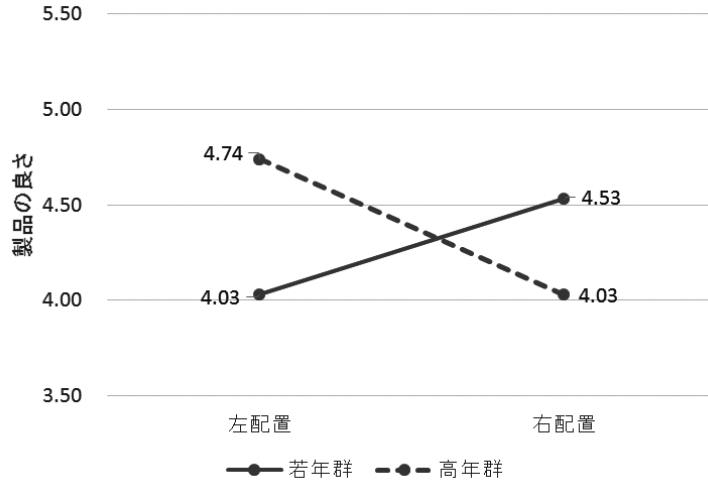


された。

続けて、仮説3(時間概念を含む製品の左右の配置が製品評価に与える影響は、高齢層よりも若年層の消費者のほうが大きい)を検証するために、レトロ製品の空間配置(左と右)と被験者の年齢(若年群と高年群)を独立変数、製品の良さを従属変数とする2要因の分散分析を実施した(図表6)。その結果、主効果については、空間配置($M_{左配置} = 4.30, SD_{左配置} = 1.298$ vs. $M_{右配置} = 4.22, SD_{右配置} = 0.985$; $F(1, 95) = 0.203, p = .654$)と年齢($M_{若年} = 4.22, SD_{若年} = 1.055$ vs. $M_{高年} = 4.31, SD_{高年} = 1.235$; $F(1, 95) = 0.207, p = .650$)のいずれも有意でなかった。一方、空間配置と年齢の交互作用は有意であった($F(1, 95) = 6.626, p = .012$)。単純主効果の分析をしたところ、予想とは反対に、若年群では、レトロ製品の左右の空間配置における製品評価に差が見られない反面($M_{左配置} = 4.03, SD_{左配置} = 1.110$ vs. $M_{右配置} = 4.53, SD_{右配置} = 0.905$; $F(1, 95) = 2.270, p = .135$)、高年群の製品の良さの評価は、レトロ製品が左に配置されている場合が右に配置される場合よりも有意に高いことが確認できた($M_{左配置} = 4.74, SD_{左配置} = 1.485$ vs. $M_{右配置} = 4.03, SD_{右配置} = 0.999$; $F(1, 95) = 4.544, p = .036$)。したがって、仮説3は棄却された。

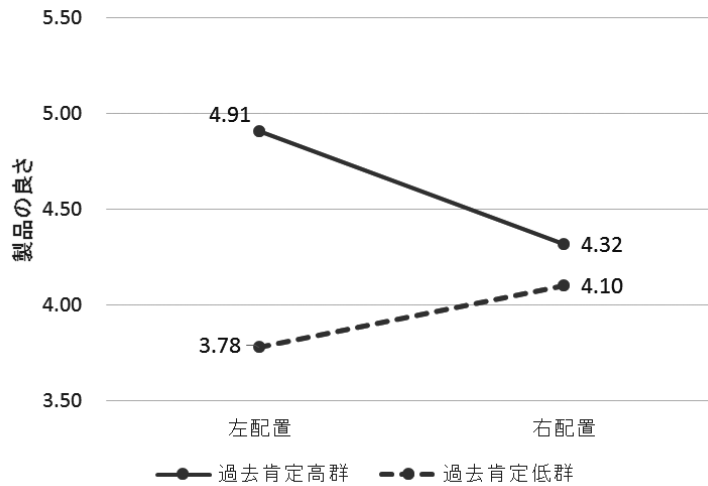
最後に、仮説4(時間概念を含む製品の左右の配置が製品評価に与える影響は、製品に関連する時間指向が低い人よりも高い人のほうが大きい)を検証するために、レトロ製品の空間配置(左と右)と過去肯定の時間指向(低群と高群)を独立変数、製品の良さを従属変数とする2要因の分散分析を実施した(図表7)。その結果、空間配置の主効果はみられない一方($F(1, 95) = 0.388, p = .535$)、過去肯定の主効果が確認された($M_{高群} = 4.59, SD_{高群} = 0.942$ vs. $M_{低群} = 3.92, SD_{低群} = 1.252$; $F(1, 95) = 9.561, p = .003$)。これは過去肯定の傾向が高いほど、レトロ製品に対する評価が高いことを意味する。しかし、この主効果は、空間配置と過去肯定水準の有意な交互作用によって限定された($F(1, 95) = 4.263, p = .042$)。そこで単純主効果の分析をしたところ、過去肯定の低群では、製品の良さの評価に対する空間配置の影響が見られなかった反面($M_{左配置} = 3.78, SD_{左配置} = 1.340$ vs. $M_{右配置} = 4.10, SD_{右配置} = 1.136$; $F(1, 95) = 1.066, p = .318$)、過去肯定の高群の製品評価は、レト

図表6 製品配置と年齢を独立変数とした分散分析の結果



ロ製品が左に配置されている場合が右に配置される場合よりも有意に高いことが確認できた ($M_{左配置} = 4.91, SD_{左配置} = 0.949$ vs. $M_{右配置} = 4.32, SD_{右配置} = 0.863; F(1, 95) = 3.735, p = .056$)。また、左配置のレトロ製品に対して、過去肯定高群の製品の良さの評価が低過去肯定群のそれより有意に高いことも示された ($M_{高過去肯定群} = 4.91, SD_{高過去肯定群} = 0.949$ vs. $M_{低過去肯定群} = 3.78, SD_{低過去肯定群} = 1.340; F(1, 95) = 13.528, p < .001$)。したがって、仮説4は採択された。

図表7 製品配置と過去肯定指向を独立変数とした分散分析の結果



5. 考察

本研究では、3つの消費者実験を行い、日本でも過去と未来の時間概念が左と右の空間概念に対応づけられるか、また、そうした時間概念の空間的表象が日本の消費者の製品評価にいかなる影響を与えるかを検証した。

実験1では、過去と未来の空間的表象の適合性に関する強制選択課題(実験1a)とリッカート式尺度による測定(実験1b)のいずれにおいても、日本の消費者は左空間を過去と右空間を未来と対応づけていることを確認した。この結果は、佐藤(2014)の過去と未来の概念に対する左手と右手のキー押しの実験結果と一致するものである。このことから、過去と未来に対する左と右の空間的表象については、日本の消費者も欧米の左横文字の文化圏の消費者と同様の認識を持っていることが支持された。

実験2では、過去に焦点を当て、広告におけるレトロ製品の空間配置が製品評価に与える影響を検証した。まず、レトロ製品の左右の配置が製品の良さの評価に与える影響を分析したところ、先行研究のChae and Hoegg(2013)とは異なり、製品配置の主効果(過去概念を含む製品の評価は、左配置の場合が右配置の場合よりも高い)は見られなかった。したがって、こうした違いをもたらす要因が何かについては更なる検討が必要である。たとえば、日本の消費者を対象にChae and Hoegg(2013)のランプ実験の追試を行い、製品カテゴリーやその他の条件を統制したうえで製品配置の効果を検討することで、配置効果の違いをもたらす要因を特定できるかも知れない。次に、製品配置が製品評価に与える影響の年齢差を分析したところ、製品配置と年齢の交互作用が確認できた。仮説3では、製品配置の効果は高齢層よりも若年層でより大きいことを予想したが、それとは反対に、期待した製品配置の効果は高齢層のみで確認された。そのため、仮説3は棄却されたものの、年齢によって製品配置の影響が異なるということは興味深い発見事実である。今後、なぜ高齢者のみで配置の効果が見られたかを精査する必要があるが、この効果が頑健であるならば、高齢者を対象とする製品の広告やパッケージのコミュニケーション効果を高めることに本研究の研究知見が活用できるであろう。最後に、製品配置の効果に対する過去肯定指向の影響を分析したところ、仮説4の予想とおり、期待した製品配置の効果は、過去肯定指向が高い消費者群で確認された一方、過去肯定指向が低い消費者群ではそうした効果は見られなかった。今後の研究では、どのような消費者属性が過去肯定指向と関わるか、また、いかなるプロセスやメカニズムによって過去肯定指向が製品配置の効果を調整するかを検討する必要がある。

6. おわりに

本稿では日本の消費者を対象に、時間概念と空間配置の関連性、またこの関連性が製品評価に与える影響を検討した。その結果、日本でも左横書きの書字システムを採用する欧米の文化圏と同様に、過去は左、未来は右の空間に対応づけられることを確認した。しかし、レトロ製品の配置効果に関する消費者実験では、アメリカで行われた実験結果とは異なり、時間概念に適した製品の配置が製品評価に与える影響は確認できなかった。一方、消費者の年齢と過去肯定の水準によって製品配置の影響が調整されることが見出された。

なぜ、高齢者において、また、過去を肯定的に捉える人において、製品の配置効果が見られるかについては今後更なる研究が必要である。また、本研究は過去に焦点を当てているため、未来に関連する製品の配置が製品評価に与える影響は検討していない。したがって、今後の研究では、未来の時間概念を含む製品の配置効果についても検討する必要がある。これらについては稿を改めて論じたい。

謝辞

本研究は、平成26年度在外研究派遣による研究成果の一部である。研究支援に対して、この場を借りて御礼申し上げる。

参考文献

- Carstensen, Laura L., Derek M. Isaacowitz, and Susan T. Charles (1999), "Taking Time Seriously: A Theory of Socioemotional Selectivity," *American Psychologist*, 54 (3), 165-181.
- Chae, Boyoun, and JoAndrea Hoegg (2013), "The Future Looks "Right": Effects of the Horizontal Location of Advertising Images on Product Attitude," *Journal of Consumer Research*, 40 (2), 223-238.
- Deng, Xiaoyan, and Barbara E. Kahn (2009), "Is Your Product on the Right Side? The 'Location Effect' on Perceived Product Heaviness and Package Evaluation," *Journal of Marketing Research*, 46 (December), 725-738.
- Fuhrman, Orly, and Lera Boroditsky (2010), "Cross-Cultural Differences in Mental Representations of Time: Evidence from an Implicit Nonlinguistic Task," *Cognitive Science*, 34 (November), 1430-1451.
- Janiszewski, Chris (1988), "Preconscious Processing Effects: The Independence of Attitude Formation and Conscious Thought," *Journal of Consumer Research*, 15 (September), 199-209.
- Lakoff, George and Mark Johnson (1980), *Metaphors We Live By*, Chicago: University of Chicago Press (渡部昇一・楠瀬淳三・下谷和幸訳, 『レトリックと人生』, 大修館書店, 1986年).
- Landau, Mark J., Brian P. Meier, and Lucas A. Keefer (2010), "A Metaphor-Enriched Social Cognition," *Psychological Bulletin*, 136 (6), 1045-1067.
- Núñez, Rafael E., and Eve Sweetser (2006), "With the Future Behind Them: Convergent Evidence from Aymara Language and Gesture in the Crosslinguistic Comparison of Spatial Construals of Time," *Cognitive Science*, 30 (3), 401-450.
- Ouellet, Santiago, Israeli, and Gabay (2010), "Is the Future the Right Time?" *Experimental Psychology*, 57 (4), 308-314.
- Pracejus, John W., G. Douglas Olsen, and Thomas C. O'Guinn (2006), "How Nothing Became Something: White Space, Rhetoric, History, and Meaning." *Journal of Consumer Research*, 33 (1), 82-90.

- Rettie, Ruth, and Carol Brewer (2000), "The Verbal and Visual Components of Package Design," *Journal of Product & Brand Management*, 9 (1), 56-70.
- Santiago, Julio, Juan Lupiáñez, Elvira Pérez, and María Jesús Funes (2007), "Time (Also) Flies from Left to Right," *Psychonomic Bulletin and Review*, 14 (June), 512-516.
- 佐藤 徳 (2014) 「未来は君の右手にある—身体化された時間概念—」『心理学研究』, 第85巻第4号, 345-353.
- Schubert, Thomas W. (2005), "Your Highness: Vertical Positions as Perceptual Symbols of Power," *Journal of personality and social psychology*, 89 (1), 1-21.
- トッパンフォームズ (2016) 「年配層は縦書きだと読みやすく, 高い関心を持つ」 <<http://www.toppan-f.co.jp/news/pdf/2016/0510.pdf>> (2017年1月20日アクセス)
- Tversky, Barbara, Sol Kugelmass, and Atalia Winter (1991), "Cross-Cultural and Developmental Trends in Graphic Productions," *Cognitive Psychology*, 23 (October), 515-557.
- Valenzuela, Ana, Priya Raghurir, and Chrissy Mitakakis (2013), "Shelf Space Schemas: Myth or Reality?" *Journal of Business Research*, 66 (7), 881-888.
- van Rompay, Thomas JL, Peter W. de Vries, Fenna Bontekoe, and Karin Tanja-Dijkstra (2012), "Embodied Product Perception: Effects of Verticality Cues in Advertising and Packaging Design on Consumer Impressions and Price Expectations," *Psychology & Marketing*, 29 (12), 919-928.
- Zimbardo, Philip G., and John N. Boyd (1999), "Putting Time in Perspective: A Valid, Reliable Individual-Differences Metric," *Journal of Personality and Social Psychology*, 77 (6), 1271-1288.

(2017.1.20 受稿, 2017.2.9 受理)

〔抄 録〕

本稿では日本の消費者を対象に、時間概念と空間配置の関連性、またこの関連性が製品評価に与える影響を検討した。その結果、日本でも左横書きの書字システムを採用する欧米の消費者と同様に、過去は左、未来は右の空間配置に対応づけられることを確認した。しかし、レトロ製品の配置効果に関する消費者実験では、アメリカで行われた実験結果とは異なり、時間概念に適した製品の配置が製品評価に与える影響は確認できなかった。一方、消費者の年齢と過去肯定の水準によって製品配置の影響が調整されることが見出された。なぜ、高齢者において、また、過去を肯定的に捉える人において、製品の配置効果が見られるかについては今後更なる研究が必要である。

社会交変換論Ⅴ：間主体性行為ゾーン

長谷川 博

はじめに

なんらかの「存在 - 認識 - 方法」論により、天井を張り壁を立て置く「<世界>内存在」は、さながらモデル・ハウス（「世界」）——これが、そのまま売買されてしまったかのような信憑化とこれに対する可疑化がある——をつくるようである。つまり、その制作材料（重要素・契機）になる諸項が際限なくなるほど、あるモデル・ハウスの内覧から外への窓扉を開けるかにして2次化を、どうやら受け入れなおす。ゆえに、いまここでは、反証主義と訣別し科学实在論に依拠する者⁽¹⁾でも、偶然の仮面を被った必然をいう实在論とその逆をいう反实在論（相対主義、道具主義、論理経験主義、[ラディカル]構成主義など⁽²⁾）の間のどこに住むかはあるが、徹底できる限りのところでの包披論を展開できる。

「1と多」——万物の斉同性である神と、パラダイムから個に至る同一性としての神々——という1次の戦いだけがあったのではない。「1(多)なる多(1)」——神(神々)なる神々(神)——という2次の戦い——真っ二つにされた「綺麗事」の戦いではない現実にある入れ替わりや立ち代わりの戦い——による世界の始まりが告げられてきた。また、「無」——「自我に対応する - しない」の転倒がある通常は自然と人間の間の関係で捉える实在項も、形式と内容を持つ実体項も、格下げされていくやがて——と、後述する2様の生成変化として「有」がある。そして、「梵我一如」⁽³⁾は「1(多)なる多(1)」——1なる多は「 $n+1$ 」、多なる1は「 $n-1$ 」とすれば、「 $n \pm 1$ 」の時空——という、「空」——本論では「 $n \pm 1$ 」の無限にある3点動化の自由運動——は「無(有)なる有(無)」という、2次オーダー（対称性や排中律の破れという未だ排去できない標準論理での矛盾）に入っている。

よって本稿は、「理論 - 実践」にある「専門 - 教養」、「分析 - 総合」、「自然化 - 反自然化」のドグマ⁽⁴⁾からの転回を「{(～へ)から} さらに」と言及し、たとえば「高品質 - 低品質」／「高価格 - 低価格」の交差経験領域において誰しもが唱道した二律背反の同時実現も撰然化する概念スキーム⁽⁵⁾の基本線を言及する。以下も脱パラドクス化し、1や2や多の陥穽に極まらず、百回つくうちで一番長く続いた嘘とまでいわれた暫定的信憑から転

(1) 阿部周造, 2013年, 69～87頁。たとえば以上がある。

(2) D. デイヴィッドソン／清塚邦彦ほか訳, 2007年, 120～142頁。反实在論については以上を参看されたい。

(3) E. シュレーディングャー／岡小天・鎮目恭夫訳, 2008年, 171～201頁。

(4) 1次区分上、「専門 - 教養」は、知のアソートメントにあるカテゴリと前提了解を「問わない - 問う」知悉である。また、「分析 - 総合」とは、「言語をみるか - それ以外も見るか」にある知悉である。このときにいっている言語については、以下を参看されたい。Ch. W. モリス／内田種臣・小林昭世訳, 1988年, 58～64頁。分析と総合については以下を参看されたい。W. V. O. クワイン／飯田隆訳, 1992年, 31～70頁。

(5) D. デイヴィッドソン／野本和幸ほか訳, 1991年, 192～213頁。以上の冒頭で言及された概念スキームへの懐疑に対し、それでもある仕種として本論のものがある。

回を残せるように。①自己言及(自己同一性, 自律性, 個性性, みずからによる全体限定的な境界決定・準拠・参照)にある自己表現パラドクス, ②インプットもアウトプットもないというAPSパラドクス, ③帰謬・背理法 of 非妥当という「線形 - 非線形」パラドクス, そして④「環 - 界」パラドクス——後稿で言及する——。

以降では, 「A - B」 / 「A - B」という2次化を「A - B」₂と, その1次オーダー (クラス₁ともいう)にある「A (B) なる A (B)」を「A₁ (B₁)」と, その2次オーダー (クラス₂ともいう)にある「B (A) なる A (B)」を「A₂ (B₂)」と表記する。

第1節 4転回以後

問題意識化したことで脈々となる承前の「系統」——諸系列と諸文脈がある——上ですら通用する「存在 - 認識 - 方法」論を考えると, [分岐] 論理階型論⁽⁶⁾との折り合い, 「自己言及 - 他己言及」との向き合いを前にして, まずは「同一 - 差異」 / 「肯定 - 否定」 / 「対応 - 整合」から述べよう。

「同一 - 差異」は, 「肯定 - 否定」がいわれる大いなる契機である。「同一 - 差異」₂は, つぎをだす。ただし, 以下のメタファーにも, ものはいよいよの別様がある程度はあっている。①「蛙の子は蛙」といえる「同一[から]の同一」, ②「東は東, 西は西」といえる「差異[から]の差異」, そして③「鳶(鷹)が鳶(鳶)を生む」や「他人の空似」といえる「同一(差異)[から]の差異(同一)」。

以上にかかわり, 心が組み込まれた肉体である「身体」という脱構築的な課題⁽⁷⁾に取り組むマーケティングにとっても馴染みな, 生命や精神(心脳)に降りた物理学がいう丁度可知差異がある。

「肯定 - 否定」₂は, つぎをだす。①構造維持過程で「垂直 - 水平」的相互作用がなく「肯定的意味を肯定」し切って担う「超越[論]的内包」——みえなくなるが偏在する「1」(単数)なる実在——, ②構造発生変動過程での「垂直 - 水平」的相互作用にある「還元 - 創発」の矛盾を囲み「否定的意味の否定」を可能とする「内包的外延 / 外延的内包」——現実の現象を眼前にした未熟 / 成熟な「機能 / 構造」上でみえるようになる局在する半実在(モノのコト化, コトのモノ化という担架体)——, そして③担った肯定(否定)的意味の否定(肯定)を可能とする「弱い内包(強い外延)」——特定の「認識 - 存在」に過ぎない人間には, 通用してきた合理 / 経験が通用しない世界があればその逆の世界もある——。

こうして担うことが, 言語者であり, 解釈者であり, 内観を訴える行為者であることから, 活動の方法化となっていく。彼らは, 遊園地の最新式メリーゴーラウンドに乗ってきた大人たちから育つ子供たちである。その大人たちのかつて同様に, その子供たちは, 最新式テーマパークの絶叫マシンに乗っては嬉々としている。ただし, ノイラート船の乗り換えをいう異説とアルキメデス支点が船窓外にはないという異説の2重性も帯びながら, いずれに, なにかを乗り継いだ(ぐ)者である。その彼らは, プレ(ポスト)なるポスト(プレ)であるからこそ, その意識⁽⁸⁾には, [新] 古典やら最新版やらの語彙を纏う「コード /

(6) B. ラッセル / 高村夏輝訳, 2007年, 156 ~ 185頁。A. N. ホワイトヘッド・B. ラッセル / 岡本賢吾ほか訳, 1988年, 127 ~ 207頁。

(7) F. ヴァレラほか / 田中靖夫訳, 2001年, 210 ~ 304頁。以上を先駆とする一派だけではない。

(8) D. チャーマーズ / 林一訳, 2001年, 127 ~ 162頁。彼は, 心身同一説論者である。

概念]化やら、この垂直／水平移動がある軌道を脱した形式化できない心脳寄りの暗黙知(直観)や身体寄りの暗黙感(直感)が想定されてきた。

そうこうあるうちに、「自然 - 人間」の区分——区分(確定記述による存在化)に終わることがなければ生成化があり、そうした区分をやめることはない——があり、物理学者という人間が涙をこぼす「自然がまるで自然を語ったかのような言語」と、「人間がまるで人間を語ったかのような言語」が、相対化されて久しい。このように相対化があるとはいっても、必然の真への期待に過ぎないといわれた対応説(1元論)か偶然の真それ以上ではないと「厳密」論証された整合説(多元論)かの乗り越えが複雑系論を経て仄見えて以来、混在してきた両説が干渉し合い、他説にある擬制(みなし)を自説に還元しようと牽制し合っている。ともあれ、1元論と多($2 \leq n$)元論という大きな2元論や、その中の小さなあれこれの2元論を、科学的に解体しようとする再定式化づくめであった。

「存在論／認識論」の、前者に「实在論 - 観念論(記号論)」(換言すれば「対象に従って生まれる認識 - 認識に従ってその知覚範囲内で対象が生じる」)を、その後者に「合理論 - 経験論(感覚論)」(「超越的ではない超越論的な知性 - 実験や観察からそう呼んでいい知性」)を入れたつぎの各カテゴリ(再区分)に、つぎの諸論が同定できる。①「合理 - 实在」カテゴリの広義实在論(科学实在論と反实在論)、②「合理 - 観念」カテゴリの非实在論(社会構成論)、③「経験——实在」カテゴリの関係論(構造論)、④「経験 - 観念」カテゴリの現象論。ただし、それこそのかつてにカントによって合理論と経験論の止揚がいわれたことに対する脱構築から、实在論と観念論の脱構築もいわれるに及ぶ。本論の認識論に親和的な科学实在論にしても、すでにそうである。

「同一 - 差異」／「肯定 - 否定」は、上記の渦中にある。グローバル化するほどに、外部消滅とこれによる内部消滅や内外相関不利への懐疑が一方でいわれるや、この懐疑が飛び火したかのような「残留かファーストか」という現象をまたも呈した。従前からグローバル——その内部で選択可能な意味が構成される地域とこれを制約する外域が相互に「構成 - 制約」の反照場であること——や、ハイパー・コンペティション——「競争 - 協調」／「リアル - フィクション」においていずれがより大きな構造なのかというプリミティブ性を考えるに至ること——がいわれた。バーチャルでも身体性イメージが湧くほどリアル視されるので、過剰反応やその拡大につながることもある。そして、こうした現実の渦(たとえばハイパー・リアル⁽⁹⁾)についての、[位相]モデルといってもいい図が、地——「経験に希薄な物理 - [非]日常 - 経験に濃厚な現象」という現前のスペクトラム——に先行し、その図が地を生み出し、地を凌駕しているのではないかという問いが忌避できなくなっている⁽¹⁰⁾。

古くて新しいこれらとの漸次呼応である上記の「対応 - 整合」には、まずはつぎの4転回が方法論的にもあった。①観念論を言語(記号)により科学化しようとする自然化である「言語(記号)へ」、②上記①によっても2元論の罫に連れ戻されるならば文脈吟味により逆に言葉も判明するとした往時標準の科学的解釈のもとという自然化である「行動へ」、③真理に接近する可能性を科学的方法とは別の仕方と追究する反自然化である「解釈へ」、

(9) J. ボードリヤール／竹原あき子訳、1984年、1～56頁。

(10) M. メルロ＝ポンティ／滝浦静雄・木田元訳、1964年、193～274頁。図と地の構造については以上を参看されたい。

そして④上記それぞれに構造微分論法⁽¹¹⁾のような縮退もあるといい内的視点を問題化する「行為へ」——上記①に対しては「実践としての戦略論」(SAP)を包含する「実践としての理論」(TAP)がいわれ、②に対しては反自然化となり、③に対しては自然化となる——。つまり、これら4転回には、「自然化 - 反自然化」₂により絞り込める相違がある。

言語、映像、音響、その他のかたちをとる記号(サイン)は、物理的感覚から得られる環境要素に対する外部知覚野のシグナルと、環境要素抜きでも現実を処理することすらできる内部表象野のシンボルに区分されてきた。シンボルを扱う記号学説上でも「単一的な未分化 - 反復体的な分化」の桎梏は根深いが⁽¹²⁾、つぎの提唱がある。①決定論的な記号学と非決定論的な記号論、②上記①の後者の流れを受け継ぐ生命記号論⁽¹³⁾が内包していた2次化Ⅰをいうネオ記号論と2次化Ⅱをいうネオ・ネオ記号論。この期でキーワードとなるのは、F. ソシュールの「ラング - パロール」⁽¹⁴⁾に対応するC. S. パースの後述する「タイプ - トークン」である。両者にある「決定論 - 非決定論」上での意味の「ズレ - 反転」⁽¹⁵⁾は、つぎの2次化にある。すなわち、パース流にいえば「始・起(○1次[性]) - 過程(○2次[性]) - 終(○3次[性])」⁽¹⁶⁾において「見えない境界」が設定されるまでの間での、「双対 - 非双対」／「相補 - 非相補」にある「排他 - 両立」を、「走り続ける - 足踏みする」₂だと、ひとまずいおう。

そしてこの途上で、語用論的「共示一般」や意味論的「外示一般」を追究する「言語へ」が、[実在]定義上で意味の2元化に連れ戻されるならばとして「言語へから」(観念論の科学化に取まらない記号論化)というように踵を返された。たとえば、「ちょっと3階へ」という発話に対し、この外示の意味を受け取る者には「何をしに3階へ行くのか」という思いが残り、この共示の意味を受け取れる者には「きっと、～だろう」という思いが生じる⁽¹⁷⁾。そして、「コード - 概念」₂からでるつぎのうちの③が前面化した。①「語用論的共示一般」(コードなるコード)、②「意味論的外示一般」(概念なる概念)、そして③「語用論的共示一般かつ意味論的外示一般」(コードなる概念、概念なるコード)。

また、理解不可能な言葉や出来事を理解可能なようにコミュニケーションする「解釈へから」では、能記の再生産と所記上のズレを残しつつ、超越論(制限合理の強化可能論)的な所記はあっても、ある信念体系からその資格を奪うような超越(完全合理)的な所記をだす積

(11) Korzybski, A., 1995, pp. 386-411.

(12) R. ローティ／野家啓一監訳, 1993年, 325～338頁。以上では、S. A. クリプキとG. フレーゲを引用し言及している。

(13) J. ホフマイヤー／松野孝一郎・高原美規訳, 1999年, 147～158頁。

(14) ヒトの言語[潜在的能力]であるランゲージュは、別言語共同体で用いられる多種多様な顕在的の制度としての国語体であるラングと、ランゲージュを実現するための一般能力の行使であり個人思想に基づいたラングのコードの個人的行使であるパロールに区分される。丸山圭三郎, 1981年, 74～177頁。以上に基づく。

(15) たとえば、制度と行為にあるラングとパロールの反転。千葉県と成田市にあるタイプとトークンの反転。かててくわえて、ラングがトークンに、パロールがタイプに対応するような置換が生じているという変化への気づきをもとのニヒリズムがある。この気づきに違和感あれば消極ニヒリズム、違和感なければ積極ニヒリズムといえる。いつか蓋が開いたとき跪かず猫にあてはまるのは、シニシズム。

(16) C. パース／内田種臣編訳, 1986年, 89～106頁。本論でいう1次, 2次とは異なる。

(17) 語用論的共示一般とは表出者と翻案者間の送受信文脈・コミュニケーション時空で整合的な「自己・他己」という「表出 - 翻案」系であり、意味論的外示一般とは共示一般が圧縮された指示系である。

R. バルト／渡辺淳・沢村昂一訳, 1971年, 195～201頁。以上に基づく。

技があるというのは傲慢であるとなった。そして、「行為へから」では、習慣[変化]や行動主義言語を自家薬籠中のものとした行動型だけでなくその影響を探究するが⁽¹⁸⁾、そこにおける機能主義問題⁽¹⁹⁾が惹起された。

境界を確定的に画定する2元論を通過した2次化では、「行為は意思決定の一部かその逆か」というようにいい方はいくつかある。たとえば、[(組織 - 戦略⁽²⁰⁾) - 市場] - 段階がある環境]にあった論にしても、境界画定が不定な「分化と未分化の両義性」というデマケーション問題への注意の払い方として、因果論では語りきれない「間主体性」(「間主観 - 間身体性」⁽²¹⁾に基づく操作性)への問いになっていた。そしてこれが、ポスト4転回(「～へから」)——心理学的行動主義なども単に前前段落の②ではすでにない——を再び関心集合化し、ポスト・ポスト4転回(「～へからさらに」)として3方向に展開する。

さてして、再現(図)上とも現前(地)上ともつかない、生物学的系統区分、「マクロ - ミクロ」、そして「品種 - 品目」といってもその境界に食い込むように接し別扱している「タイプ(「認識内部で再現された一般」 - トークン(外部の現前である個物))」₂だといえる「SLMS化⁽²²⁾」(システム化, 抽象化, モデル化, 構造化)は、言語領域における「コード - 概念」の再参入区分になる(図1)。

以下が、この領域の根本についての先端である。外示化する概念内包と共示化するコード所記が絡んでいるといえるが、すなわち、2次(科学探究内包)と1次(日常文脈内包)から、0次内包とマイナス内包がいわれ4項化し、そしてこれらのいずれでもない残余として無内包がいわれたことによる論争⁽²³⁾である。そこでの0次に「非日常文脈」、マイナスに「哲学探究」という能記以上にあてはまる能記がなければ閉文化できることになり、つぎのようにつめてまとめられる。つまり、「非日常文脈内包 - 日常文脈内包」₂を種に、「哲学探究内包 - 非日常文脈内包」₂、「日常文脈内包 - 科学探究内包」₂、そして「日常文脈内包 -

図1 システム化, 抽象化, モデル化, 構造化

			コード			
			能記といえるタイプ		所記といえるトークン	
			弱	強	弱	強
概念	内包といえるタイプ	弱	抽象化	モデル化		
		強				
	外延といえるトークン	弱	構造化	システム化		
		強				

(18) 中性1元論は行動主義と連携している。B. ラッセル/高村夏輝訳, 2007年, 88頁。

(19) A. セン/鈴木興太郎訳, 1988年, 41～96頁。A. セン/池本幸生訳, 2011年, 327～452頁。

(20) Chandler, A. D., 1962. Ansoff, H., 1978. 前者が「戦略は組織に従う」というときの組織は組織構造であり、後者がその逆をいうときの組織は組織能力であるが、以上は、組織と戦略のいずれがいずれに従うかの発端になった。このことが延長できるここでいう系列/文脈は、系統内の様々な系列/文脈のひとつである。

(21) D. デイヴィッドソン/清塚邦彦ほか訳, 2007年, 35～71頁。以上に基づく。

(22) Floridi, L., 2004, pp. 219-253.

(23) 永井均ほか, 2010年, 5～113頁, 250～310頁。

科学探究内包」／「哲学探究内包 - 非日常文脈内包」という展開が生じた4項2次化になっているまでである。ただし、いずれの展開においても、強弱（後述の「書き換えられた等式」での優先、非優先）がでるところでは、それがでないところに比べ弱内包（弱所記）となり、強外延（強能記）という浮遊化を伴い、意味の「ズレからの捻れ」を起こす。ゆえに、これら4項のいずれでもないものが、4項2次化の昇降先として無内包（直観、直感）といわれた。この無内包は、4項2次化が下手にそれ以上のn項2次化（2次化Ⅲを超えて2次化Ⅳ）になるよりいいならば、意味のズレからの捻れが保持される螺旋をイメージ化させるかなりの方便である。

また、現在が完了形現在や進行形現在になる便法が抜き差しならないが、解釈領域や行為領域でも、[間]身体性とのかわり以下までのことが、命題的態度とつながりをもつようになっている。①論理空間中の三角測量⁽²⁴⁾による解釈の暇なく湧き起こる「デジャヴ（初体験を既体験と知覚する時間錯誤の自覚） - ジャメヴ（既体験を初体験と知覚する時間錯誤の自覚）」、②実践が随伴する行為を暇なく誘発をさせる「スティグマジー（外が内に入ったと知覚する空間錯誤の自覚） - アフォーダンス（外に内が入ったと知覚する空間錯誤の自覚）」。いくら特異点を超えるようにつくっても、そのAIだけではロボットはうまく動かない。身体性とは、「5感入力系 - 『声は意識である⁽²⁵⁾』というなどの運動出力系」の裂目にある論理系のフル回転を節約するように埋める非論理系である⁽²⁶⁾。「自己 - 他己」で言われていた「情報の対称化と非対称化」は、考え過ぎても動き過ぎても（考えないのも動かないのも）いけない一個の「考系 - 動系」にあることの延長だといっている。こういうところにある「モノ（コト）のコト（モノ）化」に、情報は実在している。文化に根づく後述する意味や価値の判断などの認知・認識は、それは共通理解が得にくい。しかし、感覚から得た環境に対する意識である知覚の身体性、さらに感覚の生理的身体性では共通理解がかなり高く得やすい——身体性が「間」であることからの類化——からである。さらに、主観的質感覚であるクオリア——主観的量感覚を今は問わないことにする——、そして利き手性であるデクステリティは、つぎのように位置づけられる。まず、「対象・操作相関項として分かる個々の要素・行為機能 - 全体性として分かる個々の要素間のコミュニケーション行為などの関係」／「コト（出来事系列）が流れ淀む時間 - モノ（事物）が出入りする空間」を、「A - B」／「C - D」と置く。このとき、集合論的にいえば、ジャメヴはAかつC、デジャヴはBかつC、スティグマジーはAかつD、アフォーダンスはBかつDである。そして、クオリアはジャメヴかつデジャヴであり、デクステリティはスティグマジーかつアフォーダンスである。

ともあれ、われわれが志向する対象についての、「システム化→抽象化→モデル化→構造化」という前後関係がある「4化」間で原理的に延々と続く更新循環は断章するものである。われわれ自体は、「ホロン（[変容]1元的な投機的同一性） - クリナメン（接続が現実化している多元的關係体） - プラトー（可能な接続を延期している自由変更体）」という3点（項）動化が2次オーダーで作用する全体（可能性の幅と強さに関する情報を背負う態度・状態

(24) D. デイヴィッドソン／清塚邦彦ほか訳、2007年、143～198頁。

(25) J. デリダ／林好雄訳、2005年、177頁。

(26) R. ファイファー・J. ボンガード／細田耕・石黒章夫訳、2007年。以上は、脳が身体を制御するという古典的見方を突き崩す。また、センサ - モータ協調として、アフォーダンスに言及している。

ベクトル)である。その断章は、それら3項のいずれかに[最適化を経て]縮退した時ばかりとは限らないが、縮退したことにより他の可能性が消えるか消えないか(相補性を見ないか見るか)の解釈の相違がある。このことは、理論パラダイム記号間の交換・置換・共訳の「可能・不可能・独立」——すべてが真に独立ならば2次化は無用であり、多元化するばかり——に、むしろ関係する。

つまり、既述の4化を通過し、問主体性は「言語・解釈・行為」の系列各項がそれらの2次化Ⅱの全体に共属しているといいはじめることが、先ほど来の「～へからさらに」なのである。このとき、言語へからさらに、解釈へからさらに、そして行為へからさらにと、いずれでいおうともやはり偶有性(多様性の中の揺動性)がある。これは、言語が言語の、解釈が解釈の、そして行為が行為の表象になることへの根本懐疑が拭えなくとも、いずれかをプリミティブ視することによる相違としかいいようがない。ところが、「言語・解釈・行為」系列での2次化Ⅱである「これこれ」にも、他のさまざまな系列の2次化ⅠからⅢまでの「しかじか」が再参入し、推論に推論がいつのまにか超越論的に最小限に重ねられるのは妨げられない。

その前にSLMS化の解を生むには、「言語・解釈・行為」系列に、後述する「意味・価値・評価」の系列を再参入させるか、これら2系列を相互的に再参入させる。再参入は、これを表現する等式⁽²⁷⁾が、 $A = \{A / \sim A\}$ と書き換えられた⁽²⁸⁾のではあった。ここからの続きは後述するが、このことから、つぎのようになれる。選択領域が自己(他己)言及的方法で構成されるときに、相互に否定的な関係にある2項的な区分の一方は2項の全体に対して優先(代表)され他方はそうはならないが、「妥当/許容性」とは前者の項の性格だということである。

行為やその対象の意味とは、よって通常にはまずは、「妥当/許容可能」な[習慣的]同一性である。ただし、心の中にのみある境界(外部に差異を見出す差異としての情報を確立すること)が意味の根本を形成することで区分が行われる。ただし、その内外にある見えない区分が見えることでのフレーム問題と参照フレーム問題の混同を避ける必要がある。これは、「フレーム・参照フレーム」₂を考えさせることになる。そして、この意味に付与された、ある組における弱順序⁽²⁹⁾(反射律、連結律、推移律を満たす順序)での順位は、価値である。価値は、等価的ならば他の組の価値と交換可能であり、外の価値と内の価値は相互作用する。社会は、1つの目的を決められなくとも交換を始める間社会である。また、行為的価値と制度的価値は、多対1の関係において相互に部分的に変換可能である。このことも含み、価値は、これこれに区分され、そこへ2次化Ⅳに向かうかのように、しかじかの区分が再参入されてきた⁽³⁰⁾。

それぞれに対生成の関係がある「自己・他己」、「内部・外部」、「部分・全体」といった区分も、 $n \pm 1$ や、空への、問いを一步進めたかの再参入区分とみなせる。ただし一方で、これこれの2次化Ⅰの2項(表頭と表側)が摺りかえられるか、忘却されたかのように背面化し再参入区分だけが独り歩きすることはある。また、そのすべての区分の場合に、異な

(27) G. スペンサー＝ブラウン／山口昌哉監訳、1987年。

(28) 大澤真幸、1994年、320～324頁、330～332頁。

(29) K. J. アロー／長名寛明訳、2013年、13～29頁。佐伯胖、1980年、65～66頁。

(30) 廣松渉、1993年、5～80頁。以上が参看されてきた。

る誰か(観察論者)による再区分が適しているというわけではない。生命を非常に機械的であるという済む領野ならば、確かにそれは適さない。

記述や評価のための観測視点にはつぎがある。①観察者が観察対象に含まれているという意味で内在的——単なる世界内存在という意味ではない——な内部観測視点, ②観察者が観察対象に含まれていないという意味で外在的な外部観測視点。このとき, ①が②の存在を仮定する, ②が①の存在を仮定する, ということに対し, ①と②が相互に存在を仮定し合うという捉え方がある。そして, この第3の捉え方から, マクロになるほどの内部観測視点の, ミクロになるほどの外部観測視点の優位化の解体がいわれる。これは, 「自然 - 反自然」化の相互限界の中での反照的な程度問題である。この程度問題を不渡手形になる寝言だとはいわず, 内部観測視点と外部観測視点の2次化を受け入れることは, 後述の意味での複雑系論後の「組織(システム) - 環境」論の発展に深いつながりをもつ。

後述する論理₁に対する論理₂にかかわる有力な捉え方のひとつに, 媒介項を設けるか設けないかと拘泥せず, すべてが中間領域であるとする擬制がある。そして, ここから, 「実在 - 反実在」のバウンス——実在を認識と存在のいずれに基礎づけるのかがもはや桎梏とはならない——をいうようになる。「認識せず出力し存在せず入力する - 出力せず認識し入力せず存在する」にある「認識と存在のなさ - 入力と出力のなさ」は, すなわち「遅滞のままの休止」といいことである。これが, 過去と未来を別決する現在・瞬間という「いまここ」にあるわれわれの生成変化の起源(パン)であり, 後述する「自己 - 他己」(2者である1者)である[1.5元論からの]われわれの「世界」制作(ポイエーシス)には, 長中短期に区切られる時間長を問わずいつでもある。

さていまここで, われわれは, 世界内存在である「自己 - 他己」を, つぎのどれもの対生成かつ同時現前であるとする。それはすなわち, 「垂直(階層)化 - 水平化」/「単数(個性)化 - 複数(社会)化」の2系列4系からでる4性の「自己 - 他己」である。この4性の「自己 - 他己」は, 相互に独立しない。なぜならば, 「即自(客体側への経験の超越) - 対他を経た対自(主体側への経験の超越) - 即自かつ対自」という理解での考えにも垣間見るが, 4性の「自己 - 他己」のいずれにも「規範(価値の事実化)の理念化 - 理念(事実の価値化)の規範化」⁽³¹⁾が, 無形社会基盤・選択螺旋における審級・超越的メッセージとなっているからである。そして, ひとつの欠落もなく, この4性の「自己 - 他己」に向き合うということは, メタファーに過ぎないのではなく, ミラーニューロン・システム⁽³²⁾をいまは有望な論拠とする。ただし, [組織モデル化の]方法上では, 4性の「自己 - 他己」の対生成(同時現前)である間主体の複数性に対し, 「先天 - 後天」という意味を消去しなければならない「アプリアリ - アポステリアリ」の処理として, またまさしくその対生成のタイムラグへの対処として, 改めて同期化するか非同期化するかが問われる。

というのは, そもそも要素間の相互融解は, 「完了形 - 進行形」/「不確実性 - 多様性」を共同体の限界を超えて考える組織にとっては, 両刃の剣だからである。そして, 「完了形 - 進行形」には統語論的時制におそらく支配された(まさしく規約に順応した)客観的時間と先にみた主観的時間があり, 「不確実性 - 多様性」には恩讐を彼方にした要素の脱出や侵

(31) H. パトナム/藤田晋吾・中村正利訳, 2006年。以上は, 事実と価値の2分法の崩れをいう。これは, 規範と理念の2分法にも波及するが, $n \pm 1$ と親和的である。

(32) Rizzolatti, G., 2004, pp. 169-192.

入が原理的に解決不可能であるという、組織境界の「限定 - 無限定」性が同一視できないレベルであるからである。ここに、「意味 - 価値 - 評価」の取り沙汰がある。

以上を縮減するために、問主体は、制度情報や目的情報など何らかの「権利 - 義務」情報を判断基準として、「言葉の止滅がない空 - 言葉が止滅した空」(心理学でもいう「生を幾度も死ぬ全う - 一度限りの死を生きる回避」)からの「協働 - 競働」／「組織対内 - 組織対外」を、「自由 - 責任」へのコミットメントとして選択する。制度とは、任意主体にとって学習することの「妥当／許容性」が確立的に認められた、正の外部性を担保できているシステム間ネットワーク、「公式／非公式」な規範や理念、ベストだとしてベンチマークされる実践や理論パラダイムの全体である。社会科学に介入する目的とは、環境にも自己にも他己にも上昇下降できる(がある)ある段階でなされる三角測量から構造微分のようにシステムに内在化していくものである。したがって、目的(あるいは目標)が、「剰余がある - ない」／「安定 - 定向 - 分岐」からつくり上げられる「意味 - 価値 - 評価」システムにいつでも先立つとはいえない。むしろ、目的が多である場合は意味順序に必然性はない(不完全性定理の妥当)が、目的が1つである場合には意味順序には必然性がある(不完全性定理の非妥当)。また、「リーダー - フォロワー」という「自己 - 他己」により「目的 - 手段」がつけられるとき、それらは「管理 - 作業」／「意思決定 - 行為」の交差領域のそれぞれにおいて「戦略 - 戦術的」／「計画 - 創発的」に策定され、ともかくも「進化論的選択主義／構造論的付加主義」により選択されたものが実現される。ただし、「能動 - 受動」₂をいってもいえることだが、そのクラス₁に入る「リーダー₁ - フォロワー₁」には「自己言及₁ - 他己言及₁」の閉じた反復が、そのクラス₂に入る「リーダー₂ - フォロワー₂」には「自己言及₂ - 他己言及₂」のより開いた反復がある。

なおかつ、「リーダー - フォロワー」により、構造と過程の「階層的連関における相対性」——目的と手段についてもいえること——に起因する「信憑化 - 可疑化」へのガバナンスが講じられる。また、不確実性縮減の制度(規約など)に対するだけではなく多様性プール化に対するものである「コンプライアンス」とは、「樹木状階層／リズム性⁽³³⁾」に由来し「論理₁／論理₂」におけるものとなるつぎへの柔軟性である。①制度上あるいは他の場をまたがない場上の妥当性、②単数ないし複数の目的上の許容性、そして③可能性の探求性。ガバナンスには、これらが求心因あるいは逆の遠心因としてかわりこんでいる。そして、不可能(可能)が可能(不可能)になるほど制度変化を招きながらも、ガバナンスでは、要素の同期化を前提とするAPS化、非同期化をくり込んだ自己組織化を、レベルの異なる整合と斉合として考えるようになる。決定論に非決定論をくり込んだように。しかも、一人一人の思いはその一人のものではないとして、では先など、2つの反復をどうするのかと。

第2節 関係／関係性の論理

クラス₁とクラス₂の論理の相互非還元性に由来することが何もないとは、哲学、科学、そして学問(言語表現型芸術を含み)の最先端においてすら、誰もいいえていない。それらの論理とは、前節までで分かるように「主客 - 自他 - 内外」／「縦横(垂直, 水平) - 遠

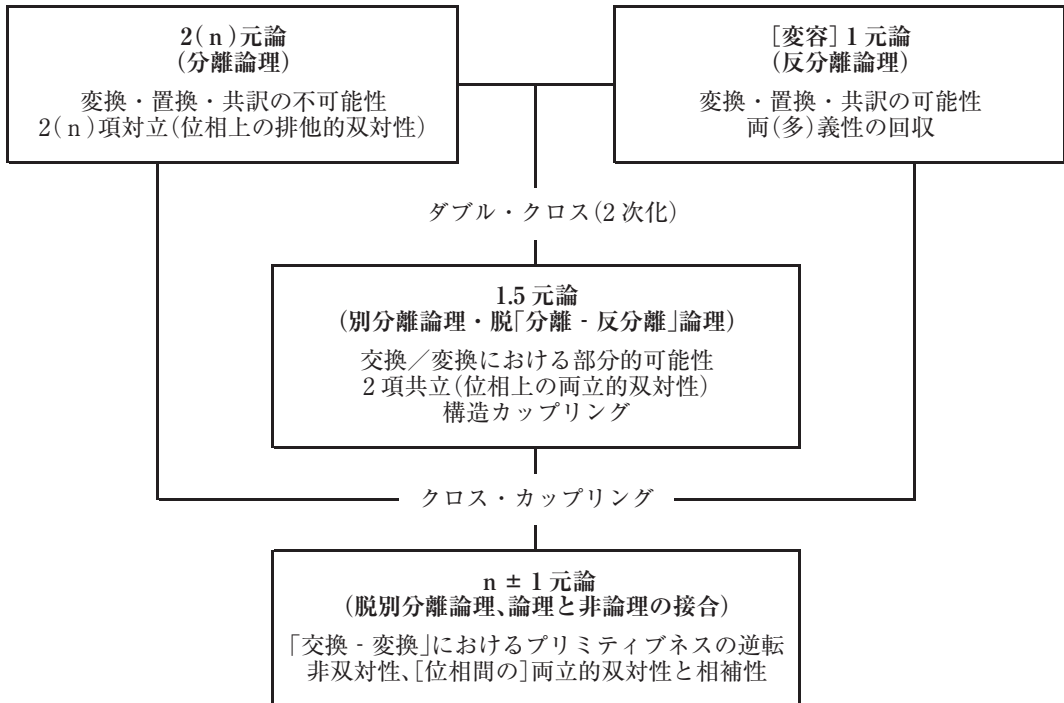
(33) G. ドゥールズ・F. ガタリ／宇野邦一ほか訳、2010年、15～61頁。以上のリズム性を、脱官僚主義だとは単に考えない。

近(遼遠, 至近)」／「存在接続様相 - 認識接続様相」の, 論理₁と論理₂である(図2)。

論理₁には, まず, 「科学的」・「物理的₁」——時空因果の世界について齊合的(34)でまずまず十全な記述や説明ができていないことに欠かせぬ部分(34)——や, 「物理的₂」——無機(無生物)的過程の説明／予測の原理を構成するのに, そして有機的生命現象について創発主義が不要な範囲ではさらに生物学上諸現象の説明／予測／予期の原理を構成するのに, 十分な類の諸概念や諸法則であるということ(35)——による[変容]1元論の反分離論理がある。なお, 予測には誤差があるが, 予期にはカオスの縁がある。また, あらゆることが物理の言葉で説明しきれないわけではないという2(n)元論の分離論理がある。2とはいっても選択変項であるから, 位相化のズレは様々な2やn(≥3)ももたらす。この分離論理は, これを通過するつぎの論理₂にとっては必要な「裂目をもたらず敵」なのである。

論理₂には, 1.5元論の別分離論理・脱「分離 - 反分離」論理があるが, 3人称因果論的には還元可能だが1人称存在論(認識論)的には還元不可能であるあるいはその逆であるという2様を, 部分的可能性として捉え交換が発生することによる両立をいう。生物学的特質を自然とは別物とするのではなく自然の中に位置づけるというとき, たとえば, 環境に「相即」——これも「齊合」も英語ではcoherence——する身体が紛れもなく先の2様の前者であり物理₂に収まるか否かが, 後稿での補助線の引き方に絡む。論理₁の物理₁は「無機

図2 [(1元論あるいは2元論へ)からの2次化]のそして



(34) Feigl, H., 1967, p. 10. なお, 彼は心身同一説論者である。

(35) Feigl, H., 1967, p. 10. 傍点部は筆者加筆。

／因果」であり物理₂は「『無機 - 有機』／因果」であり、論理₂は「『無機 - 有機』／因果」と「有機／非因果」であるが、これらの残余にある「無機／非因果」（無生物の生命）の探求的取り扱いが両者にとって無関係ではないのである⁽³⁶⁾。

各項の「起点（初期状態） - 過程（つ現在） - 終点（終期状態）」において、相互に「介入 - 被介入」／「成功 - 失敗」という状態がある（になる）ところのAPS間カップリングを「構造カップリング」という。たとえば、「資本 - 国家」の2項および「資本 - 国家 - 消費者」の3項によってもたえられる⁽³⁷⁾。この2項のクラス₂には国家独占資本とこの対極の「資本独占国家」といういい[のもの]も入り、この3項のクラス₂の重合には「『国家 - 資本』独占」といういい[のもの]も入る。その2項および3項にしてみても、いずれもが少なくともマーケティングの政治経済フレームワーク⁽³⁸⁾では「売り手／買い手」である。そして、こういったにせよ、つぎと同然である。法上の「人定（人為） - 自然（どこにでも顕現する同一なものという普遍、人定にはない不変）」で人定寄りな「主権」の意味にある「対内統治性 - 対外独立性 - 最高決定性」という3志向の周知な混在である。以上や、社会生物学ではいわれなかった「中立選択」を踏まえると、物理学であった複雑系論が、社会科学に原基化できるというよりは、「自然科学₂ - 社会科学₂」に原基化した方がいいという再解釈がでてくる。

このような構造カップリングを2元論的に解せば、たちどころに「入出力のなさ - カップリング」のパラドクスが生じる。そこで、APSを1.5元論的に解し、APS間の関係という「弱い全体性」を導入するホーリスティック構成が考えられる。また、自己延長モデル、自己境界限定化モデルに登場するそれぞれの中心に対する脱2中心モデルは、場[所]という存在を介在させた⁽³⁹⁾。これは、唯物論的実在論である中性（立）1元論が第3項（媒介項）を探求し観念論である性質2元論を還元しようとしたかのようにひとまずは、思惟法則から実在法則へと西田哲学を超えようとした。ともかく、有性のこの場[所]を1.5元論の場だとすることから、論理₁を脱した先に進むのである。なお、標準論理由来のクリティシズムは、論理₁としてクリティカル₁である。これに対し、観念論的1元論か唯物論的1元論かという由来からの弁証法も、構造主義かポスト構造主義かという由来からのプラグマティズムの帰結といわれた脱構築⁽⁴⁰⁾も、それらのクリティシズムは論理₂としてクリティカル₂である。そしてすでに、合（n + 1）をいえば差延（n - 1）をいうこの両者間の差異に加え、対話寄りと会話⁽⁴¹⁾寄りの差異がいわれる。「場依存的 - 場所普遍的」な実用論理として、標準論理への懐疑主義とここから一歩踏み出したプラグマティズムへの言及がある⁽⁴²⁾。これは、会話が包摂する「対話の中心」にある論理₁との比較で、法的手続きへの言及から入

(36) R. ローティ／野家啓一監訳、1993年、67～136頁、181～239頁。以上を手掛かりとする。彼は、D. デイビッドソンと比較しつつ、「心身同一性なしの唯物論」に言及している。また、ファイグルと本論でのX1やX2という用語法に今はあるズレも消える可能性がある。

(37) あるいは三権分立の三権という3項にもいえる。

(38) Stern, L. W. and T. Reve, 1980, p. 54.

(39) 清水博、1995年、3～65頁。

(40) A. パーマン／立崎秀和訳、1993年、425～524頁。R. ローティ／野家啓一監訳、1993年。ネオ・プラグマティズムといわれる転回には、哲学と科学の形式区分を超えようとしたものがある。以上に基づく。

(41) M. オークショット／嶋津格ほか訳、2013年、237～300頁。

(42) S. トゥールミン／戸田山和久・福澤一吉訳、2011年。

るが、「対話の残余」の中心になる論理₂を孕んでしまっていると考え。そして、1.5元論の擬制に導入する弱い全体性の働きを「実りある - ない」／「一致 - 不一致」に探り、共訳化を全面放棄する相対主義の相対化を回避する。つまり、「肯定する - 肯定も否定もしない（ただし「分かっているどちらでもなさ）」 - 否定する」／「共訳不可能 - [部分的に]共訳可能」における「肯定も否定もしない／共訳不可能」ではなく、「肯定する」／「部分的に]共訳可能」と「肯定も否定もしない - [部分的に]共訳可能」を真っ先に取り出し合うわけである。ところで、様相には、「可能 - 現実 - 必然」という存在接続様相と、「構造 - 現象 - 解釈」という認識接続様相がある。これについてもいえば、「存在接続／認識接続」という各系列内で3点動化がある様相のいずれに定位するかが決まると、その様相と3次元上で同一平面（地平）にある様相が項化し、2次化Ⅱになる——本論は4次元空間以上の状態図には言及しない——。ということが、「行為 - 制度」パラドクス⁽⁴³⁾の以後にまずある別分離に相当する。

そして以上から、脱別分離論理に向かう。4転回後にこそ問われている[問]主体性への問いは、本論前稿と本稿次節までにいったことからすれば、つぎへの問いとなる。すなわち、「ホロン - クリナメン - プラトール」（「ホロン／クリナメン／プラトール」）にもある、「完了形自己（主語、ノエマ⁽⁴⁴⁾） - 進行形自己（述語、ノエシス）」／「客我（組織内の人間としての自我） - 主我（それ以外の自我）」の「良設定（限定的な確定性関係） - 不良設定（無限定的な不確定性関係）」という問題である。存在の有様に強弱の変化をもたらす様相子が付加されたことによる個体（individuals）論争とのかわりかは後稿で展開するが、この問題解決としては、論理₁と論理₂の2元論にならない構成が必要条件になる。

まずは、A（B）の内部に於いて、その一部としてあるB（A）が、その内部にA（B）の「弱全体」化としてA'（B'）を生成する⁽⁴⁵⁾、ということがなんとも自然で単純なことだとして、ここに規律権力の装置や生権力の安全装置のガバナンス⁽⁴⁶⁾を代入したり、一方でそうした社会や自然を代入して思えるかなのである。そして、後述のトランスベクションにすらかわるが、開かれておそろしくなめらかな社会がいわれるようになる。どれもが死の訪れまで決して全部ではない自、他、我々、皆の全体をいうホーリズム・弱全体論では、上記の「AからかBからか」をいうときには、2重性のある大小（「大₂ - 小₂」）関係の変化（逆転）における「離散・散逸₂ - 収斂₂」⁽⁴⁷⁾に入る「空」が境界をつくりなおすという考え方がある。また、コトの関係性では、[純粋なシミュラクルのような]シミュレーションの段階そして何らかの機能具現化であるインプレメンテーション（モノ的にはアSEMBルやパッケージング）の段階ごとに、境界デマケーションが起きるとも考える。スベンサー＝ブラウンを乗り継いだヴァレラのAPSは同心円的フラクタルのつぎの段階のフラクタルをいったが、さらにつぎの段階への言及がすでにいくつかある⁽⁴⁸⁾。ただし、たとえ2重性があっても大小関係にあるAとBを同一レベル視すれば、4性の「自己 - 他己」の間の大小

(43) L. ヴイトゲンシュタイン／丘沢静也訳、2013年、155～156頁。S. A. クリプキ／黒崎宏訳、1983年。1～219頁。

(44) E. フッサール／渡辺二郎訳、1979年。

(45) Wiley, N., 1988, pp. 254-261. 以上に基づく。

(46) M. フーコー／高桑和巳訳、2007年、3～109頁。

(47) S. Camazine and et al., 2003. 以上は、これを生物学的に言及している。

(48) 中沢新一、1988年、17～36頁。郡司ベギオ - 幸夫、2010年、128～140頁。

関係にも射映し、論理₂におけるパラドクスとなる。

こういふことから、つぎの諸領域での「理論 - 実践」に言及する。トランスベクション(交互変換系列)論⁽⁴⁹⁾——サプライチェーンは汎用能記になったが、これはマーケティング論由来の能記——を踏まえると、商品⁽⁵⁰⁾別の「交変系系列」ないしそれら接続連関の特定スケールである交変系における商取引行為の対象区分として、「『モノ₁ - コト₁』 - 『モノ₂ - コト₂』」／「『交換₁ - 変換₁』 - 『交換₂ - 変換₂』』といった交差領域が考えられる。商取引行為の核心は、一定の雰囲気の中でまずは積集合にあるベキ集合を介し、現実的諸条件から課題となる諸条件を意味として意味順位に加えることであり、意義を表現することである。このとき、巷間に、本論これまでの存在論寄りのいいに違和感があるようでも「神は細部に宿る」といわれてきたことに比せば、one (all) for one (all), one (all) for all (one) という認識論寄りのいいが違和感なく頻出していることは面白い。また、「起点(初期状態) - 過程(□現在) - 終点(終期状態)」の過程にはあるようではあっても起点と終点に自由意志がないといわれる場合以外も、組織個体についてはむしろ考える。付合契約締結の事前事後を含む商取引行為過程とそれ以外の商取引行為過程には、同一視できない権力の遍歴があるからである。ともかく、「過程(□現在)」には、つぎがある。①過去(未来)は過去(未来)というごときマルコフ過程、②過去(未来)が未来(過去)を選んでいるというごとき過程。そして、「かけがえを求める(スポット) - 求めない(非スポット)」⁽⁵¹⁾／「制限合理性の強化 - 非強化」が、マーケティング・チャネル過程における関係性の選択論理前提として摺りかわる。

サービス・ドミナント・ロジック(SDL)⁽⁵²⁾がいうグッズ・ドミナント・ロジック(GDL)における“goods”や“services”は、「グッズ₁ - サービス₁」に相当する。GDLを包摂するSDLにおける“service”は“goods (services) なる services (goods)”であるから“good”と能記してもいいわけであり、「グッズ₂ - サービス₂」に相当する。そして、SDLでは、GDL上でservicesのベースになるといわれてきた変換された「もの／人」は、SDL上では流通システム(□交換システム)であるとされ、有形財特性であるオペラント資源と無形財特性であるオペラント資源との関係性における一方が強調されているわけである。

たとえば図3のように、再参入させてみよう。というのは、グッズとサービスをモノとコト——「日常 - 非日常」／「至近 - 遼遠」／「高文脈 - 低文脈」といった選択変項が再参入するものだが——に単に対応させるようでは、SDLの真意が隠蔽されると慮るからである。ここからは、モノ₁ - コト₁、モノ₂ - コト₂ということになる。一方、同図に入れる能記を、交換——「時間 - 場所」効用を生むソーティングの4区分がある——と変換(□変形)——形態効用を生むシェイピングとフィッティング等が実践上で再参入する——に、再参入させる能記を時間と場所に置換すれば、ここからは、交換₁ - 変換₁、交換₂ - 変換₂ということになる。ただし、効用は、「時間 - 場所」₂にある[物質(そのエネルギー)の]形態に還元される面(物理₁、物理₂)と、生物学的な物質のパターン創造のように形態に還

(49) 猿渡敏公, 1984年, 315 ~ 339頁。同, 1886年, 251 ~ 267頁。

(50) 以下では「生産あり - なし」／「流通あり - なし」による製品[以前]の捉え方に基づき言及している。ここで、生産は変換、流通は交換に置換できる。長谷川博, 2007年, 134 ~ 143頁。

(51) Williamson, O. E., 1979, pp. 239-240. 彼がいう機会主義は前者である。

(52) Rush, F. R. and S. L. Vargo, 2006. Rush, F. R. and S. L. Vargo, 2014.

図3 モノ₁ - コト₁, モノ₂ - コト₂

		モノ		コト	
		グッズ	サービス	グッズ	サービス
モノ	グッズ	モノ ₁		モノ ₂	
	サービス				
コト	グッズ	コト ₂		コト ₁	
	サービス				

元されない面（未然の物理₂など）がある。

「モノ - コト」／「グッズ - サービス」／「交換 - 変換」／「時間効用 - 場所効用」においては、どれにどれを再参入させても、相互の意味のズレに生じる意味があれば、そのそれぞれは特惠的ではないとなる。ゆえに、「モノ₂ - コト₂」／「交換₂ - 変換₂」などという交差領域にある実践を、「行為 - 制度」パラドクス以後の「ハイパー実践」と呼んでおこう。

おわりに

言表上で「1.5元論（すべてが中間領域であるときの「裂目のなさ」）のそして」が良かったければ、何らか2項を一度にいうような表現を、遠慮なくあちこちに書いてしまうものか。それでも、このようなディスポジションのテキストには、読者によってそれは応答が異なるものでしょう。

これよりは、つぎに言及する。①「環 - 界」パラドクス、②洗練された機能主義、③様相子付加による個体論論争とのかかわりなどでの主体が主体になること。そして④「ハイパー実践としての商取引」という行為の観点を付加したマーケティング組織個体。弱全体というのは、その中の誰彼なくいえば多変項クロス集計の対角線直近傍セルのそこかしこをみているという意味で2次化ⅢむしろⅣになっている集合体である。ついては、つぎが少なくともSLMS化にかかわる。①「強全体 - 弱全体」／「スケール相関 - 無相関」、②双対性（排他的双対、両立的双対、そして相補性）と非双対性の入れ替わりのありなし。③間主体性行為の整合レベルと斉合レベル。

*本稿は、日本経営診断学会関東部会（2016年7月16日、於千葉商科大学市川キャンパス）における筆者の第3報告「社会交変換論Ⅴ：4転回後の含意」を内含する。

【引用参考文献】

Ansoff, H., 1978, *Strategic Management*, The Macmillan Press. (H. I. アンゾフ／中村元一訳, 1980年, 『戦略経営論』産業能率大学出版部)

Aradhna, K., 2012, "An Integrative Review of Sensory Marketing: Engaging the Senses to Affect Perception, Judgment and Behavior," *Journal of Consumer Psychology*, 22(3),

- pp. 332-351.
- Chandler, Jr., A. D., 1962, *Strategy and Structure : Chapters in the History of the Industrial Enterprise*, MIT Press. (三菱経済研究所訳, 1967年, 『経営戦略と組織 : 米国企業の事業部制成立史』実業之日本社)
- Feigl, H., 1967, *The "Mental" and the "Physical" : The Essay and a Postscript*. University of Minnesota. (H. ファイグル／伊藤笏康・萩野弘之訳, 1989年, 『こころともの』勁草書房)
- Floride, L., 2004, "A Defense of (Informational Structural Realism," *Synthese*, 161 (2) , pp. 219-253.
- Korzybski, A., 1995, *Science and Sanity: An Introduction to Non-Aristotelian systems and General Semantics*, Institute of General Semantics.
- Rizzolatti, G., 2004, "The Mirror-Neuron System," *Annual Review of Neuroscience*, 17, pp. 169-192.
- Rush, R. F. and S. L. Vargo, 2006, *The Service-Dominant Logic of Marketing: Dialog, Debate, and Directions*, Routledge.
- Rush, F. R. and S. L. Vargo, 2014, *Service- Dominant Logic: Premises, Perspectives, Possibilities*, Cambridge University Press.
- S. Camazine and et. al., 2003, *Self-Organization in Biological Systems*, Princeton University Press. (S. カマジンほか／松本忠夫・三中信宏訳, 2001年, 『生物にとって自己組織化とは何か : 群れ形成のメカニズム』海游舎。初版の訳書である)
- Stern, L. W. and T. Reve, 1980, "Distribution Cannels as a Political Economies: A Framework for Comparative Analysis," *Journal of Marketing*, 44, summer, pp. 52-64.
- Wiley, N., 1988, "The Micro-Macro Problem in Social Theory," *Sociological Theory*, 6 (2) , pp. 254-261.
- Williamson, O. E., 1979, "Transaction - Cost Economics: The Goverance of Contractual Relations," *The Journal of Law and Economics*, 22 (2) . pp. 239-240.
- A. セン／鈴木興太郎訳, 1988年, 『福祉の経済学 : 財と潜在能力』岩波書店。
- A. セン／池本幸生訳, 2011年, 『正義のアイデア』明石書店。
- A. バーマン／立崎秀和訳, 1993年, ニュー・クリティシズムからの脱構築 : アメリカにおける構造主義とポスト構造主義の受容』未来社。
- A. N. ホワイトヘッド・B. ラッセル／岡本賢吾ほか訳, 1988年, 『プリンキピア・マテマティカ序論』哲学書房。
- B. ラッセル／高村夏輝訳, 2007年, 『論理的原子論の哲学』筑摩書房。
- B. リベット／下條伸輔訳, 2005年, 『マインド・タイム : 脳と意識の時間』岩波書店。
- C. パース／内田種臣編訳, 1986年, 『パース著作集2 記号学』勁草書房。
- Ch. W. モリス／内田種臣・小林昭世訳, 1988年, 『記号理論の基礎』勁草書房。
- D. J. チャーマーズ／林一訳, 2001年, 『意識する心 : 脳と精神の根本理論を求めて』白揚社。
- D. デイヴィッドソン／野本和幸ほか訳, 1991年, 『真理と解釈』勁草書房。
- D. デイヴィッドソン／清塚邦彦ほか訳, 2007年, 『主観的, 間主観的, 客観的』春秋社。
- E. シュレーディンガー／岡小天・鎮目恭夫訳2008年, 『生命とは何か : 物理的にみた生細

- 胞』岩波書店。
- E. フッサール／渡辺二郎訳, 1979年, 『イデー I - 1』みすず書房。
- F. ヴァレラほか／田中靖夫訳, 2001年, 『身体化された心：仏教思想からのエナクティブ・アプローチ』工作舎。
- G. スペンサー＝？ブラウン／山口昌哉監訳, 1987年, 『形式の法則』朝日出版社。
- G. ドゥールズ・F. ガタリ／宇野邦一ほか訳, 2010年, 『千のプラトール：資本主義と分裂症』河出書房新社。
- G. フレーゲ／土屋俊訳, 1986年, 「意義と意味について」坂本百大編『現代哲学基本論文集Ⅰ』勁草書房。
- H. パトナム／藤田晋吾・中村正利訳, 2006年, 『事実／価値二分法の崩壊』法政大学出版局。
- J. カラー／富山太佳夫・折島正司訳, 2009年, 『新版 デコンストラクションⅠ』岩波書店。
- J. デリダ／林好雄訳, 2005年, 『声と現象』筑摩書房。
- J. ホフマイヤー／松野孝一郎・高原美規訳, 1989年, 『生命記号論』青土社。
- J. ボードリヤール／竹原あき子訳, 1984年, 『シミュラクルとシミュレーション』法政大学出版局。
- K. J. アロー／長名寛明訳, 2013年, 『社会的選択と個人的評価』, 勁草書房。
- L. ヴイトゲンシュタイン／丘沢静也訳, 2013年, 『哲学探究』岩波書店。
- M. オークショット／嶋津格ほか訳, 2013年, 『[増補版] 政治における合理主義』勁草書房。
- M. フーコー／渡辺守章訳, 1986年, 『性の歴史Ⅰ 知への意志』新潮社。
- M. フーコー／小林康夫ほか訳, 2006年, 『フーコー・コレクション4 権力・監禁』筑摩書房。
- M. フーコー／高桑和巳訳, 2007年, 『安全 領土 人口』筑摩書房。
- M. メルロ＝ポンティ／滝浦静雄・木田元訳, 1964年, 『行動の構造』みすず書房。
- R. ハイス／加藤尚武訳, 1970年, 『弁証法の本質と諸形態』未来社。
- R. バルト／渡辺淳・沢村昂一訳, 1971年, 『零度のエクリチュール』みすず書房。
- R. ローティ／野家啓一監訳, 1993年, 『哲学と自然の鏡』産業図書。
- R. ファイファー・J. ボンガード／細田耕・石黒章夫訳, 2007年『知能の原理：身体性に基づく構成論的アプローチ』共立出版。
- S. A. クリプキ／黒崎宏訳, 1983年, 『ウイトゲンシュタインのパラドックス：規則・詩的言語・他人の心』産業図書。
- S. A. クリプキ／八木沢敬・野家啓一訳, 1985年, 『名指しと必然性』産業図書。
- S. トゥールミン／戸田山和久・福澤一吉訳, 2011年, 『論議の技法：トゥールミンモデルの原点』東京図書。
- J. R. サール／山崎貴光・吉川浩満訳, 2006年, 『MIND マインド：心の哲学』朝日出版社。
- W. V. O. クワイン／飯田隆訳, 1992年, 『論理的観点から：論理と哲学をめぐる九章』勁草書房。
- 阿部周造, 2013年, 『消費者行動研究と方法』千倉書房。
- 大澤真幸, 1994年, 『生命システムの思想』岩波書店。
- 郡司ペギオ - 幸夫, 2010年, 『生命壺号：おそろしく単純な生命モデル』青土社。
- 佐伯胖, 1980年, 『「きめ方」の論理：社会的決定理論への招待』東京大学出版会。
- 猿渡敏公, 1984年, 「マーケティングにおける交換概念の一考察：Aldersonの『交換論理』

- について」、『明大商学論叢』66 (5-6-7), 315 ~ 339 頁。
- 猿渡敏公, 1886 年, 「Alderson のマーケティング理論の性格について」『明大商学論叢』68 (3-7), 251 ~ 267 頁。
- 清水博, 1995 年, 「情報を捉えなおす: 場所の研究シリーズ」『HOLONICS』5 (1), 3 ~ 65 頁。
- 中沢新一, 1988 年, 『雪片曲線論』中央公論新社。
- 永井均ほか, 2010 年, 『<私>の哲学を哲学する』講談社。
- 長谷川博, 2007 年, 「製品政策」中央職業能力開発協会編『マーケティング3級』社会保険研究所, 134 ~ 167 頁。
- 長谷川博, 2016 年, 「社会交変換論 V : 連関 (2・前提と諸論点)」『Policy Studies Review』No.41, 41 ~ 60 頁。
- 丸山圭三郎, 1981 年, 『ソシュールの思想』岩波書店。

(2017.1.23 受稿, 2017.2.20 受理)

〔論 説〕

「女性従業員の人的資源管理戦略と活用政策」

奥 寺 葵

はじめに

日本の民間企業の管理職に占める女性比率を見ると、課長以上は1988年に1.4%だったのが、2014年には、8.3%に上昇した⁽¹⁾。しかし、管理職⁽²⁾に占める女性の割合を比較すると日本が11.3%なのに対して、アメリカが43.7%、フランスが32.7%、スウェーデンが37.1%、フィリピンが47.3%、シンガポールが33.9%と、かなりの差がある⁽³⁾。

政府の目標について見ると、2005年に「第2次男女共同参画基本計画」ができ、その中で2020年に指導的地位に女性が占める割合として少なくとも30%を目指すという目標が掲げられた。2010年には「第3次男女共同参画計画」ができ、民間企業の課長相当職に占める女性の割合を、2015年の統計で10%程度とすることが中間目標になった。2014年には、「日本再興戦略改訂2014」が策定され、そこで女性の活躍推進法を制定するということが打ち出された。2015年12月には、政府の男女共同参画会議が基本的な考え方についての答申を出し、新たな基本計画をつくるよう総理に要請した。同月、同会議の計画策定専門調査会が「第4次男女共同参画計画」の案を出しており、30%目標を引き続き目指すとしたうえで、民間企業について課長相当職15%、係長25%といった具体的な目標を加えた。

日本企業では、昇進・昇格において男女に格差がみられるとされてきた。その原因は、女性従業員の意欲や能力および勤続年数に帰せられることが多い⁽⁴⁾。しかしながら、これらはいずれも企業の人的資源管理システムや女性活用政策に大きく影響される問題である。

企業が男女間格差の是正のために、具体的な達成目標を数値化して期限を設定し、女性社員のキャリア形成と働き続けるうえでの待遇改善を行う上で、次の点が課題となる。待遇改善の継続性を考慮した制度の組み合わせが現場と整合性があるのかどうか。整合性があった場合、それは女性管理職比率の上昇や企業の競争力に結びつくのかどうかである。

以上のような認識に基づいて、本稿は、日本企業の女性従業員の人的資源戦略と活用政策の実態について考察する。

(1) 厚生労働省・賃金構造基本統計調査

(2) 統計上の「管理職」は、国際労働機関の定める国際標準職業分類に定義されている。しかし、その定義を各国の労働市場に当てはめた場合、必ずしも同じ仕事についている労働者の集団を把握しているとは限らないという。したがって、「管理職」という範囲が諸外国に比べ日本のほうが狭いことが管理職に占める女性比率を押し下げている可能性があることも指摘されている。

(3) 労働政策研究・研修機構(2016)「データブック国際比較2016」

(4) 長谷川伸子「昇進・昇格と女性労働」藤井治枝・渡辺峻編著『現代企業経営の女性労働・労務管理の個別化と男女の自立』ミネルヴァ書房、1999年、72ページ。

1 先行研究における課題

1-1 日本企業の女性従業員の処遇問題に関する研究課題

日本企業における女性従業員の処遇問題に関する先行研究は、「女性労働」あるいは「女性雇用」の範囲で論じられることが多い。また、「女性労働」の視点からの先行研究については、主に社会政策的視点や労働経済ないしジェンダーという社会学の視点から考察されており、考察の観点は次の6つが挙げられる。

第1の観点は、日本の女性労働の特色であるM型就業⁽⁵⁾⁽⁸⁾から捉えたものである。明治以降の女性労働についての特徴を踏まえ、均等法以後の問題点、均等法施行の影響を総合的に考察し、M型就業の意味を日本の雇用慣行や制度・政策的な視点から捉え⁽⁶⁾、均等法施行以後も労働力率のM型曲線傾向が維持されているのは、依然として家庭の責任が女性に課せられていることによるとされている。

第2の観点は、日本型企業社会と家族問題から捉えたものである⁽⁷⁾。従来の日本型企業社会の構造を支えてきた性別分業が、その構造の変化と共に性別分業構造の解体が迫られているとし、日本の労働市場で差別されてきた女性問題を、日本型企業社会のパラダイム転換に伴っていかに取り扱うべきかという課題を投げかけている。また、家族問題に関連させて、生活という視点から労働のあり方を模索する研究も現れている⁽⁸⁾。いわば、労働時間から生活のあり方を探求し、「より人間らしい生活」に向けて「仕事と家庭」の問題に焦点を合わせたものであり、労働面に生活概念を投影させた研究と言える。

第3の観点は、就業観、就業意識から捉えたものである⁽⁹⁾。労働意識について、日本的雇用慣行、日本の産業社会における分配原理および生活意識の3要素から勤労意識について分析し、終身雇用と年功制を支持する層と自己啓発型の能力開発を支持する層の二極化に分岐することが論じられている。均等法施行後の女性労働について、実態とその影響や効果の点に焦点を置いた研究である。

第4の観点は、経営史の立場から捉えたものである⁽¹⁰⁾。女性労働の実態や企業での問題的状况を、戦前から戦後の高度成長期を通じてバブル崩壊後の時代に至るまで、社会・経済、産業構造の変化を背景に分析研究している。均等法については、結論として均等法が女性の労働条件の改善・解決に期待するほどの効果が得られず、むしろ労基法改定やコース別管理の導入によって、仕事と家庭の両立の困難さや職場の人間関係の問題などが発生

(5) 日本の多くの女性は、初めの就職はフルタイムで一般事務職につくが、20歳代の後半に結婚・出産や子育てで初職を去る。その後子育てが一段落し、再度働く女性は増加する。30歳代に谷ができ、労働職率はM字カーブを描く。これをM字型就業形態という。金谷千恵子「女性とCSR」谷本寛治編著『CSR経営』中央経済社、2004年、100ページ。

(6) 例えば、大森真紀『現代日本の女性労働』日本評論社、1990年、80-90ページ、187ページ、228ページ。

(7) 例えば、安川悦子「日本型企業社会と家族問題」『日本型企業社会と社会政策』啓文社、1994年、23-50ページ。

(8) 例えば、田中洋子「企業に合わせる家庭から家庭にあわせる企業へ」『日本型企業社会と社会政策』啓文社、1994年、51-81ページ。

(9) 例えば、今田幸子「働き方の再構築」『日本労働研究雑誌』日本労働研究機構、第42巻第6号、2006年、2-13ページ。今田は、女性労働に限定してはならないが、勤労意識の視点から女性労働に対する諸制度、支援策のあり方の展開について示唆している。

(10) 例えば、藤井治枝『日本型企業社会と女性労働』ミネルヴァ書房、1996年、208-218ページ、236-246ページ。

し同時に、就業の多様化を進展させているとしている。

第5の観点は、能力主義管理の導入と共に、グローバリゼーションの進展も女性労働に影響を与えると捉えたものである⁽¹¹⁾。従来の女性労働を取り巻く日本の特性と問題点の指摘に傾倒している部分が多く、ややイデオロギー的色彩が濃いのが、今後の研究課題としての余地は大きい。

第6の観点は、女性労働の主要な課題でもある仕事と家庭の調和から捉えたものである⁽¹²⁾。仕事と家庭の調和を実現するための政策的観点を提示している。

以上のように、均等法施行以後の女性労働に関しては、その研究視点は、施行以後の女性雇用への影響と問題点の究明に向けられているといえる。近年の能力主義的な働き方が注目される中で、法整備の時代を迎え、女性の働く場での活躍の機会や働きやすさが、明確なかたちで実現されつつあるか、という疑問を抱かざるを得ない。先行研究もこの疑問の解明に注力しているものと思われる。

これらの先行研究から以下のような、重要な課題が挙げられる。社会政策やジェンダーといった社会学視点と比較して、経営学や労務管理の枠内で女性労働について取り上げられる例は多いとはいえない。経営学や労務管理の枠内では男性を対象とするのが一般的であり、女性労働をテーマとして取り上げる例は少ない。女性労働を「経営学的フレーム」での分析、考察の例は少なく、あってもほとんどが1990年代後半の成果である⁽¹³⁾。しかし、日本における女性の地位や立場は、働く場、すなわち職場において最も顕著に浮き彫りにされるところから、今日の企業経営において女性労働の能力の活用が要請されていることから、女性従業員の処遇問題の分析・考察は歴史的必然性をもつものといえる。

1-2 女性管理職比率が少ない原因に関する研究

政府が、2020年までに指導的な地位に就く人に占める女性の割合を30%にする、という目標を掲げて以降、女性の管理職が低い原因を探る研究が脚光を浴びている。

先行研究によると、日本企業において女性管理職が少ない原因として考えられる要因は、大きく分けると2つに分けられる。第1に女性従業員の意識の問題、第2に雇用システムの問題である。

女性従業員の意識については、女性の昇進意欲が男性よりも低いこと、ポジティブアクション施策が女性の昇進意欲を高めることを明らかにしている多数の研究が見られる⁽¹⁴⁾。

雇用システムの問題については、管理職昇進のタイミングが欧米諸国では日本よりも早く、さらに男女で比較すると女性管理職は男性よりも早く昇進していることから、「昇進時期が早い欧米では、キャリア中断より早い時期での昇進を実現した女性の存在が女性管理職比率を上げている」ことを明らかにしている研究も見られる⁽¹⁵⁾。

(11) 例えば、川口和子「グローバリゼーション下の女性労働」『グローバリゼーションと日本的労使関係』労働運動総合研究所編、新日本出版社、2000年、123-140ページ。

(12) 前田信彦『仕事と家庭生活の調和』日本労働研究機構、2001年、9-23ページ、132-143ページ。

(13) 藤井治枝、渡辺峻編著『現代企業経営の女性労働』ミネルヴァ書房、1999年、2-3ページ。

(14) 例えば、川口章(2012)「昇進意欲の男女比較」、日本労働研究雑誌 No. 620、武石恵美子(2014)「女性の昇進意欲を高める職場の要因」、日本労働研究雑誌 No. 678。

(15) Kato, Kawaguchi and Owan (2013) "Dynamics of the Gender Gap in the Workplace : An econometric case study of a large Japanese firm", RIETI Discussion Paper Series13 - E - 038.

1-3 女性従業員活用政策に関する研究課題

近年、女性という人的資源を活かすさまざまな施策に関する議論が多くなされるようになってきている。この議論に関連して、人材マネジメントの分野においては、「女性従業員比率が高いと企業業績が向上する」という仮説がある。

特に、ホワイトカラーの女性比率と企業業績の関係に関する先行研究においては、3つの研究潮流がある。

第1の研究潮流は、女性社員比率と売上高営業利益率の関係を分析し、この2つに正の相関関係があることを見いだす研究である⁽¹⁶⁾。この研究潮流における研究者達は、ベッカー（Becker, G. S.）の「使用者差別仮説」を拠り所として上記の仮説を検証している。「使用者差別仮説」は、本来米国における黒人労働者に対する差別的扱いを取り上げたもので、黒人は差別的賃金であっても高い限界生産性をもつため超過利潤を得ることが出来る。したがって、黒人を多く雇う企業ほど業績が高まるはずであるというものである⁽¹⁷⁾。彼らはこの黒人を女性に置き換えて分析し、女性従業員比率と売上高営業利益率との間に正の相関関係を見出している。

第2の研究潮流は、女従業員比率と企業業績は互いに影響をもたないが、「企業固有の要因」が女性従業員比率や利益率双方に対して影響を及ぼすということを主張する。具体的に言うと、女性従業員比率が高い企業は利益率が高いが、女性従業員比率を高めても利益率が上昇するとは言えない。女性従業員比率は見せかけ上の要因であって、真の要因は何らかの企業特性（経営者・幹部の意識、社是、男女を区別しないとといった企業風土、人事・労務管理の仕組等）であると主張する⁽¹⁸⁾。

第3の研究潮流は、ワーク・ライフ・バランスやファミリー・フレンドリー施策と企業業績の関係についての研究である。この研究では、ファミリー・フレンドリー施策は、従業員の働きやすさを向上させ女性従業員の離職率を低下させるが、企業業績には正にも負にも影響を与えていないことを主張している⁽¹⁹⁾。

これらの先行研究から以下のことが言える。すなわち、第1に、女性従業員が活躍でき企業業績も良好な企業は、女性従業員が活躍できる制度があり、女性従業員を活用し利益を上げるような企業の人材マネジメント力が高い企業であるといえる。第2に、女性従業員比率ならびに利益率も高めるような企業特性として、男女勤続年数格差が小さく、再雇用制度がある企業が浮かび上がる。こうした企業では、男女雇用機会均等施策やワーク・ライフ・バランス施策がとられている。また、結婚・出産で退職した女性を再雇用することは、女性労働者にとって有意義であるが、企業にとっても業務に慣れた人材を活用できるメリットが大きいと考えられる。

(16) 例えば、川口大司(2003)「女性従業員比率と企業の収益」／企業活動基本調査を用いた分析『経済統計研究』第31巻第4号経済産業統計協会と、児玉直美・小滝一彦・高橋陽子(2005)「女性雇用と企業業績」『日本経済研究』NO.52、日本経済研究センター等の研究がある。

(17) Becker, G. S. (1975) Human Capital: A theoretical and Empirical Analysis, with Special Reference to Education, 2nd., ed., New York: National Bureau of Economic Research. (佐野陽子訳(2001)『人的資本－教育を中心とした理論的・経験的分析－』東洋経済新報社。)

(18) 経済産業省男女共同参画研究会報告(2003)『女性の活用と企業業績』経済産業省。

(19) 坂爪洋美(2002)「ファミリー・フレンドリー施策と組織のパフォーマンス」『日本労働研究雑誌』503号。

以上のことから、3つの重要な課題が挙げられる。第1に、女性従業員の人的資源戦略において、分析上重要な戦略、HRM、業績といった変数が経営システム（①コーポレート・ガバナンスの構造と基本原理、②経営戦略、③経営管理組織・制度および生産・技術・労働システム、④人事・処遇・報酬システムという4つの要因の組合によって成立⁽²⁰⁾）の中に位置づけられていない。したがって、女性従業員の活用をめぐる人的資源戦略が、「戦略→HRM→業績」のプロセス形成に関しての分析枠組が提供されていないことである。第2に、女性従業員の活用をめぐる人的資源戦略において、分析上重要な企業業績の変動要因（＝原因）を分析するという視点が欠けていることである。企業の「競争力の研究」は、企業業績（＝結果）だけからは正確な理解はできないのであり、売上高や利益は競争力を結果的に示す指標として重要であるが、それだけでは競争力の結果をもたらした原因は不明である。競争力が生まれるプロセスの原因・結果の分析に基づいてこそ競争力の問題点や今後の課題が解明されるのである⁽²¹⁾。第3に、企業の「持続的な競争優位」の源泉として女性従業員という人的資源・HRMシステムの位置付けが強化されればされるほど、労働の場における「人間性」と雇用保障など労働者の視点からの検証が求められるという問題である。なぜなら、問題は「如何に働かせるか」、「如何に処遇するか」という基本的な問題であり、人間労働や管理が「如何に介在するか」によって、問題が発生する可能性があるからである。

まとめると、女性従業員活用のための人的資源戦略による企業業績の向上＝企業の競争力「強化」という図式を無条件に前提にする傾向にあり、プロセス分析やそれに基づく矛盾とその根本的な解決のための課題と対応策を示すことが少ない。従来の女性従業員活用のための人的資源管理戦略研究の限界は、企業の競争力を「強化」することを前提にして、「経営システム」の構成要素ごとに分業して専門的に行われてきたことにある。この前提から解放されて「企業は人間社会の一構成体として、その『経営システム』を構築し発展させるという視点⁽²²⁾」が必要な時に来ている。

2 日本企業における女性従業員の処遇に対する政策

企業の取組については個別企業で様々であり、制度を設けていても機能しているかは外部からは判断しにくい。しかし、経営戦略に貢献できる形で「ダイバーシティ経営」に取り組み、それを具体的な経営上の成果として結実させた企業を選定した「経済産業省ダイバーシティ経営企業100選」においては、企業の取組とそれが「経営上の成果」につながったかを客観的に把握できる判断材料となり得る。初回の平成24年度は、全国各地の多様な業種の大企業・中小企業43社が表彰されている。

ここでは、「経営上の成果」としては、大きく4つに分けて考えられている。第1に、対価を得る製品・サービス自体を新たに開発したり、改良を加えたりする「プロダクトイノベーション」。第2に、製品・サービスを開発、製造、販売するための手段を新たに開発したり、改良を加えたりする「プロセスイノベーション」。第3に、顧客満足度の向上、社会的認知

(20) 林正樹 (2011) 「日本的経営の行方」林正樹編著『現代日本企業の競争力』ミネルヴァ書房。pp.272-273。

(21) 林正樹 (2010) 「日本企業の競争力研究」『商学論纂』第51巻第3・4号。

(22) 同上稿

度の向上などの「外的評価の向上」。第4に、従業員のモチベーション向上や職場環境の改善などの「職場内効果」である⁽²³⁾。図表4では、表彰された43社のうち、女性活用戦略に取り組み、かつ経営上の成果につなげたとされている事例をまとめたものである。

図表1 女性活躍推進の経営効果について(事例)

企業名	女性活用戦略	経営効果
六花亭製菓株式会社	○「公休利用制度」(年1回の公募で、2週間から最長2ヶ月の公休が付与)を用いて保育資格を取得した女性社員を中心に社内保育園を立ち上げるなど、優秀な人材の適材適所を叶えるための職域開発と両立支援施策の実施を同時に実現。	<プロセスイノベーション> ○製造、販売、流通などの部門間で頻繁にジョブローテーションを実施。複数部署の業務に精通させることで繁忙期の柔軟な人員対応等が可能に。生産効率の向上や改善も実現。 <職場内の効果> ○質の高い休暇取得や、各自の改善提案が直接的に自身の評価につながる仕組みにより、社員の仕事への集中力やモチベーションが向上。
花王株式会社	○2006年から男性社員の育児参加促進活動を開始。男性社員のみならず女性社員の配偶者も含めて、「育児は家族で協力しあうもの」という意識啓発に取り組む。その結果、女性管理職比率は2006年度の3.7%から2012年度には7.9%に上昇。男性の育児取得率は約40%。	
キリンホールディングス株式会社	○当初より女性の少なかった営業や生産現場に、2004年頃から女性の登用開始。採用・育成機会の均等化を図る。その結果、女性支社長やビール工場の部長、海外マネージャなど、従来男性が占めていた役職への登用が進み、女性管理職比率は2006年の1.5%から2013年では管理職の女性比率は3.4%、係長クラスを入	<プロダクトイノベーション> ○商品開発プロセスに女性がビールを飲むことが出来ないという声をもとに、女性が商品企画から関与して生まれた“キリンフリー”や、世界の家庭の手作り飲料を取り上げるというコンセプトで開発された高付加価値商品の“世界のKitchenから”シリーズなど、商品企画・開発

(23) 経済産業省編、前掲書、9ページ。

	<p>れた女性リーダー比率では2006年の1.9%から4.5%に上昇。</p> <p>○ボトムアップによる取組の必要性から、女性社員の活躍を支援する女性社員のネットワーク作りとして「キリンウィメンズネットワーク」を2007年に立ち上げ。役員に対して女性活躍のための提言を実施することで、両立支援制度や、女性リーダー育成プログラムなどが誕生し、女性社員自身の意識変革やキャリア支援の機会となっている。</p>	<p>がなされ、業績向上に貢献。</p> <p><プロセスイノベーション></p> <p>○女性営業職が消費者目線に立った提案をスーパーや飲食店などへ行ったことで営業成績を上げた。</p>
サトーホールディングス株式会社	<p>○病児保育支援制度、シングルマザー採用枠など従前より法定基準を上回る独自の制度を導入。</p>	<p><外的評価の向上></p> <p>○カスタマケアグループの女性エンジニアが顧客ニーズを把握する業務を担当し始めたことで、継続受注件数を拡大するとともに、顧客満足度が向上。</p>
サントリーホールディングス株式会社	<p>○現場の問題についてボトムアップで課題解決を図るために小集団での活動を実施。例えば、「子育て環境プロジェクト」からは復職前後の育児支援施策、「短時間勤務者ユニット」からは多様な働き方への改革、「営業女性ユニット」からは女性の職域拡大と環境整備。</p>	<p><プロセスイノベーション></p> <p>○女性管理職が増加した結果、新商品開発のプロセスにも女性が関与。顧客ニーズに即応した商品開発の実現、業績拡大に貢献。</p> <p><職場内の効果></p> <p>○社員意識調査でも、柔軟な働き方が会社にも個人にもプラスになっているとの結果が出ており、社員のモチベーションも向上。</p>
株式会社資生堂	<p>○「キャリアサポートフォーラム」や「きやりなびランチ」など女性社員のキャリアに対する意識向上のための取組を進める他、事業所内保育所「カンガルーム」の設置・運営や、「イクメンランチ」で男性の育児参加への意識啓発を実施。</p>	<p><プロセスイノベーション></p> <p>○2005年に立ち上がった「メガブランド戦略」では、低迷していたシャンプー・リンス市場でNo.1を奪回するため、部門を横断したプロジェクト体制が生まれ、社内でもトップクラスの女性マーケッターを中心に意思決定を持たせた。その結果、洗い上がりの手触り感を重視し、洗</p>

		練されたパッケージを採用するなど従来にない視点での商品開発が行われ、シャンプー・リンス市場で発売直後にシェア1位を獲得。
株式会社東芝	○2004年に社長直属の専任組織「きらめきライフ&キャリア推進室」設置、ワークライフバランスや女性のキャリア形成への支援等を推進。2005～2006年には女性リーダー養成のための「きらめき塾」を開講、200人超が参加、その後マネジメント層に昇進。	<プロダクトイノベーション> ○2009年、ユーザー起点の商品企画を目的として女性社員を中心とした「マゴコロ推進室」を立ち上げ、白物家電の新企画としてシリーズ化、メンバーは自身の所属組織と兼務で企画立案を実施。
株式会社日立製作所	○2006年、社長直轄の「ダイバーシティ推進プロジェクト」活動を開始。ダイバーシティの「試金石」として女性の活躍支援を促進。意識改革や各種啓発活動に加え、メリハリのある働き方を進めることによる「働き方の見直し」も同時に強化。	
富士電機株式会社	○女性社員のキャリア意識醸成と能力開発、女性幹部社員登用を目的として、幹部候補者向けの能力開発研修や総合職向けのメンター制度を実施。また、育児休職からの復職者がその上司とお互いの状況・価値観を共有する研修に参加することで、復職後のキャリアプランの形成・協力体制を確立。	<外的評価の向上> ○技術系女性社員による理工系採用プロジェクトの活動により、理工系女子学生の採用数が拡大。
株式会社リコー	○2003年より「キャリアリカバリー施策」として、休業・短時間勤務者の評価・昇格に際して、休業前と復職後の評価及び成果を対象に昇格査定を行うことにより、マイナスの影響をなくす制度を導入。その結果、利用率・	<プロダクトイノベーション> ○海外マーケティング部門における女性駐在員の増加と共に、海外マーケティング部門における女性管理職も増加。リサーチや企画段階など現地と密なコミュニケーションが必要とされ

	<p>復職率ともにほぼ100%で推移。 ○女性の育成施策として、管理職、管理職候補層、若手係長層、若手と段階を分けて研修プログラム、勉強会等を実施するほか、両立支援再雇用制度や非正規社員から正規社員への登用など、多様なキャリアパスの支援を実施。その結果、女性管理職のワーキングマザー率は40%に上昇。</p>	<p>る場面で活躍。女性社員の丁寧な気配りやフォロー等により顧客等により顧客との意思疎通が順調に進むようになったことで、ビジネスを円滑に進める体制作り成功。</p>
<p>日産自動車株式会社</p>	<p>○女性の意思決定層への参画が課題であり、部長級候補の女性を対象にした役員によるメンタリングや、管理職候補の女性へのキャリアアドバイザー配置などを実施。その結果、全社的なダイバーシティマインドが向上するとともに、意思決定層としての女性管理職比率が2004年の1.6%から2012年には6.7%と約4倍に増加。</p>	<p><プロセスイノベーション> ○女性社員の目線を活かした製造ラインの改善等により生産性向上を図っている。 <プロダクトイノベーション> ○商品開発の面では「女性の魅力創出グループ」を開発部門に設置。使い方や動作における男女差を検証し、現場へフィードバックすることで、「セレナ」や「ノート」など女性顧客のニーズを反映した商品を開発し、順調な売り上げを継続。 <プロセスイノベーション> ○乗用車「ノート」の商品企画責任者に女性が抜擢され、チャイルドシートへの子どもの乗降や荷物の出し入れがしやすいようにと最大で約90度開く後席ドアや、駐・停車をサポートするアラウンドビューモニターを装備するなど、女性にとっての使い易さを追求した開発を実現。その結果、発売3ヶ月で売上目標を達成。ガソリン登録者5ヶ月連続販売1位を獲得。</p>

<p>サラヤ株式会社</p>	<p>○「食品衛生インストラクター」と呼ばれる対企業の食品衛生管理構築のサポート業務を行う専門スタッフには女性が多く、ノウハウや技能を有する彼女らに長期的に活躍してもらう環境整備に取組。業務プロセスを細分化し、在宅勤務者に書類作成を分担させたり、繁忙期のみ派遣調査員として委託したりすることで、繁閑に応じて現場のスタッフ数を柔軟に対応させるとともに、勤務地・時間の制限を柔軟化し、スタッフの多様なキャリア形成が実現。</p>	<p><外的評価の向上> ○働き易い環境づくり等の取組により、就職希望者が前年比10%ずつ増加、優秀な人材獲得につながっている。 <職場内の効果> ○衛生インストラクターの人員配置の柔軟化と業務プロセス改善により、生産性向上と社員のモチベーションの向上の両者がともに実現。</p>
<p>TOTO株式会社</p>	<p>○2010年度から、「ダイバーシティ推進活動」として、ウイメンズフォーラム(3年以上役職経験ありの36歳～40歳代向け)、女性ステップアップ研修(部門として1つ上の役割を期待している方向け(35～42歳))、メンタリングセッション(入社5年目女性総合職向け)と、階層別に、女性社員の育成研修を実施。 ○働きやすい環境づくりのために社員の声を反映しながら、育児フレックス勤務の拡充、時間単位の有給休職制度の導入といった制度面の改正を実施。</p>	<p><プロセスイノベーション> ○女性技術者中心のチームにより、感性品質の数値データが研究により開発された「エアインシャワー」は、広くイノベーションへ貢献した社員を表彰する「TOTOビジネスマスターズ」優秀賞を2012年に女性で二人目として受賞。 <プロダクトイノベーション> ○清潔志向の女性顧客ニーズを汲み入れて開発されたウォシュレットのノズル・便器を除菌する「きれい除菌水」の売上が伸び、業績向上に貢献。 <職場内の効果> ○女性活用推進への男性の理解度も高まり、女性のチャレンジ意欲も引き出された。</p>
<p>NECソフト株式会社</p>	<p>○女性のキャリア観(ライフイベントとキャリア形成との関係で長期的プランがたてにくい等)の傾向をマネジメント層に啓発するノウハウ集やフォーラ</p>	<p><プロセスイノベーション> ○ワークライフバランスの実現と生産コスト低減・品質向上を目指した生産革新活動では、女性管理職からの提案も踏まえ、</p>

	<p>ムの開催等により、多様な人材が活躍できる組織風土を構築するためのマネジメントスキル向上に取組。</p>	<p>限られた時間内で生産性を向上させ成果を出すための業務プロセス改善の検討を推進、業務の効率化を実現。</p> <p><職場内の効果></p> <p>○意識調査で長時間労働の解消や労働時間管理の意識が組織に根付くとともに、上司のマネジメントの公平性なども実感されるなど、組織風土の変化が数量的な結果として明確に。</p>
株式会社NTTデータ	<p>○3年間の育児休業制度や小学校3年生までの短時間勤務制度などの両立支援制度を整備。</p> <p>○2008年から「女性社員の定着率向上」を目指し、各種セミナーやメールマガジン等の情報提供を実施。制度を利用しつつも、より会社に貢献する意識を高めるため、トップメッセージの強化、より身近で具体的なロールモデルの提示、女性管理職からの情報発信、女性社員同士のネットワークづくりなどによる意識改革やマネジメント改革に取組。</p>	<p><プロセスイノベーション></p> <p>○両立支援制度の拡充や在宅勤務・裁量労働制などの導入・推進、ソフトウェア開発自動化への取組やプロジェクトマネジメント力の向上により、役割分担や作業管理の適正化が進み、時間制約のある社員でも業務の割当が可能に。</p> <p><職場内の効果></p> <p>○女性社員だけでなく育児や介護を抱える男性社員の働き方への対応も可能に。社員満足度調査結果は毎年継続的に上昇。</p>
株式会社りそな銀行	<p>○「女性に支持される銀行No.1を目指す。そのためには女性が働きやすい会社にする」というトップメッセージを発信し、2005年～2007年には「女性リーダー研修」を実施。ワークショップの成果を経営陣に発表する機会を設けることで、マネジメントやリーダーシップなど従来経験する機会の少なかった能力開発・発揮の場をのべ100名程度の女性社員に提供し、ロールモデルを輩出。</p> <p>○経営直轄の諮問機関「りそな</p>	<p><プロセスイノベーション></p> <p>○女性営業職の「お客様を知りお客さまの約に立ちたい」思いが信頼を得て、「金融サービス業」を目指す同社におけるリテール部門という強みの更なる強化につながった。</p> <p><プロダクトイノベーション></p> <p>○2006年には、女性社員による商品企画・かお初を行うプロジェクトチーム「私のチカラプロジェクト」を発足。投資信託や女性専用住宅ローン、医療保険などを販売し、成果を上げている。</p>

	<p>Women's Council」を発足。これまで社員・パートナー社員転換制度の導入や「りそなパママ会」の開催など、女性が働き続けられる職場環境の改善や多様な働き方の実現をはじめ、社員全員がイキイキ働ける職場への風洞改革を目指して、検討・提言を続けている。</p>	<p><職場内の効果> ○両立支援制度，女性社員のキャリア意識が高まり，モチベーションも向上した結果。女性の退職者比率が約3.4にまで低下，ワーキングマザー比率が2008年以降18.6%まで急激に上昇し，優秀な人材獲得にも寄与。</p>
--	--	---

出所) 経済産業省編『ダイバーシティ経営戦略～多様な人材を活かして、変化する市場を生き抜く～』2013年より筆者作成。

以上の取組を実施した大半の企業では、女性社員の活用・登用を進めるために、トップ方針として推進されている。これらの企業がこうした制度に取り組んだ目的は、次の4つが考えられる。第1に、消費者のニーズの把握である。女性の方が情報の中にきめ細かさがあり、品揃えの改善につながる。第2に、これからの少子化の時代に人材の確保という観点から、男性中心の職場を変えていくことが必要である。第3に、企業のグローバル化の時代において欧米から見て、女性が人権侵害されていると思われるイメージダウンにつながり、ビジネスに支障がでる。第4に、女性社員のモチベーションの向上である。女性従業員にキャリアのイメージを植え付けて、定着率を高めつつ、やる気を引き出すためである。

このように、「ダイバーシティ経営戦略」における女性活用戦略は、経営戦略を実現するうえで不可欠な多様な人材を確保し、そうした多様な人材が意欲的に仕事に取り組める職場風土や働き方の仕組を整備することを通じて、適材適所を実現し、その能力を最大限発揮させることにより「経営上の成果」につなげることを目的としている。

3 女性従業員活用の人的資源戦略

企業の競争力を分析するにあたっては、以下の2つの視点が必要である。まず第1に、競争力はその企業の①コーポレート・ガバナンスの構造と基本原理，②経営戦略，③経営管理組織・制度および生産・技術・労働システム，④人事・処遇・報酬システムという4つの要因が適合して、はじめて達成できる、という「システム適合」の視点である。

第2に、企業の競争力は、一般的には売上高やマーケット・シェアおよび利益率など企業の業績によって測定されるが、企業の競争力は顧客が直接観察・評価できる「表層の競争力」(製品の価格・内容・納期など)と顧客が直接評価しない「深層の競争力」(リードタイムなど)とがあるので⁽²⁴⁾、企業の競争力を正確に評価するためには、売上高やマーケット・シェアおよび利益率など企業活動の結果(表層)だけを見るのではなく、その原因やプロセス(深層)に着目する⁽²⁵⁾という視点である。

この視点に従った場合、女性従業員活用のための人的資源戦略をHRMシステムから企

(24) 藤本隆宏(2003)『能力構築競争』中公新書。

(25) 林(2011) p.272.

業の競争力を分析するには、次の3つの側面から分析する必要がある。第1は、企業の追求する女性従業員活用戦略とHRMが適合しているかどうか。第2は、女性従業員活用戦略を実行する段階で、企業の追求する戦略と一貫性のあるHRMシステムが構築されているかどうか⁽²⁶⁾、第3は、HRMシステムが女性従業員活用戦略に影響を強く受ける職能部分と、受けにくい職能部分とに分かれて構築されているかどうか、ということである。すなわち、女性従業員活用戦略とHRMのニーズとが相互に適合する一貫性のあるHRMシステムが構築されているか、またそれを支える土台が構築されているかが重要なのである。なぜなら、このようにして構築されたHRMシステムが、企業の競争力を決定づける源泉になると考えられるからである。

他方で、女性従業員活用のための人的資源戦略の展開において、企業の長期的競争優位の源泉として女性という人的資源・HRMシステムの位置づけが強化されればされるほど、労働の場における人間性と雇用保障など労働者の視点からの検証も求められる。なぜなら、働く側にとっての価値を意識しないと、バランスを崩してしまうという問題を内包しているからである。

これらの点を前提として、女性従業員活用戦略のプロセス分析枠組を図表3に示す。競争力が生まれるHRMの価値・結果として、①短期的な企業業績の向上、②長期的な戦略の達成、③従業員のスキル、知識の向上、④従業員のコミットメントと勤労生活の向上の4つが挙げられる。こうした4つの価値・結果がもたらされているかどうか、HRMの施策として、それぞれに対応して、①短期的な企業業績の向上のための、HRMの施策として、Aの「事業戦略を実現するために必要なHRM施策」が導入されているかどうか。

また、②長期的な戦略を達成するために必要とされる、Bの「長期的に経営戦略を実現するために必要なHRM施策」が導入されているかどうか。

③の従業員のスキル、知識の向上とその結果として組織能力を向上させるためには、Cの「特定の戦略に依存せず組織の能力を高めるために必要なHRM施策」が導入されているかどうか。

④の従業員のコミットメントを高めたり、従業員に幸福をもたらしたりするといった価値・結果のためには、Dの「企業が労働者に提供するものが望ましいと考えられるHRM施策」が導入されているかどうか。たとえば、第1に、女性従業員の長期安定雇用は、女性従業員の生活水準を安定させるために必要なHRM施策である。第2に、労働条件を女性従業員が働きやすいものとなるように配慮することである。これらは、女性従業員の肉体や精神への労働負荷の調整のほか、家庭生活との両立という観点から実施されるものである。第3に、やりがいのある仕事や、仕事を通じた人間的成長が期待できるような配慮であり、これらの配慮は女性従業員のコミットメントを高めるもの⁽²⁷⁾と思われる。

企業は、短期的な能力、つまりその時その時の特定の戦略を達成する能力(図表3の項目A)と、長期的な能力(図表3の項目B)、つまり短期的な目標を達成しつつ、長期的な環境の変化や、ビジネスの変化に対応し、競争力を維持しながら、システム全体のシナジー

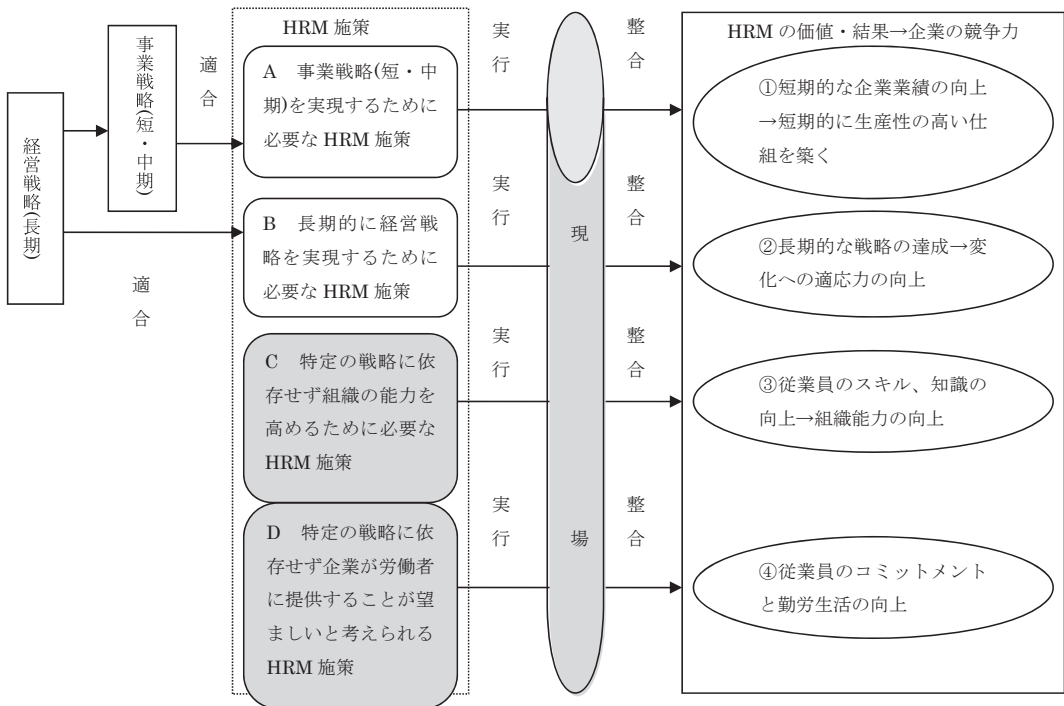
(26) Noe, R. A., Hollenbeck, J. R., Gerhart, B. and Wright, P. M. (2000) *Human Resource Management : Gaining a Competitive Advantage* (3rd), Boston : Irwin McGraw-Hill.

(27) 労働政策研究・研修機構 (2005) 『労働政策研究報告書 変貌する人材マネジメントとガバナンス・経営戦略』 No.33.

効果を図っていく能力が必要なのである。したがって、戦略とHRMの対応関係だけに注目するのでは不十分であり、図表3で示したように、「現場の整合性」の視点を取り入れて、その有効性が生じているのかどうか分析する必要がある。そうすることで、企業の競争力の問題点や今後の課題を解明することが可能になると考える。

さらに、企業は、戦略に影響を強く受ける職能部分と、受けにくい職能部分を認識して、HRMシステムを構築していくことも重要である。なぜなら、競争力の源泉は人に宿るのであり、経営における次の一手を考えるのも、その手を打つのも人である。さらには、企業の変革を実行するのも人なのである(図表3の項目C)。また、企業の経営が危機的なきほほど、働く人が企業に対して抱く信頼感やコミットメントが必要なのである(図表3の項目D)。結果として、女性従業員の効率的活用と、長期的にしか便益の発生しない女性従業員への投資をどうバランスさせるかが企業にとって大きな課題となる⁽²⁸⁾。すなわち、企業活動の中で、女性従業員という資源をどう位置付けるかが大きな課題となるのである。

図表3 女性従業員活用のプロセス分析枠組



(注) HRM施策における各項目(A, B, C, D)はそれぞれ相互補完関係にある。

HRM施策の項目C, Dは現場の土台を成している。

(出所) 奥寺(2011) p.220.を加筆・修正。

(28) 守島基博(2010)『人材の複雑方程式』日本経済新聞出版社。pp.20-21.

おわりに

女性の労働市場への進出が増大するに伴って、雇用環境におけるジェンダー的視点から見た場合の問題は依然として存在するものの、先行研究の焦点は、女性の労働力化への認識の高まりへの考察と女性労働の期待する姿を描くところに焦点が当てられつつある。少子化、高齢化による労働力の減少、さらにはIT化の進展など、労働・社会構造の大幅で急激な変化と均等法以後の男女共同参画社会への傾斜は、女性労働に新たな局面を期待されたが、女性活躍推進の取組は、業種や企業によって、その力の入れ方にはまだかなりの強弱の差があるのが実態である。

女性従業員活用のための人的資源管理戦略の側面から企業の競争力を実証するためには、その企業の追求する戦略とコーポレート・ガバナンスの構造・原理や経営管理組織、技術・労働・人材システムとが適合して、はじめて達成できるという「システム適合」の視点を採り入れる必要がある。そして、環境の問題、競争の問題、戦略の問題、戦略の選択が業績に与える問題、女性従業員の処遇に関わるHRM施策の問題、モノやサービスを生み出す基本能力の問題等に対応し得るHRMシステムをいかに構築するか、その内容と妥当性が十分検討される必要があるのである。

日本企業における女性従業員の処遇問題への取組は、ダイバーシティ経営企業100選表彰企業の事例で見ると、制度作りや運用も充実しているように見える。しかしながら、依然として縮まらない欧米諸国との女性管理職比率の低さは、制度に問題を孕んでいる可能性がある。この問題を明らかにするためには、性別ではなく、客観的に最大限説得力のある何らかの基準を設けて処遇しているのかどうかという視点から、女性従業員の活用政策を検討すべきであろう。

(2017.1.20 受稿, 2017.1.31 受理)

〔抄 録〕

日本企業では、昇進・昇格において男女に格差がみられるとされてきた。先行研究によると、その原因は女性従業員の意欲や能力および勤続年数に帰せられることが多い。しかしながら、これらはいずれも企業の人的資源管理システムや女性活用政策に大きく影響される問題である。

企業が男女間格差の是正のために、具体的な達成目標を数値化して期限を設定し、女性社員のキャリア形成と働き続けるうえでの待遇改善を行う上で、次の点が課題となる。待遇改善の継続性を考慮した制度の組み合わせが現場と整合性があるのかどうか。整合性があった場合、それは女性管理職比率の上昇や企業の競争力に結びつくのかどうかである。

本稿で、日本企業における女性従業員の処遇問題への取組をダイバーシティ経営企業100選表彰企業の事例で見ると、制度作りや運用も充実しているように見える。しかしながら、依然として縮まらない欧米諸国との女性管理職比率の低さは、制度に問題を孕んでいる可能性があることが明らかである。この問題は、性別ではなく、客観的に最大限説得力のある何らかの基準を設けて処遇しているのかどうか、という視点からの検討が必要不可欠である。

証券詐欺成立の根拠

小杉 亮一朗

一 はじめに

一般に、インサイダー取引とは、証券の価値に影響を及ぼす重要な未公開情報に基づく証券取引をいう⁽¹⁾。米国では、1934年証券取引所法10条(b)項とSEC規則10b-5(以下、「10条(b)項」「規則10b-5」と記すことがある)が、インサイダー取引の法的責任を問う主要な規定として用いられている⁽²⁾。10条(b)項および規則10b-5は包括的詐欺禁止条項⁽³⁾とも称され、その文言から違法なインサイダー取引の成立要件を明確に理解することは必ずしも容易ではない⁽⁴⁾。法的責任の輪郭を推測するためには、多様な争点に対する裁

- (1) 黒沼悦郎『アメリカ証券取引法[第2版]』156頁(弘文堂, 2004), 栗山修「アメリカにおけるインサイダー取引規制の現状と問題点」同志社法学45巻1・2号203頁(1993), 鳥袋鉄男「アメリカにおける内部者取引規制の法理論(上) - 規制の限界(内部者の範囲)をめぐる最近の動向 -」流大法学34号72頁(1984), 日本証券経済研究所編『図説 アメリカの証券市場 2016年度版』336頁(日本証券経済研究所, 2016), 山本雅道『アメリカ証券取引法入門 基礎から学べるアメリカのビジネス法』124頁(レクシスネクシス・ジャパン, 2015), 吉川達夫ほか『ケースブック アメリカ法概説』131頁(レクシスネクシス・ジャパン, 2007), ロバート・W・ハミルトン(山本光太郎訳)『アメリカ会社法』460頁・476頁(木鐸社, 2006)を参照。
- (2) 浅野裕司「インサイダー取引をめぐる法規制の問題点」比較法25号25頁(1988), 上田真二「インサイダー取引規制のあり方について」私法69号240頁(2007), 川口恭弘ほか「インサイダー取引規制の比較法研究」民商法雑誌125巻4・5号433頁(2002), 神崎克郎「内部者取引の規制に関する各国法の動向」ジュリスト819号80-82頁(1984), 栗山修「インサイダー取引規制と民事責任」銀行法務21 521号49頁(1996), 栗山修「米国インサイダー取引規制における「インサイダー」の解釈基準」国際商事法務24巻7号738頁(1996), 黒沼悦郎『証券市場の機能と不正取引の規制』92頁(神戸大学研究双書刊行会, 2002), 近藤光男「インサイダー取引規制の範囲と理論 - O'Hagan 事件判決を中心に -」商事法務1473号2頁(1997), 鳥袋鉄男「1988 - 2」アメリカ法296頁, 鳥袋鉄男『インサイダー取引規制 - アメリカにおける法理の発展 -』22頁(法律文化社, 1994), 龍田節「証券取引法58条1号にいう「不正の手段」の意義」別冊ジュリスト100号145頁(1988), 吉川・前掲注(1)130-131頁, Curtis J. Milhaupt編 = 江平亨ほか著『米国会社法 U.S. Corporate Law』266-267頁(有斐閣, 2009), D.L. ラトナー = T.L. ハーゼン(神崎克郎 = 川口恭弘監訳, 野村證券株式会社法務部訳)『[最新] 米国証券規制法概説』120頁(商事法務, 2003), ハミルトン・前掲注(1)297頁・331頁・334-335頁。インサイダー取引に関するその他の規定については、たとえば、瀬谷ゆり子「インサイダー取引規制と課徴金制度 - アメリカにおける民事制裁金との比較 -」石山卓磨先生・上村達男先生還暦記念『比較企業法の現在 - その理論と課題』396-397頁(成文堂, 2011)を参照。
- (3) ほかに、「包括的(な)条項」(ラトナー = ハーゼン・前掲注(2)111頁, ルイ・ロス(日本証券経済研究所証券取引法研究会訳)『現代米国証券取引法』840頁(商事法務研究会, 1989), 「一般詐欺禁止規定」(植田淳『英米法における信認関係の法理 - イギリス判例法を中心として -』神戸市外国語大学研究叢書25冊59-60頁(興文社, 1995)等)の表現がみられる。吉川・前掲注(1)127頁は、「詐欺的な取引を取り締まる証券取引所法規則10b-5(以下、「規則10b-5」という)は、その当初の趣旨から拡大して解釈され、証券取引所法に個別に規定されていない事項についても幅広く規制の根拠とされている。」と説明する。
- (4) 近藤・前掲注(2)2頁, 鳥袋・前掲注(1)76頁, 萬澤陽子『アメリカのインサイダー取引と法』58頁(弘文堂, 2011)を参照。

判所の判断を把握することが重要である⁽⁵⁾。10条(b)項と規則10b-5をめぐる問題は多岐にわたるが、本稿ではSEC v. Cuban事件を題材に、秘密保持の合意の存在が証券詐欺を成立させ得るかという点を考察する。SECによると本件は概ね以下のような事件であった。検索エンジンサービスを営む企業のCEOが、同社のパイプ(PIPE)⁽⁶⁾実施に係る内部情報をCubanに伝達した。SECは、当該情報の公表前に同社株を売却したとしてCubanを提訴した。地方裁判所は、取引を控える合意の存在が主張されておらず、単なる秘密保持の合意はいわゆる開示または断念の義務⁽⁷⁾を発生させるには不十分であるとした。これを受けて、SECは、秘密保持の合意は開示または断念の義務を生ずるとして上訴した。控訴裁判所は、トラストとカンフィデンスの関係に関する法律学が不十分であり、そのような関係から生じる義務の存否が事実問題に根ざすこと等を理由に、本件を差し戻した。

二 SEC v. Cuban⁽⁸⁾

本件は、インサイダー取引の不正流用理論に基づく責任の範囲に一石を投じる。当法廷は訴状記載の主張に対して地方裁判所と異なる見解に至り、本件は連邦民事訴訟規則9条(b)項と12条に基づいて却下されるべきではなく、ディスカバリーに進まなければならないことを受け入れる。

Mark Cubanは有名な企業家であり、Dallas MavericksとLandmark theaters等の現オーナーである。本件CEOとMamma.com社に対する義務に違反して、同社株を売買すること一要素に不正流用理論の責任に基づくインサイダー取引により、Cubanが1933年証券法17条(a)項¹、1934年証券取引所法10条(b)項²および規則10b-5³に違反したとして、SECは同氏を相手どって本件訴訟を提起した。主要な主張は、Cubanが大口の少数派ステークホルダーであるカナダの検索エンジン企業であるMamma.com社のCEOから秘密情報を得て、当該秘密情報を他者に漏らさないことに合意し、当該情報に基づいて取引してはならないことを認識していたということである。パイプに関する内部情報を武器に、Cubanは本件募集が公表された際のMamma.com社の株価の必然的な下落による損失を回避するため、保有する同社株を売却したとSECは主張する。

1 15 U.S.C. § 77q (a).

2 15 U.S.C. § 78j (b).

神崎・前掲注(2)81頁、神崎克郎『証券取引の法理』521-522頁(商事法務研究会, 1987)は、判例と審決の積み重ねにより、具体的かつ詳細なルールが形成されていると説明する。

(5) 神崎・前掲注(2)81頁、神崎・前掲注(4)521-522頁を参照。また、吉川・前掲注(1)131頁を参照。

(6) ハリー・チェンドロフスキーほか(若杉敬明監訳)『プライベート・エクイティ』3頁(中央経済社, 2011)は、PIPEを「上場株への私募投資」と簡潔に説明する。ほかに、杉浦慶一「日本におけるPIPEs(private investment equities)の特徴(1)一市場の動向と案件の類型化」月刊資本市場244号21頁(2005)を参照。

(7) ジョイント・マーケット・プラクティス・フォーラム(ISDA訳)、「クレジット市場参加者による重要な非公開情報の取扱に関する原則と勧告に関する報告書」6頁、http://www.isda.org/c_and_a/pdf/JMPF_Statement-translation.pdf。(2016. 11. 14)。山本・前掲注(1)125頁。

(8) SEC v. Cuban, 620 F. 3d 551 (2010)。本件の解説として、栗山修「米国連邦インサイダー取引規制とSEC規則10b5-2」国際商事法務39巻4号613頁(2011)を参照した。

3 17 C.F.R. § 240.10b-5.

Cuban は、規則9条(b)項と規則12条(b)(6)項に基づき、本件訴訟を却下するよう申し立てた。地方裁判所は、訴状において、せいぜい本件情報を秘密にするという合意は主張されていたが、取引をしないという合意は含まれていなかったとした。単純な秘密保持の合意は、証券諸法に基づく開示するか取引を断念する義務を生ずるのに不十分であるとして、裁判所は訴えを却下すべきだという Cuban の申し立てを認めた。訴状の中で主張された秘密保持の合意が本件情報に基づいて取引をしない合意をも含み、そのような合意がそのような義務を生ずるか否かに関わらず、秘密保持の合意は開示するかあるいは断念する義務を生ずると主張して、SECは上訴する。

当法廷は、請求の不記載を理由とした規則12条(b)(6)項に基づく地方裁判所の却下について、あらためて審査する⁴。当法廷は、『原告に最も有利な観点からそれらを検討し、すべての十分に陳述された事実を真実として』受け入れる⁵。『訴状は「文面上明らかに妥当な救済請求を述べる」真実と認められる十分な事実的事項を含むものでなければならない』⁶。『「事実の主張は、(たとえ実際には疑わしくとも)訴状中のすべての主張が真実であるという想定のもと、推測の域を超えた救済を得る権利をもたらすに足りる程度のものである必要がある』⁷。

4 *Flaherty & Crumrine Preferred Income Fund, Inc. v. TXU Corp.*, 565 F.3d 200, 206 (5th Cir. 2009). (地方裁判所が言及したように、規則9条(b)項に基づく Cuban の主張は同氏の12条(b)(6)項の主張と異なるという限りでは、訴状は十分に「詳細」な諸事実を申し立てており、規則9条(b)項に違反しない (*See id.*)。)

5 *In re Katrina Canal Breaches Litig.*, 495 F.3d 191, 205 (5th Cir. 2007).

6 *Gonzalez v. Kay*, 577 F.3d 600, 603 (5th Cir. 2009) (quoting *Ashcroft v. Iqbal*, 129 S.Ct. 1937, 1949, 173 L. Ed. 2d 868 (2009)).

7 *In re Katrina Canal Breaches Litig.*, 495 F.3d at 205, (quoting *Bell Atl. Corp. v. Twombly*, 550 U.S. 544, 555, 127 S. Ct. 1955, 167 L. Ed. 2d 929 (2007)).

SECは、Cubanの取引はインサイダー取引に相当し、証券取引所法10条(b)項に抵触したと主張する⁸。10条(b)項は、証券の買付または売付に関して、委員会が公益または投資家保護のために必要または適当と認めて定めた規則に違反して、人が…州際通商の方法もしくは手段、郵便または国法証券取引所の施設を利用して、…相場操縦的または欺瞞的戦略もしくは術策を…直接または間接に利用し、あるいは用いること…を違法とする⁹。

本条により、SECは(a)詐欺を行うための策略、計略または技巧を用いること、(b)重要事実について真実でない記載を行うこと、またはそれが作成された状況に鑑み文書が誤解を招くものとならないための重要事実の記載を怠ること、(c)いずれかの者に対して詐欺もしくは欺罔となる、あるいはなりうる行為、慣行または業務を行うことを違法なものとする規則10b-5を公布した。

最高裁判所は、『伝統的理論』と『不正流用理論』という二つの補足的理論に基づき、10条(b)項がインサイダー取引を禁ずるものと解釈してきた¹⁰。

8 当事者は、証券法17条(a)項に基づく主張は、10条(b)項の主張と同じ法的基準に基づいて審査されることに合意する。

9 15 U.S.C. § 78j.

10 *United States v. O'Hagan*, 521 U.S. 642, 652, 117 S. Ct. 2199, 138 L. Ed. 2d 724 (1997).

インサイダー取引の伝統的理論は、『コーポレート・インサイダー』が情報を開示することなく、当該法人における地位によって取得した重要な未公開情報に基づいて取引することを禁ずる。この理論によると、『会社の株主と当該会社における自身の地位ゆえに秘密情報を得たこれらのインサイダーとの間にはトラストとカンフィデンスの関係』が存在する¹¹。そのような秘密情報に基づいて取引することは、自身の個人的な利益のために当該情報を利用することによって、当該コーポレート・インサイダーが株主に対する義務に違反することになるので、10条(b)項の下での「欺瞞的策略」に該当する¹²。コーポレート・インサイダーは、『開示するかまたは断念する』義務を負っている¹³ - 彼は、株主に自身の有する情報と取引する意思を伝えるか、あるいは取引を完全に慎まねばならない。

11 *Chiarella v. United States*, 445 U.S. 222, 228, 100 S. Ct. 1108, 63 L. Ed. 2d 348 (1980).

12 *Id.* at 227.

13 *Id.*

内部者取引の伝統的理論には少なくとも二つの重要なバリエーションがある。一つ目は、伝統的内部者に該当しない者でさえ、『企業の事業を進める上で特別な信頼関係に』入ることにより、『[彼らが]企業の諸目的のためだけに情報へのアクセスを与えられる場合』、『一時的内部者』となる可能性があるということである¹⁴。

従って、引受人、会計士、弁護士、あるいはコンサルタントは、当該法人との職務上の関係で、彼らが秘密情報へのアクセスを与えられる場合、完全にコーポレート・インサイダーであると考えられる¹⁵。

もう一つのバリエーションは、コーポレート・インサイダーから情報を得る者は、常にはないが情報受領者として当該情報に基づいて取引することを禁じられる可能性があるということである。『開示するかもしくは断念する情報受領者の義務は、インサイダーの同様の義務から派生した義務であり』、情報受領者の義務は『インサイダーの信認義務違反の後の関与者としての情報受領者の役割から』生ずる¹⁶。重要なことは、『インサイダーが情報受領者に情報を漏らすことによって株主に対する自身の信認義務に違反し、当該情報受領者が違反が存在していたことを知っているかあるいは知っているはずである時に限り、情報受領者は、重要な未公開情報に基づいて取引してはならない会社の株主に対する信認義務を負う』¹⁷。インサイダーは『漏洩によって、自身が直接的または間接的な個人的利益

を』得る場合に、自身の信認義務に違反する¹⁸。

14 *Dirks v SEC*, 463 U.S. 646, 655 n.14, 103 S. Ct. 3255, 77 L. Ed. 2d 911 (1983).

15 *Id.*

16 *Id.* at 659 (internal quotation marks omitted).

17 *Id.* at 660.

18 *Id.* at 663.

伝統的理論にひねりをくわえる一時的内部者と情報受領者は、開示するかもしくは断念する義務が株主に対するコーポレート・インサイダーの義務から派生するという基本原則を維持する。不正流用理論は、この義務に基礎を置いていない。むしろ、不正流用理論は『人が情報源に対して負う義務に違反して、証券取引の目的で、秘密情報を不正流用する場合には』、人は10条(b)項に違反すると考える¹⁹。最高裁判所は、*United States v. O'Hagan* 事件でこの理論を初めて採用した²⁰。当該事件では、クライアントが買収の対象にしていた企業の証券を、弁護士が取引した。O'Haganは、対象会社の株主に対して何ら義務を負わなかったため、伝統的理論に基づくと、有責足り得なかった。それにもかかわらず、裁判所はO'Haganが10条(b)項に違反したとした。裁判所は、対象会社の証券を取引する際に、O'Haganは自身が法律事務所に負った『トラストとカンフィデンスの義務』に違反し、予定された企業買収に関する秘密情報を不正流用したとした²¹。そのような情報に基づく取引は『情報源に対する見せかけの忠実を伴うので、10条(b)項で定められている「欺瞞的策略」を用いる』²²。裁判所は、『重要な未公開情報に基づく活動を慎む市場取引におけるすべての参加者間の一般的義務は』存在し『ない』が、情報源に対する義務違反はインサイダー取引の責任を問うのに足りると述べた²³。

19 *United States v. O'Hagan*, 521 U.S. 642, 652, 117 S. Ct. 2199, 138 L. Ed. 2d 724 (1997).

20 *Id.* at 650.

21 *Id.* at 653.

22 *Id.* at 660.

23 *Id.* at 662. 義務は株主ではなく情報源に向かうので、『受認者が、未公開情報に基づいて取引するつもりであることを情報源に明らかにするならば、「欺瞞的策略」は存在しないので、10条(b)項違反は存在しない』(*O'Hagan*, 521 U.S. at 655.)

O'Hagan事件判決は、開示するかまたは断念する義務と不正流用の責任をもたらす『信任と信頼』の関係の輪郭を確定しなかったが、当法廷は、CubanがMamma.comとそのような関係にあったか否か決定する任務を負う。SECは、人が『情報を秘密にすることに合意する』時、不正流用責任上、『トラストとカンフィデンスの義務』を負うとする規則10b5-2(b)を拠り所にしようとする²⁴。本件を却下するにあたり、地方裁判所は、Cubanはいかなる秘密情報をも漏洩しないことに合意したが、取引をしないことには合意しておら

ず、そのような秘密保持の合意は不正流用理論の下で開示するか取引を断念する義務を生じさせるには不十分であり、規則10b5-2(b)(1)の公布に関して、SECは10条(b)項に基づく権限を超越したと主張するものと本件訴状を理解した。訴状の理解において、当裁判所は地方裁判所と異なり、後者の争点を検討する必要はない。

24 17 C.F.R. § 240.10b5-2(b)(1).

訴状は、2004年3月に、CubanがMamma.com社株60万株、6.3%の株を取得したとする。その春の後、Mamma.com社はMerriman Curhan Ford & Co.投資銀行の助言により、パイプによって資本を調達することにした。6月末に、Merrimanの勧めで、Mamma.com社はパイプに参加するようCubanを勧誘することにした。『CEOは、Cubanが情報を秘密にせざるを得なくなることを—当該情報がCubanに伝達される前に—Cubanに理解してもらうために、CEOがCubanに伝える秘密情報を有することをCubanに知らせることにより、Cubanと連絡をとって会話を始めるよう指示を受けた²⁵。』

25 Compl. at P 12.

6月28日にCubanと連絡をとった後、Mamma.com社のCEOは、自身がCubanのための秘密情報を有するとCubanに告げ、CubanはCEOが共有するいかなる情報も秘密にすることに合意した。次に、CEOはCubanに本件パイプについて語った。Cubanは非常に憤慨し、『そして、何よりも、パイプは既存株主を希薄化するので、パイプは気に入らないと言った』²⁶。『電話の最後で、Cubanは「さて、困ったな。私は売却することができない。」とCEOに言った』²⁷。

26 Compl. at P 14.

27 *Id.*

CEOは、Cubanとの対話に関して同社のエグゼクティブ・チェアマンに伝えた。エグゼクティブ・チェアマンは、同社の他の役員に、本件パイプに関する最新情報を教えるEメールを送信した。エグゼクティブ・チェアマンは、以下のように記載した。

本日、議論を重ねた後、[CEOは]本件増資およびMark Cubanが参加を希望するか否かに関し、Cubanと話しをした。案の定、彼は当初「自制心を失い」、われわれが本件増資を公表するまで、彼は何もできないことを知りながら、彼は自身の有する株式を売却したいと言ったが、その後、彼がこれまでに取引したことのあるとある参加投資グループから取得するよう、当社が彼のために調整した取引条件を見たいと言った。

その後、CEOは『もしあなたが本件私募に関してより詳しく知りたいのであれば、…[Merriman]…に連絡してください』と記したフォローアップのメールを、Cubanに送信

した²⁸。

28 Compl. at P 16 (alteration in original) .

Cuban は、Merrimian の担当者に電話し、8分間会話をした。『通話中に、担当者は本件パイプに関するさらに詳しい秘密情報を Cuban に提供した。Cuban の質問に答え、担当者は、本件パイプは市場割引価格で売られ、本件募集は本件パイプ投資家向けの他の刺激策を盛り込むものであると彼に告げた』²⁹。Cuban が自身と他のパイプ参加者向けの市場外価格を知ったということは、妥当な推論である。

29 Compl. at P 17.

当該情報を得て、Merrimian の担当者と話してすぐに、Cuban は自身のブローカーに電話し、自己の所有する同社の全保有株を売却するよう指示した。Cuban は、2004年6月28日の夜間に1万株を、残りを翌日の通常取引の間に売却した。

その日、エグゼクティブ・チェアマンは、彼らに前日の Cuban との話し合いに関する最新情報を報告するため、Cuban が自身の利益を維持する程度の参加に関心があるかどうかを確認するために、『われわれは Mark Cuban と確かに話をした ([CEO] 続いて当社の投資銀行)。彼の回答は：彼は出資するつもりはなく、同社が買収することを望まず、彼はわが社が公表するまで売却不可能な自身の保有株を売却するつもりであるというものであった。』³⁰と記載したもう一通のEメールを、役員会に送信した。

30 Compl. at P 20 (alteration in original) .

6月29日に市場が取引を終えた後、Mamma.com 社は本件パイプを公表した。翌日、Mamma.com 社の株価は8.5%下落し、翌週にわたって下落を続け、6月29日の終値から最終的に39%下落して終えた。Cuban は株を売却した際、株売却によって、75万ドル超の損失を回避した。Cuban は同社株を売却したと SEC に知らせ、『割引市場価格で株式を発行し、Cuban の所有者の地位を弱めたであろうパイプを Mamma.com 社が実施する予定であった』ため、Cuban は自身の所有する株式を売却したと公言した³¹。

31 Compl. at P 25.

秘密保持の合意のみを主張する訴状を解釈する際に、裁判所は、『売却することが[できない]』ので『困った』という Cuban の発言は、少なくともその時は、CEO が与えた情報に基づいて自身が所有する Mamma.com 社株を Cuban が売却することは違法となるという、自身の確信を示すものであるとした³²。しかし、この発言は『当該情報に基づいて売却することはないという合意であると、合理的に理解することはできない』と裁判所は述べた³³。裁判所は、『ただ単に秘密を守る合意とは別に、CEO が情報に基づいて取引することを控える合意を Cuban から得ようとしていたことを合理的に示す諸事実を、本件訴状は主張し

ていない。』とした³⁴。最後に、裁判所は『Cubanは売らないであろうというCEOの期待も』さらなるいかなる合意を主張するのにも『十分でない』と述べた³⁵。

32 *SEC v. Cuban*, 634 F. Supp. 2d 713, 728 (N.D. Tex. 2009).

33 *Id.*

34 *Id.*

35 *Id.*

SECに最も有利な観点から訴状を理解すると、当法廷は異なった結論に達する。分離すると、「さて、困ったな。私は売却することができない。」という発言は、そうしない合意を表明するものではないが、本件パイプに関する秘密を知ったことは、本件募集の前に彼が所有する株式の売却を禁じられたというCubanの見解を述べるものと、一応解釈され得る。

しかしながら、Cubanは、CEOに対して自身は売却することができないという見解を示した後、本件のパイプによる募集の秘密を利用した。役員会宛のエグゼクティブ・チェアマンのEメールに関する訴状の事実の記載によれば、本件の計画されたパイプに関するCEOとの短い会話の間に、Cubanは本件募集の諸条件を要求した。この要求を受けて、CEOはMerrimanの連絡先を教えるフォローアップのEメールを送信した。Cubanは担当者に電話すると、『本件パイプは市場割引価格で売られ、本件募集は本件パイプ投資家向けの他の刺激策を盛り込むものである』と伝えられた³⁶。Cubanが自身が売却することができないという自身の認識にかかる発言の後、追加情報を得るために接触して初めて、Cubanは自身のブローカーに連絡して同社株を売却した。

36 *Compl.* at P 17.

本件の主張を一体として解釈すると、CEOとCubanとの間の認識は、Cubanは取引をするつもりがなく、単に秘密保持の取り決めにとどまらなかったとする非常に真実味のある根拠を提供する。価格設定情報を把握するために担当者と連絡をとることにより、Cubanはパイプによる本件募集に参加するかそれとも見合わせるかという自身の決定について潜在的な損益を見積もることができた。たとえそれとなくではあっても、Mamma.com社はCubanが本件募集に参加するかどうか判断するために本件の募集条件をCubanに提供するだけで、Cubanが自身の個人的な利益のために本件情報を使用することはできないと各当事者が認識していたとすることは、少なくとも真実味がある³⁷。当法廷が、当事者はこの共通認識とどう違っていないかと結論するためには、未だ当法廷に提出されていない追加事実が必要となるであろう。Cubanの見解によると、—事実上、重要な未公開情報に基づいて取引する独占的な権利を彼に与えるので—Cubanは本件情報に基づいて取引することを許容されたが、他者に告げることは禁じられた。おそらくこれが認識であったか、ことによるとCubanが本件パイプの詳細を秘密裏に知るために、自身の売却の時期に関してCEOに誤解を与えたかもしれない。

その一方で、この事実に関する希薄な証拠に基づき、全ての当事者が本件パイプの前に取引がなされるべきでないことを認識していたということも、少なくとも真実味があるとだけ

当法廷は述べる³⁸。Cubanは取引してはならないという考えをCubanとCEOの双方が示したということは、この解釈の妥当性を強固にするように思われる³⁹。

37 当事者はCubanへの情報提供に関するMamma.com社の動機について争う。

Cubanは、本件募集はすでに募集額を超えて申込みがなされており、このことは、電話の唯一の目的は、本件申込みの前に、Cubanが取引できないようにすることであったことを明らかにすると主張する。Cubanの主張するこの事実に関する争いやありうる推測が真実であったとしても、当法廷は、それらに関して何ら見解を示さない。却下の申立ての段階にあっては、当法廷は、すべての事実についてSECに最も有利な見方をせねばならず、Mamma.com社はCubanと接触するもつともな理由があったと推測する。

38 そのような決着は、曖昧な情報提供者と情報受領者の責任の深刻な懸念をもたらすであろう。もし、Cubanが当該情報に基づいて取引することができるように、CEOがCubanに重要な未公開情報を故意に教えて手はずを整えたのであれば、裁判所が、何らかの個人的な利益—たとえば、裕福な投資家と大口の少数派ステークホルダーからの信用のような—のために、そうしたに違いないと推論することは難しくなろう。『将来の利益につながる評判上の利益や見返り、あるいは取引仲間や親類に対する贈り物はみな、情報提供者が個人的に利益を得たことを証明するのに足り得る』。SEC v. Yun, 327 F.3d 1263, 1277 (11th Cir. 2003)。これは、もちろん、何らかのそのような不正が生じたことを示唆するものでなく、むしろ、本件合意が取引をしないというCubanによる合意を含んでいたという認識を証明するものであると主張された諸事実の解釈の妥当性を、ただ補強するものである。

39 Compl. at PP 14 & 20.

何が『トラストとカンフィデンス』の関係を構成するのかという問題に関する法律学の不十分さと、そのような義務が存在するの否かを決定するという本質的に事実にとらわれた性質を踏まえると、当法廷は、その有無に関する地方裁判所の判断に関して、まず当法廷が判断し、あるいは影響力を行使することを控え、あるいは規則10b5-2(b)(1)の効力など、それがもたらすかもしれない責任の輪郭をただちに描くことを差し控える⁴⁰。むしろ、当法廷は、本件を却下する判決を破棄し、ディスカバリー、サマリ・ジャッジメントの検討、そしてもし達したならばトライアルなど、後の手続のため、第一審裁判所に差し戻すものとする。

40 当法廷は、規則10b5-2(b)(1)の効力についても判断を下す必要はない。

※本件を紹介するにあたり、1934年証券取引所法の邦訳については日本証券経済研究所編『新外国証券関係法令集 アメリカ(Ⅲ)証券法、証券取引所法』149-150頁(日本証券経済研究所、2008)、D.L.ラトナー=T.L.ハーゼン(神崎克郎=川口恭弘監訳、野村證券株式会社法務部訳)『[[最新]米国証券規制法概説』111頁(商事法務、2003)、ルイ・ロス(日本証券

経済研究所証券取引法研究会)『現代米国証券取引法』815頁(商事法務研究会, 1989)を、SEC規則10b-5の邦訳については日本証券経済研究所『図説 アメリカの証券市場 2016年度版』336頁(日本証券経済研究所, 2016), D.L. ラトナー = T.L. ハーゼン(神崎克郎 = 川口恭弘監訳, 野村證券株式会社法務部訳)『最新』米国証券規制法概説』111頁・113頁(商事法務, 2003)を参照した。

そのほか、浅香吉幹『アメリカ民事手続法[第3版]』4-5・7・73-74・78-79・81-97・107・109-151・153・155頁(弘文堂, 2016), 黒沼悦郎『アメリカ証券取引法[第2版]』115・156-157・160-167・172-173頁(弘文堂, 2004), 渡辺惺之ほか編訳『英和対訳アメリカ民事訴訟規則(2004-05 Edition)』32-33・40-41頁(レクシスネクシス・ジャパン, 2005)を参照した。

三 おわりに

インサイダー取引は、一般に有価証券の価格に影響をあたえうる情報の不正使用に対する責任追及を意識して提訴される。法的には証券詐欺禁止条項と称される10条(b)項が主要な規定として用いられている⁽⁹⁾。したがって、情報の非対称性が存在するものの、一見すると欺瞞の存在を認めることが難しい場合に、政策や倫理的観点から妥当な結論を導き得るのかということが問題となる。判例は同条に基づく責任の制限や拡大をこころみてきたが、裁判所の理論構成には批判もある⁽¹⁰⁾。

連邦最高裁判所は、10条(b)項と規則10b-5の適用が問題となった事例において、信認義務違反等に注目して欺瞞の有無を判断することが少なくなかった⁽¹¹⁾。取締役等の受認

(9) 前掲注(2)記載の諸文献を参照。取引所におけるインサイダー取引を、理論上、純粋に詐欺と構成することが難しいとする見解として、鳥袋・前掲注(2)法理の発展30頁がある。

(10) 本稿で触れる問題に限定すると、たとえば、重要な未公開情報をの不正流用をこころみる者が情報源にその旨を告げた場合の懸念について、Saikrishna Prakash, *Our Dysfunctional Insider Trading Regime*, 99 COLM. L. REV. 1491 (1999)を参照されたい。また、重要な未公開情報を漏洩した者の責任を認めるための要件に関する懸念として、David T. Cohen, *Old Rule, New Theory: Revising the Personal Benefit Requirement for Tippee/Tippee Liability under the Misappropriation Theory of Insider Trading*, 47 B.C.L. REV. 547 (2006)を参照されたい。

(11) 上田・前掲注(2)241頁, 上田真二「インサイダー取引における「開示または断念」の原則について—アメリカ法を参考として—」彦根論叢340・341号167頁(2001), 大崎貞和「米国インサイダー取引規制の新展開—不正流用理論を認めたO'Hagan判決」資本市場クォーターリー1巻1号2-10頁(1997), 葛愛軍「インサイダー取引規制に関する研究(2)—日本・アメリカ・中国の比較を通じて—」北大法学論集59巻5号130-145頁(2009), 川口ほか・前掲注(2)433頁・502-505頁, 栗山修「米国連邦インサイダー取引規制における「信認義務」の検討」神戸市外国語大学外国学研究80巻90頁(2012), 黒沼・前掲注(1)164-166頁, 黒沼・前掲注(2)92-97頁, 近藤・前掲注(2)2頁, 近藤光男「企業買収の情報とインサイダー取引」商事法務1319号37頁(1993), 鳥袋・前掲注(1)76-77頁, 鳥袋・前掲注(2)法理の発展23頁, 徐治文「内部者取引規制の意義と機能—「法と経済学」の法理論を手掛かりに—」法政研究67巻3号613-614頁(2001), ジョイント・マーケット・プラクティス・フォーラム・前掲注(7)5頁, 並木和夫「アメリカにおける内部者取引規制の法理—ChiarellaおよびDirks両事件まで—」法学研究62巻12号220-221頁(1989)。信任関係に対する評価について、たとえば、荒谷裕子「インサイダー取引(2)」別冊ジュリスト100号149頁(1988)を参照。

もっとも、Texas Gulf Sulphur事件, Cady Roberts事件, 公開買付けについて、鳥袋・前掲注(2)法理の発展26-34頁・43-46頁, ハミルトン・前掲注(1)337-342頁, 山本・前掲注(1)126-127頁・130頁, ラトナー

者は、信認関係上の義務を負担すると考えられている⁽¹²⁾。受認者は忠実義務を負い、自身の利益を図ることなく、受益者のためだけに行動せねばならないとされる⁽¹³⁾。内部者のみならず外部者も訴訟の対象になってくると、外部者が負担する義務の要否やその性質、外部者が誰に対して義務を負うのかという点も議論されるようになった⁽¹⁴⁾。論点は多岐にわたるが、本稿では裁判所がCuban事件で言及した秘密保持の合意と情報漏洩に係る議論を踏まえながら、若干の解説をおこなう。

第一に、秘密保持の合意違反は信頼義務違反となり、10条(b)項違反を成立させようか議論がある。信頼義務は、一定の状況に限って発生しうる点で信認関係と異なると考えられている⁽¹⁵⁾。SECは、不正流用理論の適用が問題となる事案で、トラストやカンフィデンスの義務が発生する状況を規則10b5-2で例示した⁽¹⁶⁾。この規則によると、秘密保持の合

=ハーゼン・前掲注(2)115頁・120-126頁を参照。

不正流用理論について、上村達男「インサイダー取引(3)」別冊ジュリスト100号150-152頁(1988)、鳥袋・前掲注(2)法理の発展40-43頁、萬澤・前掲注(4)4頁を参照。また、鳥袋・前掲注(2)法理の発展49-50頁、鳥袋鉄男「インサイダー(内部者)取引について」比較法研究50巻101頁(1988)、並木和夫「不正流用理論(Misappropriation Theory)の再検討-内部者取引規制の基礎理論の研究-」法学研究68巻4号1-18頁(1995)、並木俊守「アメリカのインサイダー取引」企業会計40巻11号104-105頁(1988)、島山久志「アメリカにおけるインサイダー取引規制の変遷について」熊本学園大学経済論集12巻1・2合併号53-69頁(2005)も参照。

ほかに、ドナルド・C・ランゲポートほか(瀬谷ゆり子訳)「米国の証券規制における詐欺行為および内部者取引-グローバル市場におけるその適用範囲と理念-」日本法学60巻2号241-243頁(1996)、Milhaupt・前掲注(2)266-276頁を参照。

ハミルトン・前掲注(1)460頁の「内部者取引(INSIDER TRADING)」の項目は、「取引をする者自身が、会社と雇用関係、他の信託関係又は信認関係にある内部者である場合が通常である。」と説明する。

- (12) 神崎・前掲注(2)81頁、樋口範雄『フィデューシャリー[信認]の時代』37頁(有斐閣, 2000)、ハミルトン・前掲注(1)295頁を参照。吉川・前掲注(1)67頁は、「各取締役は、会社経営の意思決定を行うという広範な権能を有することから、会社に対する信認義務(fiduciary duty)を負うとされている。信認義務は、コモン・ローを起源とし、州会社法の規定、また連邦法である連邦証券法、連邦証券規則10b-5に基づくインサイダー取引規制などによって確立されてきた概念である。」と解説する。また、イギリスにおける信認関係の類型について、植田・前掲注(3)2頁を参照。ほかに、齊藤壽彦『信頼・信認・信用の構造-金融核心論-(第3版)』48-49頁(泉文堂, 2013)も参照。
- (13) 樋口・前掲注(12)39頁・241頁。吉川・前掲注(1)67-69頁は、「信認義務の内容としては、…②会社に対する忠誠義務(duty of loyalty)…がある。…次に、②忠実義務とは、取締役は会社の利益のために行動しなければならないという義務であり、自己取引の禁止や利益相反取引の禁止をも含むものである。」と説明する。取締役の忠実義務につき、ハミルトン・前掲注(1)311-316頁を参照。
- (14) 吉川・前掲注(1)131頁は「インサイダー取引が禁止される者は、会社の役員や取締役、主要株主のみならず、会社に対して「信頼義務」を負う情報受領者などとされ、もしこれらの者が内部情報を得た場合には、その情報が開示されるまで取引を行ってはならないとされている。」と解説する。なお、外部者も責任追及の射程に入ることがあるため、インサイダー取引という呼び方は正確ではないとの指摘もなされている。ハミルトン・前掲注(1)460頁は、「内部者(INSIDER)」を「適用範囲が不明確な用語」と評価する。
- (15) 栗山・前掲注(8)612頁。田中英夫編『英米法辞典』180頁(東京大学出版会, 2004)、田中英夫編『BASIC英米法辞典』38-39頁(東京大学出版会, 2010)も参照。
- (16) 大崎貞和=平松那須加「米国における選択的情報開示規制の強化」資本市場クォーターリー2000年秋8頁、黒沼・前掲注(1)173頁、島山・前掲注(11)71-72頁、萬澤・前掲注(4)58頁、山本・前掲注(1)129頁、吉川満「米国の新しい公正開示規則とインサイダー取引禁止規則[上]」商事法務1571号12-13頁・15頁(2000)を参照。なお、ラトナー=ハーゼン・前掲注(2)125頁は「…規則10b5-2は、情報受領者が信認義務を負っているかどうか判定するための3つの基準を例示列挙している。」と説明する。

意をした者は、同規則の (b) 項 (1) 号により、不正流用理論に基づく責任を問われる可能性がある⁽¹⁷⁾。Cuban 事件で、控訴裁判所は、同規則に深く踏み込んで判断を示すことはなかった。U. S. v Kim 事件でも、秘密保持の合意が証券詐欺を成立させるか否かが問われた⁽¹⁸⁾。Kim 事件は概ね以下のような事件であった。50歳未満の社長によって構成される YPO という組織の会員であった Kim は、コンピューター記憶装置を製造する上場会社の CEO が、合併交渉のためにコロラド州での静養に参加することができないことを、フォーラムの議長から伝えられた。YPO は、会員規約等を通して、フォーラムに関する事柄を秘密にするよう求めていた。本件情報に基づき、同社の株式を購入して利益を得た疑いで、Kim は証券詐欺等の責任を追及された。裁判所は、Kim と会員との間に、優位性・支配・管理等の信認関係特有の性質が存在しないため、トラストとカンフィデンスの類似する関係の存在を認めなかった。守秘義務違反を 10 条 (b) 項違反の根拠とし得るか否か、研究者の見解も様々である⁽¹⁹⁾。Kim 事件における裁判所の判断によると、秘密保持の合意が存在すれば、SEC 規則 10b5-2 を根拠として無条件に証券詐欺が成立するわけでもなさそうである。

信認義務違反や信頼義務違反は、10 条 (b) 項違反の成立に常に必要な要素であろうか。秘密保持の合意が存在した事例ではないが、ハッキングによって知った企業の重要な未公開情報に基づいてオプションを取引したハッカーの責任が問われた SEC v. Dorozhko 事件が興味深い。ハッカーが信認義務を負わないことを理由に 10 条 (b) 項違反を不成立とした地方裁判所に対し、控訴裁判所はハッカーがコンピューターを欺いた可能性を否定せず、

O'Hagan 事件連邦最高裁判決は、いわゆる不正流用理論を支持し、インサイダー情報の情報源への義務違反を認めたとされている。同事件で、連邦最高裁判所は、求められる義務の内容を明らかにしていないといわれている。SEC 規則 10b5-2 は、このような不正流用理論の適用範囲にかかる不明瞭性を緩和するために採用されたとされる。大崎・前掲注 (11) 8 頁、栗山・前掲注 (8) 612 頁を参照。また、品谷篤哉「セントラル・バンク判決－連邦最高裁による Rule10b-5 の解釈に関する覚書－」久保欣哉先生古稀記念論文集『市場経済と法』219 頁 (中央経済社、2000) も参照。

U.S. v. O'Hagan, 117 S. Ct. 2199 (1997)。O'Hagan 事件判決を解説する邦語文献として、たとえば以下に掲げる論文等を参照。近藤・前掲注 (2) 2-9 頁 (1997)、近藤光男「U.S. v. O'Hagan, 117 S. Ct. 2199 (1997) インサイダー取引規制の範囲」近藤光男 = 志谷匡史編著『新・アメリカ商事判例研究』276-283 頁 (商事法務、2007)。

- (17) 大崎・前掲注 (11) 8 頁、黒沼・前掲注 (1) 172-173 頁、ジョイント・マーケット・プラクティス・フォーラム・前掲注 (7) 7 頁、ラトナー = ハーゼン・前掲注 (2) 125 頁。萬澤・前掲注 (4) 58 頁を参照。
- (18) 184 F. Supp. 2d 1006。栗山修「米国連邦インサイダー取引規制における「信認義務」の検討」神戸市外国語大学外国学研究 80 巻 95-96 頁 (2012)、栗山・前掲注 (8) 613 頁、拙稿「秘密保持の合意と証券詐欺」東洋法学 59 巻 3 号 319-338 頁 (2016) を参照。また、拙稿「秘密保持の合意と証券詐欺」東洋法学 59 巻 3 号 319 頁以下 (2016) を参照。
- (19) See Harry S. Gerla, *Confidentiality Agreements and the Misappropriation Theory of Insider Trading: Avoiding the Fiduciary Duty Fetish*, 39 DAYTON L. REV. 331 (2015). See also Tyler J. Bexley, *Reining in Maverick Traders: Rule 10b5-2 and Confidentiality Agreements*, 88 TEX. L. REV. 195 (2009). また、栗山・前掲注 (8) 613 頁を参照。萬澤・前掲注 (4) 253 頁は、雇用契約等の契約で守秘義務が明示的あるいは黙示的に課せられている場合には、信認義務が認められると解説する。同書によると、不正流用理論で責任が肯定された事案の多くで、情報源と情報を得た者との間にこのような契約関係があり、与えられた情報を流用しない義務が明示的あるいは黙示的に課せられていたにもかかわらず、当該義務に違反したとして責任が肯定されたようである。

本件を差し戻している⁽²⁰⁾。

第二に、情報提供者による情報漏洩の責任をめぐる議論がある。裁判所は、不正流用理論に基づいて提訴された事例で、情報提供者・情報受領者の責任を追及すべきことを示唆することがある⁽²¹⁾。このような場合、情報提供者の心理状態を立証できないが故に、不正流用理論を用いて責任を追及しているのではないかと裁判所は推測している。これは、情報提供者が情報漏洩に際して個人的に利得するつもりがなければ、情報提供者の責任を認めることができず、情報提供者から派生して責任を負担する情報受領者の責任も認められないとする先例を踏まえた指摘であると思われる⁽²²⁾。興味深い情報漏洩の事件として SEC v. Maxwell 事件がある⁽²³⁾。裁判所によると、本件は概ね次のような事例であった。K

(20) SEC v. Dorozhko, 574 F. 3d 42 (2d Cir. 2009). Dorozhko 事件で、裁判所は、投資者に対する直接の虚偽表示は見出しにくいものの、ハッキングをこころみた際に ID 等の不実表示があった場合には、ハッカーがコンピューターを欺いた余地があることに言及した。しかしながら、ハッキングがロックされた書棚から鍵を盗むことと同様の行為であれば、欺瞞は存在しないという主張もなされるかもしれない。See Brian A. Karol, *Deception Absent Duty: Computer Hackers & Section 10(b) Liability*, 19 U. MIAMI BUS. L. REV. 185 (2011).

次の諸文献も参照されたい。James A. Jones II, *Outsider Hacking and Insider Trading: The expanding of Liability Absent a Fiduciary Duty*, 6 WASH. J. L. TECH. & ARTS 111 (2010). Adam R. Nelson, *Extending Outsider Trading Liability to Thieves*, 80 FORDHAM L. REV. 2157 (2012). Robert T. Denny, *Beyond Mere Theft: Why Computer Hackers Trading on Wrongfully Acquired Information Should Be Held Accountable Under the Securities Exchange Act*, 2010 UTAH L. REV. 963 (2010). John C. Coffee Jr., *Mapping the Future of Insider Trading Law: Of Boundaries, Gaps and Strategies*, 2013 COLUM BUS. L. REV. 281 (2013). Mark F. DiGiovanni, *Weeding Out a New Theory of Insider Trading Liability and Cultivating an Heirloom Variety*, *A Proposed Response to SEC v. Dorozhko*, 19 GEO. MASON. L. REV. 593 (2012). Elizabeth A. Odian, *SEC v. Dorozhko's Affirmative Misrepresentation Theory of Insider Trading: An Improper Means to a Proper End*, 94 MARQ. L. REV. 1313 (2011). Hagar Cohen, *Cracking Hacking: Expanding Insider Trading Liability in the Digital Age*, 17 SW.J. INTL. L. 259 (2011).

Dorozhko 事件について、拙稿「未公開情報に基づく取引と規制」千葉商大論叢 52 巻 2 号 52 - 57 頁 (2015)、藤林大地「盗取した未公開情報に基づく証券取引と証券取引法一〇条 (b) 項の「欺瞞的策略の意義」商事法務 1910 号 55 - 59 頁 (2010) を参照。

(21) U.S. v Kim, 184 F. Supp. 2d 1006. Kim 事件で、裁判所は、情報共有に責任を課すことによって、法は無用な未公開情報の共有を抑制すべきであると述べた。政府側が不正流用理論に依拠し、情報漏洩事件として責任を追及しなかった理由は、情報提供者側の心理状態の証明が困難であったからではないかと、裁判所は推測する。情報漏洩の責任を追及する場合、情報提供者も責任追及の対象となりうる。

(22) Dirks v. SEC, 463 U.S. 646 (1983)。川口ほか・前掲注 (2) 503 - 504 頁、日本証券経済研究所・前掲注 (1) 337 頁、野田博「証券アナリストへの自発的開示とインサイダー取引 (1)」一橋論叢 117 巻 1 号 116 - 123 頁 (1997)、野田博「証券アナリストへの自発的開示とインサイダー取引 (2・完)」一橋論叢 118 巻 1 号 39 - 40 頁 (1997)、ハミルトン・前掲注 (1) 340 - 341 頁、ラトナー=ハーゼン・前掲注 (2) 124 - 125 頁、ロス・前掲注 (3) 894 - 895 頁・907 - 908 頁を参照。

(23) SEC v. Maxwell, 341 F. Supp. 2d 941 (2004)。Maxwell 事件の解説として、Cohen, *supra* note 10, 川口恭弘「内部者取引における情報伝達者の責任」商事法務 1997 号 61 - 65 頁 (2013)、拙稿「情報提供者と情報受領者の責任に関する小論」千葉商大論叢 47 巻 1 号 163 - 168 頁 (2009) がある。

対照的な事例として、SEC v. Yun, 327 F. 3d 1263 (11th Cir. 2003) を参照。Yun 事件の解説として、石田真得「不正流用理論における情報伝達者の「利得」要件」商事法務 1714 号 44 - 46 頁 (2004)、M. Anne Kaufold, *Defining Misappropriation Theory: The Spousal Duty of Loyalty and the Expectation of Benefit*, 55 MERCER L. REV. 1489 (2004) がある。

両事件について、拙稿「証券規制と会社法の日米比較研究」CUC View & Vision 36 号 71 頁 (2013)、萬澤陽子「米国における情報伝達者 (tipper) 責任」証券レビュー 53 巻 2 号 116 - 133 頁 (2013) を参照。

社が食料品を製造する W 社との企業結合を検討していた。W 社の取締役である Maxwell は、W 社の CEO から当該情報を伝えられた。Maxwell は、当該情報をさらに理容師に伝えた。理容師はこの未公開情報に基づいて W 社の株式とオプションを購入した。当該情報が公表されて W 社の株価が上昇すると、理容師は株式とオプションを売却して利益をあげた。SEC は情報提供者・情報受領者の事例として提訴したが、裁判所は情報提供から Maxwell が個人的な利益を得たと認めることができないとした。Maxwell 事件を踏まえて、いわゆる情報提供者の個人的な利益要件に対し、批判がなされている⁽²⁴⁾。

(2016.11.15 受稿, 2017.3.1 受理)

(24) Cohen, *supra* note 10.

[抄 録]

本稿は、米国における、株価等に変動をもたらす重要な未公開情報に基づく外部者取引の規制について解説するものである。米国における重要な論点は、純粋な内部者によるインサイダー取引から、会社外部者によるアウトサイダー取引へと広がりを見せている。本稿では、SEC v. Cuban 事件をとりあげ、未公開情報の秘密を保持することについて合意が存在した場合に、これを証券詐欺成立の根拠とし得るかという問題を扱う。また、本件で裁判所が触れた情報提供者・受領者の問題に触れるとともに、信認義務を負うことのないアウトサイダーの責任についても解説する。

〔論 説〕

韓国の法人税法における 「実質的管理場所の判断基準」に関する検討

趙 珍 姫

はじめに

I 法人税上の内国法人と外国法人の区分基準

1. 本店所在地主義と管理支配地主義の併用
2. OECDにおける実質的管理場所の定義および判断基準

II 法人税上の実質的管理場所の定義および判断基準について

1. 法人税法上の実質的管理場所の定義および判断基準の必要性
2. 租税回避意図および実質的事業遂行の有無に関する判断基準に関して

III 法人税上の「実質的管理場所の判断基準」に関する事例検討

1. 「ソウル行政法院2013.9.30宣告2013クハップ6343判決」事例
2. 本判決の妥当性

IV 実質的管理場所の概念に対する改善方案

1. 実質的管理場所の判断基準の具体化
2. 実質的管理場所の適用範囲の明確化
3. 実質的管理場所の適用上の問題点と改善方案

おわりに

参考文献

はじめに

本論文は、2005年12月31日、法人税法の改正により、内国法人と外国法人の区分基準として導入された「実質的管理場所 (Place of Effective Management)」の概念について検討する。

「実質的管理場所」の導入趣旨は租税回避行為に対応するためのものであるが、現在の実質的管理場所の概念が法人税法に導入されて以来、これに対する判断基準が具体的に確立されておらず、実質的管理場所を明確に解釈して判断するには困難がある。

本論文では、実質的管理場所の概念および判断基準について、韓国が実質的管理場所の概念を引用しているOECDモデル条約第4条(居住者)1項と3項およびCommentary on article 4, para 3を検討し、OECD Discussion Paper (2001)とOECD Discussion Draft (2003)を通じてOECDの提案と、国内の関連裁判事例を中心として、実質的管理場所の定義の必要性、解釈と適用上の問題点、立法の必要性について検討する。

I 法人税上の内国法人と外国法人の区分基準

1. 本店所在地主義と管理支配地主義の併用

韓国は2005年12月31日法人税法改正により内国法人と外国法人の判断基準が改正された。法人税法第1条第1号は2005年の改正前には本店所在地主義を採用したが、2006年1月1日から本店所在地主義と管理支配地主義(実質的管理の場所)を併用することになった。

法改正趣旨は、国会財政経済委員会の「法人税法の一部改正法律案(政府提出)検討報告2005.11」によると、法人税法第1条第1号の改正理由について「企業の居住地(本店または主たる事務所)を中心に、内・外国法人を区別する関係ではタックス・ハイブン等に名目会社(Paper Company)を置いて、実質的に国内で主な業務を遂行する外国法人等について租税回避の恐れがある。また、法人の居住地を決定する基準として管理場所を適用する外国の立法例と租税条約締結時、同管理基準を採用する国際慣行に矛盾する問題点があることを勧案すると、上記の法律案が妥当である」としている⁽¹⁾。また、企画財政部の「改正税法解説2006」によれば、「法人税法」第1条第1号の改正理由について「韓国が締結した大部分の租税条約で居住者の最終判定基準として事業の実質的管理場所が含まれているので、現行国内税法の内国法人判定基準に実質的管理場所の基準を含めることで租税条約との均衡を維持する」とし、租税回避を防止し、課税権を確保するために「実質的管理場所」の概念の導入趣旨を明らかにしている⁽²⁾。

法人税法では、法人を内国法人と外国法人に分類しており、国内に本店または主たる事務所あるいは事業の実質的管理場所を置いた法人を内国法人といい、外国に本店または主たる事務所を置いた団体(国内に事業の実質的管理場所が所在しない場合に限り)で、次のいずれかに該当する団体を外国法人という(法人税法第1条1号、3号、法人税法施行令第1条第2項)⁽³⁾と規定している。

(1) 大韓民国国会：<http://www.assembly.go.kr/>

(2) 例外としてOECDモデル条約Commentary on article 4, para 3.28.において日本と韓国は「実質的管理場所」の用語の代わりに「Head or Main Office」を使用するという留保(reservations)の立場を明らかにしている。以下原文参照。

28.Japan and Korea reserve their position on the provisions in this other Articles in the Model Tax Convention which refer directly or indirectly to the place of effective management. Instead of the term "Place of effective management", these countries wish to use in their conventions the term "head of main office".

したがって日韓租税条約第4条では実質的管理場所概念を適用していない。

日韓租税条約第4条(居住者)3項:1の規定により双方の締約国の居住者に該当する者で個人以外のものは、その者の本店または主たる事務所が所在する締約国の居住者とみなす。

イ ジェホ「法人税法上の実質的管理場所の基本概念および判断要素」,(租税学術論文集,第31集第1号,2015),288頁参照。

(3) 法人税法施行令第1条第2項:「法人税法」第1条第3号で「大統領令で定める基準に該当する法人」とは、次の各号のいずれかに該当する団体をいう(新設2013.2.15)。

1.設立された国の法律に基づいて法人格が付与された団体

2.構成員が有限責任社員のみで構成された団体

3.構成員とは独立して資産を所有するまたは訴訟の当事者となる等、直接権利・義務の主体となる団体

4.その他当該外国団体と同種または類似の国内の団体が「商法」等国内の法律に基づく法人である場合のその

法人税法第1条の改正により、関連規定も改正され、法人税法第9条(納税地)第1項で「内国法人の法人税納税地は、その法人の登記簿による本店または主たる事務所の所在地(国内に本店または主たる事務所を有しない場合には、事業を実質的に管理する場所の所在地)とする」と規定しており、法人税法第109条(法人の設立または設置申告)第1項では「内国法人は、その設立登記日(事業の実質的管理場所を置く場合には、その実質的管理の場所を置くようになった日)から2カ月以内に次の各号の事項を記載した法人設立申告書に、大統領令で定める株主等の明細書と事業者登録書類等を添付して納税地管轄税務署長に申告しなければならない。この場合、第111条の規定による事業者登録をした時は、法人設立申告をしたものとみなす。1.法人の名称と代表者の氏名、2.本店または主たる事務所あるいは事業の実質的管理場所の所在地、3.事業の目的、4.設立日」と規定している。

また、2006年に改正された国際租税調整に関する法律第18条(適用範囲)第2項では「課税当局は、外国法人の事業の実質的管理場所が第17条第1項の国または地域にある場合には、事業の実質的管理場所を第17条第1項の本店または主たる事務所とみなし、第17条を適用することができる。」と規定しており、特定外国法人の留保所得に対して合算課税できるとしている⁽⁴⁾。

この他にも関連条文において「実質的管理の場所」について追加している。特に、2012年7月27日、法人税法施行基準の一括的修正時、法人税法執行基準1-0-1「内国法人と外国法人の区分」に「実質的管理場所」の用語を追加し、「事業の実質的な管理の場所とは法人が事業を遂行する上で重要な管理または商業的意思決定が実質的に行われる場所を意味する」とOECDモデル条約第4条第3項、コメンタリ-24の定義を追加した⁽⁵⁾。

2. OECDにおける実質的管理場所の定義および判断基準

OECDでは実質的管理場所についてOECDモデル条約第4条第3項、コメンタリ-24に

外国団体

(4) 国際租税調整に関する法律第17条(特定外国法人の留保所得の配当みなし)第1項：法人の負担税額が実際発生所得の100分の15以下である国や地域に本店または主たる事務所を置く外国法人に対して内国人が出資した場合には、その外国法人中、内国人と特殊関係(第2条第1項第8号カ目の関係に該当するか否かを判断する時には親族等、大統領令で定める内国人の特殊関係人が直接または間接的に保有する株式を含む。)がある法人(以下「特定外国法人」という)の各事業年度末現在配当可能な留保所得中で、内国人に帰属される金額は、内国人が配当を受けたものとみなす。

(5) ARTICLE 4 RESIDENT 1. For the purposes of this Convention, the term “resident of a Contracting State” means any person who, under the laws of that State, is liable to tax therein by reason of his domicile, residence, place of management or any other criterion of a similar nature, and also includes that State and any political subdivision or local authority thereof.

ARTICLE 4 RESIDENT 3. Where by reason of the provisions of paragraph 1 a person other than an individual is a resident of both Contracting States, then it shall be deemed to be a resident only of the State in which its place of effective management is situated.

Commentary on article 4, para 3.24. As a result of these considerations, the “place of effective management” has been adopted as the preference criterion for persons other than individuals. The place of effective management is the place where key management and commercial decisions that are necessary for the conduct of the entity's business as a whole are in substance made. All relevant facts and circumstances must be examined to determine the place of effective management. An entity may more than one place of management, but it can have only one place of effective management at any one time

「実質的管理場所とは、法人が業務を遂行するにあたって重要な管理または商業的意志決定が行われる場所を意味する。全ての関連事実と状況を調査して実質的管理場所を決定しなければならない。法人は多数の管理場所を維持することはできるが、実質的管理場所もっばら1つだけ存在する」と定義をしており⁽⁶⁾、実質的管理場所の判断基準についてはOECDモデル条約第4条第3項コメンタリー-24.1.において「①取締役会が通常的に開催される場所、②最高経営責任者およびその他の上級管理職が通常的に活動を遂行する場所、③日々の人事管理が行われる場所、④法人の本店所在地、⑤法人の準拠法、⑥会計記録が保管される場所、⑦法人を一方の居住者と決定することが租税条約の不正利用のリスクを伴わないこと等」を提示している⁽⁷⁾。

OECDでは以前から実質的管理場所について議論がなされていたが、本論文ではOECD Discussion Paper (2001) と OECD Discussion Draft (2003) について検討する。

まず、OECD, The impact of the communications revolution on the application of “Place of effective management” as a tie breaker rule, Discussion paper OECD Technical Advisory Group (2001) においては、「Summary of key factors in determining a place of effective management (実質的管理場所を決定する際の主要な判断基準) について、

31. 実質的管理場所は、一般に事業の遂行に必要な意思決定が実質的に行われる場所、これは、通常取締役会が開かれ、企業の経営に関する意思決定を行う場所をいい、実質的管理場所の決定は、事実およびその他の関連する要因を考慮しなければならない。

- 最高段階の管理の中心が所在する場所、
- 事業が実際に行われている場所、例えば、設立地、登録事務所、税務関連業務担当者等の所在地等の法的要因、
- 支配株主が会社に関して重要な管理および商業上の決定を行う場所、そして
- 取締役の居住地⁽⁸⁾」としている。

(6) Commentary on article 4, para 3.24. 前掲注(4)

(7) Commentary on article 4, para 3.24.1 Competent authorities having to apply such a provision to determine the residence of a legal person for purposes of the Convention would be expected to take account of various factors, such as where the meetings of its board of directors or equivalent body are usually held, where the chief executive officer and other senior executives usually carry on their activities, where the senior day-to-day management of the person is carried on, where the person's headquarters are located, which country's laws govern the legal status of the person, where its accounting records are kept, whether determining that the legal person is a resident of one of the Contracting States but not of the other for the purpose of the Convention would carry the risk of an improper use of the provisions of the Convention etc.

イ ジェホ・前掲注(2), 292頁, 川田 剛・徳永匡子『OECDモデル租税条約コメンタリー-逐条解説』, (税務研究会出版局, 2014) 94 - 95頁参照。

(8) OECD, The impact of the communications revolution on the application of “Place of effective management” as a tie breaker rule, Discussion paper OECD Technical Advisory Group (2001), 7 - 9頁引用, 以下原文参照。Summary of key factors in determining a place of effective management

31. A place of effective management will generally be where key management and commercial decisions necessary for the conduct of a business are in substance made and given. This will ordinarily be where the directors meet to make decisions relating to the management of the company, but the determination of a place of effective management is a question of fact and other relevant factors taken into account by the courts have included:

また同報告書では、Place of effective management in multi-jurisdictions (35 – 41) で、実質的管理場所を明確に決定できない点について以下のように述べている。

実質的管理場所がいくつかの課税管轄下にあり、会社の居住地を決定することができない場合、ドイツ (39) では Top manager の居住地に従い会社の居住地を決定しなければならないとしている。また、このアプローチを理事会または取締役によって管理される会社と拡大することも可能である。しかし、不可能ではないが、ある特定の場所を実質的管理場所と指定することが困難なこともある⁽⁹⁾。そして、Mobility (流動性・移動性, 42 – 44) に対しても、国際的交通システムの改善とともに国際的事業を行う企業の増加により、実質的管理場所の概念にも影響を及ぼす。特に移動する実質的管理場所が増加する可能性があるとしている⁽¹⁰⁾。このような、いくつかの課税管轄下にあり、会社の居住地を決定することができない場合、単一の居住地を特定する判定基準のために同報告書では、実質的管理場所の概念に以下のことを考慮するように提案している⁽¹¹⁾。

-
- Where the centre of top level management is located.
 - Where the business operations are actually conducted.
 - Legal factors such as the place of incorporation, the location of the registered office, public officer, etc.
 - Where controlling shareholders make key management and commercial decisions in relation to the company; and
 - Where the directors reside.

(9) Place of effective management in multi-jurisdictions

39. German case law suggests that the residence of a company may be determined by the residence of the top manager, in cases where the place of management cannot be determined. It may be that this approach could be extended to companies managed by a board of directors or senior executives. However, increasingly, it is likely that situations will arise where those people are not all residents of one country.

(10) Mobility

42. Increasing numbers of enterprises conducting transnational businesses, combined with rapid improvement in global transportation systems, are also likely to have an impact on the place of effective management concept. In particular, there may be an increased incidence of mobile places of effective management.

43. It is not too difficult, for example, to envisage a situation where the managing director of a company who is responsible for the management of that company is constantly on the move. In some extreme cases, that person may consistently be making the decisions while flying over the ocean or while visiting various sites in different jurisdictions where his business is conducted.

44. Similarly, a board of directors may arrange to meet in different places throughout the year. For example, the board of a multinational enterprise may agree to meet at the offices of the enterprise around the globe on a rotational basis. This can also lead to an enterprise having a mobile place of effective management.

(11) Place of effective management in multi-jurisdictions

47. As noted above, the characteristics of effective management may exist in a number of jurisdictions and it may be said to exist simultaneously in more than one jurisdiction without a specific single jurisdiction being dominant. Thus to the extent that the place of effective management test fails to provide a clear allocation of residence to one country, albeit in a limited number of cases, it may be seen to be an ineffective rule.

48. In order to achieve a tie-breaker rule that will produce a single territory result in all cases, the following options may be considered:

- A) Replace the place of effective management concept.

A) 実質的管理場所概念の代替

- i) 設立地または組合の場合、企業の設立時の会社法が適用される場所、
- ii) 取締役・株主が居住する場所、そして
- iii) 経済的繋がりが最も強い場所

B) 実質的管理場所の基準を改善する：実質的管理場所の基準を改善するにあたっては2つの選択肢が提案されている。つまり、優勢な要因の根拠を決定するかまたは多様な要因を考慮することである。2000年OECDモデル条約コメントリ-24.においては以下の主要因に基づいて決定することを提案している⁽¹²⁾。

- i) 重要な管理および商業的意思決定が実質的に行われる場所、
- ii) 決定を行う最高責任者および集団が決定を行う場所、
- iii) 全体として企業の行為が決定される場所

C) 個人の判定基準のように段階基準を制定する。つまり1つの基準を適用して結果が得られない場合は、次の基準を適用する。

D) 上記のBとCの組み合わせ。

Mobilityについては、法人の判定基準を適用するにあたって以下のように段階基準を提案している⁽¹³⁾

- i) 実質的管理場所 (Place of effective management)
- ii) 設立地 (Place of incorporation)
- iii) 経済的繋がりが (Economic nexus; and)

B) Refine the place of effective management test.

C) Establish a hierarchy of tests, as in the individual tie-breaker so that if one test does not provide an outcome, the next test will apply; or

D) A combination of B and C above.

A) Replace the place of effective management concept

50. Various options have been raised as a possible alternative tie-breaker, such as:

- i) Place of incorporation or, in the case of an unincorporated association, place where corporate law applies to the establishment of the enterprise.
- ii) Place where the directors/shareholders reside; and
- iii) The place where economic nexus is strongest.

(12) B) Refine the place of effective management test

62. In refining the existing place of effective management test, two options have been suggested. Either, making a determination on the basis of predominant factor (s) or giving a weighting to various factors.

63. The construction of paragraph 24 of the 2000 Commentary presupposes that the determination is on the basis of the following predominant factors; where the key management and commercial decisions are made in substance; where the most senior person or group of persons makes its decisions and where the actions to be taken by the enterprise as a whole are determined. It may be that, for the majority of cases involving the company residence tie-breaker, these three factors readily deliver a decision which reflects the underlying policy intent. This may be considered the norm.

(13) 71. The level or levels below would therefore deal with determinations regarded as the exceptions. A possible structure for such a hierarchy may be:

- Place of effective management.
- Place of incorporation.
- Economic nexus; and
- Mutual agreement.

iv) 相互協議 (Mutual agreement)

次に、2003年に発表されたOECD, “Place of effective management concept: suggestions for changes to the OCED Model Convention”, Discussion draft, OCED Technical Advisory Group (2003)においては、A. Refinement of the place of effective management concept (実質的管理場所の概念の改善) およびB. 個人以外の者に対する判定基準としてOECDモデル条約第4条第23項に「Hierarchy of tests」を提案した⁽¹⁴⁾。

「3. 第1項の規定により、個人以外の者が両締約国の居住者である場合、その地位は次のように決定されると提案している。

- a) 実質的管理場所が所在する国でのみ居住者とみなされる
- b) 実質的管理場所が所在する国を決定できない場合、または実質的管理場所はいずれの国にもない場合、「オプションA：経済的關係がより密接である場所」, 「オプションB：その事業活動が主に実行される場所」, 「オプションC：取締役会の決定が主に行われる場所」の居住者とみなされる。
- c) 「経済的關係がより密接」, 「その事業活動が主に実行された」, 「取締役会の決定は主に行われる」国が決定されない場合は法的地位を与える国の居住者とみなされる。
- d) どの国からも法的地位を付与されないまたは法的地位を付与する国が決定できない場合は締約国の権限ある当局は相互協議によってその問題を解決するものとする。⁽¹⁵⁾」と提案した。

このようにOECDの報告書・提案書をみると、法人の二重居住地判定基準である実質的管理場所は依然として不明確な概念である。実際、企業の理事会および取締役会開催場所の移動性は増加している。情報通信技術の発達によって理事会が開かれるのは必ずしも一定の決まった場所ではない。取締役が全世界どこにいてもインターネットを通じて会議が可能である。このようなことからすれば企業の重要意思決定が遂行される1つの場所を決定することは容易ではない。企業の支配構造の変化等が進んでいる中で、実質的管理場所に対する国際的に統一された概念がない現況下において各国の国内法による対応も異なる

(14) OECD, “Place of effective management concept: suggestions for changes to the OCED Model Convention”, Discussion draft, OCED Technical Advisory Group (2003), 2 – 3頁引用。

(15) “3. Where by reason of the provisions of paragraph 1 a person other than an individual is a resident of both Contracting States, then its status shall be determined as follows:
a) it shall be deemed to be a resident only of the State in which its place of effective management is situated;
b) if the State in which its place of effective management is situated cannot be determined or if its place of effective management is in neither State, it shall be deemed to be a resident only of the State [OPTION A: with which its economic relations are closer] [OPTION B: in which its business activities are primarily carried on] [OPTION C: in which its senior executive decisions are primarily taken].
c) if the State [with which its economic relations are closer] [in which its business activities are primarily carried on] [in which its senior executive decisions are primarily taken] cannot be determined, it shall be deemed to be a resident of the State from the laws of which it derives its legal status;
d) if it derives its legal status from neither State or from both States, or if the State the State from the laws of which it derives its legal status cannot be determined, the competent authorities of the Contracting States shall settle the question by mutual agreement.”

可能性が高い。各国はその国の国内法によって解釈することになる。OECDモデル条約第3条第2項によれば、「一方の締約国によるこの条約の適用に際しては、この条約に定義されていない用語は、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、この条約の適用を受ける租税に関する当該一方の締約国の法令において当該用語がその適用の時点で有する意義を有するものとする。当該一方の締約国において適用される租税に関する法令における当該用語の意義は、当該一方の締約国の他の法令における当該用語に優先するものとする」としており、このことはOECDモデル条約上の実質的管理場所の概念についての解釈も各国の国内法で解釈されるため、同一用語であるとしても異なる意味で解釈される可能性は高い⁽¹⁶⁾。したがって、実質的管理場所が1つだけ存在するとのOECDモデル条約コメンタリー-24の定義からすれば、複数の管轄下にある実質的管理場所を1つに特定することは極めて困難であると考ええる。

OECDモデル条約コメンタリーの概念は、韓国国税庁例規といくつかの事例で実質的管理場所を説明するにあたり借用している実質的管理場所の概念である。

租税法上の法人の居住地の判定基準は、法人の租税負担額に関連して全世界所得に対して納税義務があるのか、源泉所得のみに納税義務があるのかを判定する手段であるため、非常に重要である。

また、韓国が導入した実質的管理場所という概念は、居住地を決定するための基準としてOECDモデル条約に規定されている概念を、法人税法に借用したものであるが、韓国法人税法とOECDモデル条約コメンタリーはその概念に差異がある。

法人税法上の「実質的管理場所」は、内国法人と外国法人の区別基準、すなわち、法人における居住地決定の要素であるのに対し、OECDモデル条約コメンタリーの「実質的管理場所」は、居住地決定の要素ではなく、OECDモデル条約第4条第1項による場合、2以上の居住地の存在が認められた場合、その中でどれを優先させるかに関する原則（いわゆる「tie-breaker rule」）として議論されていることに違いがある⁽¹⁷⁾。

そこには、実質的管理場所は1つだけ存在するというOECDの立場の適用の限界が存在するからである。各国で使用される実質的基準として「管理場所」および「重要な管理および統制」は、1以上の租税管轄権に存在することができるが、「実質的管理場所」は、1つだけが存在することがOECDの立場である。しかし、実質的管理場所という概念は、不確実な概念であり、発展した技術により、移動性が増加し、物理的な場所の概念が剥奪される現代社会で実質的管理の場所を1つだけに決めるのは容易ではない。租税条約上の二重居住法人に対して二つの締約国のいずれかの締約国に課税権を与えるかの判定の機能として、「実質的管理場所」が一つだけ存在するという事は、国内税法の解釈において議論があるが⁽¹⁸⁾、その理由としては韓国の法人税法上、実質的管理場所の概念は、韓国の税法上の課税権の有無が重要であり、他の課税管轄に実質的管理場所が存在するか否かは、重要でないとしている⁽¹⁹⁾。

(16) ヤン スンギョン・パク フン「法人税法上の実質的管理場所概念の改正法案に対する小考」, (租税学術論文集第31集第2号, 2015), 69頁。

(17) パク ミン・安慶峰「法人税法上実質的管理場所判断基準」, (租税学術論文集, 第29集第1号, 2013) 146頁。

(18) パク ミン・安慶峰・前掲注(17), 149頁。

(19) ヤン スンギョン・パク フン・前掲注(16), 71頁。

II 法人税上の実質的管理場所の定義および判断基準について

1. 法人税法上の実質的管理場所の定義および判断基準の必要性

法人の居住地を判定するための基準は、形式的基準と実質的基準に区分することができる。形式的基準は、登録地基準、本店所在地の基準、設立準拠法の基準などがあり、本店所在地主義または設立準拠法主義という。実質的基準は、実質的管理場所または重要な管理および統制が行われる管理場所の概念をいい、管理支配地基準という⁽²⁰⁾。

形式的基準による企業の居住区分は、会社設立の場所または経営場所を判断して決定される。本店所在地の場合は本店又は主たる事務所所在地を基準とし、設立準拠法は、法人がどの国の法律によって設立されたかを基準とする⁽²¹⁾。このような形式的基準による区分は納税者に予測可能性と法的安定性を齎す。

実質的基準は、実際の企業が管理されている場所の基準⁽²²⁾としており、実質を重視し、理事会開催、業務の指揮監督権を行使する場所を基準に区分することで、企業の再設立または資産の移転等の必要がないため、設立準拠法に比べて相対的に管理場所の変更が容易であるため租税回避に利用される可能性が高く、管理場所という概念は、その適用において不明確性を持っており、納税者の予測可能性と法定安定性を阻害する。設立準拠法もタックス・ヘイブンまたは低税率国に会社を設立し、実質的に管理は高税率国で行い、租税回避行為に利用されるため、大部分の国では、本店所在地主義と管理支配地主義を併用して課税権を確保しようとしている。

各国の税法は、全世界所得を課税対象として「居住者」を規定しているが、各国の税法上居住者の概念が同一ではないため、個人または法人が複数の国の居住者になるまたは複数の国の中でどの国の居住者にならないこともある。このことは国と納税義務者との間の紛争だけでなく、課税権限を有する国の間で自国の課税権の範囲と関連した紛争の可能性が存在する。したがって、国家間の取引のための国際的な二重課税防止と課税権の適切な配分に対する対策が必要になる。

各国は締結した租税条約により、両国間の二重居住者となる者については、いずれかの国の居住者にするとする基準を規定している。OECDモデル条約では、二重居住法人の居住地判定のために「実質的管理場所」を基準に定めている(tie-breaker rule)。「居住地国対居住地国の競合」による二重課税を回避するために、租税条約上、複数の居住地の存在が認められる場合、その内どれを優先させるかについての基準を提示し課税権を配分する。租税条約上どの国の居住者になるのかに応じて課税管轄が決まるため、租税条約上の居住者の判定は、課税管轄を決める手段である。

近年、主な国が財政難により、財源調達の税源を増加させようと努力を続けている状況で、多国籍企業の積極的な租税戦略による低実効税率が問題になった。国際間の課税権紛争が増加している今日では、多国籍企業の租税回避行為は所得移転を通じた税源侵食で各国間の相違な租税制度と租税上の抜け穴を利用する。低税率国に名目会社を設立し、実質的な管理は高税率国で行われるが、低税率国で税金を課されるまたは免除される行為を防

(20) キム ワンソク・ファン ナンソク『2014法人税法論』、(株)クァンギョイテックス、2014)、82頁。

(21) キム ワンソク・ファン ナンソク・前掲注(20)、82頁。

(22) キム ワンソク・ファン ナンソク・前掲注(20)、82頁。

止するために、実質的管理場所の概念が導入された。特にタックス・ヘイブンは居住者と内国法人に全世界所得を課税する体制を維持する国では、課税ベースの侵食の問題が生じる。

経済の発展により、現在では物理的な場所がなくても、他の国で事業活動を行うことができ、固定事業場がなくても事業を運営することができるようになったことより居住地国においても課税されない租税戦略を利用することが容易になっている。

このような世界的租税環境の変化に伴い、韓国は2005年末に法人税法上に「実質的管理場所」の概念を導入したが、法人税法は「実質的管理場所」の定義について規定していない。課税権を確保しようとする課税当局の努力は反映されたとしても、納税者の法的安定性と予測可能性を高めるための具体的な法整備は行われておらず、法人税法施行基準1-0-1「内国法人と外国法人の区分」において「実質的管理の場所」の用語とOECDモデル条約第4条第3項、コメンタリー24の定義を追加したのみで、いまだ実質的管理場所を判断する基準について明確な基準がないのが現状である。

OECDモデル条約及びコメンタリーは、OECD加盟国の間で締結された国際的に権威を認められている基準として一つの参考資料になることができるという裁判所の立場を反映することができるが、これだけに依存せず、以下の点を考慮に入れ、韓国の法人税法上の機能と目的に合致するように実質的管理場所の定義と適用範囲を含めた判断基準の立法的な補完が必要である。

2. 租税回避意図および実質的事業遂行の有無に関する判断基準に関して

最近の判決では、実質的管理場所を判定する際に租税回避の意図があるか否かを考慮して、事実関係と諸事項を検討して判断する事項であるという判示が増えている。韓国は、「実質的管理の場所」導入以前から実質的管理場所は単に形式上の登録住所地が重要ではなく、法人の実質的営業活動が実行されていることと併せて、その経営上の決定が行われる場所でなければならないというのが裁判所の判断である。これによると韓国では実質的管理の場所を国内に置いたか否かを判定する際に法人の実質的な営業活動が実行されているか否かも重要な考慮対象としている。

しかしながら、法人税法上、「実質的管理場所」の概念導入の立法趣旨を考えると、実際に形式と実質の乖離の有無を明確にして、それと共に事業遂行実体と租税回避意図の有無を判断する際には、実質的基準を明確化することで客観的に実質的管理場所が決定される必要がある。

Ⅲ 法人税上の「実質的管理場所の判断基準」に関する事例検討

1. 「ソウル行政法院 2013.9.30 宣告 2013クハップ 6343判決」事例

【法人税法第1条第1号で内国法人として認定される「実質的管理場所を置いた法人」の判断基準：国勝】

1) 処分の経緯

(1) 原告Aは、海上貨物運送業、海上貨物運送斡旋業等を目的とし1976年3月25日に設立された内国法人であり、B国際有限公司（以下B社という）は、海運業、諮問業、天然ガス運送業などを目的とし、2004年7月22日に英領バージン諸島に設立された法人であり、北

京、香港、東京等に事業所を置いている。

(2) 原告Aは、B社と、各300万ドル(米ドル)ずつ出資し、中国の国営石油化学企業C石油化工連合有限責任会社(以下「C社」という)の原油を輸送する事業を共同で営むために株主間契約(Shareholders Agreement, 以下「投資契約」という)を締結し、それに応じて、2006年11月1日にバージン諸島に合弁会社D(以下「D社」という)を設立した。

(3) D社は、2006年12月22日にC社と輸送期間を5年(1年延長可能)と定めた長期原油輸送契約(以下「本件運送契約」という)を締結して原告Aからsingle hull oil tanker(船体外板を一重にした従来のタンカーで衝突及び座礁などの海洋事故で船体が破損した場合、油が容易に流出されている問題があり、国際機構と各国政府が運行を制限している)2隻をチャーターして、同じ月31日から中国-中東間航路で原油を輸送した。

(4) 中国は、2010年からsingle hull oil tankerの国内入港を禁止したが、原告AとB社は異種oil tankerに置き換えて投入することに合意せず、最終的には合資会社Dは、2010年6月28日頃、本件運送契約に応じて、FMSの輸送業務を中断した。

(5) D社は、2011年1月8日、理事会を開催し、資産の大部分である1080万ドルを中間配当することを決議し、これにより、原告AとB社は各々540万ドル(分配金)ずつ支払いを受けた。

(6) ソウル地方国税庁長は、2011年10月17日から2012年1月31日まで原告Aの税務調査を実施してD社を旧法人税法(2011年12月31日法律第11128号に改正される前のもの)第1条第1号の内国法人とみなして法人税および付加価値税の合計21,157,886,300ウォンを賦課したがD社は、これを全く納付しなかった。

(7) これに対し被告はD社が実質的営業活動を中断した状態で、大部分の資産を中間配当したのは、国税基本法第38条所定の解散及び清算に該当するとし2012年4月20日原告Aに第2次納税義務者としてD社の2008事業年度の法人税等59億2千万ウォン(本税5,654,894,720ウォン+加算金265,105,280ウォン)を納付するよう通知した(以下、「本件の処分」という)。

(8) 原告は、本件処分に不服して2012年5月23日に租税審判を請求したが、租税審判院は同年12月31日、原告の請求を棄却した。

2) 事実の認定：D社の実質的管理場所が国内にあるか否か

(1) 実質的管理場所の判断基準

法人税法は、従来、国内に本店または主たる事務所を置いた法人を内国法人と規定していたが、租税回避地域に名目上の本店または主たる事務所を設置し、国内で実質的に主な営業活動を営みながら納税義務を回避することを防ぐために2005年12月31日に第1条第1号を改正し、国内に事業の実質的管理場所を置いた法人も内国法人と規定した。ここで事業の実質的管理場所とは、上記の規定の立法趣旨を考慮すると、法人が事業を遂行する上で重要な管理、または商業的意思決定が実質的に行われる場所を意味するもので、その判断要素としては、取締役会や理事会、この他に同一の組織の集まりが通常的に開催される場所、最高経営者およびその他の役員が通常的に活動を遂行する場所、法人固有の日常管理が行われている場所、会計記録が保管されている場所等を考慮することができる。

(2) D社の設立経緯と運営形態等

① D社の業務は、投資契約等の定めるところにより、原告AとB社が分担して遂行したが、

原告は費用支払と収益請求および売上請求、用船支援、船舶運営支援、政府管理および理事会の承認準備業務などの船舶の運航と行政に関する業務を、BはC社との関連業務、新規貨物営業、用船および運営支援業務等、顧客および運送物量の確保に関する業務を担当した。ただし、Bは本件運送契約の他に別途の運送契約や荷主との交渉はできなかった。

②このようにD社の業務は、原告AとB社が遂行したので、D社が別途の人的組織を持っておらず、設立地である英領バージン諸島にも事業を営むための固定施設を置かなかった。

③D社の取締役会は、原告AとB社が各2人ずつ選任した役員で構成されているが、理事らの活動内訳(株主総会も役員らが原告AとB社を代表して署名する方式で理事会決議と共に行われた)は、以下の3)判断に示す通りである。

④D社の会計関連の記録は、投資契約等の定めるところにより、原告Aが作成して保管している。

3) 裁判所(行政法院)の判断

(1)先に認定した事実にも明らかになった次の諸事情、つまり、①D社は、バージン諸島に住所を置いているが、実質的で独自の営業設備を備えていない点、②B社はC社と本件運送契約を締結する上である程度寄与したものとみられるが以後の新しい荷主や貨物を獲得できなかったし、貨物の輸送に関連したD社の実質的な業務遂行は、原告がほとんど行っていたとみなされる点、③D社の理事会および株主総会は、書面をもって代えるか、ソウルで開催され、B社が事業所を置いている中国、香港、日本などでは開かれたことがない点、④ソウルで開催された理事会で配当決議のようなD社の重要な意思決定が行われた点、⑤原告AがD社の会計関連記録を作成し、保管している点、⑥B社はバージン諸島で設立され、各国に事業所を置いているが、その主な管理場所さえ明らかにされていない点などを総合してみると、D社は、事業の実質的管理場所を国内に置いているとみなすことが正しい。

(2)原告Aは、貨物の安定受注能力が重要な業務要素である海上貨物運送業の特性上、D社の重要な管理と商業的意志決定は、船舶の確保や貨物の輸送ではなく、荷主であるC社と運送契約を締結し、維持・管理することであるが、これは全てB社が、中国などで遂行したのでD社の実質的管理場所が国内にないと主張するが、ある法人が国内に実質的管理場所を置いているかは、国内での営業活動と商業的意志決定に基づいて判断すれば充分なものであり、海外での営業活動などを主に考慮して判断するものではなく、当該法人が海外にも拠点を置いており、租税条約が適用されるべきである点については、これを主張する納税義務者にその証明責任があるが(大法院2008.12.11宣告, 2006ド3964判決等参照)原告は、D社の実質的な管理場所が漠然と海外にあると主張するのみで、その国を特定して、その法令上内国法人の認定基準が何なのか、合弁会社が、その基準を満たしているか等を全く主張および立証していない。

(3)結局、D社は、国内に実質的管理場所を置いた内国法人であるため、これに反する原告の主張には理由がない。

2. 本判決の妥当性

1) 法人税法第1条第1号の改正の経緯および「実質的管理場所」の意義

法人税法第1条第1号は、内国法人の定義について「国内に本店または主たる事務所を

置いた法人」と規定していたが、国内で事業の実質的管理が行われる場合であっても、外国に本店または主たる事務所を置くことにより外国法人として扱われるため、租税を回避する行為が可能であるため、これを改善する必要がある。韓国が締結した大部分の租税条約において居住者の最終的な判定基準として事業の実質的な管理の場所が含まれているので、租税条約との均衡を維持するために2005年12月31日、内国法人の判定基準に「国内に事業の実質的管理場所を置いた法人」を追加して第1条第1項を改正した。ところが、法人税法および同法施行令では、「実質的管理場所」の定義が具体的に規定されていなかった。国税庁は有権解釈を示しているのみであった。

このような状況で、2013年ソウル行政法院の判例は、「実質的管理の場所」の定義と判断基準を明らかにした点で意義がある。

2) 法人税法上、「実質的管理場所」の判断基準

具体的には、2013クハップ6343判決は、「実質的管理場所」の判断基準として、①理事会や、これと同様の組織の集まりが通常的に開催される場所、②最高経営者およびその他の役員が通常の活動を行う場所、③法人の高位水準の日常管理が遂行される場所、④会計記録が保管される場所と提示している。

法院は、本判決において課税官庁が上記の基準に基づいて法人の実質的な管理場所が国内に存在するという点を立証したか否かを優先的に判断しており、ある法人の「実質的管理場所」が国内に存在するか否かを判断するにあたっては、上記の基準により判断すれば足りるとしている。これは、韓国の法人税法上、原告法人の「実質的管理場所」が国内にあり、韓国が課税管轄であるか否かに対して法人税法上の判断基準が適用されているからである。OECDモデル条約第4条第3項コメンタリー-24.1ではある居住地を優先するかを決めるための基準を提示しているが⁽²³⁾。本判決はOECDモデル条約上の「tie-breaker rule」を適用する前に、課税庁が上記の判断基準に従い、法人の実質的管理場所が国内にあるとした立証の可否を判断したものである。この判決は「実質的管理場所を解釈するにあたって、OECDモデル条約のコメンタリーをそのまま援用すべきではない⁽²⁴⁾」とする学者の見解に付合しているように考える。

2016年1月に大法院では最初に実質的管理場所の判決が下された⁽²⁵⁾。大法院は内国法人と外国法人を区分する基準の一つである「実質的管理場所」の意味と基準に対して以下のように判断した。

「内国法人と外国法人を区分する基準の一つである「実質的管理場所」とは、法人の事業遂行に必要な重要な管理と商業的決定が実際に行われる場所を意味し、法人の事業遂行に

(23) Commentary on article 4, para 3.24.1・前掲注(7)

(24) ヤン スンギョン・バク フン・前掲注(16)71頁、カン ナンギュ「2013年国際租税判例回顧」、(租税学術論文集第30集第2号、2014)、223頁。

(25) 参考事例：大法院2016.1.14宣告2014ド8896判決。

実質的管理場所を外国に置いていた法人が既に国外で全体的な事業活動の基本的な計画を樹立・決定していて、国内では短期間の事業活動の詳細な執行行為のみを遂行した場合には、従来の実質的管理場所とその法人との間の関連性が断絶されたとみなす等の特別な事情がない限り、法人が実質的管理場所を国内に移転したと容易に断定すべきではないとした判例。

・この他の実質的管理場所に関する判決：ソウル行政法院2013.5.24.宣告2012クハップ10673判決(国敗)、ソウル高等法院2014.5.28宣告2013ヌ28444(ソウル行政法院2013.9.13宣告2012クハップ21055判決)(国敗)。

必要な重要な管理および商業的決定といった法人の長期的な経営戦略、基本政策、企業の財務と投資、主要財産の管理・処分、核心的な所得創出活動等を決定し、管理することをいう。法人の実質的管理場所がどこなのかは、理事会またはそれに相当する意思決定機関の会議が通常開催される場所、最高経営、および他の重要な役員が通常の業務を行う場所、上級管理者の日常的管理が遂行される場所、会計書類が日常的に記録・保管されている場所等の諸事情を総合的に考慮して、具体的な事案にしたがって、個別に判断しなければならない。」としており、行政法院と大法院はほぼ同じ判断を下しているが、両方の判決は法人税法上の判断基準を適用していると考えられ、韓国の国内法実情に合うものとして妥当な判決であると考えられる。

IV 実質的管理場所の概念に対する改善方案

1. 実質的管理場所の判断基準の具体化

「実質的管理の場所」の概念が法人税法に導入され、課税当局の努力は反映されたとしても、納税者の法的安定性と予測可能性を高めるための具体的法整備が明らかになっていない。実質的管理場所に関する具体的な定義および基準を定めることは容易ではないが法的安定性と予測可能性の観点から法人税法施行令や施行規則等に明確な定義および基準を提示する必要がある。

実質的管理場所について韓国の法人税法が借用している OECD モデル条約の解釈適用についてみると、OECD モデル条約上の実質的管理場所は、法人税法上の実質的管理場所とその目的と機能が異なる。租税条約上、実質的管理場所は、いずれかの国に課税権を分配する目的があるので、公正な判断が要求される。

しかし、「法人税法上の実質的管理場所は租税条約の適用に関係なく、韓国の課税権の存在を明確にすればよく、他の課税管轄に課税権を譲歩するための判定をするものではない。このような意味で、法人税法上の実質的管理場所は、OECD モデル条約上の実質的管理の場所よりも広く適用されると見るのが妥当である」⁽²⁶⁾。

韓国の法人税法上の内国法人と外国法人区分の基準では、本店と主たる事務所または実質的管理場所を国内に置いた場合には、内国法人であり、本店または主たる事務所が国内にない場合でも実質的管理場所を国内に置いた場合には内国法人となる。したがって、法人税法における実質的管理場所の定義および判断基準の法整備にあたっては、OECD モデル条約コメントリーの判断基準を参考とする場合には、その判断基準が国内の実情に合わせて妥当なのかを具体的に検討した上で、再構成する必要がある⁽²⁷⁾。

実質的管理の場所の判定基準を具体化するにあたっては、実質的管理場所の判断基準を項目別に検討する必要がある。まずは、意思決定権の有無および意志決定者の法的権限について検討する場合には、実質的基準に基づいて「実質的管理」の主体に関しては「実質的管理場所」とは、基本的に企業の理事会が開催される場所を意味するが、企業の意思決定が実質的には理事会ではなくその他の者（例えば代表取締役、大株主等）によって行われ、

(26) イ チャン「法人税法上の内国法人認定要件である実質的管理場所の判断基準 - OECD モデル条約第4条第3項注釈書の合理的活用一」、(ソウル大学法学, 第54巻第4号, 2013), 253頁。

(27) ヤン スンギョン・パク フン・前掲注(16) 67頁。

理事会は意思決定を行う役割のみをする場合には、代表取締役または大株主等が会社の経営に関する決定を実際に行った場所が「実質的管理場所」となる⁽²⁸⁾。

次に重要な管理および商業的意志決定の意味を検討する場合には、上記の裁判所の判断のように、全体としては企業の事業活動遂行に必要な重要な管理および商業的決定が実質的に行われる場所として定義し、具体的にどの行為を重要な管理および商業的決定としてみるかを段階的に判断することが重要である⁽²⁹⁾。さらに、場所の問題、事業遂行の有無および租税回避の意図などを総合して検討すべきと考える。

「実質的管理場所」概念は、法人の居住性を判断するに不確定性を内包しており、実質的管理場所の存在を決定するにおいて、どの場合も適用可能な明確な判断基準を提示することは極めて難しい。したがって、すべての関連する事実および状況をもとに事案別アプローチ (case-by-case approach) をとることが合理的であるがこの場合でも具体化された判断基準が確立されていなければならない⁽³⁰⁾。そのために、韓国も立法的な補完を介して、実質的管理場所の概念と判断基準について、法人税法又は法人税法施行令等に定義し具体化することが望ましい。

2. 実質的管理場所の適用範囲の明確化

「実質的管理場所」の導入趣旨は租税条約上の法人の居住地判定基準との均衡を取ることに加えて、タックス・ハイブンおよび低税率国にペーパーカンパニーを設立し、実質的に国内での管理および統制が行われることを防ぐことにある。

「実質的管理場所」の適用は限定的に内国法人が外国法人に偽装した場合、または韓国に対する全世界納税義務を回避するために、意図的に外国に本店または主たる事務所を設置し、実際の管理および統制を韓国で行いながら外国法人として偽装している場合等に限り、消極的に適用する必要がある。一つの法律の規定を持って課税権の拡大と租税回避防止という二つの目的を同時達成するために包括的に課税することは、納税者の法的安定性が侵害される虞が高くなる点が否定できない。

例えば、実体のない租税回避目的のSPC (特定目的会社) は、実質的管理場所を国内に置いた内国法人とみなして、全世界中の所得に対して課税するように法規定を適用して課税管轄が拡大されるようにすることは、立法趣旨にも合致するが、正当なSPCが内国法人として扱われる可能性も考慮して立法的な補完を用意しなければならない⁽³¹⁾。

租税回避の意図があったことを証明するのは容易ではないため、タックス・ハイブんにSPCを設立する場合には、課税当局等に適法な手続きを経て申告するように立法的に補完して脱税の意図の可否について把握できるようにすることが望ましい⁽³²⁾。

3. 実質的管理場所の適用上の問題点と改善方案

上記以外においても「実質的な管理場所」の概念を適用するにあたり、以下のような問

(28) パク ミン・安慶峰・前掲注(17) 170 - 171頁。

(29) ヤン スンギョン・パク フン・前掲注(16) 74 - 88頁, イ ジェホ・前掲注(2), 304 - 305頁。

(30) ヤン スンギョン・パク フン・前掲注(16) 72頁。

(31) ヤン スンギョン・パク フン・前掲注(16) 89頁。

(32) ヤン スンギョン・パク フン・前掲注(16) 90頁。

題点があり、これを改善するためには立法的な補完が必要である。

1) 外国法人区分基準の統一性を確保

実質的管理場所の概念を法人税法に導入した後、税法の関連規定を改正して内国法人と外国法人の区分基準を統一したが、依然として外国法人の意味が統一されていない部分が存在する。租税特例制限法上の税制優遇を実質的管理場所が国内にあり、内国法人として課税される外国法人に付与するか否かの問題がある。

外国人投資等に対する租税特例規定の租税特例制限法第121条の2「外国人投資に対する法人税等の減免」の規定および同法施行令第116条の2「租税減免の基準等」の規定によれば、適格要件を満たす外国人投資については、法人税、所得税、取得税と固定資産税を各々減免する。この時、外国人投資とは、「外国人投資促進法第2条第1項第4号の規定による外国人投資」をいう。ここで、外国人とは、外国人投資促進法の下での外国人であり、同法第2条第1項第1号によると、外国人は、外国の国籍を持っている個人、外国の法律に基づいて設立された法人（外国人投資促進法で「外国法人」という。）と大統領令で定める国際経済協力機構をいう。

文言通りに解釈すれば、実質的管理場所が韓国で外国の法律により設立された法人の場合、法人税法上では内国法人であるが租税特例制限法上では外国人に該当することが可能になる⁽³³⁾。実質的管理場所が韓国にある理由で税法上では韓国の内国法人として扱われた外国法人に韓国の内国法人と同様に、租税特例制限法上の外国人に適用される税制優遇を与えるか否かの問題が生じる。このような場合、納税者に混乱を与える可能性があり、租税特例制限法上の税制優遇を実質的管理場所が国内にある外国法人に許可する場合、結局、課税権を確保しようと導入した趣旨と付合しないので、法人税法と他の税法との一貫性および統一性を確保することが必要になると考える。

2) 租税回避防止対策の強化

設立準拠法によると本店または主たる事務所が法人の居住地を判定するため租税回避行為に悪用される場合に備えて、実質的管理場所の概念を導入したが、実質的管理場所も任意的に操作することが可能であるので容易に移動することができる。これを利用した租税回避の対策が必要である。

実質的管理場所が国内にあるにもかかわらず、外国法人に偽装して、全世界のどの国にも税金を納付しないでタックス・ヘイブンに所得を隠匿して税金を脱漏するまたは税負担を軽減する目的で行う組織形態の濫用をはじめ、実質的管理場所を利用して内国法人としての各種租税特典等を濫用する等、租税回避スキームは常に発展している。その対応策として移転価格税制の強化、過少資本税制の適用要件の拡大、被支配外国法人税制等の租税回避防止規定について強化することが必要である⁽³⁴⁾。韓国が締結している租税条約上でも租税回避防止のために、二重居住者の場合、特典制限条項 (limitation on benefits; "LOB") を規定する必要がある。

3) 国際的二重課税の問題

韓国の法人税法上においては内国法人または外国法人かを判断する場合に、海外で課税

(33) パク フン「韓国税法上の内国法人と外国法人の区分基準－韓、日、中の私法および税法上比較を中止として」、(租税法研究14-1, 2008), 283頁。

(34) ヤン スンギョン・パク フン・前掲注(16), 88頁。

されるか否かを考慮する必要はない。なぜなら、租税条約上の居住地国を判断する場合には、租税条約の適用を受けるために、相手の締約国での納税義務について考えなければならないが、韓国の法人税法上の内国法人であるかを判断する時には、韓国の法人税法上の規定で判断することで十分である。

そのため、租税条約を締結していない国の居住者および租税条約締約国の居住者として判定されても、韓国の国内法上では内国法人であるため、両国で全世界所得に対して課税される可能性がある。また、租税条約上の判定基準を適用しても、二国間の「相互合意」がされない場合も考えられ、この場合には全世界所得に対して課税されることになる。

このような国際的な二重課税の問題を解決するためには、租税平等主義を実現するためにも租税条約および法人税法上の立法上の補完が必要である。

おわりに

本論文では、韓国の法人税法上の内国法人と外国法人判定に関する区分基準および、OECDモデル条約、同コメンタリー-の判定基準について具体的な事例を含めて検討することで実質的管理場所の判定基準の解釈および適用上の問題点と改善策を考察した。

実質的管理場所の規定にあたっては、法人税法施行令および施行規則等実質的管理場所の意義と判定基準について具体的に規定することにより納税者の予測可能性を高めることが必要である。韓国の法人税法における実質的管理場所の適用基準に関しては、OECDモデル条約コメンタリーを参照しながらも、その目的に合わせて再構成されている。しかし、「実質的管理場所」を決定するにあたり、実質的基準については事実判断の問題として恣意性を排除するためにも慎重に判断しなければならない。そのためにも実質的基準制定にあたっては、より具体的な基準が求められる。

明確ではない実質管理場所の法律の規定で包括的に課税するという事は、租税法律主義が指向する納税者の法的安定性と予測可能性を阻害するので、当初の導入の趣旨に添った実質的管理場所の定義および判断基準等との立法上の補完が必要である。

また、韓国のような規定は結果として二重課税の問題が生じるため租税条約の改正を含めた救済措置が必要である。

なお、本論文を踏まえ、今後の研究課題として主要国と日本との比較を行い、現在、本店所在地主義を採用している日本の制度と実質的管理支配地主義の関係について具体的に研究を進めたいと考える。

(参考文献)

(文献)

川田 剛・徳永匡子『OECDモデル租税条約コメンタリー-逐条解説』、(税務研究会出版局, 2014)

『平成27年度租税条約関係法規集』、(公益社団法人納税協会連合会, 2015)

吳 允『国際租税法論』(韓国学術情報株, 2011)

律村租税判例研究会『租税判例研究Ⅲ』、(セキョンサ, 2013)

キム キソク共著『国際租税の核心理解』, (サンイルインフォマイン, 2014)
キム ジュンソク共著『国際租税実務』, (サンイルインフォマイン, 2014)
キム インゲン『国際租税の理論と実務』, (カンギョイテックス, 2014)
イ キョングン共著『国際租税の理解と実務』, (ヨンワ租税通覧, 2014)
キム ワンソク・ファン ナンソク『2014法人税法論』, (株クァンギョイテックス, 2014)
李 昌熙『税法講義』, (博英社, 2015)
任 勝淳『租税法』, (博英社, 2015)
李 淳奉『租税法総論』, (サムイルインポマイン, 2015)
宋 雙鐘『租税法学総論』, (租税文化社, 2015)
ソ スンム・ユン ジヒョン『租税訴訟』, (株ヨンワ通覧, 2016)

(雑誌論文)

パク フン「韓国税法上の内国法人と外国法人の区分基準－韓, 日, 中の私法および税法上比較を中心として」, 租税法研究 14 - 1, 2008

パク ミン・安慶峰「法人税法上の実質的管理場所の判断基準」, 租税学術論文集, 第29集第1号, 2013

イ チャン「法人税法上の内国法人認定要件である実質的管理場所の判断基準－OECDモデル条約第4条第3項注釈書の合理的活用——」, ソウル大学法学, 第54巻第4号, 2013

カン ナンギュ「2013年国際租税判例回顧」, 租税学術論文集第30集第2号, 2014

イ ジェホ「法人税法上の実質的管理場所の基本概念および判断要素」, 租税学術論文集, 第31集第1号, 2015

ヤン スンギョン・パク フン「法人税法上の実質的管理場所概念の改正法案に対する小考」, 租税学術論文集, 第31集第2号, 2015

OECD, The impact of the communications revolution on the application of “Place of effective management” as a tie breaker rule, Discussion paper OECD Technical Advisory Group (2001)

OECD, “Place of effective management concept: suggestions for changes to the OCED Model Convention”, Discussion draft, OCED Technical Advisory Group (2003)

- ・大韓民国国会 : <http://www.assembly.go.kr/>
- ・韓国企画財政部 : <http://www.mosf.go.kr/>
- ・韓国国税庁 : <http://www.nts.go.kr/>
- ・韓国大法院 : <http://www.scourt.go.kr/>
- ・国税法令情報システム : <http://taxinfo.nts.go.kr/>

(2017.1.20 受稿, 2017.2.14 受理)

〔抄 録〕

本論文は、韓国の法人税法の改正により、内国法人と外国法人の区分基準として導入された「実質的管理場所 (Place of Effective Management) 」の概念について検討したものである。「実質的管理場所」の導入趣旨は租税回避行為に対応するためのものであるが、現在の実質的管理場所の概念が法人税法に導入されて以来、これに対する判断基準が具体的に確立されておらず、実質的管理場所を明確に解釈して判断するには困難がある。

本論文では、韓国の法人税法上の内国法人と外国法人判定に関する区分基準およびOECDモデル条約、同コメンタリーの判定基準、さらに具体的な事例を検討することで実質的管理の場所の判定基準を整理して、解釈および適用上の問題点と改善策を考察したものである。実質的管理場所の規定にあたっては、法人税法施行令および施行規則等実質的管理場所の意義と判定基準について具体的に規定することにより納税者の予測可能性を高めることが必要である。

明確ではない実質管理場所の規定で包括的に課税することは、租税法律主義が指向する納税者の法的安定性と予測可能性を阻害するので、当初の導入の趣旨に合うように、実質的管理場所の定義および判断基準等に対しての立法上の補完が必要であると指摘をしている。

製品の視覚的な重さと購買の重要性判断

外 川 拓
朴 宰 佑

目次

1. 導入
2. 理論的背景
3. 仮説
4. 実験
5. 議論

1. 導入

今日、競合する製品間で本質的な違いを見出しにくい状況、すなわちコモディティ化がますます進んでいる(恩藏 2007)。スーパーマーケットやコンビニエンスストアなどの店頭を思い浮かべてみると分かりやすい。食品から日用品、雑貨に至るまで、棚に陳列された多種多様な製品群を一見しただけで、各製品の違いを明確に識別できるような状況は稀だろう。したがって、どのように製品やブランドの価値を消費者へ効果的に伝達し、競合製品との差別化を図るかは、マーケティングの研究者や実務家にとって極めて重要な課題と言える(恩藏 2007; 勝又・西本 2016)。

こうしたなか、コモディティ化への対応手段として注目されている概念の1つに感覚マーケティング(sensory marketing)が挙げられる(Krishna 2010, 2012)。感覚マーケティングとは「消費者の感覚に働きかけることで、彼らの知覚、判断、行動に影響を与えるマーケティング」(Krishna 2012, 332)のことであり、消費者の五感(視覚、聴覚、嗅覚、味覚、触覚)に注目する考え方である。なかでも、近年では重さ、手触り、温度といった触覚に関する研究が多く行われている(例えば、Hong and Sun 2012; Krishna and Morrin 2008; Peck and Wiggins 2006)。本研究では、触覚の主要な属性の1つである重さに注目をして議論を進めていく。

重さに関する既存研究によると、人は重さを経験した際、本来関連のない対象に対する重要性知覚を高める(Jostmann, Lakens, and Schubert 2009)。こうした研究知見は、例えば買い物かごや荷物などを通じて重さを経験することにより、製品購買の重要性という本来は直接関連のない判断が異なってくることを示唆している。ところが、店頭における実際の購買行動を考えてみると、すべての製品が消費者の手に取られるわけではないことに気づく。むしろ、消費者は視覚的な情報処理を踏まえたうえで、購買の見込みが高い製品のみを手にとると考えられる。手に取った段階で行われるのは、当該製品の最終的な購買決定であるため、手に取る前の段階でいかに消費者の視覚に訴えかけるかが重要であると

いう主張もある (Clement 2007)。加えて、Amazon.com や楽天などに代表されるように、オンライン購買が普及している今日、実際に製品に触れずに購入を決定する経験はますます一般的になっているだろう。こうした事実を踏まえ、本研究では、重いという経験を視覚的な特性によって与えた場合、すなわち、消費者が「視覚的な重さ (visual perceived heaviness)」(Deng and Khan 2009) を感じた場合、製品購買に対する消費者の重要性知覚がどのように変化するかについて検討していく。

2. 理論的背景

2-1 感覚マーケティングと触覚研究

近年、感覚マーケティングに関して高い関心が寄せられている。*Journal of Consumer Psychology* の2014年4月号では感覚マーケティングに関する特集号が組まれたほか、*Psychology & Marketing* の2014年7月号では店頭マーケティングに関する特集号が組まれ、店舗内の感覚刺激と購買行動に関する研究成果がまとめられている。

すでに述べた通り、感覚マーケティングは消費者の五感に焦点を当てた考え方である。古くから取り組まれてきたのは視覚に関する研究であるが (例えば、Bloch 1995; Garber, Burke, and Jones 2000)、近年では触覚に関する研究も多く行われるようになった。

触覚情報には、手触り、硬さ、重さ、温度という4つの主要な属性がある。(Klatzky and Lederman 1992; Peck 2010; Peck and Childers 2003a)。こうした触覚情報は、一見すると関連性のない消費者の意思決定に、無意識的に影響を及ぼしていることが知られている。マーケティングおよび消費者行動の分野において、こうした影響を初めて本格的に議論したのは Peck and Wiggins (2006) である。彼女らは、触覚情報のうち特に手触りに焦点を当て、2種類のパンフレットを用いた実験を行った。いずれも、ホームレスの人々に毛布を提供する慈善団体についての広告だが、一方のパンフレットにのみ毛布と手触りが似ているフリース素材の生地見本が添付されている。パンフレットを読んだ実験参加者に対して質問を行ったところ、生地見本がついているパンフレットを読んだグループは、生地見本がついていないパンフレットを読んだグループに比べ、パンフレットに対する態度、慈善団体に対する態度、慈善団体に対する協力や寄付の意向が高かった。また、こうした影響は接触行為に対する個人的傾向、すなわち「接触欲求」(need for touch; NFT; 詳細は後述)によって異なることも明らかにされた。パンフレット上の生地見本によって得られた手触りと慈善団体の評価は、合理的に考えれば関連がないはずである。しかしながら、慈善団体の評価において、多くの人がフリースによる手触りの影響を受けることが示されている。

硬さに注目した研究も行われている。Krishna and Morrin (2008) は、容器の硬さがミネラルウォーターの味覚評価に与える影響を検討した。実験では、硬さが異なるプラスチックのコップに入ったミネラルウォーターを参加者に飲んでもらい、味を評価してもらった。その結果、同じミネラルウォーターを飲んだにも関わらず、硬いコップから飲んだ参加者の方が軟らかいコップから飲んだ参加者よりも、ミネラルウォーターの味を高く評価していた。一般的に、消費者にとってコップから伝わる軟らかさは魅力的とはいいがたく、好ましくない触覚が味覚評価にも影響を及ぼしたと彼女らは説明している。

近年では、温度の効果に関しても研究が行われている。Hong and Sun (2012) は、ロマン

ス映画に対する選好と温度との関係に注目し、実験やサーベイを行った。Study 1b では、実験参加者を涼しい部屋と暖かい部屋のいずれかに振り分け、ロマンス映画を観てもらった。その結果、暖かい部屋の条件のほうが、涼しい部屋の条件に比べ、ロマンス映画に対する選好が高かった。そのほかにも、暖かい気温が心理的な温かさを引き起こし、製品評価が向上すること (Zwebner, Lee, and Goldenberg 2013)、暖かさによって社会的親密性を感じると、他者の意見を参考にしやすくなること (Huang et al. 2014) などが明らかにされている。

2-2 重さと身体化認知理論

手触り、硬さ、温度のほか、触覚の主要属性の1つである重さに関しても複数の研究が行われてきた。初めて重さを中心的に扱ったのは、Jostmann et al. (2009) である。彼らは、3つの実験を行った結果、重いクリップボードを持った場合、軽いクリップボードを持った場合に比べ、通貨の価値や委員会での発言を「重要である」と感じる傾向を明らかにした。Ackerman, Nocera, and Bargh (2010) は、履歴書をクリップボードに挟み、求職者の能力を評価してもらう実験を行った。履歴書の内容は同一だが、クリップボードの重さが重いものと軽いもののいずれかを用いている。その結果、重いクリップボードを持って評価したグループは、軽いクリップボードを持って評価したグループに比べ、求職者を「有能である」と評価する傾向が見られた。

クリップボードの重さではなく、マーケティング刺激そのものの重さに注目した研究も行われている。Piqueras-Fiszman et al. (2011) の実験では、重さの異なる2つの容器にヨーグルトを入れ、参加者たちに味覚を評価してもらった。その結果、同じヨーグルトにもかかわらず、重い容器から食べたとき、軽い容器から食べたときに比べてヨーグルトを濃厚であると評価する傾向が示された。

以上のように、クリップボードや容器の重みが、物事の重要性、人物評価、味覚評価など、本来関連のない対象への判断や評価に影響を及ぼすことが既存研究によって示されてきた。こうした影響は、近年、心理学や認知科学の領域で開発が進められている身体化認知理論によって説明することができる。身体化認知理論によると、人が思考する抽象的概念は、具体的な感覚経験と比喩的に結び付いており、人は具体的な感覚経験を結びつけることによって、抽象的な概念を理解しているという (Asch 1958; Lakoff and Johnson 1980; Landau, Meier, and Keefer 2010)。実際、「手堅い方法」「温かい人柄」「ザラザラとした心」「重い懸案」など、身体的な感覚経験を用いた比喩表現は、日米問わず数多くみられる (Ackerman 2016; 鍋島2011)。人が身体を通じて物理的な重さを感じると、「重要である」「信頼できる」「濃厚である」などのように「重い」と関連した概念が活性化し、対象の評価に影響を及ぼすのである。

こうしたメカニズムについて、より詳細に議論したのが Zhang and Li (2012) である。彼女らは実験において、重さに対する直接的な経験だけでなく、重さに関連する単語(重い、重量など)を探す心的シミュレーション (mental simulation) 課題を実施した。その結果、身体的な重さの経験だけでなく、心的シミュレーションによっても重要性知覚が高まることを示した。こうした結果から、Zhang と Li は、製品評価に影響を与えるのは重量経験そのものではなく、その経験によって活性化される「重要性」という意味概念であると結論付けた。

2-3 パッケージ・デザインによる視覚的な重さ

すでに述べた通り、既存研究においては、重さの身体的な経験が、本来関連していない別の対象に対する評価に影響を及ぼすことが確認されている。こうした知見を踏まえるならば、例えば、買い物かごを重くしたり、厚みのある重い雑誌に広告を掲載することにより、製品に対して「信頼できる」「重要である」といった印象を形成させたり、食品パッケージを重くすることにより、「濃厚である」といった評価を高めたりすることが可能となる。

一方、冒頭でも述べた通り、実際の購買場面を考えた場合、消費者が必ずしも検討中の製品すべてを手にとるとは限らない。アイトラッカーを用い、スパゲティの購買プロセスを詳細に分析したClement (2007)によると、消費者は製品を手にとった段階で、当該製品の最終的な購入決定を行っている。手に取る製品はその前段階の視覚的な情報処理段階で絞り込まれているため、視覚的な情報処理段階でいかに製品の訴求を行うかが重要だという。また、オンライン購買が普及した今日、実際の製品には一切触れずに購入決定を下すことも珍しくない。その場合、言うまでもなく消費者が製品自体の重さを直接的に経験することはない。

こうした点を踏まえ、改めてJostmann et al. (2009)やPiqueras-Fiszman et al. (2011)の研究結果について考えるならば、消費者が製品を手にとる前の段階で、いかに製品やパッケージの視覚的特性を通じて重さの知覚をもたらすかが重要となるだろう。製品やパッケージの視覚的特性により重さを知覚させることができれば、製品に対する信頼性や購買に対する重要性などにも影響を与えることが可能となるはずである。また、これらの点が検証されることにより、Zhang and Li (2012)が行ったような言語情報によるプライミングだけでなく、視覚情報によるプライミングによっても重量感知覚の影響が生じることを示すという点で、理論的な意義もあるだろう。そこで、まず視覚情報が触覚情報である重さの知覚に影響を及ぼすのかについて、詳しく議論を進めていきたい。その手がかりになる知見は、パッケージ・デザイン研究においてすでに示されている。

パッケージ・デザインに関しては、これまでも多くの視点から研究が取り組まれてきたが、その主要なテーマの1つとして画像の掲載効果が挙げられる(外川2010; 外川・石井・恩蔵2016)。既存研究では、画像を掲載することにより消費者の注意を引き付けられることや(Underwood, Klein, and Burke 2001)、絵画作品の画像を掲載することにより高級感や製品評価を高められることなどが明らかにされてきた(Hagtvedt and Patrick 2008)。こうしたなかで、パッケージ上に掲載された画像の位置が重量感に影響を及ぼすことを明らかにした研究も行われている(Deng and Khan 2009)。Dengらは、主に食品のパッケージに掲載される製品画像(例えば、クッキーやビスケットなど、パッケージの中身を描写した画像)に注目し、調査や実験を行った。その結果、製品画像をパッケージの下側に配置したとき、上側に配置したときに比べて、より重量感があると知覚される傾向が明らかになった(図1)。彼女らによると、こうした現象はゲシュタルト心理学の枠組みから説明が可能であるという。ゲシュタルト心理学において、人は対象を部分の集合としてではなく1つの全体として捉えることが前提とされている。人はパッケージを見たとき、その文字や画像を個別に見るのではなく、全体を1つの対象として捉えると考えられる。Dengらによると、その際、重力の概念が影響を及ぼす。我々は日常生活において、重いものは下に行き、軽いものは上に行くという重力の法則を学習している。したがって、製品画像がパッケージ全体の中で下側に配置されていると重みを知覚し、上側に配置されていると軽さを知覚するのである。

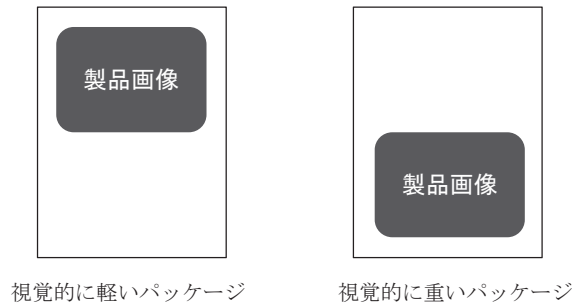


図1 パッケージ・デザインと視覚的な重さ

3. 仮説

3-1 既存研究のまとめと個人差の検討

ここまでの議論を整理すると、画像が下側に配置されたパッケージは重量感知覚を高める (Deng and Khan 2009)。重量感知覚が高い場合、消費者は重さに関する意味概念を活性化させ (Zhang and Li 2012)、製品購買前の重要性知覚を高めると考えられる (Jostmann et al. 2009)。すなわち、「製品画像の掲載位置」→「重量感知覚」→「重要性知覚」というモデルが成立する。以下では、こうした効果が特にどのような個人特性を有した消費者において生じるのかを検討するため、接触欲求に注目しながら議論を進めていく。

接触欲求とは、「触覚から得られた情報を抽出し、活用することに対する選好」であり (Peck and Childers 2003b, 431)、手段的接触欲求 (instrumental need for touch; INFT) と自己目的的接触欲求 (autotelic need for touch; ANFT) の2因子によって構成されている。手段的接触欲求とは、購買目標を達成するために製品品質と直接的に関連した触覚情報をどれくらい丹念に獲得しようとするかを表した傾向である。例えば、セーターやタオルを購入する際、実際に手で触れて製品品質を確かめる行為などがこれに当てはまる。一方、自己目的的接触欲求とは、特に購買とは関連しないが、店頭で陳列された製品を思わず触れるといった行為が当てはまる。

コップの硬さがミネラルウォーターの味覚評価に影響を及ぼすことを示した Krishna and Morrin (2008) は、さらに個人特性として ANFT に注目し、その調整効果について検討している。実験の結果、ANFT が低い消費者はコップの硬さの影響を受けやすいことが示された。本来、コップの触覚情報はミネラルウォーターの味覚を判断するうえで非関連的な手がかりであるが、ANFT が低い消費者は普段からパッケージに触れる経験が少なく、こうした知識を十分に有していないため、コップの硬さの影響を受けやすいといわれている。

Krishna and Morrin (2008) の知見のベースとなっているのは、認知の2段階モデル (two-stage model of cognition) である。このモデルによると、人の認知プロセスは2つの段階に分けることができる (Peracchio and Luna 2006; Raghurir and Krishna 1996)。第1段階ではまず、特定の情報のみを無意識的に処理し、第2段階において、より認知的努力を要する精緻な処理が行われる。過去の研究によると、第2段階においては、同じ内容のタスクを反復し続けることにより、関連する知識や経験が蓄積するため、判断の速さと正確

さが向上することが知られている (Anderson 1982, 1987)。こうした学習プロセスを通じ、特定の手がかりが認知課題と関連しているか否かに関する判断も正確に行われるようになるのである。したがって、ANFTが低い消費者は、普段から製品やパッケージに触れる機会が少なく、コップの硬さという手がかりが味覚評価という認知課題と関連していないことに気づかないため、非関連の手がかりである硬さ経験から「水が高品質である」という製品評価を下してしまうのである。

3-2 仮説の設定

Krishna and Morrin (2008) の知見を踏まえ、本研究における ANFT の調整効果を考慮しながら、仮説を設定していく。すでに述べた通り、製品画像が下に配置されたパッケージは、製品画像が上に配置されたパッケージに比べ、製品に対する重量感知覚を高め、「重さ」と関連した概念を活性化する。その結果、購買に対する重要性を高く知覚すると考えられる (Jostmann et al. 2009)。すなわち、独立変数:「製品画像の掲載位置」→媒介変数:「重量感知覚」→従属変数:「重要性知覚」という媒介モデルが成立する。

ANFT に関する Krishna and Morrin (2008) の研究結果に基づくと、この媒介モデルは ANFT によって調整されることが予想される。本来、製品画像がパッケージのどこに配置されているかは、実際の製品重量とは関係ない。すなわち、パッケージにおける画像掲載位置は、製品重量判断において非関連の手がかりとなる。ANFT が低い消費者は、パッケージを店頭で手にする機会が少なく、製品重量判断に関する十分な経験を有していない。結果的に、画像掲載位置が製品重量判断というタスクに関連する手がかりか否かについて正確に識別できず、本来は非関連の手がかりである画像掲載位置の影響を受けやすいことが予想される。ここまでの議論から、本研究では以下の仮説を設定した。

仮説：製品画像が下に掲載されたパッケージは上に掲載されたパッケージに比べ、重量感知覚を高め、購買に対する重要性知覚を高める。なお、この効果は特に ANFT が低い消費者においてのみ生じる。

この仮説は、図2のような調整媒介モデルとして示すことができる。

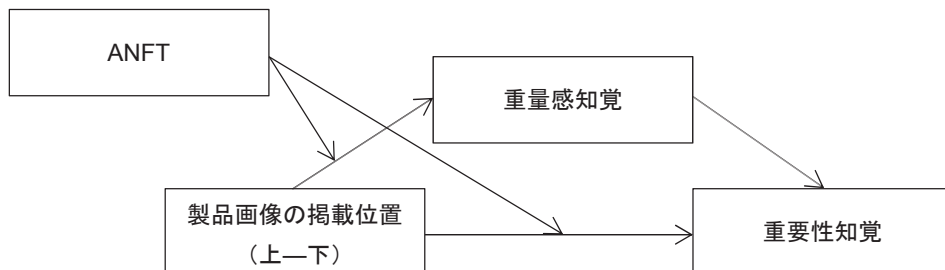


図2 本研究の概念モデル

4. 実験

4-1 刺激

仮説を検証するため、本研究ではクッキーの架空パッケージを用いた実験を行った。画像掲載位置と重量感知覚に注目したDeng and Khan (2009)では、市販されているクッキーやビスケット等のパッケージを用い実験を行っている。本研究でもこれにならない、クッキーのパッケージを実験用刺激として用いることとした(付録参照)。また、実験を実施した日本の一般消費者にとってなじみ深い製品であることも、クッキーを実験用製品カテゴリーに選択した理由の1つである。

本研究では、刺激を2種類作成した。1つはクッキーの画像がパッケージの上半分に掲載されたもの(視覚的な軽さを感じさせるパッケージ)、もう1つは下半分に掲載されたもの(視覚的な重さを感じさせるパッケージ)である。なお、これらの刺激は、消費者の事前知識や消費経験による影響を排除するため、筆者らが作成した架空のパッケージ・デザインである。刺激画像のサイズは縦529ピクセル×横340ピクセルであり、画面上に表示した際に、一般的なクッキーのパッケージと近いサイズになるよう配慮した。

4-2 実験設計と手続き

2015年12月、インターネット調査パネルに登録している20～69歳の一般消費者104名を対象とした実験を行った。実験設計は、2(画像掲載位置：上/下)×2(ANFT：高/低)の実験参加者間要因計画である。

実験参加者には画像が上に掲載された刺激と下に掲載された刺激のいずれかを提示したのち、重量感知覚と重要性知覚を測定した。重量感知覚については、Deng and Khan (2009)をもとに、「ずっしりとした印象があるパッケージである」という項目を設定した。重要性知覚についてはJostmann et al. (2009)を参考にし、「重要な買い物になりそうである」という項目を用いた。いずれも、リッカート式7点尺度(「1: そう思わない」～「7: そう思う」)で回答してもらっている。最後に、実験参加者のANFTについて測定した。ANFTの測定においては、Peck and Chilers (2003b)が開発した接触欲求尺度のなかからANFTを測定するための6項目を用いた。実際に用いた項目は以下のとおりである。「店内を見て回るとき、あらゆる製品に触れるほうである」「製品に触れることは楽しい」「店内で製品を見て回るとき、あらゆる製品を手にとってみることは重要である」「買うつもりがない場合でも、とりあえず製品に触れることが好きだ」「店内を見て回るとき、いろんな製品に触れることが好きだ」「私は店内でいろいろな製品に触れていると思う」。いずれの項目についてもリッカート式7点尺度(「1: そう思わない」～「7: そう思う」)で回答してもらい、分析においては6項目の合計得点を用いることとした($\alpha = .933$)。

なお、仮説の検証に用いる上記の変数のほか、パッケージ自体に対する評価についても質問を行った。実験において、パッケージに対する好ましさや高級感など、製品画像の掲載位置以外の要因による交絡が発生していないかを確認するためである。具体的には、Schoormans and Robben (1997)やHagtvedt and Patrick (2008)を参考とし、パッケージに対する選好(「好ましいパッケージである」)、高級感(「高級感を感じるパッケージである」)、典型性(「典型的なパッケージである」)について回答してもらった。加えて、回答者

が質問文を正確に読み、理解できているかを確認するため、ダミーの質問2項目（「健康に悪そうな商品である」「体にやさしそうな商品である」）にも回答してもらった。いずれの項目も、リッカート式7点尺度（「1: そう思わない」～「7: そう思う」）により測定している。

4-3 分析結果

実験参加者104名のうち、論理的に矛盾する回答を示した15名分⁽¹⁾の回答を除外し、89名（男：40名、女：49名、平均年齢：45.17歳）の回答データを分析に用いることとした。

(1) 刺激の確認

画像が上に配置されたパッケージを提示された群 ($n = 47$; 以下、「上配置群」と表記)と、画像が下に配置されたパッケージを提示された群 ($n = 42$; 以下、「下配置群」と表記)における、パッケージに対する選好、高級感、典型性を t 検定により比較した。その結果、パッケージに対する選好 ($M_{上} = 4.09, SD_{上} = 1.349$ vs. $M_{下} = 4.26, SD_{下} = .989$; $t(87) = -698, p = .487, d = .14$), 高級感 ($M_{上} = 3.40, SD_{上} = 1.330$ vs. $M_{下} = 3.55, SD_{下} = 1.273$; $t(87) = -.518, p = .606, d = .12$), 典型性 ($M_{上} = 4.51, SD_{上} = 1.081$ vs. $M_{下} = 4.50, SD_{下} = 1.330$; $t(87) = -.042, p = .967, d = .01$) のいずれにおいても有意差は認められなかった。したがって、本研究の実験において、パッケージへの評価による交絡は生じていないことが確認された。

(2) 仮説の検証

仮説を検証するため、「画像掲載位置」(0 = 上 / 1 = 下のダミー)、「ANFT」、「画像掲載位置 × ANFT」を独立変数とし、「重要性知覚」を従属変数とした重回帰分析を実施した。なお、多重共線性を回避するため、すべての独立変数を中心化したうえで分析に用いている (Aiken and West 1991)。その結果、「画像掲載位置」は有意とならず ($\beta = .073, t(85) = .703, p = .484$)、ANFTの主効果も有意ではなかった ($\beta = .060, t(85) = 0.552, p = .583$)。一方で、交互作用項である「画像掲載位置 × ANFT」が有意となった ($\beta = -.261, t(85) = -2.425, p = .017$)。下位検定を実施した結果、ANFT低群 (-1SD) において、下配置群は上配置群に比べ、高い重要性知覚を示し、その差は有意であった ($M_{上} = 2.914, SD_{上} = 0.261$ vs. $M_{下} = 3.799, SD_{下} = 0.292$; $\beta = .336, t(85) = 2.258, p = .026$; 図3)。これに対し、ANFT高群 (+1SD) において、「画像掲載位置」が「重要性知覚」に及ぼす効果は認められなかった ($M_{上} = 3.764, SD_{上} = 0.249$ vs. $M_{下} = 3.264, SD_{下} = 0.312$; $\beta = -.190, t(85) = 0.399, p = .214$; 図3)。このことから、ANFTが低い消費者において、画像が下に配置されたパッケージは、上に配置されたパッケージに比べ、購買に対する重要性知覚を高めることが確認された。

次に、こうした効果が重量感知覚の媒介により生じていることを確認するため、調整媒介分析を実施した (Hayes 2013; Bootstrap法による5,000回復元抽出)。その結果、「画像掲

(1) これらの参加者は、「健康に悪そうな商品である」「体にやさしそうな商品である」という2つの項目に対して、いずれも同値 (例えば、両項目とも「7: そう思う」など) の回答を行っていた。これらは論理的な矛盾を示しており、質問内容を十分に理解したうえでの回答かが疑われるため、分析から除外した。ただし、両項目とも「4: どちらともいえない」という場合、論理的矛盾は生じていないため、除外対象外とした。

載位置」が「重量感知覚」に与える主効果は有意とならなかったが($\beta = .112, t(85) = 1.161, p = .249$), 「画像掲載位置 × ANFT」の交互作用項が「重量感知覚」に与える影響が有意となり($\beta = -.340, t(85) = -3.465, p = .001$), 「重量感知覚」から「重要性知覚」へのパスも有意となった($\beta = .358, t(85) = 3.216, p = .002$; 図4)。下位検定を実施した結果, ANFT低群(-1SD)において, 「画像掲載位置」から「重要性知覚」へのパスが有意となった(95% CI [.106, 1.664])。さらに, 媒介変数を含めた間接効果も有意であることが確認された(95% CI [.089, 1.036])。以上の結果から, 本研究が設定した仮説は支持されたといえる。

5. 議論

5-1 結論

本研究では, パッケージから伝達される製品の視覚的な重さが, 購買の重要性知覚に及ぼす影響について検討した。その結果, ANFTが低い消費者において, 製品画像が下に掲載されたパッケージは上に掲載されたパッケージに比べ, 当該製品の購買に対する重要性知覚を高めることが明らかになった。加えて, こうした効果は, 製品の重量感知覚によって媒介されることも確認された。したがって, 本研究で設定した仮説は支持されたと結論付けられる。

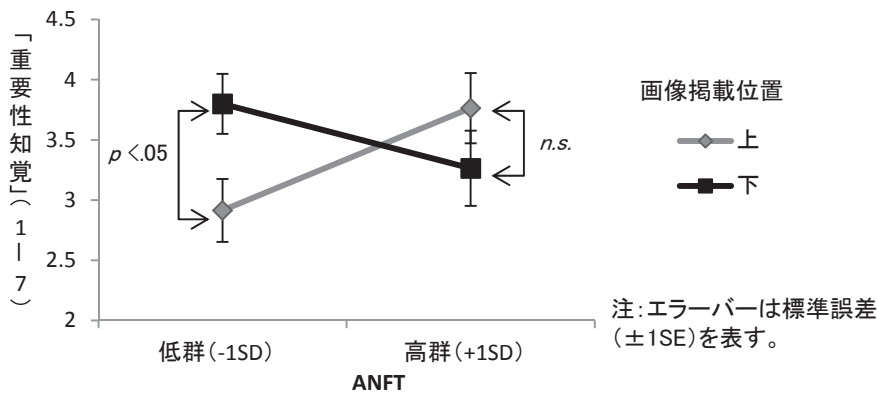
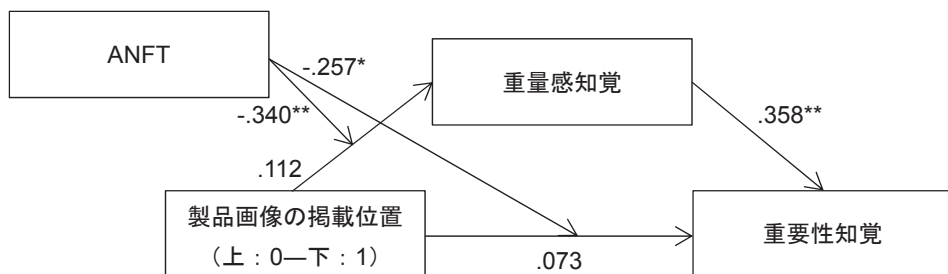


図3 重要性知覚の平均値



注: **は1%水準, *は5%水準で有意の意。パスの数値は標準化偏回帰係数(β)。

図4 調整媒介分析の結果

5-2 本研究の意義

本研究は2つの理論的意義を有している。1つは重さの研究に対する意義である。繰り返し述べてきたとおり、既存研究では、クリップボードを通じた重さの経験により、委員会での発言など、関連のない対象に対する重要性知覚が高まることが明らかにされている (Jostmann et al. 2009)。身体化認知理論によると、ある対象から得られた重いという感覚経験が、重さに関連する概念を活性化し、別の対象の評価に影響を及ぼしていると説明される。したがって、身体的に重さを経験した場合のみならず、重さにまつわる単語をプライミングした場合においても同様の効果が生じる (Zhang and Li 2012)。本研究は、言語的なプライミングのみならず、パッケージ・デザインという視覚的な情報によっても重量感知覚が高まり、結果的に対象の重要性知覚が強まることを明らかにした。重量感から重要性判断への影響メカニズムについて、視覚的な情報という観点から、Zhang and Li (2012)の成果を拡張した点は本研究の理論的意義として指摘できるだろう。

もう1つは、パッケージ・デザイン研究に対する意義である。パッケージ・デザイン研究においては、画像の掲載位置によって重量感知覚が変化することが示されてきた (Deng and Khan 2009)。ところが、パッケージ・デザインにより「重そうである」と知覚されることが、消費者の購買意思決定にどのような影響を及ぼすかについては明らかにされていなかった。こうしたなかで、パッケージ・デザインを通じて伝達される視覚的な重さが購買の重要性知覚を高めることを明らかにした本研究は、既存研究の課題に示唆を与えるものといえるだろう。

続いて、本研究の実務的意義についても考察する。近年、特定保健用食品(トクホ)をはじめ、健康機能を訴求した製品が多く発売されている。歯周病予防を訴求したガムや、優れた乳酸菌機能を訴求したヨーグルトなどは好例である。ところが、専門家ではない一般消費者にとって、歯周病を予防することや乳酸菌による腸内環境改善が、自身の健康維持にどれくらい重要なのかはイメージしづらい。このような製品カテゴリーにおいては、当該製品を購入することが「自身にとって重要である」と消費者に認識してもらうことが必要だろう。その際、本研究で得られた結果は、示唆を提供するはずである。今後、ANFTが低い消費者がどのような属性を有しているのかが解明されれば、低ANFTのセグメントに対し、画像掲載位置を工夫したパッケージ・デザインを用いることで、製品購買の重要性を伝達することができるだろう。

5-3 今後の課題

本研究においては、仮説を支持する結果が得られたが、一方で、既存研究とは異なる結果も得られている。分析結果において、重量感知覚や重要性知覚に対して、画像掲載位置とANFTの交互作用項は有意になったものの、画像掲載位置の主効果は有意とならなかった。この結果は、画像掲載位置と重量感知覚に関して明らかにしたDeng and Khan (2009)の結果と矛盾するものである。こうした結果が生じた原因には、複数の可能性を考えることができる。

もっとも可能性が高いのは、実験参加者の回答環境の違いである。Deng and Khan (2009)は4つの実験すべてにおいて学生を対象とした実験室実験を行っている。これに対して本研究の実験では、年齢や性別などの偏りが少なく、効率的なサンプリングが可能と

いう点から、インターネット調査を用いた。実験参加者には、市販されている実際のパッケージになるべく近い大きさとなるように刺激を提示したが、回答者が使用した個々のディスプレイのサイズによって提示される刺激の大きさは若干異なる。また、インターネット調査においては、周囲のノイズの有無や回答時間の長短も参加者によって異なる。したがって、今後は、刺激を提示する時間や大きさ、質問に回答する環境などを統制した実験室実験を行い、Dengらと一致する研究結果が得られるかについて吟味していく必要があるだろう。

また、Deng and Khan (2009) の実験参加者は米国の大学生であるのに対し、本研究の実験参加者は日本に在住する20～69歳の一般消費者である。こうした実験参加者の文化的要因やデモグラフィック要因により、異なった研究結果が導出された可能性もある。例えば、文字を上から下に読む習慣がある人々と、そうした習慣がない人々では、上下の感覚において何らかの違いが存在するかもしれない。また、年齢によって買い物の熟達度が異なっているため、中高年の消費者においては、パッケージにおける画像掲載位置の効果が生じにくいといった違いも存在し得る。こうした点を踏まえると、今後は、消費者が有する文化的背景や特性により、画像掲載位置の効果がどのように異なるか、そのメカニズムも含めて議論していくことが求められる。

最後に、今後の課題として画像の内容に関する検討も挙げることができる。本研究では、Deng and Khan (2009) にならい、実験においてクッキーの製品画像を使用した。一方で、パッケージ上に掲載されている画像は、中見の製品を描写したものだけではない。原料の画像（例えば、チョコレートのパッケージに描かれたカカオ豆のイラスト）や製品の機能や効能に関連した画像（例えば、胃薬のパッケージに掲載された胃のイラスト）など、製品そのものではない画像が掲載されていることも珍しくない。また、パッケージには画像以外にも、キャラクターやロゴなどが掲載されていることも多い。こうした製品画像以外の視覚的要素においても、掲載位置の効果が生じるのかについて今後考察していく必要があるだろう。

謝辞

本研究は、千葉商科大学平成27年度学術研究助成による成果の一部である。研究支援に対して、この場を借りて御礼申し上げる。

参考文献

- Ackerman, Joshua (2016), "Implications of Haptic Experience for Product and Environmental Design," in *The Psychology of Design*, R. Batra, C Seifert, and D Brei, eds. New York: Routledge, 3-25.
- Ackerman, Joshua M., Christopher C. Nocera, and John A. Bargh (2010), "Incidental Haptic Sensations Influence Social Judgments and Decisions," *Science*, 328, 1712-1715.
- Aiken, Leona S. and Stephen G. West (1991), *Multiple Regression: Testing and Interpreting Interactions*, Thousand Oaks, CA: Sage Publications.

- Anderson, John R. (1982) , “Acquisition of Cognitive Skill,” *Psychological Review*, 89, 369–406.
- Anderson, John R. (1987) , “Skill Acquisition: Compilation of Weak-Method Problem Solutions,” *Psychological Review*, 94, 192–219.
- Asch, Solomon E. (1958) , “The Metaphor: A Psychological Inquiry,” in *Person Perception and Interpersonal Behavior*, R. Tagiuri and L. Petrullo, eds. Stanford, CA: Stanford University Press, 86–94.
- Bloch, Peter H. (1995) , “Seeking the Ideal Form: Product Design and Consumer Response,” *Journal of Marketing*, 59 (3) , 16–29 (橋田洋一郎・恩蔵直人抄訳「製品デザインと消費者反応」『流通情報』第401号, 流通経済研究所, 48～55ページ, 2002年) .
- Clement, Jesper (2007) , “Visual Influence on In-Store Buying Decisions: An Eye-Track Experiment on the Visual Influence of Packaging Design,” *Journal of Marketing Management*, 23 (9/10) , 917–928.
- Deng, Xiaoyan and Barbara E. Khan (2009) , “Is Your Product on the Right Side? The “Location Effect” on Perceived Product Heaviness and Package Evaluation,” *Journal of Marketing Research*, 46 (6) , 725–738.
- Garber, Lawrence L. Jr., Raymond R. Burke, and J. Morgan Jones (2000) , “The Role of Package Color in Consumer Purchase Consideration and Choice,” Marketing Science Institute, Working Paper (阿部いくみ・恩蔵直人抄訳「考慮と選択におけるパッケージ・カラーの役割」『流通情報』, 第396号, 流通経済研究所, 24-33 ページ, 2002年) .
- Hagtvedt, Henrik and Vanessa M. Patrick (2008) , “Art Infusion: The Influence of Visual Art on the Perception and Evaluation of Consumer Products,” *Journal of Marketing Research*, 45 (3) , 379–389.
- Hayes, Andrew F. (2013) , *Introduction to Mediation, Moderation, and Conditional Process Analysis: A Regression-based Approach*, New York, NY: Guilford Press.
- Hong, Jiewen and Yacheng Sun (2012) , “Warm It Up with Love: The Effect of Physical Coldness on Liking of Romance Movies,” *Journal of Consumer Research*, 39 (2) , 293–306.
- Huang, Xun (Irene) , Meng Zhang, Michael K. Hui, and Robert S. Wyer Jr. (2014) , “Warmth and Conformity: The Effects of Ambient Temperature on Product Preferences and Financial Decisions,” *Journal of Consumer Psychology*, 24 (2) , 241–250.
- Jostmann, Nils B., Daniël Lakens, and Thomas W. Schubert (2009) , “Weight as an Embodiment of Importance,” *Psychological Science*, 20 (9) , 1169–1174.
- Klatzky, Roberta L. and Susan J. Lederman (1992) , “Stages of Manual Exploration in Haptic Object Identification,” *Perception & Psychophysics*, 52 (6) , 661–670.
- Krishna, Aradhna (2010) , “An Introduction to Sensory Marketing,” in *Sensory Marketing: Research on the Sensuality of Consumers*, A. Krishna, ed. New York: Routledge, 1–13.
- Krishna, Aradhna (2012) , “An Integrative Review of Sensory Marketing: Engaging

- the Senses to Affect Perception, Judgment and Behavior,” *Journal of Consumer Psychology*, 22 (3), 332-351.
- Krishna, Aradhna and Maureen Morrin (2008), “Does Touch Affect Taste? The Perceptual Transfer of Product Container Haptic Cues,” *Journal of Consumer Research*, 34 (6), 807-818.
- Lakoff, George and Mark Johnson (1980), *Metaphors We Live By*, Chicago: University of Chicago Press (渡部昇一・楠瀬淳三・下谷和幸訳, 『レトリックと人生』, 大修館書店, 1986年).
- Landau, Mark J., Brian P. Meier, and Lucas A. Keefer (2010), “A Metaphor-Enriched Social Cognition,” *Psychological Bulletin*, 136 (6), 1045-1067.
- Peck, Joann (2010), “Does Touch Matter? Insights from Haptic Research in Marketing,” in *Sensory Marketing: Research on the Sensuality of Consumers*, A. Krishna, ed. New York: Routledge, 17-32.
- Peck, Joann and Terry L. Childers (2003a), “To Have and to Hold: The Influence of Haptic Information on Product Judgments,” *Journal of Marketing*, 67 (2), 35-48.
- Peck, Joann and Terry L. Childers (2003b), “Individual Differences in Haptic Information Processing: The “Need for Touch” Scale,” *Journal of Consumer Research*, 30 (3), 430-442.
- Peck, Joann and Jennifer Wiggins (2006), “It Just Feels Good: Customers’ Affective Response to Touch and its Influence on Persuasion,” *Journal of Marketing*, 70 (4), 56-69.
- Peracchio, Laura A. and David Luna (2006), “The Role of Thin-Slice Judgments in Consumer Psychology,” *Journal of Consumer Psychology*, 16 (1), 25-32.
- Piqueras-Fiszman, Betina, Vanessa Harrar, Jorge Alcaide, and Charles Spence (2011), “Does the Weight of the Dish Influence Our Perception of Food?,” *Food Quality and Preference*, 22 (8), 753-756.
- Raghubir, Priya and Aradhna Krishna (1996), “As the Crow Flies: Bias in Consumers’ Map-Based Distance Judgments,” *Journal of Consumer Research*, 23 (1), 26-39.
- Schoormans, Jan P. L. and Henry S. J. Robben (1997), “The Effect of New Package Design on Product Attention, Categorization and Evaluation,” *Journal of Economic Psychology*, 18 (4), 271-287 (須永努・恩蔵直人抄訳「製品に対する注意, カテゴリー化, 評価に及ぼすパッケージの影響」『流通情報』, 第397号, 流通経済研究所, 13-21ページ, 2002年).
- Underwood, Robert L., Noreen M. Klein and Raymond R. Burke (2001), “Packaging Communication: Attentional Effects of Product Imagery,” *Journal of Product & Brand Management*, 10 (7), 403-422 (阿部いくみ・恩蔵直人抄訳「パッケージング・コミュニケーション——製品イメージの注意効果——」『流通情報』, 第399号, 流通経済研究所, 13-21ページ, 2002年).
- Zhang, Meng and Xiuping Li (2012), “From Physical Weight to Psychological Significance: The Contribution of Semantic Activations,” *Journal of Consumer*

Research, 38 (6), 1063-1075.

Zwebner, Yonat, Leonard Lee, and Jacob Goldenberg (2013), "The Temperature Premium: Warm Temperatures Increase Product Valuation," *Journal of Consumer Psychology*, 24 (2), 251-259.

恩藏直人 (2007)『コモディティ化市場のマーケティング論理』, 有斐閣。

勝又壮太郎・西本章宏 (2016)『競争を味方につけるマーケティング——脱コモディティ化のための新発想——』, 有斐閣。

外川拓 (2010)「消費者反応に及ぼすパッケージ要素の効果—既存研究の整理と課題—」『商学研究科紀要』, 第71号, 早稲田大学大学院商学研究科, 201～214ページ。

外川拓・石井裕明・恩藏直人 (2016)「パッケージへの画像掲載が製品評価に及ぼす効果—解釈レベル理論にもとづく検討—」『流通研究』, 第18巻, 第1号, 日本商業学会, 7～28ページ。

鍋島弘治朗 (2011)『日本語のメタファー』, くろしお出版。

付録

実験で用いた刺激



(2017.1.20 受稿, 2017.2.8 受理)

〔抄録〕

既存研究によると、身体的な重さの経験は、関連のない別の物事に対する重要性知覚を高めるといふ。一方で、身体的な経験のみならず、パッケージにおける製品画像の掲載位置のような視覚的な情報も重さの知覚をもたらすといわれている。本研究では、パッケージから伝達される視覚的な重さが、製品購買の重要性知覚に及ぼす影響について、消費者の自己目的的接触欲求 (Autotelic Need for Touch: ANFT) を考慮に入れながら検討した。ANFTとは、購買目標と非関連的な接触 (例えば、特に購買とは関連しないが、店頭に陳列された製品を思わず触れるといった行為) を、どれくらい頻繁に行うかを表す。実験を行った結果、ANFTが低い消費者において、製品画像が下に掲載されたパッケージは上に掲載されたパッケージに比べ、当該製品の購買に対する重要性知覚を高めることが明らかになった。加えて、こうした効果は、製品の重量感知覚によって媒介されることも確認された。これらの結果は、パッケージ・デザイン研究、重さの感覚に関する研究、センサリー・マーケティング研究などの分野において複数の理論的意義をもたらすものである。

〔論 説〕

コミュニティ・エンゲージメント概念の再検討

宮 澤 薫

1. はじめに
2. コミュニティ・エンゲージメントの類似概念
3. 組織市民行動を背景とした Algesheimer et al. (2005) のコミュニティ・エンゲージメント
4. エンゲージメント概念を背景とした Baldus et al. (2015) のコミュニティ・エンゲージメント
5. コミュニティ・エンゲージメントの定義と構成要素
6. まとめと今後の課題

1. はじめに

Muniz and O' Guinn (1996) がブランド・コミュニティという概念を示して以来、当該領域は20年に渡り様々な視点から研究が進められてきた。中でも、Algesheimer et al. (2005) は Muniz and O' Guinn (2001), McAlexander et al. (2002) らの萌芽的研究と並んで重要性が高い。彼らの研究が重要視される理由として大きく以下の2点が挙げられる。第一に、ブランド・コミュニティの構造や役割といった概念的な議論が中心だったそれまでの研究に対し、コミュニティへの参加がマーケティング成果につながるプロセスを定量的に検証し、ブランド・コミュニティ研究を大きく前進させた点である。第二に、彼らの構築したモデルにおいてコミュニティへの参加に先行する重要な要因としてブランド・コミュニティ同一化 (brand community identification) という概念を呈示したことである。ブランド・コミュニティ同一化は、社会心理学における社会的同一性理論 (social identity theory)⁽¹⁾ を援用した概念であり、「消費者とコミュニティとの関係の強さであり、当該ブランド・コミュニティのメンバーである、もしくはそこに所属しているという消費者自身の認識」と定義される。Algesheimer et al. (2005) は、この理論をもとに、ブランド・コミュニティ同一化が高まることで、メンバーのコミュニティ継続意向、ブランド・ロイヤルティ、継続購買意向といったマーケティング成果にポジティブな影響が見られることを明らかにした。その後、ブランド・コミュニティ同一化は注目を集め、多くの研究に取り入れられるようになっていった (e.g., Bagozzi and Dholakia 2006a ; Woisetschlager et al. 2008; 宮澤 2011; Tsai et al. 2012)。

一方、彼らのモデルの中で、同一化と同様に重要な意味を持ちながら十分に議論されて

(1) 社会的同一性理論とは、一般に、人は自分が所属するとみなしている集団 (=内集団) の成員に対して好意的であるが、自分が所属するとは考えていない集団 (=外集団) の成員に対しては冷淡になりやすいという、社会心理学における集団間に生じる身内びいき、差別、偏見といった現象を説明する諸説の一つとして発展してきた理論である (久保田 1997)。

こなかった要因の一つに、コミュニティ・エンゲージメントがある。コミュニティ・エンゲージメントは、ブランド・コミュニティ同一化とロイヤルティや購買行動といったマーケティング成果との間に介在する重要な要因の一つとして設定されており、コミュニティのメンバーとの相互作用やコミュニティへの協力といったコミュニティ参加の本質的なモチベーションとして説明される。当該研究ではコミュニティ・エンゲージメントは単次元で測定されているが、研究の結果、想定していたよりも複合的な概念である可能性が確認され、さらなる検討の必要性が指摘されている。しかしながら、その後コミュニティ・エンゲージメントに改めて注目したのはBaldus et al. (2015)であり、その間約10年が経過していることからわかるように、ブランド・コミュニティを対象としたコミュニティ・エンゲージメントに関する研究は未だ非常に限られている (Baldus et al.2015)。

もちろん、先行研究において消費者が自ら積極的にコミュニティに参加しようとする意識や行動に全く関心が払われてこなかったわけではない。直接コミュニティ・エンゲージメントという言葉は使われていないものの、これまでも消費者が自発的に参加しようとする様子は、ブランド・コミュニティの重要な特徴の一つとして捉えられてきた (Thompson et al.2016)。例えば、メンバーの参加による製品開発が成功を取めたり (e.g., 小川, 西川 2006), 他のメンバーのブランド使用を援助することによってコミュニティの凝集性が高まる (e.g., Muniz and O' Guinn 2001), などの効果が示されている。ビジネスの領域でも、ブランド・コミュニティのこういった効果を認識し運営に多くの投資を行う企業が増加しており、コミュニティへの参加がどのように促進されるのかといった、消費者の参加モチベーションをより深く理解したいというニーズが強まってきている (Baldus et al.2015)。

最近では、Baldus et al. (2015) がオンラインのブランド・コミュニティを対象にコミュニティ・エンゲージメントについて検討を行っているが、Algesheimer et al. (2005) の定義とはその背景が異なっており、コミュニティ・エンゲージメントの捉え方は必ずしも同じではない。このように重要な概念でありながら、数少ない研究の中でさえ統一した見解が持たれてこなかったという問題点を踏まえ、本稿では、コミュニティ・エンゲージメント概念を類似概念にも目を向けながら再検討することを目的とする。

以下では、まずブランド・コミュニティ研究においてコミュニティ・エンゲージメントと類似した意味合いを持つ諸概念について整理する。次に、Algesheimer et al. (2005) が依拠した経営学分野における組織市民行動 (organizational citizenship behavior), Baldus et al. (2015) が依拠したマーケティング研究におけるエンゲージメント概念にも目を向けながら、彼らの定義をその背景も含めより深く見ていく。これらを踏まえ、コミュニティ・エンゲージメントの定義と構成要素について再検討し、最後にまとめと実証研究に向けた今後の課題について示す。

2. コミュニティ・エンゲージメントの類似概念

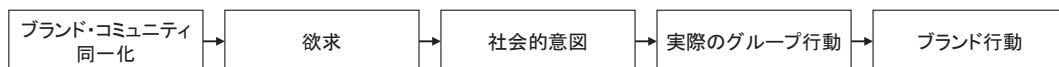
前述の通り、これまでブランド・コミュニティ研究では、コミュニティ・エンゲージメントという概念はそれほど注目されてこなかった。しかしながら、消費者がコミュニティに自発的に参加しようとする参加のモチベーションを示す概念は、コミュニティ活性化の重要な要素の一つとして多くの研究で取り上げられている。以下では、こういったコミュ

ニティ・エンゲージメントの類似概念について概観する。

Bagozzi and Dholakia (2006b) は、メンバーのコミュニティへの参加の鍵となる変数として「参加に関するわれわれ-意図 (participation we-intentions)」を設定した。彼らは「われわれ-意図 (we-intentions)」について、哲学の領域で議論される協調行動における意図の一つであり、共通のミッションや目標を共有しているメンバーが自分たちを「私たち」と認識し、目標到達のためにグループとして行動するための協同の決議だと説明している。また、「われわれ-意図」は目標を達成するための活動準備を行うときに形成される。彼らはLinuxのブランド・コミュニティを対象に実証研究を行い、ブランド・コミュニティへの「参加に関するわれわれ-意図」は、ブランド・コミュニティ同一化の影響を受け、マーケティング成果⁽²⁾にポジティブな影響を与えることを確認した。

Bagozzi and Dholakia (2006a) は、コミュニティへの参加行動に影響を与える変数として、「欲求 (desire)」と「社会的意図 (social intention)」という2つの要因を挙げている。「欲求」はコミュニティへの参加欲求を表しており、具体的には「ツーリングやミーティングといったコミュニティの活動にメンバーと一緒に参加したい」といった設問で表されている。また、「社会的意図」は、集団行動を行うために消費者間で共有化された意図だと説明される。社会的意図を形成すると、メンバーは他のメンバーと協力してその集団の主体として行動するようになるため、ブランド・コミュニティにおける社会的意図の形成はメンバーのコミュニティ参加の基盤になるという。この2つの変数は、ともにブランド・コミュニティ同一化とマーケティング成果を媒介する変数として設定されているが、両者は並列ではなく、「欲求」⇒「社会的意図」という影響関係にあることが示されている (図1)。

【図1】 Bagozzi and Dholakia (2006a) の概念図



出典：Bagozzi and Dholakia (2006a), p57 をもとに筆者作成

また、Carlson et al. (2008) は、ブランド・コミュニティ同一化とマーケティング成果に介在する変数として「心理的ブランド・コミュニティ感覚 (psychological sense of brand community)」を挙げている。彼らは心理的ブランド・コミュニティ感覚を、他のユーザーとの絆を個人が認識する程度だと捉えている。また、社会的同一性理論に基づくと、たとえメンバー間のインタラクションがなかったとしてもコミュニティは存在するため、心理的ブランド・コミュニティ感覚は社会的な相互作用があることは前提ではないとしている。しかし、相互作用が存在する方が結果として強い心理的ブランド・コミュニティ感覚につながることも述べている。彼らのモデルにおいて、心理的ブランド・コミュニティ感覚は、ブランド・コミュニティ同一化、及びブランドとの同一化を先行要因とし、ブランド・コミットメントを媒介してマーケティング成果⁽³⁾に影響を及ぼす重要な変数として位置づ

(2) マーケティング成果として、コミュニティへの参加、ウェブサイトへの訪問、そのブランド (の企業) と協力する、などの変数が設定されている。

(3) マーケティング成果として、ブランド選好、ブランド・イベントへの参加、クチコミ、ブランドの歴史をたたえるなどが設定されている。

けられている。

Woisetschlager et al. (2008) もまた, Carlson et al. (2008) の心理的ブランド・コミュニティ感覚と近い考え方を示している。彼らは, メディアの発展に伴い, コミュニティ活動への参加や他のメンバーとの相互作用の方法がより多く存在するようになったことで, メンバーの参加が消費者のブランドに関する情報の共有, 相互支援にとってより重要になってきていると述べている。そして, ブランド・コミュニティ同一化とマーケティング成果に介在する変数として「消費者参加」を示した。彼らは消費者参加を, 心理的コミュニティ感覚 (psychological sense of community=PSOC)⁽⁴⁾ に基づき, 協力の気持ち, 友情, 信頼, 支援, ニーズの満足といった要素からなる概念であると説明している。

Tsai et al. (2012) は, メンバーがコミュニティの活動に積極的に関与したり, 他のメンバーと交流する程度を決める重要な要因としてコミュニティ参加 (community participation) を挙げている。コミュニティ参加は, 儀式と伝統を共有することによってメンバーにコミュニティへの参加を促し, メンバーをコミュニティに統合する動機づけを行う。その結果, コミュニティの歴史, 文化, 意識は永続していくという。

彼らはコミュニティ参加は, メンバー間の相互作用, メンバー活動への関与という2つの要素から構成されるとしている。メンバー間の相互作用とは, 双方向のコミュニケーション, 相互の助け合いを通して, コミュニティのメンバーが互いに相互交流を行うことを示す。相互作用を通して同じ考えを持つ多くの他者が「そこにいる」ということがわかることで消費者は快適さと安全を感じるのである。メンバー活動への関与は, メンバーが活発にブランド・コミュニティの活動に参加していることを意味する。活動の頻度が増えることでコミュニティの統一感が増し, コミュニティ発展のさらなる機会の増大となる。Tsai et al. (2012) は, コミュニティ参加を高める可能性のある先行要因として, 個人レベルの要素 (外向性, 所属の必要性), グループレベルの要素 (同一化, 知覚された重要な集団), 関係性レベルの要素 (関係性への信頼, 関係性への満足) という3つの要因を示している。

以上を踏まえると, コミュニティ・エンゲージメントの類似概念は以下のように整理することができるだろう。第一に, これらのほとんどはコミュニティ (またはその活動) への参加行動ではなく, 参加のモチベーションを示した定義になっている。

第二に, 参加のモチベーションを示すこれらの変数は, ブランド・コミュニティ同一化を先行要因とし, コミュニティへの参加を含む様々なマーケティング成果に影響を及ぼす媒介変数として位置づけられている。このことから, ブランド・コミュニティ同一化とは明確に棲み分けられた概念であると捉えることができる。

第三に, 参加のモチベーションは自分個人の意向に留まらず, 集団行動を行うために消費者間で共有化された意向として捉えられる傾向が見られる。例えばBagozzi and Dholakia (2006a) は, 共通のミッションや目標を共有しているメンバーの集団的な参加のモチベーションは, その集団の主体として行動することを目指しての協力であり, コミュニティ参加の基盤になると述べている。

(4) Woisetschlager et al. (2008) は, 心理的コミュニティ感覚を, 他者との同類感覚, 他者との相互作用の受け入れ, 他者が期待することを他者のために与えたり何かをしたりすることによって相互作用の持続を求めること, 信頼でき安定した構造の一部であるという感覚だと説明している。

第四に、いくつかの研究を通して、相互作用などにより他のメンバーとの絆を深めることが参加モチベーションの重要な要素の一つになっていることが確認できる (e.g., Carlson et al. 2008; Woisetschlager et al. 2008; Tsai et al. 2012)。最後に、参加のモチベーションには、他のメンバーを支援するだけでなく、ニーズの満足など (e.g., Woisetschlager et al. 2008) ⁽⁵⁾、自らの便益が含まれる場合もある。しかし、このことが明示されている研究はまだ一部である。以上のことは表1のようにまとめられる。

【表1】コミュニティ・エンゲージメントの類似概念

研究者	概念	定義	先行要因	影響を及ぼす結果要素	測定尺度
Bagozzi and Dholakia (2006a)	欲求 (desire)	コミュニティへの参加欲求	・ブランド・コミュニティ同一化	・実際のグループ行動 ・ブランド購買行動	単一次元 ／3項目
	社会的意図 (social intention)	集団行動を行うために消費者間で共有化された意図	・ブランド・コミュニティ同一化 ・欲求		単一次元 ／2項目
Bagozzi and Dholakia (2006b)	参加に関するわれわれ・意図 (participation intentions)	共通のミッションや目標を共有しているメンバーが自分たちを「私たち」だと認識し目標到達のためにグループとして行動するための協同の決議	・ブランド・コミュニティ同一化	・コミュニティへの参加 ・ウェブサイトへの訪問 ・そのブランド (の企業) と協力する ・そのブランドにお金を費やす 等	(記載なし)
Carlson et al. (2008)	心理的ブランド・コミュニティ感覚 (psychological sense of brand community)	他のユーザーとの絆を個人々が認識する程度	・ブランドとの同一化 ・グループとの同一化	・ブランド選好 ・ブランド・イベントへの参加 ・クチコミ ・ブランドの歴史をたたえる	(記載なし)
Woisetschlager et al. (2008)	消費者参加 (consumer participation)	心理的コミュニティ感覚 (psychological sense of community=PSOC) に基づき、協力の気持ち、友情、信頼、支援、ニーズの満足といった要素からなる概念	・ブランド・コミュニティ同一化 ・コミュニティ満足 ・影響の程度	・クチコミ ・ブランド・イメージ ・コミュニティ・ロイヤルティ	単一次元 ／5項目
Tsai et al. (2012)	コミュニティ参加 (community participation)	メンバー間の相互作用、メンバー活動への関与という2つの要素から構成される概念。儀式と伝統を共有することによってメンバーにコミュニティへの参加を促し、メンバーをコミュニティに統合する動機づけを行う。	・個人レベルの要素 (外向性、所属の必要性) ・グループレベルの要素 (同一化、知覚された重要な集団) ・関係性レベルの要素 (関係性への信頼、関係性への満足)		多次元 (2次元) ／6項目

3. 組織市民行動を背景とした Algesheimer et al. (2005) のコミュニティ・エンゲージメント

次に、コミュニティ・エンゲージメント概念に注目した2つの研究, Algesheimer et al. (2005) と Baldus et al. (2015) について、その理論背景とともに見ていく。定義だけを見ると両者には重なる部分も多くあるが、それぞれが背景としている理論が異なることから、当該概念を再検討するにあたりそのルーツにさかのぼり検討する必要があると考える。以下ではまず、Algesheimer et al. (2005) の依拠した組織市民行動、及び関連概念について概観し、その上で Algesheimer et al. (2005) の定義について改めて確認する。

(5) Woisetschlager et al. (2008) のコミュニティ参加の測定項目には、アドバイスを探しているときコミュニティに参加するといった実利的な便益と、コミュニティへの参加によって新しい友人を得るといった心理的な便益を示唆する内容がそれぞれ含まれている。

3-1. 組織市民行動の定義と構成要素

組織市民行動とは、「自由裁量的で、公式的な報酬体系では直接的ないし明示的には認識されないものであるが、それが集積することで組織の効率的及び有効的機能を促進する個人的な行動」と定義される概念である (Organ et al. 2006; 上田 2015)。端的に言えば、従業員の自発的な貢献行動を意味しており、職務満足によって影響を受ける行動の範囲を自由裁量的なものまで拡大する必要性を主張することから生まれたと考えられている (上田 2015)。

従業員の臨機応変で自発的な環境対応行動こそが、組織が直面する環境不確実性に対応し組織の存続や成長に貢献している重要な要因の一つであると捉えられていることから、組織市民行動研究は、組織行動論の一つの領域として注目を集めているという (上田 2015)。

では、組織市民行動はどのような次元で構成されているのだろうか。上田 (2015) は、先行研究を概観し次元を統括した Podsakoff et al. (2000) をもとに、援助行動、スポーツマンシップ、組織忠実性、組織従順性、個人創意性、市民道徳、自己開発という7つの要素を示している。各要素の内容は以下の通りである。

- ・援助行動：仕事に関連した問題を抱えた他者を自発的に助けたり、その問題の発生を防止したりすること。
- ・スポーツマンシップ：他者から不利益を被った時に不平不満を言わないこと、うまくことが運ばなかった時も積極的な気持ちを持ち続けること、他者が自分の意見に従わなかった時も不快を感じないこと、個人的利害を犠牲にして作業集団の成果を追求すること、自分の考え方を否定しないこと。
- ・組織忠実性：組織を外部者に宣伝すること、外的脅威から組織を守ること、逆風の中でも組織へのコミットを続けること。
- ・組織従順性：雇われている組織に従順に従うこと。
- ・個人創意性：職務に従事する上で通常必要とされる水準を超えて役割外かつ自発的に行うもの。
- ・市民道徳：メンバーが組織市民として自覚することにかかわるもの。具体的には、個人的に負担になったとしても統治に積極的に参画すること、環境からの脅威や好機を監視すること、組織の利害に対して用心深くあることなど。
- ・自己開発：メンバーが自分の知識や技能、能力を高めるために行う自発的な行動。

組織市民行動は、組織で働く従業員の行動であり、顧客が対象となるブランド・コミュニティとは必ずしも状況は同じではないが、上記の行動次元を見ると、重なる部分も見られる。例えば、援助行動はもちろんのこと、他にも組織忠実性、自己開発に近い行動はブランド・コミュニティにおいても確認できる⁽⁶⁾。一方で、顧客を対象としたブランド・コミュニティの場合、組織従順性に相当するような行動を確認することは難しい。

(6) 組織忠実性に相当すると考えられる行動として、逆風の中でも組織へのコミットを続けること (e.g. Muniz and Schau 2005)、対抗的ロイヤルティ (e.g. Muniz and O' Guinn 2001; Thompson and Sinha 2008) ブランドの伝道師になる (e.g. McAlexander et al. 2002)、自己開発に相当する行動として、情報源としてコミュニティを活用する (e.g. 池尾 2003) などが挙げられる。

3-2. 顧客自発行動 (customer voluntary performance)

組織市民行動から発展した概念の一つに Bettencourt (1997) の顧客自発行動がある。彼らは、組織市民行動は従業員だけでなく、顧客によっても行われるという考えから顧客自発行動を提示し、当該概念を特定の組織に対する様々な協調的、革新的及び自発的な顧客行動であると規定した。

当該研究では、顧客自発行動は「忠実性」「協調性」「参加」という3つの行動から構成されると述べられている。忠実性とは、企業の後援者としての役割を果たすものであり、例えば特定の組織やブランドについて積極的な意識を持って行われるクチコミなどが該当するという。また、協調性とは高品質のサービス・製品提供に対して敬意を示す行動であり、従業員が顧客によりよいサービス・製品を提供できるように顧客側が協力することを指す。最後の参加とは、組織の開発に積極的かつ責任感を持って関与する顧客行動とされ、例えば企業に対して改善点や提案のコメント、または不満を伝えることで、サービス・製品の品質を改善するものである。

また、Bettencourt (1997) の考え方を踏襲した研究に Ueda and Nojima (2012) がある。彼らは、顧客自発行動を大学に援用し、大学生の貢献行動として UCB (university citizenship behavior) という概念を規定した。彼らは、Bettencourt (1997) に基づき UCB を忠実性と協調性から構成される概念だと捉え、その先行要因を明らかにすることを試みている。

以上で概観した組織市民行動、顧客自発行動、大学生の自発的貢献行動の概念及び構成要素は表2のように示される。

Algesheimer et al. (2005) が着目した組織市民行動は、経営学の領域においてその対象が顧客にまで拡大していることが確認できた。このことは、組織市民行動が顧客を対象としたブランド・コミュニティにも援用可能な概念であることを示唆するものだと考えられる。もちろん、経営学の領域では、顧客自発行動は組織市民行動に比べると必ずしも注目

【表2】組織市民行動およびその発展概念

	概念	定義	構成要素
上田 (2015)	組織市民行動	自由裁量的で、公式的な報酬体系では直接的ないし明示的には認識されないものであるが、それが集積することで組織の効率的及び有効的機能を促進する個人的な行動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 援助行動 ・ スポーツマン・シップ ・ 組織忠実性 ・ 組織従順性 ・ 個人創意性 ・ 市民道徳 ・ 自己開発
Bettencourt (1997)	顧客自発行動	特定の組織に対する様々な協調的、革新的及び自発的な顧客行動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 忠実性 ・ 協調性 ・ 参加
Ueda and Nojima (2012)	大学生の自発的貢献行動	学生が大学のサービスの質に対して行う貢献行動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 忠実性 ・ 協調性

出典：上田 (2015), pp6-12をもとに筆者作成

度は高くはないが、貢献行動を行う対象を従業員だけでなく、顧客という別のステークホルダーにも拡張した点で高く評価されているという (e.g., 上田 2015)。

3-3. Algesheimer et al. (2005) のコミュニティ・エンゲージメント

次に、組織市民行動を基盤に定義された Algesheimer et al. (2005) のコミュニティ・エンゲージメントについて見ていく。コミュニティ・エンゲージメントは、前述の通りコミュニティのメンバーとの相互作用やコミュニティへの協力といったコミュニティ参加の本質的なモチベーションと定義される概念である。具体的には、他のメンバーを助けたり、コミュニティの活動に参加したり、ブランドの価値を高めたり推奨するなどのポジティブな行動へとつながる。

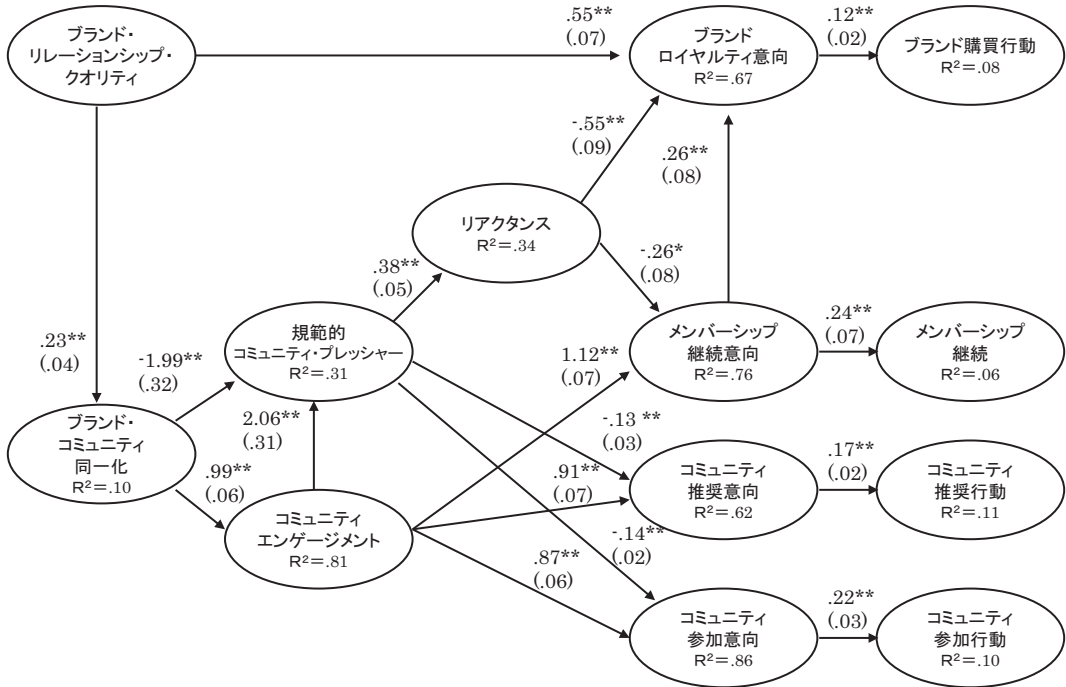
当該研究ではコミュニティ・エンゲージメントを、メンバー各々の個性を示す個人的なアイデンティティとグループを基盤とした集合的なアイデンティティとの重複部分に位置する概念であり、グループとの協調と個人の価値表現から成るものだと捉えているが、このことは、エンゲージメントの測定項目からも確認することができる。具体的には、援助行動などの他者との関係性に関わるものと、自分の目標に到達できる、参加の楽しさといった自己便益に関わるものが用いられており、コミュニティ・エンゲージメントには他者と共有化された意向と、自分自身のためという個人的な意向の2つの側面の重要性が確認できる。

Algesheimer et al. (2005) は、当該概念をブランド・コミュニティ同一化⁽⁷⁾、規範的コミュニティ・プレッシャー (normative community pressure) という3つの概念間の影響関係を通じて、マーケティング成果に影響を及ぼす重要な概念として示した。規範的コミュニティ・プレッシャーは、消費者がブランド・コミュニティ内の相互関係や協力を要請されていると知覚する度合いと定義される。例えば、コミュニティの規範、儀式、目的に従うよう間接的に強いられることなどを指し、コミュニティ・エンゲージメントの持つポジティブな意味合いに対し、ネガティブな意味合いを持つとされる。彼らは、自動車に関するブランド・コミュニティを対象とした調査を通して、ブランド・コミュニティ同一化が強まることで、コミュニティ・エンゲージメントが上昇し、規範的コミュニティ・プレッシャーは低下することを確認している (図2)。

このように、コミュニティ・エンゲージメントがポジティブな意味を持つ概念として捉えらえる一方で、時に規範的コミュニティ・プレッシャーを高めてしまう可能性があることも示唆されている。高いエンゲージメントを持つメンバーは、リーダー的な存在、積極的なリクルーター、そして競合からコミュニティを守るなど中心的な役割を担うようになる。このような積極的な行動は、結果として規範的コミュニティ・プレッシャーを高め、メンバーに制約や自由の減少を感じさせてしまう場合があるという。つまり、ブランド・コミュニティがメンバーに及ぼすポジティブな影響は、場合によってはネガティブな影響に転じる可能性を含んでいるということである。しかし、この点について、彼らは最終的な結論を明確にしていない。

(7) ブランド・コミュニティ同一化の定義についてはP179を参照のこと。

【図2】 Algesheimer et al. (2005) のモデル



出典：Algesheimer et al. (2005) ,p28.

以上、Algesheimer et al. (2005) の示したコミュニティ・エンゲージメントについて、概観してきた。彼らの提示した概念を組織市民行動と照らし合わせることで、いくつかの特徴が見えてくる。第一に、組織市民行動に依拠した当該概念は、その考え方の根底にメンバーの「自発的な貢献」があり、定義にもそういった意味合いが含まれている。一方で、測定項目を見ると、メンバーを支援する内容は含まれているが、コミュニティへの自発的な貢献や協力といった項目は確認できない。

第二に、組織市民行動、顧客自発行動、大学生の自発的貢献行動はともに行動として定義されているが、コミュニティ・エンゲージメントは行動を引き起こすモチベーションと定義されており、両者はこの点で異なる。

第三に、コミュニティ・エンゲージメント、組織市民行動にはともに、他者との関係性に関わるものと、自分自身に関わるものの2タイプの構成要素が含まれている。例えば、組織市民行動では、他者との関係性に関する要素として「援助行動」、個人の意識や向上心といった自己に関する要素として「自己開発」などが設定されている。一方、Algesheimer et al. (2005) の測定尺度は単一次元であるため、測定項目には取り入れられているものの、独立した次元としては設定されていない。

最後に、組織市民行動を構成する要素に含まれる従順性は、Algesheimer et al. (2005) には含まれていない。これは、組織市民行動の対象が従業員であるのに対し、ブランド・コミュニティの対象が顧客であるという違いが影響しているのかもしれない。

このように、Algesheimer et al. (2005) は、多次元で構成される組織市民行動を基盤にしながら、コミュニティ・エンゲージメントを単次元で測定するなど、彼ら自身も指摘するように、構成要素や測定尺度に関して曖昧な部分が多く見られる。また、組織への貢献や協力といった組織市民行動の中核ともいうべき要素が、定義には含まれているものの測定項目には取り入れられていないという問題もある。当該概念はこういった課題を残しながら、しばらくの間、ブランド・コミュニティ研究において中心的に扱われることはなく、その間に登場した様々な類似概念の登場により、よりその意味合いが見えにくくなっていったと考えられる。

4. エンゲージメント概念を背景とした Baldus et al. (2015) のコミュニティ・エンゲージメント

Baldus et al. (2015) は、ブランド・コミュニティ研究におけるコミュニティ・エンゲージメントに関する研究は非常に限られているとした上で、その重要性を改めて主張し、マーケティングの領域で議論されてきたエンゲージメント概念を基盤に概念の定義と尺度開発を試みた。以下では、エンゲージメントとはそもそもマーケティングの領域においてどのように捉えられる概念なのかということを確認した上で、Baldus et al. (2015) のコミュニティ・エンゲージメントについて見ていくこととする。

4-1. マーケティング研究におけるエンゲージメント概念

エンゲージメント概念は2004年ごろから広告関係者を中心に関心が集められ、メディアに対する接触の深さを示す概念として用いられ始めたが、その後多様な解釈がなされるようになっていった(久保田2009a)。例えば小林(2008)は、エンゲージメントを「人格化したブランドの意味を作り手と顧客の関係において共有化すること」と解釈し「ブランドや商品を消費者に認知させるだけでなく、購買に至る多様な行動状況につながるような『要求』を消費者の心理に芽生えさせること」としている。一方、岡田(2008)は「エンゲージメントはオーディエンスとブランドのコンタクトの出会いがしら、つまり極めて短時間のプロセスについての概念である」と述べている。また、石崎(2009)はメディアを対象とするエンゲージメントに焦点を絞り、エンゲージメントは短時間のプロセスという岡田(2008)の主張を支持している。

久保田(2009a)は、エンゲージメント概念にはいくつかの曖昧な部分があると指摘している。第一に、エンゲージメントは心理的状态か、可視化された行動かといった捉え方についてである。小林(2008)では心理的と規定されているが、山本(2015)では、購買を超えた企業やブランドにかかわる消費者の行動的表明と捉えられ、SNS上のいいね！を押したり、投票、他者の投稿へのコメントからオフラインでのキャンペーンの応募や参加なども広く含まれると述べられている。

第二に、エンゲージメントの対象についてである。前述の通り、エンゲージメントはメディアに対するものとして用いられるようになったが、それに加え広告やブランドもその対象として議論されるようになっており、対象が多様化している。最後に、エンゲージメントは短期的なものか、長期的なものかという点である。小林(2008)は長期的と捉えているが、岡田(2008)、石崎(2009)は短期的だと捉えている。

一連の議論を踏まえ、久保田(2009b)では、エンゲージメントの解釈として以下の3つを示している。第一に、媒体に対する接触の深さを意味するメディア・エンゲージメントである。これは、エンゲージメント概念に関心が持たれるようになった当初から存在する解釈だという。第二に、自分ごと化としてのエンゲージメントであり、これは企業によって示されたブランド価値を、他人ごとではなく、当事者意識を持って受け止め、その重要性に気づくことだという。第三に、絆としてのエンゲージメントである。これは自分のブランド、共同所有者、人の心の中にしみこむ作用などと説明され、ブランドに対する強い愛着や精神的一体感によって特徴づけられるとされる。このように、エンゲージメントは、はじめはメディアを対象に広告の領域を中心に議論されてきたが、徐々にブランドまでその対象が拡大し、心理的な絆、長期的な状態といった意味合いが含まれるようになってきたと考えられる。一方で、エンゲージメント概念に関する議論はどれが正しいかということではなく、エンゲージメントの対象とするところ、対象とオーディエンスないし消費者との状態、想定する時間軸の長さなどによってどの議論を支持するかは異なるという(e.g. 石崎 2009)。

最後に、本稿におけるエンゲージメントの対象はブランド・コミュニティであるため、ブランドに対するエンゲージメントについてももう少し詳しく見ておきたい。青木(2013)は、どのような心理的エンゲージメントの段階、どのような心理的プロセスにおいてブランドが処理されるのかといったSchmitt(2012)の考え方をもとに下記のように整理している(表3)。

表側の心理的エンゲージメントは対象中心、自己中心、社会的という3段階に区分される。ブランド・コミュニティが該当するのは社会的エンゲージメントの段階であり、ブランドを対人的、社会——文化的視点でとらえていることを指す(青木 2013)。また表頭の心理的プロセスは識別、経験、統合、象徴、結合という5つの段階があり、ブランド・コミュニティは、ブランドに対する態度形成、ブランドへの個人的な愛着の形成、ブランド・コミュニティ内での該当ブランドとの結合などが行われる結合の段階に位置づけられる。

【表3】ブランドの消費者心理モデル

		5つの心理的プロセス				
		識別	経験	統合	象徴	結合
心理的エンゲージメントの段階	対象中心のエンゲージメント	ブランド・カテゴリーライゼーション	ブランド知覚	ブランド・コンセプト	情報手掛かりとしてのブランド	ブランド態度
	自己中心のエンゲージメント	ブランド連想	ブランド感情	ブランド・パーソナリティ	アイデンティティ・シグナルとしてのブランド	ブランド・アタッチメント
	社会的エンゲージメント	ブランド間関係	ブランド参加	ブランド・リレーションシップ	ブランド・シンボリズム	ブランド・コミュニティ

青木(2013), p111にもとづいて一部加筆修正.

このように、ブランド・コミュニティは社会的エンゲージメントと結合という心理的プロセスの交差するところに位置していることから、長期にわたる消費者とブランドとの心理的な強い絆を含む存在であることが確認できる。以下では、こういったエンゲージメント概念を念頭におきながらコミュニティ・エンゲージメント概念の定義と尺度開発を試みたBaldus et al. (2015) について見ていく。

4-2. Baldus et al. (2015) のコミュニティ・エンゲージメント

Baldus et al. (2015) は、マーケティングの領域で議論されてきたエンゲージメント研究を基盤にコミュニティ・エンゲージメント概念の定義と尺度開発を試みた。

彼らは、Calder et al. (2009) のウェブサイトへの消費者エンゲージメント⁽⁸⁾、Sprott et al. (2009) の自己概念におけるブランド・エンゲージメント⁽⁹⁾、Hollebeek et al. (2014) の消費者のブランド・エンゲージメント⁽¹⁰⁾といった概念を参考にコミュニティ・エンゲージメントを「ブランド・コミュニティで相互作用を続けるための抑えきれない、本質的なモチベーション」と定義した。Baldus et al. (2015) は、独自の6段階の調査ステップ⁽¹¹⁾を通じてコミュニティ・エンゲージメントを構成する11の次元を導きだしている(表4)。

【表4】Baldus et al. (2015) のコミュニティ・エンゲージメントの次元

エンゲージメントの次元	定義
ブランドの影響	ブランド・コミュニティのメンバーがブランドに影響を与えたいと思う程度
ブランドへの愛着	ブランド・コミュニティのメンバーがブランドに対して抱く情熱的な愛情
結びつき	ブランド・コミュニティのメンバーであることがよりよいことに結びつくと感じる範囲
援助	知識や経験や時間を共有することによって仲間を助けたいと感じる程度
同じ考えを持った人とのディスカッション	ブランド・コミュニティのメンバーが、彼らと似た考えを持つ人たちとブランドについて話しをすることに興味を持つ程度
報酬(快楽)	ブランド・コミュニティのメンバーが、快楽的な報酬を得ようとする程度
報酬(実利的)	ブランド・コミュニティのメンバーが、実利的な報酬を得ようとする程度
支援を探す	ブランド・コミュニティのメンバーが、知識や経験や時間を共有するコミュニティの仲間から援助を受けたいと思う程度
自己表現	メンバーの興味や意見を表現することができるフォーラムをブランド・コミュニティが提供していると感じる程度
最新情報	ブランド・コミュニティがブランドや製品に関する最新情報を発信することでメンバーを支援していると感じる程度
確証	自分たちの意見、考え、興味がコミュニティの他のメンバーから支持されていると感じる程度

出典：Baldus et al. (2015), p981.

(8) Calder et al. (2009) はウェブサイトへの消費者エンゲージメントを「経験の集合(そのサイトがどのくらい自分たちの生活にフィットしているかについての考え)」と定義している。

(9) Sprott et al. (2009) は自己概念におけるブランド・エンゲージメントを「自分自身の一部の中にどの程度重要なブランドを含んでいるのかという消費者の傾向を表現する個々人の差異」と定義している。

(10) Hollebeek et al. (2014) は消費者のブランド・エンゲージメントを「消費者とブランドに関係した消費者のポジティブな認知的、感情的、行動的なブランド関連行動」と定義している。

(11) 調査1, 2ではフォーカスグループインタビュー、調査3～6ではオンラインのブランド・コミュニティを対象に定量的な調査を行っている。

彼らは、一連の調査結果を踏まえ、上記で示したブランド・コミュニティ・エンゲージメントの次元の妥当性と、各要素がコミュニティ参加に及ぼす影響を確認している。その結果、「ブランドへの影響」「(コミュニティとの)結びつき」「援助」「同じ考えを持った人とのディスカッション」「報酬(快樂)」「自己表現」はコミュニティ参加にポジティブな影響を与えているが、「支援を探す」「最新情報」についてはネガティブな影響を与えることを明らかにした。Baldus et al. (2015)も指摘するように、単に質問に対する回答が欲しいといった情報へのニーズによって動機づけられる消費者は参加が減少する傾向にあり、単発的で短期的なニーズは参加の動機としては弱い。一方、他のメンバーとの相互作用や、自分自身が楽しめたり自己を表現できる場があるといった、メンバーやコミュニティとの心理的な絆は強い動機として働いているようである。そのように考えると、コミュニティ・エンゲージメントは、マーケティング研究で議論されるエンゲージメント概念の中でも長期にわたる心理的な絆としての意味合いが強いと考えることができるだろう。

以上、Algesheimer et al. (2005)とBaldus et al. (2015)のコミュニティ・エンゲージメント概念をそのルーツも合わせ概観した。両者には以下のような共通点と相違点があると考えられる(表5)。第一に、両者ともに定義の中に、(コミュニティ参加の)モチベーションという言葉が含まれていることから、参加行動ではなく参加のモチベーションを取り扱った概念である点で共通している。第二に、定義の中でメンバーとの相互作用に重きが置かれている点も共通である。第三に、その構成要素としてメンバーを支援すること、個人の実利的な便益、個人の楽しさが含まれている点である。第四に、両者ともに参加に関する瞬間的なモチベーションというよりは、参加し続けるモチベーションについて述べており、その点から長期的な意味合いの概念であると捉えることができよう。

一方、両者の相違点として、Algesheimer et al. (2005)では、定義の中にコミュニティへの協力といった意味合いが含まれるが、Baldus et al. (2015)には構成要素も含めそのような内容は見られない。また、Baldus et al. (2015)では構成要素として「ブランドの影響」「ブランドへの愛着」が含まれているが、Algesheimer et al. (2005)ではブランドとの関係性を示す要素はコミュニティ・エンゲージメントとは棲み分けて捉えられている⁽¹²⁾。こういった相違点は、両概念が依拠している理論背景の違いによるものだと考えられる。組織市民行動に依拠したAlgesheimer et al. (2005)は、「自発的な貢献」という考え方がベースにある。もちろん、組織市民行動で対象となる従業員に比べるとその色合いは薄まるが、コミュニティのメンバーを一般顧客よりも企業に近い位置にいる言わば協力者のような存在としてとらえていると見ることができる。一方、エンゲージメント研究を中心に検討されたBaldus et al. (2015)は、顧客とブランドとの「絆」が研究のベースとなっていることから、ブランドとの関係性まで広く含んだ概念になっていると考えられる。

このように両者には共通点はあるものの、同時に相違点もあり、必ずしも同一ではないことが改めて確認できる。他領域から援用した理論をもとに規定した二つのコミュニティ・エンゲージメントを、より実情に即したものにしていくために、以下では第2節で概観したコミュニティ・エンゲージメントの類似概念も視野に入れ、当該概念を再検討していく。

(12) Algesheimer et al. (2005)では、ブランドとの関係性を表す変数は、「ブランド・リレーションシップ・クオリティ」として、ブランドコミュニティ同一化の先行要因として設定されている。

【表5】 Algesheimer et al. (2005) と Baldus et al. (2015) の概念比較

	Algesheimer et al. (2005)	Baldus et al. (2015)
定義	コミュニティのメンバーとの相互作用やコミュニティへの協力といったコミュニティ参加の本質的なモチベーション	ブランド・コミュニティで相互作用を続けるための抑えきれない、本質的なモチベーション
次元	単次元	多次元 (11次元)
構成要素	メンバーへの支援/便益/目標到達/楽しさ	ブランドの影響/ブランドへの愛着/結びつき/援助/同じ考えを持つ人とのディスカッション/報酬(快楽)/報酬(実利的)/支援を探す/自己表現/最新情報/確証
メンバーの捉え方	企業と顧客との間に位置するロイヤル顧客	顧客
期間	長期的	長期的
理論背景	組織市民行動	(マーケティング研究における)エンゲージメント概念
キーワード	自発的な貢献	絆

※ Algesheimer et al. (2005)の次元は単次元であるため、設問の具体的内容を踏まえ構成要素として記載している。

5. コミュニティ・エンゲージメントの定義と構成要素

5-1. コミュニティ・エンゲージメントの定義

以上のように、コミュニティ・エンゲージメント概念は、Baldus et al. (2015) では多次元で捉えられていたが、Algesheimer et al. (2005) 及びその類似概念では、単次元で捉えられているものが多く、これらがどういった構成要素を含むのかについて積極的な議論はなされてこなかった。しかし、本研究において改めて先行研究を見ていくことで、可能性のある4つの候補を見出すことができる⁽¹³⁾。

まず、他者との関係性に関する要素群である。他者との関係性には、他のメンバーに対する援助と、他のメンバーとの相互作用という2つが含まれる。第二に、自己便益に関連する要素群である。便益には楽しさといった心理的な便益と、目標達成や金銭といった実利的な便益が含まれる。第三に、組織との関係性である。組織とは、この場合ブランド・コミュニティ（またはその運営企業）にあたるが、自発的な貢献や協力、コミュニティとの結びつきに関する要素が含まれる。最後に、ブランドとの関係性である。これは、ブランドへの愛着、(自分が)ブランドに影響を与えたいと思う程度を示すブランドへの影響、という2つの要素を含む(表6)。

一方で、これら4つの構成要素群は、コミュニティ・エンゲージメント概念、及びその類似概念で共通するものと、そうではないものに分けられる。まず、他者との関係性に

(13) 単次元で測定されている概念は、測定内容まで踏み込んで検討した。

【表6】コミュニティ・エンゲージメントを構成する要素群

		Algesheimer et al. (2005)	Baldus et al. (2015)	類似概念 (参加のモチベーション)
他者との 関係性	援助	○	○	○
	相互作用	○	○	○
自己便益	快楽的	○	○	△
	実利的	○	○	△
組織との 関係性	自発的な 貢献や協力	○	-	○
	コミュニティとの 結びつき	-	○	-
ブランドとの 関係性	ブランドへの愛着	-	○	-
	ブランドへの影響	-	○	-

関する要素群については、援助、相互作用ともにすべてに共通して含まれる。次の自己便益についても、概ね共通した構成要素だと捉えることができる。類似概念においては Woisetschlager et al. (2008) の「消費者参加」に「ニーズの満足」⁽¹⁴⁾が含まれているなど、直接的ではないかもしれないが、自己便益を示唆する要素は確認できる。

3つ目の組織との関係性に関しては見解が分かれる。例えば、定義の中に「コミュニティへの協力」が含まれる Algesheimer et al. (2005) の他にも、Tsai et al. (2012) の「コミュニティ参加」を測定する項目の中に「参加活動をコミュニティのwebサイトに提供する」といった項目が含まれており、貢献や協力を確認することができる。

一方、エンゲージメント概念を基盤とする Baldus et al. (2015) には、コミュニティとの結びつきは含まれるが、自発的な貢献や協力は含まれていない。コミュニティとの結びつきは、Baldus et al. (2015) が「ブランド・コミュニティのメンバーであることがよりよいことに結びつくと感じる範囲」と説明する構成要素であるが、その測定項目を見ていくと、「ブランド・コミュニティの一部であることが、ブランドと結びついているという感覚につながる」「ブランド・コミュニティの一部であることが、このブランドの他のユーザーと結びついているという感覚につながる」といった内容であり、ブランド・コミュニティ同一化概念と重なる部分が多い⁽¹⁵⁾。

4つ目のブランドとの関係性については、Baldus et al. (2015) のみ構成要素に含まれる。前述の通り、Algesheimer et al. (2005) 及びその類似概念ではブランドとの関係性は、独

(14) Woisetschlager et al. (2008) の消費者参加を測定する項目の中には、アドバイスを探すためコミュニティに参加したり、コミュニティに参加して新しい友人を見つける、などといった内容が見られる。

(15) 例えば、Algesheimer et al. (2005) では、同一化の測定項目に「私は自分自身をそのブランド・コミュニティの一部だと見ている」という内容が含まれている。なお、ブランド・コミュニティ同一化概念の詳細については宮澤 (2012) を参照のこと。

立した別の変数として設定されているものがほとんどであり⁽¹⁶⁾、コミュニティ・エンゲージメントとは棲み分けて捉えられている。

このように Baldus et al. (2015) のコミュニティ・エンゲージメントには、本来は棲み分けて捉えられるべき「コミュニティとの結びつき」や「ブランドとの関係性」など広範囲の要素が含まれており、そのためブランド・コミュニティ同一化やブランドとの関係性を示す要素との境界があいまいになるという問題点が考えられる。これは、彼らが Algesheimer et al. (2005) のコミュニティ・エンゲージメントを発展させることを目的としながらも、研究の大部分をマーケティングにおけるエンゲージメント概念に依拠しており、Algesheimer et al. (2005) や参加のモチベーションを示す類似概念を十分に検討しきれていないためだと思われる。

以上から、コミュニティ・エンゲージメント概念を定義するにあたり、ブランド・コミュニティに関する先行研究に従い、「コミュニティとの結びつき」「ブランドとの関係性」を除外することとする。その上で、本稿ではコミュニティ・エンゲージメントを「他者との関係性」「自己便益」「組織との関係性（自発的な貢献や協力のみ）」という要素群から構成されると概念と捉え、「メンバーとの相互作用、コミュニティへの協力、自己目標の達成といった、コミュニティ参加の本質的なモチベーション」と定義する。

5-2. コミュニティ・エンゲージメント概念の構成要素

次に、コミュニティ・エンゲージメント概念の測定に向けて、今一度、当該概念を構成する各要素について確認する。前項で議論したように、「他者との関係性」「自己便益」については、概観した先行研究に共通性があり、構成要素群として適切であると考えられる。具体的には、「他者との関係性」として「援助」「相互作用」、「自己便益」として「快樂的な自己便益」「実利的な自己便益」がそれぞれ挙げられる。また、「組織との関係性」については、ブランド・コミュニティ同一化概念と重なる部分の大きい「コミュニティとの結びつき」は除外し、「自発的な貢献や協力」のみを構成要素として残すこととする。以上から、コミュニティ・エンゲージメント概念は「援助」「相互作用」「快樂的な自己便益」「実利的な自己便益」「自発的な貢献や協力」という5つの要素で構成される概念だと仮定する。以下では各要素について若干の説明を加える。

■援助

援助とは、「仲間を助けたいと感じる程度」と説明され (e.g., Baldus et al. 2015), 「メンバーを支援することができるのでコミュニティの活動に参加したいと思う」(Algesheimer et al. 2005) 「コミュニティのメンバーと互いに助け合う」(Woisetschlager et al. 2008), 「メンバーと協力し合っている」(Tsai et al. 2012), といった項目等で測定される要素である。援助の対象はあくまでも他のメンバーであり、企業への援助は含まれない。

■相互作用

相互作用とは、「メンバーと双方向コミュニケーションをとっている」「メンバーと頻繁

(16) 前述の通り、Algesheimer et al. (2005) ではブランド・コミュニティ同一化の先行要因に設定されている。また、Carlson et al. (2008) では心理的ブランド・コミュニティ感覚の結果要素として設定されている。

に交流する」(Tsai et al. 2012) といった測定項目に代表されるように、コミュニティのメンバーとの交流を意味する。交流の主な内容は、自分と似た考えを持つメンバーとブランドについて話をしたり (e.g., Baldus et al. 2015), そのブランドを囲んで一緒に出かけるなど (e.g., Bagozzi and Dholakia 2006a), ブランドを中心としたものである⁽¹⁷⁾。

■快樂的な自己便益

快樂的な自己便益について Baldus et al. (2015) は「メンバーが、快樂的な報酬を得ようとする程度」と説明している。「楽しさがこのブランド・コミュニティに参加する最大の理由である」(Baldus et al. 2015), 「参加後にとても気が晴れるのでコミュニティの活動に参加したいと思う」(Algesheimer et al. 2005), といった測定項目が用いられているところから、この場合の快樂的は主に「楽しさ」を指すものとする。

■実利的な自己便益

Baldus et al. (2015) は「メンバーが、実利的な報酬を得ようとする程度」と説明しているが、実利的な意味には大きく二つあると考えられる。一つは彼らがいう金銭的な面である。例えば「金銭的な利益が増えれば、このブランド・コミュニティにもっと参加するだろう」といった質問から想定できる。一方、「自分の目標に到達することができるのでコミュニティの活動に参加したいと思う」(Algesheimer et al. 2005) とあるように、自分の定めた何かしらの目標達成という場合もあるだろう。例えば、ブランドに関する最新情報の取得など (e.g., Thompson and Sinha 2008; Baldus et al. 2015) も該当すると考えられる。

■自発的な貢献や協力

自発的な貢献や協力は、組織市民行動に依拠した Algesheimer et al. (2005) にとって非常に重要でありながら、明確には示されていない構成要素である。従業員が対象となる組織市民行動とは異なり、対象があくまでも顧客であることも大きく影響しているだろう。

一方で、組織市民行動の構成要素である「個人創意性」「組織忠実性」に近い測定項目や現象も確認できる。例えば「ブランド・コミュニティの活動に関する反応をコミュニティの web サイトに提供する」「コミュニティの活動に多くの時間を費やしている」(Tsai et al. 2012) といった項目はこれに相当するだろう。また、積極的に商品開発に参加する MUJI の事例や (e.g., 小川, 西川 2006), メンバーが主催企業をサポートするような行動が確認される BMW 二輪車コミュニティの事例 (e.g., 宮澤 2015) もある。こういった点を踏まえ、自発的な貢献や協力を「メンバーがコミュニティのために自発的に協力、貢献をしようとする程度」と捉えることとする。

以上、本節ではコミュニティ・エンゲージメント概念を再検討した上で、その構成要素が「援助」「相互作用」「快樂的な自己便益」「実利的な自己便益」「自発的な貢献や協力」という5つの要素で構成されることを示した。各要素のついでの説明は表7にまとめられる。

(17) こういった相互作用を通じて、メンバーがブランドに対する確証を深めていくことを考えると、Baldus et al. (2015) が構成要素の一つとして設定した「確証」もここに含まれると考えるのが自然だろう。

【表7】コミュニティ・エンゲージメントの構成要素

	構成要素	内容
他者との関係性	援助	他のメンバーを助けたいと感じる程度
	相互作用	ブランドについて話しをしたり、そのブランドを囲んで一緒に出かけるなど、コミュニティのメンバーと交流したいと考える程度
自己便益	快楽的な自己便益	楽しさのためにブランド・コミュニティに参加したいと考える程度
	実利的な自己便益	最新情報、目標達成、金銭など実利的な便益があるためコミュニティに参加したいと考える程度
組織との関係性	自発的な貢献や協力	メンバーがコミュニティのために自発的に協力、貢献をしようとする程度

6. まとめと今後の課題

本稿では、コミュニティ・エンゲージメント概念について再整理を行うと同時に、測定尺度の開発に向け構成要素の検討を行った。コミュニティ・エンゲージメントはコミュニティ参加の本質的なモチベーションとして Algesheimer et al. (2005) によってその重要性が示されたものの、当該研究領域における関心はその後同一化概念へと集中し、Baldus et al. (2015) が改めて注目するまで、中心的な議論からは外れていた。

Baldus et al. (2015) の開発した測定尺度は、多様な要素を検討した多次元尺度で構成されており、一見、単次元で測定した Algesheimer et al. (2005) を発展させたものにも見えるが、Algesheimer et al. (2005) とは研究の背景が異なることもあり、両者の捉え方は必ずしも統一されたものではない。

こういった問題点を踏まえ、本研究では両者の背景となった組織市民行動、およびマーケティングにおけるエンゲージメント概念まで遡り、それぞれの定義を再確認した。また、これら二つの定義はともに他領域から援用した理論をもとに規定されたものであるため、よりブランド・コミュニティの実情に近い意味合いを加味する必要があると考え、当該研究領域においてコミュニティ参加のモチベーションがどのように取り扱われてきたのかについても概観した。

本研究の貢献は以下の通りである。第一に、単次元で捉えられていた Algesheimer et al. (2005) のコミュニティ・エンゲージメントについて、その背景となった組織市民行動に立ち戻り測定項目を再度検討することで、多次元で捉える方がより好ましいことが確認できた。当該研究において課題とされていた部分について、次につながる有力な仮説を提示できたと考える。

第二に、Algesheimer et al. (2005) を発展させたはずの Baldus et al. (2015) のコミュニティ・エンゲージメントは、背景の違いからか、より広範囲の意味合いを含む概念として定義され、そのため本来は棲み分けて考えられるべき同一化やブランドとの関係性との境界が曖昧になってしまっているという問題点を確認することができた。

第三に、Algesheimer et al. (2005) 以降、それぞれの研究者が独自に取り入れていた、コ

コミュニティへの参加のモチベーションを示す概念を再整理することで、一見異なって見える概念の共通項を確認すると同時に、これらがブランド・コミュニティ研究においてどのように取り扱われてきたかを示すことができた。

このように、ルーツの異なる Algesheimer et al. (2005) と Baldus et al. (2015) の概念を比較検討するにあたり、その類似概念にも目を向けたことで、コミュニティ・エンゲージメント概念に必要な要素を取捨選択することを可能にし、新たな構成要素の候補を見出すことに繋がったことは、本研究の大きな貢献だと考えられる。

一方で、本稿にはいくつかの課題が残される。まず、Baldus et al. (2015) の概念に緩やかに含まれていた、ブランド・コミュニティ同一化及び、ブランドとの関係性を示す要素が、コミュニティ・エンゲージメント概念と明確に棲み分けられるかどうかを今一度明らかにする必要があると考えられる。先行研究を概観することで得られたこれらの知見を、実際に検証していく必要があるだろう。

第二に、本稿でコミュニティ・エンゲージメントの構成要素として新たに設定した自発的な貢献や協力についてである。自発的な貢献や協力は Algesheimer et al. (2005) の理論背景となる組織市民行動に基づくものであるが、一方で、彼らのコミュニティ・エンゲージメント及びその類似概念において、これまで構成概念として明確には取り入れられていない。従業員を対象とした組織市民行動と顧客を対象としたブランド・コミュニティでは、自発的な貢献や協力の程度が同レベルとは限らない。コミュニティ・エンゲージメントを構成する要素として適切であるかどうかについては定量的な検証も含め慎重に検討すべきだと考える。

参考文献

- Algesheimer, Rene, Utpal M. Dholakia, and Andreas Herrmann (2005), "The Social Influence of Brand Community: Evidence from European Car Clubs," *Journal of Marketing*, Vol.69, No.3, pp.19-34 (宮澤薫訳 (2007) 「ブランド・コミュニティの社会的影響～ヨーロッパ・カークラブの実証研究に基づいて～」『季刊マーケティングジャーナル』第26巻, 第3号, 日本マーケティング協会, 95-105頁).
- 青木幸弘 (2013) 「『ブランド価値共創』研究の視点と枠組 ——S-Dロジックの観点から見たブランド研究の整理と展望——」『商学論究』第60巻, 第4号, 関西学院大学商学研究会, 85-118頁.
- Bagozzi, Richard P. and Utpal M. Dholakia (2006a), "Antecedents and Purchase Consequences of Customer Participation in Small Group Brand Communities," *International Journal of Research in Marketing*, Vol.23, No.1, pp.45-61.
- Bagozzi, Richard P. and Utpal M. Dholakia (2006b), "Open Source Software User Communities: A Study of Participation in Linux User Groups," *Management Science*, Vol.52, No.7, pp.1099-1115.
- Baldus, Brian J., Clay Voorhees, and Roger Calantone (2015), "Online Brand Community Engagement: Scale Development and Validation," *Journal of Business Research*, Vol.68, No.5, pp.978-985.

- Bettencourt, Lance A. (1997), "Customer Voluntary Performance: Customers as Partners in Service Delivery," *Journal of Retailing*, Vol.73, No.3, pp.383-406.
- Calder, Bobby J., Edward C. Malthouse, and Ute Schaedel (2009) "An Experimental Study of the Relationship between Online Engagement and Advertising Effectiveness," *Journal of Interactive Marketing*, Vol.23, No.4, pp.321-331.
- Carson, Brad D., Tracy A. Suter, and Tom J. Brown (2008), "Social versus Psychological Brand Community : The Role of Psychological Sense of Brand Community," *Journal of Business Research*, Vol.61, No.4, pp.284-291.
- Hollebeek, Linda D, Mark S Glynn, and Roderick J Brodie (2014) "Consumer Brand Engagement in Social Media: Conceptualization, Scale Development and Validation," *Journal of Interactive Marketing*, Vol.28, No.2, pp.149-165.
- 池尾恭一 (2003) 「消費者情報源としてのネット・コミュニティ」池尾恭一編『ネット・コミュニティのマーケティング戦略』有斐閣, 241-260頁.
- 石崎徹 (2009) 「広告媒体の質的効果の観点によるメディア・エンゲージメント概念の検討」『専修大学経営研究所報』第178号, 専修大学経営研究所, 1-16頁.
- 小林保彦 (2008) 「『エンゲージメント』論から日本の広告・マーケティング実存を探る」『青山経営論集』第43巻, 第1号, 青山学院大学経営学会, 69-95頁.
- 久保田健市 (1997) 「集団間関係」堀洋道, 山本真理子, 吉田富二雄編『新編社会心理学』福村出版, 225-237頁.
- 久保田進彦 (2009a) 「アイデンティフィケーションとしてのエンゲージメント」『広告科学』第50集, 日本広告学会, 50-64頁.
- 久保田進彦 (2009b) 「派生的エンゲージメントと現代ブランド・コミュニケーション」『日経広告研究所報』第43巻, 第3号, 日経広告研究所, 20-27頁.
- McAlexander, James H., John W. Schouten, and Harold F. Koenig (2002), "Building Brand Community," *Journal of Marketing*, Vol.66, No.1, pp.38-54.
- 宮澤薫 (2011) 「ブランド・コミュニティとの同一化の影響 —— 同一化に先行する要因と結果の再検討 ——」『千葉商大論叢』第49巻, 第1号, 千葉商科大学国府台学会, 201-220頁.
- 宮澤薫 (2012) 「ブランド・コミュニティ同一化の測定に向けてー概念の整理と検討ー」『千葉商大論叢』第49巻, 第2号, 千葉商科大学国府台学会, 217-237頁.
- 宮澤薫 (2015) 「ブランド・コミュニティに見る消費者の自発的参加行動」上田泰 編著『従業員と顧客の自発的貢献行動』多賀出版, 127-145頁.
- Muniz, Albert M. Jr. and Hope Jensen Schau (2005), "Religiosity in the Abandoned Apple Newton Brand Community," *Journal of Consumer Research*, Vol.31, No.4, pp.737-747.
- Muniz, Albert M. Jr. and Thomas C. O'Guinn (1996), "Brand Community and the Sociology of Brands," *Advances in Consumer Research*, Vol.23, p.265.
- Muniz, Albert M. Jr. and Thomas C. O'Guinn (2001), "Brand Community," *Journal of Consumer Research*, Vol.27, No.4, pp.412-432.
- 小川進, 西川英彦 (2006) 「ユビキタスネット社会における製品開発：ユーザー起動法と開発効果」『流通研究』第8巻, 第3号, 日本商業学会, 49-64頁.

- 岡田浩一 (2008)「ブランド戦略とエンゲージメント」『日経広告研究所報』第42巻, 第1号, 日経広告研究所, 7-9頁.
- Organ, Dennis W., Philip M. Podsakoff, and Scott B. MacKenzie (2006) *Organizational Citizenship Behavior*, Sage Publications, Inc (上田泰 訳 (2007)『組織市民行動』白桃書房).
- Podsakoff, Philip M., Scott B. MacKenzie, Julie Beth Paine, and Daniel G. Bachrach (2000) “Organizational Citizenship Behaviors: A Critical Review of the Theoretical and Empirical Literature and Suggestions for Future Research,” *Journal of Management*, Vol.26, No.3, pp.513-563.
- Schmitt, Bernd H (2012), “The consumer Psychology of Brand,” *Journal of Consumer Psychology*, Vol.22, No.1, pp. 7-17.
- Sprott, David, Sandor Czellar and Eric Spangenberg (2009) “The Importance of a General Measure of Brand Engagement on Market Behavior: Development and Validation of a Scale,” *Journal of Marketing Research* Vol.46, No.1, pp. 92-104.
- Thompson, Scott A. and Rajiv K. Sinha (2008), “Brand Communities and New Product Adoption: The influence and Limits of Oppositional Loyalty,” *Journal of Marketing*, Vol.72, No.6, pp.65-80 (宮澤薫訳 (2010)「ブランド・コミュニティと新製品の採用～対抗的ロイヤルティの影響と限界～」『季刊マーケティングジャーナル』第29巻, 第3号, 日本マーケティング協会, 90-101頁).
- Thompson, Scott A., Molan Kim, and Keith Marion Smith (2016), “Community Participation and Consumer-to-Consumer Helping: Does Participation in Third Party-Hosted Communities Reduce One’s Likelihood of Helping?,” *Journal of Marketing Research*, Vol.53, No.2, pp.280-295.
- Tsai Hsien-Tung, Heng-Chiang Huang, and Ya-Ling Chiu (2012), “Brand Community Participation in Taiwan: Examining the Roles of Individual-, Group-, and Relationship-Level Antecedents,” *Journal of Business Research*, Vol.65, No.5, pp. 676-684.
- 上田泰 (2015)『従業員と顧客の自発的貢献行動』多賀出版.
- Ueda, Yutaka and Miho Nojima (2012), “Effect of Student Attitudes on University Loyalty and University Cooperation: An Empirical Study in Japan,” *International Journal of Management*, Vol.29, No.1, pp. 133-142.
- 山本品 (2015)「消費者の自発的参加行動を促すメカニズムに関する考察」上田泰編著『従業員と顧客の自発的貢献行動』多賀出版, 111-126頁.
- Woisetschlager, David M., Vivian Hartleb, and Markus Blut (2008), “How to Make Brand Communities Work: Antecedents and Consequences of Consumer Participation,” *Journal of Relationship Marketing*, Vol.7, No.3, pp. 237-256.

(2017.1.18 受稿, 2017.2.13 受理)

〔抄 録〕

本稿は、コミュニティ・エンゲージメント概念の再検討と当該概念を構成する要素の明確化を目的としたものである。コミュニティ・エンゲージメントは、ブランド・コミュニティに参加する本質的なモチベーションとして Algesheimer et al. (2005) によってその重要性が示唆された。しかし、その後 Baldus et al. (2015) が改めて注目するまでの間、中心的な議論からは外れており研究蓄積は未だ少ない。また、Baldus et al. (2015) の示した定義や尺度を見ていくと、Algesheimer et al. (2005) の捉え方とは必ずしも同じではなく、少ない研究の中でも統一した見解が持たれていない。そこで、両者の定義をそれぞれの理論基盤である組織市民行動、エンゲージメント概念に遡り再確認すると同時に、ブランド・コミュニティ研究における類似概念についても概観した。これらを踏まえ、コミュニティ・エンゲージメント概念を再定義し、当該概念が「援助」「相互作用」「快樂的な自己便益」「実利的な自己便益」「自発的な貢献や協力」という5つの要素で構成されるという仮説を導き出した。

〔論 説〕

インタラク션을重視した環境マネジメント・コントロールの展開

安 藤 崇

I はじめに

近年管理会計と環境会計の2つの領域から環境マネジメント・コントロール研究に注目が集まっている。この研究は環境会計分野においては1990年代から、管理会計分野においては2000年代からなされてきた。いずれの分野においてもそれ程新しい論点ではないことが理解できる。しかし近年になって脚光を集めている原因として、論点のシフトを挙げることができるだろう⁽¹⁾。2010年以前はシステムの設計に関する議論が中心だったが、2010年代以降はシステムの活用に関する議論が中心となり、大きく流れが変わったのである(安藤 2015)。

環境マネジメント・コントロールとは、環境性と経済性の同軸の展開を志向するマネジメント・コントロールである。Anthony (1988) はマネジメント・コントロールを「経営戦略の実現のために、マネージャが他の組織構成員に影響を与えるビジネス・プロセス」と定義付けている。本論文ではこの定義に、①通常の経営戦略ではなく、環境と経済の同軸の推進を目的とした「環境戦略」を想定している、②環境戦略の実行のみならず、環境戦略の創発をも想定しているという2点を加味して、環境マネジメント・コントロールを以下のように定義づける。環境マネジメント・コントロールとは、「環境戦略の実現と創発のために、マネージャが他の組織構成員に影響を与えるビジネス・プロセス」である。戦略特性である「環境」と「経済」の要素は、いずれかが他のいずれかに従属する関係にある訳ではない。それらは同レベルの重要性を持つことに我々は注目すべきである⁽²⁾。

- (1) 例えば管理会計の海外学術雑誌 management accounting research (Vol.24.No.4.2013年) は、環境マネジメント・コントロールに関する特集号である。
- (2) 例えば日本企業で環境マネジメント・コントロールを展開している企業として、キヤノン株式会社を挙げることができる。同社は「共生」の経営理念の実現を目標に、自社内に環境業績評価システムを効果的に設計・運用している。また、環境マネジメント・コントロールの中核である環境業績評価システムの実務として、パナソニック株式会社の2002年度のシステムを示すことができる。環境業績評価システム全体が100点満点であり、環境パフォーマンス指標には10点の配点がなされている。

視点		評価項目	配点	
企業価値の最大化	利益	CCM	計画達成率	—
		収益性	計画営業利益達成率	—
	資金	キャッシュ・フロー	計画達成率	—
		在庫圧縮	前年日数削減率	—
	環境	環境経営	グリーン・プロダクツ	(6) か (4)
グリーン・ファクトリー	(4) か (6)			
顧客満足度	販売	成長性(販売高)	計画達成率	—
			前年伸び率	—
	品質	品質ロス	2000年度良化率	—
合計				(100)

(注：他の評価項目の配点は社内秘により公表できない。)

【パナソニックの環境業績評価システム(2002年度)】

本論文の目的は、環境マネジメント・コントロールの展開においては、どのような活用方法が有効で、どのような成果がもたらされる可能性があるのかを明らかにすることである。この作業を通じて、環境マネジメント・コントロールの通常のマネジメント・コントロールにはない新たな特徴を明らかにすることができ、当概念の存在意義を深めることができよう。本論文の構成であるが、次節では環境マネジメント・コントロールのプロセスを先行研究をもとに定式化する。そして伝統的なマネジメント・コントロールのプロセスと環境マネジメント・コントロールのプロセスを比較し、環境マネジメント・コントロールの特徴を明らかにする。ここで環境マネジメント・コントロール・プロセスの最大の特徴として、通常のマネジメント・コントロールより拡張したステークホルダー主体とのコミュニケーションを重視していることを明らかにする。3節では、こうした環境コミュニケーションの特性（目的、対象、手段及び、組織的成果）について明らかにした上で、その意義について検討する。4節では本論文の結論と今後の課題について述べる。

II 環境マネジメント・コントロールの特徴

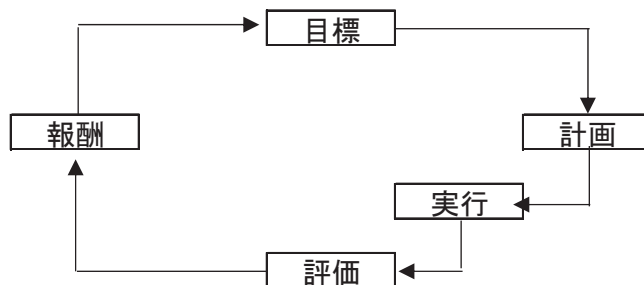
本節では環境マネジメント・コントロールの特徴を明らかにするために、まず通常のマネジメント・コントロールのプロセスを明らかにする。伝統的な当概念を理解するためには、Anthony (1988) を手掛かりにすることが適当であろう。そのため、次節ではAnthony (1988) を再検討することにしよう。

1. マネジメント・コントロールのプロセス

Anthony (1988) は、マネジメント・コントロールを大きく5つの段階（計画、予算、実行、評価、報酬）から構成されるビジネス・プロセスとして提示している。

計画は戦略的計画とは異なる。方針は策定と実行の2つの部分から構成されるが、戦略的計画は前者と、計画は後者と深く関わっている。Anthony (1988) はそれらの違いとして、戦略的計画は非体系的であり、計画は体系的であるという特徴を指摘している。予算は計画をより具体的化したものであり、将来1年間の活動を金額的な関わりで表現したものである (Anthony 1988,P.87)。Anthony (1988) は次の業績評価のステップが非常に重要であると強調している。それは、①管理者にとって評価されているということが強力な動機付

図表1 Anthony (1988) のマネジメント・コントロールのプロセス



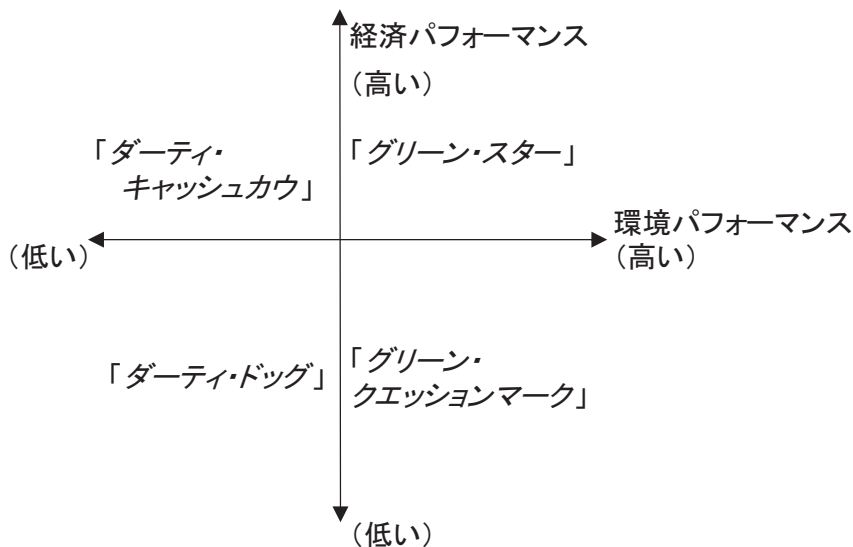
(出所) 横田 (1998) 53 頁より抜粋

けになるからであり、②直近の過去の意思決定や活動の成果を評価することを通じて、次期の計画の再検討のための基礎を提示するからである。Anthony (1988) は、報酬は主観的要素と客観的要素から構成され、上級マネジャになればなるほど、後者の影響を受けやすいことを指摘している。いずれにしても、報酬も業績評価と同じく対象者の職務に対する動機付けとして重要な役割を果たしている。伝統的なマネジメント・コントロールのプロセスについて確認することができた。次節では環境マネジメント・コントロールのプロセスを先行研究に基づいて定式化することにしよう。

2. 環境マネジメント・コントロールのプロセス

環境マネジメント・コントロールは「エコ・コントロール (Öko-Controlling)」として、もともとドイツ語圏で誕生した。筆者の調査した限りで初めての体系的な著書は Schaltegger and Sturm (1998) である⁽³⁾。この著書は、当時ドイツ語圏で生成し始めたエコ・コントローリング・システムの事例調査を踏まえて、当概念の一般化を目指した書物である。この著書は、伝統的な環境マネジメント・コントロール・システムの設計面での基礎的知識を提供してくれるだけでなく、その内容は20年弱経た現在においても非常に現実的な示唆に富むものである。そのため、環境マネジメント・コントロールのプロセスを Schaltegger and Sturm (1998) を中心に再検討し、議論を補足するために Schaltegger and Burritt (2000) を用いることにする。

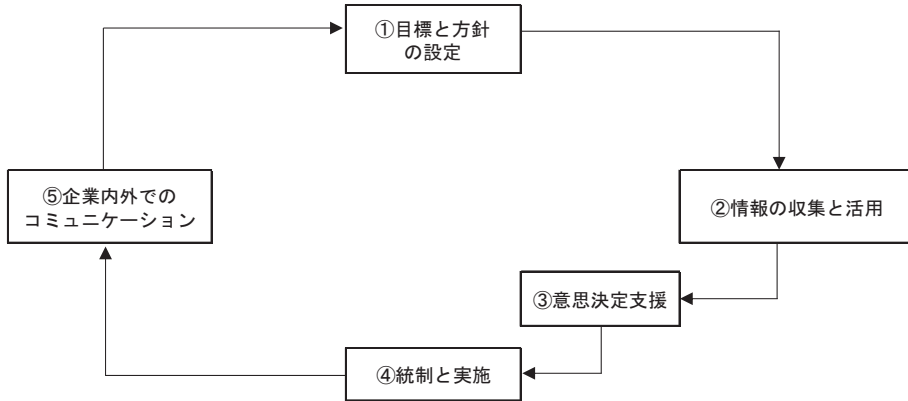
図表2 エコ・エフィシェンシー・ポートフォリオ・マトリクス



Shaltegger and Burritt(2000)391頁をもとに筆者作成

(3) 環境マネジメント・コントロールとエコ・コントロールの概念定義の違いは、安藤 (2015) に詳しい。エコ・コントロールは、環境問題に特化した初期のコントロール・システムである。2000年代以降それは、テーマを社会問題や非公式システムに拡大し、環境マネジメント・コントロールとして発展した。要するに環境マネジメント・コントロールは、エコ・コントロールを起源とし、それを包括する高次の概念である。

図表3 環境マネジメント・コントロールのプロセス



Schaltegger and Sturm(1998),Schaltegger and Burritt(2000)をもとに筆者作成

Schaltegger and Sturm (1998) は、環境マネジメント・コントロールは環境問題を基礎に全く新たに構築するのではなく、財務的なコントロール・システムに基づいて構築すべきと主張している。そして、財務的なコントロールが経済面における効率性と効果性の追求を目的としているのと同様に、環境マネジメント・コントロールも経済面・環境面における効率性と効果性を目的としていると主張する。その特性は、図表2にも顕著に表れている。

Schaltegger and Burritt (2000) は、このマトリクスの活用によって、ほぼ全てのセグメントをグリーン・スター（つまり環境パフォーマンスも高く経済パフォーマンスも高いセグメント）に向けて動機付けることが重要であると指摘している。このマトリクスからも環境マネジメント・コントロールは、環境性・経済性の同軸の追求を目的としたコントロール・システムであることが理解できるだろう。Schaltegger and Sturm (1998) と Schaltegger and Burritt (2000) の研究成果を踏まえると、環境マネジメント・コントロールの推進プロセスは、図表3のような5段階（①目標と方針の設定、②情報の収集と活用、③意思決定支援、④統制と実施、⑤内部及び外部コミュニケーション）で捉えることができる。

①の目標と方針の設定段階では、明確な目標と方針を策定が鍵となる。目標と方針の策定段階は、環境マネジメント・コントロール・システムの根本的な方向性を決定する重要な段階だからである (Schaltegger and Sturm 1998)。

②の情報の収集と活用段階では、様々な情報を様々な情報源（環境会計や環境報告書の策定段階などを通じて）から収集する必要性を2つの先行研究は主張している。基本的に環境マネジメント・コントロールは情報マネジメントを基盤としている (Schaltegger and Burritt 2000)。具体的にはこれ以降に展開するマテリアルフローコスト会計⁽⁴⁾による分析データやSBSC（サステナビリティ・バランス・スコアカード⁽⁵⁾におけるパフォーマンス・ドライバーで測定した環境管理会計情報の活用によって展開していくことになる。

(4) マテリアルフローコスト会計は、ドイツのワグナー博士（アウグスブルグ大学）が開発した環境管理会計における代表的な手法である。日本の代表的な研究成果として、中嶋・國部（2008）を挙げることができる。

(5) 当分野の先行研究を体系化したものとして、Hansen and Schaltegger (2016) を挙げることができる。

③の意思決定支援では、図表2のようなBCGマトリックスの環境版を用いることが有効である。このマトリックスによって、製品、戦略的ビジネスユニット、業種ミックスの環境面及び経済面の影響を評価することができ、戦略的な意思決定が容易になる。

④は統制と実施の段階である。この段階は、環境業績評価システムの構築やそれと連携させた報酬システムの導入を意味している。これは環境マネジメント・コントロール・システムにおける基幹システムとして位置づけることができる⁽⁶⁾。

⑤の最終段階が、企業の内部及び外部コミュニケーションである。企業の環境問題に対する取り組みに関する情報交換を社内外で活性化していくことが重要であると彼らは再三強調している。

3. 環境マネジメント・コントロールにおけるコミュニケーションの重要性

これまでの議論から、通常のマネジメント・コントロールと環境マネジメント・コントロールの最も大きな違いは、最終段階のコミュニケーションの重視度にあることが理解できる(図表2と図表3を比較対照のこと)。しかしなぜ、環境コミュニケーションは、環境マネジメント・コントロールの最終段階として強調されるほど重要なのだろうか。管理会計分野でコミュニケーションを重視したコントロールの重要性や方法は、Simons (1995) が詳しく議論している。Simons (1995) によればコミュニケーションの目的は環境の不確実性を低減することにあるという。しかし環境コミュニケーションは、単にそれだけを目的としているのではないようである⁽⁷⁾。次節では、環境マネジメント・コントロール論においてコミュニケーションの有効性を主張した研究を再検討することを通じて、環境マネジメント・コントロールの展開における環境コミュニケーションの果たす役割について検討することしよう。

Ⅲ 環境コミュニケーションの展開

環境コミュニケーションの重要性は、環境マネジメント・コントロール論において1990年代後半から主張されてはいた。しかしその具体的な内容に踏み込んで研究が展開し始めたのは、2010年以降のことである。本節ではそうした2010年以降の環境マネジメント・コントロールの活用において、環境コミュニケーションの重要性を主張した研究としてArjaliès and Mundy (2013) を取り上げる。そして、その内容を再検討することを通じて、環境マネジメント・コントロールにおける環境コミュニケーションの役割について検討することしよう。

(6) さらに詳しく説明をすると、環境マネジメント・コントロールの基幹システムは、環境業績評価システムである (Schaltegger and Burritt 2000)。そのため環境マネジメント・コントロールの重要なポイントは、伝統的な業績評価システムに環境パフォーマンス指標を導入した上で、システムを再構築し、それを基軸としてビジネス・プロセスを展開することである。これに関しては、伝統的概念のマネジメント・コントロールも同様である。Anthony (1988) は、マネジメント・コントロール・システムの最も根幹となるのは業績評価システムであると指摘している。伊丹 (1986) や谷 (2013) にも同様の記述がある。

(7) 通常のマネジメント・コントロールと環境マネジメント・コントロールにおける各々のコミュニケーションの違いについては、筆者が神戸大学管理会計研究会 (2014年6月21日開催) での、小林哲夫神戸大学名誉教授からのご示唆にヒントを得た。

1. 環境コミュニケーションの特性

Arjaliès and Mundy (2013) は、フランスの大企業を中心とした証券投資の銘柄であるCAC40を対象に、CSR戦略の実行に向けたマネジメント・コントロール・システムの活用方法に関する調査・研究を行った。彼らは、「組織はCSR戦略の管理のために、マネジメント・コントロール・システムをどのように活用するのか」という研究課題を明らかにするために先行研究に基づいて質問票を作成した。特に彼らを取り上げた分析フレームワークは、Simons (1995) のLOC (Levers of Control) の理論である。この理論は、必ずしも戦略を所与としない不確実性の高い市場環境をも射程としている点に特徴を持ち、Simons (1995) は市場特性や製品ライフサイクルに応じて、4つのコントロール・レバーを使い分けることの重要性を主張している。Arjaliès and Mundy (2013) はSimons (1995) の所論と分析フレームワークを採用した理由として、①新しいステークホルダーの意見を取り入れて、戦略的な変化を鼓舞したい状況に適している、②戦略的不確実性への対応に適した理論体系であること、③多元的な業績評価指標に部下のマネジャを動機付ける状況に適しているという3点を挙げている。質問票の回答者はCSR部門の部門長であり、87.5%という高い回収率を獲得した。結果として、以下の図表4のような取りまとめを行っている。

図4はCSR戦略の管理として、Simons (1995) の提示した4つのコントロール・レバーをどのような目的のためにどのように活用することが有効かをまとめたものである。ここでCSR戦略の管理とは主に、①意図した戦略 (intended strategy) の実行と、②現場からのアップ・トゥ・デイトの情報に基づいた新たな創発型の戦略 (emergent strategy) を統合させることである。Anthony (1985) の理論は、そもそもシステムの設計を対象にした理論ではある。しかしここであえてAnthony (1985) が前提として議論していたシステムを有効に活用しようとした場合、Simons (1995) のフレームワークによれば、①の意図した戦略の実現に向けて、診断型のコントロール・レバーを活用することが有効ということになるだろう。

一方でArjaliès and Mundy (2013) において着目しているのは、後者の戦略の創発に向けた活用方法である。Simons (1995) はその具体的ツールとしてディベートとコミュニケーションを挙げているが、CSR戦略の創発においては後者の環境コミュニケーションがより重視される。さらに詳しくArjaliès and Mundy (2013) の議論を検討することにしよう。図表4で環境コミュニケーションに関連しているのは、信念のシステムと双方向型 (インタラクティブなプロセス) である。信念のシステムは、例えばM&Aなどによって異質な組

図表4 CSR戦略の実行に向けた4つのコントロール・レバーの活用方法

	重要なパフォーマンス変数を管理する診断型のプロセス	戦略的な不確実性と機会を管理するためのインタラクティブなプロセス	中核的な価値を意思伝達するための信念のシステム	リスクを管理するための境界プロセス
目的	内部と外部の目標に対するCSR戦略のKPIを定義し、測定すること。つまり、過去の計画と現在の達成度のギャップを明らかにすること。	創発的戦略の明確化と対話。CSR活動と関連するイノベーションのための機会の特定化	CSRの共有化されたビジョンを構築すること。一連の組織的価値をめぐる従業員を連携させること。機会を探索するよう、従業員を鼓舞すること。	CSRの計画と活動をめぐる戦略的な境界と事業実施の境界の設定
方法	マネジャーやCSR部門は、重要なCSR活動のパフォーマンスに関連した業務部門の活動を管理するために報告を利用する。	上級とロー・マネジャーの間の定期的な公式的なディスカッション	CSRのミッションと価値に関する公式的で明確な意思表示	CSR戦略及び受容されるか禁止された行動の考慮のために、適合的か非適合的な分野に関する公式的で明確な表明
具体例	EMS、標準化されたCSR報告書のプロセス(GRI、グローバル・インパクト)、競争のベンチマーキング	CSR部署とロー・マネジャーの間の定期的なミーティング、実務家のコミュニティのためのイントラネット・システム、イノベーションを共有するためのベスト・プラクティスの交換	価値と目的を伝達するために活用される。CSR戦略計画、組織レベルの会議、「ハリューズ・チャート」、経営者の緒言、訓練、イントラネットといったコミュニケーション・ツール	NRE、GRIといった主要な戦略的優位性を特定化するもの、認可された活動のガイドライン、職務記述書(購入業者に関するもの)、ベスト・プラクティス、奨励事例のガイドライン、ベスト・プラクティスのコミュニティ

Arjaliès and Mundy (2013) 296頁を筆者訳出

織が連携し、CSRに対する取り組みに温度差がある場合、CSR ヴィジョンの共有を目的するためなどで活用されることがあるという。より一般的に言えば初期的には、既存のチャンネル（例えばイントラネットや会議などの制度的なコミュニケーション）を通じてCSR戦略に関する戦略的なイニシアティブを伝達する目的でコミュニケーションがなされる。次の段階では、CSRの価値と目的を促進するために、企業特定のプログラムや単発の教育セミナー、CSR部門長の活用などを通じて、コミュニケーションがなされる。この段階のコミュニケーションは、CSR戦略と主流となる経営戦略との連携を企業構成員に意識づけることも重要な目的である。こうしたCSRの価値は、一般的に経営者の緒言（ミッション・ステートメント）という形で表現され、広く企業内に伝達される。

具体的な伝達手段は、戦略的計画に関する文書や組織横断的な会議、企業のイントラネット、ポスター等を通じての心理的なアーティファクト等である。こうしたコミュニケーションを通じて、企業構成員は新たな戦略の実行に関する自らの強みと弱みの自己評価、CSR戦略と連携した具体的な行動の必要性、通常の企業コミュニケーションのチャンネル（e-mailやブックレット等）を通じて様々な企業内におけるコミュニケーションの必要性について理解するようになるという。

こうしたコミュニケーションの結果どのような組織的成果をもたらすことができるのだろうか。その解答は双方向型の活用による結果に見出すことができる。双方向型のプロセスは、上級管理者、従業員、サプライヤー等といった外部のステークホルダーと情報やアイデアを共有するためのコミュニケーションを促進する。そうした活動を通じて、組織は自らの正統性とレピュテーションを高め得る。確かに、自動車産業や化学業界を代表する多くの企業が、インタラクティブな活用方法に特に期待を寄せている。Arjaliès and Mundy (2013) の個別企業に対する補足インタビューの結果を以下に抜粋することにしよう。

“We believe CSR is a tool to stimulate innovation via the relationships with our stakeholders, whoever they are.”

（日本語訳：我々はCSRをあらゆるステークホルダーとの関係を通じて、イノベーションを喚起するツールであると確信している。）

ただしArjaliès and Mundy (2013) では具体的なイノベーションの内容については明らかにしておらず、ここに今後の研究課題を見出すことができる。いずれにしても、Arjaliès and Mundy (2013) は、CSR戦略およびその実行の手段としての環境マネジメント・コントロールを、企業内外におけるコミュニケーションのプロセスと位置づけ、定義している点に着目することが重要である。

2. 環境コミュニケーションの意義

Simons (1995) に代表される管理会計のマネジメント・コントロール論におけるコミュニケーションの目的は、環境の不確実性を低減することであった。これに対して環境コミュニケーションは対象の範囲がまず大幅に拡大する点に着目すべきであろう。Arjaliès and Mundy (2013) においても環境保護団体やNGOなど、単なる経済的利害に限定されない拡張したステークホルダーの出現を確認することができた。筆者はここに環境コミュニケーションの意義があると考えている。前頁英文抜粋分の“Whoever（誰でも）”という箇所が象徴的である。経済的利害関係者以外の主体にも配慮しているということ自体に意味

があると考える。

つまりコミュニケーション対象範囲の拡大は、企業が一経済主体という固定観念を捨て、地球上に住まう同じ一つの生命活動体としての存在意義（アイデンティティ）を共有し強固にする働きを持っているのではないだろうか。近年環境会計分野ではCSR (Corporate Social Responsibility) に代わって、CSV (Creating Shared Value) という概念が台頭している (Porter and Kramer,2011)。Porter and Kramer (2011) によれば、CSV (共通価値) とは、「企業が事業を営む地域社会の経済条件や社会条件を改善しながら、自らの競争力を高める方針と実行」と定義され (Porter and Kramer 2011,66; 編集部訳 2011,11), それを國部 (2015) は「企業を取り巻く拡大されたステークホルダー主体との共通の価値を高めることで、企業自身の成長を目指す戦略」(國部 2015,P.27) として解釈している。このように環境会計分野では、従来の管理会計の想定してきたステークホルダーの対象範囲と時間軸、及び活動内容の次元を大幅に広げた理論に注目が集まっており、今後の展開が期待されるところなのである。

IV 結論と今後の課題

本論文は、環境マネジメント・コントロールの展開においては、どのような活用方法が有効で、どのような成果をもたらす可能性があるのかを明らかにした。先行研究の再検討の結果、環境マネジメント・コントロールの今後の展開においては、双方向型に活用することがより重要となり、中でも具体的に環境コミュニケーションという手段が有効であることが明らかにした。環境コミュニケーションは従来のマネジメント・コントロールのコミュニケーションに比べ、対象主体の範囲、時間軸及び、活動内容の次元を大幅に拡大する傾向を持つ。そして環境コミュニケーションは、各種主体の発信する情報やアイデアの受容と

図表5 通常のマネジメント・コントロールと
環境マネジメント・コントロールにおけるコミュニケーションの違い

	通常のマネジメント・コントロール	環境マネジメント・コントロール
目的	環境の不確実性の低減	共通価値 (CSV) と目的の共有
対象	経済的な関心を持つ ステークホルダー	経済的な関心だけでなく 環境的な関心も持った ステークホルダー
成果	イノベーションを通じての 新たな戦略の創発。 またそれによる環境適応。	通常のマネジメント・ コントロールではもたらし得ない 画期的なイノベーションの創出

筆者作成

自主体のそれを交換することを通じて、共通価値（CSV）と目的の共有を促し、伝統的マネジメント・コントロールの実行にはもたらしえなかった画期的なイノベーションの創出をねらいとしていることが明らかとなった。つまり、インタラクションを重視した環境マネジメント・コントロールの展開において、環境コミュニケーションが非常に有効な手段であることを確認することができた。

そもそも環境戦略や環境マネジメント・コントロールの展開において環境コミュニケーションは、何故有効なのだろうか。おそらく地球環境問題は我々人類にとって重要な課題であることは異論をはさむ余地はないであろう。しかし、いざ個人レベルでその改善に向ける行動を求められると、すぐに実行できないケースも多いはずである。地球環境問題は地球上に住まう全生物の将来にわたる課題であるため、他にフリー・ライドすることが比較的容易だからである。ここで環境コミュニケーションが有効性を発揮する可能性がある。環境コミュニケーションはフェイス・トゥ・フェイスのインタラクションが効果的であると言われている（Costanzo et al.1986）。それは人間は自分に何らかの関わりのある物事に関しては、積極的に関心を抱く傾向を持つからである。フェイス・トゥ・フェイスのコミュニケーションにおいて、情報の発信者はその受容者の説得性を高めるために、情報の受容者に出来るだけ直接関わりのあるトピックと関わらせて話題を展開したりして、情報伝達の工夫を凝らすことができる。そうした質の高いコミュニケーションの結果、情報の受容者が環境保全活動に高い関心を抱けば、その情報の受容者は今度情報の発信者となって、周囲の人間に対して環境保全活動の重要性を説得しようとするであろう。結局、地球環境問題の解決のためにはもちろん社会制度や組織システムといった仕組みの整備も大切ではあるが、結果として個々人が環境保全に対する意識を高めて、実際に行動を変革していくことが何より重要なのである。環境マネジメント・コントロールの展開において、コミュニケーションやインタラクションに脚光が当たり始めている動向は、そうした地球環境問題の改善や解決に向ける有効的かつ本質的な方向性への志向と理解することができる。

確かに環境マネジメント・コントロール展開の大きな目的は環境戦略の実行と創発にある。しかしコントロールの展開プロセスにおいて最も重要なのは、企業構成員の動機付けであろう。一体企業構成員はどういった動機で環境保全活動に取り組んでいるのだろうか。筆者は、この動機は通常の経済活動とは異なる特性を持つと考えている。それを明らかにすることが恐らく当研究領域における今後の最大の課題であろう。通常のマネジメント・コントロールはインタラクションの具体的手段としてディベートと対話（コミュニケーション）を挙げている。これに対して、環境マネジメント・コントロールはなぜディベート（討論）ではなく対話（コミュニケーション）を重視しているのだろうか。こうした意義深い問題意識を端緒としながら、インタラクションを重視した環境マネジメント・コントロールに関する事例及び研究成果を蓄積していくことが、今後何より重要であろう。

【参考文献】

安藤崇.2015.「環境マネジメント・コントロール研究の意義と展望」『原価計算研究』39(2):44

- 54.

伊丹敬之.1986.『マネジメント・コントロールの理論』岩波書店.

- 國部克彦.2015.「企業経営とCSR」(鷲田豊明・青柳みどり編『シリーズ環境政策の新地平8 環境を担う人と組織』岩波書店：13-33).
- 谷武幸.2013.『エッセンシャル管理会計 第3版』中央経済社.
- 中嶋道靖・國部克彦.2008.『マテリアルフローコスト会計 第2版』日本経済新聞出版社.
- 横田絵理.1998.『フラット化組織の管理と心理:変化の時代のマネジメント・コントロール』慶應義塾大学出版会.
- Anthony,R.N. (1988) *The Management Control Function*,The Harvard Business School Press.
- Arjaliès,D.L., and Mundy,J. (2013) “The Use of Management Control Systems to Manage CSR Strategy:A Levers of Control Perspective”. *Management Accounting Research*, 24 (4) :284-300.
- Constanzo,M.,Archer,D.,Aronson,E., Pettigrew,T. (1986) “Energy Conservation Behavior:The Difficult Path from Information to Action”. *American Psychologist*, 41 (5):521-528.
- Hansen,E.G. and Schaltegger,S. (2016) “The Sustainability Balanced Scorecard:A Systematic Review of Architectures”,*Journal of Business Ethics*, 133:193-221.
- Porter,M.E. and Kramer,M.R. (2011) “Creating Shared Value”*Harvard Business Review*, 89 (1-2) :62-77. (編集部訳 (2011)「経済的価値と社会的価値を同時実現する共通価値の戦略」『DIAMOND ハーバード・ビジネス・レビュー』,June:ダイヤモンド社：8-31.
- Schaltegger, S. and Sturm, A. (1998) *Eco-Efficiency by Eco-Controlling:On the Implementation of EMAS and ISO 14001.*, Hochschulverlag AG, ETHZ/Swiss Federal Institute of Technology.
- Schaltegger, S. and Burritt, R. 2000. *Contemporary Environmental Accounting: Issues, Concepts and Practice*,Greenleaf Publishing.
- Simons,R. (1995) *Levers of Control:How Managers Use Innovative Control Systems to Drive Strategic Renewal*,Harvard Business School Press.

(2017.1.15受稿, 2017.2.17受理)

〔抄 録〕

本論文では、企業は環境マネジメント・コントロール・システムをどのように有効的に活用することができ、結果的にどのような成果をもたらすことができるのかを明らかにした。先行研究の再検討の結果、環境コミュニケーションという方法が有効であることを明らかにした。環境コミュニケーションは従来のマネジメント・コントロールのコミュニケーションに比べ、対象主体の範囲、時間および、活動内容のレベルを大幅に拡大する傾向を持つ。環境コミュニケーションは、共通価値 (CSV : Creating Shared Value) (Porter and Kramer,2011) と目的の共有を促進し、画期的なイノベーションの創出を最終的なねらいとしていた。

〔論 説〕

欧州銀行同盟における単一預金保険制度の実現可能性

～ EU改正預金保険指令にみる～

大塚 茂 晃

1. はじめに

2016年12月末、イタリア中央銀行は、同国内3位のモンテ・デイ・パスキ・デイ・シエナ銀行（モンテパスキ銀行）に対し公的資金の注入を行うことを決めた。これは、銀行監督当局である欧州中央銀行（European Central Bank：ECB）がモンテパスキ銀行に対し、88億ユーロの資本不足を指摘したことによっている。モンテパスキ銀行は民間資金での増資を取締役会及び株主総会で決議し、公的支援の回避を目指したが、預金流出と株価急落によって財務状況が悪化し、自力での資金調達が難しくなり、公的資金注入が必要となった。

ここでの問題は、欧州銀行同盟が掲げる「バイルイン」の仕組みと、この公的資金注入による救済策との整合性である。欧州銀行同盟では、銀行救済に伴う納税者負担を軽減する目的で、公的資金を銀行に注入する条件として、銀行の株主や債権者に経営が悪化した銀行の損失の一部を負担してもらうことを求めており、これをEUのルールとして定めている。これがバイルイン制度である。しかし、モンテパスキ銀行の劣後債保有者の中には多くの個人投資家が存在する。仮に、モンテパスキ銀行の公的支援の条件として、当該銀行の劣後債を保有する個人投資家に損失を負担させると、個人投資家は他の銀行の株式や劣後債に不安を覚え、銀行から資金を引き揚げかねない。もしそのようなことが生じたら、金融システム不安が起るかもしれない。そのため、イタリア政府は、個人投資家の保有する劣後債を株式に転換した後、一般債権と交換し、個人投資家を保護する方針である。これは、上述の公的支援の条件であり、欧州銀行同盟が導入したバイルイン制度に反する可能性がある。そのため、この措置が認められるかは、欧州委員会の判断が待たれるところである。

このような銀行への公的資金注入はその負担やコストの観点から、これまでに多くの議論がなされてきた。しかし、金融システムの安定化を目指し、システムミック・リスクの顕在化を回避するために、銀行に公的資金を注入することは、決済システムを維持し、経済の安定的な成長を担保するためには不可避なケースがあろう。なぜなら、システムミック・リスクの顕在化は経済の停滞をもたらし、ひいては国民経済へ大きなマイナスの影響を与えるからである。そのため、モンテパスキ銀行のような公的支援は必要な施策なのかもしれない。問題は、そのコストの負担を誰が行うか、そして、そのような措置を行うことによってモラルハザードを助長する可能性があるが、それを抑制することである。その1つとして欧州では2016年1月より銀行の破綻処理にあたってはバイルインを用い、納税者の負担を抑え、株主や債権者にそのコストの負担を求めることが基本となった。しかし、今回のモンテパスキ銀行の支援は、その枠組みを超えた支援になりそうであり、欧州銀行同

盟の課題を浮き彫りにした。

これまでに欧州銀行同盟については種々の研究がなされてきている。わが国のものを中心に少しみていくと、欧州銀行同盟について肯定的なことを述べているものがいくつかある。雨宮(2015)は成立した制度を細かく記述しており、欧州銀行同盟を評価し、ペイルイン制度を「財政に影響が及ばないようにする制度だ」と述べている。一方で、欧州銀行同盟の課題を述べているものもある。太田(2015)が欧州銀行同盟の3本の柱についてまとめており、その中でペイルインの例外規定があり、ペイルイン制度が形骸化する問題点と、単一預金保険制度の道筋が見えていないことを指摘している。佐久間(2015)では、監督機能や破綻処理部局での重複や非ユーロ圏の国との関係をどう構築していくのかの課題があることを述べている。黒川(2015)と中川(2014)は、銀行同盟について一定の評価をしつつ、その基金が十分な水準とはいえない状況で将来的な国家の財政負担は避けられないと考え、さらなる財政基盤の統一の必要性を論じている。また、欧州銀行同盟の今後の方向性として、Schoenmaker(2015)は、銀行同盟は進化の途上であり、次の段階のフレームワークについて提唱している。

これらの先行研究を踏まえ、本稿では、この欧州銀行同盟について、預金者保護の観点から、預金保険制度に着目し、考察することにした。具体的には、改正預金保険指令から銀行同盟における単一預金保険制度に関する課題を明らかにする。

本稿の目的は、法令および制度面から以下の2点について考察することにある。第1に、欧州銀行同盟の3つ目の柱である単一預金保険制度の実現可能性とその課題について、最新の改正預金保険指令から考察する。第2に、単一破綻処理基金および預金保険の積立金についての課題を探る。

本稿の特徴は以下の2点である。1つは、欧州銀行同盟の単一預金保険制度に注目して考察を行ったことである。現状、単一預金保険制度が設立されていないことから、このような分析はまだ少ない。第2に、銀行同盟に至った経緯を5つにまとめたことである。

本稿の構成は以下のとおりである。第2節で欧州銀行同盟の概要について、第3節でその銀行同盟を構築した背景をまとめる。第4節に銀行同盟の現状の構造を説明する。第5節は銀行破綻処理制度について、第6節でペイルイン制度についてみる。そして、第7節で改正預金保険指令について、これまでの預金保険制度との差異をみる。第8節で、これらの考察から欧州銀行同盟の預金保険制度における実現可能性とその課題を考察し、第9節で破綻処理に関する基金について考察し、第10節でこれらをまとめる。

2. 欧州銀行同盟

欧州銀行同盟について、簡単にみておこう。欧州銀行同盟は、①銀行監督と②銀行の破綻処理機構と③預金保険制度の3つについて、加盟国がそれぞれ個別に担っていたものをEUレベルに引き上げて、これらを行うものである。

具体的には、以下の3つのものを欧州委員会は目指した。すなわち、①単一監督メカニズム(Single Supervisory Mechanism:SSM)、②単一破綻処理メカニズム(Single Resolution Mechanism:SRM)、③単一預金保険制度(Single Deposit Guarantee Scheme:SDGS)で

ある⁽¹⁾。第1のSSMは、銀行監督を単一銀行監督機構(具体的にはECB)が行うことにより、監督システムの機能をECBに集約、一元化させることを目指している。SSMの1つの狙いは、各国がばらばらに行っている銀行監督を「統一的なルールブック」を作成することによって統一を図ることである。第2のSRMは、銀行の破綻処理は単一破綻処理機構が行うことでクロスボーダーの銀行破綻への迅速な対応と、そのための共通財源の確保を目指している。そして、第3のSDGSは、欧州各国の預金保険制度が国によって異なっていることから、預金保険制度のハーモナイゼーションを目指している⁽²⁾。

3. 銀行同盟の背景

銀行同盟による単一銀行監督と単一破綻処理機構および単一預金保険制度が必要であるとされた背景としては、以下の5点があげられよう。

第1が2010年のギリシャの国家債務危機で起こったソブリンリスクの顕在化である。ソブリンリスクは、自国の国債価格が下落することが、その国の銀行のバランスシートの毀損を招くことである。言いかえるなら、担保としての国債価値の下落により、その国の銀行の資金調達が困難になるというリスクである。具体的には、自国の国債の格付けが、その国の銀行の格付けよりも高く格付けされるという関係があるため、自国の国債の格付けが落とされると、その国の銀行の格付けも低下することになり、資金調達コストが上昇する。これは、BIS自己資本比率規制でリスクウエイトがゼロ(もしくは、ほぼゼロ)の自国の国債を保有するインセンティブを銀行は持っているため、自国の国債を銀行は多く保有する傾向があることが影響している。

さらに、はじめのところで述べたように、金融システム不安の拡大を抑制するために、銀行に対し公的資金を国が投じることがある。そのため、ギリシャやアイルランドがそうであったように、銀行危機が国家財政危機を引き起こすことがある。ここに、ソブリンリスクの顕在化が生じ、公的支援で銀行経営の健全化を図ろうとした国家が、その財政の悪化によって銀行危機を誘発するという悪循環に陥る可能性がある。このようなソブリンフィードバックループが発生したことが、銀行同盟を促すきっかけとなったといえよう。そして、このようなことが起こらないよう国家の格付けと銀行への公的支援とを切り離しておく必要があり、欧州統一で銀行への公的支援を行うメカニズムを構築する必要性が生じていたのである。

第2の欧州銀行同盟の背景として、各国による銀行監督にばらつきがあったことへの不満があげられる。SSMの始動に先立ち、銀行が一定の基準のもとに健全であることを確認しておく必要があったため、主要行を対象に包括的評価(Comprehensive Assessment)を実施した。これは資産査定(Asset Quality Review : AQR)とストレステストの2つから構成される。2013年秋からECBと欧州銀行監督当局(European Banking Authority : EBA)

(1) 経済通貨同盟(Economic and Monetary Union : EMU)が抱える欠陥を修復し、EMUが真に機能するように、2012年6月にEU首脳会議で4つの提言がなされた。その4つとは、①金融の枠組みの統合、②財政的な枠組みの統合、③経済政策の枠組みの統合、④政治的説明責任の4つである。このうち①の金融の枠組みの統一化の中に、この欧州銀行同盟が位置付けられている(雨宮(2015) p.4)。

(2) しかし、これらを具体化していく中で、単一預金保険制度は、ここから格下げをされている(太田(2015) p.22)。

による包括的評価が実施された⁽³⁾。対象銀行は大手銀行を中心に130行で、2014年10月26日にその結果が公表された。不合格銀行には、資本の増強および資産のリストラが求められることになった⁽⁴⁾。この包括的評価につき、以下の2点の疑問があったことが、単一監督制度の必要性へと欧州各国を動かしたと考えられる。

まず、ストレステストに合格していた銀行が破綻したことで、各国の銀行監督当局の監督に疑問が持たれることになった。例えば、ストレステストに合格していたフランス・ベルギー系のデクシア (DEXIA) が、ストレステスト直後に経営破綻した。さらに、スペインのバンキアもストレステストに合格をしていたが、経営破綻し、スペイン政府によって国有化された⁽⁵⁾。各国監督当局から報告された各国金融機関情報に依存したテストをEBAが実施していたが、これらのことからその能力に疑問が持たれるようになった。

2つ目に、AQRで新たに不良債権が1360億ユーロも増えたといわれているが、このうち550億ユーロは不良債権の定義の違いから生じたものだと言われている (雨宮 (2015))。そのため、監督指標を統一する必要性が明らかとなった。これらのことがあいまって、強力な権限を持つ統一的な銀行監督機関の必要性が浮上したと考えられる。

第3の銀行同盟を促した背景としては、2000年代後半にはじまった欧州の銀行危機による財政支援が巨額に上ったことがあげられよう。表1を見るとアイルランドでは対GDP比で40.7%もの財政コストを費やした。最終的に、2008年10月～2012年12月の間に、5919億ユーロ (2012年のEUのGDP比で4.6%に相当) を資本注入や資産売却支援として銀行な

表1 銀行救済のための財政コスト (対GDP比)

アイルランド	40.7%	スペイン	3.8%
イギリス	6.9%	デンマーク	2.8%
イタリア	0.3%	ドイツ	1.8%
オーストリア	4.9%	ハンガリー	0.1%
オランダ	6.6%	フランス	1.0%
ギリシャ	25.4%	ベルギー	6.0%
スウェーデン	0.7%		

(出所) Laeven and Valencia (2013) より筆者が作成

- (3) 2011年1月に3つの欧州監督当局が設立された。そのうちの1つがEBAである。すなわち、①欧州銀行監督当局 (EBA)、②欧州証券市場当局 (European Securities and Markets Authority : ESMA)、③欧州保険・職業年金当局 (European Insurance and Occupational Pensions Authority : EIOPA) である。EBAは銀行の資本増強の監督を含む銀行監督を取り扱い、ESMAは資本市場の監督、信用格付け機関と取引期間に関する直接的な監督、EIOPAは保険監督を行う部局である (松浦 (2016) p.56)。
- (4) この結果は、ECBのHPで公開されている。
- (5) スペインでは、2001年～2007年の住宅ブームに、地方の中小貯蓄銀行のカハ (Caja de ahorro) が、不動産融資に傾斜した。不動産バブル崩壊によって、スペインではこのカハが不良債権の中心的な問題となった。45行存在していたカハは2012年3月までに7つのグループに再編され、総額97億ユーロの公的資金が注入された。その中の1つで、7つのカハが合併して2010年1月に誕生したバンキアは、資産規模で最大手であったが、スペイン首相が2012年5月に同行の国有化を宣言した。

どに資金援助した⁽⁶⁾。

第4に、EU諸国におけるクロスボーダー取引の比重が高まっているものの、ユーロ圏の中には、各国銀行監督当局の銀行監督の失敗を、他のユーロ圏の国に負担させることへの反発がある。上述のバンキアを国有化する際、スペインは銀行再編のための基金であるFROB (Fonde de Reestructuración Ordenada Bancaria) から44.65億ユーロの公的資金を注入しバンキアを国有化したが、2012年12月にスペインは欧州安定基金を通じた銀行部門への公的資金注入を行い、ユーロ圏の共同基金がスペインの銀行破綻処理に用いられた⁽⁷⁾。これは、スペイン以外の国の負担によるスペインの銀行救済が行われたことになる。このことが、単一破綻処理制度の必要性が言われるようになった契機の一つといえよう。

第5に、預金保険制度の不統一による銀行取付けや大量の預金移動が生じたことがあげられる。2007年のサブプライムローン問題の後、EU域内で資金繰りが悪化する銀行が次々と出たため、金融システムが不安定化した。2008年9月、アイルランドで国内6大銀行の全ての預金を全額保護する時限的措置がなされ、金融システムの安定化を目指した。一方で、隣国のイギリスの預金保険制度は35000ポンドの付保預金限度額であったため、イギリスの銀行からイギリス所在のアイルランド系銀行へ預金移動が起こった。これは、預金保険制度の違いを預金者が十分に知っており、預金保険制度によって保護される預金額が少しでも高い銀行に預金をしようとする預金者の動きがあらわれた一つの結果であろう⁽⁸⁾。くわえて、2007年にイギリスではノーザンロック銀行がイングランド銀行に資金援助を要請した結果、イギリスで141年ぶりとなる銀行取付けが起こった⁽⁹⁾。これは、イギリスの預金保険制度には共同保険の仕組みがあったからとされる⁽¹⁰⁾⁽¹¹⁾。これも、預金者が預金保険制度を理解しているあらわれともとれよう。これらにより、欧州域内で、預金保険制度のハーモナイゼーションが必要であると考えられるようになってきた。

(6) European Commission (2013) .

(7) 太田 (2015) pp.23-24.

(8) Arnaboldi (2014) p.54.

(9) 1866年のOverland and Gurney銀行で銀行取付けが起こって以来のことである。

(10) 共同保険 (co-insurance) は、預金保険制度によって保護されている預金者にも銀行破綻コストの負担を求めるものである。すなわち、預金は預金保険制度によって保護されるが、銀行破綻が起こった際に預金の全額が預金保険機構から払戻されるのではなく、事前に定めた一定割合を預金の減額というかたちで銀行破綻のコストの一部を預金者に負担してもらう制度である。Goodhart (1993) によれば、例えば共同保険が90%で銀行の資産分配率 (残余資産比率) が80%である場合、保険金による預金の払戻し額は、 $\text{預金額} \times (0.9 + 0.1 \times 0.8) = \text{預金額} \times 0.98$ となり、預金額の98%となる。

(11) 共同保険について、大塚 (2009) では、預金者のモラルハザードを抑制するために導入すべきであろうとの記述をした。しかし、ノーザンロック銀行における銀行取付けは、共同保険がその引き金の1つとなっていることを鑑みると、共同保険は銀行取付けのようなサンスポットの起こる現象を食い止める制度としては適当ではないといえよう。預金保険制度の主たる目的の1つが銀行取付けの抑制であり、モラルハザードの抑制がそれより優先されることはない。ただ、大塚 (2012) の実証分析の結果で示しているとおり、預金保険制度によって預金が保護されていても、預金者はモラルハザードを起こしてはいないと考えられ、預金者は銀行の財務リスクを織り込んで行動していると考えられる。そのため、共同保険を導入する必要はないといえよう。現に、2009年改正預金保険指令 (2009/14/EU) では共同保険の廃止が謳われた。

4. 欧州銀行同盟の構造

前述のように銀行同盟は①単一監督メカニズム (SSM)、②単一破綻処理メカニズム (SRM)、及び③単一預金保険制度 (SDGS) の3つから成っているが、現実には①と②がすでに始動している。これをまとめたものが図1である。

まず、SSMとしてECBがそれを担う。SSMはECBと各国の銀行監督当局 (National Competent Authority : NCA) からなる制度である⁽¹²⁾。主要銀行はECBが直接銀行監督を行い、それ以外の銀行はNCAが銀行監督を担当する⁽¹³⁾。また、必要があればNCA担当の銀行をECBが直接監督することも出来、ECBが最終的な責任を持っている。監督当局であるECBは、SRMに対し、銀行が破綻しているもしくは、破綻するおそれがある銀行についての判断を行い、通知する役割も担う。

SSMはECBの政策理事会の下に置かれ、SSMの意思決定は監督理事会 (Supervisory Board) によって行われる。この監督理事会は6人の理事 (議長、副議長、4人の常任理事) と加盟する19の国の監督当局の代表者 (各国1名) によって構成される。監督理事会は、監督業務の準備、監督計画の立案と実行、ECB政策理事会に提出する決定案 (draft decision) の起草を行う⁽¹⁴⁾。

SSMの構成は、第一総局 (Direction General I : DG I) から第四総局 (Direction General IV : DG IV) までの4つの局からなる。DG Iが重要度の高いグローバル・システムミック・バンク (超大手) を監督する。次にDG IIがユーロピアン・システムミック・バンク (欧州内で比較的大きな銀行) を監督、DG IIIが準大手を監督する。DG IVは銀行監督に関する専門性の高い業務を行い、DG IからDG IIIを横断的に取り扱う。

ECB自身はそれまで金融政策のみを行っており、銀行監督を行っていなかった。そのため、ECBにおける銀行監督は複数の国のNCA出身者がECBに集まって行うことになる。これは、それぞれの国の監督手法が共有されると同時に、共通の尺度で監督が行われるため、質の高い監督が行われることが期待できる。さらに、銀行監督が統一されることにより、NCAごとに異なる規則や報告義務の違いがなくなることになり、クロスボーダーで業務を行う銀行の負担が減り、投資家にも分かりやすいものとなると考えられる。

次に、SRMについてみる。EU本部のあるブリュッセルにSRMの本部が置かれ、監督当局とは別の組織とするよう規定されている。SRMの単一破綻処理委員会 (Single Resolution Board : SRB) は、議長・副議長・4人の常任理事および加盟破綻処理当局の代表者から構成される⁽¹⁵⁾。定額を超える多額の単一破綻処理基金 (Single Resolution Fund : SRF) の資金の利用が必要な場合は、各国破綻処理当局の代表者全員が集まるSRBの全体会合が開かれるが、そうでない場合は議長と4人の常任理事及び当該銀行に関係する各国破綻処理当局の代表から構成される執行部会が主要な決定を行う。各加盟国は原則1つ、

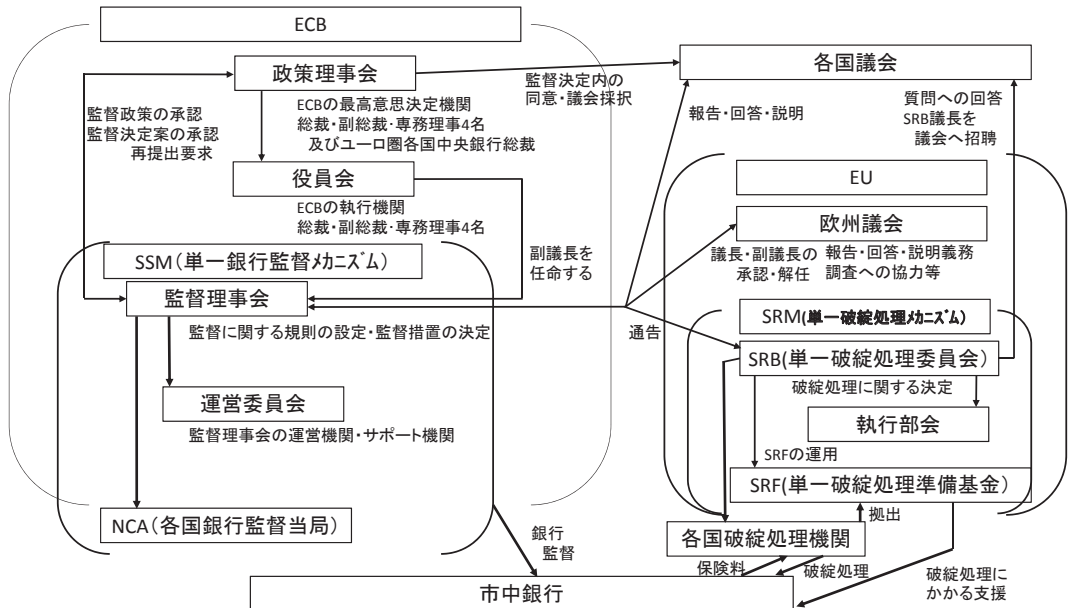
(12) SSMには、非ユーロ圏のEU加盟国も参加できる。ただ、現在のところイギリス等の非ユーロ圏のメンバーは参加していない (雨宮 (2015) p.5)。

(13) 以下の①～④のいずれかに該当するのが主要銀行である。①資産300億ユーロ以上、②資産がSSM参加各国のGDP合計の20%を超える、③各国監督当局が重要とみなす銀行、④各国の上位少なくとも3行。

(14) 太田 (2015) p.26。

(15) なお、この会議にECBと欧州委員会の代表が常任のオブザーバーとして参加することになっている。

図1 欧州銀行同盟の構造



(出所) 筆者作成

場合によっては複数の破綻処理当局を指定し、実際の破綻処理にあたる。ただ、実効性のある破綻処理水準を確保するために、NCAが責任を有している銀行にSRBが直接破綻処理権限を行使することができる。

銀行監督当局から監督対象銀行に破綻もしくは破綻の恐れがあると認定された銀行は、各国当局により破綻処理プランが策定される。破綻処理ツールは、①事業売却、②ブリッジバンク、③資産分離、④ペイルインの4つである⁽¹⁶⁾。

SRBは破綻処理によって実体経済に影響が少なく、かつ納税者負担が最小限になるように破綻処理プランの策定とその実施を行う。その際にSRFを利用することが出来る。このSRFは2016年に設立され、加盟銀行へ課す保険料によって、2023年末までに積み立てを行い、550億ユーロの基金とする予定である。この基金は、当面、各国ごとに積み立て、管理されるが、段階的に共通化を進めて2023年には一本化する予定である⁽¹⁷⁾。

ただ、SRBの独立性には疑問がある。なぜなら、SRBはEU予算から独立し、加盟国・EUの機関・何らの公的・私的団体は、SRBの議長および副議長とSRBに影響力を行使しないと規定されているものの、各国議会はSRBの議長を自国議会議長に召集する権利を保持しているからである。また、各国メンバーから構成される総会で議長の解任ができる。ここにSRBの独立性とアカウントビリティとの間のバランス関係が見て取れる。そのため、破綻処理の実施にあたっては、SRBが客観的かつ論理的根拠に基づいた判断を遂行できることが重要である。

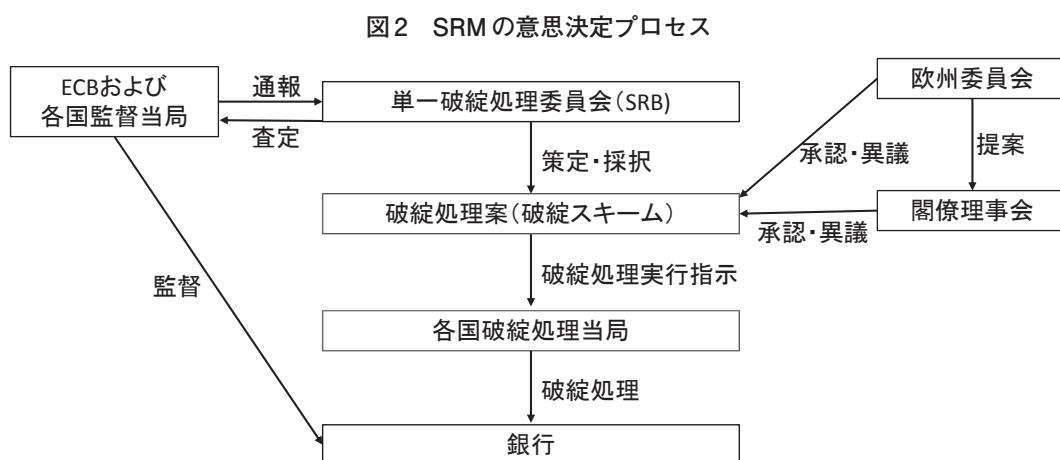
(16) 破綻処理プランにおいては、中央銀行による最後の貸し手機能を盛り込まないように規定されている。

(17) 両宮 (2015) p.11。

5. SRBによる銀行破綻処理手続きの規定

SRBが直接責任を負う破綻処理の実施にあたっては、以下の3つの条件が満たされることが必要である⁽¹⁸⁾。①破綻している、あるいは破綻する恐れがあること、②時期その他の関連する事情を考慮すると、他の選択肢では合理的な時間内に破綻回避できる見込みがないこと、③公共の利益のために破綻処理措置が必要であることの3つである。ECBがこれらの要件に該当しそうな対象行の存在を各国破綻処理当局もしくはSRBに連絡することもある。

以下は太田(2015)に従って破綻処理スキームの決定過程をみる(図2参照)⁽¹⁹⁾。破綻処理が必要と認定された場合、事前に作成されていた破綻処理プランに基づいて、SRBは破綻処理行の特定・破綻処理の方法を決める。そして、SRFの使用の有無を含む破綻処理案の採択を行い、SRB案としてそれを欧州委員会へ提出する。



(出所) 太田(2015)に筆者が加筆

<ケースA>

欧州委員会が破綻処理案提出後24時間以内にSRB案への支持を決定し、破綻処理に入る。

<ケースB>

欧州委員会が、上記③(公共の利益のために破綻処理措置が必要である)に適用していないとしてSRB案への異議を申し立て、SRB案で提示されたSRFの支出額に対して、反対を行うことを閣僚理事会に提案、その提案から12時間以内に閣僚理事会は提案内容を精査し、多数決により結論を出す。

<ケースC>

欧州委員会が、ケースB以外の理由でSRBへの異議をSRB提案から24時間以内に申し立て、SRBはそれから8時間以内に反対理由を反映した案を策定する。

(18) 銀行の再生及び破綻処理に関する指令(Bank Recovery and Resolution Directive(2014/59/EU):BRRD)第32条1項。

(19) 太田(2015)pp.36-38。

このように破綻処理案は、欧州委員会および欧州理事会が承認した場合、欧州委員会または閣僚理事会が破綻処理スキームの発効を宣言し、その後SRBが各国破綻処理当局へスキームに従った破綻処理の実施を指示する。また、破綻処理案はSRBがそれを決定してから24時間後には効力を持つが、銀行の破綻処理をいつ実施するかの決定権限は欧州委員会が保持する。これはEU機能条約291条によって、法的拘束力を有するEUレベルの決議を行える条件を設定するのは欧州委員会と閣僚理事会に限ると規定しているからである。

6. ベイルイン制度の導入

欧州銀行同盟の特徴的な1つがベイルインの原則である。2014年5月6日に欧州連合理事会が銀行の再生及び破綻処理に関する指令(Bank Recovery and Resolution Directive (2014/59/EU): BRRD)を採択し、ベイルイン制度が導入された。この原則は、銀行破綻処理にともなう公的支援を行うことによる納税者負担を極力小さくするために、破綻銀行の株主や債権者は、保有資産のうち少なくとも8%の金額の負担を求められることになる⁽²⁰⁾。株主がまず負担し、それでも損失吸収が必要な場合は債権者が負担することになり、くわえて大口の非付保預金も対象となることもある。ただし、個人や中小企業の大口の非付保預金については、他の無担保債務より優先的に弁済することとされる。

ただ、太田(2015)が指摘するように、BRRD第56条4項には、一定の債務をベイルインの対象から除外する裁量権を各国当局に与えている。よって、BRRDは各国における納税者負担を求めることを完全に排除したわけではない。はじめのところで述べたモンテパスキ銀行の破綻処理は、これが適用されることになるかもしれない。

7. 改正預金保険指令

欧州銀行同盟は、前述のとおり、①SSM、②SRM、③単一預金保険制度(SDGS)の3つによって構成される予定であった。①SSMと②SRMは4節で述べたようにすでに具現化されているが、SDGSについてはそれがなされていない。これを最新の改正預金保険指令(Revision of Directive 94/19/EU on Deposit Guarantee Schemes (2014/49/EU))から読み解きたい⁽²¹⁾。

はじめの預金保険指令(94/19/EC)は1994年に出された。これは以下の3つのことを定

(20) それまでの破綻処理の99%が8%の負担で納税者負担を避けることができたとする試算から、8%という水準が決まったとされる(米倉(2014) p.32)。

(21) 規則や指令といったEU2次法は、EUの1次法(EUの基本条約であり、EU条約及びEU機能条約をさす)が定める目標を実現したり、またその不足を補うために制定される法律である。EUの2次法は、その法的拘束力もしくはその適用範囲から、上から順に「規則(Regulation)」「指令(Directive)」「決定(Decision)」「勧告(Recommendation)」「意見(Opinion)」となっている。規則は加盟国間で各国法令を統一していくよう、法的拘束力を有する。一方、指令は加盟国に直接適用されるわけではなく、それぞれの指令の目的・趣旨を考慮して、所定の期間内に国内法を整備する必要があるが、法的拘束力を有しない(EC条約第249条3項および第10条1項)。さらに、わが国でいえば、決定は行政命令にあたり、勧告や意見は行政措置といえるであろう。

めた⁽²²⁾。①加盟国に公的な預金保険制度を設立させ、②最低2万ECU(ユーロ)の付保預金限度額を定めさせ⁽²³⁾、③預金保険制度の適用にあたってはホームカントリールール(母国主義)を用いることである。これにより、本国の外(ホスト国)にある支店に預けられた預金の付保は本国の預金保険制度が行い、付保預金限度額も本国の預金保険制度が適用されることが明文化された。しかし、これらは最低限のルールを定めたにすぎず、多くの国では、付保預金限度額を2万ユーロより高い金額で定めた。

その後、2009年に預金保険指令は改正された後、2度目の改正が2014年に行われた。この2014年の改正預金保険指令(2014/49/EU)が現在有効である。前述のように、2012年に欧州銀行同盟は提唱された。そのため、この2014年の改正預金保険指令が欧州銀行同盟の柱の1つである単一預金保険制度(SDGS)の中核をなすといえよう。以下では、この2014年の改正預金保険指令について詳しくみたい。ただ、その具体的な内容については、澤井・鬼頭(2014)に詳しい。そのため、これまでの指令との違いと新たにつけ加えられたことをみることにする。

第1に監督・破綻処理関係当局との緊密な連携を持つように明文化したことである(第3条)。これは、前述のSSMやSRMとの連携を指していると考えられる。第2に、預金保険制度によって保護すべきでない預金の種別について、投資銀行(investment bank)を加えるなど、金融システムの発展に応じたものに変更されている。第3に、10万ユーロ以上の付保預金限度額を定めるように規定しているが、その例外規定(10万ユーロを超える保護)を明確にしたことである(第6条2項a,b,c)⁽²⁴⁾⁽²⁵⁾⁽²⁶⁾。第4に、破綻銀行へ預金保険制度を利用した預金の払戻しについて、その期間を7日間に短縮するよう規定している。ただ、経過措置がとられている⁽²⁷⁾⁽²⁸⁾⁽²⁹⁾。第5に、母国主義は変わらないが、各国の預金保険制度間の協調を記している。ホスト国にある支店はホスト国の預金保険制度によって一旦払戻しを預金者に行い、ホスト国の預金者を保護するが、その費用は本国の預金保険制度が負担することになっている(第14条)。さらに、本国が非ユーロ加盟国の場合、その預金保険制度についてチェックをし、本国と同等の保護を行わなければならないと規定している(第

(22) 1994年の預金保険指令(94/19/EC)には、金融の状況が変化していくことを見据え、この指令は5年に1度は付保預金限度額を含め預金保険指令の適正性について欧州委員会がレビューを行うことが規定されていたが、実際にこの預金保険指令が改正されたのは2009年と15年後となった(2009/14/EC)。この際、最低付保預金限度額が5万ユーロに引き上げられた。

(23) 現在の通貨ユーロの前身であり、European Currency Unit(欧州通貨単位)の略である。ユーロが非現金分野で導入されたのは1999年であり、ユーロの現金が流通したのは2002年からである。

(24) 具体的には、a節：個人の住宅取引に関連したもの、b節：各国の法律で社会的に定められている特別な人生の出来事(結婚や離婚、退職、解雇、死亡)の場合、c節：各国の法律で定められた保険の支払いと犯罪被害と不当な有罪判決への補償である。

(25) ただし、法的に決済(transfer)されるまでの間で、3ヶ月～最長12ヶ月と定められている。

(26) また、10万ユーロの付保預金限度額については、5年ごとに欧州委員会によって見直しを図られることが規定されている(第6条6項)。

(27) 14/94/ECは3ヶ月以内、2009/14/ECは20日以内にするように定めていた。

(28) 経過措置は、2018年末までは20日以内、2020年末までは15日以内、2023年末までは10日以内と定めている(第8条1項)。

(29) また、預金の払戻しをするにあたり名寄せなどの作業を行っている間、預金が凍結されるが、その間に預金者が生活費を引き出すことを確保するように規定されている(第8条4項)。

15条)。

上記の5つに加え、2014年の改正預金保険指令で新たに謳われたことはその財務基盤についてである。第10条～第13条がこれにあたる。以下でこれらを詳しくみる。

まず、2024年7月3日までに、加盟銀行による毎年の保険料で、加盟銀行の付保預金の0.8%のターゲットレベルまで、保険金を積み立てることを規定している(第10条)⁽³⁰⁾。なお、預金保険の基金とSRFとは別ものである⁽³¹⁾。このターゲットレベルを下回ると保険料の徴収を再開する⁽³²⁾。また、ターゲットの3分の2を下回ったら、6年以内にターゲットレベルを回復するように、規定されている(同条2項)。さらに、基金が不足する場合は、加盟銀行にその付保預金の0.5%を超えない範囲で特別保険料を求めることが出来るとしている(同条8項)⁽³³⁾。

次に、その基金を使える場合について規定している(第11条)。この預金保険指令に基づき、支援が必要な銀行に対しては、積み立てた基金を使うことができる。さらに、第3項には、早期是正措置(BRRD第27条)が行われておらず、支援が必要なケース(BRRD第32条)で、SRBによる支援が実行されていない場合、その銀行の破綻防止のためにその基金を用いることができると定めている(3・4項)⁽³⁴⁾。

第12条は、各国預金保険制度間での借入れについての規定である。EBAへの報告や、その借入は付保預金の0.5%以下で5年以内に返済しなければならないといった規定がされている。また、第13条は、保険料率を付保預金額で算定することを定めている(1項)。そして、各国の預金保険制度が、資本の質や資産の質・流動性に基づいて可変保険料率を課す(2項)。そして、EBAが2015年7月3日までに預金保険料の算出方法についてのガイドラインを策定することが定められている。このガイドラインは、2015年9月22日にEBAによって出された⁽³⁵⁾。

8. 単一預金保険制度の実現可能性

これまで述べてきたように、欧州銀行同盟で掲げた3本の柱のうち、単一預金保険制度は実現していない。この要因の1つは、その必要性がないと預金者が考えているからだと思われる。具体的には、共通通貨ユーロ導入国にはそれぞれ預金保険制度があり、それで十分だと預金者が判断しているからであろう。そして、預金保険制度について母国主義が謳われていることを知っている預金者は、付保預金限度額の高い国を本国とする銀行に預金を移すことを厭わない。前述の通り、アイルランドが預金の全額保護を打ち出せば、イギリスでアイルランド系の銀行に預金が集まったことがその現れである。そのため、預金

(30) この保険金によって積み立てられた基金は安全な資産運用を求めている(同条7項)。

(31) 澤井・鬼頭(2014) p.71。

(32) 澤井・鬼頭(2014) p.71でも述べられているが、ターゲットに達すると保険料の徴収を停止することを考慮して、この規定がなされていると思われる。

(33) ただし、この8項については、支払い能力や流動性問題が生じるような場合には延期することが出来る延期条項も、併記している。

(34) 澤井・鬼頭(2014) p.67・p.73でも指摘されているが、ドイツに代表される金融グループによる相互援助制度を念頭に作られた条項と考えられる。

(35) EBA/GL/2015/10。

者の立場から、単一預金保険制度を導入しようとする声が強くなるとは考えにくい。

単一預金保険制度は、預金保険制度加盟銀行から保険料を徴収し、それによって、銀行破綻処理にあたる。問題は、経済力のある銀行の保険料が、経済力のない銀行の破綻処理に使われることである。仮に可変保険料率を導入したとしても、経済規模の大きいドイツを本国とする銀行の保険料が最も大きくなるであろう。大国は自国の保険料によって、他国の破綻銀行の預金者を保護することを嫌うだろう。特に、ドイツは公的な預金保険制度以外に銀行間の相互的な預金保険制度も存在することから、そのコスト負担を嫌うことは明確である⁽³⁶⁾。よって、大国で金融不安が起こらない限り、単一預金保険制度の実現は厳しいのかもしれない。言いかえるなら、単一預金保険制度は、財政統合の可能性を秘めているため、費用負担への共通の理解が必要である。そのため、現在のような、銀行監督を統一するにとどめ、銀行が破綻すれば、各国の破綻処理当局がそれにあたる枠組みとなったのであろう。したがって、これらの問題は財政的な見地からのさらなる考察が必要であり、今後の課題である。

ただ、改正預金保険指令では、預金者がどの預金保険制度によって保護されているのかを銀行が預金者に周知することが謳われている。これは、母国主義が謳われたとはいえ、預金者には分かりにくい制度になっているためだと考えられる。そこで、財政的なところは一旦置き、各国の制度を統一するよう働きかけることを提案したい。現在でも付保預金限度額、保護される預金の種別などで各国預金保険制度間で差異が存在し、それらが預金者に分かりにくくさせている可能性がある。そのため、これらを統一することが、SDGSに向けた第1歩と考えられよう。

9. SRMと預金保険制度の基金

前述のとおり、SRMと預金保険制度の基金は別ものである。そして、これら2つの目的も異なる。SRFはソブリンリスクを回避するために、国の格付けと銀行への公的支援を切り離すために設立された基金である。一方、預金保険制度における預金保険料によって集められた基金は、預金者保護のための準備である。

したがって、銀行が破綻した（もしくは破綻しそうな）場合、バイルイン制度を用いた上で、預金保険制度が破綻処理に関するコストを負担すべきである。5節で述べたようにSRMのもと破綻処理スキームが決定され、ソブリンリスクが顕在化しない限り、母国主義に基づき、本国の預金保険制度によって破綻コストを負担すべきであろう。その際、最小コスト原則によって計算したコストを限度とすべきである⁽³⁷⁾。仮に、ソブリンリスクが顕在化しそうなケースでは、その最小コスト原則によって計算されたコストを超える部分

(36) 2013年にキプロスの銀行が破綻した際の預金保険に、ドイツの銀行が積立てた基金を使うのかというドイツ国民からの反発があった。

(37) 破綻処理のコスト基準として、大きく2つある。1つはペイオフコスト原則で、ペイオフ（保険金による預金の払戻し）にかかるコストを上限とするものである。もう1つは最小コスト原則で、破綻処理ツールを選定するにあたっては最もコストが小さいものとする原則である。破綻銀行を閉鎖するペイオフコスト原則の方が最小コスト原則よりもコストが高つく。そのため、米国の預金保険制度は、最小コスト原則で破綻処理をするように取り決めがある。

は、SRFが破綻処理のコストを負担すべきである。また、BRRDが定める早期是正措置のようなケースでは、銀行が破綻していないためSRFしか用いることが出来ないのかもしれない。そのような役割分担を、SRMと各国預金保険制度の間で事前に協議しておくべきであろう。

ただ、SRFは金融システム不安に十分対応できるだけの基金とはなっていない可能性がある。なぜなら、前述のように欧州銀行危機では対GDP比で5%弱の財政負担がかかり、わが国の1990年代後半からの金融システムの安定化への施策でも対GDP比で4%程度のコストがかかった。したがって、SRFの規模は欧州のGDP比4%としても5000億ユーロ規模が必要で、米倉(2014)や黒川(2015)で指摘されているように、現在の取り決めである550億ユーロの目標水準は低いのかもしれない。

10. 結びにかえて

本稿では、欧州銀行同盟の枠組みとその課題について検討してきた。欧州銀行同盟は、①単一銀行監督をECBが担い、②単一破綻処理機構が各国破綻処理機構と協力して、破綻処理を行い、③単一の預金保険制度によって預金者を保護することを目指した。しかし、①と②が先行しており、③がいまだに確立されていない。本稿で見たように、改正預金保険指令により預金保険制度のハーモナイゼーションを目指していることは読みとれるが、単一預金保険制度の設立に向けた指令とは考えにくい。

欧州銀行同盟の課題は以下の3つにまとめられよう。1つ目は、ユーロの導入によって通貨は統合されたが、財政は各国ごとの運営になっており、さらなる財政の統合が必要であろう。2つ目に、システミック・リスクの顕在化を避けるために、経営危機に陥った銀行業への支援は不可避なケースがある。そのための基金としてSRFがあるが、現在のターゲットでは不十分であろう。3つ目に、各国で異なっている預金保険制度のさらなる統一を図り、預金者に分かりやすい制度とすべできであろう。

本稿にもいくつかの課題がある。まず、制度的な分析を行ってきたが、BRRDと改正預金保険指令との関係、破綻処理スキームの策定方法やその決定プロセスについては、十分な議論が行えていない。また、制度的な枠組みを議論してきたにとどまっており、経済モデルを想定した理論的なフレームワークを示したうえでの議論とはなっていない。また、多くの点で現実の動きを実際のデータを用いて確認する必要がある。これら点は、今後の研究課題である。

参考文献

- 雨宮卓史「欧州債務危機と銀行同盟——金融システムの安定化と金融市場の統合へ——」『調査と情報』(国立国会図書館), 第862号, 2015年。
- 太田瑞希子「EU銀行同盟——3本柱から考察する統合の深化と展望——」『経済学論纂』(中央大学), 第55巻5・6号, 2015年。
- 大塚茂晃「銀行と市場規律」『生活経済学研究』(生活経済学会), 第36巻, 2012年。
- 大塚茂晃「わが国の預金保険制度に関する経済分析と制度設計」『関西学院大学大学院経済学研究科博士学位論文』, 2009年。
- 黒川洋行「EUの銀行同盟における「責任原理」の導入」『証券経済研究』, 第90号, 2015年。
- 佐久間裕秋「欧州銀行監督規制改革の現状と課題」『麗澤経済研究』, 第23号, 2015年。
- 澤井豊・鬼頭佐保子「EU:預金保険指令の改正」『預金保険研究』(預金保険機構), 第18号, 2015年。
- 鈴木敬之「EUにおける銀行同盟の議論」『預金保険研究』, 第15号, 2013年
- 松浦一悦「欧州金融危機後の金融システムの強化と欧州銀行同盟」『松山大学論集』, 第27巻6号, 2016年。
- 森下哲郎「欧米における金融破綻処理法制の同行」『FSAリサーチレビュー』(金融研究センター), 2014年。
- 米倉茂『ユーロ銀行同盟の構造』文眞堂, 2014年。
- Arnaboldi, F. *Deposit Guarantee Schemes, A European Perspective*, Palgrave Macmillan, 2014.
- European, Commission. “European Economy : Financial Assistance Programme for the Recapitalisation of Financial Institutions in Spain. Fifth Review,” *Occasional Papers*, 170, 2014.
- European, Commission. “State aid: Commission’s New Online State Aid Benchmarking Tool Shows Less Aid to Banks,” *Brussels Press Release*, 20, 2013.
- Financial, Stability, Board. “Key Attributes of Effective Resolution of Systemically Important Financial Institutions. Recommendations and Timeline,” 2011.
- Goodhart, C.A.E. “Bank Insolvency and Deposit Insurance: A proposal,” Arestis-Philip, ed. *Money and Banking*, Macmillan Press, 1993.
- Laeven, L. and R. Valencia. “Systemic Banking Crises Database,” *IMF Economic Review*, 61, 2013.
- Nouy, D. “Market the Inauguration of the ECB’s New Supervisory Responsibility,” *ECB Speeches* (ECB HP), 2014.
- Schoenmaker, D. “Firmer Foundations for a Stronger European Banking Union,” *Bruegel Working Paper*, 2015/13, 2015,
- Van Rompuy, H. “Towards A Genuine Economic And Monetary Union,” *European Commission*, EUCO 120/12, 2012.

(2017.1.20受稿, 2017.2.27受理)

〔抄 録〕

欧州銀行同盟は、①単一監督メカニズム、②単一破綻処理メカニズム、③単一預金保険制度の3つ柱からなっている。しかし、現実には①と②だけが存在しており、③はまだ実現できていない。そのため、まず現在の欧州銀行同盟について概観したうえで、③の実現可能性について、改正預金保険指令から紐解くことにした。その結果、各国でばらつきのある預金保険制度を統一させようとしていることはその指令から読みとることが出来たが、単一預金保険制度に向けた枠組みは、財政統合を促すことになるため、何も提起されていないことが分かり、③の実現可能性は低いことを明らかにした。また、本稿では、このような欧州銀行同盟を実施する背景について、ソブリンリスク、銀行監督が統一されていないことによって生じたいくつかの問題、欧州銀行危機において多額の財政コストがかかったこと、銀行破綻のコスト負担を、欧州全体が負担することになり、それへの不満があったこと、預金保険制度が統一されていないことによる、預金の流出や銀行取付けが生じたことの5点にまとめた。また、SRFと預金保険制度の基金との役割分担の必要性について考察も行った。

〔論 説〕

社会的課題解決のためのセクター間協働

—境界連結者個人からはじまる組織間関係の発展プロセス

齊 藤 紀 子

1. はじめに

本稿では、昨年執筆した論文「社会的課題解決のためのセクター間協働の発展プロセス」(齊藤2016)(以下、昨年論文)において今後の研究課題とした「ひとつの協働と相互作用をもつ他の協働との関係」および「調整主体の役割」を明らかにするとともに、セクター間協働の発展プロセスの修正版を提示することを目的とする。

そこで本節では昨年論文で明らかにできたこと、およびそれを踏まえて設定したりサーチクエスチョンを示す。

現代社会が直面しているさまざまな社会的課題を解決するために、NPOセクター・行政セクター・企業セクターがともに取り組むことが求められるようになってきている。昨年論文では、社会的課題の解決を目的としたNPO－行政－企業間の協働(以下、3セクター間の協働)を「NPO、政府、企業という異なるセクターに属する主体が社会的課題の解決を共通の目的として、資源を持ち寄りそれぞれが役割をもち分業することにより、単一もしくは2つのセクターではなしえない課題解決方法をうみ出していくプロセス」(齊藤2016, p119)と定義した上で、これがどのように生成され発展していくのか明らかにすることを目的として、我が国における協働の取り組みを踏まえた先行研究の検討を行った。

検討の結果、協働の発展プロセスに関する2つの視点が得られた。1つ目は、協働がはじまる前の段階から実行・発展を経て再行動に至るライフサイクルとして分析することができること。2つ目は、スピナウトや模倣などによりひとつの協働から新たな協働が生まれそれらが並行的に展開したり、別の協働の取り組みと複合的に展開したりすることもあるため、ひとつの協働と相互作用をもつ他の協働との関係も捉える必要があることである。

我が国における3セクター間協働およびマルチセクター間協働⁽¹⁾の取り組みを踏まえた先行研究(東2009; 小島・平本2011; 後藤2009, 2015; 佐々木1990; 谷本2003; 谷本・大室・大平・土肥・古村2013)をみていくと、プロセスを時系列でいくつかの段階に区分し各区分の構成要素を示すというアプローチにおいては共通するものの、区分の仕方や区分名称、各区分の構成要素については論者によって議論が異なっていた。そこで上記2つの視点を考慮に入れ、東(2009)のライフサイクルモデルを援用した「生成段階」「実行段階」「再行動段階」の3区分で先行研究を整理することにより、協働がはじまる前の段階から協働実行を経て新たな協働として再行動したり別の2次的な協働をうみだしたりして拡大普及

(1) NPO、行政、企業の3セクターに加え、大学・研究期間、消費者団体や労働団体などを加えた多様な主体から構成される協働を指す。

していく動的なプロセスをトータルに捉えることができ、各区分を構成する要素を網羅することができた(齊藤2016, p128, 表2「協働の生成, 実行, 再行動のプロセス: 先行研究との関係」参照)。

併せて, このようなプロセスにおいては協働参画主体を調整する主体が存在すると考えられること, この調整主体は協働参画主体を結びつけ単独組織では生み出すことのできない課題解決策の創出と取り組みを可能にすること, という重要な示唆が得られた。

これら検討結果を踏まえて提示したのが, 表1に示す3セクター間協働の発展プロセスである。

表1. 3セクター間協働の発展プロセス⁽²⁾

		区分ごとの要素	調整主体の役割
生成段階	個人間関係	①社会的課題の認知 特定の社会的課題に出会いそれを課題と認知した個人が, どのように取り組んでいけばよいか考え, 実現可能な活動目標を明確化し, 具体的取り組みに着手する。	・社会的課題の認知 ・課題解決に必要なと考えられる自らの資源の投入, 活動開始
		②ソーシャルキャピタルの形成 個人の着想と取り組みが他者からの共感を得て仲間となる協働参加者を得, 協働のためのネットワークが形成されていく。	・潜在的な協働参加主体への働きかけ ・問題の定義・共通認識の形成 ・他者からの支持や協力の獲得
	組織間の関係	③潜在的な協働参加組織の検討 ネットワークを構成する各メンバーの所属組織が協働に参加することの望ましさと実行可能性を評価する(相互の資源を活かせるか, 利害が一致するか, など)。	・潜在的な協働参加主体への働きかけ
		④組織間の違いの理解と共通ミッションの策定 各組織の価値観やアイデンティティ, 文化の違いを理解し, 共通ミッションを策定する。	・共通ミッションの形成の推進
実行段階		⑤協働の戦略策定 協働参加組織間で共有したミッションをもとに具体的な戦略を策定し, リスク分析を行い, 課題解決策となる活動の検討を行い, 行動計画を立てる。	・有効と考えられる解決策の提案 ・協働参加者内外のコミュニケーションの推進, 支持や協力の獲得
		⑥共同決定のシステム構築 互いに持ち寄る資源・役割の内容, 権限・責任の範囲, 成果の配分などを共同決定するシステムを構築する。	・目標達成に必要な資源の調達
		⑦進捗の共同管理 協働参加者間で情報を共有し, 活動の進捗を確認する。問題が発見された場合は検討・再設計を行う。また更なる潜在的な協働参加者に対するオープン・コミュニケーションにより, 新たな主体・資源の巻き込みを図る。	・協働参加者内外のコミュニケーションの推進, 支持や協力の獲得
		⑧評価 協働の進展にともなう活動成果の評価・フィードバックを行う。	
再行動段階		⑨評価結果に基づく修正・変革 評価の結果およびフィードバックに基づき, 継続的な修正を図る。	・2次的な協働に関する情報収集と, 自らが参加する協働の参加者への共有
		⑩2次的な協働の情報収集と修正・変革 スピナウトして生まれた2次的な協働, あるいは模倣の結果生まれた2次的な協働の動向について情報収集を行い, そこから得られた知見に基づき継続的な修正・変革を図る。	

出所: 齊藤2016, p129

(2) 表中の双方向の矢印は, 要素間で行きつ戻りつしながら次の要素, 段階へ進んでいくことを示す。

昨年論文では上記のような3セクター間協働の発展プロセスを提示することができたが、ひとつの協働と相互作用をもつ他の協働との関係については2次的な協働を再行動段階に組み込んだだけにとどまっていた。ひとつの協働と相互作用をもつ他の協働の関係をどのように理解すればよいのか、ひとつの協働の単線史上に位置づけることが適切であるかどうか検討する必要がある。また誰がどのように協働参画主体間の調整を行うのかということについて、先行研究から調整主体とその役割の議論を抽出し、発展プロセスの各段階中に組み込んだだけにとどまっていた。調整主体が個人レベルであるかグループレベルであるか組織レベルであるか、また特定の主体だけが調整主体を務めるのか、あるいはどの参加主体も調整主体になり得て役割分担がなされるのかなど検討する必要がある。そこで下記の通りリサーチクエスション (RQ) を設定した。

RQ1：ひとつの協働がはじまり実行されたのち、改善され再行動に至ったり、別の2次的な協働を生み出して拡大普及していったりするプロセスは、協働の発展プロセスにおいてどのように理解したらよいか。

RQ2：誰がどのように協働参画主体間の調整を行うのか。

以下、第2節ではリサーチクエスション (RQ) 1につき先行研究の検討を行い、第3節ではリサーチクエスション (RQ) 2につき先行研究の検討を行う⁽³⁾。先行研究としてはソーシャル・イノベーション理論のほか、社会的課題解決とは異なる目的で行われる協働や2セクター間あるいは企業間の協働を検討した研究にも対象を広げて、組織間関係、戦略的アライアンス、産業クラスターに関する研究の検討を行う。第4節では検討結果を踏まえて、社会的課題解決を目的とした3セクター間協働の発展プロセスの修正版を提示する。最後に第5節で今後の研究課題を示す。

2. ひとつの協働と相互作用をもつ他の協働との関係

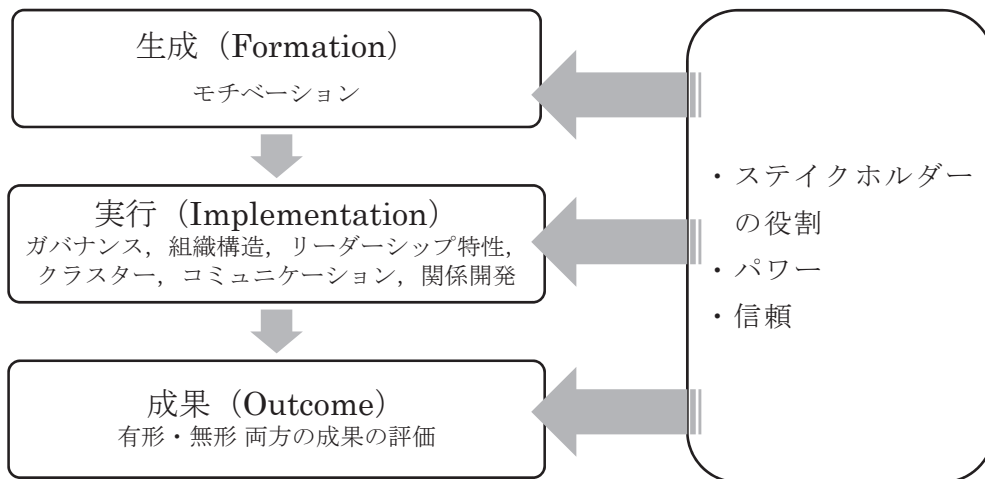
我が国では1990年代より活発化してきたセクター間協働であるが、諸外国では1980年代よりあらゆるセクターにおいてその試みが顕著になり広がりを見せてきたという (Selsky and Parker 2005)。

Selsky and Parker (2005) は、社会的課題解決のためのセクター間協働について、多様な学問分野にわたる先行研究を広くレビューし、これらを企業-NPO、企業-行政、行政-NPO、企業-行政-NPOの4つに分類して論点整理を試みた。彼女らは「近年は先進国でも途上国でも、社会を構成する主要3セクター（企業・行政・市民社会）が経済発展、教育、ヘルスケア、貧困緩和、コミュニティ開発、環境問題など多様な分野の社会的課題に取り組むようになり、協働事例が急増している。いまやセクター間協働は必要不可欠とされているが、一方でほとんど理解が進んでいない現象である」(pp.849-850) と指摘している。今後は概念的土台を構築していく必要があると指摘しているが、そのような中であっても「セクター間協働は時系列の段階モデルによって分析することが可能だということは研究

(3) セクター間の協働を表す用語には、ほかにも「コラボレーション」「パートナーシップ」「アライアンス」などさまざまな用語が用いられ統一されていないため、先行研究に関する箇所においては各研究者が用いた用語をそのまま用いている。

者間で概ね合意が得られている」(p854) という。時系列の段階モデルとしてはさまざまなものが提示されており、段階数も段階ごとの構成要素も用語体系も多様であるが、先行研究は協働の生成 (Formation)、実行 (Implementation)、成果 (Outcome) に大別されるとしている (図1参照)。

図1. セクター間協働の段階モデルと各段階で協働に影響を及ぼす主要因



(出所) Selsky and Parker (2005) をもとに筆者作成

この議論と筆者が提示した「生成段階」「実行段階」「再行動段階」の3段階プロセスを比較検討してみると、前者は3段階目(成果の段階)が協働の成果を評価することで終わっているが、後者は3段階目(再行動段階)にひとつの協働から派生した2次的な協働との関係まで組み込んでいることが大きな違いとなっている。ついでに、ひとつの協働と相互作用をもつ他の協働との関係は、協働の発展プロセスにおいてどのように理解したらよいかを検討する必要がある。

RQ1: ひとつの協働がはじまり実行されたのち、改善され再行動に至ったり、別の2次的な協働を生み出して拡大普及していったりするプロセスは、協働の発展プロセスにおいてどのように理解したらよいか。

2-1. 創発の重要性

ソーシャル・イノベーションの創出と普及に関する理論(谷本・大室・大平・土肥・古村2013)における、生み出されたソーシャル・イノベーションの普及プロセスに関する議論が示唆に富む。社会的課題解決のためにソーシャル・イノベーション・クラスター⁽⁴⁾を

(4) 「ソーシャル・エンタープライズ, 企業/NPO, 中間支援組織, 資金提供機関, 大学・研究機関, 政府・行政など地理的に近接する主体が社会的ミッションに賛同して集まり, 協力的かつ競争的な関係を構築することによって, 社会的課題に新しい解決方法や新しい社会的価値を生み出し, 新しい社会的事業を形成していく組織の集積状態」(谷本・大室・大平・土肥・古村2013, p25)

形成しマルチステイクホルダー間の協働を進め、経済的・社会的成果と新しい社会的価値を生み出した後、それがどのように普及していくのか検討したものである。

ある地域で生まれたソーシャルビジネス⁽⁵⁾のビジネスモデルが他の地域でも展開されていくのは、そのアイデアを模倣あるいは翻訳、編集しようとする人々によって多様な意味解釈が行われた後に、地域特性に応じてカスタマイズされ新たなイノベーションとして形成されていくプロセスであると議論した。もともとのソーシャルビジネスは「テンプレート」として、アイデアやモデルを採用する人々が自分たちの活動と比較したり評価したりする際の枠組みや目安になっていると捉えている。こうした普及プロセスを「デリバティブ(派生的)イノベーション」(p202)とも呼んでおり、オリジナルの協働(ソーシャル・イノベーション・クラスター)が発展していくプロセスにおいて派生した2次的な協働(ソーシャル・イノベーション・クラスター)の形成・実行と理解できる。

協働形成の目的が社会的課題解決とは異なるものの、異なるセクターに属する多様な組織が協力して新しい付加価値の創造と競争力の向上をめざす、産業クラスター論における議論も参考になる。

産業クラスターは「特定分野における関連企業、専門性の高い供給業者、サービス提供者、関連業界に属する企業、関連機関(大学、規格団体、業界団体など)が地理的に集中し、競争しつつ同時に協力している状態」(ポーター著、竹内訳、1999、p67)と定義され、ポーターは「誕生」「進化」「衰退」というプロセスを示している。「クラスターがその深みを増し、真の競争優位を獲得するまでには10年、あるいはそれ以上の時間が必要なようである」(p127)としており、誕生から進化の段階がそれに該当すると思われる。また「クラスターの発展が特に活発になるのが、複数のクラスターが重なり合う部分である。ここでは、異なる分野の知識やスキル、技術が混ざり合い、新しいビジネスが生まれる刺激となる」(p127)と指摘しており、これはすなわちひとつの協働が発展していくプロセスにおいて他の協働との相互作用が発生することがあり、それはひとつの協働にとって進化を促す重要な要因だと理解することができる。

こうした議論を踏まえば、ひとつの協働が評価・改善あるいは変化を経て再行動に至ったり、派生的な協働を生み出して拡大普及していったり、複数の協働が重なり合って展開していくことは、オリジナルの協働の発展プロセスの延長線上で創発的に展開される重要なプロセスであると考えられる。

2-2. 特定の組織ではなく組織間の関係を分析する視点

上記議論をさらに深めていく上で、組織間関係論において開発された、組織間関係現象を説明するための概念(佐々木1990)が参考になる。

組織間関係という場合に、ある特定の組織にとっての組織間関係を考える場合と、特定組織を設定せずに複数組織間の関係をそのまま考える場合がある。前者はあらかじめ焦点組織を設定し、その組織に直接的・間接的に関係する他の組織を考慮に入れる。ただこの方法では分析が難しい場合があるという。特定の目的を共有する複数組織が集まり、そこに組織間関係を管理統制するような特定組織が存在しないようなケース、目的の共有がな

(5) ソーシャルビジネスとは「社会的課題を解決するために、ビジネスの手法を用いて取り組むもの」(経済産業省ソーシャルビジネス研究会2008、p3)である。

く何らかの関係でただ結びついているようなケース、時間が経過するにつれて組織間関係の中で管理統制機能を果たす組織が順次変わっていくケースなどである。後者はこうしたケースを説明するためのものである。佐々木(1990)は先行研究の検討を行い、前者と後者に関する5つの概念ストックを示した(表2)。

表2. 組織間関係分析のための概念

概念名	分析対象	分析内容
①組織間ダイアド	2つの組織で構成されたダイアド型組織間関係	単一の焦点組織に対する自己中心的分析
②組織セット	2つの組織のうちどちらかを焦点組織とした、インプット組織セット、アウトプット組織セット、フィードバック効果の構成	
③組織間集合体	ある焦点組織との組織間関係の集合体	
④アクション・セット	ある特定の目的のために一時的に連盟を形成した組織のグループ	複数組織の集合体の目的的行動の分析
⑤組織間ネットワーク	ある境界に囲まれる固体群の中のすべての組織間関係	個体群の中の組織間の既に出来上がった関係と時間的経過の中で生成し変化していく創発的關係

(出所) 佐々木(1990) pp.8-14をもとに筆者作成

さらに組織間関係論と社会的課題解決論の比較検討を行ったCummings(1984)による社会的課題解決論の分析方法に関する議論も示唆に富む。社会的課題解決論の分析は、(単一の焦点組織に対する自己中心的分析ではなく)組織の集合やグループに力点を置いたもので、課題解決過程のケース研究や課題解決過程を促進させる指針を提示するという研究が多くなされているという。

本稿における3セクター間の協働は既に定義した通り、社会的課題解決という共通目的のもと、資源の持ち寄り・分業によって単一セクターの組織では成し得ない課題解決方法をうみ出していくプロセスである。特定の組織ではなく課題解決に至るまでの行為および関係の変化、広がりによって焦点を当てている。従って佐々木(1990)が示した分析概念の⑤組織間ネットワークが時間的経過の中で生成し変化していく創発的關係を重視しているように、ひとつの協働が評価・改善あるいは変化を経て再行動に至ったり、派生的な協働を生み出して拡大普及していったり、複数の協働が重なり合って展開し進化していくプロセスまで含めてオリジナルの協働の発展プロセスの延長線上に位置づけることは適切かつ不可欠であると考えられる。

以上の議論を踏まえると、協働の発展プロセスの3段階目は協働成果の評価で終えるのではなく、課題解決に至るまでの行為および関係の変化、広がりを念頭に、ひとつの協働と相互作用をもつ他の協働との関係まで組み込んでいることが必要であるといえる。

2-3. 3段階プロセスにおける第3段階の位置づけと名称

再行動だけでなく派生的協働による拡大・普及や複数の協働の展開まで含めるには、3段階目の名称を「再行動」のままにしては不適切であろう。この段階の適切な名称が必要になる。

ここでは戦略的アライアンスの発展段階に関する議論が参考になる。Child, Faulkner and Tallman (2005) は「戦略的アライアンスの発展段階は大きく生成 (Formation), 実行 (Implementation), 進化 (evolution) の3段階に分けられることが戦略的アライアンスの研究者の間では広く合意されている。」(p58) という。

経済学と経営学では、コラボレーションは「複数の組織が協力し合い、新しい価値創造を試みる組織間行動の問題」(二神2008b, p147) としてもっぱら企業間関係、とりわけジョイント・ベンチャーを意味し、ゆえに戦略的アライアンスの問題として議論されてきた。そこに企業-NPOや産学のコラボレーションなど企業間以外のコラボレーションも含められるようになってきたという(二神2008b)。Child, Faulkner and Tallman (2005) は「戦略的アライアンスを論じるうえで企業間協働に焦点を当てるものの、そこから得られる洞察は他のタイプの組織間パートナーシップにも適用可能である」(p6) としつつ、第3段階の「進化」において、アライアンスがさらに発展していくための方法や手段について議論している。

産業クラスター論でも、クラスターの発展プロセス後期において衰退のリスクを避け進化していくための対策が議論されている。金井(2003)はクラスターの発展プロセス後期には、クラスターが内向きになりロックイン現象⁽⁶⁾に陥る可能性があることを指摘し、これを防止することが必要だとしている。藤田(2005)は、クラスター参加主体の構成が固定化しているとやがて多様性が損なわれ革新的な事業活動を実施していくことが難しくなるため、各参加主体が常にクラスター外にネットワークをつくり協働構成主体を継続的にゆっくり変えていくことが必要だと指摘している。これらの議論では、クラスターに多様な主体が参加し参加者間に絶えざる学習と競争が展開され、課題解決に資する新しいアイデアや仕組みをうみだしていくこと、クラスター外での新たなネットワーク構築によって協働参画主体の入れ替わりを促し、クラスターの発展段階に革新性と新たな価値創出の機会を確保することなど、進化するために必要な行動が指摘されている。

こうした議論に基づき3段階目の名称は、再行動だけでなく派生的協働による拡大・普及や複数の協働の展開まで含めて「再行動」から「進化」に修正したい。

3. 調整主体の役割

昨年論文(齊藤2016)では先行研究の検討により、社会的課題解決を目的とした3セクター間協働には調整主体が存在すると考えられること、それは3セクター間協働の発展プロセスを通して協働参画主体を結びつけ、調整し、単独組織では生み出すことのできない

(6) ロックイン現象とは、「ある地点に、都市あるいは特定産業の集積がある程度起こると、その「集積の経済」という自己増殖的優位により、その集積の存在自体が立地空間にロックイン効果(凍結効果)を生じ、そこから個別主体が逃れられ難くなり、また新たな主体が引き寄せられる」(藤田2005, pp.25-26)状態である。クラスター形成初期には成長を促進する効果をもつ一方で、長期的には変化や革新を妨げる可能性がある。

課題解決策の創出と取り組みを可能にすること、という重要な示唆が得られた。その一方で、調整主体は個人であるとする議論(小島・平本2011; 後藤2009, 2015; 谷本・大室・大平・土肥・古村2013)、個人ないしグループであるとする議論(佐々木1990)、個人あるいは組織、当事者あるいは第三者であるとする議論(東2009)があり、調整主体の呼称も多様であったことから、調整主体とは一体どのようなものなのか、個人レベルかグループレベルか組織レベルか、どのような立場でどのように協働参画主体間の調整を行うのか、また特定の主体だけが調整主体を務めるのか、あるいはどの参加主体も調整主体になり得て役割分担がなされるのかなど検討する必要がある。

RQ2: 誰がどのように協働参画主体間の調整を行うのか。

3-1. セクター間協働をマネジメントする個人

Selsky and Parker (2005) は、「セクター間協働の研究はマクロな課題に焦点を当てがちで、セクター間や異文化間に必要なリーダーシップといったミクロな問題を検討した研究はほとんどない」(p866) と指摘している。企業-NPO間の革新的パートナーシップについて検討したJamali, Yianni and Abdallah (2011) は「多くの研究者がパートナーシップは重要だと考えているが、社会的成果を大きく向上させるためのパートナーシップの効果的マネジメントについて検討した研究はほとんどない」(p376) と指摘している。

組織間コラボレーションを(劇場)ドラマ理論的アプローチによって検討した二神(2008)は、組織間関係における人々の相互の営為をドラマのメタファーを用いて説明し、そこでは脚本家や監督のように配役を行う「シンボリック・マネージャー」の存在が重要だと指摘している。二神(2008)によれば、組織間関係は必ずしも筋書きのないドラマに例えられるという。不確実性が増す今日の組織環境においては予想しなかった事態が次々と起こる。人々は共通して直面している状況をなんとか解決する意味を見出そうとし、自らの価値観のもと新しい状況について新しい解釈を行い、意味の共有化を図る。生身の人間が現実のプロジェクトを抱え、感情をもって取り組むのであるから、意気投合もするしコンフリクトも生まれる。ともに目指す将来のため協力プランを練り上げ実行することができる場合と、議論を経てもコンフリクトが続き協力プランが破たんする場合がある。こうした中、経営・管理者には合理的なマネージャーと異なり職場の文化的意味をよく読みドラマ化していくこと、脚本家や監督のように配役を行う「シンボリック・マネージャー」であることが求められることを指摘している。

社会的課題解決を目的とした組織間協働について研究動向をまとめた大倉(2014)は「社会的協働⁽⁷⁾を計画したり、パートナーとなる組織と交渉を行うなどの、実際に協働事業を管理運営していく「協働マネージャー」の役割について十分な考察が行われていない」(p37) と指摘している。協働マネージャーがいかにパートナーを選択しているのか、どのように他の組織と信頼関係を構築していくのか、社会的協働を成功に導くためにいかなる役割を果

(7) 大倉(2014)は、セクターを超えた協働関係だけではなく、同一セクター内の協働関係をも包括する側面と、複数の組織が共に資源をコミットし、社会的課題の解決という社会的ミッションを達成していく側面を強調するために「社会的協働」という用語を用い、これを「いま解決が求められている社会的課題の解決に向けて、複数の組織が協力して取り組むこと」と定義している(p28)。

たしているのか、さらには直面する課題やそれを乗り越えていくプロセスという点についてはほとんど研究が行われていないという。

こうした先行研究における指摘から、異なるセクターに属する組織間の協働をマネジメントするマネジャーすなわち個人レベルの役割に焦点を当てることが重要であるといえよう⁽⁸⁾。

3-2. 個人レベルから組織レベルへ昇華し組織間関係となるプロセス

組織間関係論における「境界連結単位」の構造や機能に関する議論が示唆に富む。

「境界連結単位」とは、「組織と環境の接点に位置し、外部からの情報、価値、文化を組織内意思決定中枢に転送しながら、組織を代表してさまざまなかたちで環境に働きかけるような個人ないしグループ」(佐々木1990, p77)とされる。境界連結単位はさまざまな呼称で呼ばれ、具体的活動もさまざまである。佐々木はそれらの境界連結機能を①資源取引機能、②情報プロセッシング機能、③象徴的機能、④組織防衛機能、⑤組織間調整機能の5つに分類整理した(表3)。

表3. 境界連結単位の呼称, 具体的活動, 機能

呼称	具体的活動	機能
①インプット変換担当者	<ul style="list-style-type: none"> ・外部重役 ・営業担当者 ・消費者苦情処理担当者 ・購買担当者 ・労使関係担当者 ・プロダクト・マネージャー ・ロビイスト など 	①資源取引機能(インプット組織からの資源獲得とアウトプット組織への商品供給)
②組織—環境間の連結ピン		②情報プロセッシング機能(他組織やコンテキスト環境からの情報の収集・解釈, 組織内構成員や支配的連合への伝達)
③ゲートキーパー		③象徴的機能(組織外部へのインプレッションマネジメント)
④統一者		④組織防衛機能(他組織・コンテキスト環境からの影響力中和, 脅威や錯乱要因の部分的吸収)
⑤変革担当者		⑤組織間調整機能(複数組織を連結し調整する機能) ⁽⁹⁾
⑥調整者		
⑦組織外取引構造のメンバー		
⑧連絡役		
⑨計画作成者		
⑩革新者		
⑪マージナル・マン		
⑫対境担当者		

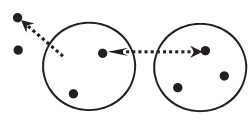
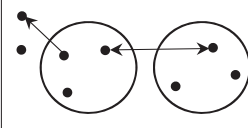
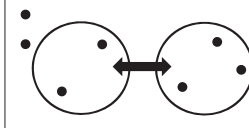
(出所) 佐々木(1990) pp.77-78, 91-92をもとに筆者作成

(8) 経済学と経営学では、コラボレーションの検討において個人間関係を対象外としてきたが、これは取引行動のひとつのスタイルであり、人々の間の社会的関係のひとつの単位であるとして、コラボレーションを具体的・実践的に進めるためには感情をもつ個人間の関係として検討することが必要だとしている(二神2008a, 2008b)。「コラボレーションでは、情熱、意気投合といった要素も無視できない。結婚はコラボレーションのメタファーとしてよく引き合いに出されるほどである」(二神2008b, p152)。

(9) これまで関係のなかった組織との間に新たな関係を創造したり、競争的・対立的関係から共同的・協調的關係への組織間関係を調整する機能である。組織間の相互に異なった利害関心を前提に、そうした利害を調整しながら部分的に合意点を見つけ出していくことが中心となる。(佐々木1990, p92)

境界連結単位は、外部組織からの要求と組織内の諸制約のはざままで限定された影響力をもとに独自の境界連結活動を行っており、自らが所属する組織の他のメンバーだけでなく、他の組織の境界連結単位とも交渉しなければならない立場にいるという。境界連結単位の機能を考える上で、連結レベル（個人・組織・組織間ネットワーク）と連結タイプ（情報や資源）が混同して取り扱われることが多かったことを指摘した上で、佐々木（1990）は境界連結単位が他の境界連結単位と出会い、情報や資源の交換がはじまり（個人的レベル）、組織を公式に代表する個人・単位が他組織の公式代表者と接触・交渉し（代表的レベル）、さらには特定の個人・単位が関与せず公式の組織間で情報や資源を交換するようになる（制度的レベル）があることを示している（図2）。

図2. 組織間関係の連結タイプと連結レベル

連結レベル	当該組織の個人的レベルでの連結	当該組織を代表する単位レベルでの連結	当該組織全体の制度的レベルでの連結
連結タイプ			
非物質的な情報で連結	(1) 個人的情報交換 ・血縁関係 ・インナー・サークル	(2) 代表的情報交換 ・兼任重役 ・境界連結単位	(3) 制度的情報交換 ・企業間情報ネットワーク
有形の資源(人材・金銭・製品)で連結	(4) 個人的資源交換 ・政治的贈与	(5) 代表的資源交換 ・企業間人材フロー ・人材中途採用	(6) 制度的資源交換 ・株式相互持合い ・部品相互供給

(出所) 佐々木（1990, p5）に p4 の議論を筆者が加筆して作成

ほかにも協働が個人の行動からはじまり、その個人が境界連結者となって他組織との結びつきを創るプロセスに着目した研究がある。Cummings（1984）は社会的課題を認知し、取り組みの必要性を感じた個人から非公式に始まった個人間の相互行為が組織間システムの構造化に伴い、組織間の交換として公式化されることを指摘した。また企業-NPO間のソーシャル・アライアンスを対象として中長期にわたる戦略的関係構築に関する研究を行ったBerger, Cunningham and Drumwright（2010）は「ソーシャル・アライアンスを開始し、推進し、導く個人が最初の境界連結者となり、協働の主要なカタリストとなる。彼らはパートナーに対して自分の所属組織の公式代理人を務めるとともに、自組織内ではパートナーたちを代表する立場でアドボカシーを行わなければならない」（p65）と指摘している。

これらの議論に基づけば、セクター間協働の調整主体とは境界連結単位であり、まず個人的レベルで他の境界連結単位と出会い、情報交換し、（組織を代表する個人として）組織レベルで交渉し、資源を獲得・提供し、自組織を守り、利害関係の中で部分的合意点を見つけ出して他組織と新たな関係を創る役割をもつといえよう。そしてある組織の代表的個人と他の組織の代表的個人の関係が制度化され、組織と組織の関係として（特定の個人ではなく）代表を務める担当ポストの就任者を介して情報や資源を交換するようになる。これは言い換えれば、境界連結単位となる個人の意思決定や行動が組織の意思決定や行動へ昇華し、組織間関係を創り維持・発展させていくプロセスであると考えられる。

3-3. 現場レベルの境界連結者と管理職レベルの境界連結者

境界連結単位の役割をさらに詳細に検討した研究がある。Janowicz-Panjaitan and Noorderhaven (2009) は、競争力を高めるために企業間で暗黙知の共有・学習を行う際の境界連結単位の役割を検討した。そこでは「組織は個人によって構成されマネジメントされるものである。そして個人を通じて企業間の関係が成立する」(p1026) として個人の役割を重要視し、境界連結者個人が所属組織を代表して協働に参画しパートナー組織からの情報を処理して自組織に伝えながら組織間関係を成立させるとしている。そして境界連結者には現場レベル (operating level boundary spanner) と管理職レベル (corporate level boundary spanner) の2階層があることを指摘した。現場レベルの境界連結者は信頼に基づき協働に参画し、管理職レベルの境界連結者は計算に基づき参画するとしてこれらを説明している。

組織の境界を越えて互いの組織を結びつける境界連結者の役割において、現場レベルの境界連結者の貢献度は大きい。パートナー組織内にいる暗黙知をもつ人物を観察・模倣し得た知識を自組織に伝える伝達者として、毎日のようにパートナー組織の境界連結者と密な相互行為を行う。彼らは、パートナー組織との関係づくり・維持から得られる便益とコストにつき合理的な計算を行った上で、失敗のリスクがある中でも協働相手に対する信頼をもって協働に参画するという。なお Janowicz-Panjaitan and Noorderhaven はここでいう信頼を友情や共感、倫理・道徳、日常的やりとりであるとしている。一方、管理職レベルの境界連結者は組織全体の戦略に影響を及ぼす権力を持ち、現場レベルの境界連結者からのインプットをもとに便益とコストを計算して、現場レベルの境界連結者のために支援・学習体制を整える役割をもつという。

この議論は前述した、境界連結単位となる個人の意思決定や行動が組織の意思決定や行動へ昇華し組織間関係になるプロセスを補強していると考ええる。ある組織の現場レベルの境界連結者 (個人) が、他の組織の現場レベルの境界連結者 (個人) と出会い、情報交換し、得られた暗黙知を自組織に持ち込む (個人レベル)。そこで自組織の管理職レベルの境界連結者 (個人) が情報・資源の流出入にともなうコストと便益を計算し、自組織の戦略上有益な協働であると判断すれば、現場レベルの境界連結者が自組織の代表的個人として公式化される。それからは自組織を代表して、同じくパートナー組織を代表する境界連結者との交渉を行い (組織レベル)、資源を獲得・提供し、自組織を守り、利害関係の中で部分的合意点を見つけ出して他組織と新たな関係を維持・発展させる役割をもつということであると考えられる。

このように協働参画主体間の調整は、同一組織内に現場レベルと管理職レベルの2階層の境界連結者を擁して、非公式な個人的レベルでの連結からはじまり、組織の代表的個人による連結に昇華し組織同士の関係に制度化されていくプロセスとして理解することができる。

3-4. 境界連結者 (個人) の間の信頼

協働の発展プロセスにおける信頼の重要性は多くの研究者が指摘するところである。

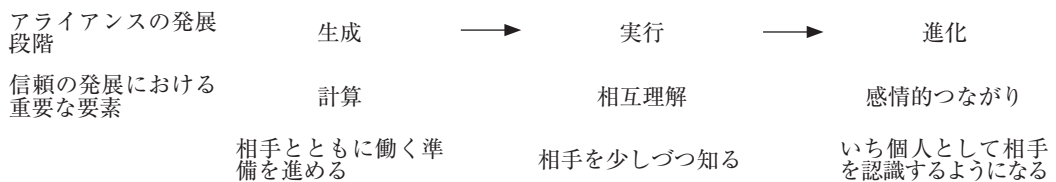
社会的課題解決を目的とするセクター間協働では、参画主体は社会的課題の解決という

非経済的ゴールを共有するが⁽¹⁰⁾、各主体が協働にあたり個別にもつ非経済的ゴールと経済的ゴールはその内容も優先順位も異なる。そして参画組織間では経済的交換のみならず社会的交換も行われる。Das and Teng (2002) はBlau (1964) による社会的交換理論をもとにアライアンスを検討し、外部組織から資源を獲得する必要に迫られて相手からの返礼を期待しながら自発的に行う供与行為が組織間で行われる現象という視点をアライアンス理解に持ち込んだ。そして経済的交換との明確な違いとして契約関係にないことを挙げるとともに、2者間の直接的な交換に比べ3者以上の間で行われる交換ではフリーライドのリスクが増すとして、信頼が必要であることを指摘している。

Berger, Cunningham and Drumwright (2010) は、ソーシャル・アライアンスが成功するためには柔軟さが求められること、契約よりも信頼が求められること、境界連結者は所属組織のメンバーやパートナー組織のコミットメントを引き出す新しい方法を学ぶ必要があることを指摘している。そしてソーシャル・アライアンスにおける境界連結者を「ソーシャル・アライアンス・アントレプレナー」と呼び、他者から信頼され尊敬される、誠実でエネルギーをもった人々であるとし、自らの取り組みに他者を惹きつけていくことができるとしている。

Child, Faulkner and Tallman (2005) は、組織間に存在するとされる信頼は現実的には組織の境界を越えて互いに関係する個人間の信頼の質次第であり、これがパートナー組織間の信頼を促進する重要な役割を担うと指摘している。つまり信頼は個人間の現象であり、それに基づき組織間の関係の質が決まるということである。組織間協力を左右するこうした個人のことを「信頼の守り神 (trust guardians) 」(p62) と呼んでいる。そして、アライアンスの発展段階が「生成」「実行」「進化」と進むにつれ信頼は進化していくとしている(図3)。

図3. アライアンスの発展段階と信頼の進化



(出所) Child, Faulkner and Tallman (2005, p61)

上記でみてきたようにセクター間協働は、ある組織の境界連結者個人と他の組織の境界連結者個人との間の非公式な個人間関係からはじまり、感情をもつ生身の人間が意気投合したり衝突したりしながら、資源の提供・獲得を行っていく現象である。山岸 (1998) が信頼を「相手の意図に対する期待」(p37) と定義しているように、境界連結者個人は、失敗するリスクのある不確実な状況で相手が自分を搾取しようとする意図をもっていないことを期待しながら相手の人格や自分に対する感情を評価していくことが必要だと考えられる。

Berger, Cunningham and Drumwright (2010) は境界連結者個人がセクター間ソーシャ

(10) Berger, Cunningham and Drumwright (2010) は企業とNPOのソーシャル・アライアンスは中長期的で戦略的な関係であり、少なくとも1つの非経済的ゴールと1つの経済的ゴールの両方が必要だと指摘している。

ル・アライアンスをつくり、マネジメントし、セクターの境界を越えて融合したアイデンティティを確立させていくことで、(組織内および組織間の)個人の間、(セクター内およびセクター間の)組織の間につながりと橋渡しができていくことを指摘している。そしてそれは社会的課題の解決に資するのみならず、社会文化カテゴリー間(営利-非営利、公的セクター-民間セクター、市場ドメイン-社会ドメイン)の境目があいまいになっていくことにもなるとしている。

4. 考察と3セクター間協働の発展プロセスの修正版の提示

リサーチクエスション1および2について先行研究の検討を行った結果、次のような重要な示唆が得られた。すなわち、社会的課題解決を目的としたNPO-行政-企業という異なるセクターに属する組織間の協働は、これまでにない革新的な課題解決方法を生み出すための創発である。境界連結者(個人)による調整・マネジメントをもって生成し、実行され、改善を経て再行動したり、派生的協働を生み出して普及・拡大していったり、複数の協働が重なり合って展開し進化していく。この生成・実行・進化のプロセスにおいては、特定の焦点組織ではなく、課題解決に至るまでの組織間関係の変化・広がりによって焦点を当てる必要がある。

そこでは組織と組織の関係を調整・マネジメントする境界連結者(個人)の役割が非常に重要となる。具体的には、ある組織の現場レベルの境界連結者(個人)が社会的課題を認知し、これを解決することを目的として、他の組織の現場レベルの境界連結者(個人)と非公式に出会い、情報交換し、得られた暗黙知を自組織に持ち込む(個人レベル)。自組織内では管理職レベルの境界連結者(個人)が情報・資源の流出入にともなうコストと便益を計算し、協働が自組織の戦略上有益であると判断すれば、現場レベルの境界連結者は自組織の代表的個人として公式化される。それからは協働参画組織のそれぞれがもつ非経済的ゴールと経済的ゴールにかかわる利害関係の中で、自組織を代表してパートナー組織の代表的個人と交渉し(組織レベル)、資源を獲得・提供し、自組織を守り、部分的合意点を見つけ出して、パートナー組織との関係を創るのである。そしてある組織の代表的個人とパートナー組織の代表的個人の関係が制度化され、組織と組織の関係として(特定の個人ではなく)代表を務める担当ポストの就任者(個人)を介して情報や資源を交換しながら、組織間の関係を維持し発展させていくことになるのである。

このように、感情をもつ生身の個人が非経済的ゴールを共通の目的としながら、相手が自分を搾取しようとする意図をもっていないことを期待しつつ(不確実な状況の中で)友情や共感ともいえる信頼をもって、利害関係が異なる相手との相互行為を日常的に行っていく。そうした中でセクターの境界を越えて融合したアイデンティティが確立され(組織内および組織間の)個人の間、(セクター内およびセクター間の)組織の間につながりと橋渡しができていく。そしてそれは社会的課題の解決に資するのみならず、NPO-行政-企業間の境目があいまいになっていくことにもなる。

これを踏まえ、昨年論文(齊藤2016)で提示した3セクター間協働の発展プロセスを一部修正し、改めて表4の通り提示したい。

表4. <修正版>3セクター間協働の発展プロセス⁽¹¹⁾

	段階ごとの要素	境界連結者(個人)の役割 (現場レベルと管理職レベルの2階層)
生成段階	①社会的課題の認知 特定の社会的課題に出会いそれを課題と認知した個人が、どのように取り組んでいけばよいか考え、実現可能な活動目標を明確化し、具体的取り組みに着手する。	個人的レベル ・社会的課題の認知 ・課題解決に必要と考えられる自らの資源の投入、活動開始
	②ソーシャルキャピタルの形成 個人の着想と取り組みが他者からの共感を得て仲間となる協働参画者を得、協働のためのネットワークが形成されていく。	
	③潜在的な協働参画組織の検討 ネットワークを構成する各メンバーの所属組織が協働に参加することの望ましさと実行可能性を評価する(相互の資源を活かせるか、利害が一致するか、など)。	代表的個人による組織レベル ・潜在的な協働参画主体への働きかけ ・問題の定義・共通認識の形成 ・他者からの支持や協力の獲得 ・相互の信頼の形成 ・共通ミッションの形成の推進
	④組織間の違いの理解と共通ミッションの策定 各組織の価値観やアイデンティティ、文化の違いを理解し、共通ミッションを策定する。	
実行段階	⑤協働の戦略策定 協働参画組織間で共有したミッションをもとに具体的戦略を策定し、リスク分析を行い、課題解決策となる活動の検討を行い、行動計画を立てる。	制度的レベル ・有効と考えられる解決策の提案 ・協働参画者内外のコミュニケーションの推進、支持や協力の獲得 ・目標達成に必要な資源の調達
	⑥共同決定のシステム構築 互いに持ち寄る資源・役割の内容、権限・責任の範囲、成果の配分などを共同決定するシステムを構築する。	
	⑦進捗の共同管理 協働参画者間で情報を共有し、活動の進捗を確認する。問題が発見された場合は検討・再設計を行う。また更なる潜在的協働参画者に対するオープン・コミュニケーションや他の協働との相互作用により、新たな主体・資源の巻き込みを図る。	
進化段階	⑧評価 協働の進展にともなう活動成果の評価・フィードバックを行う。	・課題解決まで革新的な取り組みを続けていくため、協働構成組織を継続的にゆっくりと変え、多様性を確保する ・目標達成に必要な資源の調達 ・参加組織間の絶えざる学習と競争による新たな価値創出
	⑨修正・変革 評価の結果およびフィードバックに基づき、継続的な修正を図る。 また更なる潜在的協働参画者に対するオープン・コミュニケーションや他の協働との相互作用により、新たな主体・資源の巻き込みを図る。	
	⑩派生的協働の創出 スピリアウトや模倣により派生的な協働が生まれられていく。	

出所：齊藤(2016, p129)を筆者修正

(11) 表中の双方向の矢印は、要素間で行きつ戻りつしながら次の要素、段階へ進んでいくことを示す。

5. 総括と今後の研究課題

本稿では昨年論文(齊藤2016)において今後の研究課題とした「ひとつの協働と相互作用をもつ他の協働との関係」および「調整主体の役割」についてリサーチクエスチョンを2つ設定し、それぞれについて先行研究の検討を行った。検討の結果、社会的課題解決を目的としたNPO-行政-企業という異なるセクターに属する組織間の協働は、革新的な課題解決方法を生み出すための創発であり、特定の焦点組織ではなく課題解決に至るまでの組織間関係の変化・広がりによって焦点を当てる必要があること、境界連結者(個人)による調整・マネジメントをもって生成、実行、進化という段階を経て発展していくことが明らかになった。そして先行研究における議論内容を踏まえ、3セクター間協働の発展プロセスの修正版を提示した。Berger, Cunningham and Drumwright (2010)は「ソーシャル・アライアンスの生成・進化・長寿を説明できる十分な理論がない」(p60)と指摘しているが、本稿はこの指摘に対してひとつの問題提起ができたのではないかと考える。

今後は具体的な協働の事例複数を対象として実証研究を行う必要がある。まずは対象とする事例の選定基準を設定する必要がある。NPO、行政、企業の各セクターから組織が参画し社会的課題の解決を目的として協働を進めていること、生成・実行・進化のプロセスをみることができるといった活動実績をもつことなどが挙げられるが、事業性のあるソーシャルビジネスに絞るか事業性のないボランティアも対象に含めるかなど、選定基準を詳細に検討する必要がある。そして事例選定後は、協働参画組織の境界連結者と考えられる人々にインタビューを行うとともに、活動記録や報告書などの資料を精査して、境界連結者がどのように組織間関係をつくりマネジメントしているのか、その発展プロセスを詳述していく。それにより、本稿で提示した発展プロセス修正版を再検討・精緻化することができるとともに、調整主体とその役割をさらに検討し明らかにすることができると思う。

社会的課題解決のためのセクター間協働に関する研究は、多くの研究者が指摘するようにこれから理論化に向けて多くの蓄積が必要とされる。セクター間協働の発展プロセスを精緻化することを目的とした調査研究を進め、実践的インプリケーションを得る形でこれに貢献していきたい。

<参考文献>

- 東俊之(2009)「組織間コラボレーションの課題と展望」佐々木利廣、加藤高明、東俊之、澤田好宏著『組織間コラボレーションー協働が社会的価値を生み出す』ナカニシヤ出版、pp.195-208.
- Berger, I.E., Cunningham P.H. and Drumwright M.E. (2010) "The Integrative Benefits of Social Alliances: Balancing, Building and Bridging", in Smith, N.G., Bhattacharya, C.B., Vogel D. and Levine D.I. (eds.), *Global Challenges in Responsible Business*, Cambridge University Press.
- Blau, P. M. (1964) . *Exchange and Power in Social Life*. Transaction Publishers.
- Child, J., Faulkner, D., and Tallman, S. B. (2005) *Cooperative Strategy*, Oxford

- University Press, USA.
- Cummings, T. G. (1984) "Transorganizational Development", *Research in Organizational Behavior*, Vol.6, pp.367-422.
- Das, T. K., and Teng, B. S. (2002) "Alliance Constellations: A Social Exchange Perspective". *Academy of Management Review*, Vol. 27, No. 3, pp. 445-456.
- 藤田昌久 (2005) 「日本の産業クラスター」アジアとその他の地域の産業集積比較研究会編『アジアとその他の地域の産業集積比較—集積発展の要因—』日本貿易振興機構アジア経済研究所, pp.13-34.
- 二神恭一 (2008a) 『産業クラスターの経営学—メゾ・レベルの経営学への挑戦』中央経済社.
- 二神恭一 (2008b) 「内的コラボレーションと外的コラボレーション」日置弘一郎・二神恭一編著『コラボレーション組織の経営学』中央経済社, pp.147-167.
- 後藤祐一 (2009) 「戦略的協働の理論的枠組み」, 『経済学研究』第58巻第4号, pp.319-330.
- 後藤祐一 (2015) 『戦略的協働の経営』白桃書房.
- Janowicz-Panjaitan, M., and Noorderhaven, N. G. (2009) "Trust, Calculation, and Interorganizational Learning of Tacit Knowledge: An Organizational Roles Perspective". *Organization Studies*, Vol. 30, No. 10, pp.1021-1044.
- 金井一頼 (2003) 「クラスター理論の検討と再構成—経営学の視点から」石倉洋子・藤田昌久・前田昇・金井一頼・山崎朗『日本の産業クラスター戦略—地域における競争優位の確立』有斐閣, pp.43-73.
- 経済産業省 (2008) 『ソーシャルビジネス研究会報告書』 http://www.meti.go.jp/policy/local_economy/sbcb/sbkenkyukai/sbkenkyukaihoukokusho.pdf (2016年11月30日確認).
- 小島廣光・平本健太編著 (2011) 『戦略的協働の本質』有斐閣.
- Jamali, D., Yianni, M. and Abdallah, H. (2011) "Strategic Partnerships, Social Capital and Innovation: Accounting for Social Alliance Innovation". *Business Ethics: A European Review*, Vol. 20, No. 4, pp.375-391.
- 大倉邦夫 (2014) 「社会的協働に関する研究の動向」『人文社会論叢』第31号, pp.27-49.
- 齊藤紀子 (2016) 「社会的課題解決のためのセクター間協働の発展プロセス」『千葉商大論叢』第53巻2号, pp.117-134.
- 佐々木利廣 (1990) 『現代組織の構図と戦略』中央経済社.
- Selsky, J. W., and Parker, B. (2005) "Cross-sector partnerships to address social issues: Challenges to theory and practice", *Journal of Management*, Vol. 31, No. 6, pp.849-873.
- 竹内弘高訳, マイケル・E・ポーター著 (1999) 「クラスターと競争—企業・政府・産業にとっての新しい課題」『競争戦略論Ⅱ』ダイヤモンド社, pp.65-204.
- 谷本寛治 (2003) 「NPO/NGOと政府・企業のコラボレーションの設計 (<特集>中間組織における参加と協同)」『社会・経済システム』第24号, pp.39-45.
- 谷本寛治, 大室悦賀, 大平修司, 土肥将敦, 古村公久 (2013) 『ソーシャル・イノベーションの創出と普及』NTT出版.
- 山岸俊男 (1998) 『信頼の構造—こころと社会の進化ゲーム』東京大学出版会.
- (2016.12.4 受稿, 2016.12.22 受理)

〔抄 録〕

本稿では、社会的課題解決のための3セクター（NPO－行政－企業）間協働の発展プロセスを精緻化することを目的として、「ひとつの協働と相互作用をもつ他の協働との関係」および「調整主体の役割」にかかわるリサーチクエスチョンを設定し、先行研究の検討を行った。

検討の結果、次のことが明らかになった：社会的課題解決を目的とした3セクター間協働は革新的な課題解決方法を生み出すための創発であり、特定の焦点組織ではなく課題解決に至るまでの組織間関係の変化・広がりにより焦点を当てる必要があること。境界連結者（個人）による調整・マネジメントをもって生成、実行、進化という段階を経て発展していくこと。同一組織内に現場レベルと管理職レベルの2階層の境界連結者を擁すること。現場レベルの境界連結者間での非公式・個人的な連結からはじまり、管理職レベルの境界連結者によって現場レベルの境界連結者が組織の代表的個人として公式化され、代表的個人間の連結が組織間関係として制度化されると（特定の個人ではなく）代表を務める担当ポストの就任者を介した連結となること。

これらの検討結果を踏まえ、3セクター間協働の発展プロセスの修正版を提示した。

憲法教育

穂山守夫

目次

はじめに

- 一 親の教育権と子どもの思想・良心の自由
 - 二 憲法教育(主権者教育)の規範性
 - 三 学校における憲法教育と「子ども・親」の内心の自由
 - 四 憲法教育と「学習権」・「国家の憲法擁護のためのコントロール権」
- 結び

はじめに

少子高齢化・人口減少社会において、早く選挙権を持つことにより、若い世代に日本の政策ないし国のあり方を決める政治に主体的に関わってもらいたいということで、平成27年(2015年)6月の公職選挙法等の一部改正により、選挙年齢が「満20歳以上」から「満18歳以上に」に引き下げられ、その改正法は平成28年(2016年)6月19日に施行された。これに伴い、施行後に初めて行われる国政選挙では、参議院議員通常選挙から、選挙人名簿に登録されている「満18歳以上の者」の投票が可能となった。そこで高校生等の若者が主体的かつ確実に投票できるような資質を養成する主権者教育の必要性が高まった。主権者教育は、利害対立が高度化した論争的政治的問題を深く考えることができる「政治的教養」を生徒・学生に身につけさせる教育であり、そこにおいては一方的授業で政治に関する知識を生徒等に提供するのではなく、生徒等が主体的に討論などを通じて政治に関する論争的問題を考え、利害関係者の利害対立を調整し、話し合いに基づく合意やその他の解決策を模索することが重要である。学校のカリキュラムでは教師が政治的中立性を保ちながら、「安全保障」・「金融政策・財政政策・構造改革政策という三本の矢を経済政策手段とするアベノミックス等の経済政策」・「原発・火力発電・石炭発電・再生エネルギーなどのエネルギー問題」・「環境問題」などの現実の政治課題を取り上げながら、公共(2022年度以降に高校に新設される必修科目)・社会科・道徳等の科目で主として主権者教育がなされると思われるが、そのうち特に政治主体の育成を目的とする「公共」が、主権者教育の主要な部分を担う。⁽¹⁾とはいえ物事に自主的・主体的に取り組む主権者の態度は学校生活全般において要請されるから、主権者教育は、教科教育のみならず部活動をも含めた学校活動全体でなされるべきである。この主権者教育は人権教育と密接な関係を持ち、憲法教育と重なり合うので、人権教育をも含むより広い概念である憲法教育について論じたいと思う。

(1) 読売新聞2016年6月21日参院選に臨む4(小玉重夫)参照。

一 親の教育権と子どもの思想・良心の自由

憲法教育は、憲法の価値（国民主権ないし民主主義・人権尊重主義・平和主義・権力分立主義・法の支配等）を子どもに理解させ、子どもがその価値に従った行動を取るような「自由民主的な態度」を養成しようとする教育である⁽²⁾。私教育においても他の価値教育と結合して非体系的に憲法教育がなされることがある。この場合、親権者は、自然権的権利または児童・生徒の学習権を保障する上で不可欠なものとして教育の自由（教育権）を享有する。この自由は児童・生徒の学習権のためのものであるから権利ではなく権限に過ぎないと主張する見解もあるが、親の教育の自由が宗教教育の面では信教の自由（憲法20条）、真理教育の面では学問の自由（憲法23条）に支えられ、かつ学習権の行使と表裏の関係にある点からして憲法上の権利と解すべきである。⁽³⁾ この憲法上の権利である親の教育権により憲法的価値を含んだ価値教育が子どもに対してなされる。

自分なりの思想・良心ができていない子ども、特に抵抗期以前（発達段階初期）において、私教育としての家庭教育のプロセスで親の権利である教育権により子どもの人格形成の礎石が築かれる⁽⁴⁾。親の教育権は、多様な信条を有する親がその信条に基づいて子どもを教育する権利であると同時に現代日本社会の文化レベルの応じた子どもの学習権を充足するよう親が教育する義務でもある⁽⁵⁾から、「親の信条に基づいて教育する権利」は、「子どもの学習権」・「子どもの利益を守る親の義務」との調整が問題になる。親が子どもの利益を守る義務を履行しないで、または子どもの学習権を充足しないで、教育権の行使をすることは、教育権の乱用であり認められない。この場合、この乱用を防止するために国家が後見の見地から親の教育権行使の適正化のためにその教育権の行使を制限することは許容される。ただ価値観が多様化している現代社会では、親の価値観は最大限尊重すべきである。したがって党派性を有する政府は、自らが正しいと思う道徳やイデオロギーにしたがって親が教育するよう親を強制できない⁽⁶⁾。このように私教育においては、親の教育の自由は、最大限尊重されるべきである。しかし普通教育を行う公教育においては、親の教育の自由、例えば信教の自由は、政教分離（憲法20条）の観点から制約される。では憲法教育の観点から親の教育の自由は、制約されるであろうか。その制約を肯定するためには、憲法教育の規範性を肯定する必要があるが、その規範性を認めることができるであろうか。そこで次に憲法教育（主権者教育）の規範性を検討する。

二 憲法教育（主権者教育）の規範性

憲法教育の一環として位置づけられる主権者教育について、永井憲一は、その教育を「憲

(2) 成嶋隆「教育と憲法」樋口陽一編『講座 憲法学4』（日本評論社、1994年）122頁参照。

(3) 杉原泰雄「憲法と公教育『教育権の独立を』を求めて」（勁草書房、2011年）171 - 172頁、旭川学力テスト最高裁大法廷判決（最大昭和51・5・21）参照。

(4) 西原博史「第2章 憲法教育というジレンマ教育の主要任務か、中立的教育の例外か」戸波江二・西原博史編著『子ども中心の教育法理論に向けて』（エイデル研究所、2006年）76頁参照。

(5) 堀尾輝久「現代教育の思想と構造」（岩波書店、1971年）200頁参照。

(6) 西原博史「第2章 憲法教育というジレンマ教育の主要任務か、中立的教育の例外か」78 - 79頁参照。

法でうたわれた平和で民主的で文化的国家を担う主権者を育てるもの」であるとし、その主権者教育は、憲法によって「規範的」に要請されるとする。すなわち「日本国民は、恒久の平和を祈願し」「平和のうちに生存する権利を有する」とする憲法前文や、教育を受ける権利を定めた第26条などで学習権の一内容をなすものとしての主権者教育は保障されており、国は憲法にのっとった教育をする義務があり、国民はその教育を受ける権利がある、⁽⁷⁾とする。すなわち国家教育権説に基づく国の教育内容統制の動向が進行しているので、それを抑制すべく教育を受ける権利の最も重要なものとして「教育内容要求権」を特に積極的に評価する必要がある。また、教育を受ける権利を社会権として位置付けて教育を受ける権利を教育に関する経済的措置要求権に限定する立場に対して、教育に関する経済的措置と教育内容との密接関連性等から「教育についても、それが国家権力の政策ないし行政に対する積極的な教育内容までにわたる要求権をも含む」⁽⁸⁾（教育内容要求権説）。この憲法が要請する主権者教育を具体化するのが、教育基本法を中心とする学校教育法等の教育法体系である。教育基本法は、前文で「日本国憲法の本質にのっとり我が国の未来を拓く教育の基本を確立し、その振興を図るために、この法律を制定する。」として、憲法の本質が教育により具体化されることを示唆し、これを受けて1条の教育の目的で「教育は、……平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期しておこなわれなければならない。」としている。また14条1項は「良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない」としている。これらの点などからすると、憲法価値は、教育で教えられなければならないこととなる、⁽⁹⁾とする。

とはいえこの請求権としての主権者教育を受ける教育基本権⁽¹⁰⁾は、その権利内容が具体的でなく曖昧であるから、裁判的救済を求めうる具体的権利ではなく抽象的権利であり、教育基本法等の立法によって具体化されて、裁判的救済が受けられ具体的権利になると解すべきである。そうすると政府は、この権利に対応した憲法上の義務を負うから、この権利を担保する教育行政をしないという不作為は、憲法上の義務違反である。この場合、制度化を求める「請求権としての教育要求権」、平和で民主的な国を維持・発展させる資質を備えた主権者となるための「公民権・文化権としての主権者教育権」⁽¹¹⁾のレベルでは憲法の要請する主権者教育をしていないから、不作為の違憲確認訴訟を提起することが考えられる。これに対して国が教育介入ないし処分（作為）により教育を受ける権利を侵害する場合、教育を受ける権利の自由権的側面（人格権としての学習権）ないし学問の自由の

(7) 永井憲一「朝日新聞 声」朝日新聞2015年5月3日、同「憲法と教育法の研究 主権者教育論の提唱」（勁草書房、2014年）45頁・77頁参照。

(8) 永井憲一「憲法と教育基本権」（勁草書房、1970年）273頁・277頁、同「憲法と教育法の研究 主権者教育論の提唱」（勁草書房、2014年）35頁・43頁参照。

(9) 永井憲一「主権者教育権の理論」（三省堂、1991年）226頁以下、星野安三郎「日本国憲法と教育内容—教育による憲法保障と破壊—」日本教育法学会編『講座教育法3 教育内容と教育法』（総合労働研究所、1980年）27頁、内野正幸「教育権から教育を受ける権利へ」ジュリエスト1222号（2002年5月）105頁、戸波江二「国民教育論の展開」日本教育法学会編『講座現代教育法①教育法学の展開と二一世紀の展望』（三省堂、2001年）115～116頁参照。

(10) 永井憲一「学問と教育」法律時報36巻11号（1964年10月）109頁以下参照。

(11) 永井憲一「教育法学の原理と体系」（日本評論社、2000年）12～15頁参照。

一環としての教育の自由への作為による侵害であり⁽¹²⁾、その処分の取消しや国家賠償を求めることができる。ここにいう「教育の自由」を人権である学問の自由と区別し、戸波は人権ではなく、国家の教育への干渉を排除する、教育における制度原理（憲法原則）ないし制度と把握するが⁽¹³⁾、そうするとその侵害があっても、人権侵害にならず、単なる原理（原則）違反ないし制度的保障違反にすぎず、その侵害を理由に教師は国に対して訴えを提起できない恐れがある⁽¹⁴⁾。これでは国家の不当な教育介入に対して教師が有効に対抗し得ない。確かに、教師の教育の自由は、自然的自由でなく、教育制度を前提とする法制度上の自由であるが、このことは、放送の自由が放送制度上の自由であるのにその人権性が認められるように、その人権性の否認を直ちに導き出さない。したがって教師は、国に対しては国家の具体的教育内容への介入を排斥する自由権としての教育の自由（学問の自由または教育を受ける権利の自由権的側面）を対抗できる、と解すべきである。他方、教育専門家である教師は、学校教育において子どもに対して教育権者である親（教育の自由の古典的中核的主体）から直接的に信託（私立学校の場合）もしくは間接的に信託（公立学校の場合）された教育権（職務権限性が加味された自由権）を受託者として行使する。一方、学校設置者である国（地方公共団体を含む）・私立学校設立者の学校教育遂行機関（エイジェント）として専門的に教育の職務権限（授業実施権、評価・懲戒・生活指導等の実施権など）を行使する、のである。したがって教師の専門的教育の自由は、国の干渉に対して自由権・専門的自律権として機能する。この専門的自律性を強調すると、教師に裁判官的な独立性を認める余地がある。この点につき、杉原泰雄は、「普通教育としての公教育の場合、その内容が真理・真実を主要内容とする知育であることからするならば、教師は、その公務の遂行においては、特定の政党・政派から独立して行政上の上下関係に立つことができず、『裁判官的な独立性』を維持することが不可欠となる。」⁽¹⁵⁾と主張する。しかし裁判官は公平な裁判を担保するため憲法上強い職権の独立（憲法76条3項）を有し、最高裁の長官といえども下級裁判所の裁判官の裁判に介入することは、司法権の独立を侵害し許されないのに、一方、普通教育を担当する教師は、生徒のニーズに応じた特色ある学校作りのリーダーである校長の指導に従うべきであるから、校長は担当教員の教育内容・方法に職務執行命令という強い介入ではなく勧告という緩和的介入は許容され、したがって「裁判官的な独立性」は認められない。とはいえ教師の専門的職務権限の独立性は尊重されるべきである。つまり教師の教育の自由は、子どもとの関係では子どもの学習権を専門的観点から担保する、在学契約ないし在学関係に基づく職務権限であるといえる。同時に教育の自由は、子どもの学習権を充足するために必要であるから、学習権と表裏の関係にある人権であるといえる。この人権性と専門的独立的な職権限性を有する教師の教育の自由は、学問の自由（23条）の一内容である教授の自由に含まれる、と解釈すべきであると同時に学習権（26条）

(12) 有倉遼吉「国民の教育権と国家の教育権」季刊教育法1号（1971年10月）13～14頁、同「憲法と教育」公法研究32号（1970年）15～16頁、村上宏行「第七章 主権者教育論の現在」戸波江二・西原博史編著『子ども中心の教育法理論に向けて』（エイデル研究所、2006年）171頁、戸波江二「第一章 教育法の基礎概念の批判的検討」戸波江二・西原博史編著『子ども中心の教育法理論に向けて』（エイデル研究所、2006年）59～60頁参照。

(13) 戸波江二「第一章 教育法の基礎概念の批判的検討」戸波江二・西原博史編著『子ども中心の教育法理論に向けて』（エイデル研究所、2006年）26頁・62頁参照。

(14) 土屋清「第九章 憲法学における『教育権』のパラダイム」215頁参照。

(15) 杉原泰雄「憲法と公教育『教育権の独立』を求めて」（勁草書房、2011年）170頁。

の充足に不可欠なものとして教育を受ける権利の内容をなすと解すべきである。⁽¹⁶⁾

これに対して、自由主義的教育法学者である兼子仁は、教育の内的・外的区分論に立脚して、教育内容について、法規範をもうけること自体が国民の教育の自由との関係で問題をはらんでいるとして教育法の対象から外し、教科教育学などの教育学の対象としたので、憲法は教育内容に対して法的拘束力はなく、民主主義・平和・真理は現行教育法の基本原理というより単に教育的・文化的価値を持つ教育内容指針としての意味しか持ち得ないとする。もっとも学校制度的基準の範囲では法的拘束力はあるとする。⁽¹⁷⁾。また憲法学者の成嶋隆は、憲法の規範的要請に従った憲法教育は、現存体制維持の機能を内包し、体制超越的な機能を有する教育の本質に反するとする⁽¹⁸⁾。憲法学者である今野健一も同じ立場である⁽¹⁹⁾。しかし、学校制度的基準の解釈しただいでは教育内容に法的拘束力が及ぶ恐れがあるし、また日本国憲法下における憲法教育は、日本国憲法の想定する憲法秩序を維持しようとするものであるから、体制超越的な機能を有せず、現存体制維持の機能があるのは否定できない。⁽²⁰⁾ また教育は個人の人格の形成のみならず社会・国家に貢献する人材の養成を担うから、その社会・国家の性格により影響を受けるため、教育の本質が体制超越的な機能を有するとは言えない。このように教育が社会や国家の標榜する価値を児童・生徒に受容させる作用を持つ。

とはいえ公教育による反憲法的価値の教え込みは許されない。この危険性を排除し、国家教育権の見地による価値の教え込みを拒否しようとするが、国民教育説である。この説は、教育内容への国の国家主義的・反動的介入を防止しようとする点で実践的意義がある。しかし理論的には教育内容への憲法規範的要請に基づく国の教育内容決定権を否定する必要はなく憲法理念に忠実でない国の党派的・反動的な教育内容への干渉を、違憲として排除すればよいのである。家庭教育やその延長である塾教育等の私教育においては、親やその委託を受けた塾教師等が教育内容を決定するので、国民教育説は妥当するが、公教育においては憲法秩序の枠があり、憲法秩序を維持するために憲法的価値の子供への注入が要請され、例えば私教育では認められる親が信仰する宗教の自由が、政教分離に反するということで制約されるのである。また、国民教育説は、理念的には教育内容を親ないしその信託を受けた教師集団(各学校)が決定する、とする。そうすると各学校の自発的な教育実践は、親のニーズ等に応じて異なるから、地域的・全国的に教育水準にバラツキが生じる。そこで地域的・国家的な教育のミニмумスタンダードが必要な場合、「何らかの関係者の代表による組織体」が編成されることになるとする。⁽²¹⁾ しかし理論上は格別、實際上、国家的な教育のミニмумスタンダードを作るのは、国家にならざるをえないし、また教育の基本的制度設計は国会が行い、その制度の枠内で文部科学省の教育行政がなされることに

(16) 内野正幸「教育の権利と自由」(有斐閣, 1994年) 99 - 100頁・107 - 108頁・114 - 126頁・130頁・158—159頁, 浦部法穂「憲法学教室Ⅰ」(日本評論社, 1988年) 236頁参照。

(17) 兼子仁「教育法[新版]」(有斐閣, 1978年) 26頁, 195 - 197頁, 同「教育の内的事項と外的事項の区別」有倉遼吉教授還暦記念『教育法学の課題』(総合労働研究所, 1974年) 304頁参照。

(18) 成嶋隆「教育と憲法」樋口陽一編『講座 憲法学4』(日本評論社, 1994年) 124頁以下。

(19) 今野健一「憲法保障と教育」一橋研究19巻1号(1994年) 78頁。

(20) 斎藤一久「第四章 憲法教育の再検討」戸波江二・西原博史編著『子ども中心の教育法理論に向けて』(エイデル研究所, 2006年) 116頁参照。

(21) 成嶋隆「教育と憲法」樋口陽一編『講座 憲法学4』(日本評論社, 1994年) 120頁。

なるであろう。そうだとするとこの構想は、實際上、国家の教育内容決定権を認めたいうえで、その内実が戦後公教育の理念から離れた政治的（反動的）・党派的なものである場合、親・住民の学校教育への実質的参加（関与・協力や批判）等により親等のニーズに沿ったものにしようとするものであるといえよう⁽²²⁾。

とにかく日本国憲法の想定する基本的な憲法秩序を維持するためには憲法の価値体系を教育により子どもに伝達・習得させる必要があるから、憲法の教育内容に対する憲法的拘束力は認めざるを得ない。そして自由で民主的な日本国憲法は、学校教育において自由で民主的な社会の維持・発展を可能にするための自由で民主的な教育を要請する。自由で民主的な教育は、子どもに自由で民主的な原理（民主制の手續や少数者の人権尊重等）を理解させるだけでなく、自由で民主的に行動するような態度（相手を尊重しながら討議できる熟慮的人格等）をも要請しなければならない⁽²³⁾。そうすると自由で民主的な教育は、自由で民主的な思想を子どもに教え込む点で、子どもの思想・良心の自由との緊張関係を生む。

三 学校における憲法教育と「子ども・親」の内心の自由

憲法に拘束される国家が学校における憲法教育を通じて子どもに憲法的価値（民主制の価値等）を受容させようとする場合、子どもの思想・良心の自由への国家介入の可否が問題になる。⁽²⁴⁾特に「保守的な安倍内閣」→「文部科学省」→「教育委員会」→「校長」のルートにより党派性を有する政府の考える「愛国心」や「公共性意識」の涵養が権力的になされる場合が問題である。憲法が想定する自由民主的憲法秩序を維持するためには、子どもに対して憲法の基本原理である国民主権原理・人権尊重原理・平和主義等の憲法的価値を理解させて、子どもが民主的かつ主体的に社会や国に関与することが必要であるから、子どもの自発性を尊重しながら、そのような憲法的価値を学校教育により組織的に子どもに持たせるよう教育することは認められる。⁽²⁵⁾

しかし他方において子どもは、その享有する思想・良心の自由により「国家権力による教化プロセスに縛られずに、自らの信条を自由に形成していく権利」⁽²⁶⁾があるので、その

(22) 樋口陽一「近代国民国家の憲法構造」（東京大学出版会，1994年）133 - 134頁，戸波江二「国民教育論の現況と展望」日本教育法学会年報30号（2001年）41-43頁。

(23) 西原博史「第二章 憲法教育というジレンマ教育の主要任務か，中立的教育の例外か」82 - 83頁，永井憲一「憲法と教育基本権」（勁草書房，1970年）259頁，同「教育法学の展開と課題」（学陽書房，1978年）36頁，坂口正二郎「リベラルな立憲主義における公教育と多様性の尊重」一橋法学二巻二号（二〇〇三年）一〇五頁，内野正幸「学校で人間主義を押しつけるのは違憲か」樋口陽一先生古希記念『憲法論集』（創文社，2004年）147頁，エイミー・ガットマン（神山正弘訳）「民主教育論」（同時代社，2005年）54・61頁参照。

(24) 法学協会「注解日本国憲法 上」（有斐閣，1953年）400頁，伊藤正巳「憲法」（弘文堂，1990年）253頁，浦部法穂「憲法学教室Ⅰ」（日本評論社，1988年）155頁参照。

(25) 戸波江二「国民教育権論の展望」日本教育法学会編『講座現代教育法1 教育法学の展望と二一世紀の展望』（三省堂，2001年）114頁以下，同「憲法学からみた教育基本法改正の問題」季刊教育法136号（2003年）4頁以下，内野正幸「教育権から教育を受ける権利へ」ジュリエスト1222号（2002年）102頁以下，竹内俊子「教育制度と民主主義」全国憲法研究会編『憲法問題15』（三省堂，2004年）87頁以下，坂田仰「学校・法・社会」（学事出版，2002年）35頁以下，西原博史「思想・良心の自由と教育課程」日本教育法学会編『講座現代教育法1 教育法学の展望と二一世紀の展望』（三省堂，2001年）226頁以下参照。

(26) 西原博史「第2章 憲法教育というジレンマ教育の主要任務か，中立的教育の例外か」戸波江二・西原博

権力的教化の限界が問われる。

では公教育の場である学校において、国家はどの程度、親・子どもの思想・良心の自由に介入できるであろうか。国家の不当な介入を極力避けるため、学校は、主として子どもが将来社会に参画する際に必要となる知識・技能等の事実・真実を教える場であり、人によって異なる価値観を教え込む場でないとも考えることができる。⁽²⁷⁾ もっともどのような事実・真実を伝達するかやテキストの決定等において付随的な価値(知識・技能の選択の基礎におかれた価値基準や文学的価値等)決定が教育に入り込むことは、不可避であるとする。この場合、批判精神を持った子供が最も本格的な知的探求の自由・思想形成の自由・価値選択の自由・表現の自由を組み込んだ学習空間である学校において主体的に価値観を形成することになる。⁽²⁸⁾

確かにこのような考えは理念としては肯定できる。しかし実際は、批判精神を余り持たない未熟な子供がいるし、そのような自由を組み込んでいない問題のある閉鎖的で自己決定がしにくい学習空間が少なくないので、人格形成や「民主的手続や人権尊重の精神の習得」のためには、子どもの自律性を尊重しながらも教員が他律的ないし後見的に価値観を教え込む必要がある。これに対して、西原は、学校教育の目的が多様な情報の提供であり、価値観を教え込むことではないとする。もっとも憲法秩序は、ある程度まで、価値観に関わる中立性が当てはまらない例外領域を構成し、公教育において「人権体系」や「民主制」は尊重・配慮されるべきであるが、教育の中立性からイデオロギー的強化に該当するような直接の権力行使を通じて有無を言わずに特定の価値観を受け入れさせることはできな

史編著『子ども中心の教育法理論に向けて』(エイデル研究所, 2006年) 76頁。

(27) 杉原泰雄は、公教育の知育性(真理教育性)を当然のこととする。そして国民主権原理と人権(特に自由権)保障原理を基本原理とする日本国憲法下においても、近代公教育の原則である公教育における知育中心原則(選択的教化的徳育の原則的排除と宗教的・思想的・政治的中立性の原則)が採用されているとする。すなわち政教分離原則(憲法20条3項)からして特定宗教を援助助長し、他宗教を差別することになる選択教化的教育は公教育の内容となりえないし、それがなされば信教の自由(憲法20条1項2項)及び思想・良心の自由(憲法19条)を組織的に侵害することになる。また憲法14条1項は信条による差別を禁止し、教育基本法も公教育における信条による差別や選択教化的政治教育・宗教教育を禁止している。したがって人によって異なる宗教・思想信条等の諸価値ではなく真理・真実等人によって異ならない普遍的価値を主要内容とする「真理教育」・「知育」が、公教育において要請されるとする。もっとも宗教・思想信条等の相対的価値に関する知識としての教育は、その悪用を避け、平和的共存を図るためには必要だとする。憲法的価値については、国民が憲法の基本的価値を理解し、その観点から政治を監視しなければ立憲主義体制を維持できないので、その維持に不可欠なものとして、公教育の内容となる。もっともその憲法的価値がすべて普遍的価値といえないので、真理教育の場としての公教育においては、そのうちのある部分はその真理性をめぐる科学的批判の対象となるとする(「憲法と公教育 『教育権の独立を』を求めて」勁草書房, 2011年, i頁・156頁・157頁・167頁・169頁)。しかし日本国憲法前文で規範的に普遍的原理とされた国民主権原理といえども、歴史的所産である近代憲法の基本原理であり、現代において歴史的・社会的に普遍的価値を有するか断定できないし、それに対する科学的批判はなされるべきだし、一方普遍的価値が低い統治組織についても公教育において十分教える必要がある。それから宗教教育等は日本の戦前の神道が事実上の国教化し、国家神道が侵略戦争の一要因となったことを反省すれば、禁止すべきであるが、中東等におけるイスラム教を国教とする国家(イラン・サウジアラビア等)において宗教教育は憲法規範上要請される。また公教育において真理教育がなされるべきであるといえるが、そこに言う真理とは現代の学問レベルにおいて仮説的に真理とされているものであり、絶対的真理ではなく相対的真理であるから、その真理性も科学的批判の対象とされるべきである。

(28) 佐貫浩「第10章 平和・人権・民主主義と教育—憲法・教育基本法と価値形成の教育」日本教育法学会編『講座現代教育法』第一巻(三省堂, 2001年) 192 - 194・197頁参照。

いとす⁽²⁹⁾。確かに有無を許さずに生徒の自主性を尊重しないで特定の価値観を教え込むべきではない。しかし日本国憲法の理念は自由民主的なものであるが、その理念は一種のイデオロギーであるから、公教育は完全な中立性を貫徹できず、立憲民主的偏向性(イデオロギー性)があり、かつ、そのイデオロギーを憲法秩序の維持にとって必要なものとして教育の自律性を踏まえて、教員が教育の専門家として子供の自主性を尊重しながら子どもに教え込む必要がある。これに対して、子どもはその理念を形成途上にある自己の価値観とは異なっても日本国憲法が要請するものと理解し、受容することに努めるべきであるが、どうしても納得できなかつたら、思想・良心の自由により内心においては、その理念の受容を拒否できると解すべきである。これに対して憲法理念に反するような国家権力による反動的な教育は許されない。

では愛国心という価値観を教え込むことが許されるであろうか。愛国心は、国家に対する抽象的愛情であるが、これを国家が教育により子どもに注入させることは、その「国家の構成員の国民としての意識的同一性形成」・「民主的な近代国家の統一」のため極めて必要な場合には、歴史的・状況的に正当化される。この場合、本来は、民衆の中からの自発性と主体性を持った市民が自発的に国民意識を形成することが期待される。

ところが近代化が遅れた日本においては、徳川家を中心としながらも諸藩が分立する分権的徳川幕藩体制下の日本を欧米列強に対抗できる中央集権的な国民国家に構築することが日本の植民地化ないし準植民地化阻止のために早急に必要であった。しかしいまだに藩意識を残存する国民に国民国家の精神的要素である愛国心が自発的に形成されることが期待できなかった。そこで国家権力によって急速に家族国家的愛国心の喚起が教育勅語に基づく国家的イデオロギー教育によって強制的に創出された。しかも神勅天皇制国家統一の象徴として現人神とされた天皇が人格的な忠誠の対象とされた。⁽³⁰⁾

一方、自由・民主的な日本国憲法の下においては、人権主体としての国民が非人格的な日本国に対する愛国心を自発的に受容することが要請されるから、自由民主的でない国家政策の手段として利用される「伝統的・統合的愛国心」を学校教育で子どもに他律的に教え込むのは、党派性を有する国家の価値観の受容を子どもに強いるものであり認められない。

四 憲法教育と「学習権」・「国家の憲法擁護のためのコントロール権」

学習権の請求権的側面に教育諸条件整備という面だけでなく、自由民主的な憲法教育を国家に要求する側面を認めると、その反面として国家の憲法擁護のためのコントロール権が認められることになる。そうすると国家には教育内容・方法を決定し、それにそう教育をなすべきことになる。

これに対して親全体に教育内容決定権を認める国民教育権説は、国家の教育内容決定権を全面的に否定する。この説によると、親の教育内容権が肯定される私教育だけでなく、

(29) 西原博史「第2章 憲法教育というジレンマ教育の主要任務か、中立的教育の例外か」78頁・86頁、同「思想・良心の自由と教育課程」日本教育法学会編『教育法学の展開と21世紀の展望』226 - 227頁参照。

(30) 久保義三「16 教育におけるナショナルなもの」『日本ファシズム教育政策史』(明治図書出版、1969年)序章より第一、五、六、七節、412 - 413頁。

①子どもの人格の形成・発展、②主権者としての資質の形成、③人間に値する生存を確保する能力の養成④教育の機会均等を図る公教育においても、国民（親）がその決定権を持つが、学校制度の下では親の信託を受けた教育の専門家である教師が教育内容を決定することになる、とする。しかし全面的に教師に委ねると、教育の機会不均等と偏向教育の危険や教育水準のバラツキ等が生じ、子どもは適正な教育を受けられない恐れがあり、子ども個人の学習権が充足されない恐れがある。教育の機会均等や全国的に適正な教育水準を担保するためには、国が憲法26条で根拠づけられる子どもの学習権を充足すべく立法による教育法制により統一的な教育の大綱的基準を確定したうえで行政立法により大綱的基準を具体化する教育水準を確定すべきである。日本の場合、拘束力のある、文部科学大臣の一方的告示である学習指導要領により教育水準が設定されている。これは専門性の観点からは一応の合理性があるが、民主性や公平性の観点から問題である⁽³¹⁾だけでなく、強い拘束力がある点でも問題である。

とはいえ国の教育内容決定権を認めるべきである。また教育内容と教育方法は密接な関連があるから、教育方法の決定権も国に認めるべきである。

そうすると①日本国憲法の価値に反する教育をする教師は処分され、②同様に憲法価値に反する教育をする学校の設置は認可されず、③反憲法的な内容の教科書は、排除すべきであるともいえから、その排除制度である教科書検定を厳格な要件の下で肯定する余地がある。⁽³¹⁾しかし、これを肯定すると、反憲法的な内容・方法かは一義的に決定できないから、不当な国家介入により教師の教育の自由や学校設立の自由が侵害され、また反憲法的でない教科書が検閲により排除される危険性がある⁽³²⁾。したがってこの危険性がある「強いコントロール権」を国家に認めることには問題がある。

とはいえ憲法教育の要請があるから、それを一応担保するため、「強くない国のコントロール権」を認める必要がある。そうするとそのコントロール権は教師の教育の自由等を大幅に侵害しないよう制約する必要がある。したがって反憲法的教育をした教員を免職処分すると過度に教師の教育の自由、ひいては親の教育の自由を制限し過ぎる。したがってこの教育の自由との調整を図り、処分は免職ではなく停職にとどめるべきである。また学校設立の自由を尊重し、明白に憲法の精神に反する学校の設立のみ認可しないことができると考えるべきである。

さらに教科書内容の憲法適合性を担保するためには、教科書内容をも統制する制度が必要である。日本の場合、教科書の検定制度がある。この制度は、党派性を有する内閣のコントロール下にある文部科学省という行政権による規制であるから、検閲に該当しないか問題になる。出版の自由の一形態として「教科書出版の自由」が認められると、この規制は行政権による教科書の内容の事前規制であり、検閲に該当し、違憲となる。しかし教科書は、憲法教育の観点からその内容が枠づけられ、一般図書のように著者が自由に自己の考えに従って作成・刊行することが許されないものである。⁽³³⁾このような拘束がある以上、一般図書の出版の自由と同様の教科書出版の自由は認められず、その事前規制は認められる。しかし、そうすると検定を通じた国家の保守反動的ないし党派的な教育内容への干渉と統

(31) 戸波、前掲、日本教育法学会編『講座現代教育法1 教育法学の展望と二一世紀の展望』124頁の脚注(25)参照。

(32) 今野、前掲論文、77頁以下参照。

(33) 戸波「第一章 教育法の基礎概念の批判的検討」58頁参照。

制(思想介入)の恐れがある。これを回避するためには、党派性を有する内閣の統制下にある文部科学省から検閲の権限を内閣の党派の統制下でない新設の独立行政委員会の権限にすべきである。そうすれば教科書検定が合憲となる余地がある。

結び

教育に関する条約(国際人権規約[社会権規約]・子どもの権利条約29条等)等をも尊重する憲法教育(主権者教育・人権教育・平和教育・環境教育等)は、子どもに人権尊重主義・国民主権主義・平和主義・法の支配・権力分立主義・国際協調主義等の憲法価値を、指向の度合いは異なるにしても、注入しようとするものである⁽³⁴⁾。これは日本国憲法が立脚する自由民主的憲法秩序を維持するために必要であるから、憲法上、規範的に要請される。この面では子どもは憲法的価値を子供に注入する憲法教育を受ける教育客体である。一方、子ども個人は思想良心の自由・学習権の主体である。親も思想良心の自由を有するし、子供の学習権の充足を担保する教育権を有するし、親から信託を受けた教師も教育の自由を持つ。したがって憲法教育はこれらの自由・権利を尊重しながらなされるべきである⁽³⁵⁾。そうすると、子どもの主体性を軽視して、親・教員の教育の自由を尊重しないで憲法価値を国家が憲法教育という形態で権威的・一方的に組織的注入することは、学習権等を侵害するものであり許されない。子どもの主体性・自主性を尊重して、子どもがその価値を学習によって自主的に選択するように教育すべきである。⁽³⁶⁾

(2017.1.20受稿, 2017.3.13受理)

(34) 戸波「第一章 教育法の基礎概念の検討」54頁参照。

(35) 西原博史「思想・良心の自由と教育課程」日本教育法学会編『講座現代教育法1 教育法学の展開と二一世紀の展望』(三省堂, 2001年)226頁, 内野正幸「教育権から教育を受ける権利へ」ジュリエスト1222号(2002年5月)105—106頁参照。

(36) 村元宏行「第七章 主権者教育論の現在」176—178頁参照。

〔抄 録〕

平成27年6月の公職選挙法等の一部改正により、選挙年齢が「満20歳以上」から「満18歳以上に」に引き下げられた(平成28年6月19日施工)。これに伴い、施行後に初めて行われる国政選挙では参議院議員通常選挙から、選挙人名簿に登録されている「満18歳以上の者」の投票が可能となり、高校生等の若者に対する主権者教育の必要性が高まった。この主権者教育は、人権教育と密接な関係を持つから、本稿は人権教育をも含むより広い概念である憲法教育について論じたいと思う。

まずこの憲法教育は家庭における私教育において親の教育権によって他の価値教育と融合して行われる。次に公教育においておいても憲法教育がなされるが、それが憲法上規範的に要請されるかどうか検討し、その規範性を肯定する。そうすると憲法教育が子ども・親の内心の自由を侵害する恐れがあるので、その点で憲法教育の限界を検討する。これとの関連で、学習権の請求的側面で自由民主的な憲法教育を国に要求することを肯定すると、その反面として国家の憲法擁護のためのコントロール権が認められるので、その内容と限界について検討する。結びとして憲法の教育の規範的必要性を認めつつ、親・子どもの思想・良心の自由及び子どもの学習権・親の教育権との調整を図り、それらを侵害しないレベルの憲法教育が憲法上要請されると結論付ける。

〔論 説〕

『オープンイノベーションにおけるデザインシンキングの意義』

佐藤千里

はじめに

企業が成長しながら持続可能的に生き残るためには何が必要なのか。日本だけでなく世界中の企業がこの課題に挑戦し続けている。Survival & Sustainabilityと常に向き合い、企業を存続させる課題は時代の変遷と共に厳しさを増している。近年ではあらゆる企業が破壊的創造の存在を自覚し、自社の成熟されたコアコンピタンスが新たな市場参入者である破壊的創造者にコモディティ化される脅威を感じている。多くの企業がその脅威から逃れるために多様な施策を展開しており、自社が保持していない、もしくは必要としている技術やマーケットをM&AやTOBを繰り返しながら新たな力として蓄えている。

しかしながら、この施策には大きな落とし穴がある。それは企業内(自社)で開発・発見した技術・アイデア・プロトタイプなどのコンピタンスを基礎にして、最終的な市場まで自前で取り仕切ってしまうことにある。グローバル化されたInterconnected World(相互につながる世界)では、1社(自社単独)で上流から下流までを支配し、R&Dから販売までを管理する垂直統合モデルを維持したビジネスモデルを展開することは難しくなっている。このInterconnected World(相互につながる世界)では、フラット・コミュニケーション化、デジタル化、イノベーションのオープン化などが可視化でき、外部の知見をインバウンドに自社に吸収するだけでなく、自社の知見をアウトバウンドに外部と連携しながら価値創造を展開することが可能となっている。今までの自前主義的なクロズドイノベーションに取り組んでいく時代は終焉に向かっていくのかもしれない。

圧倒的なデジタル化の波が押し寄せる中で、ビジネスチャンスが急速に拡大し、社内知識よりも社外知識との融合がもたらす技術が急速に価値につながる新たなイノベーションプロセスに身を置く必要がある。この不確実な世界で欧米を中心として積極的に取組まれているオープンイノベーションでは、世界中に存在する素晴らしい知識や技術にAccess & Connectして、利害関係を越えた企業、研究機関、国家、そして市民(個人)からイノベーションを興している。この取り組みは企業の新たな価値創造に留まらない価値獲得へのイノベーションプロセスを構築できる。

オープンイノベーションにおいて、自社の知見をアウトバウンドしながら価値創造を展開する一つの方法にデザインシンキングが挙げられる。チームで問題を深く観察し、ブレインストーミングによるアイデア発想、プロトタイプを繰り返す手法である。自社内部の知見を外部と連携して価値創造につなげていくためには、デザインシンキングでの“ユーザー中心(User Centric)”での視点が重要となり、内部と外部の「知」を補完・融合させたプロトタイプを繰り返す作りだすことが価値獲得へのプロセスとなる。

本論文はこのような現状を踏まえて、オープンイノベーションにおけるデザインシンキ

ングの現状と課題について分析を行うものである。1章ではオープンイノベーションにおける世界の動向を分析し、2章においてデザインシンキングの現状と日本での取り組みについて事例を踏まえて説明することにした。

1章 オープンイノベーションにおける世界の動向

(1) オープンイノベーション

オープンイノベーションを提唱したヘンリー・チェスブロウ（以下、チェスブロウ）は著書「Open Innovation」の中で、「イノベーションのマネジメントはいかなる企業にとっても死活問題である。」⁽¹⁾としている。近年のイノベーションは大企業による企業内のR&Dによって推進されながら多くの成果を誕生させてきた。しかしながら、近年のインターネットに代表される技術革新により、競争がグローバル化して既存の産業構造が大きく変身していった。R&Dへの投資や期間が削られ、製品ライフサイクルが極端に短くなり、自社の開発技術者は情報に縛られた社内・社外への対応に翻弄されることになった。また、優秀な人材の流動性やフラット・コミュニケーションの活用から、魅力的な人材（人財）や特許・著作権などの資産を企業（自社）に引き付け、留めさせることが難しくなっていった。

不確実な世界において、単独企業が自社内部の資産に頼っていた閉ざされた環境下にあるクローズドイノベーションを興すことには限界があり、外部の魅力的な人材（人財）や知識が、自社内部の人材や知見と補完・融合される新たな方法が求められた。チェスブロウは、「オープンイノベーションは、企業内部と外部のアイデアを有機的に結合させ、価値を創造すること。」⁽²⁾と定義している。

(2) アメリカとヨーロッパで異なるオープンイノベーションへの取り組み

アメリカにおけるオープンイノベーションにおいて、主に民間企業により先導されている。多数の民間企業が研究機関との共同研究を推進しており、特に西海岸ではシリコンバレーを中心とした地域に多数の研究機関やベンチャー企業が集結している。この環境に大企業も参画しながら企業間や大学・研究機関との壁を取り外しながら近接性を維持することにより、イノベーションを促進させるシステムを整備している。

一方、ヨーロッパにおけるオープンイノベーションでは、主に欧州委員会（EC: European Commission）などの組織や国家主導で先導されている。アメリカンイノベーションの類似モデルではなく、ヨーロッパ独自の持続可能な社会を実現させるイノベーションモデルを構築・推進することを目的としており、システム化させることに取り組んでいる。ソーシャルイノベーションへの取り組みから、産学官だけでなく市民を含めたオープンイノベーションを推進している。

(1) 『OPEN INNOVATION ハーバード流イノベーション戦略のすべて』P.2

ヘンリー チェスブロウ（著）、大前恵一朗（翻訳）産業能率大学出版部

(2) 『OPEN INNOVATION ハーバード流イノベーション戦略のすべて』P.8

ヘンリー チェスブロウ（著）、大前恵一朗（翻訳）産業能率大学出版部

(3) 日本におけるオープンイノベーション

日本でもオープンイノベーションを先導・推進している企業・団体・組織が多く見受けられる。しかしながら、その多数が大企業を中心に新技術の青田買いを目的としたベンチャー企業支援が根強い。技術以外の分野におけるイノベーションが進んでいないことは産業技術総合開発機構 (NEDO) で認識されており、「オープンイノベーション白書初版 (2016年7月発行)」⁽³⁾では、

- ・従来型技術革新活動：「オープンイノベーション1.0」
- ・欧州型社会課題解決活動：「オープンイノベーション2.0」

上記と定めている。日本でのオープンイノベーションを“技術革新”に留めるのではなく、アメリカやヨーロッパのように様々な分野に適用することを提言している。

(4) オープンイノベーションを活用した新たなイノベーションプロセス

近年、オープンイノベーションについて多様に、そしてさまざまに概要やアプローチ手法が述べられているが、オープンイノベーションという概念はチェスブロウによるものだ。「オープンイノベーションとは、知識の流入と流出を自社の目的にかなうように利用して社内イノベーションを加速するとともに、イノベーションの社外活用を促進する市場を拡大することだ。」⁽⁴⁾と説明している。チェスブロウは、既存のイノベーションモデルを、「社内重視の垂直統合モデルの産業イノベーション」⁽⁵⁾として、新しいイノベーションモデルを、「十分に理解するためには、従来よりもずっと分散的なイノベーション環境でさまざまな人々が演じる役割を含め、社外重視の視点が必要なことははっきりしている。」⁽⁶⁾と解説している。

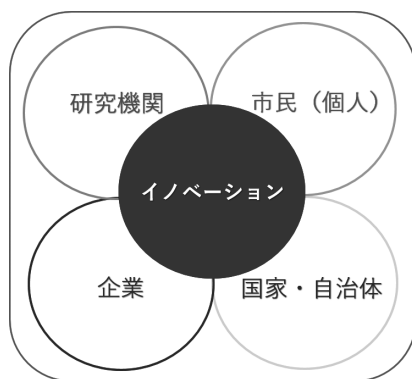
オープンイノベーション1.0では企業主導のもと、開発技術の向上や新規事業創造を目的とした企業間同士の関係性から実施されてきた。近年のオープンイノベーション2.0では、ドイツの研究機関であるフラウンホーファー (Fraunhofer) を代表とする欧州が主導し、社会ニーズにエコシステムを融合することにより、企業、大学、政府や自治体、そして市民 (個人) を含めたステークホルダーと多様な新しいイノベーションをつくりだしている。オープンイノベーション1.0ではハイテク産業での活用が多く報告されているが、近年のオープンイノベーション2.0では他産業からのオープンイノベーション事例も多く報告されるようになり、更なる発展の可能性が報告されている。⁽⁷⁾

- (3) 『オープンイノベーション白書 初版』オープンイノベーション協議会 (JOIC)
国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO) 2016 参照日時2016年12月17日
<http://www.nedo.go.jp/content/100790965.pdf>
- (4) 『オープンイノベーション 組織を越えたネットワークが成長を加速する』P.17
ヘンリー チェスブロウ (著), ウィム ヴァンハーベク (著), ジョエル ウエスト (著),
PRTM (監修), 長尾高弘 (翻訳) 英治出版
- (5) 『オープンイノベーション 組織を越えたネットワークが成長を加速する』P.30
ヘンリー チェスブロウ (著), ウィム ヴァンハーベク (著), ジョエル ウエスト (著),
PRTM (監修), 長尾高弘 (翻訳) 英治出版
- (6) 『オープンイノベーション 組織を越えたネットワークが成長を加速する』P.30
ヘンリー チェスブロウ (著), ウィム ヴァンハーベク (著), ジョエル ウエスト (著),
PRTM (監修), 長尾高弘 (翻訳) 英治出版
- (7) 『オープンイノベーション 組織を越えたネットワークが成長を加速する』

欧州委員会 (EC: European Commission) では、オープンイノベーション2.0における「Quadruple Helix Model」(クアドルプル ヘリックス モデル: 4重螺旋モデル)の重要性に着目して、ヨーロッパにおいて取り組むべき価値あるイノベーションプロセスとして紹介している。⁽⁸⁾これは従来の産学官連携による「Triple Helix Model」(トリプル ヘリックス モデル: 3重螺旋モデル)のオープンイノベーションモデルに“市民(個人)”を含めた「Quadruple Helix Model」(クアドルプル ヘリックス モデル: 4重螺旋モデル)としたソーシャルイノベーションを軸としたモデルであり、社会課題に市民(個人)の意見を取り込むことで、従来の経済的な課題解決だけではなく、社会の複雑な課題を提言・解決する革新的な共創・協創するコンセプトとなっている。(図1参照)

欧州委員会 (EC: European Commission) は従来のオープンイノベーションを、「全てのステークホルダーが含まれたシームレスな相互作用を構築し、イノベーションエコシステムでアイデアをあらゆる技術やコンテンツを複合させた新しい製品・サービス・システムを構築するヨーロッパイノベーションシステムだと予測する重要な構成」⁽⁹⁾と捉えており、欧州における可能性を模索していた。その中でオープンイノベーション2.0を、「変化に抗うのではなく包含することで、重要なチャレンジの解決を助けるイノベーションのための積極的なアプローチ」⁽¹⁰⁾としている。また、「Quadruple Helix Model」(クアドルプルヘリックス モデル: 4重螺旋モデル)について、「我々はプロセスでの政府や自治体、学術(大学)/研究(R&D)、ビジネスセクター、そして市民(個人)を含めたQuadruple Helix Innovation Model上に私たちの思考をベースにしている。このオープンイノベーションの

図1: 欧州における「Quadruple Helix Model」(クアドルプル ヘリックス モデル: 4重螺旋モデル)



ヘンリー チェスブロウ (著), ウィム ヴァンハーベク (著), ジョエル ウエスト (著), PRTM (監修), 長尾高弘 (翻訳) 英治出版

(8) European Commission / Open Innovation 2.0 参照日時2016年12月17日
<https://ec.europa.eu/digital-single-market/open-innovation-20>

(9) European Commission / Open Innovation 2.0 参照日時2016年12月17日
<https://ec.europa.eu/digital-single-market/open-innovation-20>

(10) European Commission / Open Innovation 2.0 参照日時2016年12月17日
<https://ec.europa.eu/digital-single-market/open-innovation-20>

新たなジェネレーションはヨーロッパで力強い経済のインパクトと最適なユーザーエクスペリエンスを導く⁽¹¹⁾としており、オープンイノベーション 2.0を進める上で、「オープンイノベーション 2.0は政府、産業、アカデミック、市民（個人）が、独自でしてきた範囲をはるかに超えて未来を共創し構造改革を描くために、共に働いていく Quadruple Helix Modelをベースとした新たなパラダイムである。このモデルの包含も現実世界の設定で、実験とプロトタイプをリードするアイデアのクロスファシリテーション（相互理解）のフルアドバンテージが取れるユーザー志向のイノベーションモデルである。我々は、調和したコラボレーション、共創した共通価値、洗練されたイノベーションエコシステム、解放された急成長するテクノロジー、そして並外れた急速な適用作用の本質について議論している。イノベーションは少数による技巧習得よりも、多数によって練習を積む訓練ができると信じている。」⁽¹²⁾としている。

このように欧州での新たなイノベーションプロセスとなっているオープンイノベーション2.0の実例として、イタリア トリノ市に見る Torino Smart Innovationが挙げられる。自治体や企業、デジタル、そして教育に大きな投資を加え、欧州で2番目のイノベティブな街という評価を得ている⁽¹³⁾。以下でイタリア トリノ市が取り組んだ TORINO SMART INNOVATION (Open Innovation 2.0)を紹介する。

(5) オープンイノベーション事例：TORINO SMART INNOVATION⁽¹⁴⁾

欧州では「Quadruple Helix Model」（クアドルプル ヘリックス モデル：4重螺旋モデル）をベースとしたオープンイノベーション2.0への積極的な取り組みが進められている。

トリノ市はイタリア最初の首都であり、19世紀にはイタリアの産業を牽引するエンジンとして栄えていた都市であった。しかしながら、近年では産業が衰退しており新たな政策を必要としていた。この時にトリノ市では今までの1企業（One Company）の誘致ではなく、デザイン、IT、高度教育、そして文化といったイノベーションの中核地を目指したスマートシティ構想へと大きな舵を取ることになる。この施行からトリノ市は大きな成果を上げることができ、欧州でも有数な Smart Innovation City となっている。

トリノ市では2012年に TSI（Torino Social Innovation）というエコシステムを構築し、そのプラットフォーム（multi-stakeholder platform）には現在40の個人・組織が在籍している。自治体、企業、地場産業でのイノベーションプロセスをサポートして後押しする政策を実施している。また、FaciliTOという組織ではトリノ市が社会ニーズや課題を解決するような起業家案件を技術面・財務面でサポートしており、そのプラットフォームに在籍する自治体、企業、地場産業のイノベーションプロセスを支援している。その成果として2016年時点で255のプロジェクトが立ち上がり、そのうち69のプロジェクトが育成段階にある。

(11) European Commission / Open Innovation 2.0 参照日時2016年12月17日
<https://ec.europa.eu/digital-single-market/open-innovation-20>

(12) European Commission / Open Innovation 2.0 参照日時2016年12月17日
<https://ec.europa.eu/digital-single-market/open-innovation-20>

(13) European Commission / The European Capital Award – iCapital 参照日時2016年12月17日
http://ec.europa.eu/research/innovation-union/index_en.cfm?section=icapital

(14) TORINO SMART CITY 参照日時2016年12月17日
http://www.nia.or.th/asialics2016/download/keynote_presentation/6_Marco_asialics_2016.pdf

そして45のプロジェクトが資金調達に成功するという素晴らしい結果となっている。

2016年にはコミュニティが集うINCET (Innovation Center Torino) が設置され、「このエコシステムの目的はオープンイノベーション・アプローチでシステム化した適用から、トリノ市のローカルイノベーションを加速させることにある。」「アイデアを生み、企業をサポートして成長させ、国際化とネットワークを開発することにある。」⁽¹⁵⁾としている。また、INCETは地方公共団体と9つの民間団体との官民パートナーシップを結び、互いを補完・融合するネットワークを備えている。

このようにトリノ市はソーシャルイノベーションプロセスにオープンイノベーション2.0の方法論を適用しながら新たなイノベーション (TORINO SMART INNOVATION) を促進した。「Quadruple Helix Model」(クアドルプル ヘリック スモデル：4重螺旋モデル) をベースに取り組んだ素晴らしい成果となり、INCET (Innovation Center Torino) は魅力的なステークホルダーとなる研究機関、産業、自治体、市民社会との繋がりから、イノベーションを推進しながら多様な有識者と連動したco-creation (共創/協創) されたInterconnected World (相互につながる世界) を描いている。

(6) オープンイノベーション2.0をデザインする

欧州を中心とした新たなイノベーションへの取り組みでは、オープンイノベーション1.0から「Quadruple Helix Model」(クアドルプル ヘリック スモデル：4重螺旋モデル) をベースとしたオープンイノベーション2.0へシフトする企業が増加している。

今までのオープンイノベーション1.0では、企業間同士による利害関係を満たす企業主体 (One Company Centric) でのイノベーションを創造する取り組みを展開していた。しかしながら、オープンイノベーション2.0では、欧州が実施しているように課題を抱える個人 / ユーザーを軸とした社会ニーズに目を向けることにより、ユーザー主体 (User centric) でのイノベーションを共創する取り組みへと変革が始まっている。欧州委員会 (EC: European Commission) では、オープンイノベーション2.0におけるQuadruple Helix Modelの重要性を解説し、取り組むべき価値あるイノベーションプロセスとしてヨーロッパにおける貴重なアプローチ方法だと紹介していた。⁽¹⁶⁾ トリノ市でのTSI (Torino Social Innovation) の事例ではオープンイノベーション2.0がもたらす大きな可能性を実証したと言える。また、HAAS SCHOOL OF BUSINESS, UC Berkeleyとフラウンホーファー (Fraunhofer) により発表された「Executive Survey on Open Innovation 2013」⁽¹⁷⁾ では、125社を対象とした調査から、企業が取り組むインバウンド / アウトバウンドの成果や課題を紹介している。オープンイノベーションでの取り組みから成果を実感するためには、2.5年以上のオープンイノベーション⁽¹⁸⁾での共創経験を有し、安定した取り組みになるた

(15) TORINO SMART CITY P.23 参照日時2016年12月17日

http://www.nia.or.th/asialics2016/download/keynote_presentation/6_Marco_asialics_2016.pdf

(16) European Commission / Open Innovation 2.0 参照日時2016年12月17日

<https://ec.europa.eu/digital-single-market/open-innovation-20>

(17) Fraunhofer / Survey Report | 『MANAGING OPEN INNOVATION IN LARGE FIRMS』

Executive Survey on Open Innovation 2013, 参照日時2016年12月17日

https://www.iao.fraunhofer.de/images/iao-news/studie_managing_open-innovation.pdf

(18) Fraunhofer / Survey Report | 『MANAGING OPEN INNOVATION IN LARGE FIRMS』

めの熟成期間を根気よく継続させる必要性を読み取る事ができる。

このようにオープンイノベーションを取り巻く環境は次第に力をつけ、アメリカ、ヨーロッパに留まらず、次第にアジア、そして日本といった各地域・国家を巻き込んだ一大ムーブメントとなり、巨大なネットワークとなり始めている。

オープンイノベーションでは、企業間に留まらず、各地域・国家とつながり合う Interconnected World (相互につながる世界) に身を置く必要がある。従来のオープンイノベーション 1.0 では、外部の知見を内部で活用する為、自社のコミュニケーションスタイルで外部知見を吸収できる独自の企業文化で成立していた。しかしながら、自社の知見をアウトバウンドに外部と連携しながら価値創造するオープンイノベーション 2.0 では、自社目線となる独自の企業文化コミュニケーションで得られる成果には限界がある。

グローバル化された市場で、異なる企業文化、政府・自治体や研究機関、そして市民(個人)とのコミュニケーションを図ることが必要となるオープンイノベーション 2.0 において、自社目線から脱却したユーザー目線でのイノベーションをどのように“デザイン(Design)”するかが、これからの企業の大きな課題となり始めている。

2章 デザインシンキングの現状と日本での取り組み

(1) 世界が求める新たな問題解決手法：デザインシンキング

世界が注目している問題解決手法がある。それがデザインシンキングだ。問題を深く観察し、ブレインストーミング(ブレインライティング)によるアイデア発想、プロトタイプを繰り返す手法だ。もとはアメリカのデザインコンサルティングファームである IDEO によって提唱された問題解決手法であり、スタンフォード大学 d.school でも実施されている方法論でもある。

現在ではアメリカだけでなく、グローバルにデザインシンキングに取り組む国家や企業が増えている。その中でも、欧州でのフューチャーセンターを中心としたデザインシンキングの活用や、シンガポールのようにデザインシンキングを国家戦略として推進する取り組みが進んでいる。“Design Thinking”を国家戦略として取り入れながら、企業、研究機関、教育機関における“Design Innovation”は既に多くの実績を国内外に提供している。

世界中で取組まれているデザインシンキングでは WHY (動機) → HOW (アイデア) → WHAT (モノ) の流れの明確化を重視している。WHAT (モノ) ができた後につくった理由を考えるのではなく、初期段階から WHY (動機) となる社会ニーズに共感し、HOW (アイデア) をしぼり出した WHAT (モノ) となる製品・サービス・システムをマーケットに提供する取り組みを重視している。確固たるビジョンが描ける (Design) 能力や問題・課題解決手法に目を向けているのだ。(図2参照)

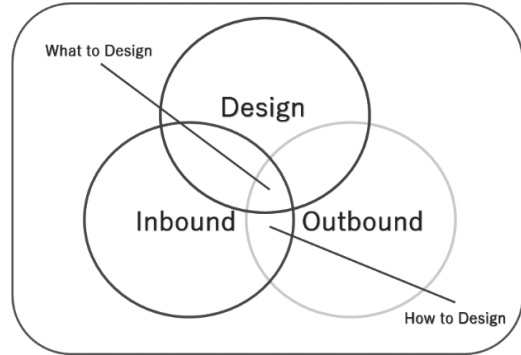
図2：デザインシンキング

Step 1) How to Design (Design Doing)

どのように“Designすれば良いのか？”この場合のデザインとは、“未来”や“コミュニケーション”、“課題解決”などを描く様々なアイデアが発想できる。

Step 2) What to Design (Design Thinking)

何を“Design”するのか？それは課題解決した成果を“モノ”として実践する機会となる。Design Thinkingでは今までに経験したことがない取り組みとして、自社内部のフレームワーク（今までの経験や思考のクセ）を飛び越える新たな手法となる。



(2) オープンイノベーション環境でデザインシンキングに取り組む意義

デザインシンキングを活用することは従来の自社内部知に留まることなく、外部知への Access & Connect を容易にすることができる。オープンイノベーションにおけるデザインシンキングの取り組みでは、R&Dやデザインという上流層での新しい付加価値創造に注力し、市場における高付加価値な製品・サービス・システムを目指すことが可能となる。国家や自治体、企業や研究機関・大学、そして市民（個人）が共にチームとなり、ユーザー視点・ユーザー経験を中心としたデザインシンキングでのアプローチを積極的に推し進めることで、ビジネスやR&D、教育、人材育成においても、デザインシンキングの手法から多様な成功体験が得られる環境を享受することができる。

(3) オープンイノベーション環境でのデザインシンキングの効果

オープンイノベーション環境からデザインシンキングに取り組みながらイノベーションを興そうとすると、従来からの垂直統合組織、ビジネスモデル、世代間コミュニケーション、人材（人財）育成が多く目のイノベーションへの阻害要因となることがある。

- ・企業が求めている新技術やイノベーションをインバウンドで進めるにあたり、自社の現場で仕事を始めた際に期待させるスキルと実際のスキルに大きなギャップを抱えている。
- ・自社インバウンドでの取り組みでは専門性が現場で活かせない状況にあり、その状況を打開するためにアウトバウンドでの外部との連携が必要となる。
- ・欧米やシンガポールではデザインシンキングでの取り組みを積極的に推進しており、その実績から優秀な人材を多く輩出している。国内に留まらず国外にも魅力的な人材を輸出し、オープンイノベーション上でのアウトバウンドなフラット・コミュニケーションから更なるフィードバックを得て、社会ニーズとのギャップを埋める取り組みが必要となる。
- ・研修などの感性から得られるアイデアを生む能力は必要であるが（理論学習）、それを開花させる実戦でのプロトタイプは更に重要となる（体験学習）。理論の場だけでなく、体験・実施できる場が魅力的な人材育成には必要となる。

上記の課題解決がオープンイノベーションを活発に推進するエンジンとなる。デザインシンキングはオープンイノベーション上の一つのアプローチ手法として、インバウンド(内部)とアウトバウンド(外部)の「知」と「知」をつなぐ大切な架け橋になる。

オープンイノベーション環境で、グループ形式でのデザインシンキングを取り入れることで、一方通行の理論習得型学習だけでなく、自分で考え行動する体験実施型学習に取り組むことができる。一つの課題にとらわれず、自由にアイデア交換ができる仕掛けを準備することで、内部 / 外部が連携しながら共に取り組める環境を提供することが可能となる。

理論を実施した後は、体験実施型学習をフォローし、デザインシンキングでのプロトタイプ(成果物)へのフィードバックを与える。リーン・スタートアップ方式でのデザインシンキングでは、数回同じサイクルを繰り返して、社内 / 社外のフィードバックから精度の高いプロトタイプ(成果物)を提供する。

オープンイノベーションにデザインシンキングを活用する企業は、デザインやテクノロジー、イノベーションを自由に扱える社員を世の中に送り出すことができ、社会ニーズに共感してもらえ実用性のあるアイデアを世の中に送り出すことが可能となる。

デザインプロセスとしては、オープンイノベーション環境におけるデザインシンキングに、社員が取り組む全ての理論と体験を集約させる必要がある。

- ▶ 基礎学習など、あらゆる理論を学ぶ(自社内部知と外部知の補完作用)
- ▶ 構想からプロトタイプまで、全てのバリューチェーンに関するあらゆるデザイン体験をさせる(グループでの自社内部と外部の融合作用・プロトタイプ作成)
- ▶ 理論と体験の両方を社員に提供(リーン・スタートアップ方式でのデザインシンキング)

このようにオープンイノベーションにおけるデザインシンキングの活用が有意義な効率・効果・生産性を与える事例として、鳥取県鳥取市初の中高一貫校となる青翔開智中学校高等学校を紹介する。革新的な教育プログラムから国内外から高い評価を得ている中高一貫校である。

(4) 青翔開智中学校高等学校：地域社会に活かすデザインシンキング

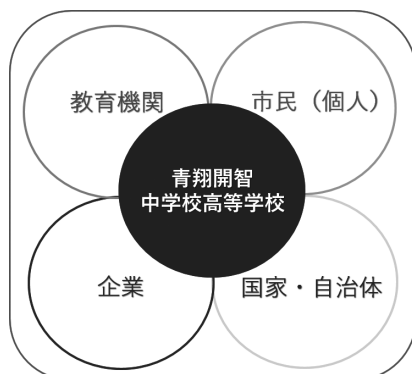
4-1) 青翔開智中学校高等学校

2014年4月、鳥取県鳥取市に開校した鳥取県で3校目(東部地区では初)の中高一貫校。建学の精神に「探究」「共成」「飛躍」をかけた、探究心を磨き、考える力、共に成長する力、明確なビジョンのもと将来へ飛躍する力をもった生徒の育成を目指している。

4-2) オープンイノベーションとデザインシンキングへの取り組み

青翔開智中学校高等学校では、生徒の探究心、表現力、協調力、そして理論習得だけでない現場での体験が、これからの生徒には必要になると考えている。青翔開智中学校高等学校の生徒一人一人の視点や気づきを含めたオープンイノベーションを活用したデザインシンキングでの問題解決手法から、自治体、企業、教育機関、そして市民(個人)とのデザインシンキングを活用した課題解決の議論を展開している。(図3参照)

図3：鳥取県鳥取市における青翔開智中学校高等学校のオープンイノベーションモデル



青翔開智中学校高等学校版「Quadruple Helix Model」(クアドルブルヘリックスモデル：4重螺旋モデル)

4-3) デザインへの取り組み

青翔開智中学校高等学校では教育プログラムとしてデザインシンキングを積極的に活用しており、地域産業や社会、アントレプレナーシップを見据えた5段階のオープンイノベーション環境でのデザインシンキングの展開・浸透を目指している。

共感・理解

毎年4月に新入生(中学1年生、高校1年生)を対象としたデザインシンキングプログラムを実施している。2日間のプログラムからデザインシンキングに取り組んでもらい、目先に見える“課題改善”ではない、未来の“課題解決”に取り組んでもらう。新入生同士が提示された身近な課題に取り組み、社会ニーズや仲間の声に共感しながら理解していく経験を楽しみながらデザインシンキングにふれている。

年間5回程度、外部との連携プログラムを生徒に提供している。多くの有識者を青翔開智中学校高等学校に招き、世界や社会での動向を理解するためのプログラムを実施している。外部講師を受け入れながら常にデザインシンキングでモノコトを考える思考行動のサイクルを実践している。既に生徒140名程度がデザインシンキングを体感しており、青翔開智中学校高等学校でのデザインシンキングの認知度はかなり高いものとなっている。

適用・創造

デザインシンキングの知識を持つ生徒や教員、関係者が増えてきたのを受け、適用段階として、2016年4月から地元企業と連携した取り組みを進めている。フィールドワークとして現場へ出向き、中学2年生8グループでの課題解決プログラムを進捗している。生徒は“User Centric”を中心としたアプローチを心掛け、行動観察と洞察を楽しみながら社会ニーズを見つける作業をしていく。又、本来生徒には共感や深い理解を求めることが重要となるが、青翔開智中学校高等学校では“人の為に”、“仲間の為に”という身近な喜びに目を向けてもらい、デザインシンキングで取り組む過程を楽しみながらオープンイノベーションでの教育機関の視点や生徒の感性で進めてもらうカリキュラム構成としている。

このような取り組みは地元企業からも高い評価を受けている。生徒のプレゼンテーションではソーシャルイノベーションを望む積極的な社会課題解決提案を受けて、斬新なアイデアや若年層独自の視点を評価頂いている。自治体や教育機関、企業担当者や市民（個人）からの声は、生徒に有意義なフィードバックを与えるだけでなく、新たなアイデアを創造する好循環を提供している。

このような好循環を生む取り組みは生徒だけのメリットではなく、産学官と市民（個人）にも多様な価値を提供している。生徒が導き出した斬新な視点は、組織が生み出すアイデアとは一線を画して魅力的だ。この魅力的な課題解決提案は産学官に従事する凝り固まった常識から、一時的にはあるが解放してくれる効果がある。生徒がジェネリックスキル（Generic Skill：何かと何かをつなぎ合わせる力）で導き出した社会課題解決提案を、産学官の担当者と市民（個人）が“ユーザー主体（User Centric）”の視点から自身をイノベーター（Innovator）として、一個人として社会変革に貢献することも可能だ。

このようなオープンイノベーション環境でデザインシンキングを活用する青翔開智中学校高等学校は特別な存在となっている。青翔開智中学校高等学校では、デザインシンキングで導き出されたプロトタイプを社会問題解決策として地域社会に反映してもらう取り組みも進めている。地元企業と連携をして“デザインシンキングで地元企業へ新規事業提案”，また，“探究×アントレプレナーシップで未来の企業家を育てる”といったプログラムを進めている。青翔開智中学校高等学校では、オープンイノベーションにデザインシンキングを活用することにより、教育機関としての目線と生徒個人（市民）としての視点から地域社会へのソーシャルイノベーションに貢献している。

伝達

デザインシンキングの取り組みは日々の勉強にも活かされており、理論学習＋体験学習の実践といった学問の枠を超えた学びも一緒に実現できている。企業との勉強会や探究学習の成果を発表する場でも多くの問題提起や解決案を提供している。生徒からの問題提起や問題解決案は、それを聞く企業や自治体、教育機関や市民（個人）にも気付きを与え、地域課題として率先して問題解決に取り組む意識を提供している。この好循環はオープンイノベーションとデザインシンキングに取り組む生徒、産学官担当者と市民（個人）が共に取り組む素晴らしい機会となり、持続可能な発展への足掛かりとなっている。

上記のように青翔開智中学校高等学校では、生徒が社会課題を持つ自治体、企業、教育機関、市民（個人）とつながることで、従来では考えもつかなかった視点やアイデアを提供している。外部の知見となる青翔開智中学校高等学校を補完・融合することで、自治体、企業、教育機関、市民（個人）にとっての「Quadruple Helix Model」（クアドルプルヘリックスモデル：4重螺旋モデル）をベースとしたオープンイノベーション2.0が展開しているのだ。産学官と市民（個人）にとって、デザインシンキングから導かれるアイデアや閃きは相互間での化学反応への導火線であり、青翔開智中学校高等学校の生徒が火付け役となっている。

最近では青翔開智中学校高等学校の斬新な教育プログラムに興味を持つ県市町村や教育委員会、そして国内外企業からの視察を受け入れている。今までの鳥取市への来訪者層

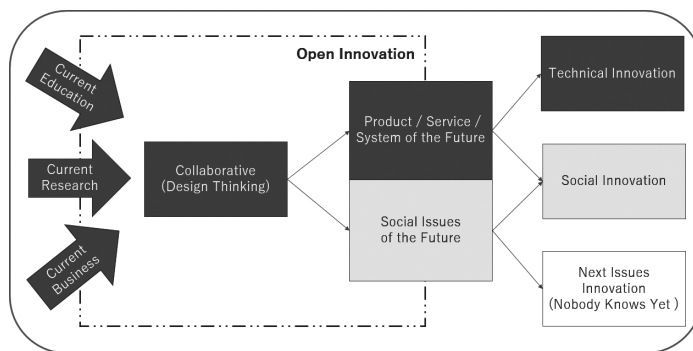
とは異なる教育機関や企業からの視察団が多くなっており、メディアへの掲載により青翔開智中学校高等学校のオープンイノベーションを活用したデザインシンキングの斬新な取り組みは県市内に留まらず国内外にも広まっている。青翔開智中学校高等学校がオープンイノベーションの中心となり、産学官担当者と市民（個人）にソーシャルイノベーションとなる社会課題を提言する環境は次第に国内外でも注目を集めている。このような面でもオープンイノベーション環境でデザインシンキングに取り組む青翔開智中学校高等学校が、鳥取市における教育を中心とした観光インバウンドに貢献していることが分かる。（図4参照）

結論：日本独自のオープンイノベーションモデルとデザインプロセス

世界で取組まれているオープンイノベーションの進化の速度は留まることを知らない。従来のオープンイノベーション1.0では自社が保持していない、また必要としている技術やマーケットをM&AやTOBを繰り返しながら新たな力として蓄えてきた。一方、欧州でのイノベーション2.0では「Quadruple Helix Model」（クアドルプル ヘリック スモデル：4重螺旋モデル）での市民（個人）を含めた新たなアプローチ手法からイノベーションを興そうとしていた。世界がInterconnected World（相互につながる世界）となる中で、日本でのオープンイノベーションへの取り組みにも早急な変革が求められる。鳥取県鳥取市にある青翔開智中学校高等学校でも実践しているように、欧州が進めているオープンイノベーション2.0には日本が取り組むべき多くのヒントがあるようだ。

「Quadruple Helix Model」（クアドルプル ヘリック スモデル：4重螺旋モデル）をベースとしたオープンイノベーション2.0では、市民（個人）が「Triple Helix Model」（トリプル ヘリック スモデル：3重螺旋モデル）に関わりながら社会課題に取り込むことで、従来の経済面だけではない、社会の複雑な課題を解決する革新的な共創・協創するシステムとなった。このイノベーションプロセスをつなげる役割として火付け役となるカタリスト（Catalyst）の存在が重要となる。最初に社会課題となるイノベーションにAccess & Connectするのは産学官や市民（個人）ではなく、先行してその社会ニーズに共感しているカタリスト（Catalyst）なのだ。カタリスト（Catalyst）とは、イノベーター、創造者、

図4：青翔開智中学校高等学校の生徒が導くオープンイノベーションモデル

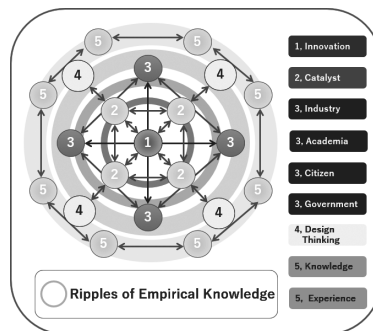


「知」と「知」（「知」と「智」）の中継者であり、そして企業や組織に属していても一人の個人として知識と経験（Knowledge & Experience）を外部に提供できる人材を指している。イノベーションに Access & Connect したカタリスト（Catalyst）は、産学官と市民（個人）とつながり、一緒になり活動する第5の存在となる。「Quadruple Helix Model」（クアドルプル ヘリックスモデル：4重螺旋モデル）のオープンイノベーションモデルにカタリスト（Catalyst）を包含することで、産学官と市民（個人）は知識と経験（Knowledge & Experience）にふれながら、波紋のように伝播するシステムから安定したイノベーションプロセスを享受することができる。

オープンイノベーションでの意思疎通はデザインシンキングからのコミュニケーションにより発想を共有し、作成したプロトタイプに知識と経験（Knowledge & Experience）を補完・融合した高付加価値な製品・サービス・システムを生み出すことが可能となる。あくまでもカタリスト（Catalyst）がデザインシンキングを取りまとめ、内部と外部の知見を補完・融合する手助けをおこなうことになる。波紋のように流れた波は、見えないフレーム（反発や課題）にあたり戻ってくる。その反復された波紋の反発（知識のフィードバック、産学官と市民とのデザインシンキングからの改善、カタリストからの再編成、イノベーションプロセスのブラッシュアップ等）は、更なる高度なイノベーションに近づくことを可能にする。「Quadruple Helix Model」（クアドルプル ヘリックスモデル：4重螺旋モデル）に化学反応を提供するカタリスト（Catalyst）を含めた新たなイノベーションモデルは、「Ripples of Empirical Knowledge」（経験知の波紋）を何度も繰り返すことになる。この自然な波紋の揺れが日本における新たなイノベーションを無理なく推進するオープンイノベーションモデルになると考察する。（図5参照）

オープンイノベーションを効果的に活用するには、デザインプロセスのステップが有効となる。Step1では定量的に自社目線での顧客経験・行動観察・エスノグラフィックアプローチから自社内部のイノベーション関心領域を見極め、Step2でのオープンイノベーションの場では定性的に実現可能性は考慮せずに、自社内部と外部の「知」と「知」をつなげていく。互いが自社内部の目線から離れたユーザー目線から刺激し合い、簡単な低次のデザインシンキングに取り組むことで既存のフレームワークでは達成できない社会ニーズの存在に目を向けることができる。Step3ではオープンイノベーションから誕生した社会

図5：カタリスト（Catalyst）を含めた新たなオープンイノベーションモデル



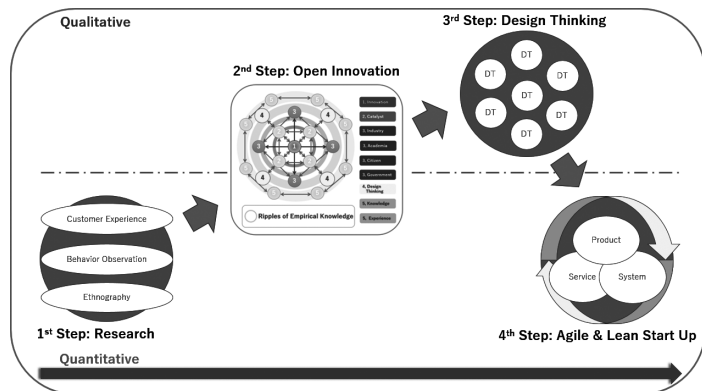
「Ripples of Empirical Knowledge（経験知の波紋）」の反復

ニーズを、高度な付加価値として提供する製品・サービス・システムを生み出す高次なデザインシンキングに取り組む。高次なデザインシンキングでは、身の回りの問題解決(改善)ではなく、従来の価値観では収まらない新たな価値を創造する。Step4では定量的に実現可能性も考慮して、アジャイル & リーン・スタートアップから、デザインシンキングから誕生したプロトタイプに新たな知識と経験(Knowledge & Experience)を補完・融合しながら、早いサイクルで社会ニーズに共感できる高付加価値な製品・サービス・システムをつくりだす。(図6参照)

このように企業(自社)のイノベーション関心領域の選定, 企業(自社)内部と外部をつなげる環境, 相互に知識と経験を補完・融合し合える環境の3つが, これからの社会ニーズを満たすイノベーションを興す礎となる。企業がオープンイノベーションから外部の知見をインバウンドに自社に吸収するだけでなく, 自社の知見をアウトバウンドに外部と連携しながら価値創造を展開することを望むのであれば, デザインシンキングでの発想やプロトタイプは有効な施策となるはずだ。これから始まる日本のオープンイノベーションモデルから, 世界を驚かせる新たなイノベーションを興すことを期待したい。

以上

図6：デザインプロセス・ステップ



Design Process Step)

1ST, Research (Internal : Inbound)

2nd, Open Innovation (Internal & External : Outbound)

3rd, Design Thinking (Internal & External : Outbound)

4th, Agile & Lean Start Up (Internal & External : Outbound)

参考文献

- ・『OPEN INNOVATION ハーバード流イノベーション戦略のすべて』
ヘンリー チェスブロウ (著), 大前恵一郎 (翻訳) 産業能率大学出版部
- ・『オープンイノベーション 組織を越えたネットワークが成長を加速する』
ヘンリー チェスブロウ (著), ウィム ヴァンハーベク (著), ジョエル ウエスト (著),
PRTM (監修), 長尾高弘 (翻訳) 英治出版
- ・『オープンイノベーション白書 初版』オープンイノベーション協議会 (JOIC)
国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO) 2016
<http://www.nedo.go.jp/content/100790965.pdf>
- ・Open Innovation Community 参照日時 2016年12月17日
<http://openinnovation.net/>
- ・TORINO SOCIAL INNOVATION CITY 参照日時 2016年12月17日
http://www.nia.or.th/asialics2016/download/keynote_presentation/6_Marco_asialics_2016.pdf
- ・The Manila Times Website / City Innovation – lessons from Torino 参照日時 2016年
12月17日
<http://www.manilatimes.net/city-innovation-lessons-torino/295344/>
- ・TSI (Torino Social Innovation) 参照日時 2016年12月17日
<http://www.torinosocialinnovation.it/english/>
- ・European Commission / The European Capital Award – iCapital 参照日時 2016年12
月17日
http://ec.europa.eu/research/innovation-union/index_en.cfm?section=icapital
- ・European Commission / Open Innovation 2.0 参照日時 2016年12月17日
<https://ec.europa.eu/digital-single-market/open-innovation-20>
(2017.1.18 受稿, 2017.2.7 受理)

[抄 録]

欧米を中心に積極的に取組まれているオープンイノベーションでは、世界中に存在する素晴らしい知識や技術に Access & Connect して、利害関係を越えた企業、研究機関、国家、そして市民（個人）からイノベーションを興している。この取り組みは企業の新たな価値創造に留まらない価値獲得へのイノベーションプロセスを構築できる。

オープンイノベーションにおいて、自社の知見をアウトバウンドしながら価値創造を展開する一つの方法にデザインシンキングが挙げられる。チームで問題を深く観察し、プレインストーミングによるアイデア発想、プロトタイプを繰り返す手法である。自社内部の知見を外部と連携して価値創造につなげていくためには、デザインシンキングでの“ユーザー中心 (User Centric)”の視点が重要となり、内部と外部の「知」を補完・融合させたプロトタイプを繰り返しつくりだすことが価値獲得へのプロセスとなる。

本論文はこのような現状を踏まえて、オープンイノベーションにおけるデザインシンキングの現状と課題について分析を行うものである。1章ではオープンイノベーションにおける世界の動向を分析し、2章においてデザインシンキングの現状と日本での取り組みについて事例を踏まえて説明する。

—Abstract—

Open Innovation is an important innovation process for the positive approach. Therefore, Company must use the Open Innovation process as soon as possible. And Design Thinking also will be able to change the current business style with Open Innovation process & model. European Open Innovation model (Open Innovation 2.0) is using a Quadruple Helix Model with Open Innovation. I believe Japan Open Innovation should make the similar style with Design Thinking. Japan Company will be able to access and connect the external knowledge & experience from the Interconnected World.

わが国の固定資産税制度に関する研究*

白 木 智 昭

目次

1. はじめに
2. 本論文におけるアプローチ及び前提とする制度・概念
 - (1) 本論文におけるアプローチ
 - (2) 本論文において前提とする制度・概念
3. わが国の固定資産税制度の特徴と課題
 - (1) わが国の固定資産税制度の特徴
 - (2) わが国の固定資産税制度の課題
4. 固定資産税制度の改革に向けた検討
5. おわりに

1. はじめに

地方自治体を一国が分割された地域的な「クラブ」としてみれば、地方税の課税根拠として、行政区画における属地性に着目することは妥当であろう。

住民は居住・就労する地域、あるいは所有資産の所在地において、それぞれ地方公共サービスを享受していることから、地方税制度は所得課税と資産課税が中心になると考えられる。事実わが国においても、住民税（所得課税）と固定資産税（資産課税）は地方基幹税として位置付けられてきた。

しかし、近年わが国では地方圏を中心に地価の下落が続いており、それに伴い固定資産税の税収が減少傾向にあることから、その地位を他の税に譲りつつあるとの見方がある。

そこで本論文では、改めて固定資産税の役割を見直すことを目的として、現状のわが国の地方税制度を念頭に置きながら、地方基幹税としての固定資産税のあり方について検討してみたい。

まず2節では、本論文におけるアプローチを明示するとともに、前提とする制度及び概念を整理する。

続いて3節では、資産課税としての固定資産税の特徴を検討した上で、わが国の固定資産税の特徴とその課題を整理する。

4節では、わが国の固定資産税制度の課題である、負担の地域間格差を解消するための方策を試論として検討する。

* 本論文は、白木(2011)及び白木(2014)をもとに加筆・修正を行ったものである。

2. 本論文におけるアプローチ及び前提とする制度・概念

本論文の議論を明確にするため、以下のような前提を置くこととする。

(1) 本論文におけるアプローチ

毎年度、税制改正の時期を迎えると、景気振興や企業の税負担を軽減する観点から、法人税の減税や固定資産税の見直し等に関心が集まる。

最近の景気回復傾向を反映して、経済低迷の象徴とされてきた地価は、雇用、生産といった各種指標とともに大都市圏では好転しているが、地方圏では下げ止まりつつあるものの依然として低迷している。

景気回復の遅れに加えて、法人税や固定資産税の実効税率が高止まりしていることがその原因であるとの指摘があり、税制改正の議論においても話題となっている。

現に、経済同友会(2016)は法人税の実効税率の25%以下への引き下げ、日本経済団体連合会(2016)は固定資産税の見直し(償却資産の除外)など、財界からは企業税制の見直しについて提言が行われている。

わが国の地方基幹税である固定資産税に関しては、これまで土地税制と地価との関係を中心に議論が行われてきた。

林(2004)は、行政サービスの利益が土地の収益性を向上させ地価に反映される効果を有している点に着目し、大阪府下の地方自治体について検証したところ、固定資産税は応益課税の条件を満たしているとの指摘している。

小池(2007)は、地方税制度について、個人住民税均等割の課税強化、個人住民税所得割の比例税率導入、法人事業税の外形標準課税の導入など、応益性を高める方向で見直しを図られてきたが、依然として地方税源が偏在している点を問題としてあげている。

例えば、資産評価システム研究センター(2015)は、わが国の固定資産税の課題として負担水準の地域間格差をあげ、その是正を提言している。

土地税制の改革について八田(2002)は、固定資産税の評価額を引き上げると同時に税率を引き下げること、地価下落に歯止めをかけ大都市圏への集積を加速すべきであったと指摘している。

一方、前田(2016)は、地価下落が続くなかで土地に係る負担水準の均衡化が進んでいることから、人口減少が進行するわが国の地方圏において、固定資産税を機能させるように地方税制度の改革を提言している。

その観点から、前田(2005)、小泉(2013)は、アメリカの財産税(わが国の固定資産税に相当)を例として、当該資産の市場価格に対する評価割合をその用途に応じて変える「用途別分類課税制度」の効果を紹介している。

このように、わが国の固定資産税は、地方基幹税として機能していると評価されるものの、負担水準など、制度上の課題を有しているものと考えられる。

そこで本論文では、わが国の地方基幹税である固定資産税について、現状とその課題を踏まえながら、税務行政の詳細やわが国の地方税制度を包括的に議論するのではなく、「資産課税」の観点から固定資産税制度を捉え直すことを通じて、一つの「試論」として、わが

国の固定資産税制度のあり方について論じてみたい。⁽¹⁾

(2) 本論文において前提とする制度・概念

① 地方自治体について

本論文では、固定資産税を検討するにあたって、より一般化した議論を行うため、実際の地方自治体である都道府県、市町村といった行政的な階層や区分を意識せず、単に「都市」として検討を行う。

ここで想定する地方自治体(都市)は、一定の地域(土地)を有した行政区画として存立している。したがって、ある時点における地方自治体の数(都市数)と同じだけの地域に、国土が区画されることになる。

② 都市について

本論文では、都市に大・中・小といった規模によるカテゴリーを設け、それぞれが特質を有していると想定する。

例えば、政治の中心としての首都や、経済面での中心都市等は、わが国の政令指定都市のように大都市として位置付けられる。大都市には多くの企業が集積しており、その結果多くの労働者が雇用機会を求めて集まって来ると考えている。

一方、大都市以外の都市については、企業や労働の集積に応じて都市規模が異なる状況を想定している。例えば、大都市から距離が離れるにつれ、企業や労働の集積が低下し、【大都市 ⇒ 中間的な都市 ⇒ 小都市】といった順に都市規模が小さくなっていくようにイメージされる。

③ 地方税制度について

本論文では、固定資産税を中心に議論を行うが、現実の先進諸国における地方税制度のように、複数ある地方税目(例えば所得課税、地方消費税等)のうちの一つとして位置付けた上で議論を進める。

なぜなら、固定資産税は「資産」に対する税であることから、もし地方税収が固定資産税によってのみ賄われるとすれば、資産を「持つ者」と「持たざる者」との間で負担に格差が生じてしまうことになり、地方税原則の一つである「負担分任」の観点から問題となるためである。

ここで検討する固定資産税は、資産(例えば土地)をある基準に基づいて評価した額(例えば地価の一定割合)に対する比例税とする。

なお、地方税目や税率については、わが国の地方財政制度のように中央政府により全国一律に規定されているものとする。

④ 地方財政制度について

本論文で想定する地方財政制度は、住民1人当たりでみた地方公共サービスの必要量(例えば基準財政需要)が確保されるように、中央政府による「地方財政調整措置」(例えば地

(1) 固定資産税の仕組み、運営については、「固定資産評価基準(昭和38年12月25日、自治省告示第158号)」に詳細に規定されている。

方交付税制度)が別途講じられているものとする。

3. わが国の固定資産税制度の特徴と課題

(1) わが国の固定資産税制度の特徴

わが国において固定資産税は、土地、家屋、償却資産等の「資産」を対象としているが、以下では、本論文が想定する地方自治体の姿と整合的であり、地方税の課税根拠が明瞭である「土地」に焦点を当てて議論を進めることにしたい。

まずは、固定資産税の「課税標準」は何に求められるのかという点を押さえておく必要がある。(2)

固定資産税の課税標準としては、土地売買における実勢価格のほか、賃貸料等の収益や、農地であれば耕作や酪農等による収益額も想定される。

しかし、土地の賃貸料は当事者間の取り決めに依存するため、同じ土地であってもその利用実態に応じて賃貸料に差異が生じることが予想される。農地についても、例えば耕作による収益額をどのように規定するのか「客観的な基準」がないといった問題がある。

したがって、国内の全ての土地についての「基準」になると同時に、固定資産税の課税標準として明快なものは、やはり土地の「価格」ということになろう。現にわが国でも「地価」が課税標準となっている。(3)

そこで、わが国の地価の動向を確認するため、市街地価格の推移を図表1に示した。

これは2000年3月末を100とする指数で、6大都市(東京区部、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸)と、その他地域(6大都市を除く地域)の市街地価格(全用途平均)の推移をみると、わが国ではバブル経済期を頂点とする1970年代後半から90年代を通じた地価高騰期を経て、いわゆる「デフレ経済」と呼ばれる低成長期には地価が下落に転じ、その傾向が現在まで続いている。

地価高騰期には6大都市(東京区部、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸)と、その他地域(6大都市を除く地域)との市街地価格(全用途平均)に大きな「格差」が生じていたが、低成長期においては6大都市(東京区部、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸)の地価が急落し、地価の地域間格差は縮小している。

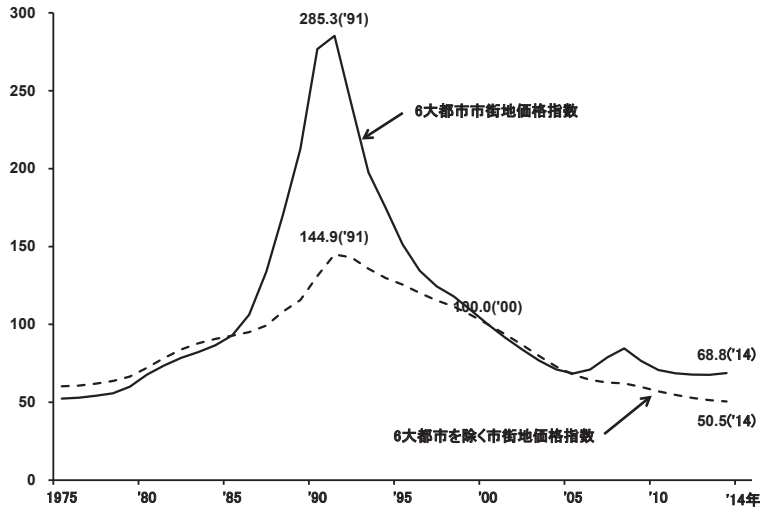
事実、6大都市(東京区部、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸)の市街地価格(全用途平均)では、ピークの1991年285.3から2014年68.8へと216.5ポイントも大幅に下落した一方、その他地域(6大都市を除く地域)ではピークの1991年144.9から2011年50.5へと94.4ポイントの下落で、下落幅は比較的小幅なものとなっている。

特に2000年代初めには、6大都市(東京区部、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸)は、その

(2) わが国では明治以降、租税の中心は土地に対する課税であった。1873(明治6)年に土地の地価を課税標準として国税での地租、地方税での地租附加税が導入されて以降、課税標準や地方への分与等について数度の改正を経て、1947(昭和22)年に地租は道府県の独立税とされた。現行の固定資産税は、シャープ勧告に基づき1950(昭和25)年に資本価格(時価)を課税標準に、地方税(市町村税)として創設されたものである。

(3) 固定資産税における資産の評価については、地方財政審議会の意見に基づき、総務大臣により固定資産評価基準で定められる(地方税法第388条第1項第2項)。土地の評価については、固定資産評価制度調査会(1961)の答申により、「売買実例価額」に基づく評価方式が採用され、現在に至っている。

図表1 市街地価格指数の推移



(資料) 日本不動産研究所：市街地価格指数・全国木造建築費指数

(注) 1. 各年とも3月末現在の全用途平均

2. 2000年3月末=100

3. 6大都市は、東京区部、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸

他地域(6大都市を除く地域)よりも地価の下落率が大きかった。このため当時は、大都市でみられた地価下落が、「景気低迷の象徴」とされた。

周知のとおり、6大都市(東京区部、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸)をはじめ、大都市圏と呼ばれる地域には企業が集積し、その結果多くの労働者が居住しており、わが国では単位面積当たりの地価は地方圏と比べて元々高い状況にある。

これまでみたような大都市圏の地価の大幅な下落は、そうした地価の地域間格差を縮小する効果は期待できるが、しかし国内の全ての土地に関して単位面積当たりの地価が等しくなるよう状況が実現される訳ではない。

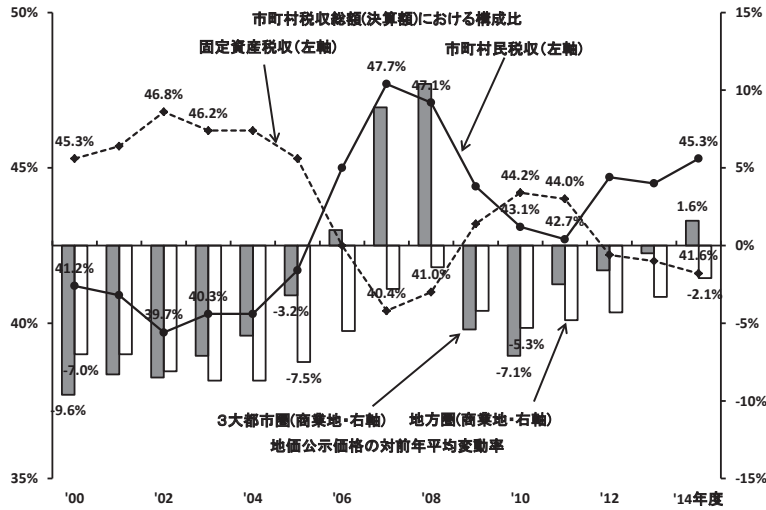
図表2は、地方基幹税である市町村民税と固定資産税と地価公示価格の推移を示したものである。

これによれば、地方税収総額に占める市町村民税収と固定資産税収の構成は、3大都市圏の地価公示価格の対前年変動率が地方圏を下回っている期間、つまり3大都市圏と地方圏の間で相対的な地価格差が縮小している期間は、固定資産税収のウェイトは拡大している。(固定資産税収の構成比2000年度45.3%⇒02年度46.8%, 08年度41.0%⇒10年度44.2%, 市町村民税収の構成比2000年度41.2%⇒02年度39.7%, 08年度47.1%⇒10年度43.1%)

一方、3大都市圏の地価公示価格の対前年変動率が地方圏を上回っている期間、つまり3大都市圏と地方圏の間で相対的な地価格差が拡大している期間については、市町村民税収のウェイトが拡大している(固定資産税収の構成比03年度46.2%⇒07年度40.4%, 11年度44.0%⇒14年度41.6%, 市町村民税収の構成比03年度40.3%⇒07年度47.7%, 11年度42.7%⇒14年度45.3%)。

ただし、固定資産税のウェイトが住民税に比べて低下するという事は、固定資産税が

図表2 地方税収と地価公示価格の推移



(資料) 総務省：平成28年度版地方財政白書

国土交通省HP：土地総合情報ライブラリー「地価公示」

(注) 市町村民税収額は、個人分及び法人分の合計

地方税として効果的ではないということを示すものではない。

地方自治体が供給する地方公共サービスは、大都市、中・小都市、農村といった地域ごとの社会的条件の相違から、当然にその供給内容にも差異が生じる。それに対する負担のあり方としては、固定資産税と住民税とを組み合わせることが公正であり、応益的でもある。

しかし、わが国のように、企業や労働の移動が比較的自由に、特定の都市に生産要素が集積するとすれば、固定資産税率、市町村民税率がともに全国一律という地方税制度のもとでは、都市規模が拡大するにつれて住民税(所得課税)の地方税収に占める構成比は高まり、逆に固定資産税収の構成比は低下せざるを得ないと考えられる。⁽⁴⁾

むしろ問題となるのは、大都市とその他の地域との間で生じている「土地の時価」の格差と、固定資産税の「課税標準額」の格差とが等しいものとなっているかどうかという点である。

もしそれらが等しくなければ、固定資産税は地域間での公平性の観点からは問題があると言える。

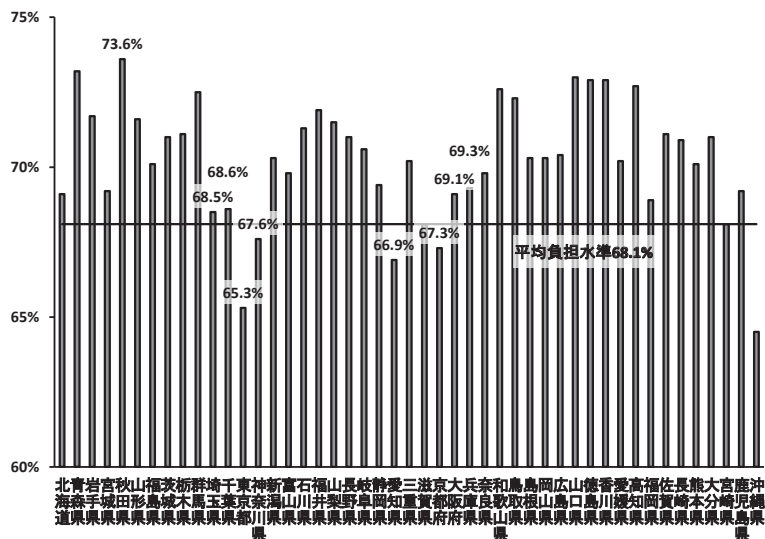
そこで大都市圏と地方圏において、固定資産税の負担水準(前年度課税標準額 ÷ 当該年度の評価額)にどの程度の「格差」があるかを図表3に示した。

それによれば、東京都65.3%、神奈川県67.6%、愛知県66.9%、京都府67.3%は平均負担水準(68.1%)を下回っているほか、埼玉県68.5%、千葉県68.6%、大阪府69.1%、兵庫県69.3%等、大都市圏に位置する府県の負担水準は、その他の道県と比べて相対的に低いことがわかる。

一方、いわゆる地方圏に位置する道県の多くは、平均負担水準(68.1%)を上回っており、

(4) 臼木(2011)では、企業や労働の地域間移動が自由にあれば、特定の都市への生産要素の集積に応じて、生産要素の代替弾力性(土地と労働との相対価格の変化に応じた生産要素の代替関係)も上昇することから、わが国のように地方税率が全国一律であれば、都市規模の拡大につれて住民税の地方税収に占める構成比が高まり、逆に固定資産税収の構成比は低下することを検証した。

図表3 商業地等における固定資産税の負担水準の状況(平成26(2014)年度)



(資料) 資産評価システム研究センター

(注) 1. 負担水準 = (平成25年度課税標準額) ÷ (平成26年度の評価額)

2. 商業地等とは、宅地等(農地以外の土地)のうち住宅用地以外の宅地及び宅地比準土地をいう

例えば最高の秋田県73.6%と最低の東京都65.3%では、8.3%もの格差が生じている。⁽⁵⁾

したがってわが国では、資産(土地)の所在地によって、税負担が異なる状況にあると考えられる。こうした状況は、わが国における固定資産税の制度上の想定とは異なり、明らかに不公平な状態と言える。

(2) わが国の固定資産税制度の課題

前節で検討したように、現行の固定資産税の課題の一つは、土地の時価に対する固定資産評価額の割合Eについて、大都市における評価割合E_Lが他の都市における評価割合E_Sより低いことである。

つまり、

$$E_L < E_S \quad \dots (1)$$

といった状況にあると言える。

このような固定資産の評価において問題が生じるのは、地価公示価格、路線価、固定資産評価額等のように、わが国に「複数」の評価額が存在していることがその要因であると

(5) 資産評価システム研究センター(2015)は、わが国の固定資産税の負担水準の地域間格差は縮小しつつあるが、格差そのものは依然として存在しており、その水準(平均68.1%)の妥当性を含めて検討が必要であると指摘している。

の指摘がある。⁽⁶⁾

しかし、複数の評価額が存在していることが問題の本質ではないことは、土地の時価に対する固定資産評価額の割合Eを以下のように整理すれば、容易に理解できる。

つまり、

$$\text{固定資産評価額の割合 (E)} = \frac{\text{地価公示価格}}{\text{時価}} \times \frac{\text{固定資産税評価額}}{\text{地価公示価格}} \dots (2)$$

となる。

むしろここでの問題は、大都市における評価割合 E_L や他の都市における評価割合 E_S の水準自体ではなく、 E_L と E_S が「等しくない」ということであり、それが固定資産税における公平性を損なう原因であると考えられる。

そこで、 E_L と E_S の差異を解消する試みとして、国内全ての都市に適用する「標準的な評価割合 E_a 」を検討してみたい。

本論文では、わが国の地方財政制度を念頭に、全国一律の地方税制度と地方財政調整制度(地方交付税制度)を前提としている。仮に標準的な財政需要額を有する「平均的な都市」を想定すれば、必要とされる歳入額は自明であり、住民税や固定資産税等の地方税収入の見込とその差額である地方交付税額が算定される。

したがって、全国一律に課される固定資産税率(ここでは現行の1.4%とする)を所与とすれば、この「平均的な都市」における地方財政の姿から導かれる「固定資産税額」をもとに、標準的な評価割合 E_a を導くことができる。

つまり、

$$\text{平均的な都市の課税標準額} = \frac{\text{平均的な都市に必要な固定資産税額}}{1.4\%} \dots (3)$$

であり、(2)式、(3)式より、

$$\text{標準的な評価割合 (E}_a\text{)} = \frac{\text{平均的な都市の課税標準額}}{\text{平均的な都市の土地の時価}} \dots (4)$$

となる。

これが各都市の土地に共通する、文字通り「標準的」な評価割合 E_a であり、国内全ての地方自治体に適用されることになる。

このプロセスを現行のわが国の地方財政制度に基づいて整理すれば、

(6) 例えば、地価公示価格は毎年1月1日を基準日として国土交通省が調査し、各種評価の算定基準となっている。路線価は毎年1月1日を基準日として国税庁が調査し、相続税や贈与税等の評価基準となっている。固定資産評価額は3年毎に1月1日を基準日として市町村が公示価格の7割を目安として算定し、固定資産税等の算定に用いられる。

- ①「平均的な都市」における財政需要額（基準財政需要額）を算定する。
- ②その財政需要額に基づき、必要な歳入額が算出され、同時に見込まれる地方税額（住民税や固定資産税額等）及び地方交付税額が算定される。
- ③地方税率は全国一律であることから、現行の固定資産税率（1.4%）を適用する。
- ④「平均的な都市」における固定資産税額（上記②）を固定資産税率（1.4%（上記③））で除して平均的な都市の課税標準額を算出する。
- ⑤さらに、平均的な都市の課税標準額（上記④）をその土地の時価で除して、標準的な評価割合 E_a を算出し、それを国内全ての都市に適用する。

となる。

次に問題となるのは、「平均的な都市」をどう捉えるかである。

例えば、わが国の「政令指定都市」はいわゆる大都市であり、企業や労働者の集積による「過密」が生じており、こうした地域の地価はわが国の「平均」に比べて高い水準にある。

政令指定都市に次ぐ規模の都市は、わが国の現行の都市制度における「中核市」あるいは「特例市」と想定されるが、それらは人口20～30万人程度の規模の都市として、県庁所在地や地域の中心的な都市となっている。⁽⁷⁾

わが国の場合、地方自治体の平均的な姿を求めらば、この規模の都市を想定することに大方の異論はなかろう。

つまり、本論文で想定するような、土地に対する固定資産税の標準的な評価割合 (E_a) を検討するには、わが国においては中核市あるいは特例市といった、具体的には県庁所在地とそれに次ぐ各地域の中心的な都市を基準とすべきということになる。

そしてわが国では、その財政需要に応じるように、地方税額や地方交付税額といった地方歳入全体を考慮した、当該市の財政状況といったものを基準として、「必要な固定資産税額」を算定し、そこから標準的な評価割合 E_a が導かれることになる。

図表4に示すように、中核市は、人口1人当たりの地方税額（平成26（2014）年度決算額）は、大都市とその他の中小都市との中間に位置していることがわかる。

例えば、人口1人当たり地方税額は、中核市154千円（歳入合計に占める構成比39.1%）、政令指定都市185千円（同40.3%）とその他の市138千円（同30.7%）の中間に位置している。

同じく、人口1人当たり地方交付税額、国庫支出金額についても、中核市では地方交付税額44千円（歳入合計に占める構成比11.2%）、国庫支出金額70千円（同17.7%）となっている。

一方、政令指定都市では地方交付税額23千円（同4.9%）、国庫支出金額83千円、その他の市では地方交付税額89千円（同19.7%）、国庫支出金額66千円（同14.6%）となっており、中核市はそれらの中間に位置している。

また、地方税収の構成については、都市規模が拡大するにつれて地方税収に占める住民税収のウェイト（構成比）及び、固定資産税収に対する比率が高くなっていることがわかる。

政令指定都市（人口50万人以上）では、人口1人当たり歳入合計に占める市民税収の構成比は18.3%、固定資産税収の構成比は15.7%で、固定資産税収（B）に対する市民税収（A）の比率（ $A \div B$ ）は1.16となっている。

(7) 政令指定都市（人口50万人以上）は20市、中核市（人口30万人以上）は43市、特例市（人口20万人以上）は40市が指定（2014年度末）されており、それぞれ人口規模に応じて事務配分の特例を受けている。

図表4 わが国の都市の税収構成（人口1人当たり）

	歳入合計 (千円)	地方税			地方交付税	国庫支出金	A÷B
		市民税A	固定資産税B				
政令指定都市	460	185	84	72	23	83	1.16
構成比(%)	100.0%	40.3%	18.3%	15.7%	4.9%	17.9%	
中核市	395	154	70	62	44	70	1.13
構成比(%)	100.0%	39.1%	17.7%	15.6%	11.2%	17.7%	
その他の市	449	138	61	61	89	66	1.01
構成比(%)	100.0%	30.7%	13.6%	13.5%	19.7%	14.6%	

(資料) 総務省：平成26(2014)年度市町村別決算状況調

(注) 1. 市民税の税収額は、個人分及び法人分の合計

2. 政令市は東京都23区を除く

3. 地方交付税 = 普通交付税 + 特別交付税

同様に、中核市（人口30万人以上）では、人口1人当たり歳入合計に占める市民税収の構成比17.7%、固定資産税収の構成比は15.6%で、固定資産税収に対する市民税収の比率（A ÷ B）は1.13となっている。

一方その他の市では、人口1人当たり歳入合計に占める市民税収の構成比は13.6%、固定資産税収の構成比は13.5%とほぼ同じウェイトとなっており、固定資産税収に対する市民税収の比率（A ÷ B）は1.01となっている。

このように、わが国の市町村における地方税収の状況は、地方自治体の規模の拡大に合わせて住民税のウェイトが相対的に拡大し、固定資産税のウェイトが縮小する傾向を示していることから、前節までの考察を裏付けていると考えられる。

もし仮に、これらの都市の地方税収に占める固定資産税の割合が、負担分任の観点から妥当性を欠くとすれば、この「平均的な都市」の財政需要額や税収構成に関する想定を見直す必要がある。そしてこれらの見直しを通じて、固定資産の評価割合 E_a は、改めて「標準的な水準」へと再調整されることになる。

わが国の全ての地方自治体において、この標準的な評価割合 E_a を土地の時価に適用すれば、固定資産税の負担に関する地域間格差を解消する、公正な課税標準（固定資産の評価額）を得られるものと考えられる。

4. 固定資産税制度の改革に向けた検討

それでは、わが国のように地域間で固定資産税の負担水準に格差がある場合、全ての都市の土地に対して、本論文で想定する標準的な固定資産の評価割合 E_a を適用すると、どのような効果をもたらされるであろうか。

例えば、標準的な評価割合 E_a を大都市の土地の時価に適用すれば、大都市の地価が「平

均的な都市」の地価よりも高い分だけ、単位面積当たりの税額が大都市で高くなるはずである。

わが国の地方財政制度は、国内に居住する住民が、その所得や消費、あるいは保有する資産等の経済力に応じて、国内のどの地域においても、各地方自治体の提供する地方公共サービスに対して、一定の負担割合で費用を負担することを前提としている。

その前提に立てば、ある地域に企業や労働力が集中した結果、当該地域の土地の地価が上昇するのであれば、それは当該地域の経済力が向上していることを意味しており、それに見合う形で当該地域の地方公共サービスに対する費用負担が増加することは、わが国の地方財政制度の意図と整合的である。

したがって地方公共サービスの対価として地方税を捉えるなら、企業や労働の立地選択に対して地方税制度は「中立的」であることが求められるはずである。

さらに、全ての地方自治体の地方財政が「均衡予算（地方税収入＝地方歳出）」を原則とするならば、歳出面つまり地方公共サービスの供給という面でも、企業や労働による民間の経済活動に対して「中立的」ということになる。

しかしわが国では、地方財政調整制度（地方交付税制度）があるため、企業や労働の集積が低い地域では、公共サービスのウェイトが民間の経済活動に比べて相対的に高くなり、地方歳出の面では大都市よりも優遇されることになる。

これまでみたように、大都市では土地の評価が低く、結果として固定資産税の負担は軽減されていることから、わが国の地方税制度は企業や労働の立地選択に対して中立的ではなく、むしろ大都市への立地を促進する状況となっている。

もし、前節で検討した標準的な評価割合 E_a を国内の全ての土地に適用すれば、大都市への立地選択については税制面の誘導効果は解消し、地方税としての固定資産税は企業や労働の立地選択に対して中立的になるものと考えられる。

一方大都市では標準的な評価割合 E_a を適用することで、地方税収は増加すると予想される。そしてその増収分を自らの政策の財源として支出すれば、地方公共サービスのウェイトが上昇し、企業や労働による民間の経済活動との対比において、地方都市のそれと同じ水準へと向かうことになり、地方歳出の面での中立性も回復するであろう。⁽⁸⁾

しかしわが国では、企業や労働の集積については都市間で既に大きな格差が生じており、大都市には過密による不経済が発生している。大都市の地方自治体が現行の地方税制

(8) わが国のような中央集権的な地方行財政制度においては、地方自治体間で地方税収の「平準化」が図られることが想定される。例えば、全国一律の地方税制度のもとで、大都市での固定資産税収の増加分を個人住民税の減税の財源とするといったことも考えられる。この場合、白木(2014)で検討したように個人住民税率を、

t : 当初の個人住民税率(全国一律)

t' : 減税で引き下げられた個人住民税率(全国一律)

とすれば、次のように示すことができる。

$$(\text{大都市の固定資産税の増収額}) - (t - t') \Sigma (\text{各地方自治体の個人所得}) = 0 \cdots (5)$$

$(t - t')$ は減税による税率の引き下げ幅、 Σ (各地方自治体の個人所得) は個人所得の総合計を示しており、それら乗じることで国内の総減税額を表している。減税による税率の引き下げ幅 $(t - t')$ を、「大都市の固定資産税の増収額」と総個人所得 $(\Sigma$ (各地方自治体における個人所得)) との関係で示すと、(5)式より、

度を通じてそうした状況を解消するためには、当該市における土地の時価に対する固定資産評価額の割合 E_L は極めて高い水準とならざるを得ないであろう。

これに対しては、「担税力」の観点から批判を招くことが予想される。つまり、大都市の住宅地では、土地の評価額が当該地域の住民の所得や資産額を上回る可能性があり、したがって固定資産税額は住民の担税力を上回ってしまうという指摘である。⁽⁹⁾

「純」理論的には、負担能力の「ある者」が「ない者」に代替することは、当該市の土地利用の面からは「効率的」であるという反論も可能である。

しかし、そういった措置を実際に講じることが社会的にみて公正かどうか、あるいはそれらの措置により生じる弊害をどのように軽減するのかといった点については、資産評価の議論とは別の観点からの検討が必要であろう。

先進諸国を例にとれば、資産保有者の「担税力」に配慮した措置としては、「用途別分類課税制度」が広く導入されている。⁽¹⁰⁾

さらに低所得者層への配慮を重視するならば、いわゆる「サーキットブレーカー」制度と組み合わせることも一つのアイデアであろう。⁽¹¹⁾

そうした場合でも、まずは前述のような「平均的な都市」において、分類課税の「評価率」、あるいは固定資産税の「課税上限」を定めた上で、それを全ての都市で適用させるならば、本論文が想定する、民間の経済活動に中立的な地方税制度として固定資産税を構築できるものと考えられる。

5. おわりに

地方自治体が供給する地方公共サービスは、大都市、中・小都市、農村といった地域ごとの社会的条件等の相違から、当然にその供給内容にも差異が生じる。それに対する負担のあり方としては、固定資産税と住民税とを組み合わせることが公正であり、応益的でもあると考えられる。

また、全ての地方自治体は所与の行政区画(土地)を基盤としており、そこで提供される地方公共サービスは地理的な影響を受けている。このような地方公共サービスの費用を賄う財源として、固定資産に対する課税は応益性の観点から不可欠であると思われる。

$$(t - t') = \frac{\text{大都市の固定資産税の増収額}}{\Sigma(\text{各地方自治体における個人所得})} \dots (6)$$

となる。これは、「大都市の資産(土地)」に対する「個人所得の合計」の相対的な評価を示している。したがってここで想定する減税は、大都市において土地を保有する「利益」を、大都市以外の住民に対して「所得」の形で還元することを意味している。

(9) 前田(2016)は、固定資産税納税者において高齢者層がマジョリティーとなるなか、現行の固定資産税制のもとで、一般的な高齢者が固定資産税を支払い続けていくことができるか疑問を呈している。

(10) 例えば、アメリカでは、地方税である財産税については「用途別分類課税制度」が多くの地方政府で採用されている。具体的には、資産を居住用資産、商業用資産、農地、工業用資産等に分類し、当該資産の市場価格に対して評価割合を、居住用資産ならば50%、商業用資産ならば100%といったように、その分類に応じて変えている。アメリカの地方税制度については前田(2005)、小泉(2013)を参照。

(11) サーキットブレーカー制度とは、財産税の納税額が納税者の所得の一定割合を超えた場合、負担の軽減が行われる仕組みである。

多くの市町村は、外形的には本論文で想定した大都市と小都市の間の領域に位置していると考えられる。したがって、そこで提供される地方公共サービスに対する住民のニーズは、大都市や小都市においてみられる要素を合わせたものになろう。

わが国では、大都市では土地の評価が低く、結果として固定資産税の負担は軽減されていることから、わが国の地方税制度は企業や労働の立地選択に対して中立的ではなく、むしろ大都市への立地を促進する状況となっている。

このように考えれば、前述の「平均的な都市」を基準に地方財政を想定し、そこで必要な地方税収を算定する中で固定資産税制度を見直すという条件は、わが国において地方税制度を再構築するための一つの基準となるものと考えられる。

参考文献

1. 臼木智昭 (2011)「地方基幹税の構成に関する研究」『Research Paper Series』No.55, 千葉商科大学経済研究所。
2. 臼木智昭 (2014)「わが国の固定資産税のあり方に関する研究」『Research paper series』No.69, 千葉商科大学経済研究所。
3. 経済同友会 (2016)「未来への希望を拓く税制改革」。
4. 小池拓自「地方税財政改革と税収の地域間格差」『国立国会図書館 ISSUE BRIEF』No.593, 国立国会図書館, 2007年。
5. 小泉和重 (2013)「財産税を巡る反税運動と住民提案13号」『アドミニストレーション』第19巻第2号, 熊本県立大学総合管理学会。
6. 固定資産評価制度調査会 (1961)「固定資産税その他の租税の課税の基礎となるべき固定資産の評価の制度を改善合理化するための方策に関する答申」。
7. 資産評価システム研究センター (2015)『地方税における資産課税のあり方に関する調査研究』。
8. 総務省 (2016)『地方財政白書 平成28年度版』。
9. 日本経済団体連合会 (2016)「平成29年度税制改正に関する提言」。
10. 八田達夫 (2002)「都市再生と税制」『フィナンシャル・レビュー』第65号, 財務省財務総合政策研究所。
11. 林宜嗣 (2004)「応益課税としての固定資産税の評価」『経済学論究』第58巻3号, 関西学院大学。
12. 前田高志 (2005)「アメリカの地方財産税について」『オイコノミカ』第41号第3・4号, 名古屋市立大学経済学会。
13. 前田高志 (2016)「高齢者世帯の固定資産税負担：現状と課題」『産研論集』第43号, 関西学院大学産業研究所。
14. Buchanan, J. M. (1965) "An Economic Theory of Clubs", *Economica*, Vol.32.
15. Gordon, R. H. (1983) "An Optimal Taxation Approach to Fiscal Federalism." *Quarterly Journal of Economics*, 98.

(2017.1.20 受稿, 2017.2.9 受理)

〔抄 録〕

近年わが国では地方圏を中心に地価の下落が続いており、それに伴い固定資産税の税収が減少傾向にあることから、その地位を他の税に譲りつつあるとの見方がある。

本論文では、改めて固定資産税の役割を見直すことを目的として、わが国の地方税制度を念頭に置きながら、地方基幹税としての固定資産税のあり方について検討した。

全ての地方自治体は所与の行政区画（土地）を基盤としており、そこで提供される地方公共サービスは地理的な影響を受けている。このような地方公共サービスの費用を賄う財源として、固定資産に対する課税は応益性の観点から不可欠であると思われる。

わが国では、大都市では土地の評価が低く、結果として固定資産税の負担は軽減されていることから、わが国の地方税制度は企業や労働の立地選択に対して中立的ではなく、むしろ大都市への立地を促進する状況となっている。

このように考えれば、本論文で検討したように、「平均的な都市」を基準に地方財政を想定し、そこで必要な地方税収を算定する中で固定資産税制度を見直すという条件は、わが国において地方税制度を再構築するための一つの基準となるものと考えられる。

〔論 説〕

我が国のコーポレート・ガバナンス改革の転換点と リスクマネジメントならびに英国型ガバナンス改革の功罪

藤 川 信 夫

I. アベノミクスにおける攻めのガバナンスの今後の展望－問題意識, 方向性－

アベノミクスの第三の矢(成長戦略)において、ガバナンス改革が1丁目1番地とされ、攻めのガバナンスが標榜される。今回の改革では2014年会社法改正(2015年施行)と併せて、スチュワードシップ・コード(2013年)、コーポレート・ガバナンス・コード(2014年)が導入され、ソフトローである上場規則により、プリンシプル・ベース、コンプライ・オア・エクスプレインの手法が用いられている。英国におけるガバナンス改革、リーマン金融危機後の制度改革などを踏まえており、従前の米国手法への追随からの大きな変更となっている。ルールベースから、プリンシプル・ベースへの転換、欧州型市民社会を目標とする感がある。

これまで上場企業の大半は、2015年・2016年6月株主総会を経て、何とかこのプリンシプル・ベース、コンプライ・オア・エクスプレインに対処してきた感がある。また経産省、金融庁も新しい試みであるコード導入後のフォローアップ会議、監査等委員会設置会社制度の定着、攻めのガバナンスに向けたインセンティブなどの法制度の検討を進めるなど、単なるガバナンス改革の提言に止まらず、その後の進展や実効性の確保に向けた手立てを着々と進めるなど、なお政府側の動きは活発といえる。アベノミクスの成否に関しては議論もあるが、大手企業において一定の業績回復もなされ、政府が進めるガバナンス改革には今のところ大きな異議も出されていないといってよい。

問題は、このまま英国の手法を採り入れた攻めのガバナンス改革を進めることで果たして日本経済の活性化、元気のある日本の回復に繋がるのか、展望について考察してみたい。コーポレート・ガバナンスの役割、機能に関しては、企業業績との相関関係につき、業績向上に役立つか否かなど関連する実証分析も予てより内外で進められてきた。しかし、今回の問題意識はこれではない。

最終的には、日本経済全体の活気を取り戻すことが主旨のはずであろう。結論を先取りすれば、経済・社会体制の進展のズレ、ガバナンス改革の各国の個別性など背景があり、今の我が国が進めているガバナンス改革は決して的外れたものでもないが、これで抜本的に変革し得ると短絡的に考えることも主旨が異なる感もある。肝心なことは、各国の法制度や背景を踏まえたリスクマネジメント改革と一体的に理解することが必要となる。制度面の導入と並行して各企業においてリスクマネジメントの充実を進めねばならない。会社法やダブルコード導入によるガバナンス改革も有効であろうが、そのみでは従前の我が国企業社会における真の活気は取り戻せないと思料する。

リスクマネジメントも元々はERM(統合型リスクマネジメント)は英国から発生しているが、ガバナンス同様、各国あるいは企業毎に異なる最適なリスクマネジメントがあり得る。従前の定式的日本型ガバナンスの良さを再認識するというだけでなく、リスクマネジメントと合わせた新しい時代のガバナンスの模索が必要となる⁽¹⁾。

II. これまでの我が国のガバナンス改革の変遷と概要

1990年代の日本のガバナンス改革の背景には、バブル崩壊、不祥事に加えて経営破綻(金融業界も)、国際競争力低下、経営陣の能力に対する疑念があり、停滞状態が認識され、原因としてガバナンスの欠如が問題視された。新たな方向性の模索が始まることになる。

2000年前後からの日本のガバナンス改革の要点を掲げると、①1998年ソニーが執行役員制度導入、取締役会縮小を図る。②2002年に監査役制度強化などを主眼とした平成13年商法改正(コーポレートガバナンス改正)が自民党主導で行われた。③2003年商法改正が行われ、米国型の委員会等設置会社制度、監査役設置会社制度との選択制が導入された(平成14年全面改正、法務省主導)。連続して、2つの方向性の異なる改正が行われたことになる。④2006年会社法の全面改正が再度進められ、監査等委員会設置会社制度の導入が図られた。アベノミクスの攻めのガバナンスを体現するべく3選択制が導入されている。⑤2014年以降は我が国のガバナンス関連の改正促進に向けて、政府主導の下、会社法改正と並行して金融庁が音頭をとる形で2つのコードが導入された。証券取引所で実施(上場企業対象)され、企業の経営陣のみならず投資家も含む抜本的な変更であり、戦略面も含む点で斬新なものとなる。社外取締役の役割重視・強化、投資家参加を強化、ROEの意識、プリンシプル・ベースとComply or Explain(遵守せよ、さもなければ説明せよ)への転換などを主な内容とする。

III. 攻めのガバナンス改革の要諦

1. 2014年以降のガバナンス関連の改正

アベノミクスのガバナンス改革の具体的手法としては、英国型ガバナンス改革を念頭に置き、以下の通り進められてきた。2013年6月日本再興戦略策定、2014年2月スチュワードシップ・コード(SWC)策定、2014年6月会社法改正(2015年5月施行)、2014年8月伊藤レポート・経済産業省公表、2015年6月コーポレートガバナンス・コード(CGC)策定、2015年8月フォローアップ会議・金融庁などが挙げられる。

2. 会社法改正と監査等委員会設置会社制度の導入促進

新しく導入された監査等委員会設置会社においては、常勤役員とのエンゲージメントの利点、忠実義務緩和あるいは証明責任転換規定の導入の誘導などが主眼となる。株主代表

(1) 本稿は、日本リスクマネジメント学会第40回全国大会における筆者の研究報告(学会賞・亀井利明賞の受賞報告を兼ねる)「日本のコーポレート・ガバナンスの転換点とリスクマネジメント-英国型ガバナンスに向けた改革の功罪、真のリスクマネジメントへ原点回帰-」(2016年10月15日於 関西大学梅田キャンパス)を基に更に展開し、取り纏めたものである。

としての社外取締役との対立構造的なアクティビスト的視点からの転換，株主総会の機能の変容にも繋がる。また内部統制のあり方も不正防止から攻めのガバナンスに機能の変容，重要性の移動が進められてきている⁽²⁾。

3. スチュワードシップ・コード，コーポレート・ガバナンス・コード

英国ではスチュワードシップ・コード (SWC)，コーポレート・ガバナンス・コード (CGC) において企業経営者と機関投資家とのエンゲージメント・対話の必要性が強調され，また攻めのガバナンスの関連では企業価値向上に向けた経営陣の義務が英国会社法の義務として規定されている。

4. 攻めのガバナンスに向けたインセンティブなどの法制度の検討

我が国においても攻めのガバナンスに向けたインセンティブなどの法制度面で一定の手法は整えられつつあり，法的側面からの検討が進められている。経済産業省⁽³⁾や業界団体⁽⁴⁾などからは，(イ)報酬制度改革とリスクテイク促進，(ロ)会社補償，D&O役員損害賠償保険制度と会社法上の課題，(ハ)海外機関投資家の株主総会における議決権行使に関する全国株懇連合会ガイドライン(法的側面)等の報告が発出されている。

5. スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議(金融庁)

さらに金融庁は2つのコード策定後の実践状況に関するフォローアップ会議を開催し⁽⁵⁾，政府主導でコードの実務への定着を図っており，今次のガバナンス改革が官主体で強力に進められていることが窺える。スチュワードシップ・コード受入れ機関の取組み方針・活動内容，機関投資家による実効的なスチュワードシップ活動のあり方，企業と機関投資家との建設的な対話に関する海外機関投資家の意見，更には議決権行使をめぐる利益相反，会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向けた取締役会のあり方，取締役会等をめぐる論点(攻めのガバナンスの観点)等の検討を行っている。

Ⅳ. 目標とする英国型ガバナンスの功罪，従来の日本のガバナンス改革の中核としての問題意識におけるズレの認識の重要性

1. 我が国が進めるガバナンス改革に対する疑問

我が国が進めるガバナンス改革に関して，肝心の英国の学者から英国型ガバナンスを至高

(2) 拙著①『国際経営法の新展開－会社法改正ならびに金融法とコーポレート・ガバナンス，スチュワードシップ・コードの接点－』文眞堂(2014年12月)1-386頁，拙著②『英国Senior Management Regime (SMR)，上級管理者(SMFs)とコーポレート・ガバナンス・コード』文眞堂(2016年1月)1-449頁参照。

(3) 経済産業省「コーポレート・ガバナンス・システムの在り方に関する研究会」『コーポレート・ガバナンスの実践～企業価値向上に向けたインセンティブと改革』(2015年7月24日)1-8頁。

(4) 「グローバルな機関投資家等の株主総会への出席に関するガイドライン」全国株懇連合会(2015年11月13日)1-22頁。

(5) 金融庁「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」(第1回2015年9月24日－第10回2016年11月8日)。

とすることへの疑問の指摘が以下の通りなされている。即ち、我が国の戦後の企業統治は長所も短所もありながら、大企業の経営陣の一定の統治構造を築いており、2000年代にアクティビスト・ファンドがその構造に挑戦した際には反発が強かった。2014年から、スチュワードシップ・コード、コーポレート・ガバナンス・コード、伊藤レポート、会社法改正など数多くの手段を通じてファンドが要求したガバナンス変化が実現する方向にある。しかし、こうしたガバナンスの改正過程は、有利な変化とともに好ましくない側面を伴う危険性がある。英国の例などをみるとリスクな要素が明確になることが述べられる。今の我が国では正反対の2つの制度が衝突している感があり、英国の真の姿についてプラス点、マイナス点をみることが重要となる。従来我が国の従来ガバナンス改革の良さまで、失いかねないリスクが存在するとする(John Buchanan ケンブリッジ大学ビジネスリサーチセンター・リサーチアソシエイト)⁽⁶⁾。

2. 戦後の我が国の経済発展とガバナンスならびに米国の停滞時期の対比

戦後の我が国の経済発展に関しては、経済再生と社員の生き残りを主目的としたものであり、欧米への catch up 意識、会社を共同財産として扱う考え、資本市場(直接金融)より銀行融資(間接金融)を重視することなどが背景になったと考えられる。1990年代のバブル崩壊まではかかる考え方の下で我が国の経済発展は成功を納めてきたといえる。

これに対して、米国の1970年代以降の経済の停滞時期(Japan as No1の時代)では、統制できない経営陣に対し不安が拡大したこと、投資利益が義務付けられた機関投資家の登場(受託者責任 Fiducialy Duty)、経済学者の Agency Theory(代理人理論)の登場があり、①株主は会社の所有者であること、②会社はものではなく権益が集中する場所であること、③所有者(株主)と代理人(経営者)の基本的対立構造、④株主の監督が弱い場合には経営者は恣意的に流れる乱れ易いこと、⑤全ては契約と金銭面で解決が可能な社会であること等が当然の前提となってくる。ここからガバナンスの新しい正統性が生まれ、米国・英国の経営観念として定着する。

英国の1990年代の一連のガバナンス改革もこの前提に基づき、しかも企業・会計不正がガバナンス改革の発端となっている。この点では我が国のガバナンス改革も企業不祥事が発端の1つではあり、近年もオリンパス事件、大王製紙事件あるいは東芝にみる会計不正など共通するが、相対的には不祥事の程度は少ないといえる。従って英国のガバナンス改革を模倣するにもそもそもズレがある。英国では不正防止に主眼があるところ、我が国ではリスクテイク指向になっており、一時的な局面のズレにせよ根本の発想において大きな相違があることは否めない。

(6) John Buchanan, Research Associate, Centre for Business Research, University of Cambridge「分岐点が迫っている日本のコーポレート・ガバナンス」日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク講演(2016年9月1日)参照。英国のガバナンス改革の問題点に関して指摘し、我が国が単純に理想として取り込むことに警鐘を鳴らされている。Buchanan, J. (with Chai, D. and Deakin, S.) (2014) 'Agency theory in practice: a qualitative study of hedge fund activism in Japan' (Corporate Governance: An International Review: January). Buchanan, J. (2013) 'Corporate governance as a local remedy for an unstable system: a demonstration from Japan' (Tokyo University, ISS Research Series No.55: December).

3. 2000年代のガバナンスの衝突とアクティビスト

2000年代においてはガバナンスの衝突・摩擦、ならびにアクティビスト・ファンド（活動的機関投資家）の登場がみられる。アクティビスト・ファンドからみた日本の魅力としては、①蓄積された資金：配当増加が可能であること、②自己資本比率が高い：借金増加が可能、レバレッジをかけられること、③株主議決権を認める定款・法制度（比較法的にも株主に甘い）：アクティビストが活動するための基礎は十分にあること等が掲げられる。

他方では、アクティビスト・ファンドに対する以下の強い反発あるいは根強い慣例も存在する。①会社は権益が集中するところではないこと、②株主には会社の資金を奪う権利がないこと、③経営者は株主義の正統性を容易には認めないこと。

4. アクティビスト・ファンドの貢献

確かにアクティビストは短期的利回りを指向し、投資先企業の経営陣に対しては攻撃的態度を取ることが多く、これに対する反発も強かったといえる。しかしながら、現在の我が国の一連のガバナンス改正の動きとの類似性も窺え、以下の点を指向する点で結果的には似た目的もあったとも考えられる。即ち、①遊休資金の活用：ROEを向上させることに繋がる（バランスシート改革、ROAと異なる株主視線）⁽⁷⁾、②株主の尊重：透明性、意見交換（対話、エンゲージメント）、配当増加へ繋がる、③内部主導の経営に反発：社外取締役による監督強化に繋がる。

果たしてアクティビストの取ってきた行動は正しかったかが問われる。そこで他国の経験を参考にすべく、英国における英国ガバナンス改革の功罪について検討を進める。

V. 英国ガバナンス改革の功罪

1. 英国ガバナンス改革の功罪—プラス面—

英国におけるガバナンス改革の功罪を考える上で、まずはプラス面からみていきたい。

投資家、年金ファンドの便宜を図る制度として英国では一連のガバナンス改革が以下の点で機能してきたことが指摘される⁽⁸⁾。①株主重視：配当性向が高いこと、②透明性：株主に正直に公表、不祥事が少ないこと、③外部監督：内部関係者による勝手な経営はできないこと、④財務面への関心：ROEなどを重視する。その上で、Comply or Explainの柔軟性、Agency Theoryに適した制度であったとする。

我が国のガバナンス改革の目標として、米国モデルでなく欧州市民社会ルールに依拠したステイクホルダーも含めた企業価値向上、持続的成長を目指し、究極の目標としての経済活性化の助け舟とする観点からは、基盤としての同質性が米国よりは相似しているといえようか（私見）。

2. 英国ガバナンス改革の功罪—マイナス面—

他方では、英国ガバナンス改革の功罪としてマイナス面も以下の通り指摘されている。

(7) 会社全体の企業価値向上の真に考えるのであればROEでなく、借入金の活用も含めたROAの重視が妥当とも考えられる。

(8) 前掲注(6) John Buchanan, Research Associate . ②, ③の点は「評判」、④については「偏重し過ぎか」と述べる。

①投資業界が短期主義の疑い：ショートターミズムの議論が改めて活発に行われてきつつある。②経営者報酬が高騰する疑問：超過収益の行方はどうあるべきかの議論でもある。③海外・非居住者による買収(M&A)に関して懸念：ガバナンス改革が国内成長自体に繋がることに対する疑問が呈される。④社外取締役の効果について疑い：我が国における期待とは異なる目線となり得る。⑤企業の投資率が低い：ガバナンス改革は決して経済成長には繋がらないことが不安視される。⑥経営者報酬と株主還元を至上とし、将来を見落とす懸念がある。⑦Comply or Explainの停滞：英国の実状として述べられる。

以下では、こうした英国ガバナンス改革のマイナス面として指摘される内容を検討していきたい。先ず①については、ケイレポート(Kay Review 2012)⁽⁹⁾において述べられたことは周知の通りである。全体的には、英国の株式市場で短期主義的な考え方が問題になったと判断する。主な原因は株式投資過程が全体的に染みている信頼の低下および動機的な矛盾だと思われる。

②, ③, ④の3点に関して戦略的に重要な分野を買収から守る姿勢, 社外取締役の独立性を高めたいという姿勢, EU投票で現れた社会的不満に対する反応なども踏まえて、英国の新首相メイは「不徳の経営者と過剰な取締役報酬」に対策をとることを発表した⁽¹⁰⁾。

我が国の攻めのガバナンスとは真逆の発想であり、時点軸の相違, 不正防止とリスクテイク促進の方向性のズレは日英間に確かにあるが、それを割り引いても認識のギャップは大きい(私見)。

⑤に関して、対GDPに占めるR&Dなど投資額の比率は近時は2.0%以下の水準であり、韓国、日本、米国、フランスの水準にも劣ること、しかも1999年/2010年対比で比率の向上はなく、横ばいに留まることが指摘される⁽¹¹⁾。

⑥については、FTSE100の社長の報酬総額は2008年－2015年で400万ポンド弱から550万ポンドへ高騰し社員平均の129.1倍に達すること、経済成長とは連動していないことも述べられる⁽¹²⁾。

株主還元のアップでは、FTSE100について営業利益に占める配当金の割合をみると2004年に約16.0%、リーマン金融危機を受けて2010年、2011年には13.0%レベルに低下したが、再び上昇し2013年には18.0%レベルまで高まっている。

⑦に関しては、FTSE100についてコーポレート・ガバナンス・コードのComply or Explainにかかる遵守率をみると、コンプライ57%、十分なエクस्पライン69%となっている。規制当局では、エクस्पラインが明確でない懸念しており、学界ではエクस्पラインの説明不足と株主が実は無関心であることを指摘している。

(9) The Kay review of UK equity markets and long-term decision making: Kay Review, Final Report, July 2012.

(10) May to tackle 'anything goes' business culture: Prime Minister promises to introduce reforms over excessive boardroom pay. Financial Times, 25 July 2016.

(11) Source: Alan Hughes 2013. calculations based on OECD STI database. Short-termism, impatient capital and finance for manufacturing innovation in the UK. (Future of Manufacturing Project::Evidence Paper 16, Foresight, Government Office for Science). Alan Hughes, December 2013.

(12) Source: MM&K/Manifest, High Pay Centre.
[http://highpaycentre.org/and MM&K/Manifest Pay and Performance Survey \(summary\)](http://highpaycentre.org/and-MM&K-Manifest-Pay-and-Performance-Survey-(summary)).
London and Witham, Essex: MM&K Limited, Manifest information Services, Limited.

即ち、(a) コードの柔軟性がなくなり、規則として扱われるようになっていく。(b) 投資家がエクस्पラインの内容に無関心である。(c) 経営者のひな型説明 (boiler plate) が増えている⁽¹³⁾。

(c) の点は我が国がコードを導入する際に、規制当局からも予てより念を押してきている点であり、摘発回避のための法務部・法律会計事務所的発想によるその場逃れの一律的な対処ではなく、経営企画部などが主導してコードのComply or Explainを進めることが望まれている。(a) についてはソフトロー発展のジレンマともいえようが、エンフォースメント強化とは裏腹の関係にあり、上場規則も違反に対しては上場廃止までエンフォースされ得る (私見)。

VI. 我が国のガバナンスの分岐点、ガバナンスの選択とリスクマネジメントの結合

1. 我が国のガバナンス分岐点の逡巡、ガバナンスの選択に向けて

我が国のガバナンスに関しては、①1990年代に始まった戸惑いがまだ続いていること、②コーポレート・ガバナンスが果たして経済低迷の解決方法になるか、活気が取り戻せるかが疑問であること、③正反対の2つの制度が衝突している感があること、④我が国のガバナンス改革は、政治的な側面・要因が過去類をみないレベルにまで最高圧力がかかっていること、⑤改めて、突如として英国型ガバナンスの要素が登場し、ソフトロー、ステイクホルダー、長期的企業価値向上を謳い文句としてきているが、しかし英国の実状は必ずしも芳しいものではないこと、⑥ガバナンス改革は手段に過ぎないか、あるいは目的そのものと化していないかが問われることになり、その分岐点に近づきつつあることが語られる。

分岐点の選択肢の提示につき、①戦後の遺産として会社中心主義、貢献しない株主に対する軽視、不透明な経営、内部的事情重視の経営、会社への忠実性、配当より投資または現金による蓄積重視が存在する。②他方では、近時の株主主権的ガバナンスの圧力を受けて、極端株主主義、投資より配当重視、財務的指数のみを重視すること、報酬増加の恐れがあること、長期より短期を重視する傾向が今になって出てきていることが傾向として窺える。この2つの選択肢の狭間で、我が国の社会慣例という惰性がこれまでは働いたといえる。

そこで③分岐点の選択としては、均整がとれたガバナンス、外部者の知見を認める会社中心主義、財務的な指数および将来性両方を重視すること、社会のための株主還元を重視することが指摘されている⁽¹⁴⁾。

2. 欧米のガバナンス改革とショートターミズム

以下は私見を述べる。結局は、今般の我が国の一連の改革は市場サイドからの自浄作用、自然発生的なガバナンス改革ではなく、上からの政府圧力にかかるものもいえるため、今

(13) (1) Grant Thornton:Corporate Governance Review 2015; (2) Developments in Corporate Governance, Baroness Hogg, Chairman, Financial Reporting Council,2013; (3) The principle of “comply or explain”underpinning the UK corporate governance regulation: is there a need for a change?.George Hadjikyprianou, SSRN2015; (4) Whispering sweet nothings: The limitations of informal conformance in UK corporate governance, Marc Moore, Journal of Corporate Law Studies, 2009.

(14) 前掲注 (6) John Buchanan, Research Associate .

後の舵取り如何では大きな副作用，迷走に繋がりにかねないといえようか（私見）。英国では1992年のガバナンス改革の嚆矢とされるキャドバリ－報告書（1992年）にしても，会計不正の問題が勃発し，早急な対応が求められた社会ニーズがそもそも存在する。その上で，民間人をトップに据えた委員会が策定した報告書であり，政府主導といっても内実が現在の我が国の制度改革とは大きく異なるろう。

短期主義の弊害にしても，欧米ではリーマン危機にみるようにその弊害が既に問題視されてきているが，我が国ではリーマン危機による金融機関自体の破綻例は殆ど無く，長く中長期的な企業価値を指向する企業経営を寧ろ継続してきたといえる。今になって，米国型モニタリングモデルを指向し，所有と経営，更には監督と執行の分離徹底を図り，社外取締役の必置を目指すなど株主指向が強まり，海外機関投資家や個人株主といった短期主義目線の株主割合増加も相俟って，漸く短期主義の弊害，あるいは敵対的買収の脅威，コングロマリット・ディスカウントの現実化などに直面することになったといえよう。この面でも短期主義の抑制を主眼とする欧米のガバナンス改革の背景事情とは大きなズレが存在することになる。

3. 表層的な米国型ERMでは機能しない

そもそも英国型導入を今の時点で我が国が図らんとすることについて，根本的なズレもある。2006年英国会社法で会社役員における企業価値最大化義務は入っているが，しかし現状の英国のガバナンス改革は，他国に比して相対的に少ないとはいえ不正防止が主であることもまた真実であろう。この点，我が国では不正より適切なリスクテイクを図るよう如何に変革を迫るかに1つの焦点がある。いまの英国法制度を逐次追従することは，我が国におけるガバナンス課題の真実を見失いかねない。

報酬インセンティブを高める手法として，我が国の企業人の企業へのモラル，忠実性の高さが前提条件となろうが，従前の日本型経営モデルの良さの根幹でもある。過剰な報酬支給がされなくとも，入社以来の一貫した，転職等の少ない昇進制度の存在の方が忠誠心のインセンティブとして機能してきた⁽¹⁵⁾。しかし，今後はこれを失いかねないリスクがある。今後の英国型指向のガバナンス改革進展で，悪いところのみチョイスすることにならないか，懸念を覚えるところである。

①企業の成長に関しては，(a)大企業では大株主は信託口主体であり，投資先企業は信託口の影響は受けていない。SWCを受け入れた機関投資家は必ずしも積極的に投資先企業に働きかけない嫌いもある。彼らは自身の受け入れの顧客に対する受託者責任を果たすための株主利益の確保に関心があり，投資先企業の中長期的成長には関心がないことが多い⁽¹⁶⁾。ROEが高くなれば利益確定で売ってしまうことも想定される。

②不祥事に関しては，社外取締役には我が国において抑止力が有効でなかった事例が多い。経営者報酬の内容が抑止力になる可能性もある。攻めのガバナンスは不祥事の即死力の効果を内包していない。社外取締役の能力が低く，形式的受容により本来の意義を失っ

(15) 筆者の金融機関の勤務経験からも実感として首肯される。

(16) この点の指摘をするものとして，鈴木裕「企業ガバナンス改革の実は結ぶか～投資家と企業の共栄を目指して～」『大和総研調査季報』2016年7月夏季号（Vol.23）（2016年9月1日）70-83頁。コードの内容と企業と機関投資家の関心には齟齬があるかもしれず，コード改訂の際には慎重な検討が求められよう。

ている。社外取締役導入については、米国では訴訟委員会が存在し代表訴訟の防弾チョッキ (bullet proof) の機能を果たしていることとの根源的な相違もある。

攻めのガバナンスも現下の企業業績回復をみる限り、全くの方向違いの手法でもないであろう。社外取締役導入などは、グローバル化進展の中での必須の流れでもある。その上で、真のガバナンス改革の課題の解決の鍵は、ガバナンス改革と併せてリスクマネジメントの一体的改善、個人の意識高揚をはかるための行動規範 (Code of conduct)、英国取締役資格制度の参照などに向き合っていく必要がある。

米国型ERM (Enterprise Risk Management) が推奨されてきたが、ERMも元来は英国発祥の内容である。米国は元来ルールベースのはずであり、これを米国のCOSO報告における統制環境 (Control Environment) の要素内において上手く制御できるかどうかがプリンシプルベースによるコード主体の改革では重要と考える。

Ⅶ. 攻めのガバナンスにおけるリスクガバナンス体制構築ならびにコード規範

1. リスク・リターンにおけるコード原則設定の目的—英国モデルとのズレの分析—

英国型ガバナンスについては、英国内においても決して最良のモデルとして機能していないとの議論があることを述べてきた。加えて英国やEU各国について我が国のガバナンス改革の視点あるいはレベルとズレがあること、各国ごとにリスク・リターンにおけるコード原則設定の目的が異なるステージにあることが示される⁽¹⁷⁾。

我が国についてみれば、リスクテイク (事業の失敗、不祥事発生) は相対的に低位であるが、リターン (資本生産性・ROEの過去10年間平均) において5%程度に留まり、低リスク・高リターン型への転換が望まれる。他方、ドイツ、英国、スウェーデンではリスクテイクのレベルが高く、またリターンも高位にある⁽¹⁸⁾。

2. リスクガバナンス体制の構築

我が国と欧米のガバナンス改革には、上記の通りコンプライアンス、リスクテイクにおいてズレがある。かかる状態で英国のガバナンス改革を取り込むことには疑問なしとしない。そもそも、英国のガバナンス改革自体、功罪があることもまた指摘されている。

我が国では、コンプライアンスは東芝事件等会計不正が起こってはいるが、欧米に比し

(17) みずほ証券・杉浦秀徳「資本生産性向上による成長戦略」第2論文「企業価値向上の観点からのコード (原則) の活用」～各国の取組みと日本への示唆」キャノングローバル戦略研究所ワークショップ (2013年10月22日)。

(18) ROEとしてドイツ10%弱、英国10%超、スウェーデン約15%のレベルにある。経産省伊藤レポート提言では8%を目標とする。レバレッジ、回転率ではなく、ROEが低い要因は事業の収益力の低さによるところが大きい。これを引き上げることが日本型ROE経営に繋がる。日本株に期待する資本コストが7%以上であり、ROEの目標値8%が導き出された。企業と投資家による建設的で質の高い目的ある双方向の対話・エンゲージメントを重視し、非財務情報も含む中長期的な情報開示が求められ、四半期情報への過剰な反応など行き過ぎた短期指向も是正されるべきとする。かかる視点から、対話の糸口となる中期経営計画で公表が望ましい経営数値として10項目を挙げている。ROE、配当性向、利益額・同伸び率、総還元性向、売上高利益率、FCF、ROA、ROIC、売上高・同伸び率、資本コスト (WACC等)。田島健「企業と投資家の建設的な対話1) 伊藤レポート「持続的成長への競争力とインセンティブ ～企業と投資家の望ましい関係構築～」とは」野村インベスター・リレーションズ (2014年11月19日)。

<http://www.nomura-ir.co.jp/irweb/column/dialogue01.html>

て、日本の経営者モラルもこれまでは高く、概ね良と考えられる。しかしながら我が国企業はリスクテイクが不十分で、企業成長に繋がらず、安全運転に徹している。バブル崩壊、さらにリーマン金融危機後は、特に安全運転に徹している。ここを適切レベルのリスクテイクに引き上げ、そのためのインセンティブ作り、会社補償制度導入などに向けて体制整備を行っている。

欧米ではコンプライアンス面の問題が多く、ガバナンス改革の主目的はコンプライアンスの保全にある。リスクテイクは寧ろ過剰気味で、金融危機などを引き起こす誘因となった。インセンティブ報酬などの存在が根底にある。寧ろ過剰なリスクテイクを適切レベルに引き下げていきたいという方向にある。我が国がリスクテイクを一時的に引き上げたいが故にリスクテイクが過剰な欧米のガバナンスモデルを借用する、という点も疑問となる。

果たして、結果としてこのままガバナンス改革により日本経済に活気が戻るのであろうか。寧ろ過剰な報酬受け取り、配当増加などの株主還元増加といったマイナス面が発限することにならないか、従来の経営陣の忠実さやモラルの高さが失われないかなど懸念される。

またCGCについても、73項目も規定され、エクस्पラインも14項目に亘る。英国コードほどではないにしろ、既に詳細なハードロー化している。このため、チェックリスト方式に陥る危険性もある。プリンシプルベース、ソフトローの良さを失いかねない。

また指名・報酬委員会について、任意の諮問委員会型の導入が増加している。米国型の指名委員会等設置会社方式を選択せず、監査役会設置会社のままで代表取締役（CEO）の最終的な決定権限を留保しつつ、中途半端なガバナンスモデルによって海外機関投資家による批判をかわそうとする傾向もある。監査等委員会設置会社導入の企業数が大きく増えつつあるが、同様にISSなどの議決権助言会社の評判も決して芳しくない⁽¹⁹⁾。攻めのガバナンスを標榜する中で、リスクテイクにかかる構造的なリスクガバナンスの体制構築が求められる。

コードの柔軟性がなくなること、機関投資家のショートターミズムから経営陣が行うエクस्पラインの内容に無関心で配当増加や株価上昇に興味を有して企業価値向上・成長には実際には関心を持たないこと、行き過ぎたインセンティブ報酬と経営者モラルの低下、活動的なアクティビストの議決権行使とエンゲージメント・対話の実際的手法など懸念材料は少なくない。

リスクテイクの増加により環境や地域社会、従業員などステイクホルダーを含めた拡大型・統合的リスクマネジメント（ERM）の提示が求められる。ガバナンス領域のみの狭い議論では不十分であり、最終的にはリスクマネジメントの結合（リスクガバナンス）が不可避となると考える。

Ⅷ. 英国型ガバナンスに対する課題克服の具体策

1. 英国型ガバナンスに対する課題克服の具体策－2014年版英国コードにみる英国型ガバ

(19) 大崎貞和「問い直されるべき議決権行使助言会社のあり方」NRI Financial Solutions (2015年9月9日)、鈴木裕「議決権行使助言業者と上場会社との対話 議決権行使助言業者は、「聴く耳」を持つか？」大和総研・金融資本市場 (2016年3月11日)。

ナンスの改善の鍵、議長と筆頭独立取締役 (LID)、株主の役割分担など関係の整理—

英国ガバナンス・コード (2014年版)⁽²⁰⁾ の規律を参考に、我が国が当面の目標とする英国自身がコード原則として掲げ内容、即ち現状の改革が不十分として認識していると思料される点を解決策の一助として考察する (私見)。欧米諸国と我が国ではガバナンス改革の目標と時点においてズレがあり、英国のコードの課題がそのまま我が国が克服すべき課題となるわけではないが、参照すべき内容とはなり得る。ガバナンス改革のキーとなる 이슈を探ってみたい。実務上の細かな留意すべきポイントとなる。リスクガバナンス構築にも通じる内容があり、今後の日本版コード改訂時の上乘せ事項として検討されることを期待する。

英国コードのかかる規定の内容は既に我が国上場規則等に採り入れられた部分もあるが、非業務執行取締役 (NED) や取締役会議長の機能の形骸化防止あるいは株主の仲介役の機能向上の視点から SWC, CGC における対話・エンゲージメントの促進、長期的価値向上の実現のために重要となり、参照される。成長投資の推進の観点から、当該ポジションに攻めの経営・リスク管理の理解、実行が可能な人材を置くこと、単なる法律家、会計専門家ではなく、NED といって守りのガバナンスではない経営感覚の理解できる人材を据えることが肝要となる。

独立社外取締役の諸機能も我が国では直ちに符合するものではないが、要約すれば以下の点が注視される (私見)。

筆頭社外取締役が単に議長、株主、NED などと交渉するのみならず、議長の業績評価を議長の不在の下で行うこと、これによって取締役会評価の実効性向上が図られると考える。特に取締役会議長の役割等について、単に独立社外取締役が就任して CEO など経営執行陣との権限・監督の分離徹底を図るのみならず、指名委員会議長との兼務を抑制することなどの非業務執行取締役 (NED) の中での更なる権限分配を図ること、NED の研修時に主要株主と意見交換を図る役割等について規定する点が大きな特徴といえる。組織面のガバナンス改革に留まらず、主要株主とのエンゲージメント、インベスター・リレーション面の機能にまで及んでいる。筆頭社外取締役 (senior (lead) independent director SID) 制度しかりであろうが、我が国の場合は今般のコード導入でようやく上場企業に対して社外取締役複数設置 (最低2名) が事実上義務付けられた段階であり、筆頭社外取締役の規定もコードに設けられてはいるが、こうした内実の議論の前提を充足し得るだけの人数を確保している企業数は決して多くない。未だ発展プロセスにあるといえよう。また指名委員会や独立社外取締役などにかかる内容の規定化・開示、契約書式化の充実が窺える。こちらも

(20) The UK Corporate Governance Code, Financial Reporting Council, September-2014, April-2016. <https://www.frc.org.uk/Our-Work/Publications/Corporate-Governance/UK-Corporate-Governance-Code-April-2016.pdf>. 金融庁「英国・コーポレートガバナンス・コード (仮訳)」FRC (財務報告評議会) (2014年9月改訂) 参照。2014年の改訂作業では、取締役の報酬と長期的な成功との間に、より明確な関係性を持たせることに強い焦点が当てられたといえる。しかしながらコーポレート・ガバナンス・コードという行動規範の枠組みでは、強制力が弱い印象も受ける。クローバック (報酬の取戻し) 制度に関しても、コード上では既に支払った報酬の返還に言及しているが、コードの規定どこまで現実的運用ができるか、コード上で概念を定義すべきかなど疑問が呈されている。菅野泰夫「英国コーポレートガバナンス・コード改訂の最新動向～2014年9月改訂版とコンサルテーション・ドキュメントの紹介～」大和総研調査季報2014年秋季号 Vol.16, 1-14頁。なお2016年に最新版コードがFRCから提示されている。更なる研究資料としたい。

従業員を含めて我が国雇用体系が契約型雇用ではなく関係型雇用に留まる前提では直ちには浸透し難い嫌いもあろうか。また情報・サポート面で会社法上の役職である会社総務役 (company secretary) の機能が重視されており、会社総務役はすべてのガバナンス問題に関して取締役会議長を通じて取締役に助言を行う責務を負うべきであるとする点、リスク管理と内部統制ならびに戦略目標 (strategic objectives) にかかる取締役会の役割・責任の明確化、三様監査の機能につき、監査委員会と会社法上の規定がない内部監査の有効性に関するモニタリングの明記等も参照される。

2. 英国型ガバナンスの課題克服の具体策

英国型ガバナンスの課題克服の具体策を探るべく、英国コードの中から項目を抽出していきたい。紙幅の制約もあり、重要と思料されるものに絞るが、日本版コードに比べかなり詳細・具体的な内容となる。ソフトローのルールベース化を示すジレンマともいえるが、企業サイドの取り込み手法により上手く活用を図ることが望まれる。

まず英国コードでは、取締役会の役割につき、第A章:リーダーシップ A.1:取締役会の役割における主要原則 (Main Principle) として、「すべての会社は、会社の長期的な成功に共同して責任を負う、実効性の高い取締役会 (effective board) によって統率されるべきである。」ことを掲げる (A.1)。

補助原則 (Supporting Principles) では、「取締役会の役割は、リスクの評価・管理を可能とする、注意深く (prudent) かつ実効性の高い統制の仕組みのもとで、会社に対して企業家的な (entrepreneurial) リーダーシップを発揮することである。取締役会は、会社の戦略的目標を設定し、会社が目的を達成するために必要な資金面・人材面のリソースが確保されるようにするとともに、経営のパフォーマンスの評価を行うべきである。取締役会は会社の価値観と規範 (standards) を設定し、株主その他の者に対する会社の責務が社内で理解され全うされるようにすべきである。すべての取締役は、法令上の義務を遵守しつつ⁽²¹⁾、会社の利益を一番に考えて行動しなければならない。」とする。

各則 (Code Provisions)⁽²²⁾ では、「A.1.2.当該年次報告書には、取締役会議長、副議長 (存在する場合)、最高経営責任者 (chief executive)、筆頭独立取締役 (SID)、各委員会の委員長と所属取締役を明記すべきである3。取締役会と委員会の開催回数および各取締役の出席状況も記載すべきである。」。

「A.1.3.会社は、取締役に対する訴訟に備え、適切なカバレッジ範囲の保険契約をアレンジすべきである。」。

A.2:責務の分担では主要原則として、「会社において、取締役会の運営を担う責務と、事業の経営を担う責務とは、明確に責務の分担がなされるべきである。何人も、制約の無い決定権限を持つべきではない。」。各則では「A.2.1.取締役会議長と最高経営責任者の役割は、同一人物が果たすべきでない。取締役会議長と最高経営責任者との責務の分担は、明確に確立され、書面化され、取締役会の同意を得るべきである。」。

A.3:取締役会議長では、主要原則として「取締役会議長は、取締役会においてリーダー

(21) 英国の株式会社の取締役の企業価値向上の義務は2006年会社法の第170条-177条に規定されている。

(22) 各則 A.1.1 および A.1.2 は FCA 規則 DTR 7.2.7 R と同趣旨、A.1.2 は同規則 DTR 7.1.5 R と同趣旨である (付則 B 参照)。

シップを発揮することと、取締役会がいかなる役割を果たす場合にも実効性の高いもの(effective)であることについて、責務を負う。】。

補助原則として、「取締役会議長は、取締役会の議案(agenda)を定めるとともに、すべての議案、とりわけ戦略的課題に関するものについて十分な時間が確保されるようにする責務を負う。また、取締役会議長は、特に非業務執行取締役による効果的な貢献を促し、業務執行取締役と非業務執行取締役の間の建設的な関係を確保することによって、開放的な議論の気風を促進するべきである。取締役会議長は、取締役が正確でタイムリーかつ明瞭な情報を得られるようにする責務を負っている。取締役会議長は、株主との有効なコミュニケーションを確保すべきである。」。各則では、「A.3.1.取締役会議長は、任命時点において後掲B.1.1に記載する独立性基準を満たしているべきである。最高経営責任者は、当該会社の取締役会議長になるべきでない。仮に例外的に、最高経営責任者を取締役会議長にする旨を取締役会が決定する場合には、取締役会は、主要な株主と事前協議を行うとともに、任命時および次回の年次報告書で⁽²³⁾、株主に対してその理由を説明すべきである。」⁽²⁴⁾。

A.4:非業務執行取締役(Non-Executive Directors)では、主要原則として「単体構造の取締役会のメンバーたる者の役割のひとつとして、非業務執行取締役は、戦略に関する提案について、建設的な議論を挑むとともに、より良いものとするよう支援すべきである。」。

補助原則(Supporting Principles)として、「非業務執行取締役は、合意された目標や目的に照らして経営のパフォーマンスを精査し、業績の報告・公表をモニターすべきである。非業務執行取締役は、財務情報が正しいものであることや、財務面の統制管理・リスク管理システムが強固で信頼できるものであることについて、確証を得るべきである。非業務執行取締役は、業務執行取締役(executive directors)の報酬の適正水準を決定するとともに、業務執行取締役の任命と、必要があればその解任、更には後継者計画の策定について主要な役割を果たす責務を負う。」。

各則では、「A.4.1.取締役会は、非業務執行取締役のうち1名を筆頭独立取締役(senior independent director)に任命し、取締役会議長を支え、必要に応じて、他の取締役との仲介を行う役割を果たさせるべきである。株主が、取締役会議長、最高経営責任者、業務執行取締役という通常の接触経路では懸念を解決できなかった場合や、そうした接触が適当でないという懸念を抱えている場合には、当該株主は、筆頭独立取締役に接触できるべきである。」。

「A.4.2.取締役会議長は、業務執行役員(executives)を入れずに、非業務執行取締役との会合を年に複数回は開催すべきである。非業務執行取締役は、少なくとも年に1回以上、また、適切と考えられる他の適宜の機会に、取締役会議長を入れずに、筆頭独立取締役がリードをとる形で、取締役会議長の実績評価のための会合を持つべきである。」。

「A.4.3.取締役は、会社経営や提案されているアクションを巡り、解消されない懸念を有する場合には、取締役会議事録に当該懸念が記録されるようにすべきである。非業務執行取締役がこうした懸念を抱えて辞任する場合には、取締役会議長に説明書面を提出し、取締役会に回覧すべきである。」。

(23) 本条項を遵守するか否かは任命が行われた年のみにおいて報告の必要がある。

(24) 各則A.3.1は、取締役会議長は任命時点において本条項に記載の独立性基準を充足すべきであると規定するが、就任後は本基準は議長には適用されない。

第B章:取締役会の有効性について、B.1:取締役会の構成では、主要原則として「取締役会とその下にある委員会は、スキル、経験、会社からの独立性、会社についての知識に関して適正なバランスを有し、その義務(duties)と責務(responsibilities)を効果的に果たせるようになっているべきである。」。

B.2:取締役の任命では、主要原則として「新たな取締役の任命については、正式で(formal) 厳格かつ透明性ある手続が定められるべきである。」。各則では、「B.2.1.取締役の任命プロセスをリードし、取締役会への推薦(取締役候補の選任権を有する取締役会に対する候補者の推薦)を行うべく、指名委員会が設置されるべきである。指名委員会メンバーの過半数は、独立非業務執行取締役とすべきである。取締役会議長か独立非業務執行取締役がその委員長を務めるべきであるが、同委員会が取締役会議長の後任者人事を取り扱う場合には、取締役会議長は委員長を務めるべきでない。指名委員会は、その役割や取締役会から委任された権限について説明を行う設置要綱(terms or reference)を閲覧可能(available)とすべきである。」。

B.2.3.非業務執行取締役は、再任手続に付され、解任に関する定款の規定に服することを前提とし、特定の期間において任命されるべきである。非業務執行取締役の就任期間が6年を超える場合には、特に厳格なレビューに服するべきであり、また、取締役会に漸進的に新風を吹き込むことの必要性を考慮すべきである。

B.3:取締役のコミットメントでは、各則として「B.3.1.指名委員会は、取締役会議長の任命にあたっては、危機の発生時には対応の必要があることを認識した上で、想定される関与時間の見積もりを記載した職務説明書(job specification)を作成すべきである。取締役会議長に他の重要なコミットメントがあれば、任命前に取締役会に開示されるべきであり、年次報告書にも記載されるべきである。そのようなコミットメントに変更があった場合には、その都度、取締役会に報告されるべきであり、次回の年次報告書でその影響を説明すべきである。B.3.2.非業務執行取締役の任命に関する契約条件は、閲覧可能(available)とされるべきである⁽²⁵⁾。任命書には想定関与時間を記載すべきである。非業務執行取締役は、その期待に応えるために十分な時間を提供することを請け負うべきである。彼らに他の重要なコミットメントがあれば、その大まかな時間数とあわせて任命前に取締役会に開示されるべきであり、またその後に変更があった場合には取締役会に通知されるべきである。B.3.3.取締役会は、その業務執行取締役が、FTSE100会社の2社以上の非業務執行取締役か、FTSE100会社の取締役会議長を引き受けることに同意すべきではない。」。

B.5:情報およびサポートでは、主要原則として「取締役会は、自己の責務を果たすのに適した形式と品質の情報を、タイムリーに提供されるべきである。」。補助原則として、「取締役会議長は、取締役が、正確で、タイムリーかつ明瞭な情報を得られるようにする責任を負っている。経営陣(management)はこうした情報を提供する義務を負うが、取締役は必要に応じその明確化や補足説明を求めるべきである。「会社総務役」(Company Secretary、英国会社法上の役職)の責務には、取締役会議長の指示のもと、取締役会内部・委員会内部において、また、経営陣と非業務執行取締役との間で情報がスムーズに流れるようにすることや、就任ガイダンスの円滑化を図ること、要請に応じて専門知識の研鑽を補佐する

(25) 非業務執行取締役の任命に関する契約条件は、会社の登記上の事務所において通常の営業時間中、何人に対しても閲覧可能、年次株主総会(総会15分前から総会の最中)においても閲覧可能であるべきである。

こと、が含まれる。「会社総務役」は、すべてのガバナンス問題に関して、取締役会議長を通じて取締役に助言を行う責務を負うべきである。各則では「B.5.2.すべての取締役は、「会社総務役」の助言とサービスを利用できるべきであり、「会社総務役」は、取締役会の手順が遵守されていることを確保する責務を取締役にに対して負っている。「会社総務役」の任命および解任は、取締役会全体の所管事項であるべきである。」。

B.6:評価では、主要原則として「取締役会は、取締役会、その委員会、および個々の取締役について、正式かつ厳格な年次評価を実施すべきである。各則では「B.6.2. FTSE 350 会社における取締役会の評価は、少なくとも3年ごとに外部者によって実施されるべきである。当該外部評価者は、会社と他に関係を有するか否かという点を含め、年次報告書において明らかにされるべきである。B.6.3.非業務執行取締役は、筆頭独立取締役〔senior independent director〕の指揮のもと、業務執行取締役の見解を考慮しつつ、取締役会議長のパフォーマンスを評価する責務を負うべきである。」。

第C章:説明責任では、C.1:財務・業務報告の主要原則として、「取締役会は、会社の現状と展望に関する、公正でバランスが取れた理解が容易な評価 (assessment) を公表すべきである。C.2:リスク管理と内部統制では、主要原則として「取締役会は、その戦略目標 (strategic objectives) を達成するに当たり、取ろうとしている主要なリスクの性質と範囲を特定する責務を負う。取締役会は、健全なリスク管理と内部統制システムを維持すべきである。各則として、「C.2.1.取締役は、年次報告書において、会社が直面している主要なリスク (会社のビジネスモデル、将来の業績、支払能力および流動性に脅威を与えるリスクを含む) について取締役が厳格な評価を実施したことをコンファームすべきである。取締役は、これらのリスクを記載し、これらのリスクをどのような方法で管理し又は減少させているかを説明すべきである。C.2.2.会社の現状および主要なリスクを考慮し、取締役は、年次報告書において、会社の将来見通しをどう評価したのか、どの期間について将来見通しの評価を行ったのか、その期間を適切と考えた理由を説明すべきである。取締役は、評価を行った期間において、会社が事業を継続し、弁済期の到来した債務を履行できることに関して、合理的な期待を有しているか否かについて、必要に応じ要件や仮定を示しつつ説明すべきである。C.2.3.取締役会は、会社のリスク管理と内部統制システムをモニターし、少なくとも毎年、それらの有効性をレビューすべきであり、年次報告書において、そのレビューを報告すべきである⁽²⁶⁾。そのモニタリングおよびレビューは、財務、業務、コンプライアンスを含むすべての重要な統制をカバーすべきである。」。

C.3:監査委員会および外部会計監査人⁽²⁷⁾では、主要原則として「取締役会は、事業報告 (corporate reporting) やリスク管理・内部統制原則をどのように実施するかについて、また、外部会計監査人との適正な関係の維持について、公式かつ透明な仕組みを確立すべきである。各則では、「C.3.6.監査委員会は、内部監査活動の有効性をモニターし、レビューすべきである。内部監査を置いていない会社の場合には、監査委員会は、毎年、内部監査機能の必要性の有無を検討し、それに基づく提案を取締役に提示すべきであり、また、当該機能が存在しない理由は、年次報告書の関連箇所において説明すべきである。」。

(26) FCA規則DTR 7.2.5 Rは、会社に対し財務報告プロセスに関連する内部統制およびリスク管理システムの主な特徴点について記述することを義務付ける。

(27) Guidance on Audit Committeesは本コードの該当部分を適用する手段について提案している。

第D章:報酬では、D.1:報酬の水準および構成の主要原則として、「業務執行取締役の報酬は、会社の長期的成功を促進するように設計されるべきである。業績連動部分は、透明性があり、長期の時間軸に即し、厳格に適用されるべきである。」。

最後に第E章:株主との関係では、E.1:株主との対話の主要原則として、「目指すところ(objectives)についての相互理解に基づき、株主と対話(dialogue)を行うべきである。取締役会全体が、株主との間で満足のいく対話が行われるようにする責務を負っている⁽²⁸⁾。」。

補助原則として「株主との接触窓口の大半は最高経営責任者と財務担当取締役(finance director)ではあるものの、取締役会議長は、主要な株主の関心と懸念をすべての取締役が認識するようにすべきである。取締役会は、現実的で効率的な何らかの方法により、継続して株主の意見に触れるようにすべきである。」。

E.2:株主総会の建設的な活用の主要原則として、「取締役会は、株主と意思疎通を図り、株主の参加を促すために株主総会を活用すべきである。」。各則では、「E.2.3.取締役会議長は、監査委員会、報酬委員会、指名委員会の委員長が年次株主総会で質問に回答できるように、また、すべての取締役が出席するように手配すべきである。」。

Ⅹ. 新たなインベスターリレーションならびにガバナンス構造の変化

1. 新たなインベスターリレーションならびにコーポレート・ガバナンス構築

ガバナンスのあるべきモデルは各国、業界特性、法制度や環境、企業の発展段階により異なり、他国のモデルの移植でこと足れりとはならない。時間の進展、金融危機など事象の勃発に応じて、課題と解決策の強弱、成否は分かれよう。ガバナンスの問題がいつの時代も議論の尽きない所以でもあるが、こうした中、アベノミクスのガバナンス改革の展望を主にできるだけ統一的な掌握を試みた。

金融緩和など副次的要因もあり、これまでのところ企業の業績回復を背景にアベノミクスのガバナンス改革には肯定的なニュアンスが出されようが、業績回復がガバナンス改革を逆に後押ししている面もあろう。

最近になって肝心の我が国のガバナンス・コードなどが範とする英国のガバナンス研究者からアベノミクスのガバナンス改革につき、その将来に向けて懐疑的な見解も窺える。全米取締役協会など米国等からも、視座はやや異なるがプリンシプル・ベース等に関して類似の問題意識が出されてきた。

従来ガバナンスの議論は経営者サイドにおける改善に焦点があったが、SWCとのダブルコードによって改革を進める新しい段階に来ている。インベスターリレーションの議論について、従前は企業サイドの企業戦略としておける投資家との関係作りを主な内容としてきた感もあるが、今後は機関投資課と経営者の双方からの中長期的企業価値向上と持続的成長に向けた改革アプローチに視点が移っていくことになる。

ケイレポートを皮切りに短期主義、機関権限分配論、Fin Tech(金融技術の結合)やAI(人工知能)などの動向や問題意識も含めた評価と対処など、新たな観点からの課題がガバナンス分野で生まれつつある。リスクマネジメントと合わせた新しい時代のガバナンスの

(28) 株主を情報へのアクセスにおいて平等に取り扱うという法令の一般的要件に取って代わるものではない。

模索が必要となる。単なる欧米型のERMではなく、統制環境 (control environment) の要素の中に各企業の企業文化 (corporate culture), 行動規範 (code of conduct) の具現化を織り込んだ内容が求められる。

2. ガバナンスの収斂と多様化・独自化の同時進行

Comply or Explain のプリンシプル・ベースといいつつ、ソフトローであるべきコードの内容が限りなくルールベース化し、この先エンフォースメントまでも刑事罰規定の内容などが含まれることになる⁽²⁹⁾、会社法としての法制度、あるいは上場規則としての事実上の強制かの相違はあるがソフトローのハードロー化が進み、判例法による形成 (ケースロー) が最終的な成否を分けることとなりかねない⁽³⁰⁾。

その場合、同じくコモンローである英国、米国において、プリンシプル・ベース、ルールベースと各々分化していった法制度面の相違が徐々に近接する内容になっていく可能性がある。米国型、ドイツ型など相違するガバナンスについて同質化が世界的にも議論されてきている。また今後は更に CSR や ESG 投資・統合報告など株主権型からステイクホルダー重視型⁽³¹⁾ に向けた共通の動きが進むと考えられることも同旨の議論であろう。

共同決定法制度下のドイツにおける米国モデルへの接近、コードのない米国における裁判例を通じた法の拡張と柔軟性、忠実義務など規範化概念の進展によるプリンシプル・ベースの取り込み⁽³²⁾、エンフォースを強める英国ソフトローのハードロー・ルールベース化あるいはEUのガバナンス改革など世界的に収斂の動きがみられる⁽³³⁾。我が国も社外取締役の義務化が進展中である反面、独自の監査等委員会設置会社新設が法制度面で並行して進められたことはガバナンスの収斂 (convergence) と多様化・独自化の同時並行の特徴を示すものであろう。

今後の企業のガバナンス改革、コードのあり方として内容・実質面では収斂しつつ、企業毎に金融資本市場のニーズに沿いリスクマネジメントを含め柔軟な選択をし得る分散的な細目的要素も包含する多様性も備えたものとなろうか。

ダブルコードを持たない米国のモニタリングモデルを至高としつつ英国モデルのCGCとSWCを導入することの整合性、その解決の1つを我が国独自モデルである監査等委員会設置会社の積極的評価と活用を求めるのか、関係型雇用と市場型外部取締役モデルの推進で解決がつかかなど更なる議論の進展を期待したい。

3. リスクガバナンス経営ならびに Fin Tech —縦型・中央集権型持株会社の修正へ—

短期主義の是正を図るべく、四半期決算の廃止、証券アナリストや格付機関等の短期業績重視からの転換など制度的な枠組みの改善に加え、企業自身において組織面のリスクガ

(29) 拙著・前掲注(2)②363-376頁。

(30) 我が国法制のコモンロー傾向の嚆矢あるいは convergence の表層でもあろうか。

(31) 日本版コードでは初めて公的なコーポレート・ガバナンスの定義がなされ、ステイクホルダー重視が窺われる。「本コード(原案)において、「コーポレートガバナンス」とは、会社が、株主をはじめ顧客・従業員・地域社会等の立場を踏まえた上で、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うための仕組みを意味する。」。

(32) 拙著・前掲注(2)②310-327, 366-376, 378-399頁。

(33) 拙著・前掲注(2)①208-210頁。

バランスが重要となる。本稿では、主として後者について検討を深め、具体的には英国コードを参照しつつ、改善策の提示も図ってきた。

リスクマネジメントとリスクアベタイト・フレームワークを統合したリスクガバナンス経営・体制の構築が鍵となる。また近時のFin Tech (financial technology) 企業の動向が金融とガバナンスの新しい方向を導き出す可能性がある。欧米型銀行が縦割り事業部制度(縦型)の強化を図り、更にリスクマネジメント、内部統制、コンプライアンスに関してグローバルに全社的グループ管理が進む中で、他方では銀行に支配されない多くの株主(たとえ少数株主ではあっても)が存在するFin Tech企業との連携強化により、縦横の両方のベクトルに向けたガバナンス改革が同時に進行し、新しいビジネスモデルの模索がなされよう。

邦銀などがグローバル金融機関として事業部制重視の色彩を強める中、ERMの必要性が益々高まろうが、欧米型モデルではERM重視といいつつ、実際には過剰なリスクテイクおよび不正問題が絶えない状況を現出してきた。我が国が攻めのガバナンスの標榜により、形式的に米型ERMを取り込むことになると将来において軋みが出ざるをえない危惧がある。

他方、Fin Techの動きは逆に横断的なガバナンス指向を示し、持株会社の集権化、代表訴訟の遮断された経営陣の天国として形式的ガバナンススキームに堕しかねない金融持株会社にも緊張感をもたらすことになる。少数株主やステイクホルダーなど外部規律を受け、中央集権型持株会社・完全子会社制度から分散型持株会社へ転換する嚆矢ともなる。

持株会社形態では少数株主からの代表訴訟提起が事実上遮断され、金融資産や大多数の従業員は100%子会社にあり(メガバンク)、金融持株会社(上場)の経営陣は安泰であった。金融グループの戦略司令塔は持株会社にあるが、欧米型の縦型事業部制強化の動向が現場からのボトムアップで強まり、むしろ子会社に実権が移行しつつある面もある。子会社のメガバンクのトップ、さらに営業・融資の現場に実権があり、事実上の事業部制(タテ重視)ともいえる。

しかし金融技術の進展から、持株会社の外部との繋がりが重視されるようになり、タテ、ヨコ方向ともガバナンスの緊張が強まる可能性が出てくる。加えて我が国は政府主導による改革が進み金融規制当局との繋がりが、制約が強化される。この点は英国の改革とは異なる面がある。この他、各メガバンクの枠を超えた資産管理部門の統合の動き(2017年中に共同持株会社設立)など従来の中央集権的持株会社の修正の傾向が出されてきた。再編の背景には日銀のマイナス金利政策により銀行業務の経営環境が厳しさを増したこともあり、システム投資などの負担軽減を図らんとする⁽³⁴⁾。

ガバナンス・コードの実践は経営陣の説明責任のあり方、株主総会の機能にかかる議論にも大きな影響変革をもたらすことになる。英国同様にコモンローの歴史を持ちながら、ソフトローの伝統に乏しく敵対的買収防衛策の判例による法規範を核とする米国と異なり、我が国はダブルコードの改訂、リスクフレームワークやソフトローたるコードとも親和する監査等委員会設置会社の発展的な活用などを通じて対話、エンゲージメントを進

(34) みずほFG系の資産管理サービス信託銀行と三井住友トラスト系の日本トラスティ・サービス信託銀行(同)の統合を図る。主な顧客は年金基金や企業で運用資産の売買や決済を管理している。有価証券などの顧客預り資産は2016年9月時点で合計380兆円程度に達する。時事通信(2017年1月18日)。

め、ショートターミズムとの調整も図ることになるろう。

4. ショートターミズムとリスクガバナンス、積極的妥当性の規律付けならびに企業評価—支配権とコントロール・プレミアム、マイノリティ・ディスカウントの関連など—

(1) 東芝事件とリスクガバナンス

中国では所有と経営自体が未分化のため、社外取締役や会長が適切な機能を果たし難く、米国型モニタリングモデルは逆にガバナンスの面でマイナスにもなりかねない。内部統制構築も不十分で、監査役制度への期待が残る所以である。各国毎にガバナンスモデルは異なり、また収斂するが、最終的には企業経営と同じくリーダーシップを持ち、バランス感覚を備えた適格なリスクガバナンスの統率者、その規律スキームの確保に尽きる。

外部役員形の形、数を整え、議論を重ね株主と対話することで充足するか、東芝の不正事件に続く直近の経営危機⁽³⁵⁾は指名委員会等設置会社をいち早く導入したものの、ガバナンスの2つの目的である適法性、経営の効率・妥当性の何れも失ったケースである。会計不正が先行し経営改善、ガバナンス策も進めた後になって買収先の米国原子力事業の巨額損失、営業権減損リスクを招いた。業績悪化の挽回を図るべく、積極的にリスクテイクを行った事例でデューデリジェンスの不足はあるにせよ、法令違反、さらには著しく不公正にも直ちには該当しないと思料されるが、債務超過など企業の存亡にも繋がりがねない事態を招来している。英国のSenior Management Regime (SMR)の議論、関連事例に相似するといつてよい。経営判断にかかり、従来の法制度、エンフォースメントでは役員規律が困難な境界の案件であろう。短期主義の弊害のみとも言い切れない。筆者がかねて主張する積極的妥当性の面の規律付け、体制構築の問題であり、攻めのガバナンスにも関わる正しくリスクガバナンスの問題である。

(2) ショートターミズムの功罪とアベノミクス

ダブルコードを持たず、アクティビズムが旺盛で機関権限分配論の徹底した米国において、ショートターミズムの議論はライツプラン型敵対的買収防衛策の攻防に収斂・顕現化してくるといえよう。中長期的時間軸とショートターミズムの利害調整が議論となってきた。取締役会の裁量として株主構成を変更することには権限を越えると考え、裁判所としては企業経営における中長期的時間軸を尊重し、防衛策に関してユノカル基準を基礎に謙抑的な態度が窺える。またわが国のニッポン放送事件(2005年)はシャドーピル⁽³⁶⁾の事案といえよう。

なお、ショートターミズムに関しては肯定的な見解⁽³⁷⁾も存在する。関連した問題意識として、アベノミクス施行後の企業業績の好転は確かにガバナンス改革の寄与によると見ることも可能であろうが、単純に第一の矢である金融緩和・円安による業績向上によるガバナンス体制・改革との相互作用・サイクルの好転によるところが大きく、ガバナンス機能

(35) 読売新聞2017年1月28日参照。

(36) 具体的な買付けの懸念が生じてからライツプラン(ポイズンピル)を導入する。

(37) 米国の実証分析をみる限り、必ずしも機関投資家が経営者を近視眼的にしているわけではない。日本企業がかつて長期的視野を維持できた理由はメインバンクによる企業統治もあるが、経済の安定的高成長がその根源にあったことは確かだ。それが維持できなくなった以上、日本企業も短期主義と長期主義の狭間でまがいていくしかないであろう。鶴光太郎「企業の短期主義、再び注目」日本経済新聞「経済教室」(2016年1月18日)。

自体はメインバンク機能の低下などむしろ総合的には低下しているとも考えられよう。この点で従来の我が国のガバナンスは機能していたこと、アベノミクスは労働者の雇用の側面は従前通りとして関係型雇用と市場型金融・外部取締役のタイプ・組合わせを目指すものと考えられるが、かかるコーポレート・ガバナンスは有効なのか疑問となること等の議論が提示されていることは留意されよう⁽³⁸⁾。

(3) 米国とEU・英国の対応ならびに支配権とコントロール・プレミアム、マイノリティ・ディスカウント

特にスチュワードシップ・コードを持たない米国において、中長期的視点を持つ株主によるエンゲージメントの強化に関して、アンバンドリング(株主権の分解)の指摘として、上場企業側が株主を特定し、直接対話を行う権利を付与することが提示されている。米国では司法審査の法的インフラの前提として、経営陣(Management)が中長期の事業プランを策定し、独立性のある取締役会(the Board)が担保すること、最終的には株主総会が委任状勧誘(proxy fight)等を経て判断することが掲げられる⁽³⁹⁾。

更に近時のショートターミズムにかかる米国の判例を通観して、支配権・支配株主とコントロール・プレミアム⁽⁴⁰⁾ならびに企業評価に関し、ユノカル基準を根底に置く判例の考え方

(38) 2016年度東京大学金融教育研究センター(CARF)・日本政策投資銀行設備投資研究所共同主催シンポジウム『日本企業のコーポレート・ガバナンス：産業の新陳代謝、サステナビリティ経営に向けた課題と展望』東京経済研究センター(TCER)・アメリカ経済政策研究センター(CEPR)年次国際学術会議(TRIO conference)共催(2016年12月8日-9日)。星岳雄(スタンフォード大学教授)「日本のコーポレートガバナンス改革」の指摘は以下の通り。①日本経済を停滞状態から復活させるために、コーポレート・ガバナンス改革に焦点が当たっている。②しかし、そもそも日本型コーポレート・ガバナンスが問題だったわけではない。③日本のコーポレート・ガバナンスは、アメリカのコーポレート・ガバナンスとも、現在の改革が目指すものとも違ってしたが、有効に働いていた。④問題は日本型コーポレート・ガバナンスの金融的側面が80年代頃から衰退してきたことである。⑤日本のコーポレート・ガバナンスの、特に業績が悪い企業を再編・再建する機能が、1990年代、2000年代に低下した。⑥現在のコーポレート・ガバナンス改革は、金融的側面をアングロサクソン型に近づけることによって、問題を解決しようとする。⑦改革の成果はあがっているようだが、コーポレート・ガバナンスの労働的側面が変わらない中で、有効なガバナンス機能は回復されるのだろうか。また金融的側面(関係型金融・内部取締役、市場型金融・外部取締役)と雇用の側面(市場型、関係型)に4分類し、(a)市場型雇用と市場型金融・外部取締役(典型的米国企業)、(b)関係型雇用と関係型金融・内部取締役(従来の日本)の組合わせに加えて、(c)市場型雇用と関係型金融・内部取締役、(d)関係型雇用と市場型金融・外部取締役の2タイプが新たに現出している。アベノミクスは(d)を目指すものと考えられるが、このコーポレート・ガバナンスは果たして有効なのか、疑問を呈される。類型化につき、宮島英昭「日本企業システムの進化をいかにとらえるか：危機後の企業統治の再設計に向けて」経済産業省経済産業研究所RIETI Policy Discussion Paper Series 11-P-009(2011年3月)1-62頁。

(39) 武井一浩・石崎泰哲「上場企業法制における企業の中期的利益とショートターミズムとの調整(上)(下) - 最近の欧米の議論の諸相から -」2097号(2016年)21-33頁、2098号(2016年)36-46頁参照。

(40) コントロール・プレミアム(Control Premium)は、企業を支配する株主が保有する支配権に相当する価値のことをいう。株式市場における株価は少数株主同士で売買する株価であり、コントロール・プレミアムは加算されない。支配株主の株式価値を支配株主価値、少数株主の株式価値を少数株主価値というが、コントロール・プレミアムは少数株主価値と支配株主価値との差額に該当する。一方、支配株主価値から少数株主価値をみれば、割引かれる部分をマイノリティ・ディスカウント(Minority Discount)という。コントロール・プレミアムとマイノリティ・ディスカウントは、少数株主価値と支配株主価値との差額であって同じものを指すが、方向性が異なるものといえる。インターナレッジ・パートナーズIKP税理士法人「バリュエーション-株式のバリュエーションシリーズ-」,「インカム・アプローチの全般的な考え方」参照。<http://www.ikpi.co.jp/knowledge/valuation.html>

からすれば、将来取得する支配権について、現状存在するコントロール・プレミアムはさほど高く評価しないという方向に繋がると思料される。逆にマイノリティ・ディスカウントについては、それほど現状ではディスカウントしないこととなろう⁽⁴¹⁾。他方、英国、EUではダブルコードの存在が機関投資家側を規制し、共に経営の非効率性の温存を許さない点で機能するものといえる。もっともEUでも機関投資家、外国投資家の増加によってEU株主権指令⁽⁴²⁾の改正が議論もされている。ショートターミズムの論議を通して米国、EU・英国のガバナンス、株主のあり方の近接が窺えることになろう。

[本稿は、財団法人民事紛争処理研究基金の研究助成金を利用した研究成果の一部である]

[参考文献]

脚注掲載の他、齊藤壽彦『近代日本の金・外貨政策』慶應義塾大学出版会(2015年)、太田三郎『企業の倒産と再生』同文館出版(2004年)、藤江俊彦『改訂新版・増補 実践危機管理読本』日本コンサルタントグループ(2012年)、松田和久「EU会社法におけるコーポレート・ガバナンス－2003年・2012年アクションプランに基づく取組み－」稲葉陽二・藤川信夫・岡西賢治編『企業コンプライアンス』尚学社(2013年)、亀井利明『リスクマネジメント総論』同文館(2004年)、同『危機管理と危機突破』ソーシャルリスク研究所(2015年)、亀井克之『現代リスクマネジメントの基礎理論と事例』法律文化社(2014年)、上田和勇『企業倫理リスクのマネジメント』同文館出版(2014年)。

(2017.1.12受稿, 2017.2.9受理)

(41) 各自案の非上場株式の有無、あるいは流動性プレミアムの存在などによっても変動するため、一概に言えないことは当然である。

(42) 2007年7月11日「上場会社における株主の特定の権利の行使に関するEU指令」(Directive 2007/36/EC)、2013年6月26日「特定種の事業の年次財務諸表、年次連結財務諸表および関連報告書に関するEU指令」(Directive 2013/34/EC)。

〔抄 録〕

現下のアベノミクスが成長戦略の根幹として標榜する攻めのガバナンス改革の実践に向け、上場企業において2つのコードへの対応が急務となり、政府側も会社補償や役員報酬など法制度面の検討が進められている。果たしてこのまま目標とする英国型ガバナンス改革を取り込むことで我が国の経済活性化は成就できるのか、肝心の英国研究者からも疑念が提示されてきた。本稿では短期主義、ガバナンスの収斂と多様化、エンフォースメント、ソフトローのハードロー化、リスクガバナンス等包括的視点に立ち、重要な分岐点にある我が国ガバナンス改革の中長期の方向性について大きな枠組みから考察を進め、いくつか指摘も提示させていただいた。英国の研究を参照しつつ、独自の見解を述べた。ガバナンスの収斂の中、模倣でなく各国毎に多様化せざるを得ない部分でもあり、ガバナンスの議論の深遠さあるいは困難さに漸くたどり着いてきた感もある。彼我には同じ社外取締役といっても背景、機能の相違があったところ、グローバル化、収斂の傾向の下、ガバナンス進展におけるズレが改めて浮き彫りとなって認識され、比較検討の議論が逆に噛み合ってきた証左といえよう。法分野においても実証分析の意味合いが語られてきたが、それで充足する問題とも思えない。日本型の良さ、米国型モニタリングモデルといった択一的選択でなく、丁寧なファクトファインディングと制度設計を継続して行くしかない。プリンシプルベースのはずのソフトローのルールベース化、エンフォースメント強化もその過程での必然性を伴うものであろう。論文掲載の貴重な機会を頂いた千葉商科大学には心から感謝の意を表する。

陈潭秋关于中共党内斗争思想探析 (陳潭秋の中国共産党党内闘争思想について)

武汉纺织大学 刘 艳

“党内斗争”，是中国共产党历史发展过程中一个极为重要的关键词，是指在同一个政党内党员之间在思想、政治和组织上的原则性的分歧与对立的斗争。在一个政党的领导工作和党内生活中，在一些重大原则问题上，时常会出现一些分歧和矛盾。这些分歧和矛盾，是不可避免的，引发党内斗争是正常的。陈潭秋是马克思列宁主义的传播者和中国共产党组织的创始人，是中共早期重要的领导人之一。他曾经较长时间负责中共党的组织工作，特别注意强调思想斗争是党内斗争的重要方式和内容，坚持党的路线、方针、政策和实际斗争策略的统一，形成了较为系统的党内斗争思想，对于推动和完善此后获得发展的毛泽东关于党的建设理论做出了重要的贡献。其关于党内斗争的思想，主要包括以下几个方面的内容：

一、强调党内思想斗争在中共党组织的建设发展中的重要作用

在1936年7月为纪念中共诞生15周年之际，陈潭秋撰写了回忆文章，在莫斯科《共产国际》月刊和巴黎《全民月刊》上公开发表。同时，《陈潭秋文集》中也收录了他在莫斯科中共驻共产国际代表团会上所做的报告提纲。在这两篇文章中，陈潭秋提出了党内斗争的问题，并给予了较为集中的阐述。文中，他详细描述了中共第一次代表大会在讨论党的基本任务与组织原则、对孙中山的态度与关系等问题时曾发生过的严重的争论，明确指出“党在第一次大会就开始了正确的党内斗争的传统。”⁽¹⁾接着，他回顾1921年中共建党以来过去十五年来党的成长历程，历数第一次大会反对孟什维克主义与左派的斗争，“八七”会议反对陈独秀机会主义的斗争，六次大会反对机会主义与反盲动主义的斗争，四中全会反“立三主义”、反罗章龙右派以及反对“六三路线”的调和主义的斗争等，并特别强调指出：这些党内斗争“都逐步地推动了党走上了布尔什维克化的道路”，并据此做出了“党内思想斗争是中国党的发展、健全、布尔什维克化的主要关键”的论断。⁽²⁾在《报告提纲》中，他进一步强调指出：“我今天要向同志们讲的，只是关于党在每一个时期的革命政策和党内两条战线斗争问题。但这一问题不是简单的个别问题，而是党之所以能够成为全中国人民的领袖和党之所以能够布尔什维克化的主要关键。因为党的基本任务，需要有正确的革命政策逐步的去实现，而两条战线的斗争，则是正确执行革命政策的保证。关于这一点，在我党十五年来奋斗的奋斗历史中，得到了完全的证明。”⁽³⁾

在中共的幼年时期，陈潭秋就敏锐地察觉并明确提出党内斗争对中共党组织的建设与发展
的关键意义，显示了其马克思主义的理论素养和对中国革命自身特点的精当把握。在此之

(1) 《陈潭秋文集》，人民出版社，1997年10月第1版，第215页

(2) 《陈潭秋文集》，人民出版社，1997年10月第1版，第215页

(3) 《陈潭秋文集》，人民出版社，1997年10月第1版，第218页

后，中国共产党又经历遵义会议、张国焘分裂中共和红军事件以及博古的政治路线错误等党内斗争。从1947年冬到1948年秋之后，中国共产党开始采取整风的方式开展党内斗争，诸如1950年的整风运动、1957年开始的反官僚主义、反宗派主义、反主观主义的整风运动，1978年对“两个凡是”的批评等。在中国“新民主主义革命”和建设陷入危急的几个关键时刻，中共都是采取党内斗争的方式解决党内矛盾，统一党内思想，扭转革命形势的。这其中，陈潭秋等人关于党内斗争问题在理论上的贡献功不可没。当然，囿于当时的认识水平，陈潭秋和当时的领导人对于党内思想斗争还存在一些模糊甚至不正确的认识，中共在党内斗争中也确实存在机械过火的错误，给中共的发展带来一定的负面影响。但是从主流上看，从方向性来分析，无疑是具有一定的思想价值和理论意义的。毛泽东从哲学的高度肯定了党内思想斗争在中共的建设发展过程存在的必要性和长期性。他曾说：“党内不同思想的对立和斗争是经常发生的，这是社会的阶级矛盾，新旧事物的矛盾在党内的反映。党内如果没有矛盾和解决矛盾的思想斗争，党的生命也就停止了。”⁽⁴⁾他还指出：“马克思主义必须在斗争中才发展，不但过去是这样，现在是这样，将来也必然还是这样。正确的东西总是在同错误的东西作斗争的过程中发展起来的。真的、善的、美的东西总是在同假的、恶的、丑的东西相比较而存在，相斗争而发展的”。⁽⁵⁾

在21世纪的当今，开展党内斗争也是有益和必要的。中国共产党十四届四中全会通过的《中共中央关于加强党的建设几个重大问题的决定》指出：“改革开放给党的建设注入了新的活力，同时党的建设也遇到了许多复杂情况。……一些地方和单位党不管党、治党不严、纪律松弛、组织涣散，思想上、组织上、作风上存在着种种不容忽视的问题。特别是某些消极因素和腐败现象在党内滋长蔓延，严重侵蚀着党员和干部队伍。”这个认识概述了中共在新时期存在的种种问题，可以清楚地看到，导致中共党内产生消极因素的原因是多方面的，其中一个重要的原因就是，长期以来中共忽视党内矛盾的存在，没有注意研究和解决党内矛盾，忽视甚至放弃了开展正常的必要的党内斗争。

二、对党内矛盾和斗争根源的深刻分析

身为无产阶级先锋队组织的中国共产党，非常注意强调团结和统一，但是它的内部为什么会产生矛盾和斗争呢？陈潭秋认为，党内矛盾和斗争的产生是有着深刻根源的。陈潭秋长期从事中共的组织工作，直接处理地方党面临种种困难和问题，特别是1928年、1929年这两年间，他代表中共中央广泛深入各地开展巡视工作，帮助中共地方党委处理纠纷和矛盾，先后赴“顺直”（顺天直隶，大致相当于今天的河北和天津、北京）、直隶、青岛、满洲等地进行巡视工作，期间深入中共基层组织之中，走访座谈，调查研究，写出了大量的向党的中央反映、陈述及解决问题建议的总结报告，从中积累了丰富的党内斗争经验，也大大增强了陈潭秋对党内矛盾和党内斗争根源的认识。

在考察中共党内斗争问题时，陈潭秋较早就注意到用阶级分析的方法去考察社会现象，注重用阶级的视角和立场去看问题，以辨识不同的社会阶级、阶层之间的现实状况及其本质异同。在1924年《国民党的分析》一文中，他剖析了改组后的中国国民党各派的阶级性及其革

(4) 《毛泽东选集》（第1卷）[M]，人民出版社，1991年，第281页

(5) 《毛泽东选集》（第1卷）[M]，人民出版社，1991年，第294页

命性，指出“国民党本是各阶级联合组成的正常，因各阶级的经济背景不同，故其阶级性也必然不同，所以党内分出派别，是必然的现象，这并不是各阶级主观上故意分出来的。”⁽⁶⁾ 他用阶级分析的方法，得出中国国民党因党员的阶级性不同，党内形成左、中、右三派的结论。1927年在《悲壮热烈之五卅纪念》一文中，他指出，“在革命战线内，只要完全肃清了反革命派，使农工群众与工商业者联合巩固起来，国民革命一定能成功！”⁽⁷⁾ 陈潭秋对国民党左中右派的划分和联合工农群众及工商业者的观点并不是他本人的首创，但是在当时的历史条件下，相当成熟地运用阶级分析方法来研究国民党三派的具体阶级性，明确提出要巩固联合的思想实属不易。他的分析研究，为现实政治斗争提供了重要的理论指导，也为中国共产党制订对中国国民党及相关统一战线的政策打下了思想理论基础。

在党内斗争实践中，陈潭秋特别强调正确的政治路线和政治策略的作用，注意用马克思主义理论武装中共党员，用无产阶级思想教育和改造党员，强调党内斗争的思想根源。他较早就觉察了中共党内存在的非无产阶级思想，并与之作斗争。1928年陈潭秋巡视“顺直”，对顺直的中共内部问题做过分析。他指出“顺直的党虽也有几次的改组，但都流于形式主义，仅仅看在指导机关的改选，没有切实作全部改造的企图，仅仅注意表面的现象，没有更深刻地观察到党的病根。”⁽⁸⁾ 他认为顺直党内斗争“最大的最根本的缺点是政治路线的错误与动摇”，⁽⁹⁾ 并分析指出“顺直党的一般干部，纯粹是一般小资产阶级的分子，充满了小资产阶级的意识”，⁽¹⁰⁾ “现在的顺直党的纠纷正是小资产阶级意识与无产阶级意识斗争的表现。”⁽¹¹⁾ 他肯定了顺直七月扩大会议“有一点无产阶级意识的萌发”，同时又提出“打击流氓无产阶级的意识固然重要，但打击党内更深厚的小资产阶级的意识尤为根本任务”。⁽¹²⁾ 他进一步指出这种纠纷发展的结果，“出路只有两条：一是小资产阶级意识的胜利，使党更落后、更纠纷，以至于消灭；一是无产阶级意识胜利，促进党的转变，建立真正无产阶级的基础。”⁽¹³⁾

陈潭秋对中共党内极端民主化的影响、干部人才问题、宣传工作及派别问题、党内经济问题甚为关注。在对中共顺直党组织的整顿意见中，他提出“应当确定顺直党的政治路线”，还指出要“建立健全党指导机关，实行集体的指导”，“建立党的纪律，正确地实行民主制”以及要“培养干部、密切各级关系、加紧宣传工作”等意见。⁽¹⁴⁾ 在巡视直隶、满洲和青岛的总结报告中，他反复强调党开展群众工作的重要性。同时，他还强调在斗争中“要随时随地观察社会现实，才能联系实际，不致成为教条”，⁽¹⁵⁾ 同时“一个好的组织工作者，必须是一个好的宣传者”。⁽¹⁶⁾ 在新疆工作期间，针对一些党员的“左”的思想，他强调新疆当时的任务是实行和内地有别的“六大政策”，应该要把理论与实践打成一片，从新疆的实际情况出发来制定路线和策略。

(6) 《陈潭秋文集》，人民出版社，1997年10月第1版，第24页

(7) 《陈潭秋文集》，人民出版社，1997年10月第1版，第33页

(8) 《陈潭秋文集》，人民出版社，1997年10月第1版，第61页

(9) 《陈潭秋文集》，人民出版社，1997年10月第1版，第39页

(10) 《陈潭秋文集》，人民出版社，1997年10月第1版，第54页

(11) 《陈潭秋文集》，人民出版社，1997年10月第1版，第61页

(12) 《陈潭秋文集》，人民出版社，1997年10月第1版，第56页

(13) 《陈潭秋文集》，人民出版社，1997年10月第1版，第63页

(14) 《陈潭秋文集》，人民出版社，1997年10月第1版，第37页

(15) 《回忆陈潭秋》，中共黄冈县委编，湖北人民出版社，1981年10月第1版，第61页

(16) 《回忆陈潭秋》，中共黄冈县委编，湖北人民出版社，1981年10月第1版，第71页

三、形成“重团结、避纠纷”的党内思想斗争的方法

1921年中国共产党创建以来，始终存在着党内斗争的现象。因此，如何正确开展党内斗争，达到促进党内团结统一、纯洁巩固党组织的目的，就是一个政党必须关注和必须重点解决的问题。此前中共在对待党内斗争的根源问题上，往往片面地强调了社会阶级根源，而忽视了思想认识根源，以至于把党内斗争简单地归结为阶级斗争在党内的反映，因而往往造成党内的过火斗争，破坏党内的正常生活，影响和损害了团结和统一。中共党的历史上曾经多次出现的“左倾”和“右倾”就是一个突出的例证，如民主革命时期李立三、王明的左倾盲动主义和教条主义，在中共党内斗争中采取无情打击的做法，进而推行肃反扩大化，把党内斗争演化为敌我斗争，错杀了大批苏区和红军的优秀干部；在20世纪50、60年代的“社会主义革命与建设时期”，也出现了“反右扩大化”及对中共党组织和全社会带来巨大灾难的影响全局的“无产阶级文化大革命”。

陈潭秋反对利用党内斗争上纲上线，搞人身攻击、打击报复。在处理顺直党内矛盾时，陈潭秋采取肯定了顺直领导的大部分，对犯错误同志的处罚是本着工作需要和团结同志的目的，以便于更好的开展下一步工作。他说“对于过去的错误的批评也尽量看重于有重大政治意义的问题，讨论时要极力避免个人的意气攻击，而加重组织的责任。”⁽¹⁷⁾他指出处理党内思想斗争的出发点是革命工作的需要，以团结为主，采取说服教育的方法对错误思想进行改造。在1928年11月，他给中央的《关于改组顺直省委的请示报告》中主张“在工作中去肃清小资产阶级意识，而不是主张马上洗刷居心闹问题的小资产阶级子”，⁽¹⁸⁾“同时对于一部分观念错误的同志干部，用说服的办法纠正过来，加以积极的训练，使其在党的新路线之下。”⁽¹⁹⁾为此，1928年11月陈潭秋主持创办了顺直省委党内刊物《出路》。他指出“《出路》是顺直党内教育训练的刊物，宣传党的决议，介绍党内训练方法和经验。它对一些党内有分歧的问题，采取辨认的方式，以统一思想认识，把那些不好的倾向，在斗争中洗刷净尽。”⁽²⁰⁾陈潭秋团结党员的热忱和耐心令人佩服，他对不服从组织，恶意攻击他的党员说“我对你已帮助一百次了，还要帮助一百次，以至几个一百次。”⁽²¹⁾

陈潭秋肯定大多数，轻处罚，重团结，避纠纷，务实事的解决党内斗争的办法和原则，为把中共从涣散无力、纠纷不断中解脱出来提供了宝贵的经验，具有重大的理论价值和实践意义。在当时中共全党大施改组，惩办之风盛行的年代，陈潭秋这样的认识无疑是十分可贵的，对中共的发展是有益的。但在当时，即便在中共中央高层也未必有这样认识，自上而下组织惩办较为普遍。1928年7月，中共“六大会议”虽然已经初步认识到这个问题，提出“取消所谓惩办制度，对于工作有错误的同志，如果不是有系统的有路线的坚持自己错误的同志，应当纠正他，并且在工作中去训练他。凡是同志做了错误，他要是能纠正过来，应当使他工作而表现他的改正。”⁽²²⁾但六大决议从莫斯科传入国内尚待时日，况且能真正在实践中发挥作用也非一朝一夕。

(17) 《陈潭秋文集》，人民出版社，1997年10月第1版，第46页

(18) 《陈潭秋文集》，人民出版社，1997年10月第1版，第61页

(19) 《陈潭秋文集》，人民出版社，1997年10月第1版，第63页

(20) 《陈潭秋传记》，陈乃宣胡云秋等编写，湖北人民出版社，1991年4月第1版，第89页

(21) 《回忆陈潭秋》，华中工学院出版社，1981年，第166页

(22) 《中共中央文件选集1928》，第185页；

联系历史与现实，中共在进入21世纪之后的新时期应当更加注重党内斗争的制度建设，应坚持民主集中制为根本，以建立健全党的相关的具体制度为重点，把制度建设贯穿于党的建设的各个方面，把党的建设纳入制度化、规范化、法制化的轨道，创造一个有利于开展积极思想斗争的制度环境。具体说来就是要特别注意发扬党内民主，深刻认识到开展党内斗争，化解党内矛盾并不是要达到一方消灭另一方的结果，党的团结与统一是建立在党内民主生活正常化、党内生动活泼基础上的团结与统一，而非表面现象，因此绝不能将“一言堂”、“全票通过”作为判断党内团结与统一的标志；要特别注意完善党内的各项民主制度，对于党内的矛盾和意见分歧，既不能采取放任自流的态度，也不能再搞强制压服。按照民主集中制的原则，通过确保党内斗争的有序开展，维护和加强党的团结与统一；要努力营造党内和谐的政治生活局面，使党员间的沟通交流比较顺畅，党内不良情绪有一定的释放空间，意见纷争、利益冲突和思想对立可以在协商中解决，有效化解党内矛盾。这些关于党内斗争的思想，都来自陈潭秋宝贵的历史经验，是陈潭秋关于中共党内斗争思想的价值和意义所在。

参考文献：

1. 《陈潭秋文集》，人民出版社，1997年10月第1版
2. 《增强忧患意识以改革创新精神推进党的建设》，《理论探讨》（哈尔滨），2010.1.100-103
3. 《全球化视域下建设马克思主义学习型政党的战略思考》，《湖湘论坛》（长沙），2010.3.111-115
4. 《新时期执政党建设的理论创新与重大意义》，《江西师范大学学报》：哲学社会科学版（南昌），2010.3.10-15

作者简介：刘艳，女，1974年3月生，武汉纺织大学马克思主义学院教师，副教授。

（2017.1.20 受稿，2017.3.1 受理）

[抄 錄]

陈潭秋是中国共产党的创始人之一，是中共早期最具组织才能的领导人。他曾经较长时间负责中共的组织工作，注意强调思想斗争是政党内部斗争的重要方式和内容，坚持党的路线方针政策和实际斗争策略的高度统一，形成了较为系统的党内斗争思想。其主要内容如下：1、强调党内思想斗争在党建发展中的重要作用。2、分析指出了中共党内矛盾和斗争的深刻根源，3、形成了“重团结、避纠纷”的党内思想斗争方法，他肯定大多数，轻处罚，重团结，避纠纷，务实事的解决党内斗争的办法和原则，为把中共从建党初期涣散无力、纠纷不断中解脱出来提供了难得的经验，对于此后中共的成长和发展具有重要的理论价值和实践意义。



〔抄録の日本語訳〕

陳潭秋の中国共産党党内闘争思想について
武漢紡績大学 劉 艶

陳潭秋は中国共産党の設立者の一人で、創設初期において最もリーダーシップを持つ指導者である。彼は長い間、中共の組織建設を担当し、思想闘争は中共における党内闘争の重要な方式であり、主な内容でもあると強調して、さらに中共の路線・方針・政策と実際の闘争策略の一致性を守り、比較的系統的な中共の党内闘争思想を形成させた。その主要内容は：1. 中共の建設発展にとって、中共党内思想闘争が持つ重要な役割りを強調すること。2. 中共における党内の矛盾と闘争の根源を指摘すること。3. 「団結を重視し、紛争を避ける」という中共党内闘争方法を形成させること。陳が提唱した党員の大多数を肯定し、処罰を軽くし、団結を重視し、紛争を避けようといった現実的な解決方法は、中共を建党初期の紛争で無力な状態から脱出させたことに対して、貴重な経験を提供し、その後の中共の成長と発展に重要な理論的価値と実践的意義を持っていると言えよう。

作者：劉 艶、女、1974年3月に生まれ、武漢紡績大学マルクス主義学院教師、日本千葉商科大学訪問学者。

近代日本のブライダル報道

今井重男

目次

1. 緒言
2. 『読売新聞』の創始と明治時代
 - 2.1 「小新聞」の登場
 - 2.2 ブライダル関連記事諸元
 - 2.3 「維新から国家昂揚の時代」のブライダル関連記事概要
 - 2.4 「国家存亡と西洋化の時代」のブライダル関連記事概要
3. 明治時代のブライダル関連記事
 - 3.1 「社会」, 「その他」に関する報道
 - 3.2 「海外」, 「皇室」に関する報道
 - 3.3 ブライダル関連「広告」について
4. 結言

1. 緒言

明治という時代は、数百年続いた幕藩体制が瓦解し新政府が作られ、あらゆるものが大きく変わった時代であるが、頗る付に変化したものの1つが結婚(=ブライダル)である。

変わった原因は大きく2つ考えられる。まず生活スタイルの変化である。髷を落とし、帯をベルトに替え、基本的に徒歩だった移動が乗り物を利用するようになり…、多くの風俗習慣が激変した。当然ブライダルの有り様も変わり、人前結婚から明確に神を意識した結婚形式となり、駕籠での嫁入りが「古式」と表現され、皇族の婚礼過程も詳らかにして、さらには海外の庶民や王室のそれも知られるようになった。

変化を促したもう1つの原因は、人々の持つ、あるいは触れる情報量の増加である。人々が情報を交換することは、人類の発生と紀元を一にする、という考えかたがある。文字を持たない未開の時代にも新知の交換をしていたのであって、つまり情報のやり取りは極めて本能的で社会生活の重要な営みと言えよう。本稿では、こうした情報のやり取りを媒介するものとして新聞に注目した。新聞がこうした人間の本能、社会生活の必要を満足させる機能を具備するとすれば、その祖は相当古い時代に遡ることになる。これら新聞史に関する論攷も興味深い別稿に譲るとして、われわれは、新聞発達に必要な識字率の向上、印刷技術の進歩がわが国で揃ったのは明治時代だと考えている。新政府の大量の官公報や鎖国の反動による翻訳本の続出、あるいは教育の普及と高等化が、国民の意思に関係なく識字率向上と印刷技術向上を推進させたとの解釈である。このような素地の下、わが国の

新聞は勃興したのである。新聞発行によって、それまで人と人の結びつきによって情報交換されていたことが、発行者あるいは記者と読者の合意によるものとなり、触れることできる情報の種類、範囲も一気に拡大していった。

結婚は人類誕生以来、形を変えながら現代まで続くものである。しかも、一人ひとりにとって、その意味が異なる複雑怪奇なものであるにもかかわらず、社会・時代の影響を強く受けるという不思議な儀礼である。このように掴みどころのない結婚を考察対象にする場合、歴史という時間軸を含めながら、社会的要因、文化的要因など、いくつもの条件を考慮しなければならないと認識する。しかしわれわれの研究では、惜しむらくはそこまで及ぶ状況ではない。以上のような問題認識に基づき、本研究ではあらゆることが一変した明治時代に、ブライダルについてどのような報道があったのか、同時代感覚でその軌跡を追おうと思う。具体的には、『読売新聞』創刊以来の、ブライダルを扱った新聞記事・広告を渉猟するという作業である。新聞記事は当時の記者が毎日書き続けたドキュメントであり、他方、新聞広告は広告主が読者に訴求したいことや受け入れられるであろうと予想した世相を映す鏡である。新聞記事・広告をこのように規定した上で、折々の新聞記事・広告を拾いながら時代の移り変わりを探索し、ブライダルがたどり、そして向かう先の基礎研究としたい。

本稿の構成は次のようになる。続く2章で、『読売新聞』が創刊されるに至る時代背景と、明治時代のブライダル関連記事の諸元を明らかにする。次の3章は、後述する記事の分類コードに従い「社会」、「その他」、「海外」、「皇室」、「広告」としてくくられる内容について、われわれが特徴的であると選択した96本の記事を概観する。そして最後の4章では論攷結果と今後の研究課題について簡単に述べる。

2. 『読売新聞』の創始と明治時代

2.1 「小新聞」の登場

維新後明治政府は、新政府の方針や法令を国民へ周知する広報役として利用するため、新聞発行に力を貸すようになっていた。1871(明治4)年⁽¹⁾に制定された新聞紙条例は、「新聞紙ハ人ノ知識ヲ啓開スルヲ目的トスベシ」、「人ノ知識ヲ啓開スルハ頑固偏隘ノ心ヲ破リ、文明開化ノ域ニ導カントスル也」⁽²⁾と、当時の政府の新聞観を表す。政府は、文明開化政策を紙面で支援する新聞に対して積極的に情報提供したほか、新聞原稿通送を無料とするなど事業の保護と育成に努めた。東京では1872(明治5)年に『東京日日新聞』、『日新真事誌』、『公文通誌』(後の『朝野新聞』)などの日刊紙が登場するも、権力を握る藩閥の動静により変転する政府部内の事情もあって各紙迷走を繰り返した。そして、1874(明治7)年1月の民選議院設立建白書の提出を機に、世論公儀を主張する民権派新聞と、時期尚早で

(1) 本稿での暦年表示は、西暦に続きカッコ書きで元号を併記した。これは時代のイメージを促すことを目的としている。このような目的に合わない判断した記述は西暦のみとした。

(2) 本稿は原文に忠実な転記であるとともに、読みやすくすることも基本としている。明治時代の法文はじめ記事の復元収録に際しては、原文を尊重して、可能な限りかなづかいはその当時のままとしている。また、記事の併記は章、節内で年月日の昇順とする編年体を原則としたが、記事の関連事項を扱う必要がある場合は適宜に前後させた。

あるとの論を張る政府系新聞との対決に突入していった。

他方、これらの新聞とは全く性質の異なる新聞が、主として戯作者の手によって発刊される。当時の言葉を借りれば、いわゆる「小新聞」の登場である。前述の新聞が政治的で知識階級を読者とするのに対して、この新聞は娯楽的で（発刊当初は特に）市井の婦女子が読者であった（小野,1982：99）。1874（明治7）年11月に『読売新聞』が、政治問題を取り上げず、現代で言うところの社会面で取り扱うようなニュースや読み物専らの、ルビ付きの平易な新聞＝小新聞として創刊した。そして翌1975（明治8）年には『平仮名絵入新聞』（後の『東京絵入新聞』）、『仮名読新聞』（後の『かなよみ』）などが同じ系統の新聞として発行される。言論に重きを置く新聞は大判の紙面サイズから「大新聞」と称され、平易な新聞はサイズが小型であるため「小新聞」と呼ばれた。「大新聞」と「小新聞」の特徴的な違いは表1の通りである。また、「大新聞」の記者は身分と教養の高い士族が多く、記事も漢文調の文語体で書かれており、読みこなすには漢学の素養が必要であった。一方で「小新聞」は、身分の低い戯作者出身の記者が多く、彼らは艶種、忠君種、孝行種、芸者種などを口語調で書き、記事の末尾に「是だから虚は顕はれ易いものに違ひ有ません」（『読売新聞』、1877年3月5日）といった勧善懲悪的の説論が付くことも頻繁であった。

表1 「大新聞」と「小新聞」

	大新聞		小新聞	
新聞紙	東京日日新聞 朝野新聞 大阪日報	郵便報知新聞 曙新聞	読売新聞 かなよみ新聞	東京絵入新聞 浪華新聞
体裁	4ページ大型		4ページ小型（大新聞の半分程度）	
文体	漢文口調が多い。社会雑報以外はルビ無しカタカナ書き。社会雑報はルビ付きひらがな書き。		口語体でひらがな表記。漢字にはすべてルビを振る。官令にはカタカナを用いることもある。	
官令	原文のまま、多くのページを割いて掲載。		国民生活に直接関係のあるもののみ掲載。	
論説	あり		なし	
報道	政治、経済、海外種が多い。		艶種、忠君種、孝行種、芸者種、演芸など、社会面のような雑報が多い。	
読物	時事問題、海外知識関連物。		雑報に近い読み物を絵入で掲載。	
投書	政治に関するものが多い。		社会雑事に関するものが多い。	
記者	漢学者、洋学者、政治論者、学生など。		戯作者、国学者、狂歌師など。	
読者	中流以上の男子。（無新聞時代に漢籍国書を読む層）		中流以下の市井の人々、婦人、芸人、芸妓など。（無新聞時代に草双紙、絵本を読む層）	

出所：小野（1982：109-110）を参考に筆者作成

2. 2 ブライダル関連記事諸元

ところでブライダル関連記事⁽³⁾という場合、それが何を指すかは必ずしも明確ではない。記事の標題にそれが表出している場合もあれば、内容で記されている場合もあろう。あるいは、わずかに熟語として記述されていることもある。それらのどこに線を引きブライダル関連記事とすることが適切なのか、悩ましい問題である。そこでわれわれは、『読売新聞』の記事検索サービス「ヨミダス歴史館」の「キーワード検索」を判断基準とした。「ヨミダス歴史館」とは、この名称によって株式会社読売新聞東京本社が提供するインターネット上での読売新聞記事データベースサービスで、1874年の創刊以来の朝刊、夕刊、号外などのほか、地域版や同社の発行する英字新聞までを網羅している。本稿が「キーワード検索」に用いた語は「結婚」、「結婚式」、「成婚」、「婚姻」、「婚姻式」、「婚礼」、「婚礼式」であり、これらのいずれかがキーワードに該当するものを「ブライダル関連記事」として、それ以外は除外した⁽⁴⁾。これは、発行者『読売新聞』の判断を尊重し、それに従う立場となる。

本稿が通読した記事に関する諸元は表2の通りである。調査対象としたのは明治時代に発行の『読売新聞』であるが、具体的には1874(明治7)年11月2日の創刊号から、明治時代が終わる1912(明治45)年7月30日発行号までの12,655号である。その間の記事は約60万本、広告は約23万3700稿あり、上述の検索語でブライダル関連記事として検索に引っかかったのは記事が3,203本、広告が172稿の合計3,375本(稿)であった。

われわれがブライダル関連記事として取り上げた3,375本の記事を年ごとに、「ヨミダス歴史館」の分類コード別⁽⁵⁾にまとめたのが表3「明治時代のブライダル関連記事」である。表3は各年代の理解促進のため、日清戦争の前後(1895年・明治28年)で二分している。1894(明治27)年

表2 ブライダル関連記事 諸元

調査新聞	『読売新聞』朝刊・夕刊・号外
調査期間	明治時代
調査対象紙	1874(明治7)年11月2日の創刊号～1912(明治45)年7月30日発行号。計12,655号
調査期間記事総数	記事：約60万本、広告：約23万3,700稿
調査対象記事	ブライダル関連記事
対象記事検索法	「ヨミダス歴史館」の記事検索で、「結婚」、「結婚式」、「成婚」、「婚姻」、「婚姻式」、「婚礼」、「婚礼式」のいずれかが検索語となっている記事。
対象記事数	3,375本(記事：3,202本、広告：173稿)

(3) 本稿では、記事以外に広告も調査対象としている。

(4) これらの語以外に「ブライダル」、「ウエディング」でも検索を試みたが、該当記事に変化がなかった。明治時代の『読売新聞』では、①この2語を使用しなかったか、②「ヨミダス歴史館」がこの2語を検索キーワードにしていないか、のどちらかが原因であると思われる。

(5) 記事の分類コードのうち、「社会」、「皇室」、「広告」は「ヨミダス歴史館」の分類コードをそのまま利用している。他方、「海外」は「西欧」、「アメリカ」、「アジア」、「旧ソ連・東欧」、「アフリカ」、「中東」の合計で、「その他」としたのは前述の「社会・皇室・広告・海外」以外のすべてで、「犯罪・事件」、「文学」、「婦人」、「生活」、「情報」、「政治」、「行政」、「軍事」、「地方」など45分類をまとめている。

開戦の日清戦争では「ドイツ式の陸軍とイギリス式の海軍を」(司馬, 1978a : 29) 装備して朝鮮をめくり大國「清」と交戦状態に入り、翌年の講和条約では①清・朝鮮間の宗主・藩属関係解消、②日本への領土割譲、③賠償金支払いなど、有利に交渉した。つまるところ「ほんの二十余年前まで腰にはさみ、東海道を二本のすねで歩き、世界じゅうのどこの国にもないまげと独特の民族衣装を身につけていたこの国民が」(司馬, 1978a : 29) 大國相手に戦勝したのである。明治維新を遂げ、怒涛のように押し寄せた文明開化の荒波にもまれ、殖産興業だ、富国強兵だと自ら鼓舞して息せき切って欧米列強に追いつこうとしたわが国にとって、この戦争をわれわれは時期を画する大きな出来事であったと捉える。そこで、『読売新聞』創刊の1874(明治7)年11月2日から日清戦争終結の1895(明治28)年末までを「維新から国家昂揚の時代」とした。

戦争に勝利した日本は、清国より2億^ラの賠償金と、台湾、澎湖島および遼東半島という領土を得た。ところがこの19世紀末は、侵略と謀略の時代、すなわち帝国主義の時代であった。日本は講和条約調印直後から、ロシアやフランス、ドイツらが語らって“世界の公論”として遼東半島の還付を求められた。日本は、その要求を拒むことができずるとともに、軍隊の近代化＝西洋化を急いだ。その後も日露間の関係は軋み続け、「あまりにも冒険的要素がつよく、勝ち目がきわめてすくない」(司馬, 1978b : 300) にもかかわらず、1904(明治37)年に開戦してしまう。本稿では、日清戦争終結の翌年1896(明治29)年から明治時代が終わる1912(明治45)年7月30日までを「国家存亡と西洋化の時代」とくくった。次いで、これら期間の概要を見ていきたい。

2.3 「維新から国家昂揚の時代」のブライダル関連記事概要

1877(明治10)年の西南戦争は、「小新聞」に大きな変化を生じさせた。この九州で起こった士族による武力反乱の報道は「大新聞」がその主導権を握ったが、『読売新聞』は「小新聞」として唯一、(京都までであるが)記者を特派した。西南戦争は、それまで国内政財界の動静や経済情報載せることが稀な「小新聞」に、報道を開始させた点で画期的な意味を持つ。「新聞が書籍視された傾向は次第に薄らいで報道機関として必要欠くべからざるものと認められるに至」(小野, 1982 : 107) っていくのであった。戦況報道が読者に好評であったことに自信を深め、『読売新聞』はこの戦争について号外を発行するほど熱を入れて報じた。「大新聞」は終戦後、自由民権運動の奔流に押し流されるように言論活動を活発化させ、その分報道を軽視した。他方で「小新聞」である『読売新聞』は戦後も報道活動の充実に努め、瞬く間に部数を伸ばして東京で最も読まれる新聞に成長した(山本, 1978 : 36-37)。

この時期の『読売新聞』ブライダル関連記事に認められる特色に、同期間の全掲載記事の半分以上を「社会」(54.0%)が占め、続く「その他」(29.3%)と合わせて全体の80%超となることがある。特に「社会」への記事集中は、創刊当初は海外からの特派体制が未整備であったことや、「小新聞」の特徴である雑報を好む傾向が影響したのではないかと推察される。1885(明治18)年までの創刊12年間は「社会」、「その他」以外の分類が、年間10回以上掲載されたことはなく、専ら国内の雑報を中心に報道されていたことが理解できる。ところが、1886(明治19)年以降、「海外」に関する記事が13回(1886年)、11回(1887年)、23回(1888年)と、1年間に10回以上掲載されるようになった。読者の関心が、日本国内から海外へ広がっていったのか、それとも新聞が読者大衆をそのように導いたのか不明であるが、少なくとも、読者が海外事情に触れる機会が増えたことは事実であった。

表3 明治時代のブライダル関連記事

		社会	海外	皇室	その他	広告	小計
維新から国家昂揚の時代	1874年 (明治7) ※11月2日創刊	2			5		7
	1875年 (明治8)	29	1		17		47
	1876年 (明治9)	63		4	28		95
	1877年 (明治10)	48		2	20		70
	1878年 (明治11)	57	2	1	26		86
	1879年 (明治12)	49		1	25		75
	1880年 (明治13)	40	1	2	33	4	80
	1881年 (明治14)	53			23	3	79
	1882年 (明治15)	49		1	30	5	85
	1883年 (明治16)	37	2		24	2	65
	1884年 (明治17)	48	5		32	7	92
	1885年 (明治18)	45	2		31	7	85
	1886年 (明治19)	32	13	3	20	4	72
	1887年 (明治20)	28	11		9	3	51
	1888年 (明治21)	40	23		21	9	93
	1889年 (明治22)	19	16		32	7	74
	1890年 (明治23)	27	6	2	21	8	64
	1891年 (明治24)	39	7	5	14	7	72
	1892年 (明治25)	37	7	11	19	3	77
	1893年 (明治26)	71	25	2	23	6	127
1894年 (明治27)	35	14	13	13	4	79	
1895年 (明治28)	29	3	3	10	3	48	
小計 (シェア)	877 54.0%	138 8.5%	50 3.1%	476 29.3%	82 5.0%	1,623	
年平均掲載	42	7	2	23	4	77	
国家存亡と西洋化の時代	1896年 (明治29)	24	7	1	11	9	52
	1897年 (明治30)	18	4	5	21	12	60
	1898年 (明治31)	20	2	4	22	6	54
	1899年 (明治32)	20	1	20	14	3	58
	1900年 (明治33)	25	10	151	35	3	224
	1901年 (明治34)	23	12	17	25	4	81
	1902年 (明治35)	32	15	9	25	10	91
	1903年 (明治36)	18	5	4	31	5	63
	1904年 (明治37)	11	7	2	62	6	88
	1905年 (明治38)	33	29	29	40		131
	1906年 (明治39)	49	29	4	53	3	138
	1907年 (明治40)	62	27	10	35	5	139
	1908年 (明治41)	42	13	21	37	1	114
	1909年 (明治42)	62	16	24	50	9	161
	1910年 (明治43)	38	16	17	44	4	119
	1911年 (明治44)	38	9	4	49	7	107
	1912年 (明治45) ※7月30日まで	12	9	3	45	3	72
小計 (シェア)	527 30.0%	211 12.0%	325 18.6%	599 34.2%	90 5.1%	1,752	
年平均掲載	32	13	20	36	5	106	
合計 (シェア)	1,404 41.6%	349 10.3%	375 11.1%	1,075 31.8%	172 5.1%	3,375	
年平均掲載	37	10	11	29	5	91	

2.4 「国家存亡と西洋化の時代」のブライダル関連記事概要

明治という時代は、近代化を急ぐわが国が、威信をかけて他国と戦った時でもあった。そして、戦争は新聞をより拡張させた。戦争へと世論を盛り上げるのも新聞であれば、開戦後の戦局がどのように展開しているのか、出兵した家族や友人・知人がいる戦地がどうなっているのか、新聞の報道が国民の情報欲求を満たした。こうして新聞は国民意識昂揚に貢献し、伝達・情報宣伝機能としての地位を高めていった⁽⁶⁾。日清戦争後の新聞業界は、読者本位に傾斜して徒に雑報を増やし、新しい趣向を競い、あるいは広告開拓に力を入れた。「小新聞」のみならず「大新聞」でさえも、紙面の第三面(=社会面)に掲載されたことが語源の三面記事に、艶種、匹夫匹婦の喧嘩、変死・情死の類が増え、新聞全体の通俗化が進んだ。こうした三面記事の横行と劣化は社会問題として捉えられることもあった。当時の雑誌界で発言が重たかった『太陽』や『反省雑誌』(後の『中央公論』)などは、三面記事の弊害を挙げて攻撃した。『太陽』はある新聞紙に掲載された記者募集広告に対して厳しく批評する。新聞記者となる唯一の資格は、論文及び雑誌体の文章を書き得る一事を有すればよく、普通教育や専門技芸の教育を受けなくても、公権停奪の処分を受けていても、少しの文才があれば足りるとして、「すなわち筆を取りて社会の褒貶戒飭の事に当たらしむれば小兒をして利刃を揮はしむるよりも危険」と批判する。そうした中であって『読売新聞』は気品を保ち、悪徳醜雑の記事を掲載せず、他方で文学記事が豊富であった⁽⁷⁾のために文芸愛好家や中流以上の家庭で愛読された(小野,1982:261~263)。

「国家存亡と西洋化の時代」の『読売新聞』のブライダル関連記事の特徴は、「社会」に関する記事の割合が減り「その他」(34.2%)が最も多く掲載されたほか、日清戦争前はシェアが3.1%と8.5%であった「皇室」と「海外」が、戦後はそれぞれ18.6%、12.0%に掲載頻度が増えた。「その他」が増えた理由は、新聞社が記者の収集した情報を、あまり取捨選択せず多様に掲載した結果ではないかと推察する。また、「皇室」関連記事のシェアが6倍も増加した最大要因は、1900(明治33)年の皇太子・嘉仁親王(後の大正天皇)と公爵九条道孝の娘・節子の結婚である。この年『読売新聞』は、実に151本の「皇室」記事を掲載した。151本すべてが皇太子結婚の記事ではないが、ほとんどはこの慶事に関する報道である。そしてこの結婚は神前結婚式の展開の画期的な転機となった。すなわち、同年4月公布の皇室婚嫁令⁽⁸⁾に依った、宮中史上初めて賢所で行われたこの式を、神社で挙げるべく工夫改良し普及したものが現在の神前結婚式である⁽⁹⁾。新聞各紙はこの婚礼を大量かつ詳細に記事とし

(6) たとえば『読売新聞』(1894年10月23日)は、日清戦争を戦った陸軍工兵一等卒、原田重吉の軍事美談を掲載した。原田は暗鬱な北国地方の貧しい農家に生れて、十分な教育も受けられず育ったが、平壤攻略の決死隊勇士となり勇猛果敢に戦い金鵄勲章を受けた、という記事である。こうした軍国美談はわが国の国民意識の統一と読者の裾野拡大に貢献したと考えられる。

(7) 日清戦争後、毎週月曜日に第四面を全部文芸・評論の特殊ページとする「月曜附録」を開始した。以来この「月曜附録」は大正期まで、権威ある文芸欄として『読売新聞』の特色となった。新設初年だけでも、島村抱月、依田峴海、島崎藤村、樋口一葉などの顔ぶれが登場し、評論、随筆、詩文を投稿した(読売新聞社,1987:245)。

(8) 皇室典範に基づく諸規則、宮内官制及びその他の皇室の事務に関して定めた皇室令の1つ。公布以後、天皇大婚式、皇太子皇太孫結婚式、親王および王結婚式は、すべて宮中賢所で行う神前式となった。その後同令は、1910(明治43)年3月に制定の皇室親族令の附式第一編「結婚ノ式」に含められた。

(9) 一般に神前結婚式の儀礼は、この結婚式で初めて儀式化されたと述べられることがある(村上,1970:160~161ほか)。宮中の神前結婚を範としながら、記紀神話に基づき形式化して神社で結婚式を挙行するようになった、との主張である。しかし、今井(2014:348)で指摘したように、室町時代に創作された婚礼法に、式場の

て取り扱った。その事実を踏まえれば、その後の神前結婚式の普及に新聞報道が果たした役割は小さくないと考えられよう。

3. 明治時代のブライダル関連記事

明治時代の『読売新聞』に掲載されたブライダル関連記事は、広告を含めて3,375本である。本稿を著すにあたり、われわれはそれらの記事すべてを通読した。記事を読み感じたのは次のようなことであった。たしかに、それが新聞記事であるという性格上、記者の主観が多分に織り込まれている、あるいは極端な例を面白おかしく記述したものもあるだろう。しかしわれわれは、こうした事実を斟酌した上で、テレビはもちろんラジオさえも存在しないこの時代の日本人は、読み物、とりわけ新聞報道を通じて“世の中”に関する知識を獲得していたであろうことを生々しく感じたのであった。それは、記事の書き方を平易にしてすべての漢字にルビを用いたこと、社会雑事を扱う記事では教訓的な文章が散見できること、投書欄を設け一般読者の意見も積極的に掲載していたこと、…などさまざまな点において直観できた。このような理解の下、明治期のブライダルの状況を分かりやすく、あるいは特徴的に反映していると思われる記事96本を選んだ。以下、先述の分類コードに従って、見出しとともに概略を解得したいと思う。

3.1 「社会」, 「その他」に関する報道

分類コード「社会」の記事は1,404本あり、明治期ブライダル関連報道の4割以上を占め、年平均37本掲載された。他方、「ヨミダス歴史館」本来の分類コードである「犯罪・事件」, 「文学」, 「婦人」など45分類を分析便宜上まとめ「その他」とくくった記事は1,075本、記事全体の約32%のシェアで、記事としての年間平均取り扱い回数は29回である。「社会」, 「その他」の内容を表現する特徴的な記事を見出しとともに表4にまとめた。

全体を俯瞰して目につくのは、何かと華美となり、高額となりがちな結婚を嗜める記事である。「婚礼の宴会で大盤振る舞い」(1875.12.15), 「仲人と3人の手軽な挙式と、7日続きの超豪華版」(1876.2.23), 「結婚式は分相応に、見えを張っては出費多く無駄だ」(1877.11.17)などがその典型で、事実、「派手な結婚式を挙げた社員を三井組が謹慎処分／横浜」(1876.5.15)では「(社員の華美な婚礼に対して) 慎みと申し付けられましたと言うが、三井組の規則の厳しいのは実に良いことであります」との記述が見えるほか、「婚礼費用に困った左官職、衣類を盗み質入れ、逮捕」(1886.1.9)といった犯罪も発生している。新聞では、華美を改めることを勧めるように「便利な新婚礼式」(1910.2.12)はじめ、家庭の実益に関するアイデアコンテストでは「新案結婚式」(1908.8.23)が1等を獲得している。この「新案結婚式」の提案者は、婚礼が虚栄心にかぶれたり、従来の慣習にとらわれて無意味な結婚の方法を墨守したり、借財をしてまで贅沢を尽くす結婚式が多いことを「笑止千万のことである」と斬り捨て、自分が結婚するにあたって新案をもって結婚したという。婚礼日は紀元節⁽¹⁰⁾

床の間に伊弉諾・伊弉冉二神を勧請する装飾を施すとの記述が見られることから、神前結婚式の始まりを嘉仁親王の結婚式に求める説は支持していない。

(10) 記紀神話で日本の初代天皇とされる神武天皇が即位した日(紀元前660年1月1日)を明治に入り新暦に換算し2月11日と定め、1872(明治5)年に「紀元節」祝日とした。太平洋戦争後に廃止されたが、1966年「建国記

とし、儀式は「万事質素を旨とし、煩瑣な礼儀は一切廃し」、自宅にて午前10時から挙行したらしい。記事を読む限り、式場は「汚らわしい料理屋」を選ばないで、当時一般的であった夜間の式実施を避けた点あたりを新式と認めているようである。また提案者は、夫婦間の心得や父母祖先に対する道、育児、衛生、交際、家事などについて「家庭憲法」100箇条を定めたことが良かったと強調する。そしてそれを厳守しながら「円満で希望に満ちた家庭」を築き、「万事万端秩序が整頓して、父母弟妹も非常に満足してくれて、年中和気が家に満ち渡って」いるということであった。

次に、結婚風俗に関する記事を紹介しよう。それらは、「結婚風俗は国によって様々 日本では双方の親子が相談しあって決めたい」(1875.1.26),「クリスマスの日に築地の学校で結婚式 他の教会から70人が出席／東京」⁽¹¹⁾(1877.12.27),「各地の婚礼習慣」(1893.8.5),「婚礼の装束」(1904.12.1),「出雲大社東京祠と結婚式」(1907.2.17),「日比谷大神宮で神前結婚 7月に45組」(1907.8.3),「結婚に関する風習 吾妻琴と御新造」(1912.4.28)といった当時の方法に関する記事や、国際結婚に関する「外国人との結婚調査」(1887.1.19),「駕籠で輿入れ 近ごろめずしい古式の婚礼」(1893.2.3)として時代の変化を捉えた記述、あるいはわれわれの先達ともいえる婚姻故習に関する学者の講演「婚姻に関する古法風俗」(1891.4.19-20)などである。このような国内のブライダル概況にとどまらず、「深夜に教会の外で婚礼 牧師が窓から顔を出して式を挙行／米国」(1876.12.30),「トルコ人の婚礼 花嫁側が嫁入り支度から生活費まで持参、活動的な儀式」(1885.8.26)といった海外の事例を紹介する記事もあった。

現代同様に、明治時代においても著名人や芸能人などのブライダルに関する報道も見られる。「新婚 日比谷大神宮で戊年最初の婚礼 田代歎六と佐羽千代子」(1910.1.5),「高橋是賢と黒木愛子の結婚披露会」(1910.3.13)は、前者は軍人と実業界、後者は政界と軍人の令弟令嬢の婚礼報道である。高橋是賢は是清(内閣総理大臣、大蔵大臣を歴任)の長男で、相手の黒木愛子は陸軍大将・黒木為楨の娘というカップルであった。記事では、華族会館⁽¹²⁾で行われた結婚披露宴の主要出席者として、井上馨、桂太郎、大山巖、澁澤栄一、尾崎行雄ら明治の政財界要人の名前を挙げている。また、「旧高松藩主松平家が子息の結婚披露で、旧藩士百余人を招待」(1885.4.7),「前田侯爵家から岡部子爵家へ送った嫁入り道具、多すぎて入らず、広い家へ転居」(1891.9.18)など旧公家・武家などの華族のブライダル報道も読める。他方、芸能人のブライダルに関しては「俳優の紋三郎と女優の梅代が結婚へ」(1910.6.21),「市川左団次との結婚式」(1911.12.6)などが見られる以外に、表に抜き出してはいるが力士の婚礼も複数回記事とされていた。

念の日」として復活した。ただし、神武天皇の即位を古い民俗的な伝承にすぎないとして、わが国の歴史学者の間では歴史として扱わないことが一般的である。

(11) 明治初期に女性宣教師や日本人キリスト者によって建てられた3つの女学校の1校であるB六番女学校で行われた。同校は、長老教会ニューヨーク婦人伝道局の援助でミス・ヤングマン師が1874(明治6)年に築地居留地6番で設立した女子寄宿学校(The Girls Boarding School, 通称・B六番女学校)で、現在の東京女子大学や女子学院中学校・高等学校の源流である。

(12) 1874(明治7)年に発足した華族会館は、イギリス政界の貴族の役割を参考した華族の親睦団体である。現在は一般社団法人霞会館として、現・元皇族、元王公族、元華族が会員となり活動する。

表4 「社会」(24本), 「その他」(21本)

発行年月日	明治	見出し	分類
1875.01.26	M8	結婚の風俗は国によって様々 日本では双方の親子が相談しあって決めたい	社会
1875.12.15	M8	婚礼の宴会で大盤振る舞い 仕出し料理代だけで400円/東京	社会
1876.02.23	M9	婚礼2話 仲人と3人の手軽な挙式と, 7日続きの超豪華版	社会
1876.03.14	M9	[投書] 日が悪いのは十二支みな同じ 婚礼でもめる両家は頭を冷やせ	社会
1876.05.15	M9	派手な結婚式を挙げた社員を三井組が謹慎処分/横浜	その他
1876.12.30	M9	深夜に教会の外で婚礼 牧師が窓から顔を出して式を挙行/米国	社会
1877.03.23	M10	塩釜神社の社殿で結婚式 三々九度の杯を済ませ夫婦の誓約を行う/東京・蔵前	社会
1877.10.12	M10	海軍下士官以下の改名, 結婚などは, すみやかに当府へ届け出のこと/東京府	その他
1877.11.17	M10	[投書] 結婚式は分相応に 見えを張っては出費多く無駄だ	社会
1877.12.27	M10	クリスマスの日に築地の学校で結婚式 他の教会から70人が出席/東京	その他
1884.05.11	M17	政談討論会 論題は「結婚条例を設くるの利害」など/東京・柳橋万八楼	その他
1884.05.15	M17	娼妓薄雪の話 婚礼当日, 庄三郎が置き手紙して姿消し破談申し入れ=続き	社会
1885.04.07	M18	旧高松藩主松平家が子息の結婚披露で, 旧藩士百余人を招待/東京・向島	社会
1885.07.05	M18	[投書] 写真結婚の害	社会
1885.08.26	M18	トルコ人の婚礼 花嫁側が嫁入り支度から生活費まで持参, 活動的な儀式	その他
1885.11.15	M18	海軍武官結婚条例を制定/海軍省	その他
1886.01.09	M19	婚礼費用に困った左官職, 衣類を盗み質入れ, 逮捕	その他
1887.01.19	M20	外国人との結婚調査(1886年)/東京	その他
1888.01.25	M21	熱海便り 三島神社の稲種交換会 簡素な改良結婚式 など/静岡県	その他
1891.04.02	M24	結婚の栞 結婚媒酌所の利用状況/東京	社会
1891.04.19	M24	婚姻に関する古法風俗 史学会での関根正直の講演要旨=続く	その他
1891.04.20	M24	婚姻に関する古法風俗 足利將軍の婚礼儀式など/関根正直の講演要旨=続き	社会
1891.09.18	M24	前田侯爵家から岡部子爵家へ送った嫁入り道具, 多すぎて入らず, 広い家へ転居	社会
1893.02.03	M26	駕籠で輿入れ 近ごろめずらしい古式の婚礼/東京	社会
1893.08.05	M26	各地の婚礼習慣	社会
1894.07.31	M27	書籍 「風俗画報」出版	その他
1904.09.19	M37	[新細君] 婚礼の巻=1/黒法師(渡辺霞亭)(連載小説)	その他
1904.12.01	M37	婚礼の装束	社会
1905.04.29	M38	葬式婚礼などの馬車借り賃列挙 1頭曳き幌馬車で1日5円	その他
1905.07.15	M38	噂の聞き書き 華族女学校卒業生の結婚 皇族や華族令嬢のご婚約話	その他
1906.01.24	M39	前田侯家の婚儀 分家の前田子爵家次男を養子に迎え長女を娶らす	社会
1906.02.19	M39	川柳 「婚礼」 朴念仁選	その他
1906.08.06	M39	奇聞珍聞 女学校同窓会の結婚相手願望	社会
1907.02.17	M40	出雲大社東京祠と結婚式	その他
1907.08.03	M40	日比谷大神宮で神前結婚 7月に45組	その他
1908.08.23	M41	[応募当選 家庭実益談]=13 1等 「新案結婚式」楓蔭生	その他
1908.11.03	M41	[社説] 婚姻と独身(2) 人生選択の一つ 独身者を指弾しない社会を=続く	社会
1909.09.30	M42	嫁入り支度品の陳列会/東京	社会
1910.01.05	M43	新婚 日比谷大神宮で成年最初の婚礼 田代歎六と佐羽千代子	社会
1910.02.12	M43	便利な新婚礼式	社会
1910.03.13	M43	高橋是賢と黒木愛子の結婚披露会/華族会館	社会
1910.06.21	M43	俳優の紋三郎と女優の梅代が結婚へ	その他
1911.12.03	M44	ハガキ集 結婚に見る世の中の矛盾	その他
1911.12.06	M44	市川左団次の結婚式/東京・日比谷大神宮	その他
1912.04.28	M45	結婚に関する風習 吾妻琴と御新造	社会

3.2 「海外」, 「皇室」に関する報道

分類コード「海外」の記事は349本, 「皇室」のそれは375本あり, 明治期ブライダル関連報道のそれぞれ1割程度を占め, 年平均10~11本取り扱われている。「海外」, 「皇室」ともに, 日清戦争後に掲載頻度が増えた。「海外」と「皇室」に関するブライダル関連記事を通読し感じたのは, “(世界における)一等国”を目指して倦まず弛まず西洋化に腐心する日本の姿であった。そのまま移入あるいは加工して採用すべき軌範が「海外」に示されており, 一方「皇室」は政祭一致による天皇中心の国家建設という明治国家の基本理念を色濃く反映した“権威づけ”が滲んでいた。以下, 「海外」, 「皇室」記事をまとめた表5の内容を中心に概要を述べよう。

「海外」に分類された記事の多くは, 外国の王室(皇族)におけるブライダル報道である。「イタリア皇族」(1883.8.15), 「ヨーロッパ王室の結婚話」(1884.6.7), 「ポルトガル太子」(1886.5.14), 「清国皇帝」(1889.1.26), 「ローマ法王がルーマニアのフェルジナンド王とイギリスのマリー姫との結婚を許可」(1892.11.23), 「エジプト王がトルコの姫君に結婚申し込む」(1894.8.15), 「オランダ女皇陛下とドイツのシュウエリン公殿下」(1901.2.7)など, 欧州・アジアを問わず王室(皇室)のブライダル関連記事を掲載する。国民は, 諸外国王室(皇室)の有り様を知り, わが国皇室のそれに対する考えを育んだのであろうか。また, 日清戦争の講和条約で割譲された地域についても, 「台湾現地民の結婚式」(1895.4.27), 「澎湖島の結婚式」(1900.2.26), 「台北住民の結婚」(1900.3.13)と具体的に紹介している。王制を採らないアメリカ合衆国についても, 「米国特別通信 ヤンキー (1) 男女交際の自由, 情交, 自由結婚」(1889.10.05), 「当世アメリカ娘気質 母の勧める結婚を断り好きな男と自由結婚」(1900.1.10), 「米国で離婚流行 20年間で50万人」(1904.6.19)など, わが国との違いを際立たせて報道していた。

「皇室」に分類された記事は, 皇室および宮号を賜った皇族の一家に関する内容であった。特筆すべきは, 1年間に151本もの「皇室」記事が載った1900(明治33)年である。この年に皇太子・嘉仁親王(東宮。後の大正天皇)の結婚があった。元日早々「東宮慶事 4月初旬に結婚の大典を予定」(1900.1.1)の記事が読め, 婚礼儀礼を定めた「皇室婚嫁令発表」(1900.4.26)が報道され, 「宮城までの行列の予定」・「婚儀での服装」・「皇太子慶事記念切手発行の模様」・「婚儀への献納品 美術品, 動植物, 飲食品, 装飾品」(すべて1900.5.10)などを詳解している。現代のロイヤルウエディングと同様に, 相当な熱を帯びて報道されていることが分かる。また, 幕末から明治時代には, 天皇中心の国家建設の途上, それまで出家していた皇族が還俗して天皇の藩屏としての役割を担うため, 宮家が続々と新設された。そうした宮家に関する報道も多く見られる。「伏見宮貞愛親王と有栖川宮利子女王が婚約」(1876.9.22), 「山階宮菊麿王の結婚披露」(1902.11.22), 「北白川宮貞子女王, 有馬伯爵長男頼寧と結婚」(1903.2.7), 「竹田宮・常宮両殿下の婚儀の詳報」(1908.5.1)など, その後臣籍降下や皇籍離脱⁽¹³⁾した旧皇族(宮家)の記事がある。

(13) 皇族がその身分を離れ, 天皇から姓を与えられ臣下(天皇の家来)の籍に降りることが臣籍降下である。このことを賜姓降下と言うこともあり, これらの皇族は俗称として賜姓皇族と呼ばれる。皇籍離脱も同意であるが, これは日本国憲法施行後の語である。1947(昭和22)年に皇籍離脱したのは11宮家51名であった。

表5 「海外」(16本), 「皇室」(16本)

発行年月日	明治	見出し	分類
1876.09.22	M9	伏見宮貞愛親王と有栖川宮利子女王が婚約 10月6日に婚礼の儀	皇室
1876.10.04	M9	有栖川宮利子女王の伏見宮家への婚礼馬車行列の次第決まる	皇室
1876.10.10	M9	新婚の伏見宮夫妻がお礼に皇居を訪問	皇室
1883.08.15	M16	イタリア皇族トーマス・セーヌ殿下の結婚が決まる	海外
1884.06.07	M17	ヨーロッパ王室の結婚話	海外
1886.05.14	M19	ポルトガル太子の結婚 リスボンからの通信	海外
1888.04.11	M21	ビスマルクの辞職は脅しの辞意 婚姻を主張する皇帝へのけん制と推測/ドイツ	海外
1889.01.26	M22	清国皇帝の結婚式 皇后の嫁入り道具運搬に1600人が2日かかり	海外
1889.10.05	M22	米国特別通信 ヤンキー (1) 男女交際の自由, 情交, 自由結婚=次頁へ続く	海外
1892.11.23	M25	ローマ法王がルーマニアのフェルジナンド王とイギリスのマリー姫との結婚を許可	海外
1894.08.15	M27	エジプト王がトルコの姫君に結婚申し込む	海外
1895.04.27	M28	台湾現地民の結婚式	海外
1899.12.05	M32	皇太子殿下の御慶事で懲戒官吏に特赦令の内儀	皇室
1899.12.18	M32	東宮御慶事について	皇室
1900.01.01	M33	東宮慶事 4月初旬に結婚の大典を予定, 終わって伊勢宗廟へ参拝	皇室
1900.01.10	M33	当世アメリカ娘気質 母の勧める結婚を断り好きな男と自由結婚	海外
1900.02.26	M33	澎湖島の結婚式	海外
1900.03.13	M33	台北住民の結婚	海外
1900.04.26	M33	皇室婚嫁令発表/宮内大臣	皇室
1900.05.10	M33	皇太子・同妃両殿下の宮城までの行列の予定	皇室
1900.05.10	M33	皇太子・同妃両殿下の婚儀での服装	皇室
1900.05.10	M33	皇太子慶事記念切手発行の模様	皇室
1900.05.10	M33	婚儀への献納品 美術品, 動植物, 飲食品, 装飾品 ほか	皇室
1900.05.10	M33	欧州諸国の皇室の結婚例 寺院で極めて簡単に	皇室
1901.02.07	M34	オランダ女皇陛下とドイツのシュウエリン公殿下は7日に結婚式	海外
1901.04.06	M34	侯爵山内家婚礼式 お見合いの式は伊勢流にのっとり	皇室
1902.11.22	M35	山階宮菊麿王の結婚披露	皇室
1903.02.07	M36	北白川宮貞子女王, 有馬伯爵長男頼寧と結婚 婚儀の模様	皇室
1904.06.19	M37	米国で離婚流行 20年間で50万人/外国電	海外
1907.01.12	M40	韓国皇太子のご結婚式で, これからの儀式	海外
1908.05.01	M41	竹田宮・常宮両殿下の婚儀の詳細 二重橋外の光景 御学問所 供膳式 ほか	皇室
1911.05.05	M44	日本人と朝鮮人の結婚規定/朝鮮電	海外

3.3 ブライダル関連「広告」について

明治期『読売新聞』のブライダル広告の代表例をまとめたのが表6である。広告の初めは、嫁を募集する「23歳から30歳の結婚希望の女性は連絡を」(1880.1.27)であった。連絡先として「下谷通新町14番地 岡本」と記載が読めるが、岡本氏が個人で出稿したのか、氏が結婚紹介業を営んでいたのかは不明である。このように、嫁あるいは婿の募集や、結婚を希望する男女の紹介を仲介する結婚媒酌業の広告が数多く掲載されている。たとえば図1の「子爵令嬢年齢19, 御縁談申し度く候/深川公園地 岡本伝蔵」広告は1888年月12日から、14日, 15日, 16日, 17日と13日を除く連続5日間出稿していた。明治時代のブライダル産業の広告は、前出の結婚紹介業のほか、『「世界婚姻奇談」巖々堂」(1882.4.16)を著した出版業、「御婚礼一式 仕出し御料理/芝浦大の家」(1896.9.28)の料理屋(図2)、「結婚, 商取引等の身元調査/京橋区東港町・中央究明社」(1897.1.09)の身辺調査業、「ご婚礼お化粧

／京橋区竹川町 理容館本部」(1909.5.18)の美容業,「御婚礼式服式具／東京今川橋 松屋呉服店」(1910.12.1)は現在の松屋銀座デパート(東京都中央区銀座3丁目),「盛花 祝辞宴会婚礼用,室内装飾請負／府下目黒不動前 みやこ園」(1912.1.02)は当時主流であった自宅で行う結婚式をサポートする装花業などが見える。多種多様な広告から,業態や事業内容こそ現代と異なるが,業種という面では変わらないブライダル産業が存在したことがうかがえる。また,現代ではこのような広告はまず存在しないと思われるのが,「旧広島藩諸君に広告 長之君が19日ご結婚／浅野家扶」(1891.12.21),「内藤信任様アイ子様が結婚,旧村上藩諸君に告ぐ／内藤家扶」(1893.4.3)などの旧藩士向けの結婚報告広告である。ざっと見えるだけでも「真田家-信濃松代藩」(1885.11.15・1895.11.2),前出「浅野家」(1894.4.3・1900.4.26),「酒井家-小浜藩」(1894.4.5),「蜂須賀家-徳島藩」(1895.12.24),「脇坂家-播磨瀧野藩」(1901.11.22)があり,明治維新34年を経ても旧藩主君と旧藩士の関係が残っていたことをうかがわせる。

表6 「広告」(19本)

発行年月日	明治	見出し
1880.01.27	M13	23歳から30歳の結婚希望の女性は連絡を／下谷通新町 岡本
1880.09.05	M13	官員の士族と結婚希望の女性はご連絡を／東京小石川竹早町 主人
1881.10.06	M14	社員募集／神田区一ツ橋 結婚共恵社
1882.04.16	M15	「世界婚姻奇談」／東京・神田雉子町 巖々堂
1885.10.21	M18	有名売薬舗の養子求む,夫婦養子も可／東京日本橋区檜物町・結婚媒酌所
1888.08.12	M21	子爵令嬢年齢19,御縁談申し度く候／深川公園地 岡本伝蔵
1891.06.01	M24	結婚媒酌=士族32歳会社員月給50円,22歳以下初縁娘／結婚媒酌所
1891.12.21	M24	旧広島藩諸君に広告 長之君が19日ご結婚／浅野家扶
1893.04.03	M25	内藤信任様アイ子様が結婚,旧村上藩諸君に告ぐ／内藤家扶
1896.03.02	M29	結婚紹介所／神田明神宮 高砂屋
1896.09.28	M29	御婚礼一式 仕出し御料理／芝浦大の家
1896.11.29	M29	婚礼道具一式／神田区小川町 加藤良助
1897.01.09	M30	結婚,商取引等の身元調査／京橋区東港町・中央究明社
1901.10.24	M34	教育保険,結婚保険,集成保険／大阪 日本教育生命保険株式会社
1902.05.12	M35	書籍「英文新婚旅行」／東京市京橋区 小川尚栄堂
1909.01.30	M42	書籍 斎藤秀三郎著「日英新婚むつきの巻」／東京日本橋区 興文社
1909.05.18	M42	ご婚礼お化粧／京橋区竹川町 理容館本部
1910.12.01	M43	御婚礼式服式具／東京今川橋 松屋呉服店
1912.01.02	M45	盛花 祝辞宴会婚礼用,室内装飾請負／府下目黒不動前 みやこ園

ろう。いや、たとえ研究価値という面では弱くても、各記事が扱う出来事や人物について貴重な情報を提供してくれている。われわれはそれらが新しい気づきを与える可能性は高いと確信する。本稿は研究ノートとして概観することが中心であったが、この論攷を徒や疎かにせず、いずれ時期を見て分類コードを絞り込んで詳察したいと考えている。

【参考文献】

- 今井重男 (2014) 「近代婚礼創作とブライダル・ビジネスの源流」『千葉商大論叢』第52巻・第1号
- 小野秀雄 (1982) 『日本新聞発達史』五月書房。
- 司馬遼太郎 (1978a) 『坂の上の雲』(二) 文春文庫, 文芸春秋。
- 司馬遼太郎 (1978b) 『坂の上の雲』(八) 文春文庫, 文芸春秋。
- 村上重良 (1970) 『国家神道』岩波新書, 岩波書店。
- 山本武利 (1978) 『新聞と民衆』紀伊国屋書店。
- 読売新聞社社史編集室 (1987) 『読売新聞発展史』読売新聞社。
- 読売新聞社「ヨミダス歴史館」。

(2017.1.23 受稿, 2017.2.8 受理)

〔抄 録〕

結婚は人類誕生以来、形を変えながら現代まで続くものである。しかも、一人ひとりにとって、その意味が異なる複雑怪奇なものであるにもかかわらず、社会・時代の影響を強く受けるという不思議な儀礼である。このように掴みどころのない結婚を考察対象にする場合、歴史という時間軸を含めながら、社会的要因、文化的要因など、いくつもの条件を考慮しなければならないと認識する。以上のような問題認識に基づき、本研究ではあらゆることが一変した明治時代に、ブライダルについてどのような報道があったのか、同時代感覚でその軌跡を追った。具体的には、『読売新聞』創刊以来の、ブライダルを扱った新聞記事・広告を渉猟するという作業である。新聞記事は当時の記者が毎日書き続けたドキュメントであり、他方、新聞広告は広告主が読者に訴求したいことや受け入れられるであろうと予想した世相を映す鏡である。明治時代の『読売新聞』に掲載されたブライダル関連記事および広告3,375本をすべて通読し、明治期という限定的な時期ではあるが、『読売新聞』記事によるブライダルの全体像を明らかにする基礎研究を試みた。

本稿は近代化・西洋化の体験者としてその新鮮さに昂揚した新聞社と読者の記録でもある。そう言った意味では、これらは日本の近代史にとっても史料として貢献することがあるのではないか。本稿は研究ノートとして概観することが中心であったが、この論攷を徒や疎かにせず、いずれ時期を見て詳察したい。

四国八十八カ所巡礼に見る地域文化と地域経済

鈴木孝男

筆者は既に「巡礼と地域経済」(『商大論叢』第52巻第1号, 2014年)において、巡礼に関する筆者なりの概観を述べた。そこでは①巡礼が世界共通に見られる人間の根源的な行動形態の一つであって普遍的な性格を持っていること、②既成宗教に起源を發するものではないこと、③巡礼が次々に新しい巡礼路を生み出す拡散的性格を持つ傾向にあること、の3点について述べた。本稿では四国八十八カ所の霊場巡りについて、地域経済の観点を踏まえて述べると共に(第1章)、巡礼が人間集団(組織)の維持・存続に果たす役割について、ホスピタリティーの観点から考察することにした(第2章)。

第1章 四国巡礼と地域経済

1 四国八十八カ所巡礼の成り立ち

四国八十八カ所を巡る巡礼(以下四国遍路あるいは遍路と呼ぶ)は、日本の巡礼文化の中心である。四国霊場を始めたのは弘法大師空海とされる。2014年は開創1200年ということで様々なイベントが行われた。頼富本宏(2009)によると、四国遍路は空海が阿州大滝が岳(徳島県, 21番太龍寺)、土州室戸(高知県, 24番最御崎寺)、石鎚山(愛媛県, 60番横峰寺)など四国の山林や辺地で修行を行い、それを後世の人々が追慕して巡ったことが起こりだという。⁽¹⁾

頼富は、「奈良時代末から、大自然の難所で苦修練行し、しかも精進潔斎をして、それによって心身を清め、世間と出世間にわたる利益・功德を得ようとする浄行」⁽²⁾こそが遍路の原理だとしている。さらに四国遍路は、辺地修行、補陀落信仰、熊野信仰が融合して形成された、とも述べている。

その後、遍路が普及するのは京都の天皇や公家たちによる熊野参詣の影響があるといわれている。⁽³⁾さらに西国三十三カ所巡礼(平安時代末期に成立とされる)や鎌倉時代の一遍上人の足跡も四国霊場の形成に影響を与えたという。⁽⁴⁾四国遍路の始まりについては、伝承や説話はあるが、記録に残る最も古い事例としては、平安時代後期から末期にかけての『今昔物語』や『梁塵秘抄』に記述があるので、この頃には優婆塞と呼ばれる在家仏教者の集団による四国遍路が行われていたとみるのが妥当なようである⁽⁵⁾

広く一般大衆に四国遍路が普及するのは江戸時代になってからで、特に江戸時代中期に

(1) 頼富本宏(2009年) 43ページ

(2) 同書 47ページ

(3) 同書 68ページ

(4) 同書 85～105ページ、佐藤久光(2004年) 22～27ページ

(5) 佐藤久光 前掲書 56～57ページ

宥弁真稔によって書かれた『四国遍路道指南』と真稔らによる道案内の石碑の設置が四国遍路を一般大衆に開放する上で大きな役割を果たした、という。⁽⁶⁾

四国遍路は今では広く一般大衆のものとなっている。交通手段が発達するに従い、鉄道や路線バスなどを使った移動が出来るようになると、より多くの人々が巡拝するようになった。戦後の1953(昭和28)年からは伊予鉄道による巡拝バスツアーが始まった。1970年代以降にはマイカーの普及により自家用車での巡拝が一般的になり、さらに本四架橋や高速道路の影響で関西や中国などからの日帰りツアーも盛んになって、四国遍路は大きく様変わりしている。⁽⁷⁾

このような四国遍路について、従来は巡礼や広くは宗教社会学などの観点から研究が行われてきている。しかし筆者はこれを地域経済の観点で研究しようと考えた。四国遍路は年にもよるが、毎年10万人を越える人々が四国各地を巡っている。1カ所に10万人ならそれほど多いとはいえないが、全長1200Kmにも及ぶ遍路コースを何日もかけて移動すると、地域経済にかなりの影響を与えることになる。⁽⁸⁾

四国遍路に加わる人の多くはバスや自家用車、鉄道などの交通機関を利用するが、5%程度の人歩で回っている。四国4県は経済的には決して豊かとはいえず、特に太平洋側の地域(徳島南部～高知)にかけては主要産業が農業や漁業などの第1次産業でしかも所得が低いので、四国遍路のように定期的に各地から人々が訪れて宿泊や飲食等で消費をすることは、当該地域にとって一定の経済効果をもたらすのである。⁽⁹⁾

2 四国における遍路と宿泊業との関係

四国遍路と地域経済の関わりを調べる際に、まず行ったのが宿泊業の調査である。最初に四国4県にどのくらい宿泊所があるかを調べてみた。その際用いたのが「経済センサス」である。この統計により、市町村ごとの業種別事業所数を調べることができるので、データを調べてみた。2012(平成24)年の経済センサスにより、市町村別産業別(産業細分類)の事業所数の数値を見ると、民宿、旅館等の宿舎は「宿泊業」で見ることになるが、四国4県の宿泊業の事業所数は1801軒である。ただし札所の寺院の多くが宿坊を持っており、他に番外札所と呼ばれる準札所の寺院でも宿坊を営んでいるところがあるので、宿泊所はこれより少し多いと思われる。人口が同じ程度の他の県と比較したのが表1であるが、これによると、四国と他の県とでほとんど違いがないことがわかる。例えば愛媛県は567軒であるが、人口が同じ程度の長崎県は694軒である。同じように高知県が477軒であるのに対して福井県は350軒となっている。

このデータだけでは四国4県の宿泊所が他の地域と比較して多いとも少ないともいえないことがわかる。そこで、「遍路道」に沿った各市町村を選び出して、その「宿泊業」数を把握して、各市町村の「宿泊業」の地域特化係数を求めてみた。それが表2である。

ここでは地域特化係数とはある特定の地域に特定産業が集まっている集積の度合いを示

(6) 頼富本宏 前掲書 141ページ

(7) 同書 254ページ

(8) 四国巡礼の参拝者数については、佐藤久光(2004年)第3章第4節などがあり、概数ではおおよそ10万人といわれている。しかし正確な人数は把握できていない。

(9) 『日本統計年鑑』平成28年版によると、高知県の一人当たり県民所得は45位となっている。

すものであり、以下の計算式で求める。

$$\text{地域特化係数} = \frac{\text{特定地域における特定産業の事業所数}}{\text{特定産業の全国の事業所数}} \div \frac{\text{特定地域の事業所数}}{\text{全国の事業所数}}$$

ここでは平成24年版『経済センサス』市区町村別産業細分類別事業所数のデータを用いた。

この場合の特化係数は、産業全体における各地域の事業所数の比率と、その地域の特定業種（この場合は宿泊業）の比率とを比較して、その比率（倍率）を求めてその地域における特定業種の特化状況を把握しようとするものである。

表2は四国4県について、遍路道（宮崎建樹『四国遍路ひとり歩き同行二人』へんろみち保存協会、以下では『同行二人』と呼ぶ）により、歩き遍路が通る道のある自治体を選んだ）が通っている市町村を把握して特化係数を調べ、それと遍路道が通っていない市町村の特化係数と比較したものである。なお、別格霊場や奥の院は除いた。表2でわかるように、県別の平均で見ると、徳島県だけが遍路道沿いの市町村の特化係数が通っていない市町村を上回っている。香川県、愛媛県、高知県においては、むしろ遍路道が通っていない自治体の方が特化係数が高いことがわかる。

このうち特に特化係数が5以上の自治体を並べると表3の6市町村が指摘できる。これらの市町村のデータは全体の数値からみて突出しており、影響が大きいため除外したデータを表2のカッコ内で示した。四国4県の各市町村の宿泊業の特化係数のデータは文末に参考資料として示したので参照願いたい。

表1 四国4県と人口が同程度の他の県との宿泊業の比較

	人口	宿泊業		人口	宿泊業
愛媛	1,374,881	567	長崎	1,366,514	694
香川	972,156	407	和歌山	953,924	540
徳島	750,210	350	佐賀	929,390	303
高知	720,907	477	福井	782,225	350

人口は2015年『国勢調査』を元にした2016年の各自治体のデータによる。宿泊業の事業所数は平成24年版経済センサスによる。

表2 遍路道沿いの市町村とそれ以外の市町村における宿泊業者の県別特化係数

	特化係数	
	遍路道沿い市町村	遍路道が通ってない市町村
徳島	1.44	1.05
香川	0.79	3.82（直島：12.1を除くと1.80）
愛媛	1.15	2.30（伊方：7.5を除くと2.10）
高知	2.22	3.42（大川：21.1を除くと2.10）

経済センサス 平成24年版より作成

表3 四国4県で特化係数が高かった市町村

県名	市町村名	特化係数	遍路道	特徴
香川県	直島町	12.1	非遍路道	島全体をアートの島として演出
愛媛県	伊方町	7.5	非遍路道	伊方原子力発電所が立地
高知県	土佐清水市	5.2	遍路道	観光地であり遠洋漁業の基地でもある
〃	大川村	21.1	非遍路道	ふるさと留学制度で子供を受け入れ
〃	東洋町	8.5	遍路道	サーフィンなどの海洋レジャー盛ん
〃	禰原町	7.0	非遍路道	エネルギー自給率100%超を目指す
〃	大月町	5.4	遍路道	ダイビング、釣りなどの海洋レジャー

上記の7自治体は、それぞれ特色ある地域作りをしており、その結果として当該地域における宿泊業の比率が高くなっているように思われる。一方、遍路宿のように長い歴史の中で作られてきた旅館・民宿などは、周辺地域の生活に根ざした事業となっており、他の産業と密接な関連を持つようになっているので、特化係数が特に高くなっているわけではないと見るべきであろう。

このように、四国遍路と関わりのある産業である宿泊業の事業者については、データを見る限り、遍路道沿いの地域で特に強い影響を受けているとは限らないと見るべきである。

しかし、筆者が実際に遍路道を歩いて観察した結果では、人家の少ない山里に民宿が営業している例がいくつもある。また県庁所在地のような町中でかなり長期にわたって営業を続けている旅館もある。その点から見ると、四国遍路があることで、遍路道沿いにおいて、宿泊業を行っている事業者が継続して営業できる条件が整っているし、この地域においては、遍路宿が数少ないビジネスチャンスの1つとして考えられていると見ることができる。

この点について、『同行2人』においては、巻末に宿泊可能な宿舎をリストアップしているので参考になる。それによると、この書籍で紹介された宿舎は四国全体で771軒（番外霊場を含む、88カ所だけだと690軒）となっている。

経済センサスにある旅館・ホテル数のうち、遍路道沿いにある市町村の数を集計し、『同行2人』の数値と比較してみたのが表4である。

表4 遍路宿の県別比率

	経済センサス	同行2人	遍路宿比率
徳島県	284	146	51.40%
香川県	250	123	49.20%
愛媛県	411	193	47.00%
高知県	299	228	76.30%
4県計	1244	690	55.50%

高知県を除いては旅館・ホテルの約半数が遍路者を主な顧客としている遍路宿であることがわかる。高知県についてはその比率が4分の3と高くなっている。この理由はいくつか考えられるが、高知県の遍路道は札所間の距離が長く、その間にある程度の人口を有する集落が少ないので、遍路宿が存立し、かつ持続しているのではないかと考えられる。

『同行2人』に紹介されている宿舎には、各県の県庁所在地にあるビジネスホテルや著名観光地（道後温泉、室戸岬、足摺岬など）にある観光旅館、各地域の公共の宿も含まれており、遍路を主たる顧客とする宿舎でないもののがかなり含まれている。しかしここに紹介されている宿舎では大なり小なり遍路を泊めていると思われるので、遍路宿として数字を紹介した。

3 四国遍路における遍路宿の実地調査

筆者はこの四国遍路について、徒歩により実情を把握し、それが人々の暮らしにどのような影響を与えているかについて調査することにした。全長1200Kmの行程なので、徒歩で回ると早くても40日、遅いと50日程度かかるということがわかっていたので、1回の調査を5～6日として（現地ではこれを区切り遍路と呼んでいる）以下の日程で行った。

第1回	2011年2月4～8日	1番～17番
第2回	3月3～8日	18番～26番
第3回	9月2～7日	27番～35番
第4回	2012年3月7～13日	36番～38番
第5回	9月2～5日	39番～42番
第6回	2013年3月7～12日	43番～49番
第7回	9月2～7日	50番～59番
第8回	2014年3月1～6日	60番～64番
第9回	8月21～25日	65番～79番
第10回	2015年9月4～7日	80番～88番

(1) 遍路道と遍路宿

地域経済への影響で取り上げたいのが遍路宿である。10回にわたる「区切り遍路」を行った過程で、41軒の宿舎に泊まった。遍路道沿いには民宿やビジネスホテル、観光客相手の旅館、公共の宿など様々なタイプの宿泊施設がある。この中で筆者は、なるべく遍路宿を選んで泊まるようにした。遍路宿は通常なら事業として成り立たないようなへんびな場所や人通りの少ない場所で営業をしている例があり、遍路の影響を受けやすいと考えたからである。

しかし、場所によってはそうした遍路宿を利用出来ないところもあった。特に徳島、松山など県庁所在地の大都会では、遍路宿を探すことは難しかった。また、歩いている途中で、ちょうどよい場所に遍路宿があるとは限らず、やむなく温泉ホテルやリゾートホテルのような宿舎を利用せざるを得ない場合もあった。ただ、そうした一般観光客向けの宿舎でも、「遍路料金」（場所によっては歩き遍路限定）を設定して積極的に呼び込もうという宿舎もあった。

(2) 遍路宿の経営

宿舎は分類すると以下の4つのタイプに分けることができる。それは1 遍路宿, 2 ビジネスホテル, 3 観光ホテル, 4 公共の宿である。そこで今回筆者が宿泊した41軒の宿舎を上記の4つに分類してみた。

- 1 遍路宿 31軒
- 2 ビジネスホテル 4軒
- 3 観光ホテル 3軒
- 4 公共の宿 3軒

遍路宿ではできるだけ宿の主人から創業年や経営状況などについてきくことにした。その中で特にめだったのが経営者の高齢化である。31軒中4軒は80歳前後の高齢者が一人で民宿を運営していたが、4～5年先にはやめざるを得ないのではないかというような宿であった。

その反対に最近新規参入してきた遍路宿も3軒あった。そのうちの1軒は経営者夫婦が定年退職後に始めたもので、以前から遍路宿をやってみたいという夢があったようである。定年ではないが、会社を辞めて(いわゆる脱サラ)自分で遍路宿を建てて始めた人もいた。さらに、東京で働いていたが、実家(釣り宿)に戻って一部を改装し、そこで遍路宿を始めたという人もいた。

つまり、遍路宿には世代交代が行われているということである。注目すべきは、定年後の第2の人生の選択肢に遍路宿が入っているということである。また山奥の遍路道沿いでは、善意で遍路を泊めていたが、やがてそれが商売になった、という事例もあった。

(3) 宿泊先一覧

表5 筆者が宿泊した宿の一覧表

宿泊日	場所	旅館名	特徴
① 2011・2・4	鳴門市 かどや椿荘		創業は1904年(明治37年)。霊山寺前の遍路宿。冬期は開業せず、2月から営業を始めるという。回廊式で中庭のある作りとなっている。この方式は他の遍路宿でもいくつか見られた。
② 2・5	阿波市 御所温泉観光ホテル		普通の温泉ホテル。札所までの送迎をしてくれるので宿泊した。現在休業中。
③ 2・6	吉野川市 旅館吉野		小さな遍路宿(比較的新しい建物だった)。他の宿泊者と食事時に交流ができて貴重な体験となった。
④ 2・7	神山町 植村旅館		遍路道沿いの昔ながら遍路宿。以前はもう少し山奥だったという。
⑤ 2011・3・3	小松島市 民宿千葉		遍路宿。恩山寺のすぐ下にある。他の宿泊者との交流ができた。
⑥ 3・4	阿南市 龍山荘		普通の遍路宿。太龍寺の住職の勧めもあって始めたという。 ⁽¹⁰⁾ 現在は廃業したようだ。

(10) 浅川泰宏(2008年) p115

⑦	3・5	阿南市 きよ美旅館	通常は寿司屋を経営。宿も持っている。
⑧	3・6	海陽町 遊遊NASA	少し大きなホテル。歩き遍路用料金があった
⑨	3・7	室戸市 ロッジおざき	つり宿としても事業を行っている。
⑩	2011・9・2	室戸市 民宿うらしま	遍路宿。台風上陸で風雨共に強く、歩行に危険を感じたので、泊めてもらった。歴史等のインタビューは行っていない。
⑪	9・3	安田町 民宿きんしょう	遍路宿。もともと結婚式場であったものを改装。
⑫	9・4	香南市 住吉荘	海鮮料理の飲食店を兼ねる遍路宿
⑬	9・5	香南市 遊庵	大日寺で教わって泊まる。この宿は歩き遍路のためになり遠くまで送迎してくれる。つまり荷物を預かり、行けるところまで行ってから宿に連絡する。次の日は前日迎えを頼ん場所に送ってくれる。この遍路宿は2011年にできたようで、経営者夫婦が退職を機に以前からやりたかったという遍路宿を開業したそうだ。
⑭	9・6	高知市 高知屋	1950年開業。現在の女将は2代目で70歳代と思われる。建物はきれいで料理にも凝っている宿
⑮	2012・3・7	須崎市 民宿なずな	もともとつり宿であったが、息子が東京からUターンして建物を増築して遍路宿を始めた。料理は目の前の海(横波3里)でその日に捕れた魚を出してくれる。
⑯	3・8	中土佐町 福屋旅館	40年前に現経営者の親が買い取ったそうだ。元々は材木商をやっていたようだ。『釣りキチ三平』の作者である漫画家の矢口高雄がこの宿に滞在して作品を書いたそうで、その原画が部屋に飾られていた。
⑰	3・9	黒潮町 土佐佐賀温泉こぶしのさと	第3セクターの施設のようだ。公営の宿という雰囲気がある。遍路料金あり。
⑱	3・10	四万十市 四万十の宿	JR四国の経営で歩き遍路料金があった。かなりハイセンスなホテル。遍路用ではないが、場所の関係で選ばざるを得なかった。翌日四万十川の渡し船に乗れたのでこの宿は好都合だった。
⑲	3・11	土佐清水市 ペンションサライ	もともとペットと泊まれる宿として開業していたものを現経営者が1年半前に購入した。現在はペット同伴と遍路宿の半々で営業している。オーナーは病院の調理師と漁師を経験。夫人は元看護師
⑳	3・12	三原村 農家民宿風車	どぶろく特区政策の一環として始められた宿で、経営者が自宅を新築する際に元の自宅を改装して長期滞在できるようにした宿。経営者は地元で建設業を営んでいる。自炊もできるが自分が経営している食堂で朝夕食を出してくれる。この農家民宿というスタイルは、今後の滞在型観光で重要な役割を果たすように思われた。
㉑	2012・9・2	宿毛市 岡本旅館	宿毛の中心部にある古い遍路宿で、あと3～4年で創業100年になるという。女将一人で切り盛りしている宿だが、年齢が80歳近くになっていて、今後の継続が危ぶまれる。子供達は東京で生活しているそうだ。

②②	9・3	愛南町 旭屋	漁港前の食堂兼民宿。国道沿いの食堂で民宿を兼ねてる。
②③	9・4	宇和島市 宇和島リージェントホテル	市内のビジネスホテル。遍路宿を探したが、やっていないか食事なしということだったのでここにした。
②④	2013・3・7	宇和島ステーションホテル	翌日の行程を考えて、ここにした。普通の駅前ホテル。歩きは翌8日から始めた。
②⑤	3・8	大洲市内 松楽旅館	市内中心部にある古い旅館で、行った時は改装工事をしていた。周囲は古い町並みが残っているが、商店街は全くのシャッター通りで寂れていた。経営者はかなり高齢。
②⑥	3・9	内子町 さかえや旅館	遍路宿 古い建物でかなり痛んでいるが、改装した様子は見えない。歩き遍路にとっては便利な場所にあるので利用者があるようだ。歩き遍路はこのところ減っているとのことであった。
②⑦	3・10	久万高原 おもご旅館	明治時代に作られた古い旅館で、部屋の造作が伝統的 日本建築の形を残していてすばらしかった。猿の腰掛、黒柿、箱根細工など。遍路宿の他にラグビーの合宿所としても利用されている。
②⑧	3・11	松山市 長珍屋	長珍屋は遍路宿では珍しい団体受け入れ可能な大型旅館。現在の経営者は5代目で、それ以前はわからないということで、かなりの歴史を有する旅館である。定員は250人だったが現在では200人となっている。経営者はかつては住職だった。彼によると、遍路は一般の旅館では泊めなかったそうだ。全体にお遍路さんが減っていて、宿泊する人も減っているという。バスを使った日帰り客が多いのだという。ただ、学生で遍路をする人は増えているという。
②⑨	2013・9・2	道後温泉 にぎたつ会館	公立学校共済組合が経営する旅館。道後温泉に近い。
③⑩	9・3	松山市 清泉フォンテーヌ・ペンション	1970年代に現経営者の親が開業。今の女将は新体操の草分け時代の選手だった人で、今でも地元で教えている。敷地から出た鉱泉を湧かして提供している。遍路道からは少し外れているが依頼があれば国道まで迎えに出るなどで遍路者を集めている。
③⑪	9・4	今治市 笑福旅館	50年ほど前に立てられ、現経営者の両親が40年まえに購入して引き継いで始めたもの。経営者夫婦はかなりの高齢で2階の客室に上がるのが厳しいという状況だ。今後続けられるかが問題だ。
③⑫	9・5	今治市 ホテルアンジュール	昭和50年代に開発された温泉で、温泉ホテルがいくつか並んでいる。温泉ホテルとしての風情はなく、ただの宿泊施設という印象である。遍路料金はなかった。
③⑬	2014・3・3 3・4	西条市 京屋支店	社長の伊藤隆治氏の話によると、父親は建設業母親の実家が石鎚山麓での旅館であった。最初に石鎚山ロープウェイ入口で旅館を始め、10年後の昭和58年に支店を現地に作った。宿泊定員140人と遍路宿としてはかなり多く、団体が多く利用する。遍路人口が半減(16万人→8万人)。講が減って旅行会社の団体ツアーが増えている。本四架橋の影響で、日

		帰り客が増えて旅館に宿泊する客が減少している。旅館のある場所は、横峰寺に上がる小型バスの発着所となっており、大型観光バスできた団体は必ずここで乗り換えなければならない。この条件があるので団体客が利用しやすくなっているのだろう。
③④	3・5	新居浜市 ビジネスホテル MISORA 新居浜のはずれにある長期出張者ホテル。特に遍路用ということではない。
③⑤	2014・8・21	四国中央市 一野屋旅館 大正5,6年頃創業 先祖は今川義元の家臣で織田信長に敗れた後落ち延びてここに来たとのこと。工事関係者の長期在者が多かったが、今は夫人が病気のため、遍路限定で営業している遍路宿。
③⑥	8・22	観音寺市 民宿青空 10年前に古い民家を買って夫婦で始めた。経営者夫婦は元々二人とも会社員であったが、脱サラして遍路宿を始めた。二人とも遍路をしていたことが開業の動機という。
③⑦	8・23	三豊市 ほ志川旅館 3代前から営業している遍路宿。かつては利用者が多く、部屋数も多くて大規模にやっていたが、夫に先立たれ、今は小規模に運営している。この先あと何年続けられるか、というところだろう。
③⑧	8・24	丸亀市 アパホテル 全国チェーンのビジネスホテルを利用するのは今回が初めて。特に遍路を意識したサービスを行っているわけではない。
③⑨	2015・9・4	高松市 巡彩庵 もともと高松市内でそば屋をやっていた。7年ほど前に事情があってその店をたたみ、現在地に移って宿泊のできるそば屋として営業している。今はご主人が病気で女将が一人で宿を経営している。山の中腹にあり、瀬戸内海の見晴らしがすばらしい宿だ。根香寺からの送迎をしている。今回は時間の関係で白峯寺まで迎えに来てもらった。遍路宿である。
④⑩	9・5	高松市 ホテルローヤル屋島 屋島の前にあるビジネスホテル。長期出張者用のようで、お遍路中心ではなかった。遍路向けの特別のサービスはなかった。
④⑪	9・6	さぬき市 旅館ながお路 長尾寺門前にある遍路宿の一つ。地図では3軒あることになあることになっているが、1軒は営業してないので2軒になっている。ここにある遍路宿がいつからあるのかは不明だそうだが、現在の経営者がこの宿の経営を始めたのは平成元年から。それ以前は仕出し屋をやっていた。今の経営状況はよくないようだ。2014年は四国霊場開創1200年でかなり人が来たそうだが、2015年に入ってから大幅に減少している。経営が厳しく、経費節約に努めているがたいへんだそう。この方は、88カ所を回った後に1番に戻るということについても批判的であった。四国霊場は循環型ではないということだ。

今回確認をしたところ、41軒の宿泊先のうちで、既に何らかの事情で廃業している宿舎が2軒あった。すべて確認しているわけではないので、正確なところは不明であるが、2011年～2015年の間に泊まった宿でこの6年の間に事業活動を終えたところが2軒あるという。小零細経営が多いので、事業を継続することは難しいのであろう。一方この間に新規

参入した宿が何軒あるのかは不明である。

全国チェーンのホテルや公共の宿など、法人経営の所を除いて、個人経営の宿で聞いた話や筆者の体験を総合すると、次の5点を指摘することができる。

- (1) 経営者の高齢化と単身化
- (2) 遍路宿に対する先行きの見通しの暗さ
- (3) 遍路宿相互の連絡体制の弱さ
- (4) 遍路宿における世代交代
- (5) 遍路宿という場の持つ重要性

(1)については上記の表5で明らかである。80歳前後の高齢者が一人か二人で営業をしている宿が3軒あった。これらの宿が現在経営しているかどうかは不明であるが、ここ5年以内の営業をやめるところが出てくる可能性が高い。またその予備軍もかなりある。多くの遍路宿が将来の見通しの暗さから、今の経営者の代で終わりにしようと考えているような雰囲気があるのである。それはこれらの宿を利用して、後継者がいる様子がかげえないことからいえるのである。

(2) 歩き遍路の人が多く利用する遍路宿で、弱気の見通しをもつ宿が多かった。2015年の四国遍路開創1200年のキャンペーンのあとになって、客足が落ちたとのべる宿の主人が多かった。団塊の世代が退職して、そのうちのわずかでも四国を歩くのではないかと言う期待が地元にはあったが、それを実感できてないというのが実情のようである。

本四架橋や高速道路の開通などで四国を訪れる観光客は増えているかもしれないが、遍路への関心は一部にとどまっているのかもしれない。

(3) 遍路宿の主体は個人経営の旅館・民宿・ペンション等である。これらの宿泊事業者たちのなかで、グループを作ってチラシを作ったり看板を立てたりして遍路者に呼びかける活動を行っている宿はあるようだ。しかし、四国全体の遍路宿のネットワークはできていない。これらの事業者達が連携して、遍路(特に歩き遍路)を増やす取り組みをすることが必要であると思われるが、組織すらないのが実情のようである。

そもそも零細な個人事業者がほとんどなので、会費を集めて組織を作るということは難しいであろう。震災後、一時期減っていた外国人遍路が増えているようなので、高齢者への呼びかけも併せて何らかの取り組みを行うことが求められているように思われる。霊場会という寺院の組織があるようなので、そことのつながりを持ちながら、何らかの連携を行っていくことで、四国88カ所の価値が高まるものと思われる。

(4) 上記の遍路宿の紹介でも述べたように、今回宿泊した宿で新規参入した遍路宿が3軒あった。若い人の場合もあるし、定年退職後に始めた人もいたので高齢者から若手に代わったと言えないところもあるが、世代交代が進んでいると見ることができる。宿泊しなかった遍路宿の中で、車でへんろ道を「逆走」し、歩き遍路をみると今晚の宿泊を勧誘する「営業活動」をしているところがあった。また、札所の寺院に頼んで紹介してもらうようにしている宿もあった。その意味では遍路宿間に適当な競争があると見ることができる。

(5) の遍路宿の場については、実際にいくつかの遍路宿で非常に興味深い経験をしたので取り上げてみる。遍路宿は例外を除いて小規模で、宿泊定員はおそらく10人前後かと思われる。筆者が実際に泊まった際は、5～6人程度が多かった。

歩き遍路の場合、宿に着くのは午後4時～6時で、食堂と一緒に食事を取った。同宿者は

遍路をしているので目的が同じであり、しかも毎日歩いて札所を回っているので情報交換やお接待の経験など共通の話題が多く、すぐに親しく話をするができる。その際、アルコールが入っていると、お互いになぜ遍路をしているのかという「動機」を話すようになる。この話はそれぞれ人生の様々な課題をしょっており、そこでの話は普通では聞けない深い内容になることがあった。

普通の旅行であれば、たまたま同じ旅館に泊まったからといって、よほどのことがない限り会話をすることは少ない。ましてお互いの人生の機微に触れることを、初対面で話すことはあり得ないであろう。しかし遍路者同士の会話ではそれが自然にでてくるのである。筆者の経験では、4人の男同士で話しているうちに、2人が妻に先立たれて遍路に出たということ話をしていた。こうした深いコミュニケーションが成り立つのが遍路宿という場の特徴なのである。

第2章 四国遍路にみるお接待文化

1 お接待の歴史

お接待は四国遍路を語る上でなくてはならない重要な要素の一つである。四国遍路が弘法大師信仰と密接に結びついていることから、大師をしたって八十八カ所の札所巡りをする遍路者（お遍路さん）をもてなす（大切にす）という風習がこの地域に根付いたのであろう。お接待の成り立ちに関連が深いとされる「衛門三郎伝説」⁽¹¹⁾が影響を与えた、とする見方もある。

衛門三郎は伊予国の領主河野一族に連なる豪農であった。ある時彼の家の前にみすばらしい身なりの僧が立ち、托鉢を乞うた。しかし三郎はこの僧を追い払っただけでなく、ほうきで打ち据えた。その時僧が持っていた鉄鉢が落ちて八方に散り、僧の姿も消えた。三郎には8人の子供がいたが、事件のあった翌日から子供が1日に一人ずつ病気で亡くなり、8日目には一人もいなくなってしまった。

三郎は僧が弘法大師だと知り、大師にお詫びをしようと妻と別れ、四国中を20周回ったが会うことができない（これが八十八カ所巡礼の起こりといわれる）。そこで今度は逆に回ろうと思って8回ったところで力尽き倒れてしまった。そこに弘法大師が現れ、三郎を許して最後の望みをかなえてあげようと言ったところ、三郎は河野一族の家に生まれ変わって人生をやり直したいといったので、大師はそばにあった小石に「衛門三郎再来」と書いて三郎に握らせると、三郎はその場で息を引き取った。そこで大師は三郎の遺体を埋葬し、持っていた杖を墓標としてそこに立てると、杖はのちに大木となった。これが現在12番札所となっている焼山寺の麓にある杖杉庵の起源である。

その後数年たって伊予国の領主河野氏に男の子が生まれた。息利（やすとし）と名付けられたこの子は、生まれたときから左手が握られたままであった。そこで河野家の祈願寺である安養寺の僧に加持を命じたところ、手が開いてそこから小石が出てきた。この石には文字が書いてあり、読むと「衛門三郎再来」と書かれてあった。のちに息利は伊予国の太守となり、安養寺を再興して石手寺と改め、その小石を納めたという。

(11) 衛門三郎伝説については頼富本宏 前掲書 106～107ページを参考にした。



11 番焼山寺の麓にある杖杉庵にある弘法大師と衛門三郎の像

巡礼者を接待する風習は四国だけではなくて世界各地に存在する。日本でもお伊勢参りで集まる巡礼者をもてなす慣習が伊勢に通ずる街道に残っている。⁽¹²⁾ 四国はこうした風習が色濃く残っている地域として特徴があるが、四国だけの特異な現象というわけではないのである。

巡礼者へのもてなしをするのはなぜだろうか。ヨーロッパで見られるもてなしの例としては、巡礼者用の宿の提供がある。巡礼があったとされる古代から中世にかけて、ヨーロッパの著名な巡礼路（エルサレム、ローマ、サンチャゴ・デ・コンポステラなどに向かう道）の沿道には、宿があった。シュピタール、オスピタル等と呼ばれるこうした宿舎は、寝床と敷き藁を提供するだけの簡素なものが多かったが、それでも巡礼者にとってはたいへんな恩恵であった。当時、一般人の旅行はほとんどなく、今のようなホテルはなかった。それに代わるものとして、修道院が宿舎を提供したり巡礼宿が設けられたのである。

見知らぬ人を泊めることは、その家の主にとってリスクの大きいことであった。いわば外敵を自宅に呼び入れるようなものとして受け止められるので、外部の旅行者等を受け入れる施設を持つことは危険負担の回避に役立つものであった。

2 四国のお接待の実情

現代の四国のお接待は宿舎の提供だけでなく、札所から札所までの間の休憩や道案内、道路の整備などを行うものである。集団（接待講のようなもの）もあれば個人で行うものもある。筆者が経験したものでは、地域住民が定期的に接待を行う例（毎週1回のように）や企業が自社の敷地の一角に接待小屋を設けて休憩をさせてくれるところもあった。さらに国道を歩いている時、歩行者（主として歩き遍路）用の歩道や横断歩道を整備している場所があった。ロータリークラブや商工会議所等の経済団体が休憩所の建設などでお接待を行う例もあった。

地元の子供達のお遍路さんへの気配りも見られた。小学生から中学生、高校生くらいの若者が、すれ違いざまに声をかけてくれることはごく普通に行われていた。県庁所在地のような都市部と地方とでは温度差があり、地方のほうがしっかりとお接待が行われていた。

四国八十八カ所霊場は四国の重要な観光資源であり、お遍路さんは大切なお客様である。また、古くからの言い伝えで、お遍路さん（特に歩き遍路）は弘法大師の化身で、お遍路さんにお接待をすることが自分にとって功德を積むことになる、という文化が四国の人々の心の中に溶け込んでいて、代々引き継がれているという印象を持った。このような地域独自の価値観を持っているということは、地域文化の一つとして重視する必要がある。

(12) 鎌田道隆（2013年） 特に第5章

お接待を受けた遍路のほうの意識はどうであろうか？筆者のように初めて四国遍路をした人間は、とにかく驚くことが多かった。いきなり飲み物や食べ物を差し出されたりお金を渡されたり、喫茶店で注文したコーヒーが無料になったり、食堂でおかずが1品おまけでついてきたりと、毎日のように何らかのお接待を受けながら歩いてきた。地元の方々によるお接待という見返りを求めない善意に触れることはたいへん重要な経験であった。今まで経験したことのない感謝と感動の気持ちに浸ることが何度もあった。

お遍路さんはお接待を受けることで地域の人々に受け入れてもらえた、という精神的な充実感を得るのであるが、客観的にはそれはお遍路さんの「錯覚」である。接待する方は単に自分の功德を積むことが目的であるが、受ける方はそれを無償の善意が自分に対して示されたということを受け入れられたという錯覚に陥り、それまでの日常生活では味わうことのできない不思議な感動を覚えるのである。

こうした錯覚は重要な意味を持つ。人間は集団の中で生活しているが、家族や企業などで分断され、周囲の人々とお互いに関心を持つことが少ない。そのような環境の中になると、集団から疎外され、あるいは無視されて、満ち足りた時間を過ごすことが少なくなる。集団内部の人々との交流も不十分になってしまう。

これに対してお接待を受けたときの気持ちは、まさに上記と逆の状態である。地元の人々と初対面であるにもかかわらず、いきなり交流ができた（と感じる）のである。また自分の存在を地元の人に認めてもらったという気分になることができる。これはお遍路さんの誤解であるが、それに気づいた場合でも気持ちが高揚するのである。

企業などで仕事をしていて、自分の存在を認めてもらうことはそれほど多くはないであろうから、知らない人に認めてもらい、「信じてもらえる」という経験をするのは日常生活ではなかなかないことだ。こうした経験をすることで、生きていくことの喜びを感じたり、人間を信じることができたと感じたりするなど、それまでに経験したことのない感動を味わう人が多い。

筆者も四国を歩いて様々なお接待に接し、心温まる思いを何度もしたし、時によっては涙腺がゆるむこともあった。旅行をしていて行った先の地元の方とのふれ合いがあることは旅の楽しみの一つであろうが、四国遍路のお接待はそれにとどまらない大きな力を持っている。しかもそれが四国全体で広く行われているところに地域文化としての「お接待」の奥深さ、すばらしさがあるのである。

3 お接待の事例

四国を徒歩で一周する間に様々なお接待を受けた。その中からいくつか印象に残った事例をあげてみたい（348ページの写真①～④）。

①は年配の女性が海岸の避難施設（おそらく津波用と思われる）を利用して、週に1回実施しているものである。施設の前を通る歩き遍路に呼びかけて招き入れ、飲み物やお菓子などを振る舞ってくれるし、話し相手にもなってくれる。この活動の起源はわからないが、古くからある接待講の名残の可能性もある。

②の接待所は芸西村の栗山さんという方が個人で作ったもののようで、建物自体は丈夫とはいえないが、歩いて回っているお遍路さんのつかれを癒やしてさしあげよう、という気持ちのあふれた人形が置かれてあり、壁には歩き遍路に対する感謝や激励の言葉や絵などが貼られている。ここを尋ねたときはだれもいなかったが、暖かい気持ちが伝わってき

て、大いに癒やされた。

③は6番札所近くの住宅にあった「小さなお接待所」の様子である。お茶にお菓子がおいであり、だれでも利用出来るようになってきている。このような個人(や企業)が行っているお接待所は四国各地の遍路道沿いに存在している。単に椅子だけが置いてあるものから、部屋を開放して入れるようになってきているものまで様々である。

④は日和佐から牟岐に向かう国道55号線にあった交通安全を呼びかける標識である。道路の歩道部分に緑色のラインが引かれており、歩き遍路はそこを通るように呼びかけている。おそらく以前この付近で事故があり、お遍路さんがそれに巻き込まれたことを受けての措置と思われる。これが地元警察と道路管理者(国)の「お接待」である。

その他様々なお接待があり、歩いている間中はほぼ毎日のように経験することができた。お接待は遍路者のみに対する善意だけではない。地元の人どうしのあいだでも、ちょっとした感謝の気持ちを表す際に用いられているようだ。四国全体に、こうした気遣いの精神が保存され、受け継がれていると感じられる。その意味でお接待は四国の地域文化として埋め込まれているといえよう。

このほかにも多数のお接待があり、それらがお遍路さんを後押しして苦しい峠越えや車の往来が激しい国道などを歩き通す力になっている。そしてこのお接待という地域文化があることが、四国88カ所の札所巡りを今日まで持続させてきた大きな要因になっているといえよう。

① 23番薬王寺の近くにある田井ノ浜で接待をしている女性グループ



② 高知県芸西村の栗山英子さんという方が作った接待所の内部の様子



③ 遍路道沿いの住宅で用意した小さな接待所



④ 国道で遍路の安全への配慮を呼びかける案内標識



4 四国遍路の影の部分

これまで四国88カ所札所巡りのお遍路について、辺境の地域に一定の経済効果があること、お接待という独特の地域文化が定着していること、遍路をする側に大きな精神的効用が期待できることなどの肯定的な側面を述べてきた。

しかし遍路には影の部分がある。具体的には病気、貧困、犯罪などでそれまで暮らしていた地域社会から排除された人々が逃げ込んでくることである。四国ではこれらの遍路者を辺土（ヘンド）と呼んで通常の遍路と区別したりあるいは遍路全体を避ける傾向が一部地域に見られる。筆者が歩いた際にも、そういう話をいくつか聞いている。遍路宿についても、一般の旅館は遍路を泊めなかったので、遍路専用の遍路宿ができたという話を聞いた。さらに最近でも、犯罪者が身を隠すために四国を回ったという事実が報道された。⁽¹³⁾ また、何らかの問題を引き起こしてその謝罪のために四国遍路に出るという例もある。

その意味で、四国遍路は単なる宗教上の修行、信仰心、功德、悟りを開く、などの肯定的側面だけでなく、社会の影の部分を表すこともある。筆者の経験でも、病気の人には会わなかったが（あるいは気づかなかっただけかもしれない）、遍路乞食と思われる人に会ったことはある。これらの人は家には帰らず（あるいは帰るべき家がないのかもしれない）四国を歩き続けているのである。

このうち病気に関しては、不治の病に犯されたということで医者から見放され、最後に一縷の望みを託して四国に来る人がいるようだ。第3番札所の金泉寺の奥の院である愛染院は、腰から下の病に効能があるといわれ、境内にはご利益により（？）使われなくなった松葉杖やコルセットなどが多数奉納されていた。同様のご利益がある札所として、71番弥谷寺にもコルセットなどが奉納されているという。かつて誤った認識により社会から隔絶されたハンセン病の患者の中には、行き場がなくなって四国を回る人もいたようだ。

障害者になった人が回るケースもあった。足が不自由になって、「いざり車」によって四国を回った人がいたが、こうした遍路が現れると地元の人が、早く自分達の村を通過して他の村に行つて欲しいということで隣村の境までいざり車を押して連れて行き、多少の金品を与えて通過させたという事例があったようだ。これを「送り遍路」と呼んでいた。⁽¹⁴⁾

また貧困に関しては、職業遍路と呼ばれる人達の存在が指摘されている。職業遍路は乞食遍路とも呼ばれ、貧しさ故に故郷で食べていくことができず、四国にわたってお接待を当てにして生活していたのである。乞食遍路はヘンドと呼ばれていたことがあり、これらの人々が通常の遍路に対するお接待に便乗してそれに頼って生きていたとの指摘もある。浅川泰宏（2008年）によると、遍路道をそれた地域にヘンドが現れて托鉢をする例があったという。⁽¹⁵⁾

こうした事例もあって、遍路に対して地元の人々が常に好意的であったというわけではない。江戸時代から遍路を取り締まりの対象にしていた藩が存在した。頼富本宏（2009年）によると、土佐藩では遍路が土佐藩を通過する日数を30日以内に制限したり、竇路道以外

(13) 2007年市川市でイギリス人英会話講師が殺害された事件で、捕まった犯人が逃亡中に身を隠すために四国を回っていたという。

(14) 頼富本宏 前掲書 218ページ

(15) 浅川泰宏 前掲書 341～396ページ

の脇道に入ることや高知城下に入することを禁止した。⁽¹⁶⁾

四国各藩による入国規制の例としては、伊予松山藩が1658年頃に巡礼者の立ち入り規制を行っているほか、江戸時代に領内への立ち入り規制が約70件も出されているという。⁽¹⁷⁾ さらに土佐藩のように接待禁止を行ったところもある。⁽¹⁸⁾

接待禁止の理由の中には、ヘンドによる窃盗などの犯罪の発生や外部からの侵入者の排除の他に、地域農民の暮らしが豊かになるにつれて、接待にかこつけて贅沢をするという傾向があると藩が捉えていたことが含まれている。

このようにお接待は、それに依存して生きようとする弱者が四国に集まってくるという意図せざる結果をもたらしてきた。この現象は現在でも残っている。例えば社会的に非難を浴びた人が、反省や謝罪の意味で遍路に出ることがある。四国の人々は、そうした「弱者」を受け入れることも含めて、お遍路さんの信仰を支えてきたのである。

5 小括

ここまで四国遍路について、地域経済と地域文化の視点から分析をしてきた。経済的効果に関しては、遍路宿がどの程度存在しているかということで、地域特化の視点から見てきたが、地域経済への影響についてデータで示すことはできなかった。ただ廃業する宿がある一方、新規参入する宿があることも確認できたので、遍路道がある限りは地域経済に何らかの影響を持ち続けることができることを確認出来たと思う。

一方お接待については、四国独自の地域文化としてその存在が重要な意義を持っていることを確認できた。四国遍路をした経験者が様々な手記を残しているが、それらにおいても道中での地元の人々からのお接待が強い印象として示されている。

筆者はこのお接待について、組織マネジメントの分野においても重要な影響力を持っていると考えており、この点については近いうちに新たに稿を起こして明らかにしていきたいと考えている。

参考文献

- 1 浅川泰宏『巡礼の文化人類学的研究』古今書院, 2008年
- 2 鎌田道隆『お伊勢参り』中公新書, 2013年
- 3 佐藤久光『遍路と巡礼の社会学』人文書院, 2004年
- 4 森正人『四国遍路』中公新書, 2014年
- 5 頼富本宏『四国遍路とはなにか』角川書店, 2009年
- 6 宮崎建樹『四国遍路ひとり歩き同行2人』遍路道保存会, 2013年

(16) 頼富本宏 前掲書 218ページ, 浅川泰宏 前掲書 239～247ページ

(17) 森正人(2014年) 122ページ

(18) 浅川泰宏 前掲書 247～255ページ

参考資料 四国4県市町村別宿泊業の特化係数 平成24年経済センサスより

四国4県, 市町村	全産業 (公務を除く, を含む)	M 宿泊業, 事業内容等不詳	75 宿泊業 飲食サービス 業	751 旅館, ホテル	特化係数
全 国	5,768,489	711,733	52,045	41,592	
徳 島 県	39,217	4,598	350	312	0.989
徳 島 市	15,477	2,178	104	96	0.745
鳴 門 市	2,979	353	36	32	1.339
小 松 島 市	1,752	204	11	10	0.696
阿 南 市	3,402	348	46	42	1.499
吉 野 川 市	2,048	225	17	17	0.920
阿 波 市	1,371	117	4	4	0.323
美 馬 市	1,478	147	12	8	0.900
三 好 市	1,684	174	36	31	2.369
勝 浦 郡 勝 浦 町	276	18	2	1	0.803
勝 浦 郡 上 勝 町	102	8	3	3	3.260
名 東 郡 佐 那 河 内 村	97	5	-	-	
名 西 郡 石 井 町	1,196	110	2	2	0.185
名 西 郡 神 山 町	350	33	10	6	3.167
那 賀 郡 那 賀 町	532	60	14	11	2.917
海 部 郡 牟 岐 町	330	32	6	6	2.015
海 部 郡 美 波 町	425	50	9	8	2.347
海 部 郡 海 陽 町	591	65	15	14	2.813
板 野 郡 松 茂 町	588	75	9	8	1.696
板 野 郡 北 島 町	867	82	2	1	0.256
板 野 郡 藍 住 町	1,507	139	2	2	0.147
板 野 郡 板 野 町	490	43	2	2	0.452
板 野 郡 上 板 町	448	21	2	2	0.495
美 馬 郡 つ る ぎ 町	522	37	3	3	0.637
三 好 郡 東 み よ し 町	705	74	3	3	0.472
香 川 県	50,047	5,749	407	355	0.901
高 松 市	23,105	2,774	142	114	0.681
丸 亀 市	4,635	602	17	16	0.407
坂 出 市	3,132	299	28	28	0.991
善 通 寺 市	1,562	211	21	19	1.490
観 音 寺 市	3,263	331	19	16	0.645
さ ぬ き 市	2,109	230	17	15	0.893
東 か が わ 市	1,638	176	13	12	0.880
三 豊 市	2,975	269	20	18	0.745
小 豆 郡 土 庄 町	982	131	39	35	4.402
小 豆 郡 小 豆 島 町	1,089	102	23	22	2.341
木 田 郡 三 木 町	1,021	83	3	2	0.326
香 川 郡 直 島 町	211	53	23	22	12.082
綾 歌 郡 宇 多 津 町	846	120	9	8	1.179
綾 歌 郡 綾 川 町	998	94	1	-	0.111
仲 多 度 郡 琴 平 町	775	97	19	19	2.717
仲 多 度 郡 多 度 津 町	861	102	8	5	1.030

四国4県, 市町村	全産業 (公務を除く, を含む)	M 宿泊業, 事業内容等不詳	75 宿泊業 飲食サービス 業	751 旅館, ホテル	特化係数
仲多度郡ま んのう町	845	75	5	4	0.656
愛媛県	68,510	7,863	567	478	0.917
松山市	23,100	2,874	164	138	0.787
今治市	8,986	1,055	74	68	0.913
宇和島市	4,791	626	43	34	0.995
八幡浜市	2,288	247	23	17	1.114
新居浜市	5,547	673	29	22	0.579
西条市	5,078	572	42	36	0.917
大洲市	2,666	313	22	17	0.915
伊予市	1,585	123	7	7	0.489
四国中央市	4,549	422	28	20	0.682
西予市	2,202	187	19	18	0.956
東温市	1,226	121	4	3	0.362
越智郡上島町	340	34	10	10	3.260
上浮穴郡久 高原町	508	51	17	12	3.709
伊予郡松前町	1,261	97	-	-	
伊予郡砥部町	884	71	2	2	0.251
喜多郡内子町	941	96	11	11	1.296
西宇和郡伊方町	535	67	36	28	7.458
北宇和郡松野町	178	15	1	1	0.623
北宇和郡鬼北町	513	37	4	4	0.864
南宇和郡愛南町	1,332	182	31	30	2.580
高知県	38,378	5,659	477	414	1.378
高知市	17,868	2,622	137	103	0.850
室戸市	873	143	19	18	2.412
安芸芸市	967	143	7	7	0.802
南芸市	2,011	215	8	7	0.441
土佐市	1,138	146	4	4	0.390
須崎市	1,287	205	18	17	1.550
宿毛市	1,464	236	30	29	2.271
土佐清水市	987	175	46	45	5.166
四万十市	2,397	491	55	47	2.543
香南市	1,267	189	8	5	0.700
香美市	1,211	152	7	6	0.641
安芸郡東洋町	157	24	12	11	8.472
安芸郡奈半利町	213	47	1	1	0.520
安芸郡田野町	169	14	1	1	0.656
安芸郡安田町	134	15	2	2	1.654
安芸郡北川村	46	5	1	1	2.409
安芸郡馬路村	49	7	2	2	4.524
安芸郡芸西村	152	14	3	3	2.188
長岡郡本山町	204	21	2	2	1.087
長岡郡大豊町	230	27	7	4	3.373
土佐郡土佐町	225	23	3	3	1.478

四国4県, 市町村	全産業 (公務を除く, を含む)	M 宿泊業, 事業内容等不詳	75 宿泊業 飲食サービス 業	751 旅館, ホテル	特化係数
土佐郡大川村	21	5	4	4	21.112
吾川郡いの町	982	141	12	10	1.354
吾川郡仁淀川町	344	39	10	9	3.222
高岡郡中土佐町	383	54	5	4	1.447
高岡郡佐川町	524	80	4	4	0.846
高岡郡越知町	332	36	1	1	0.334
高岡郡禰原町	238	45	15	13	6.985
高岡郡日高村	213	25	-	-	
高岡郡津野町	275	36	7	7	2.821
高岡郡四万十町	1,026	152	22	22	2.377
幡多郡大月町	308	35	15	13	5.398
幡多郡三原村	100	13	1	1	1.108
幡多郡黒潮町	583	84	8	8	1.521

(2017.1.22 受稿, 2017.2.8 受理)

〔抄 録〕

筆者は既に「巡礼と地域経済」(『商大論叢』第52巻第1号, 2014年)において, 巡礼に関する筆者なりの概観を述べた。そこでは①巡礼が世界共通に見られる人間の根源的な行動形態の一つであって普遍的な性格を持っていること, ②既成宗教に起源を發するものではないこと, ③巡礼が次々に新しい巡礼路を生み出す拡散的性格を持つ傾向にあること, の3点について述べた。本稿では四国八十八カ所の霊場巡りについて, 地域経済の観点を踏まえて述べると共に(第1章), 巡礼が人間集団(組織)の維持・存続に果たす役割について, ホスピタリティーの観点から考察することにした(第2章)。

〔研究ノート〕

「財源としての高齢者医療？——「増田レポートの問題点」——」

田村 充代

序

研究されたことのない分野を研究する。そのようにして、ほとんど誰も着目しないような小さな法律の立法過程を調査してきた。それが、私の研究姿勢であった。しかし、2014年に発表された、いわゆる「増田レポート」⁽¹⁾を学生と共に精査するうちに、強烈な違和感を感じざるを得ず、ここに、その財源についての疑義を記すこととする。増田レポート自体は、「消滅可能自治体」という新語が着目され、新しい地方自治のあり方を示したものである。その発行元である地方創成会議の数々の提案は、時の安倍政権によって重用されるものである。コンパクト・シティや人口の移動についても意見はあるが、ここでは、そのレポートや刊行物の最後に示された「財源」である、高齢者医療、終末期医療の見直しについて、その意味するところを考え、問題点を明らかにしたいと考える。

増田レポートの財源の趣旨

その「増田レポート」から、財源に関する部分を抜き出してみよう。「新たな費用は高齢者世代から次世代への支援の方針の下、高齢者政策の見直し等によって対応する」⁽²⁾、「終末期ケアのあり方についても、フランスにおいて経口摂取困難になった高齢者に対する胃ろうなどの治療の対応が近年大きく変わってきているように、日本においても真剣に議論する時期にあると考えられる」⁽³⁾。

また、増田氏と日本創生会議が編集した本である『高齢者の終末期医療を考える——長寿時代の看取り——』⁽⁴⁾においては、「高齢者政策」の意味するところがより具体的である。2005年に発足した尊厳死法制化を考える議員連盟の法律案を引用し、「延命措置の不開始」、「延命措置の中止」の案を紹介している。また、国立長寿医療研究センター名誉総長大島伸一氏の文章を掲載し、「超高齢化社会では、人の生死に関わる医療のあり方についても、資源は限られているという共通理解のもとに公私の均衡をどうとっていくのか、という基本的な合意のもと、正面から向き合わねばならない」と紹介している。

これらは、たとえば日本尊厳死協会の宣言書の中のひとつである「私の傷病が、現代の

(1) 通称「増田レポート」：日本創成会議 人口減少問題検討分科会 「成長を続ける21世紀のために：ストップ少子化・地方元気戦略」2014年5月8日

(2) 「増田レポート」p.4.

(3) 「増田レポート」p.32.

(4) 日本生産性本部 2015年刊

医学では不治の状態であり、既に死が迫っていると診断された場合には、ただ単に死期を引き延ばすためだけの延命措置はお断りいたします」というステートメントにつながる。しかし、この宣言書は何の法的裏づけもなく、緩和ケアやホスピスの整った医療現場においては無視されることも多い。

医療費は、死ぬ直前がもっとも高額になることが常識であるが、そこにメスを入れようというのがこのレポートの趣旨である。財源を、高齢者の延命中止から得ようというものだ。

生きる価値のない生命はあるか

多くの学生と接してきて、「医療と社会」、「医療と地域社会」などの科目を担当し、終末期医療に関する意見を交わしてきた教師としては、若い学生の終末期医療への拒否感には驚かされる。たとえば、「介護されるくらいなら殺してくれ」、「ガンになったら自殺したい」などといった具合である。しかし、医療現場に少しでも携わると、年を経るにつれ、死期の近い患者の生きる努力、力に驚かされることも多い。末期がんを宣告された患者であって、「早く死にたい」と言う者は決して多くない。健康であるうちの「意思表示」に疑問をもつゆえんである。望まない事態を想定することは辛い。その時、若者や健康な者は少々想像力に欠けるのかもしれない。

世界的には、患者の自己決定が尊重される傾向にあるが、死期を早めること、すなわち、尊厳死、安楽死については、慎重であり、タブー視されてきた。オランダ、ベルギーなどの安楽死合法化の例外があるとはいえ、ナチスドイツの反省の上にたつドイツにおいては、いまだに死期を早めること、(ある程度)健康な者を安楽死させることの議論はタブーである。1980年代に、ピーター・シンガーがドイツにおいて、「障がい嬰兒殺」(産まれたばかりの障がいを持つ嬰兒は、両親の同意のみで殺してもよいとした)を提唱したときには、「シンガー事件」と呼ばれる、講演拒否運動が起こったほどである。どのようなコンテキストにおいても「生きる価値のない生命がある」ということを認めると、次々に対象が広がっていくことが歴史的に知られているからであろう。この、ひとつを認めると、際限なく対象が広がる懸念を、「滑りやすい坂理論、slippery slope argument」と呼び、哲学、倫理学の大きな問題である。つまり、ナチスの場合、はじめは重度の精神障がい者をガス殺していたが、それが障がい者全体に広がり、政治犯に、ユダヤ人に対象が広がっていったのである。⁽⁵⁾安楽死初期の有名なナチス制作のポスターに、健康な青年が、重度の障がい者の車椅子を押す写真を使ったものがある。健康な青年の労働力が無駄になっていることを示唆している。障がい者がいなくなれば、若者はより良い生産的な仕事に就けるというインプリケーションである。これは、右記の「財源」の捻出の思想につながらないだろうか。

尊厳死と安楽死の区別

ここで、簡潔に尊厳死と安楽死の区別を整理する。

尊厳死とは、死期の迫った患者の治療停止を意味し、医療的措置がなければ、自発的に

(5) フランツ・ルツィウス 山下公子翻訳『灰色のバスがやってきた—ドイツの隠された障害者「安楽死」措置』思草者 1991年 参照

は呼吸や栄養吸収ができない、などの状態の患者の治療をやめることである。その決定権については、患者の自己決定を貫くか、家族による意思の忖度等を認めるか、議論のあるところである。メリットとしては、苦しい（あるいは苦しそうに見える）治療を中止することができるところ、医療費が増えない点、デメリットとしては、回復可能である可能性が残る、また最期まで看取らなかったことの遺族の後悔などが挙げられる。

安楽死とは、まだ自発的に生きられる患者の命を積極的に絶つこと（積極的安楽死ともいわれる）である。メリットとしては、患者の意志がはっきりしている場合には、遺族にお別れを告げられること、進行性の病気の途中で尊厳のある死に方ができることなどである。一方、デメリットとしては、ほとんどの国では刑法の殺人罪であり、元気に見える患者を殺すことへの反対意見が多いこと、本人の意思の確認が難しいことなどが挙げられる。カトリックを含む多くのキリスト教会は、これに反対している。当然、日本では殺人である。

「増田レポート」は、安楽死を提唱していない。あくまでも末期患者の尊厳死について検討すべきとしている。しかし、滑りやすい坂理論については、十分に注視しなければならないだろう。

諸外国の延命中止の前提

延命中止の議論をすべきとの提言において、フランスに言及されることが多いが、忘れてはならないのは、フランスでは、ほとんどの医療が無料であるということである。つまり、終末期に本人や家族がどのような選択をしても、患者の関係者の医療費の負担が増減することはないのである。日本においては、1割から3割程度の医療費の負担に加え、差額ベッド代が非常に高いことを考慮すべきであろう。東京の大学病院に1ヶ月入院すると、その差額ベッド代は100万円を超える。この100万円は、公費ではないが、遺産が少なくなるとを意味する。

また、安楽死が法制化されているオランダでは、ホームドクターの制度が充実しており、プライマリ・ケアは、まずホームドクターに任される。まずかかりつけ医に行かなければならないのである。そのため、ホームドクターとの関係は、家族ぐるみで緊密であり、重要な医療的意思決定の際に参加する資格がある。当然、第3者や精神科医がチームになって、安楽死の判断を行うこととなる。しかし、そのオランダでも、安楽死を認める範囲が広くなりすぎていることに、国内からも批判が出ていることには注目すべきである。例えば、度重なる自殺未遂の末の安楽死、認知症患者の安楽死⁽⁶⁾、耳鳴りを理由とする安楽死などである。どこまで安楽死を認めるか、という問題は尽きない。

財源としての高齢者医療の危険性

死期の近い患者の治療停止や、100歳近い高齢者への医療提供を控えることは、財政的に言うならば、大きな額となるだろう。2007年の厚生労働省の調査によると、死亡1ヶ月前にかかる医療費は、死亡者98万人で、約9000億円であり、毎年2万人分（約224億円）ず

(6) オランダ医師会は、2011年に「人道的立場から」認知症の患者の安楽死を行う方向の見解を示した。

つ増えるとされている。⁽⁷⁾その額が、困窮する若い世代に資するのであれば、高齢者も本望であろうというのは、ひとつの見識ではある。しかし、人の死を早めることや死期が近い者の医療の質を変えることは、医学の目的ではない。国家の介入するところでもない。そのことを踏まえたうえで、高齢者の人権に配慮した政策を模索することが政治の使命ではないかと考える。

(2017.1.13受稿, 2017.1.30受理)

(7) www.mhlw.go.jp/shingi/2007/03/dl/s0322-11a.pdf 「高齢者の受診動向等について」

[抄 録]

2014年に発表されたいわゆる「増田レポート」は、地方自治、分権などに関わるものであったが、その財源について、驚くべきソースが書かれていた。それが、高齢者医療、とりわけ、終末期医療の短縮による財源の確保であった。

その状況に違和感を覚え、国家と生命の観点から疑義を唱えることが、この研究ノートの主旨である。

‘The Masuda-Report’ which to presents the whole new style of local management seeks the source of the new policies on palliative care. The report became the key essence to the Shinzo Abe’s policies, we have to evaluate thoroughly.

There are debates regarding ethical issues of ending lives. Especially, expecting the money from early death of the dying has been taboo all over the world. The report also suggests the hospice care, but by reciting the French case, it argues that the Japanese medicine commits too much of the care of the incurable patients.

I strongly resist the idea of controlling the way of ending life by the government. This short report casts doubt on the ‘Masuda-Report’ on this matter.

平成28年学外研究活動報告

(平成28年1月～12月)

本報告は会員から報告のあったものを掲載してあります。——◇運営委員会

〔学会報告〕

報告者名	題 目	学 会 名	月
Akiko Moroo	Creating, Spreading and Proliferating of Local Tradition in Lykia	The Asia Minor Workshop (Kyoto)	3
神 保 雅 人 [㊞]	ILCにおける $e^+e^- \rightarrow Zh$ の高次補正を用いた制限されたMSSMシナリオの検証可能性	日本物理学会	3
神 保 雅 人 [㊞]	LHC実験により制限されたMSSMシナリオと軽いストップの可能性	日本物理学会	3
神 保 雅 人 [㊞]	MSSMにおけるILCでの偏極ビームを用いたLSP生成過程の解析	日本物理学会	3
鮎 川 ゆりか	Fukushima Evacuees' Situation due to the Nuclear Disaster Very Unethical	International Association for Impact Assessment (国際影響評価学会)	5
石 黒 秀 明	資産流動化と公正処理基準－オリックス銀行事件－	MJS租税判例研究会	6
鮎 川 ゆりか	「今こそ、地域熱供給を中心に小規模分散型社会構築」	日本伝熱学会 第27回 東海伝熱セミナー	9
神 保 雅 人 [㊞]	ILCにおけるW fusionによるhiggs生成の高次補正を用いたMSSMシナリオの検証可能性	日本物理学会	9
神 保 雅 人 [㊞]	実験に適合したMSSMおよびNMSSMシナリオのILCにおける検証可能性	日本物理学会	9
星 田 昌 紀	ラジオメディア・ソーシャルメディア連動型マーケティング実行と情報伝達効果に関する研究	経営情報学会	9
師 尾 晶 子	境界意識の表現とその伝播	2016年度科学研究費補助金基盤研究A全体研究会(名古屋)	9
石 黒 秀 明	BEPSプロジェクトと開発途上国支援－G20開発作業部会へのOECD報告書から－	日本税務会計学会	10

趙 軍	「内田良平的中国観與对中国革命的参与— —大亜洲主義理論與实践的個案分析」(中 国語)	中国社会科学院近代史研究所・湖北省社会科 学界聯合会・武昌辛亥 革命研究室・辛亥革命 武昌起義記念館ほか主 催「記念辛亥革命105周 年国際學術研討会」(中 国・武漢市)	10
中 村 元 彦 [㊦]	外部監査人による内部監査の利用とITを 利用したモニタリング手法	日本内部統制研究学会	10
中 村 元 彦	ITを利用した監査の展望～未来の監査へ のアプローチ～ "The Outlook for IT-Based Auditing: Approaches to Next Generation Audit"	システム監査学会	10
Masato Jimbo [㊦]	1-loop effects of MSSM particles in Higgs productions at the ILC	4th Computational Particle Physics Workshop (CPP2016)	10
趙 軍	「"亜洲夢"與日本右翼——頭山満・内田良 平的中国観及对中国革命的参与」(中国語)	中国社会科学院・広東 省政協主催「世界視野下 的孫中山與中華民族復 興——記念孫中山誕生 150周年国際シンポジウ ム」(中国・中山市)	11
師 尾 晶 子	ミレトスとアテナイ - <i>IG I³ 21</i> と <i>Milet</i> 6.3.1020	古代ギリシア文化研究 所2016年研究会	11
M. Jimbo [㊦]	One loop effects of natural SUSY in indirect searches for SUSY particles at the ILC	International Workshop on Future Linear Colliders, LCWS2016	12

[寄稿]

報告者名	論文名	掲載誌名その他	月
伊 藤 宏 一	「シェアリング・エコノミーとコモンズ論 の展開」	『CUC View & Vision』 no.41	3
伊 藤 宏 一	「高齢者の資産管理について—金融教育の 視点から」	一般社団法人生活経済 政策研究所『生活経済政 策』no.231	4
鮎 川 ゆりか	コラム「100%自然エネルギーのエコ・キャン パスを目指して」	日本の科学者 Vol.51 No.5 May 2016	5
師 尾 晶 子	2015年の歴史学界-回顧と展望：古代ギリ シア	『史学雑誌』125-5	5
伊 藤 宏 一	「シェアリング・エコノミーの可能性」	一般財団法人建築保全 センター 『Re』no.191	7

太田三郎 [㊦]	An Analysis of Turnaround for the Firms Damaged by the Great East Japan Earthquake and Tsunami of 2011 (the March 11 Disaster)	『危機管理システム研究学会年報』	7
太田三郎	「中小企業がめざす停滞からの脱却と新たな再生への挑戦」	(一財)企業共済協会『企業倒産調査年報』(平成28年)	8
伊藤宏一	「シェアリング・エコノミーと家計管理」	生活経済学会『生活経済学研究』第44巻	9
伊藤宏一	「資本市場改革と中立的アドバイザーの役割 —ファイデューシャリー・デューティとFP」	公益財団法人 資本市場研究会『月刊資本市場』no.373	9
Masato Jimbo [㊦]	One loop effects of natural SUSY in third generation fermion production at the ILC	arXiv:1609.07868	9
師尾晶子	機織りの重り	『地中海学会月報』394号	11
太田三郎 [㊦]	Is corporate financial performance associated with corporate social responsibilities in a crisis?	Asia-Pacific Management Accounting Journal (APMAJ), 11 (2)	12

〔著書〕

執筆者名	書名	発行所	発行月
Akiko Moroo [㊦]	<i>The Parthenon Frieze: The Ritual Communication between the Goddess and the Polis</i>	Phoibos Verlag: Wien	2
石黒秀明 [㊦]	アジア税の基礎知識	税務研究会出版局	5
中村元彦 [㊦]	東日本大震災後の公益をめぐる企業・経営者の責任 執筆担当部分：公益法人の不祥事に対する企業経営の活用	文眞堂	9
伊藤宏一 [㊦]	『テクノロジー・ロードマップ2017-2026 全産業編』 執筆担当部分：シェアリング・エコノミー	日経BP社	11

〔訳書〕

訳者名	訳書名	原著者名	原書名	発行所	月
趙軍 [㊦]	日本の中国侵略植民地教育史 四 台湾編	莊名水	日本侵華植民地教育史 四 台湾編 (中国語)	明石書店	1
橋本克己 [㊦]	『フェティシズム全書』	Jean Streff	Traité du fétichisme	作品社	5

千葉商科大学国府台学会

運営委員会委員

(ABC順)

-
- | | | | |
|---|-----|-----|------------|
| | 安藤 | 崇 | (商経学部) |
| | 遠藤 | 隆 | (商経学部) |
| | 藤江 | 俊彦 | (政策情報学部) |
| ○ | 合原 | 理映 | (商経学部) |
| | 五反田 | 克也 | (国際教養学部) |
| | 丸浜 | 千紘 | (人間社会学部) |
| | 箕原 | 辰夫 | (政策情報学部) |
| | 仁平 | 京子 | (サービス創造学部) |
| | 野木村 | 忠度 | (商経学部) |
| | 奥寺 | 葵 | (商経学部) |
| ◎ | 相良 | 陽一郎 | (商経学部) |
| | 清水 | 正昭 | (商経学部) |
| | 山内 | 真理 | (商経学部) |
| | 趙 | 軍 | (商経学部) |
-

◎委員長

○副委員長

©

平成 29 年 3 月 31 日発行

千葉商大論叢 第54巻 第2号

(通巻第 179 号)

編集発行者 千葉商科大学
国府台学会

発行所 千葉県市川市国府台 1-3-1
(〒272-8512)

電話 (047) 372-4111 (代)

印刷所 有限会社 銀座タイプ印刷社
東京都中央区銀座 3-2-12

(〒104-0061)

電話 (03) 5876-8444 (代)

CHIBA SHODAI RONSO

(The Journal of Chiba University of Commerce)

Vol. 54 No. 2 March 2017

Articles

- The Structure of Confidence in the Sustainability of Japanese Public Finance
—With Focus on Policies for Sound Fiscal Structures, Fiscal Consolidation Systems,
and Fiscal Consolidation— *SAITO, Hisahiko* (1)
- Formation and Sustainable Development of Three Crops Rotational Farming on Paddy Field
—Case Study of Minami-Awaji City, Hyogo Pref Japan— *TANO, Hiroshi* (29)
- Business Ethics Education using Stories *NAKAMURA, Shusei* (49)
- Spatial Representation of Time and Consumer Evaluation *PARK, Jaewoo* (77)
- Theory of Exchange & Transformation in a Market Society
—Zone of Intersubjective Action— *HASEGAWA, Hiroshi* (93)
- Human Resource Management Strategy and Utilization Policy of Female Employees ... *OKUDERA, Aoi* (111)
- Grounds that Constitute Securities Fraud *KOSUGI, Ryoichiro* (127)
- A Study on Determinants with Respect to the "Place of Effective Management" in Korean Corporate Income Tax
Act *CHO, Jinhee* (143)
- Effects of Product's Visual Heaviness on Perceived Importance of Purchasing *TOGAWA, Taku* (163)
PARK, Jaewoo
- Revisiting the Concept of Community Engagement *MIYAZAWA, Kaoru* (179)
- The Evolution of Environmental Management Control Systems that emphasis Interaction ... *ANDO, Takashi* (201)
- The Feasibility of Single Deposit Guarantee Scheme on Banking Union in EU
—CAP The Aspect of Revision of Deposit Guarantee Schemes Directive— ... *OHTSUKA, Shigeki* (213)
- Cross-sector Collaboration to Tackle Social Issues
—Stages of Interorganizational Relationship developed by Boundary Spanners— ... *SAITO, Noriko* (229)
- CONSTITUTIONAL EDUCATION *AKIYAMA, Morio* (247)
- 『The Significance of Design Thinking in Open Innovation』 *SATO, Chisato* (259)
- A Study on the Property Tax System in Japan. *USUKI, Tomoaki* (275)
- The Turning Point of Corporate Governance and Risk Management in Japan, and the Merits and Demerits of the
British Governance Reform *FIJIKAWA, Nobuo* (289)
- Study on Chen Tanqiu's thoughts of in-Party struggle of Chinese Communist Party *LIU, Yan* (311)

Notes

- Modern Japan Bridal News Stories
—From the "Yomiuri Shimibun" during the Meiji Era— *IMAI, Shigeo* (319)
- Local Culture and Local Economy from Shikoku 88 Fudasho Pilgrim *SUZUKI, Takao* (335)
- Managing the death of incurable patients for money?
—Problems of the 'Masuda-Report'— *TAMURA, Mitsuyo* (355)

News

- Research Activities outside the University (361)

KONODAI INSTITUTE

Chiba University of Commerce

Konodai, Ichikawa, Chiba, Japan